平成29年 第３回 沖縄県議会（定例会）会議録

平成29年６月20日　開会
平成29年７月14日　閉会
} 25日間

沖　縄　県　議　会

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1．会期日程 …… 9
1．開会日に応招した議員 …… 11
1．応招しなかった議員 …… 11

○第１号（６月20日）

1．開会年月日時 …… 13
1．議事日程 …… 13
1．本日の会議に付した事件 …… 13
1．出席議員 …… 14
1．欠席議員 …… 14
1．欠　　員 …… 14
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 14
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 15
1．開　　会 …… 15
1．黙　　禱（元知事大田昌秀氏逝去） …… 15
1．諸般の報告 …… 15
1．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 15
1．日程第２　会期の決定 …… 15
1．日程第３　議会運営委員の辞任の件 …… 15
1．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 16
1．日程第４　特別委員の辞任の件 …… 16
1．日程追加　特別委員の選任の件 …… 16
1．日程第５　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで …… 16
1．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 16
1．日程第６　陳情第31号、第43号、第44号、第46号の５、第47号から第52号まで及び
　　第58号から第60号までの付託の件 …… 17
1．委員会付託 …… 17
1．日程第７　議員派遣の件（平成29年度沖縄県議会議員海外派遣） …… 18
1．休会の議決 …… 18
1．散　　会 …… 18

○第２号（６月28日）

1．開議年月日時 …… 21
1．議事日程 …… 21
1．本日の会議に付した事件 …… 21
1．出席議員 …… 21
1．欠席議員 …… 21
1．欠　　員 …… 21
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 22
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 22
1．開　　議 …… 22

１．諸般の報告 …… 22
１．日程第１　代表質問 …… 22
　　具志堅　透君 …… 22
　　西銘啓史郎君 …… 35
　　比嘉　京子さん …… 48
　　仲宗根　悟君 …… 55
　　仲村　未央さん …… 60
１．散　　会 …… 69

○第３号（６月29日）

１．開議年月日時 …… 71
１．議事日程 …… 71
１．本日の会議に付した事件 …… 71
１．出席議員 …… 71
１．欠席議員 …… 71
１．欠　　員 …… 71
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 72
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 72
１．開　　議 …… 72
１．比嘉　京子さんの議事進行の動議の提出 …… 73
１．採　　決 …… 73
１．日程第１　代表質問 …… 73
　　赤嶺　　昇君 …… 74
　　新垣　光栄君 …… 84
　　西銘　純恵さん …… 93
　　上原　　章君 …… 105
１．散　　会 …… 115

○第４号（６月30日）

１．開議年月日時 …… 117
１．議事日程 …… 117
１．本日の会議に付した事件 …… 117
１．出席議員 …… 117
１．欠席議員 …… 118
１．欠　　員 …… 118
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 118
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 118
１．開　　議 …… 118
１．比嘉　京子さんの議場の秩序維持を求める決議の動議の提出 …… 118
１．中川　京貴君の社民・社大・結連合代表質問の正否確認を求める動議の提出 …… 119
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで｝ …… 119
１．一般質問・質疑 …… 119
　　島袋　　大君 …… 119

山川　典二君 …… 128
座波　　一君 …… 136
砂川　利勝君 …… 143
中川　京貴君 …… 152
又吉　清義君 …… 162
花城　大輔君 …… 171
1．中川　京貴君の社民・社大・結連合代表質問の正否確認を求める動議の撤回 …… 178
1．日程追加　議員提出議案第１号　議場の秩序維持を求める決議 …… 178
1．比嘉　京子さんの提案理由説明 …… 178
1．質　　疑 …… 178
照屋　守之君 …… 178
1．討　　論 …… 181
新垣　光栄君 …… 182
西銘　純恵さん …… 182
仲村　未央さん …… 183
1．採　　決 …… 184
1．散　　会 …… 185

○第５号（７月３日）

1．開議年月日時 …… 187
1．議事日程 …… 187
1．本日の会議に付した事件 …… 187
1．出席議員 …… 187
1．欠席議員 …… 188
1．欠　　員 …… 188
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 188
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 188
1．開　　議 …… 188
1．諸般の報告 …… 188
1．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで｝ …… 188
1．一般質問・質疑 …… 188
新垣　　新君 …… 189
末松　文信君 …… 198
照屋　守之君 …… 207
仲田　弘毅君 …… 215
翁長　政俊君 …… 222
座喜味一幸君 …… 231
當間　盛夫君 …… 239
1．散　　会 …… 247

○第６号（７月４日）

1．開議年月日時 …… 249
1．議事日程 …… 249

１．本日の会議に付した事件 …… 249
１．出席議員 …… 249
１．欠席議員 …… 250
１．欠　　員 …… 250
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 250
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 250
１．開　　議 …… 250
１．諸般の報告 …… 250
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 250
１．一般質問・質疑 …… 250
大城　憲幸君 …… 251
糸洲　朝則君 …… 258
金城　　勉君 …… 265
金城　泰邦君 …… 272
狩俣　信子さん …… 281
玉城　武光君 …… 287
新垣　清涼君 …… 293
１．散　　会 …… 302

○第７号（７月５日）

１．開議年月日時 …… 305
１．議事日程 …… 305
１．本日の会議に付した事件 …… 305
１．出席議員 …… 305
１．欠席議員 …… 306
１．欠　　員 …… 306
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 306
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 306
１．開　　議 …… 306
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 306
１．一般質問・質疑 …… 306
次呂久成崇君 …… 307
比嘉　瑞己君 …… 314
当山　勝利君 …… 321
平良　昭一君 …… 329
渡久地　修君 …… 338
宮城　一郎君 …… 348
玉城　　満君 …… 355
１．委員会付託 …… 362
１．日程第３　乙第13号議案 …… 362
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 362
１．質　　疑 …… 362
山川　典二君 …… 362

１．議長の発言取り消し留保の宣告 …… 366
　　照屋　守之君 …… 366
１．委員会付託 …… 372
１．日程第４　陳情第79号及び第81号の付託の件 …… 372
１．委員会付託 …… 372
１．休会の議決 …… 372
１．散　　会 …… 372

○第８号（７月14日）

１．開議年月日時 …… 375
１．議事日程 …… 375
１．本日の会議に付した事件 …… 375
１．出席議員 …… 377
１．欠席議員 …… 378
１．欠　　員 …… 378
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 378
１．開　　議 …… 378
１．諸般の報告 …… 378
１．日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案 …… 378
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 378
１．採　　決 …… 379
１．日程第２　乙第３号議案及び乙第４号議案 …… 379
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 379
１．採　　決 …… 380
１．日程第３　乙第５号議案 …… 381
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 381
１．採　　決 …… 381
１．日程第４　乙第11号議案から乙第13号議案まで …… 381
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 381
１．討　　論 …… 382
　　照屋　守之君 …… 382
　　玉城　武光君 …… 384
１．採　　決 …… 384
１．日程第５　乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案 …… 384
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 384
１．採　　決 …… 385
１．日程第６　乙第９号議案 …… 385
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 385
１．討　　論 …… 386
　　山川　典二君 …… 386
　　宮城　一郎君 …… 388
　　照屋　守之君 …… 389
　　瀬長美佐雄君 …… 392
　　親川　　敬君 …… 392
１．採　　決 …… 393

１．日程第７　甲第１号議案 …… 393
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 393
１．討　　論 …… 394
　又吉　清義君 …… 394
　当山　勝利君 …… 395
　當間　盛夫君 …… 396
　比嘉　瑞己君 …… 397
　新垣　光栄君 …… 398
１．採　　決 …… 399
１．一括議題 日程第８　議員提出議案第２号　北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書／日程第９　議員提出議案第３号　沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書 …… 399
１．狩俣　信子さんの提案理由説明 …… 399
１．採　　決 …… 399
１．日程第10　平成28年陳情第83号、同第114号、同第154号、同第162号、同第164号、同第170号、陳情第２号、第15号、第19号、第37号、第40号から第42号まで、第46号の３、第57号、第63号、第66号及び第73号 …… 399
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 399
１．採　　決 …… 400
１．日程第11　平成28年陳情第31号、同第32号、同第41号、同第44号、同第46号、同第56号、同第57号、同第64号、同第65号、同第75号、同第84号、同第134号、同第156号、陳情第８号、第29号、第30号及び第35号 …… 400
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 400
１．採　　決 …… 400
１．日程第12　平成28年陳情第43号、同第80号、同第81号、同第129号、同第131号、陳情第５号、第６号、第17号、第43号、第47号から第52号まで及び第58号から第60号まで …… 400
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 400
１．採　　決 …… 400
１．日程第13　閉会中の継続審査の件 …… 400
１．採　　決 …… 400
１．閉　　会 …… 401

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 403
１．議員提出議案 …… 421
１．諸般の報告 …… 425
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 429
１．議案付託表 …… 431
１．委員会審査報告書 …… 433
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 443
１．議員派遣の件 …… 455
１．請願・陳情文書表 …… 457
１．議案等処理一覧表 …… 495

平成29年第３回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期25日間　自 平成29年６月20日
至 平成29年７月14日

	月　日	曜　日	日　　程	備　　考
1	６月20日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） （議会運営委員の辞任の件） 本 会 議 （特別委員の辞任の件） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	21日	水	議案研究	
3	22日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	23日	㊎	休　　会	慰霊の日
5	24日	㊏	休　　会	
6	25日	㊐	休　　会	
7	26日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
8	27日	火	議案研究	
9	28日	水	本 会 議（代表質問）	
10	29日	木	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限（常任委）
11	30日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
12	７月１日	㊏	休　　会	
13	２日	㊐	休　　会	
14	３日	月	本 会 議（一般質問）	
15	４日	火	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
16	５日	水	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
17	６日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	７日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	８日	㊏	休　　会	
20	９日	㊐	休　　会	
21	10日	月	委 員 会（常任委員会）	
22	11日	火	委 員 会（特別委員会）	
23	12日	水	休　　会（予備日）	
24	13日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	14日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君	又　吉　清　義　君
赤　嶺　　昇　君	末　松　文　信　君
瀬　長　美佐雄　君	渡久地　　修　君
玉　城　武　光　君	玉　城　　満　君
親　川　　敬　君	仲　村　未　央　さん
新　垣　光　栄　君	照　屋　大　河　君
次呂久　成　崇　君	仲宗根　　悟　君
宮　城　一　郎　君	崎　山　嗣　幸　君
大　城　憲　幸　君	金　城　　勉　君
金　城　泰　邦　君	砂　川　利　勝　君
西　銘　啓史郎　君	具志堅　　透　君
新　垣　　新　君	島　袋　　大　君
座　波　　一　君	中　川　京　貴　君
比　嘉　瑞　己　君	座喜味　一　幸　君
西　銘　純　恵　さん	嘉　陽　宗　儀　君
平　良　昭　一　君	新　垣　清　涼　君
上　原　正　次　君	狩　俣　信　子　さん
当　山　勝　利　君	比　嘉　京　子　さん
亀　濱　玲　子　さん	大　城　一　馬　君
當　間　盛　夫　君	糸　洲　朝　則　君
上　原　　章　君	照　屋　守　之　君
山　川　典　二　君	仲　田　弘　毅　君
花　城　大　輔　君	翁　長　政　俊　君

応招しなかった議員

瑞慶覧　　功　君

平成29年6月20日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　1　号）

平成２９年
第　３　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成29年６月20日（火曜日）午前10時２分開会

議　事　日　程　第1号

平成29年６月20日（火曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議会運営委員の辞任の件
第４　特別委員の辞任の件
第５　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで（知事説明）
第６　陳情第31号、第43号、第44号、第46号の５、第47号から第52号まで及び第58号から第60号までの付託の件
第７　議員派遣の件（平成29年度沖縄県議会議員海外派遣）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第４　特別委員の辞任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第５　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第９号議案　訴えの提起について
　乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
　乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
日程第６　陳情第31号、第43号、第44号、第46号の５、第47号から第52号まで及び第58号から第60号までの付託の件
日程第７　議員派遣の件（平成29年度沖縄県議会議員海外派遣）

出 席 議 員（46名）

議長	新里米吉君	22番	又吉清義君
副議長	赤嶺昇君	23番	末松文信君
1番	瀬長美佐雄君	25番	渡久地修君
2番	玉城武光君	26番	玉城満君
3番	親川敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城勉君
8番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9番	西銘啓史郎君	33番	具志堅透君
10番	新垣新君	34番	島袋大君
11番	座波一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君

欠 席 議 員（1名）

39番	瑞慶覧功君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君
副知事	浦崎唯昭君		
副知事	富川盛武君	土木建築部長	宮城理君
政策調整監	吉田勝廣君	企業局長	町田優君
知事公室長	謝花喜一郎君	病院事業局長	伊江朝次君
総務部長	金城武君	会計管理者	大城玲子さん
企画部長	川満誠一君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
保健医療部長	砂川靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	島尻勝広君	公安委員会委員	與儀弘子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君	警察本部長	池田克史君

労働委員会 会長代理	宮尾尚子さん	代表監査委員	當間秀史君
人事委員会 委員長	宮國英男君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成29年第３回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る６月12日、元知事大田昌秀氏が逝去されました。

つきましては、大田元知事の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立　黙禱〕

○議長（新里米吉君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（新里米吉君）　次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案13件並びに平成28年度繰越計算書、平成29年５月末現在の平成29年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願３件及び陳情27件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君は、別用務のため本日、28日、30日、７月３日及び４日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、28日及び７月４日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、30日及び７月３日の会議に同委員会委員天方徹君の出席を求めました。また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、28日から30日まで及び７月３日から５日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理宮尾尚子さん、28日から30日まで及び７月３日から５日までの会議に同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

12番　比嘉瑞己君　及び

19番　上原章君

を指名いたします。

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から７月14日までの25日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から７月14日までの25日間と決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第３　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

６月８日、次呂久成崇君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

次呂久成崇君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、次呂久成崇君の議会運営委員の辞任を許可

することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま次呂久成崇君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により崎山嗣幸君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に崎山嗣幸君を選任することに決定いたしました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　特別委員の辞任の件を議題といたします。

６月８日、崎山嗣幸君から米軍基地関係特別委員を、照屋大河君から子どもの未来応援特別委員を、それぞれ都合により辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

崎山嗣幸君及び照屋大河君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、崎山嗣幸君及び照屋大河君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

米軍基地関係特別委員の崎山嗣幸君及び子どもの未来応援特別委員の照屋大河君の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により米軍基地関係特別委員に照屋大河君を、子どもの未来応援特別委員に次呂久成崇君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に照屋大河君を、子どもの未来応援特別委員に次呂久成崇君をそれぞれ選任することに決定いたしました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第５　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成29年第３回沖縄県議会の開会に当たり、まず、去る６月12日に御逝去されました、元沖縄県知事大田昌秀氏の御冥福をお祈りいたします。

大田氏は、沖縄県知事、参議院議員など要職を歴任し、本県の振興・発展、基地問題の解決並びに平和行政の推進に尽力されました。

特に、敵味方の区別なく沖縄戦で命を落とされた全ての方々を追悼する「平和の礎」の建立や、米軍基地負担の軽減に全身全霊で取り組まれたことなど、その功績は誰もが認めるところであります。

大田氏の御功績をたたえ、その遺徳をしのび、御冥福を祈念するため、沖縄県や県議会を初め、各界各層で構成する県民葬実行委員会の主催により、県民葬を実施したいと思っております。

それでは平成29年第３回沖縄県議会（定例会）に提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案１件、条例議案６件、議決議案４件、同意議案２件の合計13件であります。

それではまず、甲第１号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号)」は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る弁護士への訴訟委託料として517万2000円を計上するものであります。

次に、乙第１号議案から乙第６号議案までの条例議案６件について、御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義の明確化を図る必要があること等から条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、自動車取得税のエコカー減税について、対象範囲を平成32年度燃費基準のもとで見直しを行った上で、延長する必要があること等から条例を改正するものであります。

乙第３号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、国の基準省令の一部が改正されたことに伴い、指定放課後等デイサービスに関する人員配置基準を見直すとともに、事業内容に関する自己評価の実施とその公表を義務づける必要があること等から条例を改正するものであります。

乙第４号議案「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国の基準省令の一部が改正されたことに伴い、就労継続支援Ａ型について、利用者の希望を踏まえた就労機会の提供を義務づけるとともに、利用者に支払う賃金等を自立支援給付費から支払うことを原則禁止する必要があること等から条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例」は、県土の景観形成に係る重要事項を一元的に調査審議することにより、景観形成の円滑な推進を図るため、沖縄県景観形成審議会に沖縄県屋外広告物条例の規定による調査審議事項を担任させる必要があることから条例を改正するものであります。

乙第６号議案「沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例」は、自動車保有関係手続についてワンストップサービスを導入するため、自動車保有に係る手数料等の収入方法、納付時期等について関係規定を整備する必要があることから条例を改正するものであります。

次に、乙第７号議案及び乙第８号議案の議決議案２件は、工事請負契約についての議決内容の一部変更について議決を求めるものであります。

乙第９号議案「訴えの提起について」御説明いたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。これらのことから、岩礁破砕等行為の差しとめについて、訴えを提起するため議決を求めるものであります。

乙第10号議案は、県道の路線の認定及び廃止をするため議決を求めるものであります。

最後に、乙第11号議案から乙第12号議案までの同意議案２件は、人事委員会委員、収用委員会委員、収用委員会予備委員の任期満了等に伴い、その後任を選任・任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第６　陳情第31号、第43号、第44号、第46号の５、第47号から第52号まで及び第58号から第60号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情13件のうち、陳情第31号、第43号、第44号、第47号から第52号まで及び第58号から第60号までの12件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第46号の５については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第７　議員派遣の件を議題といたします。

―――――――――――――――――――――

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を海外へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明６月21日から27日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月21日から27日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時21分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年6月28日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　2　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成29年６月28日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第2号

平成29年６月28日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	新　里　米　吉　君	22　番	又　吉　清　義　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	23　番	末　松　文　信　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	25　番	渡久地　　修　君
2　番	玉　城　武　光　君	27　番	仲　村　未　央　さん
3　番	親　川　　敬　君	28　番	照　屋　大　河　君
4　番	新　垣　光　栄　君	29　番	仲宗根　　悟　君
5　番	次呂久　成　崇　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
6　番	宮　城　一　郎　君	31　番	金　城　　勉　君
7　番	大　城　憲　幸　君	32　番	砂　川　利　勝　君
8　番	金　城　泰　邦　君	33　番	具志堅　　透　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	34　番	島　袋　　大　君
10　番	新　垣　　新　君	35　番	中　川　京　貴　君
11　番	座　波　　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
15　番	上　原　正　次　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	43　番	大　城　一　馬　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	45　番	糸　洲　朝　則　君
18　番	當　間　盛　夫　君	46　番	照　屋　守　之　君
19　番	上　原　　章　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
20　番	山　川　典　二　君	48　番	翁　長　政　俊　君
21　番	花　城　大　輔　君		

欠　席　議　員（２名）

26　番	玉　城　　満　君	39　番	瑞慶覧　　功　君

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長宮國英男君は、所用のため本日から30日まで及び７月３日から５日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から30日まで、及び７月３日から５日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　おはようございます。

沖縄・自民党の具志堅透でございます。

沖縄・自民党を代表して、通告に従い質問を行います。

まず１の知事の政治姿勢についてであります。

翁長知事が就任して２年が過ぎました。この間、知事の言動が県内だけでなく日米両政府に与えた影響は、はかり知れないものがあります。

この２年、翁長知事は公約である辺野古に新基地を絶対につくらせないの実現に向け、国との訴訟合戦、訪米、国連での日本政府批判、高江ヘリパッド問題などなどなりふり構わぬ言動を繰り返してまいりました。しかし、この２年間、結果を見れば県民との約束は何ら達せず、知事がやったことといえば、これまでの保守対革新の対決から、自民党対オール沖縄の対決に形を変えただけであります。もはや、翁長知事が県民に与えた、イデオロギーよりアイデンティティーは色あせ、今や翁長知事のかたいイデオロギーだけが目立ってまいりました。

また、翁長知事の辺野古移設阻止の手法と多くの県民の思惑にも明らかに乖離が目立ち初めております。さきの宜野湾市長選、宮古島市長選、浦添市長選、そしてうるま市長選と、立て続けて翁長知事が支援したオール沖縄候補は敗れたことがその証左であります。

最高裁判決で県敗訴の結果を受けても、辺野古移設問題で激しく国批判を繰り返し、和解条項を無視し、勝訴の確信のないままに、新たに国に対し訴訟を提起する。今の知事はまさにイデオロギーの塊であります。任期残り２年、これからもイデオロギーの塊で突き進んでいくのか、残念であります。

以上の観点から、次の質問を行います。

(1)、翁長知事は、公約である辺野古に新基地はつくらせないを実現するためにこれまでの２年間は国との対立一辺倒であったが、最高裁判決で負けが決定した。残り任期２年弱になった中で公約の実現は可能と考えているのか、見解を伺いたい。

(2)、知事は、宮古島市長選、浦添市長選及びうるま市長選とオール沖縄候補を支援し、反自民の姿勢を明確にしてきた。その一方で、国家戦略として沖縄振興策の推進を自民党に支援要請しております。この使い分けが知事の言うイデオロギーよりアイデンティティーであるか伺いたい。

(3)、本県を含め我が国に存在する米軍基地は日米安全保障体制に基づいている。知事は、その日米安全保障体制の重要性は理解していると事あるごとに述べていながら、日米安全保障体制を否定する政党・団体と一体となり、国内外に日本政府批判を繰り返している。知事の本意はどこにあるのか伺いたい。

(4)、前副知事安慶田光男氏の教員採用試験や教育庁人事介入問題を協議する第三者委員会が設置された。介入があったかについては、既に県教育委員会が介入があったと事実関係を認定している。県教育委員会の事実認定の確認と前教育長人事への県知事の関与も調査すべきではないか、知事の見解を伺います。

(5)、報道によれば、前副知事安慶田光男氏は社団法人を設立し、対立関係にある県と政府との調整役を担うというが、知事の社団法人の立ち上げへのかかわりと翁長県政との連携について伺いたい。

(6)、世界最大の観光総合見本市ツーリズムＥＸＰＯジャパンの2020年大会を本県に誘致し、会場にＭＩＣＥ施設を予定しているようだが、2020年９月までの完成に向け、国などから指摘された課題や問題点、財源として一括交付金の確保等クリアする見込みであるか伺いたい。

(7)、西普天間住宅地区跡地の活用で、翁長知事は、自民党沖縄振興調査会で、県立普天間高校移転を指示したと述べた。これまで翁長県政は一貫して移転を否定してきた。短期間で考えが変わった理由と背景に何があったか伺いたい。

(8)、宮古島市、石垣市への自衛隊配備問題について、知事はみずからの考えを明確にしていないが、北朝鮮による我が国への脅威も懸念されている。また、中国との尖閣諸島問題も緊迫化している。沖縄県知事としてみずからの姿勢を明確に示すべきではないか伺いたい。

２、普天間飛行場移設問題関係について。

去る６月７日、翁長知事は沖縄防衛局に対し、岩礁破砕行為を伴う行為を差しとめる訴訟と判決までの工事中断を求める仮処分を同時に行うとし、今議会に提案をしております。

知事は去る３月25日、埋立承認撤回を必ずやると明言していながら、今回なぜ撤回ではなく専門家や身内からさえも門前払いを懸念される工事差しとめ訴訟に踏み切ったのかであります。支持団体等からは撤回を激しく突き上げられ、かと言って撤回は材料不足で軽々に提起できない。そこで今回の訴えを提起せざるを得なくなったというのが実情のようであります。そこまで追い込まれた翁長県政の実態がうかがえるのであり、そこまで県民の血税を無駄遣いする無神経さに驚きであります。

そもそも和解条項が出た背景には、延々と続く裁判闘争を避け双方の協議と並行し、是正指示の取り消し訴訟一本で最終決着をさせることにあったのであります。県がこれを無視し、是正指示取り消し訴訟をしなかったことで、国は県の不作為を違法とし、違法確認訴訟を提起したのであり、和解条項に沿った是正指示からの一連の流れと捉えることが自然であります。現に、裁判所の判断も和解条項に沿ったものとなっており、高裁判決では、今回の不作為の違法確認訴訟にも和解条項の効力が及ぶと明確に判じております。最高裁判決は和解条項に直接触れてはいないが、期間の経過、不作為の違法についての判断で、和解条項５項、６項に規定する期間１週間を適用しているから、和解条項を前提に判断をしていることは明らかであります。

以上のことから、県は国との合意を守るべきであり、今回の工事差しとめ訴訟は明らかに知事の法律無視、知事権限の濫用であります。県がとるべき方策、残された手段は、撤回以外にないのであります。今回差しとめ訴訟に係る訴えの提起を取り下げるべきであります。

そこで伺います。

(1)、知事は、県漁業調整規則に反するとして、岩礁破砕行為を伴う工事の差しとめ訴訟を提起すると発表した。県は最高裁判決で敗訴が確定していながら、県民の血税を使ってさらなる訴訟に踏み込むからには、勝訴の確信がなければなりません。勝訴の見込み

はあるのか、知事の見解を伺いたい。

(2)、今回の訴訟提起は、現に岩礁が破砕されていることを確認したわけでなく、破砕されるおそれがあるとの予想のもと工事をとめるとしている。予想されるから訴訟を提起するというのは、知事の権限濫用ではないか、見解を伺いたい。

(3)、今回の工事の差しとめ訴訟と同時に判決までの工事中断を求める仮処分も求めるというが、仮処分を求めるからには、県に保全すべき権利があると主張しなければならないが、どのような権利が保全すべき権利に当たるのか、根拠を説明願いたい。

(4)、今回県が提起する差しとめ訴訟は、行政事件訴訟法に基づく差しとめ訴訟か、それとも民事事件訴訟法に基づく差しとめ訴訟か、いずれであるか伺いたい。

(5)、沖縄防衛局は、水産庁の法解釈を受けて新たな岩礁破砕許可は必要ないとしております。また、県は、水産庁からも同様の回答を得ている。そして水産庁はことし３月に各都道府県にも通知をしております。県が解釈権を持つ水産庁の見解を間違っているというのであれば、間違っているという根拠は何か伺いたい。

(6)、宝塚パチンコ訴訟での最高裁判決では、「地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求められるような場合には、法律上の争訟に当たると言うべきである」と判示されているが、県は、差しとめ訴訟によってどのような財産上の権利利益を守ろうとしているのか、具体的に説明願いたい。

(7)、県は、サンゴ類の特別採捕許可を得るよう沖縄防衛局に求めているが、事業実施前にサンゴ類の移植・移築を実施すべきであるとの考えか。そうであれば、県としてサンゴ類の移植・移築を望んでいると理解していいか伺いたい。

(8)、県は、辺野古は岩礁破砕許可を不要と言いながら、那覇空港第２滑走路増設工事では岩礁破砕許可を申請しているのは国の二重基準と批判しているが、辺野古と那覇空港は条件は全く同じであるのか伺いたい。

(9)、知事は、辺野古移設を阻止することが普天間飛行場の返還につながるとしている。その一方で、国に対し５年以内の普天間飛行場の運用停止を要請している。言動が矛盾していないか伺いたい。

(10)、知事は、去る３月25日に正式に埋立承認を撤回すると表明した。そして支持団体等から早期の撤回を求められるたびに、必ず撤回すると明言している。知事の考える撤回はこれほど軽いものであるか。また今回、撤回でなく差しとめ訴訟を提起するのはなぜか伺いたい。

(11)、2017年の経済財政運営方針、いわゆる骨太方針に西普天間住宅地区跡地へ琉球大学医学部附属病院移転と通じた沖縄健康医療拠点の形成とともに普天間高校の移転も盛り込まれた。県の今後の取り組みについて伺いたい。

３、県内社会資本の整備について伺います。

2016年度、県発注工事の契約率は91.3％、契約額は1751億円と８年ぶりに90％台超えと高い契約率を達成したと翁長知事は発表いたしております。その一方で、県内の建築単価は高騰を続け、全国平均を上回っており、2016年度の１平方メートル当たりの建築単価は、前年比で10.8％も増加しており、1980年代後半から90年代初頭のバブル期よりも高い水準に達しているということであります。しかし、2017年度の国の沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金は前年度の807億円から670億円に、実に137億円も減額されました。この影響で2017年度には発注する予定の工事件数は大幅減となるようであり、建設業界からは地域経済への影響を懸念されております。

そこで伺います。

(1)、2017年度の県の当初発注の工事が、国の公共投資交付金（ハード交付金）の減額により大幅減となったようだが、減額の理由と県建設業や経済への影響等について伺いたい。

(2)、本県の物流拠点である那覇港の荷役量は、復帰後３倍にふえたと言われるが、県内から積み込む荷物の取扱量は、依然全体の半分にも満たない片荷輸送と言われる。現状と解消策について伺いたい。

(3)、所有者不明土地の取り扱いをめぐり、政府は、土地収用法の見直しの検討に入ったようだが、本県における所有者不明土地の状況と県工事への影響について伺いたい。

(4)、米軍管理区域における公共工事の迅速化について、県は、政府に要請しているが、関連する区域と対象工事の進捗の状況等について伺いたい。

(5)、改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数が利用する大型施設に対し耐震診断が義務づけられているが、本県の状況と未公表の理由について伺いたい。

(6)、県内の建築単価が全国平均を上回る勢いで高騰を続けており、建築需要の高まりで技術職人不足が単価上昇の要因との指摘もあるが、県はどのように分析しているか。また、今後の県の対策について伺いたい。

議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○具志堅　透君　４、子ども・子育て支援について。

待機児童解消に向け県は、平成25年８月にまとめた県待機児童対策構想指針において、市町村の待機児童解消計画として平成25年度から29年度の計画期間において待機児童解消いわゆるゼロにするとしております。本県はひとり親家庭等の割合の高さや核家族のうち６歳未満の子供のいる世帯の割合が全国１位であることから、育児をしながら仕事についている女性の有業率は全国より10％以上も高い状況にあります。そのため、保育サービスを必要とする子育て世帯は極めて高い状況にあり、待機児童の解消は喫緊の課題であります。県においてこれまでの市町村との連携のあり方や計画の進捗状況の点検、検証を図り、思い切った市町村待機児童解消計画の見直しを行うべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、県待機児童対策行動指針で、市町村の待機児童解消計画を策定させ、計画期間は平成25年度から平成29年度とし、待機児童解消ゼロの計画とすることとしているが、現状と目標達成の見通しについて伺いたい。

(2)、４月１日現在で県内の待機児童数は2253人で、市町村によって増減が見られるようであるが、市町村別の増減の状況とその理由、特徴について伺いたい。

(3)、21世紀ビジョン実施計画で待機児童数解消の成果指標を示しているが、保育の受け皿と一体であるべき保育士の確保についての指標はありません。保育士不足が深刻な中、県の取り組みについて伺いたい。

(4)、県外部監査結果によると、県内保育士の処遇は全国下位の水準にあるとしているが、県はこれをどう受けとめ、どう対処するか伺いたい。

(5)、市町村、特に那覇市においては、定員割れの認可保育園や希望しても入れない保育園を抱えているところもあるようだが、なぜミスマッチが起きるのか、県として指導が必要ではないか伺いたい。

(6)、内閣府は、今年度も約11億円の子供の貧困緊急対策費の交付を決定した。県及び市町村の事業内容で昨年度との違いと効果について伺いたい。

(7)、子供の数が36年連続減少となったが、本県の状況と加速している少子化に歯どめをかける方策について、県の取り組みを伺いたい。

(8)、子育てと仕事の両立の負担が女性に偏っている状況を改善するため、男性の育児休業取得率の向上が課題となっているが、国も利用促進に向けた取り組みを進めております。本県の状況と県の取り組みについて伺いたい。

５、地域福祉・医療の充実強化について伺います。

本県においては、県立病院に対する地域住民の依存度が高く、地域医療を担っている状況にあり、適正な医師の確保は不可欠であります。そのため、県病院事業局は、全国を飛び回って医師、特に産科・小児科医師の確保に努めている状況にあります。一方、本県は、介護を要する特別養護老人ホームに入れない、いわゆる特養待機が2587人となっております。高齢化が進展する状況で、要介護者の増加で医療的ケア、生活援助など、介護士の役割は増しており、早急な対応が必要であると考えます。

21世紀ビジョン基本計画の掲げる高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせる環境づくりの理念、施策が十分に生かされることが重要であり、県の取り組みに期待を寄せるものであります。

そこで伺います。

(1)、厚労省の調査で勤務医や開業医の約１万6000人のうち、約４割が県庁所在地など以外の地方での勤務の意思があり、特に20代の勤務医の６割が地方勤務の意思ありと回答しているようである。本県は医師確保で全国に出かけており、調査内容を精査し、今後の医師確保に生かしていくべきと考えるが、県の基本方針を伺いたい。

(2)、震度６強以上を想定した耐震基準を満たしていない病院が県内で８病院あるようだが、県立病院は耐震基準を満たしているか。また、改善に向け国の補助制度の活用などの指導が必要ではないか伺いたい。

(3)、介護士の不足が続く中、国家資格の介護福祉士を養成する県内４カ所の専門学校で定員割れが続いているが、その理由と今後の県としてとり得る対策について伺いたい。

(4)、介護士の待遇は全国的に低いと言われるが、本県と全国との比較、介護報酬の仕組み、本県の介護士の待遇が低い理由等について伺いたい。

(5)、特別養護老人ホームに入れない、いわゆる特養待機について、本県における状況と受け皿施設の増設計画について伺いたい。

(6)、県内の民生委員の充足率は全国最下位となっているようだが、民生委員の活動の実態、委嘱・改選の仕方、関係機関・団体への協力呼びかけ等について、本県においてどのように行われているか、伺いたい。

(7)、障害者差別解消法が施行され１年が経過したが、障害を理由とした不当な差別の排除や合理的配慮はどの程度進んだか。また、同法が求める支援協議会

の設置がおくれているのはなぜか伺いたい。

６、北部振興について。

北部圏域12市町村の振興については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後10年間における北部圏域の目指す振興の基本方針と課題・問題点の解決について方向性を示しております。北部圏域の課題として、名護市から北の地域や離島において過疎化と高齢化の進行、圏域全体に共通する医師不足、地域の実情に応じた定住条件の整備、そして産業振興などが喫緊の課題として指摘をされております。北部振興策が策定されて15年余が経過した今日においても、北部地域は県内の他の地域に比べ１人当たりの所得は低く、過疎地域が多く存在するという課題も改善されていないのであります。残念でなりません。北部地域は、その総面積の約７割を山林が占め、天然記念物であるヤンバルクイナを初め多くの動植物の生息地であります。さらに、沖縄本島の水資源の供給地として、福地ダムや安波ダム、羽地ダムなど多くのダムが北部に集中し、県民生活へ大きく貢献していることを忘れてはならないと考えます。

そこで伺います。

(1)、国が策定した沖縄県北部地域の振興に関する方針に掲げる北部圏域における振興策について、これまでの取り組みの成果と、条件整備がおくれている地域に対する基盤整備や定住条件の整備をどのように図っていくか伺いたい。

(2)、金融特区の対象範囲を拡大した経済金融活性化特別地区について、現状と優遇措置を受ける企業の入居数について伺いたい。

(3)、北部地域や離島の医師不足の解消を図るため設置された緊急医師確保対策基金について、北部地域の産科医師不足に対応するため、どのような施策を実施しているか、取り組み状況を伺いたい。

(4)、北部地域の過疎化の歯どめと若者の定住を促進し地域の活性化を図るため、地域高規格道路名護東道路の本部方面への延伸について、県の取り組みを伺いたい。

(5)、北部地域への基幹病院整備について、県立病院と北部地区医師会病院と統合し、北部地域住民の安心・安全な医療体制の整備は喫緊の課題であります。県の取り組みの進捗状況を伺いたいと思います。

(6)、伊江港湾内のうねり対策について、県のこれまでの観測調査の結果と具体的対策について伺いたい。そのことは伊江村からもさまざまな要望があることもつけ加えておきたいと思います。

(7)、北部地域や過疎地域における農家は高齢化が進み、人手不足が深刻であり、特に作物の収穫期には人手の確保が難しい状況であります。改正国家戦略特区の成立で外国人労働者の農業就労が可能となったが、本県も特区指定を受ける必要があると考えますが、県の考え方を伺いたいと思います。

以上、代表質問を終わります。必要に応じて再質問をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

具志堅透議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、各市長選における支援と振興策に関する要請についてお答えをいたします。

私は、イデオロギーよりアイデンティティーを優先し、県民の心を一つにして、オール沖縄で立ち向かわなければ沖縄の基地問題は解決しないと考え、自身の知事選挙において、オール沖縄で普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回に取り組むことを訴え、有権者の支持を得て当選をいたしました。最近の一連の市長選挙においても、このような私の信条と政治姿勢を同じくする候補者を応援したところであります。

一方、沖縄振興策については、自民党も推進している沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて各種施策に取り組んでいるところであり、基本的に政策は一致していると認識しております。そのため、国政与党である自民党に対して支援要請を行っているところであります。

次に、普天間飛行場移設問題関係についてに関する御質問の中の、差しとめ訴訟の勝訴の見込みについてお答えをいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手をし、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置できないことから、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、今回、差しとめ訴訟の提起が可能であると判断したところであります。本議会において議決が得られましたら、準備が整い次第、訴えを提起し、裁判所において県の正当性を主張してまいります。

次に、沖縄健康医療拠点の形成と普天間高校移設に

関する県の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を目指し、国、県、宜野湾市、琉球大学、市地主会等で構成する国際医療拠点協議会を中心に取り組んでいるところであります。普天間高校の移設については、これまでの県議会における議論や宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。

沖縄県としましては、これらの事業を跡地利用の先行モデルとして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、新基地をつくらせないという公約についてお答えいたします。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げて当選し、県政の最重要課題として取り組んでおります。不作為の違法確認訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですが、今回は埋立承認という一つの手続について最高裁の判断が示されたものにすぎません。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないとの公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、日米安全保障体制に関する認識についてお答えいたします。

沖縄県は、日米安全保障体制については、これまで日本と東アジアの平和と安定に寄与してきたと考えております。しかしながら、戦後72年を過ぎても日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.4％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、到底容認できるものではありません。

知事は、沖縄の基地問題を解決するためには、県民の心を一つにしてオール沖縄で立ち向かう必要があると考え、オール沖縄で普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回に取り組むことに賛同する方々と行動をともにしているところであります。

次に、安慶田前副知事が設立する社団法人についてお答えいたします。

安慶田前副知事が沖縄の経済振興に関する研究機関を立ち上げるという話は、新聞報道等では承知しておりますが、知事も沖縄県としましても、それ以上のことについては把握しておりません。

次に、宮古島市及び石垣市の自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助や不発弾処理など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、岩礁破砕等行為を確認する前の訴訟提起についてお答えいたします。

沖縄県としては、今回の差しとめ訴訟の法的論点について、弁護士と検討を重ねるとともに、行政法学者へも意見聴取等を行いました。その結果、公有水面埋立承認願書に記載されている工事の内容から、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、現時点で既に許可を得ずに岩礁破砕等行為をしてはならないという公法上の義務履行請求権が発生しており、差しとめ訴訟の提起が可能であると判断したところであります。

次に、仮処分申し立ての被保全権利についてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則は、漁業権の設定されている区域において、知事の許可を得ない岩礁破砕等を行うことを禁止しており、一般的な不作為義務を課しております。このため、沖縄県には、その義務を負っている相手方である国に対する不作為義務の履行請求権が帰属しております。したがって、今回の仮処分の申し立てにおける被保全権利は、その義務の履行請求権になります。

次に、差しとめ訴訟の訴訟類型についてお答えいたします。

今回の差しとめ訴訟は、沖縄県が国に対して、漁業権の設定されている漁場内において岩礁破砕等を行ってはならないという公法上の義務の履行を求めて訴えを提起するものであります。したがって、行政事件訴訟における実質的当事者訴訟に該当するものであって、行政事件訴訟法に基づく差しとめ訴訟であります。

次に、差しとめ訴訟と宝塚判決との関係についてお答えいたします。

宝塚判決については、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は法律上の争訟に当たらないとするものであって、それ以外の法律上の争訟に該当する訴訟の例示として、財産権の主

体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める訴訟を挙げているものと考えております。したがって、今回の差しとめ訴訟が財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める訴訟に当たらないことをもって、法律上の争訟に該当しないということにはならないものと考えております。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

平成26年２月18日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、安倍総理は、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減に関する４項目について、政府としてできることは全て行うと述べているほか、平成28年１月の質問主意書に対する答弁書においても同様の政府見解が示されております。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。

次に、撤回等差しとめ訴訟についてお答えいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。今回の差しとめ訴訟は、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、これをとめるため訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、第三者委員会に関し、口きき等疑惑に係る県教育委員会の事実認定と教育長人事の調査についてお答えをいたします。

前副知事による口きき等の問題については、県教育委員会の調査により働きかけがあったと考えざるを得ないとされているところですが、県としては、県民の多大な不信を招いた事態を重視し、県民の信頼回復に向け、改めての調査と防止策の検討が必要と考え、客観性・公正性を確保する見地から、外部専門家による第三者委員会を設置しました。同委員会は、教員採用試験や教育庁内の人事に関する口きき等の疑いに対し、事実関係の調査と再発防止策を検討することとしており、前教育長本人の人事については、調査の対象となることは想定しておりません。

次に、県内社会資本の整備についての御質問の中で、沖縄振興公共投資交付金の減額理由についてお答えいたします。

平成29年度の沖縄振興公共投資交付金については、相当程度の繰越額が恒常的に生じていることに加え、不用額等を総合的に勘案の上減額されたものと聞いております。

県としては、繰り越しは制度として認められていること、一定程度の不用は入札に伴う執行残や経費の節減努力などによりやむを得ないものであると考えております。そのため、減額の理由とすることに疑問があり、納得できない旨を内閣府沖縄担当部局に繰り返し説明しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ハイサイグスーヨー　チューウガナビラ。

私は、この４月１日付で文化観光スポーツ部長を拝命いたしました、嘉手苅孝夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、大変好調な本県の観光を引き続き発展させていくとともに、沖縄のすばらしい文化やスポーツのさらなる振興を図っていくため全力を尽くして頑張ってまいりますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

それでは、具志堅透議員の知事の政治姿勢についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設建設に係る財源の確保及び課題の解決についての御質問にお答えをいたします。

大型ＭＩＣＥ施設については、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備することとしており、施設整備の基本設計や実施設計など、段階に応じた予算確保ができるよう、国と協議を重ねているところであります。

県としては、国に課題として指摘されている需要推計や周辺環境整備等について、引き続き丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　ハイサイ　グスーヨー。おはようございます。

私は、本年４月に企画部長を拝命いたしました、川満誠一と申します。

沖縄振興のため精いっぱい努力する所存でございます。議員の皆様の御指導、御助言を今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、御答弁申し上げます。知事の政治姿勢に

ついてのうち、普天間高校の移設についてお答えいたします。

普天間高校の移設については、これまで同校の同窓会やＰＴＡからの教育環境の改善を求める移設要望を踏まえ、県教育委員会とともに検討を行ってまいりました。現在は、これまでの県議会における議論や宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、引き続き、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところでございます。

次に、北部振興についての御質問の中の、北部振興事業の成果と今後の対応についてお答えいたします。

北部振興事業につきましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成12年度より情報通信関連施設等の整備を初め道路、港湾、住宅などの社会資本整備や生活環境の整備などが進められております。これらの取り組みにより、約2500人の雇用が創出されるとともに、北部圏域全体で人口が約4900人増加するなど、一定の成果を得ております。しかしながら、北部地域は県内の他の地域に比べ１人当たりの所得が低いことや過疎地域が多く存在するなど課題も残されております。

沖縄県といたしましては、今後とも北部12市町村と連携し、産業振興のための基盤整備や公営住宅などの定住条件の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく北部振興についての中の、経済金融特区の現状等についてお答えいたします。

多様な産業の集積を促進し、北部圏域の産業の振興を図るため、経済金融活性化特別地区に指定された名護市におきましては、新たに進出した企業を含め、平成29年３月末現在で、金融関連14社、情報通信関連22社のほか水産養殖業関連企業等が立地いたしております。このうち、同特別地区が創設された平成26年度から平成28年度にかけて、税制優遇措置に係る事業認定を受けた企業は５社、平成26年度から平成27年度にかけて同優遇措置の適用件数は９件となっております。

県といたしましては、今後とも地元と連携し、同制度を最大限に活用することで北部圏域の振興をより一層図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、水産庁の法解釈に対する県の見解の根拠についてお答えいたします。

平成29年３月14日付の通知で示された水産庁の見解は、「漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅する」というものでありました。このいわゆる漁業権の一部放棄に関しては、昭和60年政府見解を初めとして、直近では、平成24年の水産庁長官名で発出された漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言においても、「その性質が漁場の縮小という、漁業権の内容を変動させるものであることから、漁業権の変更に該当するとして、漁業権者の議決により漁業権は当然に変更されるものではない」とされてきた経緯があり、県としましてもそのように解釈、運用してきております。

今回の水産庁見解に対して、過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対して２度にわたり文書照会を行いましたが、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないとしているものであります。

次に、辺野古と那覇空港における岩礁破砕等許可申請についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設工事に当たり、漁業権者が総会でいわゆる漁業権の一部放棄を議決したことをもって、漁業権は消滅しているとして、新たな岩礁破砕等許可を受ける必要はない旨を県に通知し、海上工事を行っております。一方、内閣府沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所は、普天間飛行場代替施設建設工事と同様に漁業権者から漁業権の一部放棄の議決を受けた上で、その区域も含めて新たな岩礁破砕等許可申請を行い、県の許可を受けて工事を継続しております。沖縄防衛局と沖縄総合事務局は、漁業権者から漁業権の一部放棄の議決を受けるという同じ条件であるにもかかわらず、同じ国の機関でありながら、異なった対応を行っていると認識しております。

次に、北部振興についての御質問の中の、国家戦略特区指定の必要性についてお答えいたします。

改正国家戦略特区法については、さきの通常国会において成立し、特区のメニューとして、外国人の農業就労が追加されることとなりました。今後、外国人労働者の資格要件や受け入れ機関など、具体的な内容が示される予定となっております。また、本県は既に、沖縄県国際観光イノベーション特区として指定されておりますが、同メニューを活用するためには、改めて内閣総理大臣による計画認定を受ける必要があります。

県としましては、国の動向を踏まえ、関係団体等からの要望、期待される効果や懸念される影響など、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、サンゴ類の移植・移築についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、サンゴ類の環境保全措置として、「事業実施前に、移植・移築作業の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導・助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図る」と記載しております。

県は、沖縄防衛局に対して、当該図書に記載したとおり環境保全措置を確実に実施するよう、求めているところであります。

次に、県内社会資本の整備についての御質問の中の、公共投資交付金の減額に伴う建設業への影響についての御質問にお答えいたします。

土木建築部の平成29年度の公共投資交付金事業予算は、国費ベースで約395億5000万円、前年度より約97億6000万円の減額となっております。ただし、平成29年度の現年度予算における工事費予算総額は、社会資本整備総合交付金事業予算や他部局からの分任工事予算、特別会計予算などを含めると約555億1000万円となっており、前年度より約８億1000万円の増額であります。このことから、昨年度と同規模の水準は確保できているものと考えております。一方、工事発注の見通し件数は、前年度より167件の減となっており、前年度発注工事で債務負担行為が設定された大型工事が多かったことが主な要因と考えております。

県としては、引き続き公共事業予算の確保に努めるとともに、発注工事の平準化に配慮した計画的執行を推進するなど、建設業への影響を最小限にとどめてまいります。

同じく所有者不明土地の公共事業に及ぼす影響等についての御質問にお答えいたします。

所有者不明の土地の取得については、土地収用法に基づく不明裁決申請により権利取得する方法と、家庭裁判所の許可を得て不在者財産管理人を選任し、売買契約により権利取得する方法があります。これらの手続は時間を要しますが、権利取得はほぼ確実であり、公共事業の進捗に及ぼす影響は小さいと考えております。なお、土地基本法を所管する企画部においては、沖縄戦で公簿類が消失した所有者不明土地以外の土地の状況については把握していないとのことであります。

同じく米軍施設・区域にかかわる公共事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

米軍施設・区域にかかわる公共事業は、キャンプ瑞慶覧ほか９地区における県道宜野湾北中城線ほか14事業であり、今年度も５月10日に早期解決への協力を米軍初め関係機関に要請したところであります。これらの事業箇所のうち、北部訓練場に係る国頭東線の災害復旧工事については、５月22日に立ち入りが許可されており、年度内完成に向けて７月に着手する予定であります。また、牧港補給地区に係る港川道路の道路改良工事については、平成30年３月末の部分供用を目指して、今年度上半期の可能な限り早期に工事着手できるよう、現在、米軍及び沖縄防衛局と鋭意調整しているところであります。引き続き、公共事業の推進に必要な米軍施設・区域の一部返還または共同使用が早期に図られるよう、米軍や関係機関と密に協議・調整していきたいと考えております。

同じく耐震診断義務づけ大規模建築物の状況及び未公表の理由についての御質問にお答えいたします。

平成25年改正の建築物の耐震改修の促進に関する法律により、昭和56年５月以前の旧耐震基準で建築された、不特定多数の者が利用する大規模建築物の所有者に対しては、当該対象建築物の耐震診断の実施及び診断結果の所管行政庁への報告が義務づけられました。対象建築物は県内で36棟あり、所管行政庁である県及び県内４市は、報告を受けた診断結果を公表することとなっております。一部の建築物に関して診断結果の報告がおくれたことなどもあり、所管行政庁においては、報告内容の精査に時間を要したところでありますが、他府県の公表状況も踏まえてできるだけ速やかに公表したいと考えております。

同じく沖縄県内の建築単価上昇の要因と対策についての御質問にお答えいたします。

国土交通省の建築動態統計調査によると、ここ数年の建築単価の上昇は全国的な傾向であり、県内の建築単価も全国平均とほぼ同額で推移しておりました。また、平成28年度の同調査において、県内の建築単価は、１平方メートル当たり21万4000円で、前年度より９％上昇しており、全国平均より１万3000円高くなっております。一方、国土交通省の建設労働需給調査によると、県内の建設技能労働者の需給状況はほぼ

均衡であり、全国に比べて大きく不足する状況ではないとされております。このようなことから、単価上昇の主な要因は、技能労働者等の不足より、リゾートホテルや航空機格納庫など従来と仕様の異なる大規模建築物が増加したことなどの影響が大きいと分析しております。なお、引き続き、市場価格の動向を注視して、公共工事においては適宜適正な資材単価・労務単価の設定に努めてまいります。

次に、北部振興についての御質問の中の、地域高規格道路名護東道路の本部方面への延伸についての御質問にお答えいたします。

名護東道路の本部方面への延伸については、北部振興の観点から重要な課題であると認識しており、今後の北部地域の交通動向、土地利用の状況及び観光関連施設への影響などを踏まえ、国と連携して、可能性を検討していきたいと考えております。

同じく伊江港の静穏度向上対策についての御質問にお答えいたします。

伊江港においては、台風の余波や南西の波の影響で港内にうねりが侵入し、フェリーの係留や乗下船に一部支障が生じております。このため、平成26年度から波高観測等の調査を行い、平成28年度に港内の静穏度向上に資する波除堤の設置等の具体策をまとめたところであります。現在、その対策事業の今年度内着手に向けて国と調整を行っており、引き続き伊江港内の早期の静穏度向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県内社会資本の整備についての、那覇港の片荷輸送の現状と解消策についてお答えいたします。

那覇港では、コンテナ貨物のうち、輸出の約５割、移出の約９割を空コンテナが占める片荷輸送となっております。これについて、県では、その解消へ向け、中古車輸出の促進などベースカーゴの確立に向けた取り組みや、沖縄大交易会開催などによる全国特産品の輸出拠点化のほか、賃貸工場の整備等により、海上物流を活用する企業の集積等に取り組むことで貨物量の増加を図りたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援についての、男性の育児休業取得率の状況と取り組みについてお答えいたします。

平成27年度に実施した沖縄県労働条件等実態調査によると、県内の男性の育児休業取得率は、5.0％となっております。

県におきましては、仕事と生活の両立を促進するため、従業員の育児休業の取得の促進等に積極的に取り組む企業を認証するワーク・ライフ・バランス企業認証制度を実施するとともに、九州・山口各県と連携して、男性の働き方や家事、育児に関する意識改革を図ることなどを目的に、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子ども・子育て支援についての御質問の中の、待機児童解消の現状と目標達成の見通しについてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度から29年度までの３年間で約１万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。平成27年度から28年度は、約１万1000人の定員確保を図ったところであり、今年度は、約9200人の定員確保に取り組むこととしております。

引き続き、市町村と連携して、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、市町村別待機児童の増減の現状及びその理由等についてお答えします。

本県における待機児童数は、平成29年４月1日時点の速報値によると、2247人となっており、前年比289人の減少となっております。待機児童が増加した主な市町村は、うるま市、沖縄市、八重瀬町となっており、その理由としては、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等が挙げられております。また、減少した主な市町村は、那覇市、石垣市、読谷村となっており、その理由としては、保育所の整備等に伴う保育定員の増加によるものであります。

待機児童につきましては、市町村の子ども・子育て支援事業計画の取り組みが、計画より進んでいる市町村において待機児童数が減少傾向にあります。

次に、保育士確保の取り組みについてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランにおいて、平成29年度末の待機児童解消に必要な保育士数を8939人と見込んでおり、保育士の正規雇用化、年休取得及び産休取得の支援事業による処遇改善を図り、保育士の確保に取り組んでいるところであります。

次に、県内の保育士の給与改善等についてお答えします。

本県の保育士の給与は、平成27年賃金構造基本統計調査によると、月額18万1700円で全国44位となっておりますが、28年の同調査では、月額19万8300

円と１万6600円改善し、全国37位と上昇しております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化促進事業により、給与の改善に取り組んでおります。

県としましては、引き続き市町村と連携して、保育士の処遇改善に取り組んでまいります。

次に、待機児童がいる一方で、定員割れが生じていることについてお答えします。

平成29年４月那覇市において、市内の認可保育所の入所希望者のうち、入所できなかった児童がいる一方、定員割れが生じたことについて、市に確認したところ、新設園で３歳から５歳児クラスの定員割れが顕著であり、また、保育士不足により児童の受け入れができないことなどが要因であるとしております。市では、その対策として、年齢ごとの保育定員を一時的に変更する方針を決めたと聞いております。

県としましては、那覇市の状況を踏まえ、去る５月に、地域別及び年齢別の保育需要や保育定員の確保方策等について市町村と意見交換を行ったところであります。

次に、沖縄子供の貧困緊急対策事業の前年度との違いと効果についてお答えします。

平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の予算額は11億円となっており、前年度と比較し１億円の増額となっております。市町村が実施主体となる事業については、29市町村に121人の支援員の配置を予定しており、前年度比較で16人の増、また、26市町村に134カ所の子供の居場所の設置を予定しており、前年度比較で12カ所の増となっております。また、沖縄県では、支援員や子供の居場所の運営支援を行う支援コーディネーター事業を年度当初から開始するとともに、支援員研修は、全体研修に加え、圏域ごとの研修等を実施してまいります。事業効果としましては、居場所を利用した子供や支援員の支援を受けた保護者の約９割が「よかった」と回答していることや、子供の気持ちにも前向きな変化があらわれていることを確認しております。

次に、本県の少子化の状況と取り組みについてお答えします。

平成28年10月１日現在における本県の子供の数は約24万8000人で横ばいとなっており、人口に占める子供の割合は17.2％と全国一高くなっております。一方で、本県の合計特殊出生率は、人口の維持に必要とされる水準を下回っている状況にあります。

このため、県では、平成26年度及び平成27年度に、少子化問題を考えるテレビ番組を制作・放映し、平成28年度は、おきなわ出会い応援シンポジウムを開催して、県民機運の醸成に取り組んでまいりました。今年度は、シンポジウムの開催等のほか、県内外の先進事例を参考にしつつ、新たな施策の展開に向けて取り組んでまいります。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、介護福祉士養成施設の定員割れ等についてお答えします。

平成29年度の県内介護福祉士養成施設の定員充足率は46.3％で、また、全国においても、平成28年度は46.4％であり、全国的に厳しい状況となっております。介護職については、国の社会保障審議会において、肯定的なイメージもある一方、「夜勤などがあり、きつい」、「給与水準が低い」などマイナスイメージを持たれていることが人材参入の阻害要因になっていると指摘されています。本県では、県内養成施設と連携し、学生やその保護者等に対する職業講話や介護体験、介護の魅力を発信する広報活動などを行うとともに、介護福祉士修学資金等貸付事業により、介護福祉士を目指す学生を支援しているところです。

県としましては、引き続き、介護に対する理解促進、支援制度の周知等の取り組みを強化し、養成施設における定員の充足により、介護職員の確保を図ってまいります。

次に、介護職員の賃金の全国比較と低い理由等についてお答えいたします。

介護労働安定センターが実施している調査によりますと、平成27年度の本県の介護職員の賃金は17万9557円で、全国平均の19万8675円と比較すると、その差は１万9118円となっております。介護報酬は、民間の賃金水準等や国の算定基準に基づき算出されており、都市部を除き、ほとんどの地域で差異はありません。賃金が低い理由については一概には申し上げられませんが、全国に比べ、職場への定着率が低いことで定期昇給が受けられず賃金が上昇しないことなどが考えられます。

県としましては、労働環境の改善や処遇改善加算の積極的な活用を事業者に対し指導してまいります。

次に、特別養護老人ホームの待機者数及び増設計画についてお答えします。

平成28年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、695人となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、引き続き、平成28年11月から平成29年度末までに特別

養護老人ホーム等を521床整備することとしております。また、平成30年度からの次期計画の策定を進めているところであり、保険者と連携し、入所待機者の解消が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民生委員の活動実態等についてお答えします。

平成28年度に本県の民生委員が地域住民に対し行った相談・支援件数は、７万4375件となっております。民生委員については、都道府県知事が市町村から推薦された者について厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとされており、任期は３年で、平成28年12月１日に行われた一斉改選では、定数2399名に対し、1939名が委嘱され、充足率は80.8％となっております。

県としましては、本県の民生委員の充足率が厳しい状況にあることから、市町村や民生委員児童委員協議会等を通して、自治会やボランティア団体等へ協力や呼びかけを依頼するなど、民生委員の担い手確保に取り組んでいるところであります。また、今年度からは、民生委員活動を支える体制づくりや理解促進を図るための事業を新たに実施し、引き続き充足率の向上や活動環境の整備等に取り組んでまいります。

次に、障害者差別解消法施行後の取り組み状況と支援協議会の設置についてお答えします。

県では、障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に関する理解を一層深めるため、県内各地域において普及啓発活動を行っているほか、テレビ等の媒体を活用した幅広い広報活動を行っております。また、県から講師を派遣する障害者差別の解消に向けた研修会については、障害者差別解消法が施行された平成28年度は、一般企業や学校等からの依頼が寄せられるなど広がりを見せるとともに、研修会参加人数も大幅に増加しており、県民の理解・関心が深まりつつあると考えております。

障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置に関しましては、相談事案の増加や複雑化が今後予想されることから、市町村とともに早期設置に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、医師確保に向けた県の基本方針についてお答えいたします。

県は、自治医科大学及び県立病院で医師及び後期臨床研修医を計画的に養成するとともに、県内外の医療機関から専門医の派遣を行うとの基本方針のもと、離島及び僻地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでいるところであります。平成32年度からは、新たに琉球大学医学部地域枠卒業生が後期臨床研修を終了し、順次、離島・僻地での勤務を開始する予定であります。自治医科大学、後期臨床研修、地域枠の合計で、離島・僻地で勤務する医師は、平成41年度以降、毎年100名程度、安定的に確保できる見込みであります。なお、それまでの間につきましては、医師派遣等推進事業などを通じて、県内外の医療機関から専門医等を中心に医師の派遣に取り組むこととしております。

次に、県内病院の耐震化についての御質問にお答えします。

平成28年度に実施した病院の耐震改修状況調査では、94病院のうち、一部の建物に耐震性のない病院が７病院、全ての建物に耐震性のない病院が１病院となっております。これら８病院のうち２病院につきましては、平成29年度に沖縄振興公共投資交付金を活用して、病院の移転新築等を行う予定であります。

県としましては、今後とも、沖縄振興公共投資交付金を活用し、県内各病院の耐震化を促進していきたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中の、基金を活用した北部地域の産科医師不足に対する取り組みについてお答えします。

県は、北部地域において、安定的に産科医を確保するため、県立北部病院が地域周産期母子医療センターとしての施設基準を取得できるよう、沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して必要な医療機器を整備したところであります。その結果、同病院は、平成28年５月に地域周産期母子医療センターとして、また、平成28年６月には日本周産期・新生児医学会の研修施設として、それぞれ認定を受け、後期研修医の受け入れが可能となったところであります。これらの取り組みにより、研修医及び専門医を確保できる可能性が高まり、産科医不足の解消が図られるものと考えております。

次に、基幹病院の整備に関する取り組みの進捗状況についての御質問にお答えします。

県は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、北部地区医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、同病院の職員の身分の取り扱い、新病院の建設など、統合に当たって整理すべき54項目の課題を抽出し、現在、そ

の処理方針の検討を進めているところであり、年内を目途として、統合の是非に関する県の方針を決定したいと考えております。仮に、統合を是とする方針が出された場合は、北部地区医師会病院及び北部地域の市町村と、統合の条件及び進め方等に関する協議を行うこととしております。その結果、関係者間で合意形成が図られた場合は、統合に向けた具体的な作業を開始することになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、県立病院の耐震化についてお答えいたします。

県立病院においては、中部病院の南病棟のみが耐震基準を満たしておりません。耐震化については、診療及び経営への影響を踏まえながら検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

〔具志堅　透君登壇〕

○具志堅　透君　再質問を行いたいと思います。

まず、通告に対する答弁ありがとうございました。

全てが納得できるわけじゃないんですが、時間の都合もあり、再質問は絞ってさせていただきたいと思います。

１点、今の金融特区の企画部長の話なんですが、５社ということなんですが、指定を受けて撤退した業者もあるのか企業もあるのか、その点ちょっと確認をとりたいと思います。

あと、北部振興に対する基幹病院、いい答弁だったなというふうに思っております。さきの北部12市町村の要請の中で、知事が年内にはっきりさせると力強い答弁というか返事もございました。その結果を受けての今の検証だと思います。部長も、統合した場合の課題だとかそういった答弁も踏まえていましたので、しっかりと年内に統合する方向で、基幹病院をつくる方向での結果を望んでおりますので、ここは答弁したければよろしく決意をお願いしたいなと。

それと、最後の外国人就労者の件なんですが、部長、プラス・マイナスあるいはメリット・デメリットを分析していくというような話なんですが、僕はちょっとがっかりだなと。農業を所管する部署として、その辺のところはもう既に理解をしていなきゃいけない。我々だってこれまでかなりの要請、要望、要求を受けてきて、過去にも僕は、特に菊農家さんから、そのためにまた外国人の研修者制度というのも取り入れたりしているわけですよね。その拡大等々についてこれまでも議論をさせてきたんですが、今これが戦略特区で法案が通ってこれから検討しますということではなく、これはもう既に今特に菊あるいは葉たばこ生産農家が時期時期に、収穫時期に非常に困っていると。これまでは県外、本土から来ていたのがなかなか来なくなっている、人手不足で。それを強く望んでいるということは、これは承知をしているはずなんですよ。そして、ＪＡさんからもかなり強い要請があるやにも聞いておりますので、そういったことはしっかりと把握しておくべきじゃないですか。もう一度ちょっとその件は答弁ください。手を挙げて、あともう一つは国の動向を見きわめるなんて言っているけれども、こっちから仕掛けていって、出ていって、国に我々やる気があるから意思があるからということでぜひ積極的な行動をお願いしたいと、このことの答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　具志堅透議員の再質問にお答えいたします。

経済金融特区におきまして、指定を受けた５事業者におきましては、いずれも経営を継続しており、撤退した事業者はございません。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　再質問についてお答えいたします。

国家戦略特別区域法についての理解は示しておりますけれども、これから具体的な農業外国人の就労解禁につきましては、農作業の内容ないしは資格要件あるいは受け入れ機関等が今確定されておりません。それについては、９月をめどに政令のほうで定めるということになっておりますので、こちらのほうの動向を見きわめながらやっていきたいというふうに思っております。

それと先ほど質問があったように、ＪＡとの外国人の技術実習生については３月要請も受けております。こちらについては、８月に第１陣の28名を受け入れ

るということで、こちらのほうについても承知しておりますけれども、こちらのほうとの兼ね合いも含めて居住の問題、治安の問題、この辺を含めて少し懸念があるということを聞いておりますので、労働力不足については全庁的な課題等含めて、受け入れについてはＪＡと関係機関についても一緒に今検討させてもらっております。

それと、一括交付金を活用しながら外国人の研修生も農林水産部としては支援しているところですので、この辺の検討も含めながら、しっかり国の動向を含めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

質問に入る前に、一言だけ申し上げたいと思います。

ちょうど１年前のきょう、私どもは初登庁し、議員バッジをつけさせていただきました。あれから１年が経過し、４回の定例会、１度の臨時議会、それから、各種常任委員会や特別委員会に参加をさせていただき、いろんなことを勉強させてもらいました。その中で、常に忘れてはいけないことは、議員になった当初の初心を忘れることなく、これからも私は議員活動に邁進してまいりたいと思います。

それでは、通告に従い代表質問を行います。

１、沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算について。

ことしは復帰45周年、沖縄21世紀ビジョン計画も後期５年に入り、５年後の復帰50年に向けた県経済振興をどう描くのか、そのあり方が問われる重要な節目の年であります。そういう中、平成29年度の沖縄振興予算は、3150億円と前年度比で200億円も大幅に削減されました。

沖縄振興の出発点は、沖縄が戦後27年余にわたり我が国の施政権外にあった歴史的事情、広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的事情等々の特殊事情から、沖縄振興特別措置法を制定し、沖縄振興開発計画等により、総合的かつ計画的に沖縄振興が講じられてきたものであります。しかし、今や復帰からもはや45年が経過し、国主導の計画から県主導の計画に振興策も変遷を遂げてまいりました。県主導の振興計画や21世紀ビジョンの策定は、ビジョン策定の大きな狙いは、県経済の自立であります。

そういう状況の中、翁長知事は、去る５月10日に開かれた自民党沖縄振興調査会などの会議に出席し、国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進するなど５項目の要望をしております。県経済のさらなる振興と発展を図るには、政府と自民党の理解と協力が必要と考えたからであると思いますが、その一方で、新たな訴訟を提起して国との対決姿勢を強め、みずから深い溝をつくろうとしているのではないかと感じざるを得ません。

そこで伺います。

(1)、復帰45年を迎え沖縄振興のあり方は大きく変遷してきている。国主体から県主体に仕組みができ、一括交付金制度も取り入れられ県経済の自立に向けた基盤や制度が整えられつつあるが、県としてこの45年間にわたる振興策をどのように総括するか伺いたい。

(2)、県21世紀ビジョン基本計画も後期計画に入り基本計画を改定したが、その内容と2022年以降の県経済の自立に向けた沖縄振興について、さらなる振興計画をどうするか。高率補助制度や各種優遇制度を維持していくのか。その方向性のあり方について考えを伺いたい。

(3)、政府の2017年の経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）案で、沖縄振興関係についてどのように働きかけ、また位置づけられたか、取り組みと概要を伺いたい。

(4)、ワシントン事務所についての今年度総予算額及び内訳について伺いたい。また平成28年度の報告書についてはどのように分析・評価しているのか伺いたい。

(5)、平成29年度予算折衝に関し、知事自身が果たした役割と安慶田前副知事の役割（自民党・政府との折衝）をどのように評価し、また富川副知事の今後の役割についてどう考えているのか。また、国政野党の県選出国会議員への県としての働きかけとその成果についてはどのように評価しているのか伺いたい。

(6)、内閣府が発表した2014年度の１人当たりの県民所得（212万9000円）は、沖縄は全国最下位となっている。本県は最も経済活動が活発と言われながら、最下位となっているその要因と21世紀ビジョン基本計画が終了する2021年度までの目標値について伺いたい。また県民所得の算定方法によっては全国28位とも言われるが、算定方法について伺いたい。

(7)、本県の経済を支える産業は、観光業や情報通信産業など第３次産業中心に偏在している。製造業については、島嶼性、市場規模、技術的基盤などから、大量生産製造業の拠点にはなり得ないとの指摘があるが、県の見解を伺いたい。

(8)、一括交付金（ソフト）の減額に伴い、県は、市

町村における事業の前倒しや過不足調査による予算の再配分等により支援するとしているが、それは市町村の前年度の配分額を保証すると考えてよいか伺いたい。

２、観光振興についてであります。

沖縄県の観光は、好調に推移しており、昨年度においては、観光入域客数877万人、観光関連収入6602億円と、ともに過去最大の数値を残すことができました。県は、第５次観光振興基本計画を見直し、最終年度の平成33年度に達成すべき新たな目標として、入域観光客総数を1000万人から1200万人に、観光収入を１兆円から１兆1000億円に上方修正いたしました。しかし、そのために解決すべき課題は、ハード面、ソフト面ともに山積しております。ハード面では、那覇空港旅客ターミナルの狭隘化やクルーズ船ターミナルの不足、観光バスの待機場、レンタカーの乗り合いバスの混雑化等々、また、ソフト面では、増加する外国人観光客に対応できる通訳案内士やボランティアの確保、また、観光関連産業で働く沖縄県の観光産業を支える人材の育成確保等々、特に、労働力としての人材においても、量の確保と質の向上という多面的な課題を抱え、県としても早急な支援、対策が求められております。

そこで伺います。

(1)、第５次県観光振興基本計画を見直し、観光入域客数増や観光収入増を図るとしているが、観光の質の向上や観光収入の目標を達成するには、１人当たりの県内消費額の増加、滞在日数の延伸等が重要となる。具体的な取り組み内容等について伺いたい。

(2)、平成33年度に向けた入域観光客数の新たな目標フレーム設定の裏づけとして、クルーズ船客の大幅増加を挙げているが、現状は、大型クルーズ船寄港への対応や受け入れ体制の未整備が指摘されている。ハードやソフト面での対策について伺いたい。

(3)、海外外国人観光客の増加に伴い、一般の住宅を宿泊施設として活用する民泊が増加している。治安や騒音など周辺住民とのトラブルの問題への対処・防止策など、民泊新法の成立で県の取り組みはどう変わるか伺いたい。

(4)、Ｊ１専用スタジアム建設について、総事業費を含め現在の進捗状況について伺いたい。また、予算の根拠についても一括交付金なのかどうか伺いたい。

(5)、那覇空港内の観光案内所の運営をＪＴＢ沖縄が受託したようだが、４月からの運営委託状況と現在の課題、県との連携などについて伺いたい。

(6)、那覇市と沖縄総合事務局で実施した貸切バス路上混雑対策実証実験事業と、県で委託したレンタカー観光利用実態調査について、その調査結果とその後の対策について県としての見解を伺いたい。

３、県内産業の振興について。

本県は、観光産業に続く新たなリーディング産業の創設に向け、国内外からの雇用効果の大きい製造業の誘致や県内での企業の育成が求められております。総務省のまとめた2015年の国勢調査に基づく産業別割合によれば、本県における製造業の割合は、全国でも最も低い状況にあり、このため、県においては、期待が非常に大きくなっております。臨空・臨港型産業の集積に向けた関連施設の整備と物流機能の強化を図り、国内外からの物流関連企業の誘致を促進することで、国際物流拠点の形成を目指し、観光産業に続く基幹産業の創出を図る取り組みを進めているようですが、そのためには、航空・港湾の物流ネットワークの拡充を図り、航空機整備基地などの空港を基盤とする産業立地や港湾整備が不可欠であります。さらには、国内外との競争に対応できる特別な優遇制度や助成制度の完備が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、臨空・臨港型産業における新規立地企業数の目標を、21世紀ビジョン実施計画では、５年後に150社、雇用者数3000人、10年後には、2021年に260社、雇用者数5400人を掲げているが、現状と分析、目標達成する上でクリアすべき課題・問題点について伺いたい。

(2)、立地を希望する企業等のニーズの的確な把握や物流コスト低減等優遇制度の拡充、創・操業支援体制の取り組み状況と今後の立地促進に向けた戦略的展開について伺いたい。

(3)、違法残業などブラック企業が問題となっている中、県内でも労基法関係法令違反で企業名が公表された企業があるようだが、違反の内容と県の対応について伺いたい。

(4)、本県は、企業の開業率が全国平均より高く、県経済の好調さを裏づけているが、一方、廃業率も高く大都市並みの水準と言われている。その背景と要因をどのように分析しているか伺いたい。

(5)、本県は、製造業の割合は全国で最も低いのが現状である。経済の自立を目指し安定的雇用環境を構築するには、雇用吸収力が大きい製造業の立地、育成が必要である。県の取り組みについて伺いたい。

４、農林水産業の振興について。

食生活が豊かになり、あらゆる食品がグローバルに流通する現在、消費者の職に対する安全・安心への関心度は高まっており、食品表示や生産地表示等への厳

しい選択がなされております。県産農林水産物の信頼を確保するために、徹底した検査体制による安全・安心な食料供給産地の形成が必要であり、亜熱帯性気候等の優位性を生かし、安定的、持続的な本県農林水産業を推進し、活力ある産地形成を図ることが重要であると考えます。つまり、高品質で安全な農林水産物の育成・生産を促進し、安定的に市場に供給するおきなわブランドの確立が県農林水産業の大きな課題であります。しかし、おきなわブランドの確立には、台風などの自然災害に強い栽培施設の整備や生産を安定させ、適正利益確保、競争力向上のための輸送コストの低減対策も必要であります。その上で、安定的な生産供給体制を構築し、県外、海外に向けた流通販売網の拡大を図ることが重要であると考えます。また、後継者の不足や就業者の高齢化の進行で、農林水産業においても担い手不足という厳しい状況下にあり、21世紀ビジョンの基本理念を生かし、基本計画に掲げる諸施策の効果的な提言、展開が大変重要であると思います。

そこで伺います。

(1)、21世紀ビジョン実施計画前期５年が平成28年度で終了したが、計画で掲げた成果目標について、どのように総括しているか伺いたい。

(2)、亜熱帯性気候を生かし、農林水産業の振興を図るさまざまな施策を展開し、実施計画５年後の目標と農林水産生産額を1455億円に設定しているが、達成状況について伺いたい。

(3)、おきなわブランドの確立と生産体制の整備を図るためさまざまな施策を展開しているその中で、2016年の県内ゴーヤーの県外出荷が大幅に伸びているようだが、実施計画に掲げる主な課題の克服や成果目標の達成について、どのように取り組んできたか伺いたい。

(4)、農林漁業の担い手の育成確保と経営の安定対策は、農林漁業の振興を図る上で重要な課題であるが、現状は、復帰45年で農家数や就業人口、耕地面積など大幅に減少しています。21世紀ビジョン基本計画後期５年でとり得る施策等について伺いたい。

(5)、日台漁業協定水域で台湾漁船の操業ルール違反が相次いでいるようだが、操業ルールの抜本的な見直しと日本側漁船の安全な操業の確保について、県の取り組みを伺いたい。

(6)、県内漁港で廃船放置が問題となっている。県管理及び市町村管理漁港における放置船の状況と撤去に向けた県の対処方針について伺いたい。

(7)、本島各地で記録的大雨による農作物の被害や道路の冠水、土砂崩れなど大きな被害が出ているが、県として早急な調査と支援に向けた対策について伺いたい。

５、離島・過疎地域の振興について。

東西1000キロ、南北400キロという広大な海域を有する我が沖縄県は、大小160の島々が点在し、沖縄本島を除く有人離島が39あります。この離島に暮らす方々が負う苦労を沖縄本島に住む我々がどのくらい理解し、抱える課題に真剣に取り組み解決するかは、県益のみならず、国益にも影響を及ぼす観点からは、大変重要なことであると考えます。私もまだ三十数島しか足を運んでいませんが、年内には残りの全島を訪れたいと思います。また、離島・過疎地域は、経済・行政の面で遠隔地にあることから、割高な移動コストや物資輸送コストが住民生活を圧迫し、このことが産業振興のおくれとなり、定住環境の制約となっております。また、離島・過疎地域の最大の悩みである若者の流出、高齢化の進行への対応として定住条件の整備を図るため、住民の足を確保するための島内交通の整備、国の支援を受け赤字航路や航空路線への運航補助、老朽化した船舶・航空機などの更新支援等の充実が求められております。離島・過疎地域においては、地理的、社会的特性に起因する各種不利性を乗り越え、住民が安心して子供を産み育て、高齢者が住みなれた島や地域で安心して暮らせる生活環境の整備が急がれております。

そこで伺います。

(1)、県離島・過疎地域の振興を図るため、99項目の要望事項を県に要請しております。県は、離島・過疎地域の振興は最重要課題としており、優先事項、取り組んでいる事項、今後の課題等について伺いたい。

(2)、離島空路整備法（仮称）について、離島住民の生活福祉、経済発展・活性化を図るため制定の要望があるが、県の基本認識を伺いたい。

(3)、県内各離島の海底光ケーブル敷設による超高速ブロードバンド環境整備事業の北大東村への拡大について県の考えを伺いたい。

(4)、内閣府は、離島活性化推進事業の８事業を決定し３億円超を交付しました。事業対象市町村と事業内容、県として今後の離島振興へどのようにつなげていくか伺いたい。

(5)、離島観光・交流促進事業（島あっちぃ事業）について昨年度の実績はどうだったのか（応募総数・当選総数・参加者数・予算・実績・費用）、また課題をどう捉えているのか、今年度予算（目標人数）並びに事業への反映について伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

国際社会がグローバル化し、さまざまな情報が瞬時に受け取れる現代社会にあって、国際的感覚の豊かな人材育成が必要になってまいります。そのためには、学校教育においても国際社会に対応したグローバル教育を推進することが必要であると考えます。県教育委員会は、平成24年度に英語立県沖縄推進戦略事業を立ち上げ、中高生を対象とした英語堪能別判定テストや英語授業マイスター教員の発掘などを実施しております。さらに、グローバルリーダー育成海外短期研修事業等を活用し、高校生を海外へ派遣し、将来人材の育成を図るなど、小・中・高等学校における英語教育の推進を図っております。しかし、グローバル化した現代社会は、常に新しい知識や情報、経済、文化を初め、あらゆる領域での活動を基盤としており、そのような社会に対応し得る人材を養成するには、みずからの生まれ育った地の歴史や文化、異文化を理解する態度、国際協調の精神を育む広い視野が必要であると考えます。その意味で、内閣府と与那国町が高校進学のため島を離れる、いわゆる15の春を解消するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した通信制高校の設立に向け、実証実験を検討していることも時宜を得たものであると私は考えます。また、家庭教育は教育の全ての出発点であり、子供のやる気と心身の調和の発達を育む重要な場所であると考えます。今回の生活実態調査の結果を詳細に分析・検証し、家庭教育への支援へ生かしていくことが求められます。

そこで伺います。

(1)、次期学習指導要領を2020年度以降円滑に実施するために英語や国語、社会など一部が先行実施されているようですが、その内容とこれまでの授業との違いや授業時間の確保等について伺いたい。

(2)、県教育委員会は、2016年度の児童・生徒生活実態調査をまとめているが、食事のとり方や睡眠時間、家庭学習、部活、帰宅後の過ごし方など、現状や今後の課題等について伺いたい。

(3)、義務教育段階での特別支援学校や特別支援学級に通う児童生徒がふえている。発達障害の児童生徒も含め、総数に占める割合と授業・指導の現状、今後とも高まる特別支援教育へのニーズに対する対応について伺いたい。

(4)、内閣府と与那国町は、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した通信制高校の設立に向け実証実験を検討しているが、実現に向け解決すべき課題や高校卒業資格の認定、県のかかわり等について伺いたい。

(5)、文化庁は、地域の有形・無形の文化財をテーマにまとめた日本遺産を2015年から認定しているが、本県は遺産ゼロのようである。沖縄の魅力を国内外に発信し観光振興につなげる意味でも必要ではないか、県の考えを伺いたい。

(6)、家庭教育力の改善・充実を目的に家庭教育支援アドバイザーを養成し、家庭教育の支援を行っているが、具体的な支援活動の内容とこれまでの効果について伺いたい。

(7)、全国的に小中学校におけるいじめ問題は一向になくならず、残念ながら自殺者が出るなど深刻である。県教育委員会は、教育長名で指導強化の文書を出すなど防止に努めているが、学校現場における防止対策と生徒へのケアについて伺いたい。

(8)、国際性に富む人材育成留学事業において、高校生・大学生を対象とした長期留学制度について、その予算・実績・費用・留学人数等について、及び課題と対策について伺いたい。

以上です。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○西銘　啓史郎君　以上です。

再質問は、後ほどまたやりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

ただいまの西銘啓史郎君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後 1時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の西銘啓史郎君の質問に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　西銘啓史郎議員の代表質問にお答えをいたします。

沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算についてに関する御質問の中の１の(1)、復帰後45年にわたる振興策の総括についてお答えをいたします。

本土復帰以降、45年にわたる沖縄振興施策の展開により、社会資本整備を中心とした格差是正及び民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、成果を上げてまいりました。本県

は、社会資本の整備や観光、情報通信関連産業の成長など着実に発展を続け、県内総生産は復帰直後の4592億円から、平成26年度は４兆511億円と約8.8倍に増加しております。これに伴い、県民生活の利便性が大きく向上したことに加えて、教育環境の整備や福祉の向上など生活の充実も図られてきているものと考えております。その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も残されていることから、一層の取り組み強化を図る必要があると考えております。

次に、１の(3)、骨太の方針に係る沖縄振興の位置づけと取り組み概要についてお答えをいたします。

骨太の方針は、政府の財政運営の基本や予算編成の基本方針などの重要事項を定めております。このような重要性に鑑み、私は、平成29年５月10日に行われた自民党沖縄振興調査会等合同会議に出席し、沖縄県の経済が好調であることやこれまでの取り組みが着実に成果を上げていることなどについて説明を行いました。その後、骨太の方針に沖縄振興の記述が盛り込まれるよう政府等に要請を行ってまいりました。平成29年６月９日に閣議決定された骨太の方針には、沖縄の優位性と潜在力を生かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが明記されました。このことは、政府においても、沖縄県の要請内容について御理解いただいたものと認識しております。

次に、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の４の(1)、沖縄21世紀ビジョン実施計画の成果目標の達成状況についてお答えをいたします。

沖縄県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づき、一括交付金等を活用した各種事業に取り組んでおります。前期計画の主な成果としては、認定農業者数3250経営体の目標に対し実績は3721経営体、サトウキビ生産量96万1000トンの目標に対し実績は93万8000トン、圃場整備量２万200ヘクタールの目標に対し実績は２万45ヘクタールなどとなっております。その結果、農業産出額が４年連続で増加するなど、成果があらわれております。

沖縄県としましては、引き続き、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算についての御質問の１の(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定内容と次期振興計画の方向性等についてお答えいたします。

去る５月15日に改定した計画には、那覇空港の機能強化やクルーズ市場への対応など、成長著しいアジアの活力を取り込むための施策の方向性のほか、子供の貧困対策など県民が安全で安心に暮らせるための施策の方向性を追加しました。これまでの沖縄振興諸施策の推進により沖縄の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにございます。また、離島の条件不利性の克服などの固有課題の解決も図る必要があることから、一括交付金などの財政措置や各種優遇制度等の沖縄振興策は必要であると考えております。今後の沖縄を取り巻く社会経済情勢や政策課題等を検証しながら、次期振興計画のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく１の(6)、１人当たり県民所得についてお答えいたします。

１人当たり県民所得は、県民所得を総人口で割った値となっております。平成26年度は、県民所得３兆244億円を総人口142万865人で割った212万9000円となっており、近年は増加傾向にあります。県民所得の推計は、内閣府経済社会総合研究所が提示する県民経済計算標準方式や県民経済計算推計マニュアルに準拠して行っております。

１人当たり県民所得が最下位である要因につきましては、収益力の高い産業が十分には育っていないことなどが要因と考えられます。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画の社会展望値については、平成33年度の１人当たり県民所得は271万円程度に増加すると見込んでおります。

次に、１の(8)、一括交付金の市町村への再配分等についてお答えいたします。

沖縄県では、一括交付金の繰り越し・不用を圧縮するため、事業立案の前倒しや事業の早期着手に向けた関係者との事前協議、執行状況把握の徹底に努めるなど、市町村と連携した取り組みを強化しております。また、過不足調査により各市町村の不用見込みを早期に確認し、活用見込みのない場合には他市町村へ流用を行うとともに、県の執行状況によっては、県からの流用も検討するなど、限られた予算の効果的かつ効率的な再配分に努めてまいります。

次に、大きい項目５、離島・過疎地域の振興についての５の(1)、離島・過疎地域の振興に関する要請についてお答えいたします。

去る４月27日、沖縄県離島振興協議会及び沖縄県過疎地域振興協議会から県に対し、離島医療の充実強化、離島航空運賃の低減、水道事業の広域化、情報通信の格差是正など離島・過疎地域の振興に関する99項目の要請がなされております。沖縄県では、離島・過疎地域の振興を最重要課題と位置づけ、定住条件の整備と特色を生かした産業の振興を図っているところです。各要望項目につきましては、関係部局において優先順位をつけて取り組んでいるものと理解しており、適切に対応していきたいと考えております。

次に、同じく５の(2)、離島空路整備法（仮称）制定に関する県の認識についてお答えいたします。

離島地域における航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、県では、関係する５つの道県とともに、離島航空路に関する国の支援措置をより確実なものとするため、新たな法律を整備するよう国への要望を行ってきたところであります。

県といたしましては、引き続き関係道県と連携して、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、同じく５の(3)、超高速ブロードバンド環境整備促進事業の北大東村への拡大についてお答えいたします。

沖縄県では、離島や過疎地域における超高速ブロードバンド環境の実現に向け、海底光ケーブルの敷設を完了した先島、久米島地区等において、陸上部の光ケーブルを敷設する事業を実施しております。北大東村の現状としては、平成23年度に本島南大東島間に敷設された海底光ケーブルを経由し、南北大東島間の無線によるブロードバンド環境が構築されております。北大東村における超高速ブロードバンド環境構築には、陸上部の光ケーブル整備に先立ち、海底光ケーブルの敷設が必要となることから、平成28年度に調査を実施したところであります。今後、調査結果を踏まえ、村及び関係者と整備について協議し、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、５の(4)、離島活性化推進事業についてお答えいたします。

沖縄離島活性化推進事業は、離島市町村が実施する１、産業の振興に資する事業、２、移住及び定住の促進に資する事業などの先導的な事業を国が直接支援するものであります。具体的な事業につきましては、国において調整が進められており、４月に鳩間島へ留学する児童生徒用宿舎の整備など８事業、３億2600万円が交付決定されました。その後、６月に伊是名島におけるイチゴ栽培工場の整備など22事業、６億9000万円が追加され、合計で30事業、10億1600万円が交付決定されたものと承知しております。

県としましては、県が実施する事業と国が直接支援する本事業が相乗効果を発揮し、さらなる離島地域の活性化が図られるものと期待いたしております。

次に、同じく５の(5)、離島観光・交流促進事業、いわゆる島あっちぃ事業の実績及び課題、今年度事業への反映状況等についてお答えいたします。

平成28年度は、応募総数１万1559人から抽選により4166人を選出し、そのうち2759人の沖縄本島住民が19離島20地域のモニターツアーに参加しました。予算額は１億8180万6000円、決算額は１億5693万6000円となっております。昨年度実施しての課題としましては、１、交付決定が遅かったためツアー造成期間が短く、各離島の魅力を必ずしも十分に引き出すことができなかったこと、２、全期間の募集を事業の初めに一括して行ったため、日程の都合がつかず当選後のキャンセルが多かったことなどが挙げられます。平成29年度は、２億2959万2000円を計上し、沖縄本島住民に限っていた対象者を離島住民にも広げ、約3200人の派遣を計画しております。また、昨年度の課題を踏まえ、１、受託業者決定を４月に行いツアー造成期間を十分にとること、２、ツアーの募集を複数回に分けて実施し、約２カ月前からの募集とすることなどにより、参加者の満足度の向上とキャンセル率の低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算についての御質問の(4)、ワシントン駐在員についてお答えいたします。

平成29年度のワシントン駐在員活動事業費の当初予算額は、旅費457万6000円、委託料6849万円、計7306万6000円となっております。平成28年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託業務報告書においては、ＦＡＲＡ関連業務の支援や沖縄に関連する米国安全保障政策の調査などについて、詳細な報告がなされているものと認識しております。同報告書には、専門家からのヒアリング調査で得られた貴重な提案や主要有識者の関連動向等も報告がなされており、ワシントン駐在の今後の活動や知事訪米の際の参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算についての御質問の中で(5)、平成29年度沖縄振興予算に係る要請についてお答えいたします。

平成29年度沖縄振興予算に係る要請につきましては、知事を先頭に、安慶田前副知事と役割分担を行いながら、鶴保内閣府沖縄担当大臣、菅官房長官、国政与党、並びに与野党を含めた県選出国会議員など関係要路に対して丁寧に県の考え方をお伝えし、御理解と御協力が得られるよう取り組んできたところであります。これらの方々には、所要額の確保に向け御尽力をいただけたものと承知しております。総額としては、概算要求の満額に届きませんでしたが、厳しい国家財政状況の中、離島地域の活性化、産業イノベーションの創出、交通渋滞の解消に向けた新規事業が計上されたところであります。

平成30年度の沖縄振興予算につきましては、知事を先頭に富川副知事との役割分担のもと、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、市町村等と協力し、関係要路の御理解と御支援を賜りながら、所要額が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、沖縄振興策の推進と平成29年度当初予算についての(7)、製造業の拠点化に対する県の見解についてお答えいたします。

県では、ものづくり企業の技術連携や人材育成による技術力及び生産性の向上を図るほか、本県で推進している再生医療産業の事業化に取り組んでおります。また、沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会において、新たなものづくり部会を設置しており、県内製造業と誘致企業との連携方策、及び再生医療のアジア展開に向けた方策の検討を行うこととしています。

県としましては、沖縄の地理的優位性や地域資源を生かした高付加価値製品を創出するものづくり産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に３、県内産業の振興についての(1)、臨空・臨港型産業に係る現状等分析、課題についてにお答えいたします。

臨空・臨港型産業の実績につきましては、主に旧特別自由貿易地域及び旧那覇自由貿易地域における平成27年度までの新規立地企業数が74社、同雇用者数が1313名となっております。目標値には及んでいないものの、平成26・27年度を合わせると30社が立地しており、近年着実に集積が図られてきております。課題等としましては、企業誘致のインセンティブとして関心の高い税制の優遇措置の活用促進や企業のニーズが高い賃貸工場をさらに整備していく必要があると考えております。

次に、同じく３の(2)、企業誘致の取り組み状況と今後の立地促進に向けた戦略的展開についてにお答えいたします。

県では、県外事務所に誘致担当者を配置し立地を検討している企業への訪問等を通し、ニーズの把握に努めております。また、物流コスト低減を図るため、輸送費に対する補助等の施策を推進しているほか、企業の早期操業支援の取り組みとして賃貸工場の整備や、うるま地区への立地企業の操業支援として企業立地サポートセンターを設置しております。今後は、国内のみならず、海外へのプロモーション活動を強化し、アジア市場で展開していく企業に対し、誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく３の(3)、県内の労働基準法関係法令違反等についてにお答えいたします。

平成28年10月１日から平成29年５月31日までに沖縄労働局が公表した労働基準法関係法令違反に係る公表事案として、労働安全衛生法違反や時間外労働の協定がない、または協定で定めた限度時間を超えて時間外労働を行っている等の労働基準法違反、賃金不払いによる最低賃金法違反といったものがあります。

沖縄県では、労働関係法令の周知・啓発を行うセミナーを開催するとともに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、労働基準法関係法令違反の疑いがある相談事例については、労働基準監督署を紹介するなど連携を図っております。

次に、同じく３の(4)、開業率や廃業率の高い背景や要因についてにお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の報告書によりますと、開業率の高さについては、仕事の経験・知識や資格を生かしたいや、自分の技術やアイデアを事業化したかったなどの積極的な開業動機がその背景となっております。また一方で、廃業率の改善については、自己資金の蓄積、斯業経験を積み、足場固めを行うこと、開業計画の十分な検討の３つのポイントが重要であると指摘されております。

県といたしましては、開業者に対する事業計画策定支援や経営力向上支援等、総合的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく３の(5)、製造業の立地・育成に関する県の取り組みについてにお答えいたします。

県では、主に旧特別自由貿易地域において、産業の集積に必要な賃貸工場等の施設整備を初め、税制優遇措置や輸送費の補助などにより環境整備を図り、製造業の誘致に努めております。また、沖縄の地域資源や特性を活用した付加価値の高い製品開発を初め、ものづくりを支える基盤技術の高度化、国際物流ハブ機能を活用した販路拡大等の取り組みにより、県内企業の育成を図っているところであります。

県としましては、引き続きこれらの取り組みを推進することにより、県内製造業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の観光振興についての質問のうち(1)、１人当たりの県内消費額の増加等に向けた取り組み内容についてお答えいたします。

県が第５次沖縄県観光振興基本計画で目標に掲げる観光収入1.1兆円、平均滞在日数4.5日を達成するためには、誘客・受け入れの両面におけるさらなる取り組みが必要であると考えております。そのため、県では、市場特性に応じた誘客プロモーションを展開し、消費額の高い外国人観光客や国内外の富裕層の誘致を初め、リゾートウエディング等の付加価値の高い観光の推進、経済効果が見込めるＭＩＣＥ振興等により、１人当たりの観光消費額の増加に取り組んでおります。また、滞在日数が比較的長い欧米等からの誘客や、離島観光や広域周遊観光の推進、地域資源を活用した観光商品の開発支援等に取り組むことにより、引き続き平均滞在日数の延伸を図ってまいります。

次に、２の(2)イ、クルーズ船寄港に伴うソフト面の対策についてお答えいたします。

クルーズ船寄港に伴うソフト面での対策については、船内で乗客向けの沖縄イベントの開催、各港のクルーズ促進協議会と連携した観光案内所の設置等を継続的に行うとともに、外国人観光客を円滑に案内するため、特例通訳案内士制度を活用したガイドの育成をさらに行い、クルーズ船客の満足度向上を図ってまいります。また、ＣＩＱの人員体制の拡充等を関係省庁へ引き続き求めていくとともに、寄港地及びその周辺地域への経済波及効果を高めるため、関係者と一体となってさまざまなツアー商品の造成を促進していきたいと考えております。

次に、２の(4)、Ｊ１規格スタジアム建設の総事業費及び推進状況についてお答えいたします。

Ｊ１規格スタジアム建設につきましては、現在、施設規模や機能、経済効果等に関するＪリーグ規格スタジアム整備基本計画の策定を進めているところであり、ことし８月末を目途に策定する予定となっております。建設に係る総事業費につきましても、基本計画において概算事業費を算出することとしております。なお、財源につきましては、沖縄振興特別推進交付金の活用を検討しているところであります。

次に、２の(5)、那覇空港観光案内所の課題等についてお答えいたします。

県では、ことし４月からＪＴＢ沖縄へ観光案内所の管理や観光案内の業務に加え、台風時における対応や観光客の利用状況の実態調査等を業務委託しております。これまで、観光案内所はおおむね順調に運営できているものと認識しておりますが、今後の課題としては、拡大するマーケットに応じたインバウンド観光客へのより多様化した言語対応等が求められることが想定されます。観光案内所の運営状況や利用状況について、県はＪＴＢ沖縄と定期的に会議を行うなど、連携を密にしており、今後とも観光案内所を訪れる観光客の満足度の向上に努めていきたいと考えております。

次に、２の(6)、貸し切りバス及びレンタカー調査結果とその対策についてお答えいたします。

昨年度、那覇市と沖縄総合事務局で実施した貸切バス路上混雑対策実証実験事業では、仮設待機場の確保により交通渋滞緩和や違法駐車防止につながったとのことであります。那覇市は同事業効果を踏まえ、引き続き乗降場及び待機場確保に向け調整しており、県も、市と連携して課題解決に取り組みたいと考えております。また、昨年度県が実施したレンタカー観光利用実態調査においては、那覇空港において、ピーク時間帯でレンタカー送迎の乗降場に多くの観光客が滞留するという結果が出ております。当該調査結果を踏まえ、今年度、夏季ピーク期における那覇空港の混雑緩和に向け、送迎に路線バスを活用した実証実験を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、観光振興についての御質問の中の(2)のア、大型クルーズ船受け入れのハード対策についての御質問にお答えいたします。

クルーズ船の大型化に対応した港湾施設の整備については、各港湾管理者等において取り組んでいるところであります。那覇港について、那覇港管理組合は、

22万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備を港湾計画に位置づけており、早期事業化に取り組むとのことであります。平良港及び石垣港について、国は、それぞれ14万トン級及び20万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備を進めるとのことであります。県は、本部港において、20万トン級の大型クルーズ船に対応するため、岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指して整備を進める予定であります。また、中城湾港においても、16万トン級の大型クルーズ船に対応できるよう、国と連携して取り組んでいるところであります。

次に４、農林水産業の振興についての御質問の中の(7)のイ、記録的大雨による道路冠水等についての御質問にお答えいたします。

６月19日から20日にかけての大雨により、県管理道路においては、県道54号線で道路冠水、名護運天港線で土砂崩れが発生し、それぞれ交通規制を実施しました。現在、県道54号線の交通規制は解除しており、名護運天港線については、早期復旧に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは２の観光振興についての御質問の中の(3)の御質問、民泊に関する周辺住民とのトラブル防止等についてお答えします。

去る国会で成立しました住宅宿泊事業法におきましては、住宅を提供する住宅宿泊事業者及び家主不在型の住宅を管理する住宅宿泊管理業者に対し、宿泊者へ騒音防止に関する説明を行うことや周辺住民からの苦情等に対し適切かつ迅速に対応することが義務づけられております。

県としましては、同法施行後において住宅宿泊事業者等に課された義務が遵守されているかどうか、適宜監視していくとともに、これまで同様、民泊に関する苦情等に適切に対応していきたいと考えております。また、同法では、住宅宿泊事業の実施に起因する騒音の発生等による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは条例により区域を定めて事業を実施する期間を制限することが可能となっております。

県としましては、市町村等の意向を確認しながら、事業実施の制限に係る条例の制定について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、農林漁業産出額の達成状況についてお答えいたします。

本県の農林漁業産出額は、平成28年の目標額1455億円に対し、27年の実績は1144億円となっております。その内訳は、農業産出額935億円、林業産出額14億円、漁業産出額195億円となっております。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

次に、(3)、おきなわブランドの確立と生産体制の整備についてお答えいたします。

本県の園芸作物の振興を図るためには、自然災害や気象変動に左右されず、定時・定量・定品質の出荷に対応できる産地の形成が課題となっております。そのため、県では、１、強化型パイプハウス等の施設整備、２、省力化機械の導入、３、オリジナル品種の開発・普及、４、新技術の導入・普及、５、輸送コストの低減、流通・販売・加工対策の強化などの諸施策を総合的に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備に努めてまいります。

次に、(4)、農林漁業の担い手育成、確保対策についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、一括交付金等を活用し、農林水産業の担い手育成に取り組んでいるところであります。農業については、沖縄県新規就農一貫支援事業による就農相談体制の強化及び農業施設等の整備支援を行っております。また、水産業については、漁業就業者の確保・育成を目的とした未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施し、新規漁業就業者の確保に努めているところであります。林業については、林業構造改善事業により林業・木材産業者に対する生産施設の導入等の支援を行っております。

県としましては、引き続き沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標達成に向け、市町村等関係機関と連携し、農林水産業の担い手育成・確保に向け取り組んでまいります。

次に、(5)、日台漁業取り決めにおける操業ルールと安全操業確保についてお答えいたします。

日台漁業取り決めが発効した平成25年以降、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてまいりました。現行のルールでは、八重山北方三角水域の一部水域において、マグロはえ縄漁業を昼夜交代制で操業するこ

ととなっておりますが、定められた操業時間を守らない台湾漁船が多数確認されております。ことし３月に開催された日台漁業委員会において、日本側は、八重山北方三角水域全体での期間交代制の操業を求めましたが、台湾側の合意が得られなかったことから、ことし９月までに再度、協議を行うこととしております。

県としましては、引き続き漁業関係団体と連携して、国に対し、取り決めの見直し等、国内漁船の安全操業確保に向けた抜本的な措置を講じるよう求めてまいります。

次に、(6)、県内漁港における放置船についてお答えいたします。

平成28年６月に取りまとめた調査においては、県管理漁港28漁港で317隻、市町村管理漁港59漁港で360隻、計677隻の放置艇が確認されました。

県としましては、平成27年７月に策定した沖縄県県管理漁港放置艇５カ年計画に基づき、31年度までに所有者死亡または不明の放置艇146隻を処理することとしております。これまでの県管理漁港放置艇の取り組み実績としましては、リサイクル処理等で37隻、自主撤去で44隻、計81隻の放置艇を処理しております。また、処理と並行して、これ以上ふやさない対策も重要であることから、法的規制が可能な放置禁止区域の指定を本年４月１日に７漁港で施行したところであります。今後も関係機関と連携し、市町村管理漁港も含めた、全県的な取り組みを行ってまいります。

次に、(7)のアの大雨による農林水産業関係の被害と対策についてお答えいたします。

今回の大雨による農林水産業関係の被害は、６月27日時点で25件、約２億5400万円となっております。その内訳は、１、農地・農業用施設は10件、約１億5300万円、２、林業関係は10件、約7300万円、３、水産業関係は５件、約2800万円となっております。

農業者等に対する支援対策としましては、１、低利の制度資金や農業・漁業共済等の活用による相談の対応、２、普及指導員による被害を受けた圃場の病害虫防除等の営農指導などを行っております。また、農道や林道等の公共施設については、災害復旧事業を活用するなど、早期の復旧に向けて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の教育・文化・スポーツの振興についての中の(1)、新学習指導要領の内容等についてお答えいたします。

県教育委員会では、新学習指導要領の趣旨や内容の周知を図るために、文部科学省の担当官を招聘した説明会を各地区で開催するなど、新学習指導要領の円滑な実施に向けた取り組みを推進しております。また、新学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点を踏まえた授業改善を推進するために、学力向上推進プロジェクトを策定し、新学習指導要領が目指す資質・能力の育成に向けた授業改善等を支援しております。

今後は、新学習指導要領を踏まえた教育課程編成の手引きとなる資料を作成し、先行実施される教科等の移行措置の内容や小学校外国語の授業時数の確保等について十分に周知するなど、学校支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく６の(2)、児童生徒の生活実態調査についての御質問にお答えいたします。

平成28年度に実施した児童生徒の生活実態調査結果は、平成25年度の前回調査と比較して、就寝時間や起床時間に改善が見られたところであります。一方、毎日朝食を食べる割合の低下やテレビゲーム等の時間がふえるなど課題もあります。調査結果からは、睡眠時間や朝食の内容、読書時間や親子のコミュニケーションと、学校での成績には関連性があることがわかりました。

今後とも、児童生徒の健全育成のため、好ましい生活習慣の確立に向けて取り組むとともに、学校、家庭、地域それぞれにおける教育力の向上を図るため各種施策を推進してまいります。

次に、６の(3)、特別支援学校等に通う児童生徒の割合等についてお答えいたします。

本県の公立学校における義務教育段階の児童生徒数は、平成28年５月１日現在で15万243名となっております。そのうち特別支援学校に在籍する児童生徒は0.8％、特別支援学級に在籍する児童生徒は2.6％、通級指導教室に通う児童生徒は0.7％となっております。

児童生徒の学習指導については、個別の指導計画を作成し、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行っております。また、高まるニーズへの対応として、研修の充実により教師の専門性の向上を図るとともに、全ての学校において管理職、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備に努めております。

次に、６の(4)、通信制高校の設立に向けた実証実験についての御質問にお答えいたします。

与那国町における実証実験は、内閣府の沖縄離島活性化推進事業を活用し、同町が琉球大学と連携して行

う３年間のＩＣＴモデル事業であります。夏休み期間中に与那国島に帰省する高校生を対象に、琉球大学がＩＣＴを活用した遠隔授業を実施し、小規模離島における高等学校教育の可能性について実証実験を行うものと聞いております。現在、内閣府と琉球大学及び与那国町で実証実験に向けた準備を進めており、今後、高校卒業資格認定などの諸課題が検証されていくものと考えております。

県教育委員会としましては、内閣府による実証実験を注視し、どのようなかかわりが考えられるか検討してまいります。

次に、６の(5)、日本遺産への認定についてお答えをいたします。

文化庁は、2015年から地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定し、有形や無形のさまざまな文化財を総合的に活用し発信することで、地域の活性化を図ることとしております。

沖縄県では、2015年に名護市、2017年にうるま市が中心となり、複数の市町村にまたがる形で、日本遺産の申請を行いましたが、認定には至りませんでした。文化財等を活用し、地域の魅力を発信するためにも、引き続き、日本遺産の認定に向けて、関係市町村に助言を行うなど、連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、６の(6) 、家庭教育支援アドバイザーの支援活動等についてお答えいたします。

県教育委員会では、家庭教育力の改善・充実を目的とした、家庭教育力促進「やーなれー」事業を推進しております。本事業において養成している家庭教育支援アドバイザーは、６月１日時点で384名おり、夢実現「親のまなびあい」プログラムにおいて、保護者同士が子育て等について、ともに気づき、考え、楽しく学び合う活動を展開するほか、家庭教育に関する相談や情報提供等、保護者に対し直接的な支援も行っております。プログラムの参加者からは、いろいろな意見に気づかされることもあった、子育てをする上で情報の共有はとても大事だと思った等の意見があり、家庭の教育力向上につながっているものと考えております。

次に、６の(7)、いじめ防止対策と生徒へのケアについての御質問にお答えいたします。

文部科学省においては、昭和60年からいじめの調査を実施しており、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの認知件数は増加傾向にあります。その増加の要因としましては、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さない意識が高まったためだと考えられます。各学校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、教育活動全体を通して、生命や個人の尊重などの人権教育の充実に取り組んでいるところであります。児童生徒へのケアについては、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実に努めているところであります。

次に、６の(8)、国際性に富む人材育成留学事業の実績等についてお答えいたします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成の一環として、沖縄振興特別推進交付金を活用し、本事業を実施しているところであります。平成29年度の予算額は、２億1503万円で、派遣人数は高校生80名、大学生等20名を予定しております。これまでの実績としましては、平成24年度より毎年、高校生及び大学生等約100名を派遣しており、派遣期間は高校生は１年、大学生等は１年または２年となっております。帰国後は、大阪大学などの県外難関大学や、語学力を生かし海外の大学へ進学した生徒もおります。

課題としましては、派遣先での生活面のサポートや留学中の安全確保等があります。その対策として、事前学習での安全指導の徹底や委託事業者の現地事務所との連携により、派遣生の状況把握や必要に応じた支援に努めております。

また、今後の事業実施につきましては、これまでの事業の検証を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　執行部の皆さん、答弁ありがとうございます。

それでは再質問を何点かさせていただきます。

まず初めに、大項目１の(4)、ワシントン事務所についてでありますが、先ほど公室長の答弁で、詳細な報告も上がり有意義な報告書であるというようなこともおっしゃっていました。予算については7300万と。27年、28年の予算と比べてもほぼ同額になるのかとは思うんですが、実は１年前の一般質問でも私は質問をさせてもらいました。この報告書28年度版、私も全部読ませてもらいました。そのときに前副知事にもごらんになっていますかと聞いたら、読んでないという話でした。ですから私が申し上げたいのは、本当にこの中身を全部、これ議員の皆さんも見てほしいんですけれども、全部で132ページこの報告書ありますけれども、議員の報告――議員の紹介というんです

か――に80ページ以上使われていて、あと重要だと思うのはその二、三ページぐらいなんですが、要はこれだけのものをきっちり委託先じゃなきゃできないことなのか。それから県の事務所が何をしているのか、非常にその辺が曖昧な気がしますので、もう一度質問いたします。

まずこの報告書に上がっている中身を県としては本当にどのように活用しているのか。先ほどの質問に戻ります。副知事も含めて見ていらっしゃるのか、それについて再質問させてください。

それから次はＪ１スタジアムについてであります。

ちょっと項目、済みません、飛ばしますけれども、Ｊ１スタジアムのところは、これも前回何回か質問しました。那覇市と県の役割が私まだ不明確に見えるんです。県の執行部のほうに資料をもらって平成23年度から25、６、７、８までの県がやってきたこと、那覇市がやってきたこと、それぞれの役割でそれぞれが合意していること合意してないことが余りまだ明確になっていないような気がしています。ですからその辺についてもう一度答弁、那覇市とどういった協議をされ、那覇市の役割、県の役割をもう一度明確に説明していただきたいと思います。

それから貸し切りバスのところですけれども――ごめんなさい、私自分で言いながら自分で項目言っていなくて済みません。観光の関連の２の(6)のところですが、貸し切りバスの待機場やレンタカーの実態調査、これは那覇市や県が行ったと。おのおの期間限定、ピークに合わせてレンタカー調査をしたり、貸し切りバスについては総合事務局と一緒になってやったと聞いていますけれども、この結果を本当にどのように生かそうとしているのか。例えば、観光バスで言えば相変わらずこの県庁前にバスが待機して、車が左折できない右折できないような状況が続いています。一時的に交通試験場ですか、パシフィックホテルの奥のところの場所を使っていますけれども、今これは県の遊休地として、話によると土建部が新たな施設をつくるというような話も聞いていますが、要はこの現状を打破するためにこの２年間は当面こうします。例えばこの県庁の駐車場、向こう側にありますね。平日は埋まっていますけれどもそこを活用するであるとか、とにかくいろんな案を出せると思うんですよね。そこについて那覇市のほうは余りその辺を真剣に考えていないというか、調査はしたけれども、じゃその対策を当面こうします、これからこうしますということを、土地がないだけではなくてきっちりそれをやってほしいと思っています。ですからこれについては、那覇市、県、それからタクシー会社、バス会社、レンタカー会社、この５社が本当に協議をしてお互いの利権だけではなくて、とにかく権益を守るんではなくて、今はやりの言葉で言えばカスタマーファーストというんでしょうか、カンパニーファーストではなくて、利用者がどうなのか、この観光客がどうなのかという視点でぜひ調整してほしいということで、この辺の考えについてもう一度質問したいと思います。

それから島あっちぃ事業、先ほど報告がありました。これも実は始まる前に指摘をさせてもらったことが全て課題になっていますけれども、それについてもぜひ実施に際しての再度検討と那覇市の島たび助成との比較もちょっと報告をしてほしいと思います。

最後に１点、教育問題で人材育成事業、教育長、本当に私重要だと思っています。全ては私は家庭の中に原点があるので、家庭教育を一番に考え、それを支援する仕組み、それから学校と家庭、教育現場が三者一体となってできる仕組みをきっちりつくってほしいということで、これは要請としてお伝えしておきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　西銘議員の再質問にお答えいたします。

ワシントン駐在員の活動業務報告書、どのように活用しているかという趣旨の御質問だったと思います。

まずその報告書の趣旨ですけれども、委託業務ではワシントン駐在の運営支援ですとか、駐在員による調査活動の支援、そしてまた委託業者自身による米国安全保障政策の調査、そして専門家等を活用したヒアリング調査、そういったものを業務委託しておりまして、同報告書はこのような業務委託に関する業務実績を受託業者が整理したもの、そういった内容となっております。

その中でもいろいろお読みいただいて本当にありがとうございます。御提案いただいている部分が、例えば、米国メディアの働きかけをもっとしっかりやるべきではないかとか、連邦議会議員との連携とか、県としてもやはり必要性があると思われるものの御提言などもいただいております。

それから、これも西銘議員から御指摘がありましたけれども、報告書の大半がキープレーヤーといいま

しょうか、そういった方々のものが中心になっているんじゃないかということです。米国連邦議会議員約530名ほどいらっしゃいますけれども、その中でも沖縄におけるこの米軍基地関連問題に影響力のある方、発信力を持つと考えられる方、こういった方々をこの530名の中の81名絞り込んでより詳しくやっています。これはもう当然ネットで調べられるものもありますが、それ以外のいろんな文献等を活用して調べ上げてそれを報告書としてまとめさせていただいたと、そういったことをやっていると。そういったことを踏まえまして、ワシントン駐在員としましては、こういった有識者の関連情報ですとか、影響力や発信力を持つと思われる連邦議会議員の情報などを活用しまして、駐在員みずからの沖縄の情報に関する働きかけ、それから知事訪米の際の面談する方々の選考等に活用しているということでございます。

今後とも、沖縄県のそういった報告などを活用しまして、知事の考えと沖縄の正確な状況の説明、そしてまた米国側の情報をしっかりととってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　西銘議員の再質問についてお答えさせていただきます。

最初の御質問のＪ１スタジアムの件でございますけれども、西銘議員の御指摘のとおり、当初は県と那覇市で平成23年度から基礎調査あるいは基本構想等を別々に実施しておりました。そうしたところから、平成25年度両方で那覇市と県できっちりと連携をして進めていくほうがより効率的ではないかということで、25年度から一緒に整備計画を話をしながら取り組んでいこうということで、28年度に県が基本計画策定を着手したところでございます。ただその県が策定する中でも、おっしゃるとおり那覇市との連携をきめ細かく話し合うべきではないかということで、ちょうどことしの２月１日に――その先々、連絡調整会議というのをきっちりお互いにやって基本計画を県がつくるんですけれども、その中で那覇市と県の役割分担を明確に定めていこうということで、それを２月１日に準備会議を開きました。それを受けまして年度明けまして５月22日に、お互いの連絡調整会議を行ったところでございます。まだ１回目の会議でございますので、詳細はこれからでございますけれども、その連絡調整会議を重ねることによって、議員の御指摘のように、Ｊ１スタジアムの整備に当たっての県と那覇市の役割分担をきちっと明確にしていきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、貸し切りバスの件でございますけれども、２の(6)の貸切バス路上混雑対策実証実験事業、やはり国際通り近辺あるいは県民広場前の貸し切りバスが長時間にわたって駐在、待機することが、交通渋滞とかそういうのを引き起こしますので、これに関しまして、議員おっしゃるとおり昨年度西町の旧運転免許場跡で実証実験をいたしました。そこに貸し切りバスを50台程度待機できる場所を確保いたしまして、ショットガン方式といいまして、お客様を乗降させるタイミングに合わせて、そこから一時的に乗降場所に行ってそしてまた戻ると。そうすることによって、市内のこういった県民広場前とか国際通りにバスが長時間待機するとか、あるいはお客様のいない空のバスを回遊させるということも避けることができまして、そういった大きなメリットがあるということが確認できた次第でございます。ただこれは１年度限りの実証実験でございましたので、改めて那覇市と確認しながら、まず土地をきちんと確保しなければいけないと。西町は一時的なところでございましたので、やはり大きな課題というのはそれを永続的に継続的にバスが待機できる場所を確保しようということで、実はまたそこのほうが少しハードルが高くて難しい状況でございます。那覇市さんがそれを検討する中で、県もきっちり連携をしながら、県有地含めまして、その待機場所のきっちりとした確保につきまして、引き続き那覇市と共同・連携して話を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　再質問にお答えいたします。

離島振興を同じく目的としている那覇市で行っておりました島たび助成事業と島あっちぃ事業の差異は、両方とも離島振興を目的にしておりまして、島たび助成のほうは、渡航費を主に上限2500円を対象離島へ渡航する方に、那覇市民を対象に助成しておるものでございまして、一方、島あっちぃ事業のほうが、行った先の体験プログラムの開発であるとか、それから受け入れ体制の強化なども目的として含んでいるものでございます。

先ほども課題として申し上げたことに加えまして、モニターツアー参加者からのアンケートもいただいておりますが、よかった点としては、やはり伝統工芸体験とか壮大な風景が目に触れることができたなどに満

足したというポジティブな意見を幾つかいただいております。それからこれが重要な点と思いますが、改善してほしい点として、案内板などの標識が少ないとか自由行動時のお勧めスポット等の案内が欲しいであるとか、備品の貸し出しを行ってほしいとか、特産品の購入機会をつくってほしいとか、より具体的に要望が挙がってきておりますので、これらの要望を取り入れまして、さらによいプログラムを組んで受け入れ体制の強化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 家庭教育についてですけれども、議員からもありましたように、家庭教育は全ての教育の出発点でございます。子供の心身の調和のとれた発達を図る上で、非常に重要な役割を担うものであると考えております。

教育委員会では、先ほども申し上げました家庭教育力の改善充実を目的とした「やーなれー」事業を推進しているところであります。参加者からは、親同士で互いに学び合うことでしつけや生活リズムなどを見直すいい機会になったなどの感想もございます。このような活動を展開することで家庭教育力の向上に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん こんにちは。

社民・社大・結連合を代表いたしまして、質問をいたします。

質問に先立ちまして緒言を述べさせていただきたいと思っています。

私は、基地問題は人権問題であるというふうに考えています。我が国の人権状況は国際的に見てどうなのかということについて述べてみたいと思います。

国連は、さきの大戦を踏まえ国連憲章の冒頭で、国家の所属に関係なく地球上の全ての人々の人権の保護と保障が国連の目的だと規定し、その目的達成に向かって、世界人権宣言を初め女性差別撤廃条約に至る数々の国際法を確立してきました。2006年には、47の理事国から成る人権理事会を創設し、国連加盟国の人権状況を審査しています。沖縄国際人権法研究会は、ことし日本が審査対象国であるため、その審査日程に合わせて３月に、沖縄の人権状況を国際的な人権基準に照らして、苛酷な人権侵害の状況を立証する報告をいたしました。一方、国連には、各地域・各国の人権侵害状況を調べて、国連総会や人権理事会に報告書を提出する国連に任命された特別報告者がおります。日本は昨年から国際人権理事会の理事国を務めております。理事国へ立候補する際、特別報告者との対話を重視すること、人権理事会の活動に積極的に貢献していくと決意を述べています。それに反して、今回政府は特別報告者であるデービット・ケイ氏の指摘に抗議するなど耳を傾ける姿勢はありません。

国連はこれまで日本の司法制度にもたびたび改善勧告を出してきました。1998年、国連総会で採択された被拘禁者人権原則では、「拘禁された者又は受刑者と外部、特に家族や弁護人との間のコミュニケーションは、数日間以上拒否されてはならない。」と定めております。山城博治氏の拘留は起訴後まで続き、拘置所では時計を置かせず、情報を遮断し、家族との接見や悪性リンパ腫の検査を認めず、靴下の差し入れさえ認めないという状況で５カ月余の拘留をいたしました。この状況について国連人権委員会特別報告者であるデービット・ケイ氏は、日本政府に対し軽微な罪にこれほどの圧力を加えることに対し懸念を示し、日本政府は市民に平和的な抗議をする空間を保障すべきだと指摘しています。民主主義の根幹である表現の自由や報道の自由が萎縮させられることへの懸念を指摘しました。さらに今、辺野古で起きていることは国際人権基準に照らして明らかに人権侵害であり、国内より国際社会のほうがむしろ日本政府の県民に対する人権状況を深刻に受けとめ、注視しているということを述べ、代表質問をいたします。

１番目に、本県の経済状況の展望について伺います。

(1)、今日の沖縄経済の情勢をどう見ておられるのか、見解を伺います。

(2)番目に、沖縄のＧＤＰ成長率は直近で幾らでしょうか。また全国的に見てどうでしょうか。

(3)番目に、2015年度の沖縄の国税徴収決定済額が過去最高の3508億円に達したと報道がありました。その背景について伺います。

(4)番目に、基地を受け入れているから振興予算があるのではないか、知事が辺野古新基地建設に反対しているから予算が減らされているのではないかという声があります。見解を伺います。

(5)番目に、辺野古に新基地ではなく、観光等の経済活動をするとしたら経済効果はどうなるんでしょうか。

(6)番目に、沖縄経済の発展の可能性が注目をされています。どのような可能性があるのか伺います。

(7)番目に、本県が目指す自立経済とは何か。また

目標値及び達成への課題について伺います。

２番目に、先端医療・健康・医療産業について伺います。

本県の産業成長戦略の一つとして位置づけられている先端医療・健康・バイオ産業について、取り組み状況と可能性について伺います。

(1)として、バイオ産業の位置づけや可能性について伺いたい。

(2)として、バイオ産業振興施策はどのような取り組みをしているのか伺いたい。

(3)番目に、沖縄の強みとして今後の課題について伺いたい。

(4)番目、先端医療・健康・バイオ産業の今後の展開について伺いたい。

３として、辺野古新基地建設について。

(1)、辺野古の地層と地盤について４点伺います。

ア、ことし政府が行った大型掘削調査船ポセイドンの調査報告はどうなっているんでしょうか。

イ、米軍作成の軍用地形図によりますと、建設予定地の海底は琉球石灰岩が堆積し脆弱な地盤であると記されています。巨大な基地建設は危険で無謀だとする意見がありますが見解を伺います。

ウとして、軍用地形図によりますと新基地建設の滑走路先端部に当たる護岸部分は、水深50メートル以上に及ぶと記されています。認識を伺いたいと思います。

エ、全国で使用されている唯一の資料である日本の活断層によりますと、辺野古崎は活断層の疑いがあるとされている。また元琉大教授の古川博恭氏によりますと、辺野古埋立予定地の直下に活断層が存在するとし、さらに木崎甲子郎編の「琉球弧の地質誌」によりますと、名護市世富慶から辺野古に伸びる北西から南東方向への活断層が記されています。県の認識はどうでしょうか。

(2)番目に、辺野古の埋立土砂の総計は2100万立方メートルで、10トン大型ダンプ換算によりますと約420万台であります。その７割を県外から搬入することになっています。搬出元の県外７地域は連帯して搬出阻止運動を展開しております。県として特定外来生物混入調査など連携が必要と思われますがどうでしょうか。

(3)番目に、現在投入されている石材の洗浄はどうなっていますか。現場で石材をおろすたびに粉じんが巻き上がり、海が白濁しております。アセス評価書、埋立承認願書に反する行為であると思いますが、認識と対策について伺います。

(4)番目に、辺野古新基地建設は工事の全容を示す実施設計が提出されないまま進められています。このような進め方では環境保全対策は到底できないと考えますがどうでしょうか。

４番目に、教育行政について伺います。

(1)、県立普天間高等学校の西普天間跡地への移設問題の見通しと課題について伺います。

(2)番目に、教職における管理職のパワハラ等が訴訟問題になっています。管理職の選考及び評価はどのようになされているのか。その再発防止策についても伺いたいと思います。

(3)として、沖縄戦に関する県史として43年ぶりに「各論編６　沖縄戦」が発刊されました。これまでの研究成果に新たな知見を盛り込んだものとして評価されておりますが、新沖縄県史の内容、意義、活用等について伺います。

(4)番目に、国内初の旧石器墓地として、白保竿根田原洞穴遺跡について調査内容、成果、さらに保存のあり方と今後の利活用について伺います。

５番目に、福祉・保健・医療行政について伺います。

(1)として、保育について４点伺います。

ア、まず、本県は他府県と違い小学校に公立幼稚園が全体の８割を占めています。その特徴を生かし幼児教育の指針をこれまで打ち出してきました。公立幼稚園と国の施策として今認定こども園がありますが、それをどのように展開をされていくのか、県の方針が問われていると思いますがいかがでしょうか。

イ、待機児童解消のため、認可保育園の拡充をしてきました。待機児童が存在しながら保育園では定数割れが起きています。その原因は何でしょうか。また対策はどうなるんでしょうか。

ウとして、厚労省の統計によりますと本県の保育士の有効求人倍率は全国的に見て高い値になっています。保育園は拡充したが保育士が足りないため園児を入園させることができない。定数を満たせない実態はどれくらいあるんでしょうか。

エとして、平成24年度比で見ると保育士の給与はどれくらい改善されたんでしょうか。

(2)番目に、子供の貧困対策や健全育成の観点からこども医療費助成制度の見直しが必要だと考えますが、見直しの内容と課題について伺います。

(3)番目に、北部医療圏の病院統合問題についての見解と今後の展開について伺います。

(4)番目に、県立八重山病院建設における進捗状況と課題について伺います。

６番目に、生物多様性について。

(1)、ジュゴンの生息状況はどうなっているのでしょ

うか。またジュゴン保護対策事業の進捗状況についても伺いたいと思います。

(2)番目に、ヒアリやアルゼンチンアリ等の特定外来生物の侵入防止策の取り組み状況について伺います。

(3)番目に、国内には250種類のチョウが記録されており、そのうち150種は県内で生息していると言われています。本県はチョウの宝庫であります。県蝶制定に向け県民世論を喚起する活動が起こっております。見解を伺いたいと思います。

最後に、離島行政について７番目に伺います。

(1)、宮古島市・石垣市の自衛隊配備計画について伺います。

アとして、米軍基地から派生する環境問題に鑑み、自衛隊配備計画において環境アセスを求める必要があるのではないかと考えます。どうでしょうか。

イ、石垣市の自衛隊配備計画予定地域の住民と意見交換を行いました。ある農業従事者が、私の父は嘉手納基地に農地を奪われ石垣島のこの地に移民として入植した。またしても自衛隊基地に農地を奪われようとしている。このようなことが許されるのかと訴えました。この狭き沖縄にこれ以上基地を押し込めてはならないと考えますが、見解を伺います。

(2)番目に、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定が行われておりますが、従来の定住交通条件の整備に加えて新たな施策を打ち出しておりますが、今後の取り組みの内容について伺います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　比嘉京子議員の代表質問にお答えをいたします。

本県経済の展望についてに関する御質問の中の１の(4)、新基地建設と沖縄振興予算についてお答えをいたします。

沖縄振興の根拠法である沖縄振興特別措置法の立法目的について、国は、戦後我が国の施政権の外にあった歴史的事情等、沖縄の４つの特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講ずるものであると一貫して説明されております。

県としましても、基地問題と沖縄振興は別と認識をしております。

次に、１の(6)、県経済の発展可能性についてお答えをいたします。

沖縄県は、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が持つ自然・伝統・文化等のソフトパワーを生かし、成長著しいアジアの活力を取り込むための諸施策を推進することにより、日本のフロントランナーとして我が国経済再生の牽引役を担い得るものと考えております。

次に、生物多様性についてに関する御質問の中の６の(3)、県蝶の制定に関する見解についてお答えをいたします。

自然の動植物等を自治体のシンボルとして指定することは一般的に行われており、木、花、鳥については全ての都道府県で指定されております。都道府県のシンボルとして県のチョウを定めている例としては、全国で唯一、埼玉県においてなされているところであります。一方、県内においては、那覇市のオオゴマダラ、今帰仁村のフタオチョウ、竹富町のツマベニチョウなど、10市町村で市町村のチョウが定められております。沖縄県のシンボルとして、新たに県のチョウを指定することについては、県民一人一人が生き物とかかわりを持ち、沖縄が持つ自然の豊かさへの理解を深めることにつながるものと考えております。

沖縄県としましては、県民の関心や全県的な機運の高まり等も考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　それでは１、本県経済の展望についてについてのうち(1)、沖縄の経済情勢についてお答えいたします。

本県経済については、平成28年度の入域観光客数が約877万人、観光収入が約6603億円、完全失業率が4.2％、有効求人倍率が復帰後初めて１倍を記録するなど、観光や雇用情勢の指標が過去最高を更新し、個人消費や建設関係の指標もおおむね高水準で推移していることから、好調な状態が続いているものと考えております。

次に、同じく１の(2)、県内総生産の経済成長率についてお答えいたします。

沖縄県の平成26年度県内総生産の経済成長率は、名目で3.5％の増加、実質で1.5％の増加となっており、47都道府県中、名目成長率が３位、実質成長率が６位となっております。なお、国内総生産の経済成長率は、名目で1.5％の増加、実質で1.0％の減少となっております。

次に、１の(5)、観光等の経済活動の効果についてお答えいたします。

県が、平成27年１月に実施した駐留軍用地跡地利

用に伴う経済効果に関する調査によりますと、嘉手納飛行場より南の返還予定地５地区合計の跡地利用による経済効果は、返還前の18倍になるものと試算いたしております。一般的に申せば、軍用地としての土地利用と比べ、観光等の民間活力を中心とした土地利用を行ったほうが広く投資を呼び込むことが可能となり、経済効果は大きくなるものと考えております。

次に、１の(7)、沖縄県が目指す自立型経済と目標値及び課題についてお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した外貨が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画の社会展望値においては、平成33年度の１人当たり県民所得は、271万円程度に増加すると見込んでおります。一方、自立型経済の構築に向けては、本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成を行い、域内産業の活性化を図ることが課題であると考えております。

次に、４番、教育行政についての(1)、普天間高校移設の見通しと課題についてお答えいたします。

普天間高校の西普天間住宅地区跡地への移設については、現在、財源の確保に向け、内閣府と協議を行っているところであります。用地取得について、地権者が譲渡所得に係る最高5000万円の特別控除を受けられるのは、今年度末予定の土地の引き渡しまでとなっていることから、既存の土地取得事業基金を活用したいと考えております。一方、施設整備について、文部科学省補助、いわゆるハード交付金を活用することを基本に、駐留軍用地跡地の利用に資する事業としてソフト交付金等も活用したいと考えているところです。

次に、７番の離島行政につきましての(2)、改定計画における新たな施策についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定において、離島・過疎地域対策として、交通コストの低減等の定住条件の整備に加え、新たに移住対策について盛り込みました。現在、移住定住促進事業を実施し、移住に関するシンポジウムの開催、地域の世話役の養成等により移住者受け入れ側の体制を整備するとともに、移住希望者への情報発信として、移住フェアへの出展、移住体験ツアーの開催、移住応援サイトの運用等を行っているところです。また、県、市町村、民間団体等で構成する沖縄県移住受入協議会において、情報や課題を共有し、課題解決に向けた効果的な取り組みや地域の自主的な移住施策を支援しているところです。

今後も、より一層効果的な施策を展開し、離島・過疎地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、本県経済の展望についての御質問の中で(3)、2015年度の沖縄の国税徴収決定済額が過去最高の3508億円に達した背景についてお答えいたします。

2015年度の沖縄県経済動向において、観光、消費関連が好調に推移し、建設関連もおおむね好調に推移したことから、県内経済は全体で拡大していると分析しております。このようなことを背景に国税徴収決定済額が伸びたものと推察されます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、先端医療・健康・医療産業についての(1)、バイオ産業の位置づけ、可能性についてお答えいたします。

本県におけるバイオ産業は、21世紀ビジョン基本計画において、科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成の中で、今後成長が見込まれる分野として位置づけられております。また、沖縄県アジア経済戦略構想においては、先端医療・健康・バイオ産業を、アジア市場を取り込むことで新たな成長を推進する産業成長戦略の一つとして位置づけております。高付加価値な製品等を生み出すバイオ産業は、本県の新たなリーディング産業として、今後需要が見込めるアジア諸国等への展開が期待できます。

次に、同じく２の(2)、バイオ産業振興施策についてにお答えいたします。

県では、バイオ産業の振興を図るため、インキュベート施設等の研究支援環境を整備し、バイオ関連企業の研究及び事業化を支援するとともに、企業集積に取り組んでおります。また、再生医療等の先端医療については、大学と企業が共同研究を推進する基盤として、再生医療に必要な細胞を培養できる設備を整備し、細胞培養士の育成を実施しております。さらに、産学官連携により細胞を立体的に積み重ねて血管や軟骨組織の一部をつくる臨床用３Ｄバイオプリンターの開発や細胞の大量生成技術、輸送・冷凍技術の開発を推進しております。

同じく２の(3)、沖縄の強みと今後の課題についてにお答えいたします。

県の強みとしては、大きく３つあります。１つ目は、アジア諸国への地理的優位性であり、ハブ空港を活用した展開が可能であることです。２つ目は、沖縄工業高等専門学校等によって優秀な人材の創出が図られております。３つ目は、再生医療等の先端医療分野において、琉球大学医学部に研究用の細胞加工施設が設置されていることで、再生医療の研究基盤が構築されています。今後の課題として、健康・バイオ産業は、基礎研究から実用化までの期間が長いため、それぞれの段階に応じた支援が必要となっており、特に事業化に向けた生産拠点の整備やビジネスマッチングの支援等が求められています。

同じく２の(4)、先端医療・健康・バイオ産業の今後の展開についてにお答えいたします。

県では先端医療・健康・バイオ産業を、観光・ＩＴ・物流に続く第４の柱として振興するための方策を検討するため、沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会においても、新たなものづくり部会を設置したところであります。今後は、同産業の事業化を促進し、再生医療に活用する細胞や医療機器等の高付加価値製品をアジア等へ展開してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　３、辺野古新基地建設についての御質問の中の(1)のア、大型掘削調査船の調査報告についての御質問にお答えいたします。

大型掘削調査船による調査の結果については、護岸構造物に係る実施設計の事前協議において、必要に応じて報告を求めていきたいと考えております。

同じく(1)のイ、軟弱地盤上の基地建設についての御質問にお答えいたします。

護岸構造物の安定性及び安全性については、今後、滑走路先端部のケーソン護岸に係る実施設計の事前協議において確認していきたいと考えております。

同じく(1)のウ、水深50メートル以上の埋め立てについての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の承認願書において、沖縄防衛局は、滑走路先端部の水深は三十数メートルとしており、護岸構造物も24メートル程度の大型ケーソン形式を採用しております。

県としては、当該構造物に係る実施設計の事前協議において必要な照査を行い、護岸本体の安定性及び安全性を確認していきたいと考えております。

同じく(1)のエ、名護市辺野古崎周辺の活断層の存在についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業において、沖縄防衛局は、護岸構造物の耐震性を一般的な構造体として設計しております。活断層については考慮していないことから、施設直下や近傍などの海域に活断層が存在することが明らかになった場合には、沖縄防衛局に対して地震時の安定性及び安全性並びに環境被害への対応策等について説明を求める予定であります。

同じく(3)、埋め立てに使用する石材の洗浄についての御質問にお答えいたします。

海中に投入する石材について、沖縄防衛局は、濁りの発生が少なくなるよう採石場において洗浄するとしており、また、周辺の水の濁りも環境監視等委員会の指導助言を得て設定した基準値未満であるとしております。一方、石材投入時の粉じんの発生や海の白濁等の情報もあることから、沖縄防衛局に対しては、改めてこれまでを含めた石材の洗浄方法等の詳細な資料提出及び現地確認等の実施を求める予定であります。

同じく(4)、環境保全対策の実効性についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局との事前協議において、県は、当初から工事中の環境保全対策等は、一部分の護岸だけの影響として検討するのではなく、連続した一体の護岸全体による環境影響に対して環境保全対策等を検討すべきものと主張しております。事前協議において環境保全措置の実効性を確認する以前に本体工事に着手することは、環境に不可逆的な影響を及ぼすと懸念しており、沖縄防衛局に対しては、工事を停止した上で事前協議に応じるよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、辺野古新基地建設についての御質問の中の(2)、埋立土砂搬出元との連携についてお答えします。

辺野古埋立用材採取予定地で搬出の阻止行動があることについては、新聞報道により承知しております。公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づく、立入調査を行う場合は、届け出を行った事業者を通じて採石会社等へ協力要請することとしております。また、関係自治体に対しても、あらかじめ調査の目的や方法について情報提供を行うなど、立入調査が円滑に実施できるよう連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、６、生物多様性についての御質問の中の(1)、ジュゴン保護対策事業についてお答えします。

ジュゴンの生息状況については、実態が不明な点が

多いことから、県では、平成28年度から29年度にかけて沖縄島周辺海域を対象に、ジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業では、平成28年度に、ジュゴンの目撃情報やジュゴンの餌となる藻場の分布状況等について整理を行い、専門家で構成する検討委員会の意見を踏まえ、４つの調査海域を選定したところであります。平成29年度は、当該４海域についてジュゴンの生息状況等調査を実施し、その結果を踏まえ、ジュゴンの保護方策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

同じく６の(2)、ヒアリ等の侵入防止に係る取り組みについてお答えします。

県では、外来種による生態系の攪乱を防止し、本県の豊かな生物多様性を保全するため、平成27年度から、外来種対策事業を実施しております。ヒアリ等の侵入防止対策については、沖縄科学技術大学院大学などと連携し、県内25カ所での通年モニタリングや、沖縄本島、宮古島及び石垣島の港湾等周辺地域における現地調査などを実施しておりますが、これまでのところ、特定外来生物であるヒアリ等のアリ類は確認されておりません。

県としては、引き続きモニタリングを行うとともに、個体同定の手法や確認された場合の対策などについて検討していきたいと考えております。

次に、７、離島行政についての御質問の中の(1)のア、自衛隊配備計画における環境アセスについてお答えします。

宮古島市及び石垣市に計画のある自衛隊の駐屯地の整備については、沖縄県環境影響評価条例の対象事業とはなっておりません。しかしながら、県では、自衛隊の配備については地元の理解を得るため環境への配慮が必要であると考えており、去る６月20日付で、沖縄防衛局に対し、自主的な環境影響評価の実施の意向及び環境影響評価を実施しない場合、地元の懸念事項についての調査の実施及びその結果の公表について照会したところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての御質問の中で(2)、管理職の選考及び評価等についてお答えいたします。

県教育委員会が実施する管理職の選考については、管理職選考試験において、教育実践や実績、筆答試験、論文試験、面接試験の結果を総合的に判断し、選考しているところであります。また、管理職の評価については、教職員評価システムにより、学校経営、学校教育の管理、職員の管理・育成についての申告や面談を通じ行っております。なお、パワーハラスメントの防止については、管理職研修会や評価者研修会の場において、注意喚起を行うとともに、各学校において、人権ガイドブックの活用等により、管理職も含め、教職員の人権意識の高揚を図っております。

次に、４の(3)、「沖縄県史各論編６　沖縄戦」の内容等についての御質問にお答えいたします。

「各論編６　沖縄戦」は、これまでの沖縄県史及び市町村史の成果や、沖縄戦研究の成果を踏まえた現時点での最新の成果を体系的にまとめたものであります。これまで余り取り上げられなかった障害者、戦争トラウマ、ハンセン病、不発弾などの分野にも光を当て、新たな視点を開くものであるとともに、若手・中堅の執筆者を起用することで、沖縄戦研究を次世代につなぐことも狙いとしております。今後この本が沖縄戦を学ぶための基本的な文献として活用されることを期待するとともに、教育現場での活用を図っていきたいと考えております。

次に、４の(4)、白保竿根田原洞穴遺跡の調査成果等についての御質問にお答えいたします。

発掘調査は、平成24年度から28年度の５カ年間、遺跡の重要性を確認するため、文化庁の補助を受けて調査を実施してきました。調査に当たっては、文化庁の指導のもと、考古学・人類学等の専門家で構成する委員会を設置し、調査方法や遺跡の評価について検討を行ってきました。その結果、この遺跡から1000点を超える旧石器時代の人骨片が発見され、国内はもとより世界的に見ても最大級の旧石器時代の人類遺跡であることが判明しました。特に、保存状態が良好な４号人骨は約２万2000年前の港川人骨を上回る約２万7000年前の年代値が得られており、日本で最も古い旧石器人の顔を知ることができ、また、遺体の埋葬方法までも明らかになる貴重な資料と考えております。同遺跡は現在、新石垣空港敷地とは別に区画され、現地にて保存が行われており、遺跡の利活用に関しては、石垣市教育委員会とも意見交換をしていきたいと考えております。また、人骨は県立埋蔵文化財センターで保管しており、今後、必要に応じて公開するなど活用を図っていきたいと考えております。

次に、５の福祉・保健・医療行政についての御質問の中の(1)のア、公立幼稚園等の展開についてお答えいたします。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると考えております。

県教育委員会としましては、子ども・子育て支援新制度においても質の高い幼児教育を維持するために、公立幼稚園が結節点となり、保育所、認定こども園、私立幼稚園、小学校等が連携した沖縄型幼児教育を推進するとともに、幼稚園教諭の研修の充実、３年保育の推進等に取り組んでおります。引き続き、市町村教育長研修会等で幼児教育に関する理解を求め、幼児教育の充実について市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５、福祉・保健・医療行政についての御質問の中の(1)のイ、待機児童がいる一方で、定員割れが生じていることについてお答えいたします。

待機児童がいる一方で、定員割れが生じていることにつきましては、地域別、年齢別のミスマッチや保育士不足などがその原因として掲げられております。

県としましては、このような状況を解消するため、去る５月に、地域別及び年齢別の保育需要や保育定員の確保方策等について市町村と意見交換を行うとともに、定員を一時的に変更するなどの対応を検討するよう助言しております。

同じく(1)のウ、保育士不足による定員割れについてお答えいたします。

平成29年４月１日現在、90施設において定員に必要な保育士188人が確保できず、695人の定員割れが生じております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善を図ってまいります。

次に、同じく(1)のエ、県内保育士の給与改善状況についてお答えいたします。

本県の保育士の給与については、平成28年賃金構造基本統計調査によると、月額19万8300円となっており、平成24年の同調査の月額17万6300円に比べ、２万2000円の増となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、５の福祉・保健・医療行政についての御質問の中の(2)、こども医療費助成事業の見直しについてお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、沖縄県の子供の貧困の厳しい現状に鑑み、子供の貧困対策の視点も加えた見直しが必要ではないかと考えております。見直しの方向性としましては、医療機関の窓口で現金の持ち合わせを心配することなく医療を受けることができるよう、低所得世帯を対象に現物給付の導入、一部自己負担金の廃止並びに通院の対象年齢の拡大を検討しております。あわせて、事業費の大幅な増加を抑制し、持続可能な制度とする観点から、所得区分の導入及び一部自己負担金の見直しを検討しているところであります。見直しに当たっては、事業の実施主体である市町村の理解を得ることが課題であると考えております。

次に、同じく福祉・保健・医療行政についての御質問の中の(3)、北部医療圏の病院統合問題に対する見解と今後の展開についてお答えします。

県としましては、北部医療圏において、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹的病院の整備は必要であると考えており、これを実現する上で、両病院の統合は合理的な考え方の一つであると考えております。現在、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、北部地区医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、同病院の職員の身分の取り扱い、新病院の建設など、統合に当たって整理すべき54項目の課題を抽出し、その処理方針の検討を進めているところであり、年内を目途として統合の是非に関する県の方針を決定したいと考えております。仮に、統合を是とする方針が出された場合は、北部地区医師会病院及び北部地域の市町村と、統合の条件及び進め方等に関する協議を行うこととしております。その結果、関係者間で合意形成が図られた場合は、統合に向けた具体的な作業を開始することになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　５の福祉・保健・医療行政についての御質問の中で、(4)の新県立八重山病院整備事業の進捗状況と課題についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、５月末現在、工事の進捗率が34.9％で、３階の柱や、はりの建て方工事及び１階の内装工事を実施しております。建設工事の課題としましては、駐車場部分の磁気探査による工期への影響や建設労働者の確保等が挙げられ

ます。

病院事業局としましては、引き続き工事の進捗管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　７、離島行政についての御質問の中の(1)のイ、石垣市の自衛隊配備計画についてお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

社民・社大・結連合、仲宗根悟であります。

会派を代表いたしまして質問を行いたいと思います。

まず最初に、米軍基地問題に関してお聞きをしたいと思います。

(1)番目、嘉手納基地及び普天間基地の爆音被害、深夜・早朝などの周辺住民を無視した訓練、州軍機を含む外来機の訓練の常態化や６月19日には山口県岩国基地所属の最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35の飛来を伝えたことなど基地被害が増加の一途である。こうした基地被害に苦しめられている周辺住民の我慢は、はるかに限界を超えている。政府の言う負担軽減はほど遠い。施設提供者である国への責任ある対策を求めることについて伺いたいと思います。

この爆音被害、一向に減ることがない実態について。特に嘉手納における爆音は100デシベルを超える回数が１日６回も測定され、騒音発生回数も最大で1.88倍と増加していることが嘉手納町の調査で明らかになりました。同基地所属のＦ15戦闘機の訓練と米本国から暫定配備されたＦ16戦闘機が大きく影響をしています。外来機飛来で訓練が常態化していることに起因する爆音被害の実態が明らかであります。おととい26日からはＦ35も飛来してきて訓練をしております。このＦ35をほかの戦闘機と比べ物にならないくらいすさまじい爆音をさらけ出していると、暴露しているということであります。負担軽減どころか真逆の実態が起こっています。安倍首相の言う負担軽減のため、一つ一つ確実に結果を出していく、できることは何でも行うということを言っています。確実に実行するよう強く求めるべきであります。

(2)番目、嘉手納基地の騒音軽減を目的とした1996年のＳＡＣＯ最終報告に基づいて移転した旧海軍駐機場、ＫＣ135空中給油機やＣ146Ａ特殊任務機などの外来機の使用が相次ぎ地元嘉手納町を初め、使用禁止を求める抗議を行ったそのやさき、韓国オサン基地からＵ２偵察機が移駐した。まさにＳＡＣＯ合意違反である。政府の姿勢は使用中止を求めるどころか容認姿勢であります。長年の懸案がやっとの思いで解消した直後で地元の落胆と怒りははかり知れない。県は三連協や嘉手納基地周辺住民の意見を尊重し、日米政府にＳＡＣＯ合意と2009年日米合同委員会合意を求めるよう強く要請すべきと考えるが見解と決意を伺います。

この旧海軍駐機場は県道を挟み住宅地域に近接しており、騒音や悪臭被害をもたらしたために長年移設を求め、新しい駐機場が我々の税金、いわゆる国の負担で、日本側の負担で157億円余りもかけて整備がされ、ことし2017年１月には運用を開始しています。日米合意に照らせば同年１月21日をもって、海軍駐機場へ全機を移設したわけですから、旧海軍駐機場は使用禁止し速やかに撤去されるべきであります。見解を問います。

(3)番目、嘉手納基地でのパラシュート訓練、４月、５月と強行されました。６月14日にも実施すると通告しましたが、天候不良を理由に取りやめましたが、今後の訓練の中止については言及をしておりません。政府のこれまでの嘉手納基地使用は例外的と繰り返してきておりますが、もはや常態化にほかなりません。基地使用のあり方、訓練のありようをいま一度問い直すべきであります。不安と恐怖におののくのはいつも県民であり、毅然とした態度で臨むよう政府へ要請すべきであります。県の対応を伺いたいと思います。

この降下訓練も米国内で実施していた特殊作戦合同演習が移転実施したというふうにありますが、言語道断であります。ＳＡＣＯ合意を無視し続ける米側へ、ＳＡＣＯ合意に当たらない、あくまで例外的とはもはや言えないような状態ではないでしょうか。政府の弱腰姿勢がこのような米軍の自由勝手な基地のありよう、使い方、その結果を招いています。この国の威厳、誇りはないのでしょうか。ぜひ取り戻してほしいと思います。願うばかりであります。

(4)に移ります。

ＭＶ22オスプレイが飛行中にトラブルを起こし緊

急着陸が伊江島補助飛行場及び奄美空港で発生をしました。昨年12月の名護市安部海岸に墜落大破する事故が発生したことはまだ記憶に新しい。日常、住宅上空を飛行訓練が繰り返されており、県民は騒音・環境問題等に対する不安と墜落の恐怖にさいなまれています。直ちに配備を撤回すべきであります。県の対応を伺います。

(5)番目、嘉手納基地所属のＦ15戦闘機が飛行訓練中に重さ2.3キロの部品を落下したと防衛省が５月26日発表しております。昨年も落下事故が相次いで発生したことに、県及び県議会においても整備点検を徹底するよう求めてきたところであります。同様な落下事故がまたしても起こったことは県民をないがしろにし、危険をさらし続けている姿勢は断じて許される問題ではありません。県の対応と見解を伺いたいと思います。

(6)番目、米海軍安全センターがまとめた2017年度（2016年10月から2017年９月）６月６日時点での海兵隊航空機の10万飛行時間当たり最も重大なクラスＡの事故率が過去最高の4.49件に上り、過去10年間で最悪というような結果がわかったと報道があります。海兵隊航空機が朝昼晩、毎日飛び交う状況で、まさに危険の放置であり恐ろしい限りであります。一刻も早く普天間基地を閉鎖すべきであります。県の見解を伺いたいと思います。

(7)番目、東村高江の米軍北部訓練場内に建設したヘリパッドは、建設事業費当初６億余りから15倍に膨れ上がり94億円も費やしたにもかかわらず工事を急ぐ余りずさんな工事を露呈しています。雨によりのり面が崩落し赤土が流出し環境破壊の実態も明らかであります。防衛省は補修工事に追われ半年にわたっても提供施設は機能してない状況を招いたことは使用不可能であり、閉鎖すべきであります。県の見解を伺いたいと思います。

次に、アジア経済戦略構想の実現に向けて伺いたいと思います。

沖縄を訪れるアジアからの観光客が増加し、至るところでその姿を目にします。まさしくアジア諸国の経済成長を実感できる瞬間です。東アジア及び東南アジアと日本本土の中心に位置する沖縄の自然、文化等のソフトパワーを生かした沖縄国際物流ハブの展開に加え外国人観光客の急増など、今日のアジア経済のダイナミズムを前に沖縄の持つ優位性を活用するチャンスが広がっているとし、本県の経済発展のみならず日本のフロントランナーとして、日本とアジアを結ぶかけ橋として期待をされています。アジア経済戦略構想の実現に向けてどのような施策が展開され取り組みがなされているか伺いたいと思います。

３番目に、観光振興に関してお聞きをしたいと思います。

(1)番目、沖縄観光は国内有数のリゾート地としての評価を得、沖縄のリーディング産業であり、これまでの取り組みによって順調に推移し、2021年度までに達成したい目標を入域観光客1200万人、観光収入１兆1100億円を掲げ、沖縄の経済自立のためにさらなる発展に期待がかかります。今後の沖縄観光をどう描き、取り組みを進めるか伺いたいと思います。

(2)番目、国内を初めアジア地域のＭＩＣＥニーズが拡大し競争も激化している中で、大型ＭＩＣＥ施設はＭＩＣＥ振興及び関連産業の創設で観光振興、経済振興に大きく寄与できるとし21世紀ビジョンでも重点施策として位置づけられ推進してきました。国においても日本再興戦略2017を閣議決定し、その中で観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に位置づけＭＩＣＥ誘致の促進を図るとしています。経済界や地元サンライズ推進協議会はもとより県民多くが2020年９月の供用開始に期待を寄せています。今後の取り組みについて伺いたいと思います。

(3)番目は、那覇市の国際通りへの観光バスの乗降場所の確保は喫緊の課題であるということで、スピード感を持って取り組むべきであると考えるがどうかという件であります。

(4)番目は、バス専用レーンの延長後の実績と今後の見通し、取り組みについて伺いたいと思います。

バス専用レーンについては、交通政策の取り組みではありますけれども、観光という視点から大きな課題ではないかというふうに考えております。レンタカーを利用したフリープランの観光客が国内・海外多く見られます。観光客にも直接影響してくる課題であります。どのように取り組みがなされているかお聞きをしたいと思います。

最後に、農林水産業の振興に関してお聞きをしたいと思います。

2016年の農業産出額が21年ぶりに1000億円を超える見通しとなっているとしています。肉用牛及びサトウキビ生産が好調で、伸び率では宮崎、北海道に次いで全国３位だと発表しました。生産者の生産意欲の向上及び農業の活性化、県経済発展にも大きく貢献するものであります。この要因をどのように捉えているか、また今後の見通しについて取り組みを伺いたいと思います。

(2)番目は、農業振興を図る上で、自然災害による

被害補助等や輸送コストの補助事業による支援はもとより、園芸品目や果樹等の品質向上にも研究機関の充実強化が求められよう。あわせて栽培技術の指導支援も重要と考えるが取り組みについて伺いたいというふうに思います。この研究機関の充実強化の面ですけれども、市町村単位でも特産品づくりについて専門員を配置しながら栽培技術の支援や普及活動に取り組んでいる市町村もあるというふうに聞いております。県の研究機関との連携を図りながら農業振興に努めてもらいたいというふうに思っています。県の行政改革での職員の減などで、研究機関が後退することがあってはなりませんし、そういうところをどういうふうな取り組みがなされているか伺えたらというふうに思っています。

(3)番目、農業での最も大きな課題は、農家戸数の減少、そして農家の高齢化が挙げられてこようと思います。どのような現状をどのような対策で取り組むのか伺います。

色とりどりの新鮮な魚が並ぶ魚市場は活気に満ちて観光スポットとしてもにぎわいを見せています。近海でとれるマグロも生で新鮮なうちに食されると評判で引き合いも高いと聞きます。本県の水産業の現状と漁業振興の取り組みについて伺いたいと思います。

(5)番目、最後になりますが、漁業就業者の確保・育成の取り組み状況についてはどうか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲宗根悟議員の代表質問にお答えをいたします。

観光振興についてに関する御質問の中の３の(1)、沖縄観光の将来像とその取り組み内容についてお答えをいたします。

沖縄県では、本年３月に第５次沖縄県観光振興基本計画の見直しを行い、平成33年度の目標値を観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人に上方修正をいたしました。その達成に向けて、沖縄の豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史、文化、食など、国内外の観光客を魅了するソフトパワーを活用し、競合する他地域との差別化を図るとともに、成長著しいアジアのダイナミズムを取り込むことにより、１人当たりの消費額の増加や滞在日数の延伸に取り組んでまいります。これらの取り組みにより、国際的な競争力を備えた、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成を図ってまいります。

次に、３の(2)、大型ＭＩＣＥ施設の今後の取り組みについてお答えをいたします。

大型ＭＩＣＥ施設については、ことし４月に施設整備運営に係る事業者の選定を行いました。現在は、沖縄振興特別推進交付金の活用について、国と協議を重ねているところであります。今後は、同交付金の交付決定後、基本設計及び実施設計を行い、次年度より建設工事に着手し、2020年９月の供用開始を目標に取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の４の(1)、農業産出額増加の要因、今後の見通しと取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県の農業産出額は、平成24年以降４年連続で増加をしており、28年についても増加が見込まれております。増加の要因として、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、一括交付金等を活用した、さとうきび増産基金等の活用による増産対策、牛舎の整備や繁殖素牛導入による畜産の生産対策、災害に強い栽培施設の整備等による園芸品目の安定生産対策、そして流通コストの低減対策等の施策・事業の実施により、着実に成果を上げたものと考えております。

沖縄県としましては、引き続き、持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

３月に副知事拝命サビタル富川ヤイビーン。ユタシク　ミーシッチョーティ　ウタビミシェービリ。

答弁に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

今、沖縄にはアジアのダイナミズムの拡大により、千載一遇の経済的チャンスが訪れております。この発展の波を沖縄経済にビルトインし、１人当たりの県民所得を上げ、子供の貧困の解消を含めた自立経済の推進に尽力いたします。また、県政の大きな課題である基地問題については、県民が安全・安心に暮らせるよう、知事を初めとする執行部職員と一丸となって取り組みます。

それでは、仲宗根悟議員の２、アジア経済戦略構想の実現に向けて(1)、同構想の施策展開についてお答えいたします。

県では、ことし３月に推進計画を改定し、４月から戦略推進室を設置して体制を強化するなど、スピード

感とスケール感を持って各種施策を推進しております。この中でも特に、大型ＭＩＣＥ施設の整備、航空機整備施設の整備、沖縄ＩＴ産業戦略センター（仮称）の設立、国際物流拠点形成に向けた総合物流センターの整備等に取り組んでいるところであります。また、これまでの物流、観光、ＩＴに加え、新たなものづくりの専門推進部会を設置し、今後、再生医療産業等の効果的な施策展開を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、国へ基地被害への責任ある対応を求めることについてお答えいたします。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。嘉手納飛行場周辺の航空機騒音については、米軍再編に伴う一部訓練移転により、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来など、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ず、県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の外来機による旧海軍駐機場の使用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の旧海軍駐機場については、平成８年のＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用が行われるべきであると考えております。航空機が旧海軍駐機場を使用することは、ＳＡＣＯ合意における騒音軽減イニシアチブの趣旨に明らかに反するものであり、到底容認できるものではないと考えております。

県としては、旧海軍駐機場を航空機が使用することがないよう、引き続き地元自治体等、関係機関とも連携しながら、政府に対して強く求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。

県としては、パラシュート降下訓練は沖縄県民の基地負担の軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後政府に対して、地元の意向を踏まえ、米側と交渉を行うよう要請したいと考えております。

次に、ＭＶ22オスプレイの配備撤回についてお答えいたします。

オスプレイについては、配備に際し再三にわたり反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されております。政府は、その安全性は確認されているとしておりますが、県民の不安は一向に払拭されておりません。

県としては、建白書の精神に基づきオスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対しオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、Ｆ15戦闘機の部品落下についてお答えいたします。

去る５月26日に発生したＦ15戦闘機からの部品落下事故に関し、県は米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因、事故状況の説明と再発防止及び安全管理の徹底を強く求めております。米軍の部品落下事故は、これまでも繰り返し発生しており、そのたびに再発防止を申し入れてきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは大変遺憾であります。

県としては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故になりかねず、あってはならないものと考えております。

次に、普天間基地の早期閉鎖についてお答えいたします。

米海軍安全センターの事故評価報告書において、全海兵隊航空機のクラスＡの事故率が高まっているとの報告があることは承知しております。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の５年以内運用停止、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、北部訓練場ヘリコプター着陸帯についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、米側から新たに提供されたＮ１、Ｇ、Ｈ地区の４カ所のヘリコプター着陸帯について、「当該着陸帯に敷かれた芝が根づくのを待つ間、また侵食の有無を観察する観点から、６月まで使用することはないかと思われる。」との回答があったとのことであります。東村高江区では、先行提供されたＮ４地区でのオスプレイの運用により騒音が増加し、周辺集落の生活環境への影響が懸念されております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、オスプ

レイの配備撤回を求めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３の観光振興についての御質問の中の(3)、観光バスの乗降場所確保について答弁させていただきます。
那覇市国際通りにおける観光バスの乗降場所の確保は喫緊の課題となっております。昨年度、那覇市と総合事務局で実施した貸切バス路上混雑対策実験事業の報告書において、国際通り周辺に貸し切りバス専用の乗降場を開設し、路上の混雑緩和や違法駐車の防止につなげるとしております。市においては、報告書に基づき、関係機関と調整していると聞いており、県としても、乗降場確保について市と連携するなど、さまざまな課題解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
〔企画部長　川満誠一君登壇〕
○企画部長（川満誠一君）　３、観光振興についての御質問の中の(4)、バス専用レーンの延長後の実績と今後の取り組みについてお答えいたします。
沖縄県では、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、那覇市から沖縄市までの区間における基幹バスシステムの導入を目指し、平成27年２月にはバス専用レーン区間を延長いたしました。その結果、久茂地から伊佐までのバスの所要時間が朝の南向けで48分から44分へと４分、夕方の北向けで53分から45分と８分短縮するなどの効果があらわれております。
今後の取り組みにつきましては、平成30年度以降の区間延長やバス優先レーン導入などのバスレーン拡充に向け、効果や影響の予測、県民の合意形成等に取り組んでいるところであります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　４、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、研究機関の充実強化、栽培技術の指導支援についてお答えいたします。
農業の振興を図るためには、研究機関による技術の開発とその技術を普及していくことが重要であります。具体的には、県産農産物の市場競争力及びブランド力の強化のため、一括交付金などを活用してゴーヤーなどの新品種開発や気候変動に強い果樹品種の開発及び安定生産技術の開発などに取り組んでおります。また、研究開発された技術については、普及組織やＪＡなど関係団体との連携により、実証展示圃の設置や栽培講習会・現地検討会を開催するなど、速やかに現場に普及するよう、技術指導に取り組んでおります。
次に、(3)、農業の担い手育成対策についてお答えいたします。
県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成24年度から新規就農者を年間300名育成することを目標に取り組んでおります。主な取り組みとして、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業による農業施設・機械等の整備支援及び農業次世代人材投資事業による資金の交付などを実施しております。その結果、平成24年以降、毎年300人以上の新規就農があり、28年の実績では新規就農者308人、そのうち212人が45歳未満の青年農業者となっております。
県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、担い手育成・確保に取り組んでまいります。
次に、(4)、水産業の現状と漁業振興の取り組みについてお答えいたします。
本県の漁業生産量は、平成23年の２万9235トンから27年の３万2581トンで推移しております。また漁業産出額は、平成23年の147億円から27年の195億円で推移しております。特にマグロはえ縄漁業などの沖合漁業とモズク、海ブドウなどの海面養殖業において増加傾向となっております。
県としましては、一括交付金等を活用し、１、交雑技術開発により安定生産を図るオキナワモズクの生産底上げ技術開発事業、２、ナマコ資源量調査や鮮魚輸送技術開発、販売戦略を構築する県産水産物の海外市場拡大事業、３、水産資源の持続的利用を推進する海洋保護区によるサンゴ礁域の持続的な漁業推進事業などの事業を積極的に取り組み、水産業の振興を図ってまいります。
次に、(5)、漁業就業者の確保・育成についてお答えいたします。
県では、平成27年度から一括交付金を活用した、新規漁業就業者の確保・育成を目的とする未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施しております。28年度は、合計13漁協50名の新規漁業就業者に対して、漁具等の漁業経費の一部支援を行ったところであります。
県としましては、引き続き、漁業関係団体等と連携し、漁業就業者の確保・育成の施策を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　それでは再質問、１点だけお願いします。

この嘉手納基地をめぐるＳＡＣＯ合意を完全に無視し続ける米軍に対して、三連協を通じて県も一緒に政府へ要請に行かれるという報道があります。ぜひとも首相の言う、この負担軽減一つ一つ確実に結果を出していくと。そしてやるべきことは全てやるとおっしゃっているわけですから、この現地の現状をぜひ届けていただいて、今の嘉手納基地のありよう、基地の使い方についてぜひとも毅然たる態度で臨むようにお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　要望、質問ですか。

○仲宗根　悟君　できましたら、知事のほうから御答弁いただけたら、決意を。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　仲宗根議員の再質問にお答えいたします。

今般の嘉手納飛行場をめぐる一連の米軍の対応につきましては、やはり沖縄県も地元３市町村ともども強い憤りを感じているところでございます。

この件につきましては、これから直ちに地元３首長とも調整を行って、しかるべく対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後４時 ５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　こんにちは。

本日は、私までですので、どうかもうしばらくのおつき合いをお願いいたします。

引き続き、社民・社大・結連合を代表して、代表質問を行います。

１点目、平和の礎並びに沖縄全戦没者追悼式について。

６月23日慰霊の日を迎え、県主催の追悼式が開催されました。平和の礎の刻銘は、住民を巻き込んだ地上戦の犠牲、その甚大さを後世に伝える最大級の資料であり、24万余りの命の証明でもあります。戦後72年の沖縄から、県知事として発する思い、平和行政への決意を伺います。

２点目、軍事環境の変化について伺います。

(1)、ネラー海兵隊総司令官によるグアム移転見直し発言は、米軍の前方展開戦力が国際情勢の変化によって、当然に影響を受けることを示しました。昨年の違法確認訴訟において、高裁判決は、「北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのはわが国では沖縄などごく一部」として沖縄の地理的優位性を強調し、辺野古が唯一とする国の判断、これを合理的だと絶賛しましたが、ミサイルの射程はとうに沖縄を通り越し、グアム移転の見直しまで迫られています。抑止力のためには辺野古が唯一とする政府の論は説得力を欠いているのではないか。知事の所見を伺います。

(2)、マイク・モチヅキ氏は、海兵隊の輸送能力や現実の配備に照らし、「九州で、米軍と自衛隊が共同使用できる場所を陸上につくることが一番合理的」、「安全保障の大きな観点から考えなければ解決の道筋は見えない」と辺野古唯一論を超える新たな議論の必要性を強調し、知事のリーダーシップにも期待を寄せています。知事は、氏の視点をどのように受けとめているか、所見を伺います。

(3)、一方、市民団体の調査によると、米軍基地について「日本全体で負担を分かち合うべきだ」と答えたのは１県、大分県知事のみという結果が紹介されました。体制にはくみし、負担の集中や起こる被害には無関心ということなら残念です。知事の所見として内外へのメッセージを示されたい。

３点目、５年以内の運用停止について伺います。

(1)、埋立承認との取引ではないと最大に強弁してきたのは仲井眞前知事です。順調にいっても10年かかる辺野古移設を待っていては、喫緊の課題である普天間の危険性の除去には貢献しないとし、移設の進捗にかかわらず取り組まれる、総理の言葉が最大の担保と、総理との約束の成果をアピールしました。しかし今、当の首相は翁長知事に責任を転嫁し、実現困難としています。知事の所見を伺います。

(2)、翁長知事に協力をいただけていないと辺野古移設が前提条件であるかのような発言が出るが、つまり、首相と前知事は５年以内運用停止と辺野古埋め立てをバーターしていたのか、県の認識と今後の対応を伺います。

(3)、さらに、稲田防衛大臣は、辺野古新基地が建設されてもほかの条件が満たされなければ、５年以内の運用停止は実現しないとの認識を示しているとの報道があります。もはや、喫緊の課題である普天間基地

の閉鎖、危険性の除去とのかかわりも消え、辺野古が唯一の解決策としてきたみずからの理屈も踏み外している。県の認識と対応を伺います。

４点目、辺野古埋立工事差しとめ訴訟について。

(1)、漁業権、岩礁破砕許可をめぐって政府は、予防司法の名をかりて閣内で都合よく法解釈を変え、黒を白と言いのけているのではないか。工事差しとめ訴訟提訴の意義や争点、知事の所見を伺います。

(2)、自治事務である漁業権の運用に関し、解釈変更の根拠を求め、法令違反をただすのは県知事として当然である。菅官房長官はここに無関係の和解条項を持ち出し、知事があたかも聞き分けのない手段に打って出たように非難し、我が国は法治国家ですからと印象操作に熱心だが、当たらない非難に対する知事の見解を伺います。

５点目、埋立承認撤回への決意と判断の時期について伺います。

６点目、米軍基地が支障となっている公共工事について。

幾つもの道路、河川等公共工事が米軍施設・区域の共同使用手続が進まないために滞っています。都市基盤整備、県民生活の利便、産業の振興、生活の安全に重大な支障が続いています。影響を受けている事業、件数、日米合同委員会の対応、県民生活への影響等について伺います。

７点目、エネルギー政策について。

(1)、廃食油による発電を事業化した沖縄市の大幸産業や生ごみのバイオガス発電を目指す北中城村の取り組みに注目が集まっています。廃食油については、給食センターなど大型事業所に加え、各家庭からの油の回収により発電量の向上が相当に見込まれる。環境への貢献が高いリサイクル発電を後押しするスキームの構築について、県や市町村の戦略的な取り組みが必要ですが、対応を伺います。

(2)、全国と送配電網がつながっていない本県では、価格競争を促す意味からも新エネルギーへの関心が高い。うるま市の国際物流拠点集積地域の県分譲地に国内最大級規模の新バイオマス発電、イーレックスの進出が決まったとの報道があります。事業の概要、期待について伺います。

８点目、国立自然史博物館の誘致について。

日本学術会議は本年２月、マスタープラン2017に国立沖縄自然史博物館の設立を盛り込みました。その後の連携はどうか。この設立の意義と県の取り組みについて伺います。

９点目、子供の貧困問題への対応について。

(1)、県経済の好調さに期待が高まる一方で、子供の貧困は全国で最も深刻な状態にあります。所得再分配機能を高め、貧困の連鎖を絶つには、行政、経済界、県民を挙げた取り組みが必要となります。どう政策誘導するのか伺います。

(2)、県が実施した高校生調査の結果から、日々の通学に係る経済的負担の大きさとこれを賄うためのアルバイトの実態が浮き彫りとなりました。学力、進学以前の問題として、通学に関する支援の緊急性が問われています。実態、問題への認識と支援の方策を伺います。

(3)、乳幼児期の支援は、その効果が大きいことが先進自治体の取り組みからも指摘されています。ネウボラの導入、ひとり親への支援強化など、市町村との連携が肝要だが取り組みはどうか。乳幼児期の実態調査の実施についても伺います。

(4)、給付型奨学金の拡充、対象の拡大について伺います。

10点目、比嘉大吾選手らの世界的活躍について。

(1)、具志堅用高さんや平仲明信さんらに続く県出身ボクシング世界チャンピオンの誕生に沖縄中、日本中が歓喜の中にあります。県民に大きな喜びと希望を届けてくれた比嘉大吾選手の活躍、その栄誉への表彰について改めて知事の思いを伺います。

(2)、同時期にして、プロゴルファー宮里藍選手が惜しまれながら引退を表明されました。世界での活躍を通じて女子ゴルフ界を牽引してきた藍ちゃん、その功績についても知事の思いを伺います。

(3)、2020年オリンピック・パラリンピックを前にしながら、これまで県民栄誉賞も受賞された上与那原寛和選手、仲里進選手を初め、世界的に活躍する県出身選手らの活躍に、また大きく期待が注がれています。選手らの活躍を支えるその支援体制について取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の代表質問にお答えをいたします。

平和の礎並びに沖縄全戦没者追悼式についてに関する御質問の中の１の(1)、平和行政への決意についてお答えをいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった冷厳な歴史的事実に鑑み、戦没者のみたまを慰めるとともに、世界の恒久平和を願い、沖縄の心を発信するという趣旨のもとで実施されております。また、先日お亡くなりになった大田昌秀元沖

縄県知事は、沖縄が平和の創造と共生の礎となり、再び戦争の惨禍を繰り返さないことの誓いとして、敵味方の区別なく沖縄戦で命を落とされた全ての方々を追悼する平和の礎を建立されました。この平和の礎に込められた平和のとうとさを大切にする思いを次世代へ継承するとともに、平和を希求する沖縄の心を世界へ発信し、恒久平和の実現に向け取り組んでまいります。

次に、５年以内の運用停止についてに関する御質問の中の３の(3)、普天間飛行場返還を実現する条件についてお答えをいたします。

政府はこれまで、普天間飛行場の返還実現のため、辺野古への移設を着実に進めていくと説明しておりましたが、今回の稲田防衛大臣の答弁により、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用の改善について米国との調整が整わなければ、普天間飛行場が返還されないことが明らかとなり、大きな衝撃をもって受けとめております。日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に、埋立承認撤回についてに関する御質問の中の、撤回への決意と判断の時期について、５の(1)についてお答えをいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。日々の国の動き等、全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して検討しているところであり、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困問題への対応についてに関する御質問の中の９の(1)、行政、経済界、県民を挙げた取り組み等についてお答えをいたします。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、県民の幅広い理解と協力を得る必要があるため、昨年６月に、私が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議が設立されたところであり、県内各界各層の関係機関が一体となって、子供の貧困を解消するための取り組みを推進しております。昨年度は、企業や県民の皆様から約5000万円の多額の御寄附をいただきました。児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業を実施したほか、ことし４月から沖縄都市モノレール株式会社による経済的に厳しい世帯の高校生の通学費に係る運賃の割引が始まるなど、県民会議の会員の皆様がさまざまな取り組みを実施しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、軍事環境の変化についての御質問の中の(1)、辺野古が唯一とする政府の論についてお答えいたします。

ネラー総司令官は、敵対国の能力が沖縄やグアムなどの地域での力学関係を変化させたという発言をしております。このことから、北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部であることなどを理由に、辺野古が唯一とするさきの高裁判決や政府の主張は成り立たないものと考えております。日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に、(2)、マイク・モチヅキ氏の見解についてお答えいたします。

マイク・モチヅキ氏の発言は、日米両政府が、安全保障体制を抑止力だけではなく、今後、朝鮮半島における有事の際の危機管理や危機対応の観点から、新たな議論をする必要があることを述べられているものと承知しております。

県としましては、これらの議論を踏まえ、辺野古新基地建設の必要性などについて、改めて広く国内外へ発信し、理解と協力を促すことが非常に重要であると考えております。

次に、(3)、米軍基地の全国での負担についてお答えいたします。

沖縄県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、戦後72年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.4％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事なら、日本国民全体で考えるべきであります。

県としましては、全国知事会や渉外知事会等と連携し、沖縄の負担軽減に向けた国民的な議論が深まるよう取り組んでまいります。

次に、３の５年以内の運用停止についての御質問の中の(1)、(2)、５年以内運用停止と辺野古埋め立てについてお答えします。両者は関連いたしますので一括してお答えいたします。

平成26年２月18日に開催された普天間飛行場負担

軽減推進会議において、安倍総理は、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減に関する４項目について、政府としてできることは全て行うと述べているほか、平成28年１月の質問主意書に対する答弁書においても、同様の政府見解が示されております。県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、辺野古移設にかかわりなく、政府の責任において、同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであります。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、４、辺野古埋立工事差しとめ訴訟についての御質問の中の、差しとめ訴訟の意義や争点、所見と和解条項との関係について、これは４の(1)と４の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則では、漁業権の設定されている漁場において、岩礁破砕等を行う場合には、知事の許可が必要となっております。沖縄県としては、漁業法の趣旨、従来の政府見解や水産庁の技術的助言等に照らし、沖縄防衛局が工事を行っている海域は、漁業権の設定されている漁場に当たるものと考えており、訴訟ではこのことを中心に主張していくことになります。一方、和解条項９項は、「是正の指示の取り消し訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い」とあるとおり、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっています。しかし、昨年７月に国土交通大臣が提起した訴訟は、不作為の違法確認訴訟であり、和解条項で言う是正の指示の取り消し訴訟とは無関係だっただけでなく、今回の差しとめ訴訟についても、和解条項とは無関係であります。日本は法治国家であり、和解により、法令で定められている岩礁破砕等許可手続を不要とすることはできません。県は、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に、10番目の比嘉大吾選手らの世界的活躍についての御質問の中の(1)、比嘉大吾選手の活躍と表彰についてお答えいたします。

今回、世界フライ級のタイトルを獲得した比嘉大吾選手の快挙は、我々沖縄県民に勇気と誇り、大きな希望を与えるものであります。そのことだけでも十分評価に値するものと考えておりますが、比嘉選手は21歳とまだ若く、これからも防衛記録を積み重ねて、さらに偉大な選手になる可能性を秘めていますので、県民栄誉賞については、今後の活躍も見守りつつ、県民議論の高まりも踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　６、米軍基地が支障となっている公共工事についての御質問の中の(1)、共同使用手続が進まないことによる事業等への影響についての御質問にお答えいたします。

米軍施設・区域に係る道路・河川等の事業は15カ所あり、一部返還や共同使用に向けた協議が進まないことや、在日米軍施設・区域に関する統合計画において返還時期がまだ先であることなどを理由に、事業の進捗等に影響が生じておりました。また、これらの事業の進捗おくれは、交通渋滞や河川氾濫など、県民生活の利便性向上や安全・安心の県土づくりに少なからず影響を及ぼすものと考えております。このようなことから、昨年９月及び10月に続いて、ことし５月10日にも公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化等について、米軍や関係機関に協力を要請したところであります。現在、北部訓練場に係る国頭東線の災害復旧工事が着手予定となるなど進展があり、引き続き他の箇所についても早期事業化が図られるよう米軍や関係機関と密に協議・調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　７のエネルギー政策についての御質問の中の(1)、バイオマス発電を推進するスキームの構築についてお答えします。

廃食油による発電や生ごみのバイオガス発電は、廃棄物をリサイクルするという観点だけでなく、地球温暖化対策の手法としても有効であると考えております。そのため、先進事例の調査、市町村における廃油、生ごみの分別回収の導入促進、国や県の補助制度を活用した施設整備費の低減化の検討などを行い、バイオガス発電等を推進するスキームの構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、８、国立自然史博物館設立に向けた県の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館は、本県の生物多様性の豊かさや

その重要性がより多くの人に認識され、保全意識の向上が期待できるとともに、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であり、地域振興上も魅力的なものであります。県では、日本学術会議のマスタープラン2017公表後も、関係者等と普及啓発のためのパンフレット作成やシンポジウムの開催などについて意見交換を行うなど、連携・協力して誘致に向けた取り組みを進めております。

県としましては、平成29年５月に決定した沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定計画に、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけたところであります。今後とも、沖縄県での設立実現に向け、全県的な機運を高めるための取り組みを推進するとともに、国への働きかけを積極的に行ってまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７のエネルギー政策についての(2)、バイオマス発電業者のうるま地区への進出についてにお答えいたします。

県では、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区において、平成28年12月にバイオマス発電事業者１社の立地を対象とした公募を行い、審査会を経て内定している状況であります。バイオマス発電事業者の立地により、当該工業団地の課題であった電力料金の低減化が図られ、産業振興に資するものと期待しております。しかしながら、現在のところ正式契約には至ってないため、具体的な内容について申し上げることは差し控えたいと思います。今後、正式契約に向けて調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　９の子供の貧困問題への対応についての御質問の中で(2)、高校生の通学費負担への認識とその支援方策についてお答えいたします。

高校生調査によりますと、週４日以上アルバイトをしている割合は困窮世帯で53.4％となっており、その使用使途は24.1％が通学のための交通費に充てているとしており、通学費が大きな負担になっていると認識しております。県教育委員会においては、平成26年度から実施しております奨学のための給付金事業により、低所得世帯の高校生を支援しており、この給付金は、通学定期の購入にも充てることができるものであります。平成29年度における給付額は、国公立の全日制高校生に対し、第１子の場合は年額７万5800円、第２子以降の場合は12万9700円となっております。

県教育委員会としましては、国に対して、経済的に厳しい状況にある高校生への支援強化のため、給付額の増額や国庫補助率の引き上げを要望しているところであります。

次に、９の(4)、給付型奨学金の拡充等についての御質問にお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として、昨年度創設したものであります。一方、国におきましては、今年度から県内大学等も対象とする給付型奨学金を開始しており、本県の県立高等学校には合計754人の推薦枠が示されております。県の給付型奨学金の拡充等につきましては、国の制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　９の子供の貧困問題への対応についての御質問の中の(3)、乳幼児期における市町村等の連携及び乳幼児期の実態調査についてお答えいたします。

子供の貧困の問題は、特に、乳幼児期に貧困であることが子供の生活と成長を最も深刻に脅かし、大人になったときも貧困に陥る可能性が高いとされております。このため、沖縄県としましては、妊娠期からつながるしくみ調査検討事業により、市町村に対する子育て世代包括支援センターの導入支援や、低所得のひとり親家庭等の認可外保育施設利用料の負担軽減を図っております。また、平成29年度に乳幼児期の調査を行うとともに、母子保健や保育など乳幼児期の多くの事業を所管する市町村と連携を行い、切れ目のない支援策につなげられるよう調査を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　10の比嘉大吾選手らの世界的活躍についての御質問の中の(2)、宮里藍選手の引退と功績についてにお答えいたします。

去る５月26日に、世界で活躍し、女子ゴルフ界を牽引してきた宮里藍選手が現役引退を表明しました。宮里選手は、トッププロとして世界で活躍し続け、国

内14勝、米国ツアー９勝という輝かしい成績をおさめるとともに、その人柄で、沖縄県民だけでなく、広く国民から愛されております。また、平成22年には、県民に希望と活力を与えた顕著な功績が認められ、県民栄誉賞を受賞されております。宮里選手の現役引退は、大変残念ではありますが、これまで、県民に希望と活力を与えていただいたことに対し、心から感謝を申し上げるとともに、今後、新たなステージでの活躍を期待しております。

次に、(3)、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた県出身選手の支援体制についてにお答えいたします。

県においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手を輩出するため、2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業等を実施し、県出身選手の育成を図っております。平成29年度は、国内競技連盟の指定選手28名12競技に対し、国際大会への参加に係る旅費等を支援することとしております。また、沖縄県体育協会と連携し、各競技団体の選手強化や課題解決の取り組みなど、競技力の向上に取り組んでおります。

県としては、引き続きこれらの取り組みを推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、選手の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　それでは、３点お尋ねしたいと思います。

１つは、子供の貧困についてですが、これについては、経済の好調ぶりというのは、非常に歓迎すべき今の動きというのはあります。ところが、実際には、子供の貧困というのは、この沖縄で非常に深刻な現実というのが続いている。この経済の好調ぶりをどう子供たちの環境の改善につなげていけるのかというのが、非常に大きく問われているという中では、所得の向上というのが長年の課題であり、また、現実的にこの部分の連鎖を断つということの具体的な課題でもあります。

そういう中で、今回経済政策を支える副知事もいらっしゃいますが、具体的にその所得の向上、分配機能を強化していくというようなところで経済界の協力も非常に問われていると思いますが、そのあたり県としての誘導の姿勢、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

それから、２点目は、米軍基地に阻まれて進まない工事、これが我々の生活環境、至るところで今感じております。例えば、１つの宜野湾北中線、安谷屋から北中の村役場に向けての工事が進まない。あるいは、比謝川の中における川の工事が進まない。これによって重大な産業基盤の整備が滞る。あるいは、生活環境、この安全がなかなか抜本的な解決に至らないというそういう場面に私たちは遭遇しています。そして、この進まない理由ですが、先ほども部長からもありましたが、この中に、例えば環境補足協定によって調査ができない。つまり、返還のめどが立たない限りは立ち入れない。平成36年度、またはその後とか。平成31年度、またはその後などというようなことが続く限り、そのめどが立たない以上、逆算して７カ月前からの立ち入りができないというような状況に今来ているわけです。そういうことであっては、我々は日常的な先ほどの仲宗根悟議員の嘉手納基地の被害もありましたが、こういう状況で、県内で15件もの工事が基本インフラの整備を滞らせている。その原因が、立ち入りができないことにあるということであれば、これは決して看過できない状況であると思います。

そういう中で、県の取り組みもそうですが、実際防衛局や外務省は、この日米合同委員会に対してどのように動いているのか。そして、県のその取り組みに対してどのような姿勢で応えているのか。ましてや、環境補足協定があだになっているということであれば、この環境補足協定は、一体何に貢献をするためにあるのかというところまで含めて問わざるを得ない状況にあります。これについて、もう一度答弁を含め、今の現状、それから国の対応、県の取り組みについて伺います。

そして最後になりますが、先ほど少し触れました。この議場においても埋立承認に当たって、前県政、前知事が最大に強調してきたのは、承認はあくまで埋立承認の法、埋立法に基づいてその基準、その手順、その条件、その承認の手続に従ってやれば承認せざるを得ないと言ってきたわけですね。ほかの何の裁量もしていない、知事の政治的な姿勢が関与していない。ましてや何かと取引をしたわけではない。このようなことをさんざんここで述べ、そして我々はこの議場で一度たりとも議論のなかった５年閉鎖について、いつの間にやら議会から消えて、東京に行って、入院をされて、その中で出てきたこの５年閉鎖の忽然としたその対応に対して、これは埋立承認との取引ではないのかということも含めて強く批判をしてきたわけです。

そういう中にあっても、前県政はとんでもないと、これは取引でも何でもないと。５年閉鎖については埋

め立ての進捗、承認とは何のかかわりもなく進めていくのだということを強調してきたわけです。総理の発言が最大の担保だと言ってきたわけです。そういう意味でこれが取引であるはずがないということは当然ですが、このことに対して今になってあたかも辺野古がバーターであるかのように、前提条件であるかのように、これがなされなければ進めないのだというような、そういう発言が知事に責任を転嫁されるように出てくる。こうなれば、埋立承認というのは、この承認の手続によらない、別の案件によって何かの裏工作によってなされたものであったのかなと。そこまで含めて疑わざるを得ないような状況が今、総理の口から出ているわけですね。これは絶対に許してはならないし、ましてや稲田防衛相の発言に至っては、辺野古ができても普天間は返せない。こんなことを防衛大臣がのうのうと答弁を含めて述べている。こういう状況です。（発言する者あり）

これについて、当然に前提条件ではないというのが先ほどの県の認識ですが、もう一度伺いたいのは、そのことについて、県としてどのような場面で強くこのことを進めていくというようなことになろうか。それから、先ほどの海兵隊も含めて、この見直しについては、知事は先ほど前提はもう成り立たないと、そして国内外に発信も向けて、その海兵隊のありよう、辺野古が唯一ではないということも含めて再検討を求めるということでありました。いま一度その決意も含めて、そのあたりを伺えればと思います。

以上です。

○新垣　　新君　ちょっと議長、休憩。

議長、稲田防衛大臣は、辺野古ができても普天間は返さないと発言したの。（「言ってない」と呼ぶ者あり）　言ってないよ。

○議長（新里米吉君）　そうは言ってないですよ。

○新垣　　新君　ちょっと確認させてと言っているんです。（発言する者あり）　いや、そんなこと言ってないよ。辺野古ができても普天間は返さないという……

○議長（新里米吉君）　５年との関係ですから、今の話は。はい、準備できた、大丈夫ですか。

○新垣　　新君　偽りじゃないか、議長、この議論。だから議長、ちょっと調べてよ。（発言する者あり）　いや、今、これ言ったんだろうか。（発言する者あり）　いやいやいやいや、調べてよ。

○議長（新里米吉君）　質問に書いてあるとおりですから、質問を見てください。

○新垣　　新君　質問以外のことを言ったんだよ、今。だから調べてと言っているんですよ、議長。軽はずみはやめてくださいよ。（発言する者あり）　調べて、議長。（発言する者あり）　いやいやいや、議長、これ調べてくださいよ。

○仲村　未央さん　何を調べるの。

○新垣　　新君　おかしいよ、今の。

○議長（新里米吉君）　何を言っているんですか。

○新垣　　新君　だから、辺野古ができても普天間基地は残るって発言しているんだから、今。答弁と違うんですよ、この最初の原稿と。質問違いますよ。再質問で今言ったの。ちょっと調べてくださいという、ここだけなんですよ、今。（発言する者あり）　稲田大臣がって言ったんですよ。だから、ちょっとこれ調べてくださいよ、休憩、ビデオでも。（発言する者多し）　ちょっと調べてください。（発言する者多し）　何言っているか、議長か。（発言する者あり）　だから……（聴取不能）……の再質問は、前段の……。いやいやいや、議長、これちゃんと調べてくださいよ。我が党の大臣がこんなこと言うはずないよ。

○仲村　未央さん　委員会で……

○新垣　　新君　だから、言っちゃってるから、ちょっと調べさせて。逆にこの答弁聞いて、我が党もすぐ党本部で調べるから。自民党政府、電話入れて。（発言する者多し）　調べるから、我が党も調べるよ。こんな県議会で、こんな軽はずみなことがあっては怖いよ。（発言する者多し）　我が党も調べる、政府に調べるから。調べるよ。（発言する者多し）　いやいやいや、そんな発言してないと思うよ。（発言する者多し）（「進行」と呼ぶ者あり）　いやいやいや、これちょっと調べさせてください。（「進行です」と呼ぶ者あり）で、今の発言聞いて、正式に自民党本部と政府にも電話入れて、言ったかと確認しますから。確認させてくださいよ、確認だけは。（「進行」と呼ぶ者あり）　議会、こんな横暴だわけ。（「執行部も確認しているでしょう、答弁しているから」と呼ぶ者あり）　いやいやいや、今の発言を聞いても、我々は政府と自民党本部に確認したいよ。そんな発言してないよ、多分、稲田さん。調べてください。

○議長（新里米吉君）　ただいまの件は、今すぐにというわけにはいきませんので、後刻調査をして、議長の権限で措置させてください。（発言する者多し）　だから……

○新垣　　新君　我が党は今調べたいって言っているんですよ。

○議長（新里米吉君）　調査をして、措置しますから。（発言する者多し）　今、それぞれの話が出てきているので……（発言する者多し）

ちょっと休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。（「待てよ、待てよ、待てよ」と呼ぶ者あり）

再開いたします。

翁長知事。（発言する者多し）

聞いてからにしてください。（発言する者多し）

再開いたしますと議長は言っています。（発言する者多し）　ちゃんと答えてから、問題があればそのときにまたもう一回対処します。（発言する者多し）　議事整理権は議長にありますので、今、そういう判断をしていますから、ちゃんと聞いてからにしてください。

翁長知事。（発言する者多し）

静かに聞いてください、まず。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲村未央議員の再質問に……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。（発言する者多し）

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

５年以内運用停止については、いろんな角度から今日まで私たちからしても納得のできないような状況がございますと。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静かに聞いてください。

○知事（翁長雄志君）　私が知事に就任をして以前の１年間は、前県政が１年間を担っているわけでありますから、その１年間については何の進展もなかったわけであります。私が知事になってから、そして……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。ちょっと待ってください。静粛にしてください。聞き取れません。知事の答弁を聞いた上で対応しますからと言っているんです。(発言する者多し)

これは、議長の議事整理権にかかわることですから、静かにしてください。(発言する者多し)

静粛に。静粛にと言っています。

知事、もう一度最初から話してください。

○知事（翁長雄志君）　そういうことで、少し流れを話してから、そういう話もしようかと思ったんですが、今、稲田防衛大臣の発言に関して、本当にそういうことなのかという御質問のようでありますから、疑念があるようですから、実は、６月15日ですから10日ほど前になります。沖縄における――これは民進党の藤田さんが参議院の外交防衛委員会で質問をしております。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画において、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善が普天間飛行場の返還条件とされておりますと。そして、緊急時における民間施設の使用の改善について、現時点で具体的な内容が決まった――そのことについてですね、この稲田防衛大臣が答弁をしているんでありますけれども、そういう質問に、この具体的な内容についてでございますが、緊急時における民間施設の使用の改善について、現時点で具体的な内容に決まったものがないため、米側との間で協議・調整をしていくこととしております。これについて、今後、アメリカ側との具体的な協議やその内容に基づき調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず、普天間飛行場の返還がなされないことになります。６月６日の当委員会で申し上げましたように、米側との具体的な協議、またはその内容が、調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず返還なされないということになりますけれども、そういったことがないようにしたいと思いますとやっているんですよ。つまり、固定翼機の飛行場が確保されなければ返さないと言っているわけです、アメリカ側が。それを稲田防衛大臣は、６月６日……（発言する者あり）　聞いてからにしてください。そういうことを話をされているわけであります。

ですから、私も先ほどの答弁で驚愕したという話をさせてもらいましたから、５年以内の運用停止というのは、10年間で辺野古新基地が完成するという意味でも５年以内の運用停止というのはなかなか簡単ではない中に、ましてや固定翼機が飛ぶようなものが確保されなければ普天間は返還されないという最初の条件がある。これは、ことしの４月、米国の会計検査院で初めて出てまいりまして、４、５、６と、いわゆるこの固定翼機の飛行場が完成しなければ、いわゆる了解がなければ普天間は返さないというものが会計検査院からも、それからネラー総司令官もそういう話をしております。キャンプ・シュワブでは、全然役に立たないという話までここではなされているんです。いわゆるオスプレイだけでは無理だと。固定翼機が入らなければだめ、固定翼機が入らなければ、このいわゆるグアムへの移転とか、そういうものもできませんよというのが、今日の会計検査院の議論であり、それから稲田防衛大臣（「稲田防衛大臣の発言……」と呼ぶ者あり）　がつい二、三週間前の参議院の外交防衛委員会での発言です。

これ、うそついてどうしますか。今発言をしたのは間違いのない発言。この発言そのものがおかしいとい

うなら、稲田防衛大臣におっしゃっていただければいいのであって、いいや、これはうそを書いてあるんだと言うのであれば、調べていただければいいと思います。これは、私たちも資料として全部出てきております。外交防衛委員会からも資料として入っております。こういうことはまた、きょう、この定例会、長いですから、また御質問をしていただければいいかというふうに思っております。（発言する者多し）

そういうことで、先ほど来話がありましたけれども、この辺野古唯一というようなものは、これはことしに入って厳しく、この米国内の公聴会でもされているわけです。これを……（発言する者あり） ただやじを飛ばせばいいというものではありません。この事実をしっかりと踏まえた上で反論をしていただければそれでいいと思いますけれども、一応、仲村議員の御質問については、５年以内運用停止、これがちょっと経緯から言ったらおかしいんじゃないか。それから、この辺野古のシュワブだけでも十分じゃない、これが稲田防衛大臣の発言でしっかり出ております。ですから、これはぜひ御理解をいただく中から、いいやという話はやっていただければいいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）（発言する者多し） 今の知事の答弁が、かなり皆さんのこの騒ぎの中で十分聞き取れないところがありましたが、この国会における稲田大臣の答弁も含めて今説明がありましたので、そのことと、先ほどの再質問の内容と両方比較した上で、議長において適切に措置したいと思います。そのことについては、後日、後日伝えますから、今、日米の話し合いも含めて、稲田大臣もまた国会での答弁もあるということですから、それもちゃんと調べた上で、事実関係も精査をして対応します。

答弁を続けます。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君） それでは、仲村未央議員の再質問にお答えします。（発言する者多し）

答弁を聞いてから発言していただけますか。

○議長（新里米吉君） 静かにしてください。

○副知事（富川盛武君） 貧困の問題は、極めて経済的なテーマです。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 静かに。

○副知事（富川盛武君） 現在の深刻な子供の貧困への対策は、極めて重要であります。貧困の連鎖をもとから断ち切るためには、経済政策に取り組む必要があると考えております。沖縄の子供の貧困率は29.9％と極めて深刻な状況になっております。この貧困率を下げる、すなわち可処分所得を向上させる有効な対策を行わなければ、貧困の悪循環は続いていきます。これを防ぐためには、丁寧な社会政策とともに、経済政策の両面を進める必要があります。主な経済政策としては、雇用を拡大し失業率を改善すること、非正規雇用の正規化、１人当たり県民所得を上げることが重要であります。そのためには、産業の創出、企業立地を推進し、沖縄経済を底上げしなければなりません。まず、2020年のオリンピック・パラリンピックの年に供用予定である那覇空港の滑走路増設、大型ＭＩＣＥ施設等を推進し、アジア等の需要を取り込み、沖縄経済にビルトインするためのハード、ソフトのインフラ整備が重要であると思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君） 再質問にお答えいたします。

環境補足協定により、具体的に事業進捗に影響が生じた事業は、国に要望した15事業のうち、県道24号線バイパスと小湾川の２事業になっております。引き続き関係部局と連携して、立ち入りスキームの早期確立を国に要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）（発言する者多し） 先ほど説明したとおりです。ちゃんと静かに聞いてください。ちゃんと聞いてください。（「こっちは発言するんだからちょっと待て」と呼ぶ者あり） だから聞いてください。

先ほど言ったのは、質問者の再質問、（発言する者多し） 聞いてくださいと言っています。座りなさい。（「座らないよ」と呼ぶ者あり） 座りなさい。みだりに立ってはいけません。議長の許可なく立つことはできません。座りなさい。座りなさい。話を聞いてからにしなさい。（発言する者多し）

先ほど説明しましたが、再度説明します。

１つは、質問者の再質問の内容を起こして調べます。それから、稲田大臣の国会答弁等も調べて、精査をして、その上で議長としてこの内容が不適切な部分があるかどうかで対処したい。そのことは、皆さんにもちゃんと報告いたします。それでいいんじゃないですか。（「いつやるの」、「今やろうよ」と呼ぶ者あり） だからそれをちゃんと合わせて、それでやりますと言っているんです。（「30分で終わるよ」と呼ぶ者あり） いや、国会答弁も含めて、その事実関係をちゃ

んと精査しますと言っているんです。そのほうがより正確ですから、正確を期してやりたいと思っています。

はい。

○翁長　政俊君　議長、先ほどの再質問の内容は、普天間返還の根幹に係る問題なんです。辺野古ができ上がっても、辺野古の基地ができ上がっても、普天間を返さないと言ったという発言は、これは全然違いますよ、内容が。これを稲田防衛大臣が発言したという質問があれば、これは看過できないことなんだよ。辺野古ができ上がったら、当然普天間は返ってくるのは当たり前の話ですよ。そうじゃないというところに問題があるんです。そこは訂正するなら訂正させて、よろしいんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　それだけに、国会答弁も含めて、全部精査しますから。精査した上で、皆さんにもそれをちゃんと報告して、議長としての対応をしますから。（発言する者あり）　調べるのに少々時間かかるわけですから、そのままじゃなくて、（発言する者多し）　あしたにでもできますから、きょうで調べてあしたにでも対応します。そういうことで、対応をお願いしたいと思います。

以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時10分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年6月29日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　3　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成29年６月29日（木曜日）午前10時41分開議

議　事　日　程　第3号

平成29年６月29日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

議　長	新　里　米　吉　君	22　番	又　吉　清　義　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	23　番	末　松　文　信　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	25　番	渡久地　　修　君
2　番	玉　城　武　光　君	27　番	仲　村　未　央　さん
3　番	親　川　　敬　君	28　番	照　屋　大　河　君
4　番	新　垣　光　栄　君	29　番	仲宗根　　悟　君
5　番	次呂久　成　崇　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
6　番	宮　城　一　郎　君	31　番	金　城　　勉　君
7　番	大　城　憲　幸　君	32　番	砂　川　利　勝　君
8　番	金　城　泰　邦　君	33　番	具志堅　　透　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	34　番	島　袋　　大　君
10　番	新　垣　　新　君	35　番	中　川　京　貴　君
11　番	座　波　　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
15　番	上　原　正　次　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	43　番	大　城　一　馬　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	45　番	糸　洲　朝　則　君
18　番	當　間　盛　夫　君	46　番	照　屋　守　之　君
19　番	上　原　　章　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
20　番	山　川　典　二　君	48　番	翁　長　政　俊　君
21　番	花　城　大　輔　君		

欠　席　議　員（２名）

26　番	玉　城　　満　君	39　番	瑞慶覧　　功　君

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	宮城理君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

○中川　京貴君　議長。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　きのう、仲村未央議員の発言に対して、我々が撤回して訂正してほしいということについての協議の報告がまだなされておりません。この報告をしてから代表質問を行っていただきたいと思っています。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新里米吉君）　この際、報告いたします。

昨日の仲村未央さんの代表質問における再質問について、沖縄・自民党所属議員から稲田防衛大臣の発言を引用した箇所について発言内容に相違があるとのことで確認してもらいたいとの申し出がありました。この件につきましては精査に時間を要しておりますので、代表質問終了後その対応について改めて報告したいと思います。

中川京貴君。

○中川　京貴君　済みません。

我々は、昨日の仲村議員の代表質問の項目のとおり、あのとおり質問していれば何ら問題ありません。しかしながら再質問に当たっては、異なること、辺野古ができても普天間は返さないと断言したことに対して反発をしております。それはあり得ないと。端々を折った、事実に反した再質問が出ましたので、それに対して執行部も答弁しております。そういった意味では、これを訂正して代表質問を始めていただきたい。そうじゃなければ間違ったメッセージを出しかねない。これは仲村未央議員本人がきょうの新聞に出ております。私が意図することはそういうことではなかったということを本人が言っていますので、このとおり新聞に話したとおり言って、代表質問を始めていただきたい。これは我々の考えであります。新聞に載っているとおりを言って、そして議長がそれを判断していただきたい。それから代表質問を始めるのが筋だと思っています。

○議長（新里米吉君）　先ほど報告いたしましたように、まだ十分協議が調っておりませんので、それに時間を要しますから、代表質問は進めて本日の昼食時間それから場合によっては代表質問終了後まで話し合いをした上で皆さんに報告できるようにしたいと思っています。

○中川　京貴君　議長はきのう代表質問を始めたとき、それをやると言いました。その判断をですね。我々はもうきのうでやっているものだと思っているんです。そうしないときょうの代表質問、冒頭からできませんよ。だからここでこれまでの慣例では、代表質

問する前、きのうのあれは冒頭で変えて冒頭で議事運営をしっかり方向性を示してから一般質問・代表質問始まってきているはずであります。

そういった意味では、議長は本会議で精査をして、あしたきちっとした報告をしたいということを言っていましたので、きのうの時点で協議はされているものだと私たちは判断していますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　きのうも十分な時間がありませんでしたので、一度は話し合いをしていますがきょうに持ち越しております。きょうは朝何名かの議員と話をしていますが、当事者や関係する会派全員との話もできておりませんので、もう少し時間をかしていただきたいと。それはきのう話しましたように、あしたと言っていますからきょうじゅうには結論を出します。

○中川　京貴君　これは本人、代表質問した本人の新聞に載っているとおりなんですよ。そのとおり発言をして、代表質問を始めていただきたいということを申し上げて……、もしそうであるなら我々は議場から出ます。それをきょう、今、議長決めてください。（発言する者あり）　ボイコットではありませんよ。我々はきのう話した合意が取りつけられてないので申し入れているんです。我々はボイコットしていませんよ。きのうの話したとおり、きのう本会議場で議長が話したとおりやっていただきたいということなんです。

○議長（新里米吉君）　ですからもう少し時間をかしてくださいと言っているんです。まだ十分な詰めができていませんので、少し時間をかしていただきたいということです。（発言する者あり）　いやいやまだ指名していませんから、今自民党を代表しての発言は一人やっていますから。（発言する者あり）　いやいやいや、ちゃんともうこれ何名もやっていて限りなくなったら議会運営上問題出てきますから、自民党の見解は今聞きました。

○比嘉　京子さん　議長。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　議長の提案のとおり議事を進行していただきたいと思います。

動議で。

○崎山　嗣幸君　議長。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ただいま議事進行の動議が出ましたので、賛成をしたいというふうに思います。

議長において、議長が提起をしたとおり代表質問終わった後に調整するということで、議事進行の動議でありますので、取り計らいをお願いしたいと思います。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　いやいや今は動議に対して１人の賛成が出ないと動議成立しないということでの話ですから、進めてほしいという動議です。

照屋守之君。

○照屋　守之君　議長、辺野古ができても普天間は返せないというのは事実じゃないんですよ、これは。こういう発言が本会議場であって、きのう終わった後に議長これ調べたでしょう。ここの発言と実際防衛大臣が発言したのを調べましたね。違うじゃないですか。だったらそれは速やかにこの場でやらないと、きのうあのような形でやれと言ったのにやらなくて、質問しました、知事が答弁しました。非常にちぐはぐになっていますよ、答弁も含めて。こういうことが起こるんですよ。ですから、速やかにこういうことはやって、正常な議事に戻さないと、だからこれを議長にお願いしているわけですよ。これをまたこれが終わった後、また終わった後、こんな議事運営があるから議会は混乱するんですよ。そうじゃないですか。だから速やかにやってくださいこれは。大変な問題ですよ。きのうの知事の答弁もおかしくなっていますよ。答弁見てくださいよこれ。ああいうことをやるから。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　今さき議事進行に関する動議が出ていますので、その動議についてお諮りいたします。

議事進行についての……（発言する者あり）　動議が出ています。

議事進行についての動議について賛成の方、挙手願います。

［賛成者挙手］

○議長（新里米吉君）　動議が出たら当然最優先に諮らないといけませんので議事進行ですから。（聴取不能）　比嘉京子議員からです。（発言する者多し）（聴取不能）

先ほど議長としてお願いしましたように、きょうのお昼、それから午後、代表質問終了後も継続して話し合いをして解決できるように努力をしていきたいと思っていますので、この本会議はもう相当時間もたっております。進めさせていただきたいと思います。

○中川　京貴君　議長、確認です、確認。

議長、今答弁したとおり、この問題は我々自民党にとっては大変な問題でありますから、事実確認をして、きちっと議長の判断で結論を出していただきたいと思っています。これは異論ないですか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○赤嶺　　昇君　おはようございます。

会派おきなわを代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、ＳＡＣＯ合意の再検証、見直しを求めることについて伺う。

(2)、本県における海兵隊配備の必要性についての見解を伺う。

(3)、嘉手納飛行場の課題について見解を伺う。

(4)、米海兵隊トップのネラー総司令官が、在沖米海兵隊のグアム移転計画について見直しを検討していると発言したことについての見解を伺う。

(5)、テニアン等、南洋群島への海兵隊移転の可能性について伺う。

(6)、那覇軍港の浦添移設についての状況を伺う。

(7)、４月27日に行われた那覇港湾施設移設に関する協議会の内容を伺う。

(8)、内閣府沖縄関係予算の動向について伺う。

(9)、その予算の執行状況を伺う。

(10)、沖縄科学技術大学院大学の現状と課題を伺う。

(11)、那覇空港第２滑走路の進捗状況を伺う。

(12)、知事公約の進捗状況を伺う。

(13)、沖縄本島と宮古・八重山等のガソリン価格格差解消に向けた取り組みを伺う。

２番、文化・観光・スポーツ行政について。

(1)、外国人旅行客の増加に伴う課題と対策を伺う。

(2)、観光関連産業の就業者の実態及び所得を伺う。

(3)、観光関連産業従事者の労働組合の加入状況を伺う。

３番、土木建築行政について。

(1)、予算の執行状況と課題と対策を伺う。

(2)、不調・不落の実態の課題と対策を伺う。

(3)、総合評価の見直し等により多くの企業が受注できる取り組みを伺う。

４番、商工労働行政について。

(1)、県民所得の現状と課題を伺う。

(2)、正規雇用・非正規雇用の課題と対策を伺う。

(3)、商工労働行政から見た本県における労働環境の実態と子供の貧困への課題と対策を伺う。

(4)、経済界と連携して正規雇用と所得向上への取り組みについて伺う。

(5)、本県のニートの現状と対策を伺う。

５番、保健医療行政について。

(1)、こども医療費助成事業の見直しについて。

ア、見直しの内容を伺う。

イ、県内市町村の反応を伺う。

(2)、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合問題の課題と県の方針を伺う。

６番、教育行政について。

(1)、教職員の病気等精神疾患の現状と課題と対策を伺う。

(2)、幼・小・中・高の空調費補助の現状と課題を伺う。

(3)、幼・小・中・高の洋式トイレの設置状況と設置率向上の取り組みを伺う。

７番、子ども・子育て支援について。

(1)、待機児童解消への取り組みを伺う。

(2)、小規模保育を３歳児まで拡大してはどうか。

(3)、認可外保育施設の現状と課題と対策を伺う。

(4)、保育士不足の現状と対策を伺う。

(5)、保育士の労働組合の加入状況を伺う。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

赤嶺昇議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(8)、内閣府沖縄関係予算の動向について聞きたいの中の沖縄振興予算の動向についてお答えいたします。

平成29年度沖縄振興予算につきましては、総額として概算要求の満額には届きませんでしたが、厳しい国家財政状況の中、離島地域の活性化、産業イノベーションの創出、交通渋滞の解消に向けた新規事業が計上されたところであります。平成30年度の沖縄振興予算の確保に向けては、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、市町村等と協力し、私を先頭に国政与党、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御理解と御支援を賜りながら、所要額が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、１の(12)、知事公約の進捗状況についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の

推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでまいります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は平成27年度が4.8％、平成28年度が4.2％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録したほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性と、ソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置され、基地問題の理解を深めているところであります。

今後とも引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、文化・観光・スポーツ行政についてに関する御質問の中の２の(1)、外国人観光客増加に伴う課題等についてお答えをいたします。

沖縄県を訪れる外国人観光客は近年増加傾向にあり、昨年度は、過去最高の213万人を記録いたしました。一方、外国人観光客の受け入れに当たっては、観光事業者の外国語対応、Ｗｉ－Ｆｉ環境の充実、２次交通等の課題があるものと認識しております。このため、沖縄県では、多言語コンタクトセンターの設置や観光事業者への語学研修支援など、外国語対応の充実を図るとともに、フリーＷｉ－Ｆｉのエリア拡大や那覇空港におけるレンタカー借り受け時の混雑解消の取り組みなどを進めております。

沖縄県としましては、これらの取り組みを着実に進め、外国人観光客の満足度の向上を図っていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、ＳＡＣＯ合意の再検証見直しを求めることについてお答えいたします。

ＳＡＣＯ最終報告においては、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設することなどを条件に、過半を返還することとしております。沖縄防衛局によると、平成８年12月のＳＡＣＯ最終報告については、北部訓練場の過半の返還の条件として、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設することを決めたものであり、当該着陸帯を使用する航空機に関しては何ら定められていないとのことであります

次に、(2)、在沖海兵隊の配備の必要性について。

在沖海兵隊の意義及び役割について、政府は、地理的優位性、抑止力、海兵隊の一体的運用などを根拠として説明しております。

県としましては、北朝鮮の問題など日本を取り巻く安全保障環境の変化や在沖海兵隊の運用実態、訓練の状況等の現状も踏まえ、配備の必要性について整理していきたいと考えております。

次に、(3)、嘉手納飛行場の課題について。

嘉手納飛行場については、航空機による騒音や悪臭、航空機事故の発生などさまざまな問題があります。また、同飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。さらに、ことしに入り、パラシュート降下訓練の実施や外来機による旧海軍駐機場の使用など、ＳＡＣＯ合意の趣旨に反する基地の運用が行われております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう、日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

(4)、在沖海兵隊のグアム移転計画について。

ネラー総司令官は、敵対国の能力が沖縄やグアムなどの地域での力学関係を変化させたという発言をしております。このことから、北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのはわが国では沖縄などごく一部であることなどを理由に辺野古が唯一とするさきの高裁判決や政府の主張は成り立たないもの

と考えております。

次に、(5)、南洋群島への海兵隊移転の可能性について。

平成24年４月の日米安全保障協議委員会において、テニアンについては、海兵隊の実弾射撃訓練場や機動訓練場等の整備について協力することが確認されております。

県としましては、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減につながるものであり、確実な実施がなされる必要があるものと考えております。

次に、(6)及び(7)、那覇港湾施設の移設について、１の(6)と１の(7)は関連いたしますので一括してお答えします。

那覇港湾施設については、平成13年11月に浦添市長が移設受け入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置されました。平成15年１月の第４回協議会では、当時の防衛施設庁から那覇港湾施設代替施設の位置及び形状案が示され、県、那覇市及び浦添市が了解し、その後、代替施設と民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設を進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されております。平成27年４月の第23回協議会では、浦添市から、浦添埠頭コースタルリゾート地区開発計画の見直し案が報告され、同市から代替施設の見直しが求められたところであります。これを受け、去る４月27日の第24回協議会では、那覇港管理組合から、代替施設の新たな配置案と民港に与える影響・支障の評価結果の報告があり、代替施設の民港に与える影響・支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がなされたところであります。また、評価結果を踏まえた代替施設の配置案の選定については、浦添市の回答を確認した上で、改めて協議を行うことを確認したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中で(9)、予算の執行状況についてお答えをいたします。

平成28年度における公共事業等の執行状況は、予算額1918億円に対して、契約額1751億円、契約率91.3％となり、８年ぶりに90％を超える高い契約率を達成することができました。ソフト交付金の執行状況は、予算額979億円に対して、執行額779億円、執行率79.5％となり、前年度比で2.1ポイント上昇しております。ハード交付金の執行状況は、予算額1153億円に対して、執行額869億円、執行率75.4％となり、前年度比で3.8ポイント上昇しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(10)、沖縄科学技術大学院大学の現状と課題についてお答えいたします。

開学５年を迎える大学院大学は、優秀な教員や学生が確保され、教育研究体制が整い、すぐれた論文の発表や国際特許の取得、ベンチャー企業の設立等の成果を挙げております。また、オニヒトデやオキナワモズクの全ゲノム解読などにも成功しており、このような成果の産業利用が期待されております。今後、大学院大学では、研究成果をこれまで以上に産業経済分野に波及させるため、ピーター・グルース新学長を中心に、事業開発や技術移転を強化することとされております。

県といたしましては、このような大学院大学の取り組みを支援し、国際的な知的・産業クラスターの形成を進めてまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての中の(13)、沖縄本島と宮古、八重山島のガソリン価格の格差解消についてお答えいたします。

沖縄県では、昭和47年より、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送経費に対し補助を行っており、平成25年度には補助対象経費を拡充し、離島における輸送コストの低減に努めているところであります。

県といたしましては、引き続き本島―離島間における石油製品の価格差縮小に向け取り組むとともに、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給に努めてまいります。

次に、４、商工労働行政についての御質問のうちの(1)、県民所得の現状と課題についてお答えいたします。

沖縄県の１人当たり県民所得の現状については、平成26年度において212万9000円と全国最下位となっております。今後は、産業振興等による県民所得の向上が課題となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(11)、那覇空港第２滑走路の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

那覇空港第２滑走路について、県は、平成32年３

月の供用開始に向けて工事が進められているものと認識しているところであります。現在の進捗状況は、国に確認したところ、おくれが生じているとのことであり、今後も気象・海象状況によって、工程が大きく左右される可能性があると聞いております。

次に、３、土木建築行政についての御質問の中の(1)、予算の執行状況と課題等についての御質問にお答えいたします。

土木建築部の平成28年度の公共事業執行率は90.9％で、前年度より約４ポイント改善・向上しております。予算執行上の課題としては、用地取得の難航及び支障物件撤去・移設のおくれなどが考えられ、用地取得推進のため業務の一部を民間コンサルタントに委託するなど、引き続き、執行率の改善・向上に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、土木建築部発注工事の入札不調・不落対策についての御質問にお答えいたします。

平成28年度に土木建築部が開札した835件のうち、不調・不落が172件で全体の21％となっており、前年度に比べ１ポイントの減となっております。土木建築部が業界に対して実施したアンケートにおいては、技術者や作業員の不足のほか、工事内容や施工条件、規模の大小や離島工事等が入札辞退の主な理由として挙げられております。平成27年度の不調・不落工事187件について工事規模・内容等を分析したところ、アンケート同様、小規模、災害復旧等、離島の工事などに集中する傾向があります。このようなことから、土木建築部では、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、余裕期間の設定、離島等で必要となる経費の精算対応、実施設計単価の年４回の改定による実勢価格の迅速な反映、入札参加要件の緩和の検討などにより、入札状況の改善に取り組んでいるところであります。

同じく３の(3)、受注機会拡大の取り組みについての御質問にお答えいたします。

土木建築部では、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式において、企業の手持ち工事量を評価対象にし、同時期に公告を行う複数の工事に取り抜けを設定するなど、特定の企業に受注が偏らないよう配慮しているところであります。また、共同企業体の構成員としての施工実績や、同種工事の施工実績期間の延長なども採用しており、建設業界の要望等も踏まえ、引き続き、受注機会の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の文化・観光・スポーツ行政についての(2)、観光関連産業の就業者の実態等についてお答えいたします。

県が実施した沖縄県観光産業実態調査によると、平成27年度の観光関連産業における正規社員の割合は55.0％で、対前年度比0.8ポイントの増、非正規社員の割合は45.0％で、対前年度比0.8ポイントの減となっております。また、月額給与は、全業種の平均で正規社員が22万3000円、対前年度比１万円の増、非正規社員が14万3000円、対前年度比3000円の増となっております。なお、国が実施している毎月勤労統計調査によると、宿泊業、飲食サービス業の常用労働者５人以上の事業所における現金給与総額は、平成28年の一般労働者の平均が25万3138円、対前年比２万4708円の増、パートタイム労働者の平均が7万9992円、対前年比6705円の増となっております。両調査の結果からは、観光関連産業における正規社員率及び給与の上昇傾向が示されております。

続きまして、同じく２の(3)、観光関連産業従事者の労働組合の加入状況についてお答えいたします。

県が実施した平成28年労働組合基礎調査によると、平成28年６月30日現在における宿泊業、飲食サービス業の組合数は、13組合、組合員数は951人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　４、商工労働行政についての(2)の、正規雇用化の課題と対策についてお答えいたします。

非正規雇用は、正規雇用に比べて一般的に賃金が低いことや能力開発の機会が少ないことなどが指摘されており、正規雇用化は重要な課題であると認識しております。正規雇用化に向けては、人材育成に係るコスト面や雇用管理に係る制度面の整備等の対応が必要となります。そのため、県では、正規雇用化を促進するための研修に係る費用の助成や、中小企業診断士等を派遣して経営改善を促す事業等を実施しております。

県としましては、引き続き、沖縄労働局等関係機関と連携して正規雇用化の促進に取り組んでまいります。

次に、同じく４の(3)、本県の労働環境の実態と子供の貧困の課題と対策についてにお答えいたします。

平成28年度に実施された沖縄県子どもの貧困実態調査によると、保護者の雇用状況は困窮層で非正規の割合が高い傾向にあることがわかりました。また、平成26年度に実施した沖縄県労働環境実態調査により、

県内事業所における労働条件の整備状況や業種別の離職率、非正規雇用の割合、給与の傾向を把握したところであります。これらの調査結果を踏まえ、各業界を所管する部局において、改善に向けた施策を行っているところであり、商工労働部においても引き続き働き方改革の推進に取り組んでまいります。

同じく４の(4)、経済界と連携した正規雇用等所得向上への取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢が着実に改善する中、正規雇用化や労働環境の改善など雇用の質の向上を図ることにより、労働生産性の向上、ひいては労働者の所得の向上につながるものと認識しております。そのため、沖縄県経営者協会等経済団体に対し、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善を含む働き方改革の推進に関する要請や、沖縄県働き方改革等検討会議において、所得の向上につなげる方策などについて意見交換を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、雇用の質の改善を通じた所得の向上に取り組んでまいります。

次に、同じく４の(5)、ニートの現状と対策についてにお答えいたします。

総務省の労働力調査によりますと、平成28年の本県における15歳から34歳までの人口に占める、いわゆるニートと呼ばれる若年無業者は約１万人で、同年代比率では約3.1％となっております。若年無業者の対策としまして、国においては、地域若者サポートステーションを設置し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援を行っております。

県におきましては、地域若者サポートステーションと連携して、平成24年度から若年無業者職業基礎訓練事業を実施し、若年無業者の職業的自立を図っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに、５の保健医療行政についての御質問の中の１の(1)のア、こども医療費助成事業の見直しについてお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、沖縄県の子供の貧困の厳しい現状に鑑み、子供の貧困対策の視点も加えた見直しが必要ではないかと考えております。見直しの方向性としましては、医療機関の窓口で現金の持ち合わせを心配することなく医療を受けることができるよう、低所得世帯を対象に現物給付の導入、一部自己負担金の廃止並びに通院の対象年齢の拡大を検討しております。あわせて、事業費の大幅な増加を抑制し、持続可能な制度とする観点から、所得区分の導入及び一部自己負担金の見直しを検討しているところであります。

次に、(1)のイ、市町村の反応についての御質問にお答えします。

市町村意向調査及び担当職員との意見交換において、県の方向性に肯定的な団体が11団体ありましたが、それ以外の団体からは、市町村の事務負担及び費用負担の増、助成対象外となる高所得世帯及び一部自己負担金の増加が見込まれる中所得世帯の理解、また、国保の減額調整措置などを懸念する意見が提出されております。

いずれにせよ県としましては、市町村を初め関係機関・団体の意見及び県議会での議論を踏まえ、今後、見直し案を策定していきたいと考えております。

次に、(2)の県立北部病院と北部地区医師会病院の統合についての御質問にお答えします。

県は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、北部地区医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、同病院の職員の身分の取り扱い、新病院の建設など、統合に当たって整理すべき54項目の課題を抽出し、現在、その処理方針の検討を進めているところであり、年内を目途として、統合の是非に関する県の方針を決定したいと考えております。仮に、統合を是とする方針が出された場合は、北部地区医師会病院及び北部地域の市町村と統合の条件及び進め方等に関する協議を行うこととしております。その結果、関係者間で合意形成が図られた場合は、統合に向けた具体的な作業を開始することになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の教育行政についての御質問の中の(1)、教職員の精神性疾患の現状等についてお答えいたします。

平成27年度の教育職員の病気休職者数は、本県では421人、全国では7954人で、在職者に占める割合は、それぞれ2.85％、0.86％となっております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数につきましては、本県では176人、全国では5009人で、在職者に占める割合は、それぞれ1.19％、0.54％となっております。また、平成28年度の教育職員の病気休職者数につきましては413人、在職者に占める割合は2.77％となっており、平成27年度に比べて８人減少

しております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については163人、在職者に占める割合は1.09％となっており、平成27年度に比べ13人減少しております。課題としましては、精神性疾患にはさまざまな要因があり、原因究明のための調査が困難であること等が挙げられます。

県教育委員会としては、引き続き、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談、ストレスチェックの受検の促進等、教職員の健康管理に努めてまいります。

次に、６の(2)、空調費補助の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

平成28年３月に改正された防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱に基づき、空調維持費が補助対象外となっている公立学校は、現在のところありません。しかし、けさの地元紙で空調補助６校廃止との報道があり大変驚いております。県においては、これまで防衛局への直接要請や軍転協等を通じた継続要請を行ってきたほか、市町村教育委員連合会や市町村会など多くの団体においても国に対して継続要請等を行ってきております。基地の騒音被害から子供たちの教育環境を守るのは国としての責務であり、防衛防音の空調維持費を国が補助することは極めて重要であると考えております。

県教育委員会としましては、これまで以上に関係市町村と連携を図り、強く国に対して空調補助の継続を求めていく考えであります。

次に、６の(3)、洋式トイレの設置状況等についての御質問にお答えいたします。

平成28年４月１日現在における本県の公立小中学校及び県立高等学校の洋式トイレの設置状況は、小中学校で54.7％、高等学校で55.5％となっております。高等学校で洋式化率の最も高い学校は泊高校で100％、最も低い学校は浦添工業高校で11.8％となっております。なお、幼稚園については把握してございません。公立学校におけるトイレにつきましては、校舎改築の際に洋式トイレを中心に整備しているところであります。

今後とも市町村と連携し、快適な教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　７の子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童解消への取り組みについてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度から29年度までの３年間で約１万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。平成27年度から28年度は、約１万1000人の定員確保を図ったところであり、今年度は、約9200人の定員確保に取り組むこととしております。

引き続き、市町村と連携して、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、(2)、小規模保育の３歳児までの拡大についてお答えします。

小規模保育事業については、平成31年度までの経過期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、３歳児以降も引き続き児童を受け入れることができるとの見解が国から示されております。また、平成29年６月に国が策定した子育て安心プランでは、国家戦略特区における小規模保育事業の対象年齢拡大が盛り込まれ、去る国会において関係法令の改正が行われたところであります。県においては、３歳児以降の受け入れ確保について、市町村の積極的な関与を働きかけるとともに、国家戦略特区制度の内容について確認したいと考えております。

次に、(3)、認可外保育施設の現状・課題対策についてお答えします。

平成29年４月１日現在、県内の認可外保育施設は343施設で、入所児童数は１万1724人となっております。認可外保育施設については、認可化の促進及び入所児童の処遇向上を図ることが課題であります。

県においては、認可化に取り組む施設に対する運営費や施設整備の支援及び入所児童に対する給食費や健康診断費等の支援を行っており、これまで段階的に支援を拡充しているところであります。

今後とも、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

次に、(4)、保育士不足の現状と対策についてお答えします。

平成29年４月１日現在、90施設において定員に必要な保育士188人が確保できず、695人の定員割れが生じております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善を図ってまいります。

次に、(5)、保育士の労働組合の加入状況について

お答えします。

労働組合は、自由に設立することが認められており、届け出等は必要ないものとされております。そのため、県においては、認可保育所等における組合数及び保育士の組合への加入状況について、把握することは困難であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　所見を交えながら再質問させていただきます。

１番、知事の政治姿勢について。

ＳＡＣＯ合意の再検証の見直しについて聞いたところなんですけれども、明確な答弁はまだいただいてないんですけれども、知事はＳＡＣＯ合意の内容が変質したという認識を持っているか、それをまずお答えいただきたい。

私は、変質していると思っております。答弁ではオスプレイの配備も隠されていたと。さらに言うと、普天間飛行場の名護辺野古移設案は、当初は撤去可能な海上施設だったという説明もありました。ところが軍港機能を備え、滑走路２本の埋立基地に変わったと。それから、自衛隊も今後使うという構想も判明しております。さらに、最近報道に出ている嘉手納飛行場の駐機場も倉庫として使うということが、今はもう使われ出したということになっております。こうしたＳＡＣＯ合意の変質について、まず、変質しているという認識を持っているかどうか。変質しているという認識があるんだったら、どこが変質しているのかということの御答弁をお願いします。

次、海兵隊の必要性についてでございます。

高裁判決では、海兵隊の航空部隊と地上部隊から切り離して県外に移転することはできないと認められるとしているわけでございますけれども、そうであるならば、地上部隊ごと県外に求めるべきじゃないのかなと思いますが、この件についてお聞かせください。

きのうもあったんですけれども、ワシントン大学のマイク・モチヅキ教授が、日米両政府は今まで抑止力の観点から辺野古への移設計画を進めると主張してきたが、今後は危機管理、危機対応の議論が何より必要だとこれまでも言われてきたが、万が一、朝鮮半島が有事になった場合、沖縄では遠過ぎる。海兵隊の輸送揚陸艦は佐世保基地（長崎県）、それから戦闘機や給油部隊は岩国基地（山口県）、九州では米軍と自衛隊が共同使用できる場所を陸上につくることが一番合理的だと思うということを提言しております。この件について見解をお聞かせください。

それから、普天間飛行場の県外移設阻止は知事の公約でございます。これは当然ながら知事は選挙になって新基地をつくらせないということで闘っておりますが、もはや今、海兵隊の撤退を求めることは、要するに普天間飛行場の県外移設を求めることと海兵隊の撤退を求めることは同義語じゃないのかと私は認識しておりますが、この件についてお聞かせください。

嘉手納飛行場の課題についてでございます。

いろいろ課題が出ているということなんですが、実は本県議会の軍特委員会においては、陳情の12件中嘉手納飛行場に絡む陳情が10件あります。これだけ嘉手納飛行場が大きく課題になっている中で、普天間の辺野古移設についてはかなり議論になっております。運用もＳＡＣＯの合意も守られていない中において、一旦嘉手納飛行場の運用停止を求めるべきじゃないのかなと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

それから、このネラー総司令官の発言を受けて、翁長知事は、グアムより距離的に近い辺野古への新基地はさらに危険が増すため見直しの対象であるべきという発言をしております。そのとおりだと思っております。ですからこの件については特に答弁は要りませんけれども、情勢が変わってきている中において、米海兵隊のトップがそういうことも言っております。そのことも沖縄県政としても確認をとる必要があるのかなということも感じております。情勢が大分変わってきている中において、この件については答弁は要りませんけれども、引き続いてこうした発言等について確認をして、県民だけじゃなくて国民も共有していくべきじゃないのかなということを考えております。

那覇軍港の浦添移設についてでございます。

２月に浦添市長が再選をしました。その後、知事が浦添市長と話をして、那覇軍港の浦添移設について今後協議をしていこうと。先日、浦添市議会で決議もなされたということなんですけれども、私の認識は、４月27日に行われた那覇港湾施設移設に関する協議会において、国、県、那覇、浦添、那覇港管理組合で議論して、Ａ案、Ｂ案が出ているわけでございます。Ａ案、Ｂ案が出ている中において、国、県、那覇、那覇港管理組合は北側案、浦添が南側案ということで、浦添市は持ち帰っているんです。ボールは今浦添市にあるんですよ。浦添市にボールがある中で、浦添市長が菅官房長官とお会いしているんですね。菅官房長官に何を一体お願いしたのか。浦添案、これは骨太の方針にも１行載ってきているわけですね、地元の意見を聞くようにと。移設協議会でこういう議論をしている中

において、これもまさか官邸主導で位置が決められるのかということを、何のための移設協議会かということを私は非常に感じております。

それから、浦添市議会において、浦添市長が、こっちは那覇港湾施設移設に関する協議会ということの協議会なんですけれども、議会答弁で那覇軍港の浦添新基地ということを今議会から、浦添市長が使うようになったんですね。だから新基地であるのかどうかも含めて、その認識、そこは今後大事な部分だと思っていますので、浦添市長は新基地ということを今議会から言い出したということは、これは大きなポイントじゃないのかなと。今までそういう表現はされてきませんでした。この表現がされ始めたということはどういうことなのかと。そういう認識を浦添の経済界の皆さんも非常に関心を持っております。商工会議所を初め建設業協会の皆さんはあれは軍港という表現じゃなくて、那覇港湾施設ではないかと皆さん言っているんですね。ところが、浦添市議会においては、新基地という言葉が出始めたので、これについて県はどういう確認をとっているのか、そこは大事な部分だと思っておりますので、お聞かせください。

内閣府沖縄関係予算動向について。

実はことしの沖縄振興予算が削減されて、かなり沖縄・自民党さんからも厳しい指摘がこの間されております。執行率が低いとか繰り越しが多いとかいろんなことがある中で、職員が今かなり頑張って執行率を上げております。私は各部署において職員もしっかりとふやしていきながら、仕事ができる体制を持つべきじゃないのかなと思っております。

お聞きしたいのは、そろそろ概算要求が始まるんですけれども、概算要求の額をことし確定した額を要求するのか、それとも前年度要求した額以上求めるのかが大きなポイントだと思っています。やはり、今回減額されたけれども改善した部分をしっかりと述べて、従来必要な要求をするべきだと。ちなみに、これまで県の方針を沖縄振興施策に影響が出ないように那覇空港の滑走路増設に関する予算、沖縄科学技術大学院大学の充実に要する予算及び駐留軍用地跡地利用に要する予算を除き3000億円台を確保したいということが県の方針なんですね。そうしますと、仮にこの３つをくっつけると3500億ぐらいになるかと思うんですけれども、この認識が一緒かどうか。その額を求めていくかどうかもお聞かせください。

那覇空港について、第２滑走路についてです。

若干おくれが生じているという答弁でした。どのくらいおくれているのか。また辺野古の基地の関係もあって岩礁破砕等にかかわる部分においても、私は農林水産部の行政手続に沿ってしっかりと行政として手続をしていく中で、総合事務局とのやりとりをしながら、決して県は意図的に第２滑走路をおくらせようというふうにはしてないと思っております。この件について、県政が悪いからおくれるのかということがないように、そういうことの指摘がないように県の今の考えを明確に示せるかどうか、その件についてもお聞かせください。

あとは、きょう先ほどありました空調補助の件、私もびっくりしたんですけれども、６校廃止ということで、これはもうまさに子供たちの教育環境がどんどん脅かされるということがあってはならないと思っております。沖縄市とか宜野湾市、西原町とか、早速影響が出ると言っておりますので、この件は県議会全体としても取り組んでいかないといけないので、知事はこの間、いろいろな場面で国に要請をしておりますが、改めて決意と関係市町村との連携についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　赤嶺昇議員の再質問にお答えをいたします。

最後のほうに御質問されました空調補助廃止への知事の決意というようなことでございましたので、このことを答弁させていただきます。

私も、本日の地元紙の「空調補助６校廃止」決定に、そういった記事を見て大変憤りを感じております。これまで軍転協による継続要請、それから昨年９月24日には私から直接稲田防衛大臣にも要請をさせていただきました。全国一律の制度改正とは言っておりますが、全国的な課題とはなっておらないのはなぜかというと、その影響は金額ベースで全国の68.7％とも言われている沖縄が大きな影響を受けることからも納得しがたいものがございます。

これまで以上に関係市町村と連携を図り、国に対して空調補助の継続を求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　再質問にお答えいたします。

まず最初は、ＳＡＣＯ合意の再検証の見直しを求め

ることについての中の、ＳＡＣＯ合意の内容が変質したという認識を持っているかという御質問でした。

ＳＡＣＯのほうにつきましては、平成８年に最終報告がなされた後、その組織は解消されているわけですが、その後のものは日米安全保障協議会において具体的な自主的な実施段階における両国間の調整の場として日米合同委員会を指定されている、そこでいろいろなされているわけです。例えば、昨今問題となっておりますパラシュート降下訓練、これは平成８年のＳＡＣＯの最終報告では伊江島補助飛行場に移転するということに決まっておりました。ところが、平成19年に米側から訓練の必要性等の話があり、例外的に嘉手納飛行場をあくまでも例外的な場合に限って使用するというような形で合意されています。そういった意味でＳＡＣＯの最終報告になかったものが、その後の日米間の話し合いによって、日米合同委員会によって変わってきたというような実情がございます。ですから、我々としては、変質はしているだろうという認識を持っています。

細かくいろいろございました普天間飛行場の話、これも議員おっしゃるように、当初はいわゆる東海岸沖へ移設するということでしたけれども、これは平成17年、Ｌ字型ということで1800メートル、その後またＶ字案というふうに変わってきているわけです。これもいわゆる変質だと思います。

オスプレイの配備の話がございましたが、機種についてはＳＡＣＯのほうでは議論がなされておらないということです。それから、自衛隊についてもこれまでのロードマップ等いろいろ調べてみましたけれども、ＳＡＣＯにそもそも自衛隊が入っているということではなかったということでございます。

あと、嘉手納飛行場旧海軍駐機場の倉庫について、これにつきましては、沖縄県も防衛省のほうに確認しましたところ、防衛省のほうも倉庫等として使うというような認識を持っております。ただこれについても昨今の課題がありますので、これについては県としてもしっかり求めてまいりたいと。何よりも今一番県が求めているのは、普天間飛行場です。県内移設ですけれども、翁長知事はこれを県外にということを主張しているわけですが、これが最もＳＡＣＯの見直しを求めている案件の一つになろうかと思っております。

次に、海兵隊の配備の必要性についての御質問で、高裁判決では海兵隊の航空機部隊を地上から切り離して云々ということで、それならば地上部隊と県外にとできないかというような御質問がございました。

この件につきましては、海兵隊の部隊運用につきましては、さまざまな意見があることは承知しておりますけれども、例えば、新外交イニシアチブからの提言によりますと、部隊運用として揚陸艦が海兵隊と合流するランデブーポイントは沖縄ではなくてもいいというような話もございます。

県といたしましては、北朝鮮の問題など日本を取り巻く安全保障環境の変化や在日米海兵隊の運用実態や訓練の状況の現状を踏まえ、配備の必要性について整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ジョージ・ワシントンのマイク・モチヅキ教授の提言についての見解ということですけれども、マイク・モチヅキ氏の発言は、日米両政府が安全保障体制を抑止力だけでなく、今後朝鮮半島における有事の際の危機管理や危機対応の観点から新たな議論をする必要があると述べられているものと承知しております。

県としましては、これらの議論を踏まえ、辺野古新基地建設の必要性などについて改めて広く国内外へ発信し、理解と協力を促すことが非常に重要だと考えております。

次に、海兵隊の県外移設を求めることについてということは、海兵隊の撤退を求めることと同義ではないかと、知事の見解をというような御趣旨の質問がございました。

県内における海兵隊施設としましては、普天間飛行場以外に北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区など15の施設がございます。このことから、普天間飛行場以外の県外移設は必ずしも海兵隊の撤退とは同義とはならないのではないかというふうに考えております。

それから、日米両政府が約束をほごにするなら嘉手納飛行場の運用停止を求めたほうがいいのではないかということですが、先ほども若干答弁させていただきましたように、昨今のパラシュート降下訓練ですとか、それから旧海軍駐機場の問題について県は問題視しております。このことについては、しっかりとＳＡＣＯ合意の趣旨に基づいた運用にするよう求めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、那覇港湾施設について菅官房長官に何を要請したのかということの御質問がありました。

報道によりますと、去る５月23日に首相官邸に市長が訪れて、官房長官に対しまして、那覇港湾施設の移設位置について市の意向を反映させるよう協力を求めたとのことがございました。実は協議会の中で浦添

市の副市長も御出席なさっておりましたけれども、その中で評価結果について理解していると、持ち帰って時間をかけずに後日改めて回答したい旨の回答があったわけでございます。そういったことも踏まえると、我々としてはこれまでの経緯を踏まえると協議会の枠組みの中で今後進めることが現実的ではないかというふうに考えております。

それから、那覇港湾施設を浦添市の議会のほうで新基地という表現にしているということで、それについての県の見解をということですけれども、これにつきましては、県は一貫して那覇港湾施設内の、ある意味、整理の範囲内だということで、新基地という表現はこれまで議会等でも使ったことはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　次年度の沖縄振興予算の要請額に関する再質問にお答えをいたします。

沖縄県ではこれまで那覇空港滑走路増設に関する予算、沖縄科学技術大学院大学の充実に要する予算、駐留軍用地の跡地利用推進に要する予算を除き3000億円台を確保することを基本に要請を行ってきました。これらを勘案しますと、平成30年度沖縄振興予算については前年度予算を上回る規模の要請を行うことを考えております。現在、各部局から提出された国庫事業を精査しているところであり、これらを踏まえて所要額の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　那覇空港滑走路増設工事における新たな岩礁破砕等許可申請への対応の再質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路増設工事に関する新たな岩礁破砕許可等の申請に対しては、県は担当者間での事前調整を行う必要があるとの考えから、丁寧に対応すべく口頭でその打診を行っていたところであります。昨年12月１日に沖縄総合事務局担当者が来庁されたことから、当該許可申請に必要な資料等の説明を行いました。その内容としましては、漁業権者の同意書、総会議事録、関係市町村の意見書は前回の写しで足りますが、岩礁破砕行為につきましては事業の進捗状況を踏まえまして、これまでの実績と今後の計画を区別して説明することが必要であるということなどであります。その後、沖縄総合事務局からの電話連絡により、12月下旬か遅くとも１月の初めには申請書の案を持って具体的な事前調整を開始したいとの打診がありました。しかしながら、沖縄総合事務局から事前調整が行われることなく、平成29年１月12日に新たな許可申請書が提出され、その添付資料は工程表が時点修正されたのみでありまして、その他はほぼ全て当初許可申請の際の資料の写しとなっておりました。そのため県としましては、岩礁破砕等の許可に関する取り扱い方針に基づきまして、申請書の形式要件の補正と審査に必要な資料の不足として、漁場汚濁防止対策の内容がわかる資料、岩礁破砕行為に関する位置図及びその内容に関する図面、岩礁破砕行為の概要説明書、岩礁破砕行為の面積及び容積に関して、１月25日に１回目の補正を求めることとなりました。その後、27日に沖縄総合事務局からの事務調整の依頼にも対応し、補正を求めている事項について詳しく説明いたしました。２月８日に補正の回答を受け、翌９日には沖縄総合事務局からのその内容の説明を受けましたが、なお不十分な点があったことから、２月17日に２回目の補正要求を行うこととなりまして、２月27日にその回答書と３月６日に追加資料提出を受けたところであります。

県としましては、３月６日の追加資料提出をもって資料が整ったと判断し、沖縄県漁業調整規則第39条及び岩礁破砕等の許可に関する取り扱い方針に従って審査を行った結果、３月９日に許可したところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　那覇軍港の新基地という表現はとても大事だと思うんです。地元の市長が新基地と言っているわけですから、ここはしっかりと確認をして、次の移設協議会でどういう認識なのかということを明確にしてもらったほうがいいと思っております。浦添市長選挙も終わったばかりで、現市長が公約で軍港受け入れを表明して当選していますから、それが新基地と本人が議会で言っている以上、那覇軍港は新基地なのかどうなのか。国も同じ認識なのか、そこは来年の知事選挙もいろいろと課題が出てきます。だからそこは、そこは明確に、これまでそういう表現がなかったものが出てきましたので、県としてその確認をするべきだと思っています。

もう一点、総務部長、さっき言った次年度の予算、約3500億じゃないかという認識を持っておりますけれども、一緒ですかということについて明確に御答弁ください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後０時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　再々質問にお答えいたします。

新基地ということについて確認が必要ではないかということです。

先ほどの港湾施設内の整理整頓というのは当時の儀間市長がいろいろ発言した言葉でして、我々もそういう認識でございました。ですから、そういったいろいろ経緯を、どういう経緯で新基地という言葉になったのか、機会があれば私のほうとしても確認していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　次年度の沖縄振興予算、3500億円程度かという再々質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、現在各部局から提出された国庫事業を精査しているところでございまして、この額についてさらに今積み上げの行為、作業をした上で決定することになりますので、額についてはまだ明確に言える状況ではございませんが、しっかりと事業、スタッフの展開に支障のないように所要額確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時 ５分休憩

午後１時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　皆さん、こんにちは。

会派おきなわ、新垣光栄です。

代表質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺います。

去る６月23日、総理は沖縄全戦没者追悼式の挨拶の中で、今後地元の皆様の御意見を伺いながら、地域振興についてできることは全て行う、また私は可能性に満ちた沖縄の明るい未来を切り開いていくため、先頭に立って沖縄振興をさらに進めていくと述べております。

そこで、(1)、ＭＩＣＥが2017年の経済財政運営指針骨太方針の沖縄振興に関し、盛り込まれていない背景は何か、知事の所見を伺います。

(2)、日米地位協定改定要求の素案について、知事の所見を伺います。

ア、2000年に11項目の改定要求が行われた後、補足協定等変更があった事項は何件あったか。また、その評価について伺います。

イ、県議会の決議をどのように考えているか伺います。

(3)、県土構造の再編について、知事の所見を伺います。

ア、那覇広域都市計画――市街化調整区域のほうで訂正をお願いします――の見直しについて伺う。

イ、国際都市を目指す沖縄県は、県土全体の大胆で新たなゾーニングが必要だと思うが、見解を伺います。

私も先日、Mabuni　Ｐeaceプロジェクトを見学し、金城徹さんが作成した、チョウが飛ぶ美しい作品を拝見して、改めてチョウは平和のシンボルであると実感しました。

そこで(4)、チョウは、自然保護活動及び自然環境整備、平和のシンボルとして普遍的な価値があります。知事も前向きに考えたいと述べている沖縄県蝶制定に向けての取り組み状況と知事の所見を伺います。

次に、大枠の２、ＭＩＣＥについて伺います。

(1)、県は、県振興審議会答申や各自治体、経済界等から大型ＭＩＣＥ施設の着実な実行要請を受けており、ＭＩＣＥにかける県民の期待は大きいものがあります。この思いを県民全体が共有するために、県民大会・決起大会を開催する考えはないか伺います。

(2)、ＭＩＣＥ施設の整備手法がＤＢＯ方式から従来方式の契約で締結することとなった背景は何か伺います。

６月23日の日経新聞によると、ゆいレールの利用者が過去最高を更新し８月から運行本数をふやすようです。モノレールは観光客の増加に加え、通勤・通学の足としても定着し、着実に沖縄の重要な公共交通、まちづくりの柱となっております。

そこで、(3)、ゆいレール（モノレール）のＭＩＣＥ会場への乗り入れは、交通渋滞対策及び東海岸地域のまちづくり・土地利用、活性化に大きく寄与すると思うが、モノレール延伸の検討を行ったことがあるか伺います。

大枠の３、教育行政について伺います。

(1)、高校生の交通費の軽減・バスの効率的な運用について、各広域自治体と県、総合事務局、バス各社

が連携し早急に改善策を講じる必要があると思うが、県の取り組み状況を伺います。

高校の校区割りによって交通費の負担や通学に影響があると聞いております。

そこで、(2)、普通科高校と専攻科専門高校の校区割りについて伺います。

大学生の海外留学制度について現場からさまざまな要望があります。

そこで、(3)、沖縄の振興・発展を担い、国際競争にも打ち勝てる人材を育成する目的で行っている海外留学制度の成果と今後の取り組み、予算措置について伺います。

(4)、平和学習について。

６月16日、小学校６年生を引率しながら私も平和祈念資料館で講話を聞き、糸数壕で戦争体験をしてまいりました。私たちの時代は、日常が平和学習の場であり、戦跡等の整備も整っていなかったため、地元で平和体験学習を受けてこなかったことを痛感しております。

よって、ア、平和祈念資料館への県民の来館者が低迷している要因が、学校現場の取り組みのみが課題ではなく、県民が施設の内容を知らないことも要因の一つだと思っております。

そこで、学習施設の周知徹底と平和学習の仕掛けが必要だと思っております。課題対応について伺います。

イ、郷土の歴史と文化を学ぶことで地域への愛着を育むことができる。地域の特色に合わせて授業を実施できる文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、県全体での教科の取り組みができないか伺います。

(5)、教職員の勤務実態調査の結果、長期間勤務の主な理由の80％以上が部活動によるものであります。その対応、改善策について伺います。

(6)、普天間高校移転について伺います。

ア、骨太方針に盛り込まれた普天間高校移転の背景と課題、用地取得の取り組みについて伺います。

イ、人材育成拠点の形成を図るため、普天間高校をどのように活用するかお考えを伺います。

大枠の４、東海岸地域の活性化への取り組みについて伺います。

(1)、東海岸地域には、世界遺産の琉球王国のグスク及び関連遺産群及び多くの文化財が点在します。その資源の活用について伺います。また中城公園の整備進捗状況とホテル跡地の取り組みについて伺います。

(2)、海岸・水ネットワークと歩行者・自転車ネットワークを同時に構築するために、水辺の新たな顔となる潤いのある景観整備コンセプトを配慮した護岸整備についてどのようにお考えか伺います。

(3)、広域連携ネットワークを構築する道路網の整備について。

ア、県南部地区と北部地区を結ぶ縦断線の整備、国道329号バイパスの北伸、県道29号線の４車線化と北伸について伺います。

イ、県東部と西部を結ぶ横断線の県道146号線と県道32号線、県道35号線の整備について伺います。

ウ、特別自由貿易地域、うるま市と沖縄市と空港を結ぶ道路網の整備をどのようにお考えかお伺いします。

(4)、災害対策と現状について伺います。

今回の災害現場で中部土木事務所の素早い対応に対して、赤崎所長を初め職員の方々に対し感謝申し上げます。そして土建部の対応にも大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

このようなことで今回の長雨による災害状況を伺います。

イ、東海岸に面する傾斜地は、土砂崩落を伴う災害の多い地域となっています。そこで、土砂災害対策が重要となってきます。県の取り組みをお伺いします。

ウ、緑ネットワークを構築し、将来にわたって自然が有する防災機能や環境保全を最大限に生かし、観光資源として活用することについて伺います。

大枠の５、スポーツ・文化、観光行政について伺います。

自転車競技の受け入れについて、翁長知事は次世代の人材育成、スポーツコンベンションの誘致等にも普及する効果も期待できるとコメントしております。

(1)、自転車競技場の整備等を初め南九州高校総体の対応について伺います。

(2)、空手振興の取り組みとして、沖縄でしか取得できない県独自の昇級審査・試験の認定を行うシステムを沖縄県が構築することについて、昨年９月の一般質問の際、空手関係団体等と一緒になって考えていきたいと答弁をいただきましたが、その後の対応について伺います。

６、福祉行政について伺います。

(1)、障害者等用駐車場を難病患者、妊婦の方が気兼ねなく利用できるようにするため、ハートフル――こちらのほうパーキングに訂正をお願いします――パーキングパーミット制度の導入について、県はどのように取り組みを行っているか、進展状況について伺います。

(2)、重度心身障害者医療費助成制度の利用について、障害者手帳の取得が大きな影響を与えています。手続体制の実情について改善がなされたか伺います。

７、経済行政について伺います。

(1)、建設産業における人材育成・技術開発・社会保険加入問題について伺います。

(2)、一国二制度について。

ア、21世紀ビジョン基本計画も改正され後期に入った。そこで、沖縄の新しい形を求める次のステージとして、復帰前の関税制度を取り入れた一国二制度の構築に向けた取り組みが必要ではないか、所見を伺います。

イ、沖縄の経済の今後の発展可能性について伺います。また全ての輸入関税を５％とし民間主導の自立型経済の構築を推進した場合、１次産業、２次産業へどのような影響が考えられるか、所見を伺います。

(3)、水産行政について。

県漁連は、泊魚市場の地方卸市場機能の糸満漁港への移転を見据えた次期中期計画を策定するとしましたが、県との協議状況について伺います。

大枠の８番、基地環境問題について。

企業局は、嘉手納基地周辺の22本の井戸から地下水をくみ上げ、水銀を吸着させ処理させて比謝川に放流していますが、浄化施設の老朽化が懸念されます。

そこで、(1)、米軍基地から派生した水質汚染問題、ＰＦＯＳ・水銀等について水質状況や対策について伺います。

(2)、高江の赤土流出問題の現状と対策、また、これまでの県（環境部）の対応について伺います。

(3)、辺野古新基地建設の汚濁防止膜等の問題について伺います。

大枠の９、公安委員・警察行政について伺います。

昨年の定例会、沖縄県議会で、沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部が改正され警察官の定員を100人増員することが決定されました。

そこで、(1)、新規警察官採用状況について伺います。

(2)、信号機の設置、規制白線の設置等交通安全施設の整備状況・予算について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣光栄議員の代表質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(4)、県蝶制定に向けた取り組み状況と所見についてお答えをいたします。

自然の動植物等を自治体のシンボルとして指定することは一般的に行われており、木、花、鳥については、全ての都道府県で指定をされております。都道府県のシンボルとして県のチョウを定めている例としては、全国で唯一埼玉県においてなされているところであります。一方県内においては、那覇市のオオゴマダラ、今帰仁村のフタオチョウ、竹富町のツマベニチョウなど、10市町村で市町村のチョウが定められております。沖縄県のシンボルとして新たに県のチョウを指定することについては、県民一人一人が生き物とかかわりを持ち、沖縄が持つ自然の豊かさへの理解を深めることにつながるものと考えております。

沖縄県としましては、県民の関心や全県的な機運の高まり等も考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、ＭＩＣＥについてに関する御質問の中の２の(1)、大型ＭＩＣＥ施設に係る県民大会の開催についてお答えをいたします。

沖縄県では、ＭＩＣＥ誘致や受け入れ体制を強化するため、経済団体、民間企業、大学、行政機関で構成される沖縄ＭＩＣＥネットワークを来月25日に設立をし、全県的なＭＩＣＥ振興に取り組んでいくこととしています。当該ネットワークの取り組みの一環として、シンポジウムや県民向けイベント、企業向けの勉強会等を開催し、ＭＩＣＥ施設の意義や効果について県民全体で共有する機会を設けることとしております。

沖縄県としては、こうした取り組みを通じて、ＭＩＣＥに関する県民の機運を高めていきたいと考えております。

次に、経済行政についてに関する御質問の中の７の(2)ア、一国二制度の構築に向けた取り組みについてお答えをいたします。

県においては、企業誘致の促進を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区・地域制度が創設されているところであります。同制度においては、10年間40％の所得控除や、４年間の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、全国的に類を見ない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開することで、我が国経済再生の牽引役を担い得るものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、骨太の方針2017にＭＩＣＥに関する記述がない背景についてお答えいたします。

骨太の方針では、沖縄の優位性と潜在力を生かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進すると明記されており、沖縄県全体としては要請した内容がおおむね反映されたと考えております。ＭＩＣＥについて、骨太の方針に記述されなかった経緯は承知しておりませんが、引き続き政府等の理解も得ながら大型ＭＩＣＥ施設を核とした全県的なＭＩＣＥ振興を通じて、県内産業の成長を実現し、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となれるよう、取り組んでいきたいと考えております。

次に、２、ＭＩＣＥについての(2)、大型ＭＩＣＥ施設の契約方法についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備については、当初、基本設計、実施設計及び建設工事等を一括して契約することとしていました。しかし国との協議において、基本設計、実施設計、建設工事の交付決定をその都度行うこととされたことから、県としてもそれぞれの交付決定を受けるごとに契約を行うこととしました。事業者には、事業の内容に変更がないことを説明し、契約を分けることについて了解を得ております。なお、整備手法については、設計・建設・運営を同一の事業者と契約するため、ＤＢＯ方式であることに変わりはなく、あらかじめ協定を交わすことで同方式であることを担保できるものと考えております。

続きまして、４番、東海岸地域の活性化への取り組みについての御質問の中の(1)のア、世界遺産の活用についてお答えいたします。

本県の東海岸地域には、世界遺産として、斎場御嶽、中城城跡及び勝連城跡が登録されております。各遺産については、文化的・考古学的な資産価値が高く評価されているほか、観光資源としても魅力的であり、さまざまな活用が行われております。斎場御嶽は多くの観光客が訪れる人気のパワースポットとなっており、また、中城城跡は有名アーティストのコンサート、勝連城跡はＭＩＣＥのパーティー会場等として活用されております。本県の世界遺産は、沖縄を訪れる多くの観光客を魅了する貴重な観光資源であり、今後も積極的な活用やＰＲに取り組んでまいります。

次に、５のスポーツ・文化、観光行政についての御質問の中の(1)、自転車競技場の整備についてお答えいたします。

県総合運動公園の自転車競技場は、昭和62年に開催された海邦国体時に、同公園内の駐車場用地に仮設で建設され、その後、県内唯一の自転車競技場として、平成22年に開催された全国高校総体の会場等に活用されてきております。同敷地については、県総合運動公園の駐車場予定地となっていることから、移設に向けた新たな土地の確保や別途駐車場の確保等について検討しているところであります。

次に、同じく５の(2)、沖縄県が独自に空手の昇級審査等システムを構築することについてにお答えいたします。

沖縄の伝統文化として、先人によって育まれ受け継がれてきた沖縄空手の精緻なわざと、平和の武である精神性を保存・継承するためには、県独自の公認段位制度を検討する必要があると考えております。

県におきましては、今年度、沖縄空手のさらなる振興・発展を図るため、その目指すべき将来像を描く沖縄空手振興ビジョン（仮称）を策定することとしており、その中で、公認段位制度につきましても、空手関係団体等と密接に意見交換を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)ア、日米地位協定の補足協定の件数と評価についてお答えいたします。

日米地位協定については、平成12年以降、２件の補足協定が締結されております。平成27年９月に締結された環境補足協定については一定の評価はするものの、従来行われていた文化財調査の実施や環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と立ち入り、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立ち入りの実現などに課題があります。平成29年１月に締結された軍属に関する補足協定については、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接つながるものか明らかではなく、引き続き注視してまいります。

次に、(2)イ、日米地位協定の見直しに関する要請案について。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、平成12年の要請から16年が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう、改めて整理した県案をもとに、県内各市町村との圏域別の意見交換を行っており、現在、最終的な取りまとめを行っているところであります。取りまとめ後は、速やかに県議会に説明することとしております。

次に、４、東海岸地域の活性化への取り組みについての中の(4)ア、今回の長雨による災害状況についてお答えいたします。

平成29年６月19日から20日にかけての長雨による災害の被害状況については、人的被害はありません。また、住家被害は損壊はありませんが、床上浸水15件、うち東海岸地域は西原町を中心に13件、床下浸水47件、うち東海岸地域は中城村を中心に44件報告されています。非住家被害は、うるま市の家畜小屋の半壊１件となっております。そのほか、崖崩れ14件、うち東海岸地域は９件、道路損壊等12件、うち東海岸地域は４件報告されています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、那覇広域都市計画区域区分の見直しについての御質問にお答えいたします。

区域区分を実施する目的は、既成市街地への効率的かつ集中的な公共投資、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の良好な農地との健全な調和を図ることであります。区域区分を廃止した場合、基盤が整っていない地域へのバラ建ち、いわゆるスプロール等を初めとしたさまざまな問題が懸念されることから、土地利用をどのようにコントロールするか市町村の考えが最も重要と考えております。

県は、まちづくりの主体である市町村からの具体的な提案に基づき、引き続き、意見交換していきたいと考えております。

次に、４、東海岸地域の活性化への取り組みについての御質問の中の(1)のイ、中城公園の整備状況等についての御質問にお答えいたします。

中城公園は、平成９年度に事業着手し、これまで、広場や園路、駐車場等の整備を行っております。平成28年度末時点の進捗率は、事業費ベースで約66％となっており、公園計画面積98.8ヘクタールのうち11.9ヘクタール、約12％を供用しております。旧ホテル跡について、今年度は、物件調査等を行うとともに、権利者と粘り強く交渉を進めて、引き続き整備に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、景観に配慮した護岸整備についての御質問にお答えいたします。

マリンタウンＭＩＣＥエリアでは、まちづくりビジョンにおいて、海岸・水ネットワークと歩行者・自転車ネットワークの連携による水辺空間の創出が掲げられております。一方、西原町から中城村に至る東海岸区域においては、現在、統一的な景観コンセプトによる護岸整備の計画はないことから、今後、当該コンセプト設定の必要性等について関係市町村と意見交換していきたいと考えております。

同じく４の(3)のア、南北縦断道路、国道329号及び那覇北中城線の整備等についての御質問にお答えいたします。

はしご道路を構築する南北に縦断する道路は、国において那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路を含む国道58号及び国道329号南風原バイパス・与那原バイパスの整備を行っております。また、今年度からは国道329号西原道路のルート・構造検討などの調査を実施し、事業化に取り組むとのことであります。那覇北中城線は、県において、那覇市汀良交差点から西原町上原交差点までの４車線化に取り組んでいるところであり、その他の区間の４車線化については周辺の土地利用、交通状況などを踏まえて検討していきたいと考えております。

同じく４の(3)のイ、県道146号線、県道32号線及び県道35号線の整備についての御質問にお答えいたします。

県道146号線、県道32号線及び県道35号線については、平成10年度に整備を終えております。はしご道路の東西軸については、浦添西原線、宜野湾北中城線、県道24号線及び宜野湾横断道路等を位置づけており、引き続き、早期整備に取り組んでまいります。

同じく４の(3)のウ、国際物流拠点産業集積地域と那覇空港を結ぶ道路網についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区に位置する国際物流拠点産業集積地域うるま地区と那覇空港を結ぶ道路網は、那覇空港自動車道、沖縄自動車道、沖縄環状線、具志川環状線、宜野湾北中城線及び県道36号線などで形成しております。那覇空港自動車道は、国において整備が進められ、また、県においては、宜野湾北中城線の早期の完成を目指しており、具志川環状線は、今年度完成を予定しております。

同じく４の(4)のイ、東海岸地域に面する傾斜地の土砂災害対策についての御質問にお答えいたします。

中城湾周辺では、急傾斜地崩壊、地すべり等の土砂災害が多く、特に断崖地では、過去に広範囲な地すべりが発生しました。このようなことから、県は、北中城村熱田から西原町小橋川にかけての11地区を中頭東部地すべり危険地区に位置づけ、そのうち熱田地区ほか３地区を地すべり防止区域に指定したところであ

ります。現在、地元協議を踏まえて、熱田地区、当間地区及び泊地区において対策事業を進めております。

次に、７、経済行政についての御質問の中の(1)、建設産業における人材育成・技術開発・社会保険加入についての御質問にお答えいたします。

建設産業の人材育成について、県は、総合評価における若手・女性活用の取り組みや、入札参加資格審査での企業の若年者雇用の状況など、企業の主体的な取り組みを積極的に評価しております。技術開発については、現在、国において、熟練技術者・技能者の不足等に対応するため、測量、設計、施工、管理までの全プロセスにおける情報化技術導入の取り組み、いわゆるi-Constructionを推進しており、県でも今年度、一部の工事において試行する予定であります。社会保険の加入について、公共工事においては、法定福利費を適正に計上しており、下請業者の加入状況は、施工体制台帳等で確認しております。

県としては、業界団体や関係機関と連携しながら、引き続き、建設産業における人材育成・技術開発・社会保険加入対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、８、基地環境問題についての御質問の中の(3)、普天間飛行場代替施設建設事業における汚濁防止膜についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、水の濁りに対する環境保全措置として、施工区域周辺海域での汚濁防止膜や施工箇所を取り囲む汚濁防止枠を適切に設置・使用すると記載しております。また、汚濁防止膜による濁りの除去率については、港湾工事における濁り影響予測の手引きに事例として示されている50％を用いていると記載しております。当該事業の環境保全措置の実施状況については、必要に応じて確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(3)のイ、県土全体の新たなゾーニングについてお答えいたします。

土地利用の見直しについては、町の将来像及び計画的なまちづくりという観点から、まちづくりの主体である市町村において、まず検討がなされるものと考えております。一方、県においては、県土全体の土地利用の方針を定めるため、国土利用計画法に基づき県土利用の長期構想である県の国土利用計画を定めることとされております。

本県では、社会的・経済的状況の変化に応じた県土の均衡ある発展に資する総合的かつ計画的な土地利用を実現するため、現在、県計画の改定を行っているところです。計画の改定に当たっては、全国計画や市町村等の意見も踏まえ、あわせて議員御質問の点も念頭に置きながら改定作業を進めていきたいと考えております。

次に、２、ＭＩＣＥについての御質問の中の(3)、モノレール延伸の検討についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備後は、新たに大きな交通需要が発生すると見込まれることから、その対応について検討しておくことが重要であると考えております。そのため、現在文化観光スポーツ部において、ＭＩＣＥ施設整備やマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンに基づく将来交通量推計が行われており、その結果がまとまり次第、モノレール、ＢＲＴ、バス等といったさまざまな交通システムの特性を踏まえ、需要に対応可能な公共交通システムについて検討を行うこととしております。

次に、３、教育行政についての御質問の中の(6)のア、普天間高校移設の背景と課題、用地取得の取り組みについてお答えいたします。

普天間高校の移設については、これまで同校の同窓会やＰＴＡからの教育環境の改善を求める移設要望を踏まえ、県教育委員会とともに検討を行ってまいりました。現在は、これまでの県議会における議論や宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、引き続き、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。用地取得について、地権者が譲渡所得に係る最高5000万円の特別控除を受けられるのは、今年度末予定の土地の引き渡しまでとなっていることから、用地取得の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

続きまして、７の経済行政についての中の(2)のイ、輸入関税を５％にした場合の影響についてお答えいたします。

輸入関税は、国内の産業保護の観点から、海外からの輸入品に課される税金であり、品目によりさまざまな関税率であることから、その影響についてもさまざまであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問の中で、高校生の交通費軽減の改善策についてお答えいたします。

困窮世帯における高校生の通学費負担は大きな課題であると考えております。現在、県教育委員会においては、低所得世帯の高校生を対象とした奨学のための給付金事業により、通学費も含めた教育費負担軽減の支援を行っているところであります。平成29年度における給付額は、国公立の全日制高校生に対し、第１子の場合は年額７万5800円、第２子以降の場合は12万9700円となっております。

県教育委員会としましては、国に対して、経済的に厳しい状況にある高校生への支援強化のため、給付額の増額や国庫補助率の引き上げを要望しているところであります。バス会社等との連携につきましては、知事部局とも意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

次に、同じく教育行政で３の(2)、普通高校等の通学区域についてお答えいたします。

県立高校の通学区域につきましては、全日制普通科のみ通学区域が設定されており、国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山、久米島地区の７学区となっております。それ以外の専門学科や総合学科等の通学区域につきましては、県全域となっております。

次に、３の(3)、海外留学制度の成果等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成の一環として、沖縄振興特別推進交付金を活用し、国際性に富む人材育成留学事業を実施しているところであります。本事業においては、毎年、高校生及び大学生等約100名を派遣しており、派遣期間は高校生は１年、大学生等は１年または２年となっております。帰国後は、大阪大学などの県外難関大学や、語学力を生かし海外の大学へ進学した生徒もおります。平成29年度の予算額は、２億1503万円で、派遣人数は高校生80名、大学生等20名を予定しております。今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に、３の(4)のイ、郷土の歴史や文化を教科として取り入れることについての御質問にお答えいたします。

郷土の歴史や文化について、児童生徒にその価値を理解させ、地元の歴史や文化を尊重する心を育むことは重要であると考えております。現在、小中学校及び高等学校において、総合的な学習の時間や社会科、国語等の調べ学習で、郷土の歴史や文化、地域の特色について学んでいるところであります。教育課程特例校を申請し、教科として郷土の歴史や文化を学ぶことは可能でありますが、特例校申請に当たっては、各市町村教育委員会等が主体的に判断することとなっております。なお、本県では、中城村の３小学校において、教育課程特例校の指定を受け、国語や生活科、社会科、総合的な学習の時間等、他教科の授業時数より10から15時間を減じて中城ごさまる科の授業時数を確保し、村内の歴史や文化を学んでおります。

次に、３の(5)、長時間勤務への対応・改善策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、沖縄県教職員業務改善推進委員会を設置し、さまざまな角度から教職員の業務改善に向けた検討を行い、各学校に業務改善に関する提言を行ったところであります。その提言の中において、教職員の長時間勤務の主な要因となっている部活動については、外部指導者の活用、ノー部活動日の設定等の推進により、教職員の負担軽減に努めているところであります。

次に、３の(6)のイ、普天間高校の活用についての御質問にお答えいたします。

普天間高校は、進学面、部活動ともにすぐれた実績のある県内屈指の人気校であり、学校の希望も踏まえ、現在の教育課程等を維持したままの移設を考えております。

県教育委員会としましては、隣接予定の琉球大学医学部との連携など、人材育成上どのような特色ある学校づくりができるのか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３の教育行政についての御質問の中の(4)のア、県平和祈念資料館の県民の来館者数の低迷及び対応についてお答えします。

平成18年度以降、県平和祈念資料館の県民の来館者数は減少傾向にあります。

県としましては、今後、県民の来館者数の増加を図るため、県ホームページや市町村広報誌へ掲載するとともに、マスコミへの取材依頼を行うなど、関係機関や各種媒体を活用した情報発信に力を入れていきたいと考えております。また、各学校現場と連携した平和学習の取り組みについても、引き続き、資料貸し出し、教員向け研修の実施等を推進してまいります。

次に、６、福祉行政についての御質問の中の(1)、障害者等用駐車場への難病者等の利用制度導入についてお答えします。

国においては、身体障害者用駐車場利用証制度の課題等を把握し、普及促進のための施策を取りまとめるため、本年３月にパーキングパーミット制度の導入促

進方策検討会を設置しており、本年７月を目途に導入促進に向けた方策を取りまとめることとしております。

県としましては、検討会における協議結果を踏まえた国の施策動向を注視するとともに、市町村や関係機関等と連携を図りながら、本制度の導入に向け取り組んでまいります。

次に、６(2)、身体障害者手帳の手続体制についてお答えします。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して交付するものであります。交付の手続は、市町村窓口で申請を受け付け、沖縄県身体障害者更生相談所で障害程度判定等を行い、市町村を経由して交付しております。申請から交付までの期間は、体制整備に努め改善を図った結果、平成28年度のおおむね90日程度から、平成29年度はおおむね60日程度に短縮しております。

県としましては、引き続き適正かつ迅速な交付事務に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４の東海岸地域の活性化への取り組みについての御質問の中の(4)のウ、緑ネットワークの構築についてお答えします。

県では、緑化施策の総合計画となる緑の美ら島づくり行動計画に基づき、生物多様性機能と都市防災機能をあわせた緑の回廊の創出に向けた取り組みを推進しているところであります。緑の回廊は、人と自然の触れ合い体験の場としての機能、防災林としての機能、景観形成としての機能などの効果が期待されております。

県としては、市町村、県民との協働による全島緑化県民運動を通して、街路樹帯、公園緑地、海岸林などをつなぐ緑地の形成に努めてまいります。

次に、８の基地環境問題についての御質問の中の(1)のア、米軍基地からの水質汚染問題についてお答えします。

県では、在沖米軍施設・区域に起因する水質汚濁の状況を把握するため、基地排水等の監視、事故時の調査を実施しております。平成28年度は、基地周辺の公共用水域及び地下水21地点を調査し、水銀等の健康項目については全調査地点で環境基準を満たしていました。また、ＰＦＯＳ等については、平成28年度に、県企業局が測定を行った水道水源を除く地点の河川や地下水で、夏季と冬季の２回調査を行い、普天間飛行場周辺の地下水において、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値を超えて検出された場所が６カ所確認されました。ＰＦＯＳ等については、国内の環境基準はありませんが、県としては、比較的濃度が高い地点で引き続きモニタリングを行い、状況の把握に努めていきたいと考えております。

次に、(2)のア、高江の赤土流出問題の現状と対策についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業については、Ｎ１地区が平成26年５月27日に、Ｈ地区及びＧ地区が平成28年７月15日に沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書が提出されております。Ｎ１地区及びＨ地区については事業行為は完了しており、Ｇ地区についてはヘリパッドは完成しておりますが、今後、進入路の本工事が行われることとなっております。県においては、平成28年８月、９月、11月及び去る６月21日に立入調査を実施しており、提出された事業行為通知書に基づき、適切に赤土等流出防止対策が行われていることを確認しております。

県としては、今後も立入調査を実施し、適切な赤土等流出防止対策が講じられているか十分に確認し、必要な指導を行っていく考えであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　７、経済行政についての御質問の中の(3)、県漁連との協議状況についてお答えいたします。

県は、糸満漁港における新市場の整備に向けて、県漁連等の水産関係団体や関係市との協議を重ねているところであります。県漁連は、去る６月20日に開催された平成29年度通常総会において、県の新市場整備計画を踏まえた市場業務の移転に合わせて製氷施設等を整備する基本方針を決定するとともに、市場移転を見据えた次期中期計画を策定することとしております。

県としましては、引き続き、糸満漁港における新市場整備及び泊漁港の再整備について、県漁連等の水産関係団体や関係市との協議を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　８の基地環境問題についての御質問の中の(1)イ、ＰＦＯＳ等に係る水質状況や対策についてお答えします。

沖縄県企業局の北谷浄水場関連施設における平成28年度のＰＦＯＳ等の調査結果については、水源である比謝川で１リットル当たり平均293ナノグラム、嘉手納井戸群で平均63ナノグラムですが、北谷浄水

場における浄水後の値は平均14ナノグラムであり、目標値70ナノグラム以下となっております。沖縄県企業局では、ＰＦＯＳ等の検出に関連して、調査への協力と適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めてきたところであり、引き続き、この問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米側と協議していきたいと考えております。また、嘉手納井戸群の一部からは、これまでにも自然由来の水銀が検出されておりますが、水道水の安全確保と他の井戸への拡散を防止するため、平成13年度に白川水質浄化施設を整備し、地下水に含まれる水銀を活性炭で吸着除去しており、北谷浄水場で処理した水道水からは水銀は検出されておりません。なお、水質浄化施設は定期的に活性炭の取りかえ等を行い、水銀除去の機能維持に万全を尽くしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　９の公安委員・警察行政についての御質問の中で(1)、新規警察官採用状況についてお答えをいたします。

新規警察官の採用計画については、毎年、定年退職などに伴う欠員分に応じて採用人数を策定しております。昨年４月にうるま市において発生した米軍関係者による事件を受け、沖縄県の警察官が100人増員されたことに伴い、早急な対策の必要性から、ことしの１月からは県外の出向者を受け入れて対応しているところですが、この増員分については、今年度を含めおおむね３年をかけて、沖縄で新規に採用する警察官に振りかえることとしております。

今年度につきましては、通常の退職に伴う新規採用に加え、増員分の約３割を新規に採用したところであります。今後も増員分を含む警察官の新規採用については、退職者数等を勘案した上で、採用する職員の資質についても一定の水準を維持しながら、対応していくこととしております。

次に、(2)の信号機の設置、規制白線の設置等交通安全施設の整備事業、予算についてお答え申し上げます。

まず、信号機につきましては、本年度は約５億6000万の予算を確保し、内訳は、新設分が約7500万円、既に設置されている信号機の補修・改良分が約４億8000万円となっており、それぞれ所要の作業を進めているところです。なお、信号機の新設は12基を予定しており、設置要望につきましては、各警察署で受理されたものが112件、その後、署の単位で検討を経て警察本部に上申がなされたものが36件となっております。

次に、横断歩道、停止線、追い越し禁止の標示など、公安委員会が所管する道路標示につきましては、本年度は、約１億5000万円の予算を確保し、新設・補修に係る所要の作業を進めております。なお、道路の中央線や外側線など、公安委員会の所管外の道路標示につきましては、道路管理者が整備することとなります。

県警察としましては、設置基準に適合した交通安全施設の新設はもとより、老朽化した施設の補修や建てかえ等、既存施設の維持・管理にも注力しているところであり、今後も必要な予算を確保した上で、交通の安全と円滑の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　それでは、再質問を行います。

大枠の３、教育行政についての(2)で再質問を行います。

この高校生の交通費の軽減を給付金で行うのではなく、中高校生を一括に全路線、バス券で月額6000円程度の定期券で賄えるようにできないか伺います。

そして、大枠の３の(3)、大学生への留学制度の予算の低減になっているのはなぜか。また、大学生を対象とした留学制度がもう事業が廃止になるということをお伺いしておりますが、その件についてお伺いします。

そして、３番の(5)、すぐ土曜、日曜の部活動を中止にするのではなく、改善は学校、行政、運用体制でやっていただきたい。そして、家庭の日、地域の日の活用を考えてはどうか伺います。

そして、９番の公安についてに関連して、白線の基準、そして信号機の要望が各自治体から多く寄せられています。その予算について、増額ができないかお伺いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　新垣光栄議員の再質問にお答えいたします。

まず、高校生交通費の改善策についての御質問がございましたが、これにつきましては、モノレールのほうは子どもの未来県民会議のほうで協議を行って、そのような政策をとっていただきましたけれども、バス会社等との関係は、知事部局とも意見交換を行いながら、その方策は検討してまいりたいと考えております。

また、海外留学の事業で大学生の募集が廃止された

件についての質問ですが、大学生等の海外留学につきましては、留学希望大学からの合格が得られないなどによる不用額が毎年発生していることがございました。また、各大学生の所属校での留学制度でありますとか、沖縄からアジアへ飛び立って留学ジャパンプロジェクト、また、日本学生支援機構の海外留学支援制度などのほかの制度を利用できることから、29年度からの募集を廃止したところであります。

教育委員会としましては、引き続き高校生を対象とした長期留学制度の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教職員の長時間勤務の関係で、部活動についての御質問でございましたが、運動部活動につきましては、生徒の体力、技術向上のみならず、自主性、道徳性、社会性が身につくように学校教育活動の一環として取り組んできているところであります。しかしながら、一部では、教育活動としての本来の姿が見失われて、勝つことのみを目指した技術中心の活動が行われたり、あるいは長時間の練習でありますとか、休日がとれないことによる疲労の蓄積、またスポーツ障害などの課題もございます。

県教育委員会としましては、発達段階に応じた部活動と学業の両立、適切な休養日の設定、教員の負担軽減など、運動部活動の適正化について毎年４月に各学校、学校体育関係団体等へ運動部活動等における望ましい指導のあり方についてを発出し、周知をしているところでございます。また、運動部活動につきましては、外部指導者についても活用して、教職員の負担軽減等にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　再質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まず道路の中央線や外側線などの白線につきましては、道路管理者が整備することとしておりますので、そちらのほうで必要な措置をしていただいているのではないかと思います。それ以外の公安委員会が所管する道路標示などにつきましては、先ほどのとおり、１億5000万円の予算ですけれども、これも知事部局と協議しながら、消えているところなどを把握しながら必要な予算の確保に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党の西銘純恵です。

日本共産党を代表して質問を行います。

６月23日、72年目の慰霊の日。青い空、コバルトブルーの海、豊かな自然を取り戻した沖縄の大地。だが、悲惨な沖縄戦は、私たち沖縄県民の心をいまだ深く傷つけています。肉親の亡くなった場所もわからず、遺骨も帰っていない。ハワイの元捕虜の遺骨も戻っていない。戦闘動員された朝鮮人などが本部町で埋葬されたままということも新たにわかりました。沖縄の戦後はまだ終わっていません。

沖縄全戦没者追悼式で、翁長知事は、戦没者の御冥福を祈るとともに、戦争のない、平和な世の中を希求する沖縄の心を世界へ発信し、恒久平和に取り組む、「辺野古に新たな基地をつくらせないため、今後も県民と一体となって不退転の決意で取り組む」と平和宣言で述べました。安倍首相は、「戦争の惨禍を決して繰り返してはならない」と述べましたが、辺野古新基地建設をきっぱりと中止すべきではありませんか。県遺族連合会宮城会長も、新基地建設に断固反対と訴えました。

安倍首相は、５月３日の憲法記念日に、自衛隊を憲法９条に書き込む改定をして、2020年の施行を目指す発言をしました。続いて、自民党の改憲案を今秋に想定される臨時国会に提出するという。憲法99条の憲法尊重擁護義務に違反する重大発言をしました。元学徒隊が、戦前の空気と似てきていると危惧したが、二度と戦争をしないと憲法９条に託した、沖縄県民の心を踏みつけにするもので許せません。テロ等準備罪、共謀罪法案が、委員会採決を行わずに本会議で採決する禁じ手を使って、自民・公明・維新の賛成多数で強行可決されました。テロ対策とは無縁。何を考え、何を合意したのか、国民の心の中、内心を捜査、処罰しようとする思想・良心の自由を保障した憲法19条に反する違憲立法です。一般市民が電話の盗聴、メールやＬＩＮＥの傍受で監視され、密告社会につながる共謀罪は廃止するしかありません。2013年に秘密保護法を強行し、2015年に安保法制・戦争法を強行、今回の共謀罪法案の強行可決。どれも憲法を踏みにじった違憲立法であり、それに、憲法９条に自衛隊

が書き加えられれば、戦争する国にまっしぐらとなります。

米国と一緒に海外で戦争する国にしてはならない。全国で、二度と戦争への道を許さないために、立憲主義、民主主義、平和主義を取り戻そうと立ち上がっています。沖縄から始まったオール沖縄の政治を変える流れが全国に広がっています。森友学園、加計学園の疑惑を、国会の証人喚問で真実が明らかになれば、必ず政治は変わります。国会の非民主的な強行採決は安倍政権の強さではなく、国民に追い詰められた焦り、弱さのあらわれだと思います。野党共闘、市民運動の連携が追い詰めています。日本共産党もオール沖縄、野党共闘の前進のために全力を尽くす決意を込めて質問します。

翁長知事の政治姿勢について。

安倍政権は、特定秘密保護法、安保関連法戦争法やテロ等準備罪（共謀罪）の強行、2020年までに９条改憲を公言し戦争する国を突き進んでいます。知事の所見を伺います。

核兵器禁止条約の締結に向けた交渉会議の第２会期が開かれています。世界で唯一の被爆国の日本政府が交渉会議に参加しないことは、被爆者の願いや核兵器廃絶の人類の悲願に背くものです。世界で数億人の署名を目指したヒバクシャ国際署名が行われているが、知事の条約締結に対する所見と署名への賛同について伺います。

島嶼防衛を口実に、与那国に自衛隊を配備し、石垣にもミサイル部隊、宮古島にはミサイル部隊と500人の警備部隊の配備が強行されようとしています。他国との紛争は軍事力ではなく平和的な外交交渉で行い、自衛隊配備はやめさせるべきではありませんか。

沖縄振興特別措置法は、戦争の犠牲と戦後27年に及ぶ米国の軍事支配下に置かれた沖縄県民に償いの心で政府が責任を持って振興策を行うものです。菅官房長官が基地と沖縄振興策はリンクすると発言したのは法をねじ曲げた基地押しつけであり許せません。知事の所見を伺います。

県が主体となって策定した21世紀ビジョンによって観光客の増加などで経済が発展し雇用も向上したが、地場産業や農林水産業も含めての成果を問います。改定21世紀ビジョンは、経済振興はもとより、県民の暮らしや貧困対策が重要となります。見解を伺います。

辺野古新基地をつくらせないために。

水産庁による従来の法解釈を180度転換した岩礁破砕許可を得ない工事の強行は許されません。法治国家を標榜する政府は直ちに工事を中止すべきです。工事の差しとめと仮処分を裁判に訴える知事の決意を伺います。撤回についての決意も伺います。

那覇空港滑走路は、知事の岩礁破砕許可を得て埋立工事中であり、辺野古新基地は、本年４月１日以降、同許可期限が切れたまま違法な埋立工事を強行しています。水産資源保護法の趣旨及び県の漁業調整規則に定めた水産資源保護に対する考えと岩礁破砕の許可権者である知事の見解を伺います。

仲井眞前知事は辺野古新基地建設の埋め立てを承認した際に、５つの留意事項を沖縄防衛局に課したが、その内容と対応について。

高江や辺野古で抗議行動をする住民を警察機動隊が拘束・逮捕したり、微罪での長期拘留は人権侵害であり許されません。国連特別報告者の国連理事会への対日調査報告書では、「沖縄の抗議行動に加えられている圧力を特に懸念している」と警鐘を鳴らしています。対日調査報告書と日本政府に熟読を求めたガイドラインに対する見解を問います。また、県警は過剰警備と共謀罪の先取りとも言える人権侵害をやめるべきです。

米会計検査院の米連邦議会向け報告書では、辺野古新基地は滑走路が短いという機能上の欠陥があると勧告しています。米軍は、辺野古新基地も使い、普天間基地も継続して使用するつもりではないか。見解を問います。

米海兵隊が公表した海兵隊航空計画2016によると辺野古新基地の完了は2025年以降となっています。閣議決定された2019年２月までの普天間基地の運用停止は、辺野古新基地建設との引きかえでないことは明らかではないか。知事の見解を伺います。

2016年に大浦湾で100年以上ぶりに新種が発見されたが、その価値について。辺野古大浦湾の自然環境について、ほかの世界遺産地域と比較した生物種の数について。大浦湾の世界的な価値を明らかにするために、国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）に大浦湾の調査を依頼し、県の支援を要請してはどうですか。

辺野古埋立承認願書ではＫ９護岸建設海域でサンゴ礁が存在していました。沖縄防衛局は保全手続を行わないで工事を強行しているのではないか。

沖縄防衛局はジュゴンの生態系を無視した工事を行っているが、ジュゴン保護の緊急対策を行うべきではないか。

オスプレイは、昨年12月13日、名護市安部海岸に墜落大破しました。６月６日、米軍伊江島補助飛行場に緊急着陸をしたが、住民への説明のない再飛行に住

民の命を軽視していると怒りの声が上がっています。その４日後、オスプレイが奄美空港に緊急着陸しています。これまでの事故原因は明らかにされたのか。オスプレイの事故率は、ほかの機種と比べてどうなっているか。最も危険な欠陥機ではないか、知事の見解を問います。また、オスプレイの飛行を中止させ完全撤去を日米政府に求めることについて。

高江で県独自の騒音測定を行うこと。また、ずさんな工事で赤土が流出したと報道されたが調査したのか。オスプレイ着陸帯の撤去を求めることについて。

浦添新軍港建設問題について。

政府の2017年骨太の方針で浦添新軍港が明記されたが、日米政府は新軍港とキャンプ・キンザー米軍基地と一体となった基地強化を狙っているのではないか。

沖縄観光にとって阻害要因、キャンプ・キンザー返還後のまちづくりにも最大の阻害物となる浦添新軍港は百害あって一利なし。移設条件つきで40年以上返還できない那覇軍港は、移設なしの返還こそ現実的ではありませんか。

米軍基地への給水で消費税を徴収していないのはなぜか。消費税を課税したなら、何市町村で年間幾らの消費税額になるのか。また、これまでの試算額を伺います。米軍優遇の日米地位協定の抜本改定を求めるべきです。

嘉手納基地で危険なパラシュート降下訓練、同型機が墜落した米州軍のＦ16戦闘機の飛来で爆音が増大、在韓米軍基地所属のＵ２偵察機が閉鎖したはずの旧駐機場を使用など、外来機の危険な訓練や爆音被害が増加しています。破綻しているＳＡＣＯ合意は抜本的に見直し移設なしの返還を求めること、また、日本の安全とは無縁な他国侵略の海兵隊の撤退を求めるべきです。

米2016会計年度の米兵の性暴行は過去最多になったと報道されています。飲酒や違法薬物使用の大幅な増加も指摘されているが、被害状況を問います。

沖縄県は基地経済に依存しているという誤解が全国に流布されています。県の駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査報告書による米軍基地を返還させた地域の経済効果を問います。

県民の暮らしを守る県政の前進のために。

翁長県政は、全国に先駆けて子供の貧困調査を行い、全国の２倍以上高い29.9％の子供の貧困率の改善に向けています。30億円の基金を創設して就学援助の拡充、学童保育料の補助などを進め、子どもの未来県民会議は、知事を先頭に市町村長、市町村議長会、経済団体、労働・教育・福祉関係、県内諸団体を網羅した沖縄県民挙げての取り組みとなっています。家庭の経済力によって子供の育ちに格差のない、受けたい教育が格差なく受けられる県政を前進させるために、翁長県政を支えています。

子供の貧困対策について伺います。

改定された21世紀ビジョンでの子供の貧困対策の位置づけについて。

沖縄県子どもの貧困実態調査事業・報告書を受けての知事の所見。

提言内容及び今後の対応について。

給付制の奨学金を県内大学などへ拡充することについて。

高校生の通学交通費でモノレールの取り組みについて。また、バスの支援も行うべきではないか。

独自に貧困調査を行った市町村と今年度予定の市町村、独自に取り組む対策について伺います。

小中学校の給食費の滞納者はそれぞれ何人いるか。給食費を全額補助している市町村はどこか。軽減を行っている市町村はどこですか。県の支援で給食費を無料化することについて。

介護保険制度について。

介護保険の生みの親とも言われている介護保険創設時の政府の老健局長の堤修三氏は、2015年の政府の骨太の方針に対して、反社会保障が鮮明だと述べ、介護保険は国家的詐欺になりつつあると警鐘を鳴らしています。介護保険を社会保障として政府の責任で行うように求めるべきです。

自民・公明政権は2014年、医療・介護総合法によって社会的介護から自己責任にする改悪を行いました。結果、最近の沖縄タイムスのアンケートで、在宅介護に限界が64.5％、施設入所で経済的不安があるが58％。保険あって介護なしと指摘されている介護保険制度に対する県の見解を伺います。安心して社会的な介護が受けられるように政府に求めるべきではないですか。

深刻な介護職員不足を改善するために、賃金など待遇改善の成果を問います。介護職員確保、処遇改善のための対策について伺います。

特別養護老人ホームの施設と入所者はどれだけふえ、介護職員は何人ふえたか。また、待機者は何人いますか。希望者が入所できるようにふやすべきだが、増設計画について。

国民健康保険制度について。

国保などの社会保険は、社会保障の一部であり、憲法25条の生存権を保障するための社会保険でなければなりません。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めた憲法25条

には、お金を払った人にそれに見合う保障があるというのではなく、お金があろうがなかろうが保障されるものでなければならないものです。

沖縄戦によって前期高齢者の人口割合が低い沖縄県は、全国と比べ国の交付金が少ない不利益を受けて、2014年に109億円余の赤字を抱えていました。国の責任で補塡させることについて伺います。

高過ぎて払いたくても国保税を払えない深刻な実態です。滞納世帯数と割合、短期保険証件数はどうなっているか。給料や賃金、年金や失業保険などの一定額も差し押さえは禁止されています。生計費の差し押さえも禁止されているが、差し押さえの実態と改善策を伺います。

医療給付を抑えるか、国保税を引き上げるかを迫る政府の医療費抑制策として、次年度から国保の都道府県化が実施されようとしています。全国知事会は、国との国保改革の協議の場で１兆円の国庫負担増を要求しています。払える国保税に引き下げるために国庫負担の増額を強く要求すべきではないですか。

県はひとり親世帯の支援を拡充して医療費を自動償還払いにしたが、４月から実施できたのはどこどこですか。市町村が今年度に実施できるよう促進をすることについて。

こども医療費の無料化を国の制度にするよう求めることについて。また、県内では24市町村で、県の基準を超えて通院費の無料化を行っています。中学校卒業まで窓口払いのない、一部負担のない完全無料を実現することについて伺います。

待機児童解消について。

翁長県政は、学童クラブの支援拡充や保育園増設など子育て支援などを精力的に取り組み、待機児童解消と保育士確保も積極的に推進してきました。

待機児童解消の取り組みによって、保育園は何カ所ふえ、入所児は何人ふえたか。また、保育士確保と処遇改善の実績を伺います。

沖縄県は歴史的な特殊事情から市町村立の公立幼稚園が整備をされています。県は幼稚園教育を準義務教育とする質の高い教育を目指していますが、幼保連携型認定こども園について、市町村が公立で行うよう支援すべきですが、見解を問います。

翁長県政は少人数学級の拡大を図ってきました。今年度の拡大状況と何人の教員がふえたか、今後の拡大計画についても伺います。また、教師の超過勤務の実態はどうなっていますか。多忙化を解消する取り組みを伺います。

雇用問題について伺います。

若者の２人に１人が非正規雇用、ワーキングプアで、働いても働いても将来に希望を持てない。非正規雇用から正規雇用にするための具体策を伺います。国や県が優遇措置した事業所に正規雇用を拡大することについて。

県発注工事や指定管理で労働者の賃金や労働条件を定める公契約条例制定の進捗について伺います。

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めています。ＬＧＢＴへの差別の解消を目指す県の取り組みを伺います。

大変狭い仮安置所に600から700体の遺骨が納められています。戦争犠牲者の安置所設置について、赤嶺政賢衆議院議員の質問に対して、鶴保大臣は、県から内閣府に要望があれば十分に応えられるようにする旨答弁をしています。県から安置所の設置要請を行うことについて伺います。

戦後72年目の慰霊の日がめぐり来ました。沖縄戦の教訓は二度と戦争をさせない決意です。「沖縄県史各論編６　沖縄戦」刊行の意義と知事の所見を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　西銘純恵議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(5)、基本計画のこれまでの成果と改定計画の内容についてお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく取り組みにより、基幹産業である観光が過去最高の状態を継続しており、それが地場産業にも波及し、また、各種中小企業支援策の効果などとも相まって、出荷額や販売額が増加しています。農林水産業においても、サトウキビの増産対策や畜産の生産対策等により、農業産出額が４年連続で増加するなどの成果があらわれております。改定計画では、各種産業振興策の方向性を盛り込むとともに、子供の貧困対策や子育て支援などの社会政策が一層重要となってきたことから、きめ細かな施策の方向性を追加するなど充実を図りました。

沖縄県としましては、改定計画に基づく各種施策を展開することにより、産業の成長発展を図るとともに、県民が安全・安心に暮らせる優しい社会の構築に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地をつくらせないことについてに関する御質問の中の２の(1)、差しとめ訴訟等への決意についてお答えをいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく

岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置できないことから、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、今回、差しとめ訴訟の提起が可能であると判断したところであります。本議会において議決が得られましたら、準備が整い次第、訴えを提起するとともに仮処分の申し立てを行い、裁判所において県の正当性を主張してまいります。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

次に、２の(5)、普天間基地の継続使用についてお答えをいたします。

政府はこれまで、普天間飛行場の返還実現のため、辺野古への移設を着実に進めていくと説明しておりましたが、去る６月６日及び15日の参議院外交防衛委員会稲田防衛大臣の答弁により、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用の改善について米国との調整が整わなければ、普天間飛行場が返還されないことが明らかとなり、大きな衝撃を持って受けとめております。日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に、県民の暮らしを守る県政の前進についてに関する御質問の中の10の(1)ア、21世紀ビジョン基本計画の子供の貧困対策の位置づけについてお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定計画においては、子供の貧困対策が新たに取り組むべき課題として整理されたことを踏まえ、子供の貧困対策の推進を施策項目として新設したところです。施策の内容としましては、適切な支援機関につなげる仕組みの構築、ライフステージに即した子供への支援、貧困状態にある子供の保護者等に対し生活に関する相談や雇用の質の改善、可処分所得の向上を図ることなどを位置づけております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、安倍政権の９条改憲についてお答えします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和は、沖縄県民が心から望んでいるものであります。憲法９条については、平和主義の理念が将来にわたって堅持されるよう、十分に議論が尽くされるべきと考えます。

次に、１の(2)の核兵器禁止条約についてお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。

沖縄県としましては、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名の活動の内容について承知しており、賛同するところであります。

次に、10、県民の暮らしを守る県政の前進についての御質問の中の(1)のイ、子どもの貧困実態調査の所見についてお答えします。

去る６月に公表した沖縄県子どもの貧困実態調査結果においては、子育て世代の保育環境、困窮世帯の子供の進学意識及び保護者の就労状況などが明らかとなり、子育て家庭や子供たちの厳しい現状を深刻に受けとめています。

沖縄県としては、子どもの貧困対策計画に盛り込まれた重点施策等を着実に推進していくとともに、国や各市町村との連携を強化し、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、10の(1)のウ、子どもの貧困実態報告書の提言内容及び今後の対応についてお答えします。

調査に協力いただいた研究者から、調査結果を踏まえ、既存施策の周知を徹底すること、通学、進学、乳幼児期、ひとり親世帯等に対する支援策や、継続調査を実施すること等について、総合的な政策提言がありました。

県としましては、今回の提言の趣旨を踏まえ、今後、県の関係部局等とも連携し、効果的な子供の貧困対策のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、10の(1)オの(ｲ)、高校生の通学交通費の支援についてお答えします。

ことし４月から沖縄子どもの未来県民会議が実施している高校生等の通学費負担軽減措置の状況は、軽減措置対象者として392件を認定しております。

沖縄都市モノレール株式会社へは、このような仕組みは本当にありがたいですなど利用者から感謝の声が寄せられております。沖縄子どもの未来県民会議としては、周知活動を継続して行い、対象となる高校生の利用促進を図ってまいります。また、このような取り組みをバス利用の際にも広げることにつきましては、沖縄県バス協会等と意見交換を継続していきたいと考えています。

次に、10の(1)のカ、子どもの貧困実態調査を行った市町村と対策についてお答えします。

平成28年度は、浦添市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、大宜味村、北中城村の８市町村が子どもの貧困実態調査を行っており、平成29年度は、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、宮古島市、石垣市、金武町、今帰仁村の７市町村で実施する予定となっております。

市町村においては、調査結果を踏まえ、市町村の実情に応じた施策を検討していくこととしており、県としても対策を強化できるよう支援してまいります。

次に10の(2)のア、介護保険制度に対する県の見解等についてお答えします。

介護保険制度では、高齢者の要介護状態の重度化の防止等を図りながら、必要な人に必要なサービスを提供することが重要であります。県では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に、市町村と連携して取り組んでおります。また、介護保険財政の維持や制度への国民の理解を得ていくため、費用負担全体を見直すよう、九州各県福祉医療福祉主管部長会議を通じ厚生労働省に要望しており、制度改正について、状況を注視し、必要なものについて、他県と連携し、国に働きかけてまいります。

次に、10の(2)のイ、介護職員の処遇改善策等についてお答えします。

介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬の処遇改善加算の措置により、平成27年度は約32億140万円が支払われており、賃金の改善に一定の成果が出ております。また、今年度より月額１万円相当上乗せされ、月額３万7000円相当に拡充されており、さらなる処遇改善に向けて、事業所に対し指導を行っているところです。さらに、介護職員の確保については、小中学生、高校生、教員等を対象に職業講話等の実施や、介護職員の資質向上のための各種研修の実施、労働環境等の改善に資する各種施策を実施しているところであり、引き続き介護職員の確保に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、10の(2)のウ、特別養護老人ホームの待機者数及び施設整備等についてお答えします。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき平成27年度及び平成28年度において、特別養護老人ホーム等を10施設、317床を整備し、介護職員は、新たに102人以上の増となっております。平成28年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、695人で、うち305人が新規申込者となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、引き続き、平成28年11月から平成29年度末までに地域密着型特別養護老人ホーム等を521床整備することとしております。また、平成30年度からの次期計画の策定を進めているところであり、保険者と連携し、入所待機者の解消が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、10の(4)、ひとり親世帯に対する医療費助成についてお答えします。

本県の母子及び父子家庭等医療費助成の給付方法については、昨年度、償還払いから自動償還へ見直しを行い、今年度４月から宜野湾市、浦添市、西原町の３市町で自動償還がスタートしています。今年度中に、計12市町が自動償還払いに移行する予定となっております。自動償還については、市町村に対し平成30年度まで、システム改修費の補助を行い、移行を促進することとしています。

次に、10の(6)ア、待機児童解消への取り組みについてにお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度から待機児童解消に向けた取り組みを行っているところであります。これまでの実績としましては、施設189カ所、保育定員１万983人の増加を図ったところであります。保育士の確保については、修学資金の貸し付けにより133人、保育士・保育所総合支援センターの復職支援により267人が保育所に就職しております。また、処遇改善については、平成28年度の実績として、子ども・子育て支援新制度における賃金改善により、保育士１人当たり月額約１万1000円の増額が図られているほか、正規雇用化や年休取得の支援事業により、補助対象施設において保育

士１人当たり年収約46万円の増額、年休取得日数約３日の増加が図られております。

次に、10の(6)のイ、幼保連携型認定こども園についてお答えします。

幼保連携型認定こども園の運営については、公立、私立及び公私連携型など、多様な形態による実施が想定されております。市町村においては、これらの形態の中から地域の実情に応じ判断し、計画を策定しているものと認識しております。

県としましては、その取り組みを適切に支援してまいりたいと考えております。

次に、11、ＬＧＢＴ差別解消の取り組みについての御質問の中の(1)、ＬＧＢＴに係る県の取り組みについてお答えします。

ＬＧＢＴについては、那覇市が同性カップルを結婚に相当する関係と認めるパートナーシップ登録制度を実施しているほか、浦添市が性の多様性を尊重するレインボー都市うらそえ宣言を実施しております。一方、県では、県民に人権問題に関する正しい認識を広めるため、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう及び性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそうを含む17項目の人権問題について、啓発活動を実施しております。

ＬＧＢＴについては、県としましても差別のない社会の実現に向けた人権啓発活動に今後とも取り組んでまいります。

次に、12、戦争犠牲者の安置所設置についての御質問の中の(1)、国に対する仮安置室の設置要請についてお答えします。

戦没者遺骨の収集につきましては、国の責任として厚生労働省が事業を実施しているところであります。戦没者遺骨の仮安置室につきましては、遺骨のＤＮＡ鑑定の要望が高まり、仮安置室に戦没者遺骨を保管していることから、手狭になっている状況にあります。

県では、平成27年８月に厚生労働省に仮安置室の新たな設置について要請しており、内閣府に対し情報を提供するとともに、引き続き同省と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、自衛隊配備について。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。近隣諸国との関係については、平和外交に努力すべきことは当然であり、政府において、これまでにも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

次に、２、辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中の(4)のア、対日調査報告書とガイドラインについてお答えいたします。

国連特別報告者による対日調査報告書が国連人権理事会で報告されたこと、また、同報告書が、市民の抗議活動を政府が制限する際のガイドラインを改めて示したことは、報道等により承知しております。国連人権理事会に提出された対日調査報告書で沖縄の問題が取り上げられ、国連特別報告者がガイドラインに反するとの認識を示したことは、辺野古新基地建設問題や高江のヘリパッド移設工事での政府の強硬な手法が、国際世論から懸念を持って注視されていることを示すものと考えております。

次に、(6)、海兵隊航空計画と５年以内の運用停止について。

米海兵隊が公表した海兵隊航空計画2016において、辺野古新基地建設工事が2025年以降まで継続されるとされたことは承知しております。県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の５年以内運用停止、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、(7)、大浦湾の自然の強化等について。

辺野古・大浦湾の沿岸域については、沖縄防衛局による環境影響評価調査において、絶滅危惧種262種を含む約5800種の海域生物が確認されており、単純に比較することはできないものの、知床、小笠原を初めとする国内の世界自然遺産登録地と比べても生物多様性に富んでいると考えております。そのため、県は、ＩＵＣＮ等の自然保護団体へ、日米両政府に対し環境への影響回避や、その取り組みの検証を求めるなどの協力を要請する書簡をことしの４月20日付で送付したところです。ＩＵＣＮからは、日本政府より要請があれば、適切な外来種対策を講ずるために関係者と協力するとの返信を、ことしの５月12日付でいただい

ております。

次に、３、オスプレイの飛行を中止させる完全撤去を求めることについての御質問の中の(1)、オスプレイの事故原因、事故率及び配備撤回について。

オスプレイの昨年12月の墜落事故並びに伊江島補助飛行場及び奄美空港への緊急着陸につきましては、米軍及び沖縄防衛局に対して、原因の究明を求めているところです。沖縄防衛局によりますと、政府が把握しているオスプレイの10万飛行時間当たりのクラスＡの飛行事故の事故率は、平成15年10月（2004米会計年度）を起算点としたもので、平成28年９月末時点で2.62であり、他機種と比較する資料はないとのことであります。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、４、高江で県独自の騒音測定を行うことについての御質問の中の(1)ウ、北部訓練場におけるヘリコプター着陸帯の撤去について。

県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、５、浦添新軍港建設問題についての御質問の中の、那覇港湾施設の移設について、５の(1)と５の(2)は関連いたしますので一括してお答えします。

去る６月９日に閣議決定された政府の骨太方針2017に、「米軍那覇港湾施設の浦添ふ頭への移設についても、受入先の浦添市など地元の意向を踏まえ、着実に推進を図る。」と記述されたことは承知しております。那覇港湾施設については、返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与するものと考えております。牧港補給地区については、平成25年の統合計画において全面返還することとされており、同年12月に沖縄政策協議会において７年以内の全面返還を要請しております。

県としましては、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、牧港補給地区の返還は、統合計画を前倒しするもので、確実に実施されるよう、引き続き、政府に強く求めてまいります。

次に、６、米軍基地への給水で消費税を徴収していないことについての(1)のイ、日米地位協定の抜本改定について。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、７、米軍基地の返還及び海兵隊の撤去についての(1)、ＳＡＣＯの見直しと海兵隊の撤退について。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。その実現のため、既に合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小、並びに在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転を着実に進める必要があると考えております。

次に、８、米軍犯罪の被害状況についての中の(1)、米兵の性暴行被害状況について。

ことし５月１日にアメリカ国防総省が発表した米軍内での性的暴行に関する年次報告書によると、2015年10月から2016年９月までの１年間に米軍人が被害者もしくは被疑者として関与した性的暴行の件数は6172件であったとのことです。また、性的暴行を受ける前に被害者もしくは加害者がアルコールもしくは薬物を使用していた割合は女性が60％、男性が42％でアルコールが関与した事件の割合が2006年の調査に比べ増加しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、基地と沖縄振興策のリンクについてに関する御質問にお答えいたします。

沖縄振興の根拠法である沖縄振興特別措置法の立法目的について、国は、戦後我が国の施政権の外にあった歴史的事情等、沖縄の４つの特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講ずるものであると、一貫して説明されております。

県としましても、基地問題と沖縄振興は別と認識しております。

次に、９、基地経済に依存しているという誤解につ

いての(1)、返還跡地における経済効果についての御質問にお答えいたします。

平成27年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査では、既に返還された那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の３地区における活動による直接経済効果を算出しております。地区別に申し上げますと、那覇新都心地区における直接経済効果は、返還前の52億円に対し、返還後は1634億円と約32倍、小禄金城地区においては、返還前の34億円に対し、返還後は489億円と約14倍、桑江・北前地区においては、返還前の３億円に対し、返還後は336億円と約108倍となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中の(2)、埋立工事を強行している沖縄防衛局に対する許可権者としての見解についてお答えいたします。

水産資源保護法は、水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としております。また、同法第４条第２項第５号に基づき、水産資源の保護培養に必要なものの採取または除去に関する制限または禁止の必要から、沖縄県漁業調整規則第39条において、岩礁破砕等許可制度が規定されております。沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において繰り返し確認されてきております。

そのため、県としては、知事の変更免許が行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。これらのことから、沖縄防衛局においては、許可権者である県の指導に従い、速やかに岩礁破砕等許可申請を行うべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中の(3)、埋立承認に際して付した留意事項内容と対応についての御質問にお答えいたします。

県は、普天間飛行場代替施設建設事業の承認書において、工事の実施設計に係る協議、工事中の環境保全対策等に係る協議、供用後の環境保全対策等に係る実効性の確保等、添付図書の変更に係る手続及び埋立工事竣工時の通知に関する５つの留意事項を付しております。当該留意事項に基づき、県は、事前の協議が調うまでは工事に着手しないよう求めてきたところでありますが、沖縄防衛局はことし４月25日に護岸工事に着手しております。また、サンゴ類の環境保全措置等は、留意事項に基づく承認が必要な変更に該当する可能性を指摘しております。

県は、沖縄防衛局に対して、引き続き、工事を停止して、留意事項を遵守するよう求めていきたいと考えております。

同じく２の(8)、Ｋ９護岸建設海域のサンゴ類の環境保全措置についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局は、Ｋ９護岸施工区域において移動対象のサンゴ類は存在せず、また、平成20年度に確認されていた分布域が見られない理由については専門家に意見聴取すると、県の照会に対して回答しております。

県は、沖縄防衛局の設定した移植サンゴの基準の根拠及びＫ９護岸の施工区域のサンゴについては急ぎ確認する必要があると考えており、引き続き納得のいく説明を求めていきたいと考えております。

同じく２の(9)、ジュゴンの保護対策についての御質問にお答えいたします。

ジュゴンの保護に係る環境保全措置の実施状況について、沖縄防衛局は、２月６日の海上工事の再開時から実施しており、現在、その状況の取りまとめを行っていると回答しております。

ジュゴンの環境保全措置については、引き続きその実施状況を確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　２の辺野古新基地をつくらせないことについての御質問の中で(4)のイ、高江や辺野古で抗議活動に対する県警の警備についてお答えいたします。

県警察といたしましては、キャンプ・シュワブ周辺における抗議行動に関しては、それが適法・適正に行

われている限り関与するものではございません。しかし、キャンプ・シュワブ周辺では、連日、抗議参加者らが工事関連車両等の通行を妨害するため、工事車両等の前への飛び出しや立ち塞がり、車両下への潜り込みといった危険かつ違法な抗議行動を行っていることから、交通渋滞となり、一般交通の危険など住民生活にも支障が生じているところであります。

県警察では、これら抗議参加者らの危険かつ違法な抗議行動の状況を踏まえ、抗議参加者らを含む関係者の安全の確保、一般交通の安全と円滑の確保等住民生活に支障を及ぼさないことに配慮して違法状態を解消することとしており、抗議参加者らに対し、再三の警告を行った上で、警察車両等で設けた安全な場所に移動させるなど必要な措置を講じております。

以上のとおり、県警察といたしましては、キャンプ・シュワブ周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議行動に対し、法令に基づき適切に対応していることから、過剰警備や人権侵害との御指摘は当たらないものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４の(1)のア、東村高江における県独自の騒音測定についてお答えします。

米軍の訓練に伴う航空機騒音に係る実態調査については、着陸帯や飛行場を米軍へ提供する国の責任において実施し、その結果を公表すべきと考えております。

県としましては、航空機騒音による住民への影響の把握は重要なことであると考えており、引き続き、地元自治体と連携し情報収集に努めるとともに、航空機騒音の推移を注視していきたいと考えております。

次に、４の(1)のイ、高江の赤土流出調査についてお答えします。

本年６月14日の豪雨による濁水の流出については、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき設置された赤土等流出防止施設の一部が破損したことなどにより、濁水が事業現場外に流出したとの報告を沖縄防衛局より受けております。

県では、６月21日に立入調査を行い、赤土等の流出の状況及び対策を確認するとともに、当時の気象状況から自然災害に該当すると判断し、同条例に基づき非常時の措置報告を求めたところ、６月28日に沖縄防衛局から赤土流出の原因及び対策を示した報告書が提出されております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　６、米軍基地への給水で消費税を徴収していないことについての御質問の中で(1)ア、米軍基地への給水で消費税を徴収していない理由及び課税した場合の試算額についてお答えをいたします。

合衆国軍隊または合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するものについては、日米地位協定及び日米地位協定の実施に伴う臨時特例法に基づき、消費税が免除されます。また、消費税を課税した場合の試算額については、現時点において県が把握している平成28年度在沖米軍施設・区域における水道使用金額24億8000万円をもとに試算したところ、13市町村で年間約２億円となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　10の県民の暮らしを守る県政の前進についての御質問の中で(1)のエ、給付型奨学金の県内大学等への拡充についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として、昨年度創設したものであります。一方、国におきましては、今年度から県内大学等も対象とする給付型奨学金を開始しており、本県の県立高等学校には合計754人の推薦枠が示されております。

県の給付型奨学金の県内大学等への拡充については、国の制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、10の(1)オの(ｱ)、高校生の通学交通費の支援についての御質問にお答えいたします。

困窮世帯における高校生の通学費負担は大きな課題であると考えております。現在、県教育委員会におきましては、低所得世帯の高校生を対象とした奨学のための給付金事業により、通学費も含めた教育費負担軽減の支援を行っているところであります。平成29年度における給付額は、国公立の全日制高校生に対し、第１子の場合は年額７万5800円、第２子以降の場合は12万9700円となっております。

県教育委員会としましては、国に対して、経済的に厳しい状況にある高校生への支援強化のため、給付額の増額や国庫補助率の引き上げを要望しているところであります。

次に、10の(1)のキ、給食費の滞納者、補助及び無料化についての御質問にお答えいたします。

平成27年度、学校給食費の未納児童生徒数は、小学校4458人、中学校2486人、合計6944人で、全児童生徒数に占める割合は4.8％となっております。学校給食法第11条第２項によりますと、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において23の市町村が給食費の全額または一部助成を行っております。給食費の全額助成を行っているのは、嘉手納町、粟国村、渡名喜村、多良間村、与那国町、金武町の６町村となっております。また、第３子以降全額助成や半額助成等を行っているのが名護市、竹富町、中城村などの17市町村となっております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、生活保護や就学援助による支援が行われているところであります。

次に、10の(7)のア、少人数学級の拡大についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは、小学校５年生でも35人学級を実施したところであります。少人数学級の実施に伴う教員の増員数につきましては、335人となっております。次年度以降の少人数学級の拡大については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、検討してまいります。

次に、10の(7)のイ、教師の超過勤務の実態等についてお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成29年１月から３月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で161人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で128人となっております。長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成、授業準備の順となっております。市町村立小中学校については、平成28年11月、勤務時間管理のための具体的な取り組みについて調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして確認をしている学校が全体の78.2％、検討中としている学校が21.8％となっており、現在、その後の取り組み状況について調査しているところであります。

県教育委員会としましては、平成28年６月に、県立学校及び市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っており、引き続き業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に、13の沖縄戦についての御質問の中で「沖縄県史各論編６　沖縄戦」刊行の意義についてお答えいたします。

「各論編６　沖縄戦」はこれまでの沖縄県史及び市町村史の成果や、沖縄戦研究の成果を踏まえた、現時点での最新の成果を体系的にまとめたものであります。これまで余り取り上げられなかった障害者、戦争トラウマ、ハンセン病、不発弾などの分野にも光を当て、新たな視点を開くものであるとともに、若手・中堅の執筆者を起用することで、沖縄戦研究を次世代につなぐことも狙いとしています。今後この本が沖縄戦を学ぶための基本的な文献として活用されることを期待するとともに、教育現場での活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、10の県民の暮らしを守る県政の前進についての御質問の中の(3)のア、国保の赤字を国の責任で補塡させることについてお答えします。

市町村国保の財政状況につきましては、平成26年度は約109億1000万円、平成27年度は約78億7000万円の赤字となっております。前期高齢者交付金の増加及び低所得者に対する公費拡充により、赤字額は約30億4000万円改善しておりますが、依然として厳しい状況にあり、赤字解消は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、沖縄県としましては、市町村及び国保連合会と連携し、平成30年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県に有利な制度設計となるよう要望したほか、本県の特殊事情に配慮した赤字解消のための特段の財政支援について国と調整しているところであります。

次に、(3)のイ、国保税の滞納世帯の状況及び差し押さえの実態等についての御質問にお答えします。

平成28年６月１日現在における滞納世帯は３万8606世帯、加入世帯に占める割合は15.5％、短期被保険者証交付世帯は１万7323世帯となっております。平成27年度における差し押さえ世帯数は延べ3642世帯、差し押さえ金額は６億5865万3828円となっております。

県としましては、市町村に対し、経済的な事情で保険税の納付が困難な世帯に対しては、保険税の減免や軽減措置等を活用することで、差し押さえに至らぬよう、被保険者の状況に応じた適切な対応を行うよう助言を行っているところであります。

次に、(3)のウ、国庫負担の増額要求についての御質問にお答えいたします。

全国知事会は、国と地方の協議の場において、国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から、国に対し追加公費の投入を要請してきましたが、平成27年２月に、国が示した毎年3400億円の追加公費拡充による財政基盤強化策を受け入れたところであります。その際、国は、今回の改革後において、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき必要な措置を講じることとしております。

県としましては、必要に応じて知事会等を通じて意見を提出する等、適切に対応していきたいと考えております。

次に、(5)のこども医療費の無料化についての御質問にお答えいたします。

当該制度を国の制度とすることにつきましては、全国知事会等を通して国に要請しているところであります。こども医療費助成事業につきましては、沖縄県の子供の貧困の厳しい現状に鑑み、子供の貧困対策の視点も加えた見直しが必要ではないかと考えております。同事業について、中学卒業まで現物給付を導入し、一部自己負担金を廃止することにつきましては、事業費の動向を勘案しながら持続可能性にも留意し、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　10、県民の暮らしを守る県政の前進についての(8)ア、正規雇用化の具体策、優遇措置した事業所への拡大についてにお答えいたします。

県民の雇用を安定させる観点から、正規雇用化は重要であると考えております。具体的な取り組みとしましては、研修に係る宿泊費・旅費の助成や、中小企業診断士等の専門家派遣などを実施しております。また、沖縄県企業立地促進条例において、投下固定資産取得経費等の助成要件として一定数の正規雇用義務を課しております。さらに、通信コスト低減化の支援では、その利用条件として正社員を含む常用労働者の雇用義務を課しております。

県としましては、今後とも正規雇用の促進に努めてまいります。

次に、同じく10の(8)のイ、公契約条例制定の進捗についてにお答えいたします。

公契約条例の制定については、学識経験者、労働団体及び事業者団体６名で構成する懇談会を設置し、条例のあり方等に関する検討を行っていただき、去る５月16日に報告書の提出を受けたところです。現在、報告書をもとに条例の基本的な方向性となる条例骨子案の作成に取り組むとともに、パブリックコメントに付す準備を行っているところです。パブリックコメント実施後について条例案を策定するとともに、年度内の議会提案に向け取り組みを進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　答弁いただきましたが、再質問を行います。

先ほどヒバクシャ国際署名への賛同について、部長答弁、賛同される旨の答弁がありました。これは核兵器禁止条約の締結、今真っ最中、話し合い中なんですけれども、締結を希求する世界の大きな励ましとなりますが、翁長知事は那覇市長時代に、広島・長崎市長とともに核廃絶を目指す市長会の一員として一緒に頑張ったということを聞いております。今回、賛同という答弁はあったんですけれども、知事に改めて国際署名に対する思いをお尋ねしたいと思います。

もう一点、翁長県政が子供の貧困対策、１年目で大きな成果を上げています。でも、継続した取り組みを行っても最終的に貧困の連鎖を断ち切るためには所得の引き上げというのが最も重要な課題となるのではないかと思います。これに対する見解と対応策を伺います。

最後の13番、金城部長答弁されたんですけれども――最後ではない、済みません、12番です。仮安置所の件なんですけれども、厚労省に話し合いをずっと要請しているという答弁なんですが、鶴保大臣は内閣府に要請をしてほしいと、そういう要望をしています。そうしたら答えますということを国会で答弁しているんです。それで、内閣府にも要請をしたらどうかということでお尋ねします。

もう一点は、私たち県民は辺野古に新基地はつくらせないと本当に民意を選挙でも何度も示してきました。それが、県民に追い詰められて安倍政権というのは民主主義も地方自治も人権も平和も壊す政治をひた走っております。でも、沖縄は勝つまで諦めない。子供や孫に誇れる闘いをするということで、きょうも辺野古では毎日座り込みの抗議を続け、各地域でスタンディングを行って声を上げることを頑張っています。

オール沖縄は決して屈服をしない。オール沖縄から野党共闘に今安倍政治を変えていくと、終わらせると

いう闘いに、全国でも力強く広がっています。歴史を動かすのは市民の運動だと思います。辺野古新基地を断念させるまで、日本共産党も翁長知事を支えて闘い抜く決意をしておりますが、最後に、あらゆる手法で辺野古新基地をつくらせないという知事の決意を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　私には、２点の質問がございましたけれども、まず、核兵器禁止条約についてであります。これは先ほどの答弁とも重複しますけれども、沖縄県は人類を破滅に導く全ての核兵器の製造、実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対しその都度抗議を行っております。

私も、市長時代は、長崎・広島と御一緒して毎年、核兵器廃絶の集まりがございました。私もほぼ毎年参加をさせていただいて、当時の長崎市長・広島市長と意見交換をしながら、その都度シンポジウムも含め、全国からおいでになった市町村代表と議論を重ねて、この核兵器廃絶のものをやってまいりました。ですから、これから以降もそういう意味では悲惨な地上戦を体験したこの沖縄県、つい23日に平和の礎ありましたけれども、そういったような中で全県民とともに沖縄県からまず平和を発信し、なおかつ核兵器廃絶については、また特別な思いで全世界に発信をしていきたいとこのように考えております。

それから、新辺野古基地をつくらせないために知事の決意を聞きたいということであります。

今日まで知事就任後、普天間基地の県内移設に反対する建白書の精神に基づくオール沖縄の立場で辺野古に新基地を絶対つくらせないことを県政運営の柱として県民との公約の実現に向けて全力を尽くしてまいりました。また、一連の選挙において、明確に示された沖縄県民の民意を無視して辺野古に新基地建設を推し進めることは、これは許されないことだというふうに思っております。

私は多くの県民の負託を受けた知事として、これが一番大きなこととなります。３年前の知事選挙、その公約を掲げて県民の負託を受けたわけでありますから、あらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないとの公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　西銘議員の再質問にお答えいたします。

２点あったかと思いますが、まず、子供の貧困の継続した取り組みの中で所得を引き上げる取り組みが重要じゃないかというふうな御質問でございました。

県におきましては、子供たちの学びと育ちを支えるということで、子供の貧困対策に重点施策を盛り込んで着実に推進しているところでございます。今回は当然、西銘議員のおっしゃるとおり、貧困率を下げるためにはより所得を上げるということが大切だというふうに考えています。それで、21世紀ビジョンの改定計画におきまして、可処分所得の向上であるということを今回盛り込んだところでございます。当然のことながら、貧困率を下げるためには、丁寧な社会政策、我々がこれまでやっているものにあわせて経済政策をしっかり両方取り組んでいくことが大切というふうに考えておりますので、しっかり21世紀ビジョン基本計画にも盛り込みましたので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

次に、仮安置室の件でございます。

先ほど答弁で、平成27年に厚生労働省に仮安置室の新設について要請をしたところでございます。基本的に戦没者の遺骨の収集は厚生労働省の所管というふうになっております。先般、鶴保大臣のほうが国会で答弁をされたということでございますので、まずは内閣府のほうに情報、これまでの取り組み状況をしっかり伝えながら、まず仮安置室の新設について、所管である厚生労働省ともどういうような調整ができるかしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後４時 ５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

代表質問、最後でございます。

これまでの質問と重複するところもあると思いますが、代表質問ですのでよろしくお願いします。

初めに、基地問題についてお尋ねします。

(1)、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ訴訟について、提起の理由に水産庁の見解に疑義があり過去の政府見解等との整合性が

ないとあるが、事例を含め具体的にお聞かせください。あわせて勝訴の見通しを伺います。

(2)、知事は、あらゆる手段を用いて辺野古に新基地はつくらせないと表明しているが、国との信頼関係を構築し解決の道を図ることはできないのか伺います。基地の負担軽減は、政府との率直な協議を重ねることがより重要と考えるが見解及び取り組みを伺います。

(3)、５月11日、公明党として政府に在沖米軍基地の負担軽減のため、１、普天間飛行場の５年以内の運用停止、２、凶悪犯罪の容疑者を起訴前に身柄を引き渡す好意的考慮を日米地位協定に明記する、３、那覇軍港の移設・共同使用の推進、４、牧港補給基地の繰り上げ返還の４項目を申し入れました。菅官房長官より、重く受けとめ、目に見える形で政府の真剣度がわかるよう対応していく、できることは全てやるとの返答があり、公明党としてその実現に向け全力で取り組む決意です。県の見解と取り組みを伺います。

(4)、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練及び旧海軍駐機場の使用は、いずれもＳＡＣＯ合意違反であり許されるものではありません。県の対応を伺います。

次に、経済・雇用対策についてお尋ねします。

(1)、知事は県経済をより高い次元に進化させていくと沖縄21世紀ビジョン基本計画を初めて改定しました。改定の内容と効果を伺います。

(2)、本県の自立型経済を構築するには、労働生産性の高い製造業の成長が不可欠だと考えるが取り組み、効果を伺います。

(3)、本県は、観光産業や情報通信関連産業等の成長で、失業率や有効求人倍率など一定の雇用環境は改善されていると思います。しかし、全国一低い県民所得・低賃金、全国一高い非正規雇用率など極めて深刻な状況は続いており、子供の３人に１人が貧困という状況もこのような厳しい雇用環境が大きく起因していると考えます。県がまとめた子どもの貧困実態調査で、困窮世帯の父親のうち小１の46.2％、小５の48.4％、中２の47.4％が正社員と答え、正規雇用でも十分な収入を得られない厳しい雇用環境が浮き彫りになっています。県民所得や賃金の向上、正規雇用化の推進を目に見える形で実現できなければ県勢の発展はないと思います。県の認識及び打開できない理由、対策、効果を伺います。

(4)、国は、長時間労働や非正規社員の待遇改善など雇用の質を見直す働き方改革に取り組んでいます。県内の実態、対策を伺います。また、県は政労使会議の拡充を図るとしているが、賃金の向上、正規雇用化及び雇用の質の改善など実効性ある取り組みを期待するものです。内容と効果を伺います。

(5)、国の沖縄関係予算の減額で、土木建築部発注の工事数が大幅減となっている。関係者から地域経済への影響を懸念する声が寄せられているが、減額の理由、影響、対策を伺います。

(6)、国家戦略特区としての活用実績が少ない本県に国から中間評価導入等の指摘があるとのこと。このままでは指定解除になりかねません。原因と対策を伺います。

(7)、県が目指している大型ＭＩＣＥの内容、規模を伺います。進捗状況、課題、対策もお聞かせください。

(8)、観光客を自家用車に乗せて送迎する行為、いわゆる白タク行為が問題になっているが、実態と影響、対策を伺います。

(9)、本県の交通渋滞は大きな経済的損失であり、観光立県としても早急な対策が必要です。取り組みと効果を伺います。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

(1)、子どもの貧困実態調査の内容、課題、対策を伺います。

(2)、こども医療費助成事業について。

ア、窓口での支払いがない現物給付方式の導入は、自己負担金の必要がない安心と、ぐあいの悪い子供と支払いのため窓口で待たされることがない等、多くの保護者から喜びの声が届いています。来年度４月からスタートできないか伺います。

イ、県の見直し案について、多くの市町村や県民から、利用者への新たな負担増は事業縮小であり、診療控えによる重症化が懸念されるとの声が寄せられています。新たな負担増は撤回し、全ての子供が平等に医療を受けられる環境づくりが重要と思うがどうか。

(3)、待機児童ゼロ及び保育士の処遇改善について取り組み、効果を伺います。保護者の生活圏と園の場所のミスマッチ及び保育士不足の実態、対策もお聞かせください。

(4)、年金受給資格が25年から10年に短縮され、全国で新たに約64万人が受給者となります。これは、公明党として、無年金対策及び若い現役世代に希望を持ってもらいたい、その思いから国会で訴えてまいりました。本年10月より支給開始となりますが、県内の対象者及び支給体制はどうなっているのか伺います。

(5)、介護士の処遇改善、担い手不足の取り組みを伺います。

次に、教育、文化行政についてお尋ねします。

(1)、県内大学進学者等への給付型奨学金は重要と考えるがどうか。

(2)、国は次期学習指導要領で外国語活動、英語教育を充実させるため、来春から移行措置や先行実施を図るとのこと、英語立県を提唱する本県の取り組みと課題、対策を伺います。

(3)、教職員の残業について実態と対策を伺います。

(4)、西普天間住宅地区への普天間高校の移転は地元の要望であり、重要と思うが県の対応を伺います。

(5)、文化発信交流拠点整備の状況について、進捗しない理由、対策を伺います。

(6)、児童生徒への沖縄伝統芸能普及は、文化教育及び保存継承の上で重要な取り組みだと思うが、鑑賞・実技含め授業に組み込めないか伺います。

５、福島県と沖縄県は平成15年、21世紀を担う青少年の育成、教育・文化、特色ある産業、健康・福祉の４つの分野において、交流を深めるうつくしま・ちゅらしま交流宣言を結んでいます。大変意義ある取り組みだと考えるが、これまでの交流の成果と今後の取り組みを伺います。また、沖縄―福島の空路定期便の再開も積極的に進める必要があると思うが、見解を伺います。

６、沖縄県のチョウ（県蝶）の制定について検討できないか伺います。本県には国内に生息するチョウの６割を見ることができ、自然保護の観点及び生物多様性に富む本県を県内外に発信することは意義あることだと思います。見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の代表質問にお答えをいたします。

基地問題についてに関する御質問の中の１の(1)のイ、差しとめ訴訟の勝訴の見通しについてお答えをいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置できないことから、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、今回、差しとめ訴訟の提起が可能であると判断したところであります。本議会において議決が得られましたら、準備が整い次第、訴えを提起し、裁判所において県の正当性を主張してまいります。

次に、経済・雇用対策についてに関する御質問の中の２の(2)、製造業の成長に向けた県の取り組み及び効果についてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、沖縄の地理的特性や地域資源を活用した付加価値の高い製品開発を初め、ものづくりを支える基盤技術の高度化、国際物流ハブ機能を活用した販路拡大等に取り組んでおります。また、高付加価値な製品等を生み出すバイオ産業は、観光・ＩＴ・物流に続く第４のリーディング産業と位置づけ、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等のインキュベート施設を整備し、企業誘致や人材育成などに取り組んでおります。これらの取り組みにより県民所得の向上を図ってまいります。

次に、沖縄県のチョウについてに関する御質問の中の６の(1)、沖縄県のチョウ（県蝶）の制定に対する見解についてお答えをいたします。

自然の動植物等を自治体のシンボルとして指定することは一般的に行われており、木、花、鳥については、全ての都道府県で指定されております。都道府県のシンボルとして、県のチョウを定めている例としては、全国で唯一、埼玉県においてなされているところであります。一方、県内においては、那覇市のオオゴマダラ、今帰仁村のフタオチョウ、竹富町のツマベニチョウなど、10市町村で市町村のチョウが定められております。沖縄県のシンボルとして、新たに県のチョウを指定することについては、県民一人一人が生き物とかかわりを持ち、沖縄が持つ自然の豊かさへの理解を深めることにつながるものと考えております。

沖縄県としましては、県民の関心や全県的な機運の高まり等も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、基地問題についての御質問の中の(1)ア、水産庁見解の疑義についてお答えいたします。

平成29年３月14日付通知で示された水産庁の見解は、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権が法定の手続を経て放棄された場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。この、いわゆる漁業権の一部放棄に関しては、昭和60年政府見解において、埋立計画に対して共同漁業権の一部放棄が漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によって一部消滅するのかとの質問に対し、漁業権を変更しようとするときは、漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされてお

り、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではないと明確に示されております。また、平成24年の水産庁長官名で発出された漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言の中においても、「組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、（中略）法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」と記載されております。

県としましては、これらの政府見解等と相入れない今回の水産庁の見解は、これまでの水産行政の運用と整合性がないと受けとめているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、基地問題についての御質問の中の(2)、政府との協議について。

県は、これまで、国と県の紛争の本質的な要因である普天間飛行場の辺野古移設の問題について、政府・沖縄県協議会及び和解条項に基づく協議に関する作業部会において、政府と協議を行ってまいりました。

県としましては、辺野古移設をめぐる一連の問題は協議によって解決することが望ましいと考えております。昨年８月に開催した第３回和解作業部会では、政府に対し、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設する必要性について、改めて説明を求め、協議で問題を解決することを求めたところです。

次に、(3)、公明党の基地負担軽減に関する政府への申し入れについて。

去る５月11日に、公明党として政府に対し、基地の負担軽減に関する４項目の申し入れを行ったことは承知しております。県としても、普天間飛行場の５年以内の運用停止、日米地位協定の改定、那覇港湾施設の移設、キャンプ・キンザーの繰り上げ返還は重要であると考えております。今後も公明党とも連携し、在沖米軍基地の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練等について。

県は、これまで、日米両政府に対し、パラシュート降下訓練の実施に強く抗議するとともに、旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止するよう強く要請してきました。

県としては、パラシュート降下訓練の実施や旧海軍駐機場の運用は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って行われるべきであると考えており、今後、政府に対して、地元の意向を踏まえ、米側と交渉を行うよう要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、経済・雇用対策についての中の(1)、基本計画の経済分野の改定内容と効果についてお答えいたします。

沖縄県では、去る５月15日に沖縄21世紀ビジョン基本計画を改定いたしました。改定計画には、那覇空港の機能強化や、クルーズ市場への対応など成長著しいアジアの活力を取り込むための施策の方向性や、ＭＩＣＥの推進による各産業分野の成長発展を図るための施策の方向性などを盛り込んでおります。改定計画に基づくこれら施策を着実に推進することにより、好調が続く経済のさらなる成長発展が図られると考えております。

同じく経済・雇用対策についての２の(3)のア、県民所得や賃金の向上についてお答えいたします。

平成26年度の１人当たり県民所得は、約213万円で全国最下位となっており、その要因として、収益力の高い産業が十分には育っていないことなどがあると認識しております。県においては、県民所得や賃金の向上について、本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業の活性化を図ることが重要であることから、臨空・臨港型産業などのさまざまな産業振興に取り組んでおります。この取り組みなどにより、１人当たり県民所得も前年比で1.4％増加するなど、改善傾向にあると考えております。

同じく２の(6)、国家戦略特区の活用実績と今後の取り組みについて お答えいたします。

沖縄県では、国家戦略特区制度を活用し、道路法の規制緩和による多言語案内板の設置など、これまで４事業が実施されております。活用実績が少ないとされている理由には、沖縄県が国に追加提案したビザ要件の緩和などが沖縄県の計画への追加認定前に全国制度となったことから、特区の活用件数としてカウントされていないことも影響しているものと考えております。沖縄県では、活用件数をふやし、地域の活性化につなげるため、市町村、経済団体などへの制度説明会を実施しており、今後とも、県、市町村及び民間事業者による連携を強化し、積極的に取り組んでまいります。

同じく２の(9)、交通渋滞対策と効果についてお答

えいたします。

交通渋滞の緩和には、道路網の整備に加え自家用車から公共交通利用への転換が重要であることから、県では国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入を目指し、バスレーンの区間延長、公共車両優先システムの導入などバスの利用環境改善に向けた各種事業に取り組んでおります。その結果、バスレーンの区間延長により、久茂地から伊佐までのバスの所要時間が朝４分、夕方８分の短縮、公共車両優先システムの導入により、平日朝の時間帯で７分短縮するなどの効果があらわれております。

次に、４、教育・文化行政についての中の(4)、普天間高校移設に係る県の対応についてお答えいたします。

普天間高校の移設については、これまで同校の同窓会やＰＴＡからの教育環境の改善を求める移設要望を踏まえ、県教育委員会とともに検討を行ってまいりました。現在は、これまでの県議会における議論や、宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、引き続き、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、経済・雇用対策についての(3)イ、正規雇用化の推進に関する県の認識等についてにお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢が着実に改善する中、正規雇用化や労働環境の改善など雇用の質の向上を図ることにより、労働生産性の向上、ひいては労働者の所得の向上につながるものと認識しております。そのためには、各産業分野の事業者が、計画的に雇用環境の改善や人材育成などを図り、労働生産性を高め、企業利益を拡大し、それを労働者の処遇改善につなげる必要があります。

県としましては、企業の雇用環境の改善や人材育成などの取り組みを支援するとともに、国等関係機関と連携し、雇用の質の向上に取り組んでまいります。

次に、同じく２の(4)、地方版政労使会議の取り組み内容についてにお答えいたします。

県では、平成28年２月に沖縄県雇用対策推進協議会を沖縄版政労使会議と位置づけるとともに、同協議会のもとに沖縄県働き方改革等検討会議を設置しました。同検討会議では、労働生産性の向上による労働者の処遇改善の好循環を図る方策について意見交換を行ったほか、平成28年度はポスターを作成し、経営者、労働者双方の意識啓発を図ったところであります。また、今年度より、地域の中小企業と密接にかかわる金融機関や、経営革新等に携わる沖縄総合事務局を構成員に加える調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　２、経済・雇用対策についての御質問の中で(5)ア、沖縄振興公共投資交付金の減額理由についてお答えいたします。

平成29年度の沖縄振興公共投資交付金については、相当程度の繰越額が恒常的に生じていることに加え、不用額等を総合的に勘案の上、減額されたものと聞いております。

県としては、繰り越しは制度として認められていること、一定程度の不用は入札に伴う執行残や経費の節減努力などによりやむを得ないものであると考えております。そのため、減額の理由とすることに疑問があり、納得できない旨を内閣府沖縄担当部局に繰り返し説明しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、経済・雇用対策についての御質問の中の(5)のイ、沖縄関係予算の減額の影響等についての御質問にお答えいたします。

土木建築部の平成29年度の公共投資交付金事業予算は、国費ベースで約395億円、前年度より約97億円の減額となっております。ただし、平成29年度の現年度予算における工事費予算総額は、社会資本整備総合交付金事業予算や他部局からの分任工事予算、特別会計予算などを含めると約555億円となっており、前年度より約８億円の増額であります。このことから、昨年度と同規模の水準は確保できているものと考えております。一方、工事発注の見通し件数は、前年度より167件の減となっており、前年度発注工事で債務負担行為が設定された大型工事が多かったことが主な要因と考えております。

県としては、引き続き公共事業予算の確保に努めるとともに、発注工事の平準化に配慮した計画的執行を推進するなど、建設業への影響を最小限にとどめてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の経済・

雇用対策についての御質問の中の(7)、大型ＭＩＣＥ施設の内容及び進捗状況等についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、大型展示会、コンサートが開催できる３万平米の展示場、4000人規模の晩さん会に対応できる7500平米以上の多目的ホール、さまざまな会議、学会等の分科会等に対応できる中小会議室を整備することとしております。今後取得予定の用地や同施設の整備については、沖縄振興特別推進交付金を活用することとしており、現在、国と協議を進めているところであります。

県としては、国に課題として指摘されている需要推計や周辺環境整備等について、引き続き丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

次に、同じく２の(8)、白タク問題の実態と影響、対策についてお答えいたします。

昨今、外国クルーズ船の寄港時に、レンタカー等を使ったいわゆる白タク行為が発生しております。白タク行為は道路運送法違反であり、タクシー等交通事業者への影響や、事故時の補償問題等があると認識しております。そのため県では、道路運送法を所管する沖縄総合事務局と共同で、船社に対し白タク利用を行わないよう乗客への周知依頼を行ったところであり、今後県の海外向け観光ウエブサイトでも同様の周知を行ってまいります。また、県では白タク行為に関して６月21日付で県知事名により、県内旅行業者に対し法令遵守について注意喚起を行ったところであり、引き続き防止に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、４の教育・文化行政についての御質問の中の(5)、文化発信交流拠点の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。具体的な整備場所には組踊公園を検討しておりますが、同公園は浦添市の都市計画で定められた都市公園となっております。このため、代替地を確保した上での都市計画の変更ができないか検討を進めるとともに、都市計画の変更を伴わない施設整備についても検討しておりますが、緑化面積率等の条件整理や調整に時間を要しております。引き続き浦添市等の関係機関と調整を進め、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、５、福島県との交流についての御質問の中の(1)、福島県との交流及び沖縄―福島路線の再開について答弁いたします。

福島県と沖縄県は、平成15年にうつくしま・ちゅらしま交流宣言を行って以来、官民さまざまな形で交流を実施しております。両県の交流事業としましては、福島県から雪だるま親善大使、沖縄県からさとうきび親善大使として、小学生が相互訪問する青少年交流を平成17年から毎年行い、友好関係を深めてまいりました。

県としましては、今後とも、引き続き交流事業を実施するとともに、沖縄―福島路線については、福島県とも連携しながら、航空会社に対し路線再開を促すほか、定期便就航が実現した際には、広告費用などの積極的な支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３の福祉行政についての御質問の中の(1)、子どもの貧困実態調査についてお答えします。

去る６月に公表した沖縄県子どもの貧困実態調査結果においては、子育て世代の保育環境、困窮世帯の子供の進学意識及び保護者の就労状況などが明らかとなり、子育て家庭や子供たちの厳しい現状を深刻に受けとめています。

沖縄県としては、子どもの貧困対策計画に盛り込まれた重点施策等を着実に推進していくとともに、国や各市町村との連携を強化し、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、３の(3)、待機児童解消に向けた取り組みについてお答えいたします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度から28年度までに、約１万1000人の定員確保を図ったところであり、今年度は、約9200人の定員確保に取り組むこととしております。待機児童がいる一方で、定員割れが生じている市町村があることから、県では、去る５月に、地域別及び年齢別の保育需要や保育定員の確保方策等について市町村と意見交換を行ったところであります。保育士につきましては、平成29年４月１日現在、90施設において定員に必要な保育士188人が不足しており、正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業による処遇改善を図り、引き続き保育士確保に努めてまいります。また、保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度における賃金改善により、保育士１人当たり月額約１万1000円の増額が図られております。

次に、３の(4)、年金機能強化法の改正に伴う県内

の対象者及び支給体制についてお答えいたします。

那覇年金事務所によりますと、今回の年金受給資格期間の短縮により、県内で新たに対象となる方は、約１万6000人と聞いております。受給する際には、本人または代理人が年金事務所に請求書を提出する必要があり、県内６カ所の年金事務所において、対象者へ年金請求書を送付し、ねんきんダイヤルによる相談を行うとともに、随時、年金に係る請求を受け付け、審査を経て、対象者の口座へ振り込むこととされております。県及び市町村においては、今回の年金機能強化法の改正に係るチラシの配布やポスターの掲示、ホームページへの掲載、市町村の発行する広報誌への登載など、対象者への周知広報に取り組んでいるところです。引き続き、年金事務所等と連携し、対象者の受給漏れがないよう努めてまいります。

次に、３の(5)、介護職員の処遇改善及び人材確保についてお答えいたします。

介護職員の処遇改善策としては、介護報酬の中で処遇改善加算の措置がとられており、平成29年度の介護報酬改定においては現行より月額１万円相当上乗せされ、月額３万7000円相当に拡充されております。また、介護職員の確保については、小中学生、高校生、教員等を対象に職業講話等の実施や、介護職員の資質向上のための各種研修の実施、労働環境等の改善に資する各種施策を実施しているところであり、引き続き介護職員の確保に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、３の福祉行政についての御質問の中の(2)のア、現物給付方式の導入時期についての御質問にお答えします。

現物給付の導入に当たっては、県における予算措置及び交付要綱の改正に加え、市町村においても条例改正、システムの改修、受給者証の交付事務が必要となるほか、保護者への周知及び医療機関の適切な利用に関する啓発活動並びに医療機関への説明も必要となります。これらの準備作業に必要な期間を考慮すると、平成30年４月からの導入は厳しいと考えており、同年10月からの導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、(2)のイ、こども医療費助成事業の見直し案についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、沖縄県の子供の貧困の厳しい現状に鑑み、子供の貧困対策の視点も加えた見直しが必要ではないかと考えております。

県としましては、市町村を初め、関係機関・団体の意見及び県議会での議論を踏まえ、今後見直し案を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育・文化行政についての御質問の中の(1)、県内大学進学者への給付型奨学金についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として、昨年度創設したものであります。一方、国におきましては、今年度から県内大学等も対象とする給付型奨学金を開始しており、本県の県立高等学校には合計754人の推薦枠が示されております。

県の給付型奨学金の県内大学進学者への拡充につきましては、国の制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、４の(2)の英語教育における本県の取り組みと課題等についての御質問にお答えいたします。

新学習指導要領においては、小学校５・６学年の外国語を教科として実施し、３・４学年に外国語活動を導入するなど、これまで以上にコミュニケーション能力を高める指導が求められます。現在、小学校及び中学校教員の英語指導力向上研修会を実施するなど、英語教育の充実に向け、さまざまな取り組みを行っております。成果といたしまして、文部科学省による平成28年度英語教育実施状況調査では、本県の中学校の英語の時間において、表現活動に充てる時間の割合が前年度の60.0％から68.8％と向上し、授業において生徒が実際に英語を使用する機会がふえております。また、中学３年生の英検３級以上を取得または相当の英語力を有する生徒の割合は、29.2％から30.1％と向上しております。

県教育委員会としましては、英語力及び国際性を身につけたグローバルに活躍できる人材を育成するために、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、４の(3)、教職員の残業についての御質問にお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成29年１月から３月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で161人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で128人となっ

ております。長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成、授業準備の順となっております。市町村立小中学校については、平成28年11月、勤務時間管理のための具体的な取り組みについて調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして確認をしている学校が全体の78.2％、検討中としている学校が21.8％となっており、現在、その後の取り組み状況について調査しているところであります。

県教育委員会としましては、平成28年６月に、県立学校及び市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っており、引き続き業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に、４の(6)、伝統芸能の鑑賞や実技を授業に組み込むことについての御質問にお答えいたします。

沖縄の伝統芸能について、児童生徒にその文化的価値を理解させ、尊重する心を育むことは、学校教育においても重要なことだと考えております。小中学校では、総合的な学習の時間における沖縄の歴史や伝統文化についての調べ学習を行うとともに、方言劇やエイサー、琉球舞踊等の伝統芸能に触れる機会を設けております。県立学校においては、学校設定科目で「郷土の文学」や「郷土の音楽」等の科目を設定し、郷土の文化・伝統等に対する理解を深め、伝統文化の継承へつながる実践が展開されております。また、県教育委員会では、組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業等を通し、各学校における組踊や琉球舞踊、琉球歌劇等の伝統芸能の鑑賞機会を提供しております。

今後とも、教育課程の範囲内で沖縄の伝統芸能に対する理解と関心が深まるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つかの再質問をさせていただきたいと思います。

まず、基地問題について、先ほど公室長は沖縄の基地問題、特に過重な負担の軽減、これを今司法の場で国と県が対立をする構図が非常に懸念されるんですけれども、国との信頼関係を構築することも、私は大変重要なことじゃないかなと。先ほど公室長も望ましいということで、昨年８月の和解作業部会で、そういういろんな意見も申しましたと。富川副知事、吉田政策調整監、私はお二人の役割も非常に重要じゃないかなと思っております。ぜひお二人が国との信頼関係をどう構築していきたいか、また今現在どういうふうな立場でやっているのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

それから、経済・雇用対策についてですが、先ほど本県の自立経済、私は労働生産性が高い製造業、ものづくり産業をどう育てていくかということで知事から御答弁いただきましたけれども、直近の数字では沖縄の産業構造の中で14％が第２次産業、そのうちの建設業が9.5で、製造業が4.2と。全国の平均を見ると産業構造では全国は24％、そのうちの建設業は5.6、製造業が18.4と。やはり製造業が沖縄県と全国の平均を比較すると、４から５倍、５分の１に近い数字なんですね。何でここまで沖縄県の製造業が育たなかったのか、またこれから大きく展開していくという先ほどのお話でしたけれども、その辺またお聞かせ願えればと思います。

それと、所得のほうも県の中間報告、去年の12月に出されておりますが、その中で、平成３年が197万、10年後の平成13年が207万、22年度が203万、そして現在約210万と。26年度は213万と。本当にこの210万前後をずっと行っているわけですけれども、県は８年後、平成33年までに271万まで持っていくと。あと60万余りこの８年で押し上げるという中間報告があります。私は本当にこれが271万、県の目標値が、展望値が達成できればすごいことだなと思っておりますが、具体的に平成33年まで271万達成できるのか再度お聞かせを願います。

次に、福祉行政、こども医療費の見直し、これ私新聞報道で現時点の見直し案を知ってちょっと本当に驚愕しました。確かに所得の低い子供たちをどう守るかは大きなこれは命題であります。一方で今回の見直し案は、これまで全く所得制限を設けなかったのを設けると。これは党派を超えて子供の医療費は、これまで沖縄県本当に少しずつですけれども充実させてきた一つの自負があります。ここに来て今回の見直し案は、これまで一部自己負担について全く入院については中３まで無料だったんですよね、知事。中３まで無料だった子供の医療費が、今度の見直しで１日1000円、入院中ですよ、取ると。そして、通院分についてもこれまで０歳から２歳は全く自己負担なかったんですけれども、３歳から６歳、市町村によっては１医療機関、一月に1000円取っていたのを、今回１診療に1000円を取ると。そうすると子供が所得制限の中で毎月のことのように耳や目や、また熱やあらゆる診療に行くたびに1000円取るという。こんな乱暴なことはないんじゃないかなと思っております。ちな

みに、全国の1741市町村で所得制限をしていないのは1402、８割を超える市町村が所得制限をしていない中で、なぜ突然沖縄県が所得制限を設けるのか。私は、確かに今回国保のペナルティーがなくなって、現物給付、いよいよ全市町村挙げて窓口無料化に入れると、本当に喜んでいたんです。窓口無料化したら８億円みなし医療がふえるというような話もしていましたけれども、まだこの事業がスタートしていないのに子供がいっぱい来るという。だから８億円必要なんだという乱暴な試算じゃなくて、ぜひ今のやり方で私はしっかり充実させていく方法があるんじゃないか。市町村でも多くの市町村が、賛成でも所得制限はしてほしくないという声があります。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○上原　　章君　済みません、ちょっと熱くなってしまって。

年金25年から10年についてですが、ぜひ今回、本人もしくは代理人が申請しないといけないと。そうなると施設に入っていたり、独居老人だったり、なかなかこういうのができないケースがありますので、これもぜひ市町村とタイアップしてほしいと思います。

終わります。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　上原章議員の再質問のうち経済問題について、国との信頼関係の構築についてお答えをいたします。

私はこれまで大学の研究者として内閣府の沖縄振興審議会委員や沖縄総合事務局の各種委員を務めたことがあり、意見交換のできる懇意の政府関係者がおります。菅官房長官及び杉田副官房長官とも協議会でお会いいたしました。また、普天間飛行場軽減作業部会においても杉田副官房長官から忌憚のない意見交換をしたいのでという旨のお話がありまして、携帯番号も教え合っております。

政府とのパイプづくりを通じて、会話による沖縄振興の推進、それから基地問題の解決に努力いたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

〔政策調整監　吉田勝廣君登壇〕

○政策調整監（吉田勝廣君）　上原議員の質問にお答えする前に、４月１日付で政策調整監になりました、吉田勝廣です。

皆さんの御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

国との信頼関係の構築に向けてですので、私は国会議員秘書、金武町長、県議会議員として、沖縄の諸課題について勉強してまいりました。特に金武町長時代は、米軍基地から派生するさまざまな問題について、また解決について奔走してまいりました。辺野古新基地建設についても、ＳＡＣＯ以降、当時の関係市町村とともにこの問題についてもかかわってきました。

そういう意味から辺野古の新基地建設についてはたくさんの課題が山積しております。私も窓口を閉ざすのではなくて、お互いの信頼関係をどういう形でつくっていくのか、これは非常に大事なことだと思っております。そういう意味では、これから迎える辺野古新基地建設の課題については、日本政府や米軍関係者あるいは基地を抱える関係市町村と、多くの皆さんとの対話を通じ大事なことだと思っております。

そういう意味では窓口を閉ざすことではなくて、お互いに胸襟を開いてこれからどうするのかということを真剣に考えていきたいなと思っております。

そういうことで、これまでの経験を生かしながら、じっくりと政府との信頼関係をつくって、知事の公約実現のためにヌチカジリ頑張っていきたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　製造業が全国と比べまして、低い割合だという御質問に対しまして、本県の課題としまして、市場規模の狭隘さとか物流コスト等島嶼性特有の構造的問題というのが考えられます。また、中小企業に起因する企業経営基盤の脆弱さ、それから研究開発や技術集積の不足などが挙げられます。

また、本県では賃貸工場の整備とか優遇税制措置を初め企業誘致に取り組んでおりますけれども、県外からの製造業が誘致は進んでいるものの、県内企業における生産技術の高度化が立ちおくれ、誘致企業との連携がまだ十分に図られてないというところがございま

す。そういう意味では県内企業の生産性向上や製品の高付加価値などが必要だと思われます。

今後は、これら課題を解決する方向で高付加価値を目指しながらそういう施策を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　上原章議員の再質問にお答えいたします。

平成33年度の目標値、１人当たり県民所得271万円の達成は可能かという趣旨の御質問であったと思います。

１人当たり県民所得につきましては、平成25年度及び平成26年度の成長率が平均で2.4％となっておりまして、目標達成につきましては、これから年平均3.5％の成長率が求められる計算となっております。この県民所得の向上を実現するためには課題となっている、今もございましたが収益力の高い産業を育てることと同時に、自給率を高めて財貨・サービスの移出入を改善することも課題であると考えます。自給率が高まると輸入超過が改善しまして、この結果県内総生産が増加して、ひいては要素所得、県民所得の源泉が増加するという経済循環になりますので、沖縄県内の域内産業を強化していくと、県産品、地産地消、地産多消の取り組みを強めるということも必要であろうと考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　こども医療費助成事業に関する再質問にお答えします。

これまで十分に光が当たることのなかったところに光を当てるということも、行政の重要な役割であるというふうに考えております。そういうスタンスに立って、こども医療費助成事業についてどうあるべきか検討してきたところでございます。

まず、県が実施した、沖縄子どもの調査によりますと、子供を医者に連れていけない貧困世帯の割合は、小学校１年生の約１％から、中学２年生は約５％に、同じように歯医者に連れていけない割合は、約７％から約10％に増加すると。沖縄の貧困世帯の厳しい実態が明らかになっております。また、子供の貧困は一般的に年齢が高くなるにつれて改善していく傾向がございますが、沖縄県では子供の年齢が高くなっても貧困世帯の厳しい生活状況に改善が見られないということも明らかになっております。

ところで子供の貧困というものは子供の学びや成長に大きな影響を与えますが、その責任は子供にはありません。全ての子供に最低限必要と考える教育、医療などに関するサービスにつきましては、県民が負担を分かち合い子供を守り育てていく社会、そういう社会が我々が21世紀ビジョンに掲げた沖縄らしい優しい社会と言えるのではないか。またそれはこれまでに十分に光が当たらなかったところに光を当てることになるのではないかと考え、今回の見直しの方向性というのを示したところでございます。

新聞等で示されたものは見直し案そのものではなく、見直しの方向性を示したものでございます。まさに見直し案というのを企画立案するための、行政だけではなく県民各層の意見も聞くためのキックオフというふうに位置づけております。所得階層の区分とか、一部自己負担金の取り扱いに関しては、先ほどもお答えしましたように、市町村を初め関係機関・団体の意見、それから議会での議論を踏まえ、今後見直し案を策定していく中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　再質問にお答えします。

年金機能強化法の改正に絡んでということでございました。特に申請が漏れがちになりそうな施設入居者であったり、独居のお年寄りの方という御質問でございました。

まず今回の改正につきましては、10年に変わったということでしっかり受給対象者に届けていかないといけないというふうに考えています。

そういう観点から特に１点目として、高齢者の多い生活保護の世帯である場合には福祉事務所がしっかりフォローしていくと。あわせて市町村においては国民年金担当課がございますので、そこのほうでその対象者に対する制度の内容であったりとか請求書の書き方、そういったものについてもしっかり周知を図っていくというふうになっております。具体的な取り組みとしましては、生活保護ですと家庭を訪れた際に、制度改正のためのリーフレット等を配布したりとか、また制度改正に対する相談会であったりとか講習会等も設けています。また、那覇年金事務所のほうからはリストを活用したりですとか、あとは地域コミュニティーを通じて地域住民のほうに制度をしっかり周知

していきましょうということで、対象者にしっかり届いていくようにということで取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時11分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年6月30日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　4　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成29年６月30日（金曜日）午前10時20分開議

議　事　日　程　第4号

平成29年６月30日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第９号議案　訴えの提起について
　乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
　乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
日程追加　議場の秩序維持を求める決議

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	10番	新垣　新君
副議長	赤嶺　昇君	11番	座波　一君
1番	瀬長美佐雄君	12番	比嘉瑞己君
2番	玉城武光君	13番	西銘純恵さん
3番	親川　敬君	14番	平良昭一君
4番	新垣光栄君	15番	上原正次君
5番	次呂久成崇君	16番	当山勝利君
6番	宮城一郎君	17番	亀濱玲子さん
7番	大城憲幸君	18番	當間盛夫君
8番	金城泰邦君	19番	上原　章君
9番	西銘啓史郎君	20番	山川典二君

21番	花城大輔君	35番	中川京貴君
22番	又吉清義君	36番	座喜味一幸君
23番	末松文信君	37番	嘉陽宗儀君
25番	渡久地修君	38番	新垣清涼君
27番	仲村未央さん	41番	狩俣信子さん
28番	照屋大河君	42番	比嘉京子さん
29番	仲宗根悟君	43番	大城一馬君
30番	崎山嗣幸君	45番	糸洲朝則君
31番	金城勉君	46番	照屋守之君
32番	砂川利勝君	47番	仲田弘毅君
33番	具志堅透君	48番	翁長政俊君
34番	島袋大君		

欠席議員（2名）

26番	玉城満君	39番	瑞慶覧功君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	天方徹君
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君		
		代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

○比嘉　京子さん　議長。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　動議があります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（新里米吉君）　ちょっと待ってください。

動議の中身もわからんで賛成と言わないでください。（発言する者あり）

今発言しています。

○比嘉　京子さん　発言をいたします。

議場の秩序維持を求める決議。

本県議会本会議場において、議員の発言中、または執行部の答弁中、議長の制止に従わず、大声での不規則発言、テーブルをたたくなどの行為が繰り返され、そのたびに議事が妨害されている。

言論の府である県議会の公正な議事を侵害し、その品位をおとしめる行為は、ひいては議員の発言権、質問権を脅かすものであり、県民代表として断じて許されるものではない。

よって、議長におかれましては、会議規則にのっとり、議場の秩序の維持に一層の注意喚起を促すとともに、議長の制止を無視して議事を妨害する者に対し、退場処分等厳正なる措置をとるよう強く要望する。

以上、決議する。

2017年６月30日　沖縄県議会

○新垣　光栄君　議長。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ただいまの動議に賛成いたします。

○議長（新里米吉君）　動議は成立いたしました。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。（発言する者多し）

もう再開しています。

○中川　京貴君　議長、緊急動議です。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今、動議を出します。

議事は、我々は議長に申し上げたとおり、去る代表質問、社民・社大・結連合の代表質問に対しては、認められません。そういった意味では、議会運営委員会に諮って本当にこのことが正しいのか正しくないのか、議会としてあの言葉が端々をとって中身だけがひとり歩きしていますから、間違ったことを議事録に残すことはできません。

そういった意味では、議会運営委員会で審議していただきたいと思っています。正しいか正しくないか。

○島袋　　大君　議長。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　賛成です。

○議長（新里米吉君）　動議は成立しました。

それではただいまの件も議運で諮っていただきたいと思います。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大でございます。

質問に入ります。

自民党沖縄振興調査会での骨太方針についてであります。

西普天間住宅地区跡地活用についてどのような話し合いをされましたか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　島袋大議員の御質問にお答えをいたします。

平成29年５月10日に開催された自由民主党沖縄振興調査会等合同会議においては、西普天間住宅地区の跡地利用に関して、琉球大学医学部及び同附属病院の移設のほか、普天間高校の移設に関する意見交換がなされております。同会議にお招きを受け、私からは、普天間高校の移設は関係部局に前向きな検討を指示しているとの説明をいたしました。西普天間基地跡地における国際医療拠点化等推進小委員会の山本一太小委員長からは、「普天間高校の移設について、国もしっかり予算を確保するなど、一段と力を入れて取り組んでもらいたい」との御発言をいただいたところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、初めて沖縄振興調査会に参加していただいて、私も同席しましたけれども、あの時点で、８時からでした、開会は。私も７時半ごろに来ましたけれども、その朝一で連絡が入ったのは、県内の２紙に翁長知事が普天間高校の移設を判断すると、もうそういう紙面に載るわけですよ。判断する、普天間高校移設判断、もう決めるということが記事に載るわけですよ。この沖縄振興調査会で我々どれだけ前日に入って、こう言われたらこうしていこうねと、宜野湾の佐喜眞市長なんかも議論した中でです。その臨む調査会の前に、そういう報道がされる自体、これどういうことかってなるんですよ。その辺どう思いましたか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ちょっと今、質問の趣旨がわ

からなかったので、確認をしたところであります。

県のいろんな方針についてでありますけれども、その担当部局といろいろ議論をするのが数日間、大概はあるわけなんですね。その件に限らずでありますけれども、これは担当部局長にもあるいは職員にも話していますが、やはり正式に発表されるまでは、そういったものは、報道がされないようにという気持ちは伝えてあります。どういういきさつかわかりませんけれども、時々そういう形で先に報道されるということに関しましては、正式な場所に出す前に、そのような形であったとすれば大変申しわけないと思います。残念でありますが、ただ、これはこの件に限らずでありますけれども、なかなかそういったようなことが事前に出されるということは、ちょくちょくあることでありまして、これはどういうふうにしたら、そういったことがしっかりできるんだろうかというのは、今、内部で話し合いもさせていただいているところでありまして、今、島袋議員の御指摘という意味からすると、そういうふうに午前中でもう既にあったということについては、残念だったというふうに申し上げたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく知事はあの中で、しっかりと普天間移設をやってほしいという要請をしました。我々もサポートとしてやるのは、県が腹をくくって、移設費用もしっかりと確保してやることによって、３年半前から言われていた、国が国策に近いような形で、普天間高校スーパーサイエンスハイスクールのスキルの高い学校にしていこうと議論されていました。これがなかったことによって、今、知事が判断のもとで普天間移設をしっかりと沖縄県で頑張っていくことがあったから、これスタートする事業ですから、ぜひともこの国、県と宜野湾市も踏まえて、しっかりと協議をまた詰めていただきたいなと思っています。

残念だったのは、あれだけ行政の職員が一緒に来た中で、教育委員会の職員が誰一人来ていなかったんです。あそこは、教育委員会の職員がいることによって、やっぱりスキルが上がるわけです。これだけ腹くくっているんだという形になりますから。その辺も踏まえて、やっぱり知事が行かれて、そういうふうに話をするんですから、そういう万全の体制もやるべきだと思っていますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　そこに至るまでには、地元宜野湾市からの要請行動もありましたし、宜野湾市議会からの要請もありました。そして、また県の窓口とすれば教育委員会ということでございまして、教育委員会に予算の措置という意味からしますと、判断のしようがないところがありますから、その気持ちはわかるけれども、今のところ、まだ判断できませんという形でありました。またそういう中で、５月10日のそのまた一つ前の議論も、振興調査会の議論聞いておりましたから、その意味からいうと、これ早目に、教育委員会の内部だけでは判断できませんから、私のほうで、やはり県全体としての考え方をまとめようということで、指示もしながら、しかし、その指示をする中にも、やはり国の普天間の跡地利用の件であります。それに付随をして普天間高校や市街地がいびつになっているわけですから、こういったものは、やはり普天間飛行場が長年こうしてあったという中で、まちづくりがなかなかうまくいかなかった。その意味からすると、普天間高校に関しては、沖縄県のまた一つの大きな存在があるわけですけれども、まちづくり全体からいうと、国のお力添えもいただかなきゃいかぬものですから、そういったような交渉もしつつ、先ほど山本委員長から一段と力を入れてもらいたいというような話もありましたので、そういったこと等が数日来お聞きもしておりましたから、これは御一緒して、国と県と宜野湾市が力を合わせてしっかりやれるんだなというものが見えてきたところで、このような話をさせてもらっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　重要な案件ですから、しっかりと議論して、予算に反映できるようにしていただきたいなと思っています。

次であります。

ＭＩＣＥ施設については、どのような話をされましたか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　同じ日の５月10日に開催されました自民党沖縄振興調査会には、私も出席して、大型ＭＩＣＥ施設の整備を骨太の方針に盛り込むよう要請いたしました。その際、内閣府からは大型ＭＩＣＥ施設など個別事業は骨太方針になじまない旨の発言に加えて、ＭＩＣＥ施設が赤字施設となることへの懸念等があるので、県の考え方をしっかり聞いて判断したいとの発言がありました。一方、出席議員からは、沖縄科学技術大学院大学や西普天間の医療拠点との連携によるＭＩＣＥ開催の重要性等について意見があり、最終的には、国際会議等の誘致という内容が同調査会の意見として記載されたと認識しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここですよ。今、各市町村、ちまたの外郭団体から言われているのは、ＭＩＣＥ施設の予算がつかないのは、自民党県議団、県連が悪いと。宣伝して歩く人たちがいっぱいいるんですよ。これ明確に違うんだよということを確認したいんですけれども、ＭＩＣＥの要請、骨太で要請しましたけれども、その中にＭＩＣＥ担当の職員が七、八名来ました。沖縄振興調査会に入っていた。その中で、沖縄県側からＭＩＣＥに関してこうしたいんだよという意見がなかったわけですよ、なかったんです。そういう今、国と県で議論されているのはどういうのが問題になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

５月10日の沖縄振興調査会合同会議には、知事みずから出席していただきまして、ＭＩＣＥの重要性をお話ししていただくとともに、要請の中でも、ほかにも幾つもございますけれども、大型ＭＩＣＥ施設の整備につきまして、しっかりと要望していただきました。しかしながら、その会議におきましても、事務方のほう、内閣府のほうから、施設が単体で赤字施設になるのではないかとか、交通アクセスの部分とか、あるいは周辺のインフラの部分とか、そういったことが懸念として示されたところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この問題には2点あると思っています。

１点目は、29年度予算の中の、この議会の中で、最終的に集中審議をしたときに、知事と副知事を呼んでいただいて、どういう判断で一括交付金ができなくても、県がどういった形で政治判断でしっかりと知事はどういうふうな意向を示すのか、我々自民党お願いしましたよ。委員会のほうに来ていただいて。お願いしますと。数で切られました。この１点が知事が明確にＭＩＣＥをやりたいという意気込みが見えない、これがまず１点目です。

２点目は、国に言われているように、需要の収支見込み、赤字が出るんじゃないかと、これ整理しなさいと言われていますけれども、その議論が明確に回答されていないというのが本音ですよ。ここをもっとどういう詰め方をするのかというのが大きなテーマだと思っています。あと周辺整備事業。あの周辺整備事業の県道の事業も、予算も進まない、進むしぐさも見せない。そして、周辺のホテル事業と関連して、これだけホテルも必要なんだから、その動きも見えない。ここが一番、この２点が大きな問題なんですよ。

自民党が足を引っ張っていると言われて、自民党、こういうふうに提案すると思いますか。我々は足引っ張っていませんよ。やるんだったらしっかりとやりなさい。だから、その分腹のくくり方をしっかりしてくださいよというのが、きょう私の話です。どう思いますか、その辺は。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　知事のほうには、政府のほうにもしっかりと要請をしていただいておりまして、ちょっと手元に資料がございませんけれども、３月の上旬にも内閣府のほうにも、東京のほうに行っていただきまして、鶴保大臣、それから内閣府の……

失礼しました。

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　失礼いたしました。

官房副長官と大臣にしっかり大型ＭＩＣＥの施設整備に関しまして、要請をしていただいております。

それから、国とのやりとりの中で、やはり議員おっしゃるとおり、アクセスも含めまして、それから大きな課題は、今需要の収支の問題とそれから周辺環境の問題、課題。１つに、議員もおっしゃっているとおり、周辺には宿泊施設も当然誘致しなきゃいけないと、そういった部分がきちんとめどが立っているかという指摘を内閣府のほうから受けているところでございます。

私どもは、県外の資本、それから海外の資本含めまして９社前後だと記憶していますけれども、きちっとヒアリングしつつ、その周辺に関心を示している、意向を示しているというホテルを、宿泊関係施設を捉えておりまして、そういったことも内閣府にも報告をさせていただいているんですけれども、そこのほうが内閣府のほうできちんと認めていただけない部分がありまして、また今のところ、そういった課題もやりとりしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この大きな大型プロジェクトは、最終的には政治判断ですよ、知事。これは富川副知事もよく理解されていると思いますけれども、そういった形でどう判断するかですよ。もう７月をめどに明確に出してこないと非常に難しくなると僕は思っていま

す。であれば、野党の国会議員、共産、社民、無所属もいます。その人たちにも要請していますか。僕が一番ぐっと来るのは、自民党が、県連が足を引っ張っていると言い回している人たちがいるから、そうじゃないんだと。だったら、野党国会議員にも要請していますかって話ですよ。どうですか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国政の与党・自民党の沖縄選出代議士の皆様方には、副知事また加えまして私も参りまして、大型ＭＩＣＥ施設の整備に関しまして、協力のお願いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ここですよ。野党国会議員にはお願いしてないんでしょう。ここですよ。オール沖縄とか何やかんや言いながら、全部こういう政策は自民党におんぶにだっこ。何かできなかったら自民党が悪い。安倍政治が悪い。こんな話をしておいて、結局我々がけつを拭くのか。こういうことですよ。明確にしっかりと判断してくださいよ、そういったことは。政治決着、知事が大事ですよ。知事、どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私が知事に当選をいたしましてから、半年ぐらい総理も官房長官もお会いできなかったということもございました。その意味では、政治的にそういうふうな立場で当選をしてくると、なかなか厳しい側面があるんだなというのは、当初から気づいておりましたけれども、ことしの沖縄振興予算も、去年もいろいろ議論させていただいて、自民党県連さんにも、公明党さんにも、大変、国政与党として、それこそ大変な御支援をいただいて、この政府とも、自民党本部とも交渉をさせていただきました。その中で、3150億円という予算が出まして、市町村のほうにも報告をしていきましたけれども、私のほうで、3150億円のこのことをひとつ離島に対しての思いやりもありますし、その産業のイノベーションなどにもありますから、私からすると、大変工夫をされた予算だというふうに思っておりますということを話しましたら、力が足りなかったのではないかというような話もございました。やっぱり国政与党の皆様方から御支援をいただいて、そしてしっかりとした数字が出て、内容等もある意味で細かいところまでやって、この3150億円が出たものですから、私は評価するような方向で話をさせていただきました。

このＭＩＣＥについてもそうでありますけれども、この１年来、いろいろ議論がありまして、大変御理解をいただいているような時期もありましたけれども、またそうでない形で滞ったところもあったりして、これをいわゆる理屈でどうこうというのも事務方でしっかりさせていただいております。しかしながら、なかなかこれが政治判断という話が今ありましたけれども、政治判断ということもあるのかないのかというのもありますけれども、ＭＩＣＥという沖縄県の骨太方針の中に、日本とアジアとのフロントランナーとして、沖縄県頑張りなさいというような大きな方針があったわけですから、そういったようなものの中で御理解をいただけるように、大変努力をしたつもりでありますけれども、なかなか前に進んでいかないと。県内のほうでは、一応業者の選定もして前に進んでいきますが、それがちょっと厳しい状況があるので、また今回新しく副知事に就任しました富川副知事が担当になっていますので、その意味でのチャンネルを使いながら、今鋭意、事務方は事務方で繰り越しとか不用の件についての見方の認識の違いについても議論を今させていただいているところであります。

ですから、力不足なのかどうかというのは、自分では判断できませんけれども、今ちょっと厳しい状況にあるということは承知しておりまして、ただ骨太方針にも載っておりますので、こういったような――今回の骨太方針ではなくて前年度ですね――そういった流れというようなものはありますので、ぜひこれはしっかりと議論して、御理解をいただくように頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも自民党選出の国会議員は、みんな選挙区で負けたと、比例復活だと。今国政野党の皆さん、要するに革新の皆さん方、選挙区で勝ったと。選挙区で勝った人間ばんばん使ったらいいですよ。我々これぐらい頑張ろうという、仕向けで頑張っていこうという気持ちもあるのに、こういった皆さんのメンバーが言って歩く人たちがいるんです。これはいかがなものかと思っていますよ、我々も。その辺しっかりと考えていただきたいなと思っています。

次、保育行政であります。

知事の公約として、今年度、平成29年度に待機児童ゼロを掲げているけれども、可能かどうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づきまして、平成27年度から平成29年度までの３年間で約

１万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消するということで、計画を立てております。平成27から28年度までに、約１万1000人の定員確保を図ったところでありまして、プランで掲げる１万8000人の確保に向けて、今年度は約9200人の定員確保に取り組むことということでやっております。引き続き市町村と連携して、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、知事、知事は平成29年度まで待機児童ゼロにするって言ったんだよ。今の県政方針で、この29年度からゼロという数字がなくなって、待機児童解消に努めますになっているんだよ。これ、公約違反じゃないか。どうなっているんですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県におきましては、待機児童解消に向けて、平成29年度末に待機児童を解消するということで取り組みは進めておりますので、しっかり取り組みは進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　金城部長、金城部長は知事ですか。平成29年度に待機児童をゼロにすると知事は言ってきているんだよ。今年度、県政方針から待機児童解消に努めますになっている。知事、どういうことですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今おっしゃるとおり、待機児童ゼロは、私が那覇市長時代から県の方針でもありますし、29年度中にゼロにするというようなものを私どもも、市町村の中でも、その当時の、それを目標に大変な努力を各市町村やってきたと思います。ですから、この各市町村がそういったような形で、県の支援を受け、あるいはまた国の支援も受けながら、このゼロを目指してやっていくんですが、なかなかミスマッチングというか、こういうようなものもあったりして、那覇市の場合もそうですけれども、定員割れが生じてしまったりとか、その年齢によっても違いもあるようであります。そういう中で、今改善はされておりますけれども、ゼロという意味では、まだまだ努力が必要と。その意味では、国のほうもゼロを目指して頑張っているわけでありますから、やっぱり都道府県も頑張って、そして国がゼロを目指していることについても、何とかそれをしっかり支えられるような努力を各都道府県がやって、そして市町村がやってということになりますが、日本全体のそういったいわゆる保育事情というものは、保育士の確保も含めて、ある意味で全国的に同じ要因を重ねております。ですから、これを全体で解決していくことの難しさはありますが、しかし今改善はされておりますので、１年また延びる可能性がありますけれども、全力を挙げてやっていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、知事の悪いところはそこですよ。自分が那覇市長のときは県が悪い。自分が県知事になった今、国が悪い。国は29年度に掲げたけれども、これがだんだん難しくなったから、国がそう言っているから私も言っているんだとしか聞こえませんよ。あなたの判断はどうなんですかなんですよ。29年度に、私の県政ではやるんだという意気込みなんですかということですよ、知事。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は、市と国と比べてどうこうという話じゃないですよ。そのメカニズムまでわからないと、この問題はあなた、理解できないんですよ。

○島袋　　大君　誰にあなたって言っているんですか。

○知事（翁長雄志君）　だから県の問題は今わびた、私はね。いわゆる足りない、ゼロにするけれども持ち越したと。これはある意味では残念な結果でありまして、ただメカニズムというのは説明しないと、県民に今話をしているわけですから、もう一方にはね。なぜ待機児童がこんなに減らないかということを、これは各市町村の問題と、県の問題と、国の問題とありますよと。そして、まだまだ全体的に解決していませんよと。沖縄県はそれなりに数値は上げてありますよと。だけれども、やはり持ち越してしまいましたという説明をしたら、責任逃れと言われたら、これはこういったメカニズムの説明をする中で、県がどうやって自主性を持って解決できるかということが理解されないじゃないですか。議員は何でも御存じだと思いますからあれですけれども、県民にもこれ理解してもらわないと。何で待機児童がゼロ、なくならないかということについては、やっぱりそれぞれの市町村、県の立場、国の立場という説明があっていいと思うんです。これをやるなと言われたら、これはちょっとこの説明はしにくいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、私が今から質問します。これは提案しますからね。私の提案をのんでいったら、待機児童ゼロに近づきますよ。今から説明していきます。

平成29年度４月の保育所並びに放課後学童クラブの待機児童の数はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたし

ます。

まずは、保育所の待機児童数、平成29年４月１日速報値でございますが、2247人となっておりまして、前年比289人の減少となっています。また、放課後学童クラブに登録できなかった児童ですが、これも５月１日時点の速報値になりますが、844人となっており、前年比183人の増加となっています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この待機児童の解消という、前年度に比べたら289人ですよ、マイナスね。那覇市なんてかなり数が減っているという数字が出ている。しかし、ゼロ歳児から５歳児までの子供たちの数と保育園に入れない数をしたら、那覇市が何で今これだけ減ったっていう数字が出るということは、今、一旦申し込みはするけれども、入所申し込みはするけれども、小禄に住んでいるんだけれども、首里に保育園ができたからそこへ行きなさいと。交通渋滞で送れませんよ、子供たちは、親は。そこで待機を、入所申し込みしたけど取り下げる。取り下げた人間はカウントされないんですよ。これ数字のマジックですよ。だから那覇はああいった形で施設をつくっても定員割れする。これは子育てプランがまずかったんじゃないですか。そのときの市長は誰ですか。知事じゃないですか。そういう考え方もしないからだめなんだよ。それはしっかりとこれからも議論していきたいと思いますから、よろしくお願いしたいと思っています。

待機児童解消における市町村と県の役割、並びに保育士の人材確保の役割はどこが第１順位ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

児童福祉等子育て支援法含めまして、市町村は基礎的自治体として、保育を必要とする児童を保育所等において保育しなければならないというふうにされております。また一方、都道府県は実施主体である市町村を重層的に支えるということで、必要な助言、適切な支援、また広域的な対応について行うというふうにされています。

県におきましては、市町村の行う保育所等の整備、また保育士の確保に関する取り組みが円滑に行われますよう、沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用して支援を行っておりまして、待機児童の解消及び保育士確保に向けて、県と市町村一丸となって取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、僕はここが重要だと思っています。県として、保育士の入職、要するに、入園に伴う子供の入園の加点を沖縄県全体で統一することはできないかということなんですけれども、部長、どういう答弁になりますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず、保育所への入所の件ですけれども、これは児童福祉法に基づきまして、市町村が判断するというふうになっております。また、国におきましては、保育士の確保が喫緊の課題ということで、市町村の判断により、保育士の子供を保育所の優先利用の対象とするような通知等も発出されております。

県においては、市町村に対しまして、いわゆる国の通知を踏まえて対応するよう通知をするとともに、また、あわせて担当者説明会等でも周知を図っております。また、一昨年、昨年、ことしと、市町村長、直接訪問をいたしまして、いわゆる優先利用の件についても、情報提供であったりとか働きかけを行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、ここが重要で、今の話は、わかりやすく言えば、那覇市の出身、那覇市の出身だけれども、職場が豊見城、豊見城市の保育園に働いている。自分の子供は保育園に入れないんですよ、待機。だけど、保育園で働いているんだから、その子供は優先的に入れてもいいですよと、保育園にね。そうすることによって、親御さんは仕事できるし、この子供を預かることによって時間がふえる。出勤時間がふえる。潜在的保育士がいる。この人たちも、自分たちの子供が保育園に入れないからってあるから、そこを逆に那覇市に住んでいる、豊見城が受け入れますよと、保育士として。そうなれば、保育士としてカウントされますから、１人の保育士がゼロ歳児は３名まで見られるんですよ。今、職員が少ないということだから、その職員を全県挙げて市町村をまたぐところでも受け入れることできますよ。これ何も問題ない。沖縄県が監督官ですから。沖縄県が41市町村一律で、沖縄県こうやりましょうという政策を打ち出せば、潜在的保育士が帰ってくるんです。保育園に戻ってくる。自分の子供も保育園に入る。そうなると、受け皿ができますから、もっと受ける定員がふえるんですよ。そうなれば待機児童の解消につながる。これ聞いてやろうと思いませんか、知事。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたし

ます。

広域利用の件でございます。これは、関係市町村間で当然ながら協議が必要ということで、県のほうでは、平成28年度に、いわゆるその市町村職員集めまして、その広域利用に係る保育の期間であったりとか、保育料の徴収の方法等含めて、共通の事務取り扱いをまとめて、昨年10月に各市町村宛て発出したところでございます。この広域利用については、通知に基づきまして、市町村の調整を働きかけているところでございます。

参考までにでございますが、平成29年４月１日現在で、18市町村で834人の保育士の子供が優先利用しているというふうな状況もございます。あわせて、広域入所につきましても、平成29年４月で18市町村で341名の子供が広域利用しておりますので、これについては、しっかり市町村お伺いしたりとか、担当者会議等含めて、その広域利用のやり方であったりとか、そういったものをしっかり周知していきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、そこですよ。広域でまだ300ぐらいしかないんですよね。既存だったら800とっている。要するに、那覇市の職員が那覇市の保育園に入っているんだったら受け入れましょうなんですよ。私が言っているのは、広域。広域にすることによって、パイがふえるんですよ、確実にふえる。保育士も戻ってくる。そうなれば、今広域で300と言っていましたけれども、これが３倍４倍になります。確実になる。それをやることによって、沖縄県が監督業務なんだから、今言うように、部長がおっしゃったように、市町村も交えて議論しているかもしれないけれども、最終的には、知事、副知事の判断のもとで、部長も一緒になって、沖縄県が音頭をとってこれやりましょうということを、これ次年度じゃなくて、協議はすぐできることだから、その辺の判断は、知事どうかなと思いまして。29年度には解消できますよ、これやったら。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

これまでずっと市町村、首長直接訪問して、待機児童解消に向けた意見交換をやってきました。特に今年度は、いよいよ29年度末の待機児童解消ということで、最終年度になっておりますので、この広域利用、それと優先利用を含めて、しっかり首長に伝えてあります。しっかり県も音頭をとってやっていきましょうということでお伝えしていますので、そこはしっかりやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次です。

６番から行きます。

保育全般として、保育現場、保育団体を含まないけれども、市町村担当課から意見要望等上がっていますか。とったことありますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

特に、市町村であったりとか、保育の件に関しましては、まず市町村とは意見交換を昨年は年３回実施させていただきました。また、認可保育所につきましての意見交換は、昨年は５回程度させていただいているところでございます。現場のほうからは、やっぱり保育士確保の要望が多いことと、あわせて給与の改善であったりとかキャリアアップの研修のこととか、そういったことも声としては上がっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この件に関して、私、県内の認可保育園300園、300園近くに全部アンケートをとりました。回答が130園、130カ所の園が県内本島の41市町村の中で、宮古、石垣、久米島も全部アンケートとって、回答が来ております。このデータのもとに今ちょっと確認して議論してきたと思いますから、ひとつよろしくお願いします。

議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時７分休憩

午前11時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　次です。

５番、平成25年11月に開所した保育士・保育所支援センターの目的である潜在的保育士の掘り起こしのこれまでの各年度の認可保育園での採用実績を伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

沖縄県保育士・保育所総合支援センターでは、潜在保育士の就労あっせん、それと復職支援研修、保育所見学ツアー等復職支援を行っているところでございます。これまでの復職の実績でございますが、開所いたしました平成25年度は４名でございましたが、平成26年度は40人、平成27年度は100人、平成28年度は123人と、合計267人が認可保育所等に就職しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　これ年間予算どれくらいかかっていますか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　保育士・保育所総合支援センター、平成28年度の実績でございますが、センタースタッフは８名おりまして、先ほど言いましたその就労あっせんであったりとか、あと認可外保育施設の認可化促進等を実施しておりますが、実績額としましては、5540万8000円となっています。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　これは単年度ですよね。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　平成28年度の実績でございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　トータル、済みません、お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時８分休憩
　　午前11時９分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。
　平成25年度から28年度までの４年間、２億1527万1000円となっています。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時10分休憩
　　午前11時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○島袋　　大君　まず、今アンケート、300園近くのうち、130園返ってきていますけれども、その中で、この職員の業務、職員の事務方、事務的な業務、これがふえたというのが169園、130園超えているけれども、169園あったんでしょうね。これだけ業務がふえたと言っているんですよ。ふえた内訳が、事務所業務、保育業務、圧倒的にふえたと言っているんですよ、職員が。そうなると、事務業務が余りにもふえて、どういうことかということになりますと、要するに、処遇改善費の取り扱いが二転三転して、事務費が多く労力されたと。県の見解を最初で統一して行わなかったのが原因じゃないかというふうにアンケートが来ております。
　２点目、最も多い声として、処遇改善など加算に係る申請や報告を初め、保育士年休取得支援事業やその他実績報告が多過ぎて、今保育園の事務量はパンク寸前ですと。もっと簡素化してくださいというのがほとんどの声なんですよ。
　部長、このアンケート、これ生の声ですからね。これアンケート聞いてどう思いますか。改善の余地ないですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時11分休憩
　　午前11時12分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　いわゆる処遇改善の関係で、制度自体が新しいということもあって、国の通知等でいろいろ修正があって業務量がふえているということで、保育現場のほうには御迷惑をかけているということは申し上げたいと思います。
　一方、その申請のやり方であったりとか、あと事務の簡素化に向けては、県としても課題だというふうに認識しておりますので、そこはどういうことができるかも含めてしっかり取り組みは進めていきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　私、行政の児童家庭課、41市町村にアンケートとりました。その中で、様式変更が多い。ほぼ似たような内容があるため、非常に混乱を起こしていると。県の担当課で情報共有を図ってもらいたいというのが圧倒的にありました。だから、今部長がおっしゃるように、これは非常に膨大な量の資料だから、みんなパソコンでデータが送られてきているみたいだけれども、その辺しっかりとやっていただきたいと思っています。
　議長、休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時13分休憩
　　午前11時13分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○島袋　　大君　保育士・保育所支援センター。300園のうちの130園ですよ、部長。活用できていますか、できていない80％。センターの潜在的保育士にあっせんによりあなたの保育園に実績がありますか、実績がない95％。ほぼ実績がないんですよ。今、部長の答弁で保育士の復職した、支援センターの登録で復職したのが267名いると言っていましたよ。今、私

がとったアンケートの中で、あなた方、この支援センターで保育士をとりましたかと言ったら、何名と思いますか。130園中18名しかいませんよ、18名。だから、保育士・保育所支援センターの267名というカウントの仕方は、これ潜在的保育士ですか。新規就労の保育士も数字に入っていませんか。その辺ちょっと確認したいんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

267名でございますが、これは純粋に未就業の保育士でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　じゃ、これ潜在的保育士ということですよね。であれば、300園中近く130園がアンケートに答えて18名しかいないんですよ。あとの百何十園があれだけの数がいるということですか。だからこの支援センターの報告業務がどうなっているかの話なんです、私からすれば。27年の私の一般質問の中で、この支援センターの中での所長は兼務している仕事があるでしょうと言ったら、ＮＰＯの学童の皆さん方の所長もしていますということで、かえなさいと、この支援センターの所長としてこれを全うさせなさいということでかわっていますよ、今かわっている。しかし、この今の支援センターのセンター長は、センター長――知花さんでしたかね――知花さんは、女子短の、この島尻研究所講演会の中で、この人の肩書き、みんな大学教授とか書いている中で、この方の肩書きは、保育士・保育所支援センター長じゃなくて、浦添市の自治会長という肩書きで載っているんですよ。この人何を考えているんですか。自分の今仕事をこれ全うせずに、どうしているんですかの話ですよ。ＮＰＯの学童のこの団体がありますよね、沖縄県学童保育支援センター。今この理事長は誰ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

ＮＰＯ法人沖縄県学童保育支援センターの理事長は、県内の大学の先生でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　だから大学の先生がずっと来ますか、ここに。どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

ＮＰＯ法人の理事長は非常勤ということで、理事会等必要に応じて参加なりしているというふうには認識をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、理事長が沖縄県にいない。いない中でも理事会しか出ない。任せている。その中で、前任のこの方たちと一緒になっていろいろ事業もしたりしているわけです、事務方と。だから、私は、２億もかけている、委託しているのに、このセンターは活用できてないと保育園がみんな言っているんですよ。80％近く。２億円も使って。生の声、聞きますか。全く活用されていません。保育士の紹介が全くない。登録していますけれども効果の実感はありません。使いづらい。こんなの設置する費用で保育士の処遇を全員上げるほうがまだいいと思いますよと。こんな声ですよ、みんな。後で部長、渡しますよ。だから、丸投げ業務はするなという話ですよ。本当に保育士をゼロにするのであれば、どうするか。そしてほかの声もあります。こういうセンターがあるのであれば、保育を専門にしている保育団体に任せるべきではないですかという声もあります。今、保育団体は、日保協と私保連があります。この２つの連盟を僕は沖縄県の音頭で統一して、一つにしてもいいと思っていますよ。それぐらい腹くくってセンターに力を入れさせる。そして、そこで潜在的保育士の皆さんをカムバックさせる。そして、那覇市をまたぐ広域で保育士の皆さん方の子供さんを入所させることによって、保育士の仕事がふえてくる。カムバックできる。この２つさえできれば、知事、待機児童を解消できますよ。まず、これをやるかやらないかの話なんですよ。時間ないですね。

○議長（新里米吉君）　時間ないです。

○島袋　　大君　その辺をまとめて、部長としても、こういう議論を詰めていって、やっていく。あるいは知事は、そういう意見のもとで、私たちも議論して待機児童ゼロに向けて頑張りましょうねという声がないですか。この意気込みを最後に聞いて終わりたいと思いますが、どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

県におきましては、待機児童解消、しっかり取り組まないといけないというふうに思っていまして、それにはやはり量の確保、それと保育士の確保が必要だと思っています。いろんな施策をしっかり融合させて、あわせて市町村とも連携をとりながら、現場も保育団体もしっかり連携とりながら、取り組みは進めていきたいと思います。

○島袋　　大君　終わりなさいと言うので終わります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　おはようございます。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

質問の前に所見を短く述べたいと思います。

北朝鮮のミサイルの件でございます。

２月12日にことし１発目のミサイルが発射されまして、６月８日まで９回発射されて６回成功、３回失敗しております。しかしこの６回のうちの５月14日に発射されました弾道ミサイルは、これはもうある意味日米両政府もそうですが、各自衛隊、米軍、各国の軍関係者の皆さん大変驚愕させました。これは何かといいますと、高度2000キロを超えるところまで、ロフテッドという角度を高くつけて飛ばす軌道を使いまして、これが見事に成功いたしました。正確にはこの新型ミサイルと言われておりますが、2111.5キロまで達してそして超高速で落下をしてくるんですが、落下地点が北朝鮮の東海岸から400キロの日本海でございます。攻撃想定目標のこの落下地点を大体600メーター以内に落ちるぐらい精度が高まっております。これが非常に危惧されるところでございますが、実は我々が普段乗る旅客機の平均高度は１万メーターぐらい、約10キロ。その約40倍から50倍の500キロのところに人工衛星とか国際宇宙ステーションがあります。さらにその４倍超でございまして、もう既に大気圏外で宇宙空間まで行ってそして目標地点におりてくる。今、北朝鮮はこういった弾道ミサイルの開発をどんどんどんどん実験も続けていくと思いますが、核開発あるいはＩＣＢＭ大陸間弾道弾もある程度、完成の視野に立っているようでございますから、そういった準備が整った後に諸外国との交渉のテーブルに乗るシナリオだそうでございます。

実は沖縄市は、この北朝鮮のミサイルに対応しまして、国民保護法に基づいて市民の誘導策であるとか対応策を既に講じて準備が進められております。沖縄県もそして我が県議会も、そういった北朝鮮に対する問題に対応できるように議論を喚起していかなければいけないというふうに思います。目の前の辺野古、嘉手納の問題も当然解決を進めていかなければいけませんが、周辺のこういった北朝鮮を中心とする軍事バランスであるとか、軍事戦略、軍事情勢などもしっかり見きわめていかなければいけないというふうに考えております。

質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、差しとめ訴訟について。

ア、知事は３月25日に埋立承認撤回を必ずやると明言した。今回、撤回ではなくて差しとめ訴訟を提起する理由は何か。また、撤回しないのはなぜか。知事の言う撤回の根拠は何で、いつ撤回するのか。

イ、さきの最高裁判決内容は、県に和解条項の遵守を義務づけていると思うが知事の見解はどうか。

(2)、安慶田前副知事の辞任について。

ア、安慶田氏は、２月20日の文教厚生委員会で、１月21日に弁護士を通じて辞任の意を伝えたとしているが、この弁護士は誰か。安慶田氏の訴訟代理人の川崎弁護士か。それとも同事務所の天方弁護士か。また、ほかにいるのかお答えください。

イ、県の公安委員であり知事部局と近い天方弁護士が代表をされている法律事務所の川崎弁護士が安慶田氏の裁判を担当しております。そうしますと、事務所内で裁判の内容などが共有され、知事に責任が及ぶことを回避するような対策をすることも可能だと思うがどうか。

ウ、本年５月から安慶田氏の件について知事部局と県教委が合同で第三者委員会を立ち上げております。知事部局側の天方弁護士と川崎弁護士が同じ法律事務所なので第三者委員会についてもバイアスをかけることが可能であります。実際に、バイアスがかかる、かからないはともかく、形式的にでもそういうことが疑われる状況があること自体問題ではないのか、見解を伺います。

エ、以下は安慶田氏の件につきまして平敷教育長への質問です。

(ｱ)、安慶田氏の口きき疑惑について、１月18日の新聞報道後、県教委は18日と19日、平成27年度の教育庁幹部に電話調査を行い、全ての幹部が否定したと発表しました。しかし、諸見里前教育長の提出文書には、「依頼などなかったとしてよろしいですか。」、「はい。それでよい。」とのやりとりが記載されております。このような聞き方だと事態収拾のための誘導的な聞き方ではなかったのか伺います。

(ｲ)、１月18日の報道により教育庁旧幹部はマスコミ各社の取材攻めに遭いましたが、そのような中、依頼などなかったとしてよろしいですかと聞かれたら、もうかかわりたくないと思い、なかったと回答してしまうのではないでしょうか。

(ｳ)、この１月18日、19日に回答した内容の秘密は守ることを約束し、旧幹部たちに最初から丁寧に面談していればよかったと思うが、なぜそういうことをしなかったのか聞きます。

(ｴ)、旧幹部への聞き取りなどの調査と教育庁内部

での会議の結果、１月24日に平敷教育長は記者会見をし、口ききがあったという結論を発表しましたが、事前に知事へも相談をしたのか。

㋑、安慶田氏は、21日の夕方、翁長知事に辞意を伝えたと言っており、諸見里前教育長は、21日の午前に教育長に真実を伝えたいと言っている。21日午前の諸見里前教育長からの連絡をその日の夕方までに知事に伝えたか伺います。

㋒、１月24日に平敷教育長が発表した口ききの事実を認める結論に至った経緯について聞きます。

㋓、諸見里前教育長時代に、何度も人事介入や口ききも行われていたとすれば、平成28年度の平敷教育長に対しても同様の口ききはあったのではないか問います。また、仮に明確な口ききの依頼や指示がなかったとしても、受け取った側が依頼されていると感じるような働きかけはあったのではないか伺います。

２、農林水産行政について。

(1)、農林水産戦略品目（水産物）の拠点産地認定について。

ア、拠点産地認定とは。

イ、拠点産地認定を受けるメリット。

ウ、認定要件。

エ、県内拠点産地認定件数と品目。

オ、那覇市は市魚――市の魚「マグロ」を戦略品目として拠点産地認定の申請準備中だが、現状はどうか。

時間がありますので、残りは質問席より再質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　山川典二議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(2)のア、安慶田前副知事の辞意を伝えた弁護士についてお答えをいたします。

安慶田前副知事がそのときに依頼していた弁護士がどなたかについては、安慶田前副知事の個人的な関係に関することであり、私から申し上げることは適切ではないと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、撤回と差しとめ訴訟についてお答えいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。今回の差しとめ訴訟は、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、これをとめるため、訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に１、(1)のイ、和解条項について。

昨年の不作為の違法確認訴訟における最高裁判決では、和解条項に関する判断は行われておりません。和解条項９項は、「是正の指示の取消訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い」とあるとおり、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっています。しかし、昨年７月に国土交通大臣が提起した訴訟は、不作為の違法確認訴訟であり、和解条項で言う是正の指示の取り消し訴訟とは無関係だっただけでなく、今回の差しとめ訴訟についても、和解条項とは無関係であります。

日本は法治国家であり、和解により、法令で定められている岩礁破砕等許可手続を不要とすることはできません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中で(2)イ、公安委員による知事の責任回避対策についてお答えをいたします。

都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理するとされていますが、これは個々の事務執行を含まず、大綱方針に基づく事前事後の監督を行うものであります。また、監督とは内部的に警察本部長を通じて行われるものであって、直接に他の警察職員を監督することはできないものとされております。したがって、公安委員が個々の案件について、県警察に直接的な働きかけをすることはできない制度となっております。

次に、(2)ウ、第三者委員会へのバイアスについてお答えをいたします。

第三者委員会については、県民の信頼回復に向け、改めての調査と防止策の検討が必要と考え、客観性・公正性を確保する見地から、外部専門家による委員会を設置したところであります。同委員会の運営につきましては、設置要綱第３条第５項の規定により「委員長は委員会を代表し、会務を総理する」とされているほか、具体の調査方法や再発防止策の検討方法等については、その都度委員間の協議により決定されるものであり、運営に対し、県が関与するものではありません。

御指摘のバイアスといった問題は生じないものと認

識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で、(2)エの(ｱ)と(2)エの(ｲ)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

１月18日から19日にかけて前教育長を含む５名の幹部に対する電話による確認においては、新聞報道にあったような、教員試験のメモの受け渡しがあったか、副知事室に呼び出しを受けたことがあるか、人事への働きかけがあったかについて確認を行い、いずれもなかったと否定する内容でありました。その上で、前教育長には、依頼などなかったとしてよろしいですかと、最終確認の意味で質問したものであり、適切に聞き取りを行ったものと認識しております。

次に、１の(2)のエの(ｳ)です。なぜ丁寧な面談をしなかったのかについての御質問にお答えいたします。

教員候補者選考試験における働きかけ及び教育庁幹部人事への介入についての報道を受け、速やかに事実確認を行い対応する必要があると考えたことから、電話による聞き取り調査を行ったものであります。

次に、１の(2)エの中の(ｴ)でございます。知事への事前の相談についての御質問にお答えいたします。

１月22日の午後に前教育長から書面を受け取り、翌23日に前教育長を含む５名の前幹部と直接面談の上、事実確認を行い、24日の午前10時に記者会見を行いました。知事には、24日の午前９時ごろ、調査結果と会見内容について報告をしております。

次に、１の(2)エの中の(ｵ)でございます。21日の夕方までに知事へ伝えたかについての御質問にお答えいたします。

１月21日の夜、前教育長から、事実と違うので、明日、文書により意思を伝えたいとの申し出がありました。その際には詳細な内容の話はなく、翌22日の午後に書面を受け取りました。22日17時ごろ、書面を確認し、18時ごろ、知事に電話で一報を入れ、先週の記者会見での内容と異なる前教育長からの文書を受け取ったことを報告いたしました。その際、知事から、このような案件については、電話ではなく、明日直接報告するようにとの指示を受けました。

次に、１の(2)エの中の(ｶ)でございます。口ききの事案を認める結論に至った経緯についてお答えいたします。

１月18日水曜日の報道を受け、当時在職していた教育長、両統括監、両参事の５名に現両統括監が18日水曜日から19日木曜日に電話により確認し、20日金曜日の知事定例記者会見の場において、働きかけへの事実はないという回答をさせていただきました。その後、21日土曜日に前教育長から事実を伝えたいとの申し出があり、22日日曜日の午後に書面を受け取りました。23日月曜日に両統括監ほか職員を派遣し、前回電話で確認を行った前の職員５名に面談の上、書面の内容等を確認したところ、これを裏づける証言があったことから、前副知事からの働きかけがあったと考えざるを得ないとの結論に至り、24日火曜日に記者会見を行い、このことについて見解を発表いたしました。

次に、１の(2)エの中の(ｷ)でございます。平成28年度における口ききき等についての御質問にお答えいたします。

平成28年の年末、これ別案件で副知事室に寄った際だったと記憶しておりますけれども、前副知事と次年度以降の教育庁の体制について知事部局からの出向も含め意見交換を行ったことはございます。

教員採用試験につきましては、現在、司法の場で争われていることから、大変恐縮ですが、発言は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、農林水産行政についての御質問の中の(1)のアからエの、拠点産地の認定についてお答えいたします。２の(1)アから２の(1)のエまでは関連しますので一括でお答えいたします。

県では、組織力を持ち、定時・定量・定品質の出荷原則に基づき一定量の生産物を安定的に生産出荷し、消費者や市場から信頼され得る産地を拠点産地として認定しております。

認定を受けるメリットとしましては、１、園芸施設の整備、２、肉用牛の繁殖成績向上のための機械導入、３、水産養殖場などの施設整備等の支援があるほか、沖縄公庫のおきなわブランド振興資金の活用が可能となります。また、認定要件としては、生産者、出荷団体、市町村等で構成される産地協議会が設置され、具体的な共同の取り組み方針が明確にされていること等のほか、品目別に詳細な要件が定められております。認定件数と品目は全体で112件、41品目、水産分野では、10件、７品目が認定されております。

次に、２の(1)のオの、那覇市のマグロ類拠点産地認定の現状についてお答えいたします。

県では、水産物の拠点産地の認定要件として、産地

協議会や漁協生産部会が設置されていること等、４つの要件を定めております。これまで、県は、マグロ類拠点産地認定について、那覇市と調整を重ねてきましたが、安定出荷体制を確立するための具体的な取り組み方針、産地協議会が一体となったマグロ類の認知度向上に係る取り組み等、一部の認定要件が満たされていないものと認識しております。

県としましては、引き続き、那覇市や生産団体等と連携し、要件を充足するための取り組み等について調整を進め、拠点産地認定に向けて支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

山川典二君。

○山川　典二君　御答弁ありがとうございました。

まず、最初の工事差しとめ訴訟につきまして再質問しますけれども、これは岩礁破砕工事行為を差しとめる訴訟とそれから仮処分申請もしなければいけないと思うんですが、今回の議案９号517万円余りの予算、裁判費用なんですが、これは合わせての費用になるのか。同時にこの申請も含めてやるのかちょっとその内容を教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回、本議会に提案させていただいております517万2000円には仮処分の分も入ってございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは提訴につきましては、何といいますか、法律上の争訟の内容がポイントだと思うんですが、県として何が一番重要なポイントになるのか説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

本件について一番の争点は、漁業権が設定されている海域で岩礁破砕等の許可手続が必要か否かそういったところだと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　例えば漁業規則39条１項、これは不作為義務の履行請求権とかそういった内容になるんですか、もう少し具体的に説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

漁業権が設定されている海域で岩礁破砕等行為を行うときには、県知事の許可を受けなければならないと。そういったことで一般的に不作為の義務が生じていると、一般的にですね。そういったことからそれについて許可手続を行うことについてはその手続違反になるというふうに理解してございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これについてはまだ相違点がいろいろあるんでもう置きますが、知事、撤回につきましてのやるぞという３月の発言からもう３カ月過ぎております。撤回の埋立処分につきましての時期といいますか、その辺はいろんな思惑の中で判断をしていくんだと思います。改めて聞きますが、撤回はいつごろお考えですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。私のほうでお答えさせてください。

撤回といいますのは行政行為の適法な成立後、後発的な事情の変化によって当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合にこれを将来的に無効とするということでございます。

現在、知事の承認取り消しの取り消しによりまして、適法な承認手続がなされたということで、今現在の段階というのは岩礁破砕等の許可手続の有無のほうが焦点となっておりまして、まだ公有水面埋立法に基づく今回の撤回といいますのはあくまでも公有水面埋立承認の撤回という形になりますので、まだそこの部分についてはまたさまざまな部分がございます。例えば留意事項に基づく事後的な協議の話ですとか、それから環境保全行為等さまざまな部分がございますので、そういった部分について日々の国の動きですとか全体的な流れを関連しながら検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この知事の撤回についての時期が非常に注目を浴びているわけでありますが、例えば５月に官邸の菅官房長官が平成33年に振興策が一旦もう終わりますが、その後も振興計画を継続するというようなことをおっしゃっていますよね。知事としてはこれまでの政治活動、そして知事になって一つの大きな私は政治ポイントとして、この平成33年以降の振興策の担保をとるということも一つ私は政治活動の中にあったと思います。想像ですが、政治家としてはそういう感覚は持っていいと思うんですね。そういったものが今回の撤回の３カ月にもなっておくれている理由の一つになりませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたように、後発的な事情の変更によりまして当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった時点というようなことで、我々行政的にはそれをもう放置できないと。やはり将来的に無効とせざるを得ないというような段階に至って撤回というふうに法的手続を行うべきだろうというふうに考えてございますので、現時点で今議員が御指摘のようなことを念頭に作業を行っているということではございません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　和解条項も含めて非常に狭い解釈ですよね、県のスタンスは。やはりこれは国と、もちろん言いたいことも言いながら、でもずっと訴訟合戦で延々とこれが続くということ自体決して正常な形ではないですよ。そういう意味ではこの税金も使って訴訟をこれからやっていくんですが、知事はもう継続がある程度担保されれば歴史に残る知事になりますよ。十分知事としての任務を果たしたと思いますよ、私は。その辺も含めてもう少し幅広く――支えている皆さんの意向もあるかもしれませんが、やはりもう少しバランスよく県政運営をしていただきたいなというふうに思います。

次に進みますが、天方委員がきょうは公安委員としての立場でいらっしゃいますが、決して私は天方弁護士自身をどうのこうのということではなくて、むしろ天方弁護士は大変有能な法律家でありますし、県のブレーンとして公安委員という立場で私は県に大変貢献していると思います。ところがあるところの話によりますと、公安委員として平成27年からお務めでございますが、来月交替するという話があると。それも一部の与党の皆さんの圧力があったという話もある。私は知事は、これだけ有能なやっぱり弁護士ですよ。それもアジア経済戦略構想、これから国際的にもいろんな対応をしなければいけない。あるいは場合によってはテロみたいな話も出てくる、インバウンド多いですから。そういう中で天方さんのようなニューヨークでの弁護士の資格をお持ちの国際弁護士、ばりばりの弁護士を私はぜひ継続的に何らかの形で知事のブレーンとしてお使いいただきたいと要望いたします。これは質問ではありませんので。

さて、再質問の中身ですが、よろしいですか。

平成29年１月23日教育庁職員が両統括監とペアになり、対象者と面会して調査したことが報告されております。これは平成29年２月８日文教厚生委員会記録、文厚議事録と言いましょう。８ページにありますがこのペアの統括監は誰ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　統括監は２人おりまして、教育管理統括監と教育指導統括監でございます。固有名詞が必要でしょうか。

○山川　典二君　はい。

○教育長（平敷昭人君）　これは職員録でわかりますので、管理統括監は宜野座統括監で、指導統括監は與那嶺統括監でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　このお２人の統括監が聞き取り調査した全職員５名、文厚議事録３ページにありますが、27年度の教育長幹部５人は誰ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　前指導統括監と前管理統括監で参事お二人おりました。その４名と、前の教育長に対して面談で確認に行っております。

○山川　典二君　名前は。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　統括監は平良統括監、山城統括監、運天参事、あとは諸見参事でございます。当時のです。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　教育長入れて５人の前職員の皆さんに聞き取り調査をしたんですが、それ以外に調査をした方がいらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ペアで確認に行ったのはその５名でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　わかりました。教育長、この採用試験についての担当幹部というのが文厚議事録８ページ、11ページにありますが、これはどなたですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時57分休憩
午前11時57分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　この当時の幹部については、実は諸見里前教育長は明らかにしてございません。ただ、そういう意味でどなただということはわかりませんけれども。
○山川　典二君　いや、教育長が常任委員会で発言しているんですよ。採用試験についての担当会議というか。どなたかわかるでしょう。
○教育長（平敷昭人君）　ちょっとお待ちください。
休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時58分休憩
午前11時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　実はその証言をいただく際に、御本人からは名前は出さない前提で証言をいただいているものですから、どなたということでちょっと今は名前を申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　じゃ私のほうで言いますから、わかれば確認していただきたいのですが、平良教育指導統括監じゃないですか。いかがですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　ちょっと休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後０時０分休憩
午後０時０分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　担当統括監は平良統括監でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　もう係争中でもありますから、事実関係は事実関係としてあったものは文教厚生委員会でも議論されているわけでありますから、どんどんどんどんこれ明らかにするべきですよ。そうしないと本当に弾力的に真相解明含めてできないと思いますよ。
この統括監、現在の統括監が調査対象者から聞き取り調査を行ったその調査結果、報告書等があると思うんですが、あれば本員に後刻お渡しいただけますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後０時１分休憩
午後０時２分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　これに関しましては先ほども答弁をさせていただいたんですが、聞き取り内容の資料については個人が特定されるということになりまして、本人に提供の同意を得てございません。今後司法の場で争われているということでございまして、提供は差し控えさせていただきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　係争中だから、むしろ重要なんですよ。これはまた問い合わせをして、了解をとっていただけるようにお願いできませんか。そういうことはやらないんですか、もう。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後０時２分休憩
午後０時２分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　やはり係争中ですので、控えさせていただきたいというのが考えでございます。
○山川　典二君　いや、だから教育長としてそういう作業をやらないとだめじゃないですかと、継続して。係争中は係争中でいいですから。もうふたを閉めるんですか。これ教育行政の根幹にかかわるんですよ今。不適切な教育行政、人事介入、教員の口きき採用。ですからこれ明らかにすべきじゃないですか、県として、教育庁として。何でふたを閉めようとするんですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　申し上げていますのは、裁判の場で今の教育委員会としてはそういうのがあったということで１月24日に会見をさせていただきました。それに関しまして前副知事からはそれとは違うという見解がございました。そういうことで文教厚生委員会の場でも、一方的ではないかというふうな御批判もいただきました。そういうことで、この案件に関しましては訴訟の場で真偽が判断されるだろうということになってございますので、私どもとしてもそういう中で求められる分に関して慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　教育長、教育行政のトップですよ。今係争は係争で別にやっているわけですよ。教育長としてのけじめがまだできていないじゃないですか。そ

の一環ですよ、これを確認する作業というのは。なぜやらないんですか。答えてください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　不正を隠すということではございませんで、これはその提供、証言した本人の皆さんの立場といいますか、その部分もございますので慎重に対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　それじゃ１月22日に前教育長から私宛て、これは平敷教育長宛てに届いた書面、以下諸見里文書と委員会で言っておりましたが、それを受け取ってから、24日の県教育委員会の口ききがあったという記者会見までに、教育長が諸見里氏と諸見里文書の公表あるいはその他の扱いについて具体的にどんな話し合いをしましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時４分休憩

午後０時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　１月20日に記者会見やったわけでございます。そしてその翌日、地元紙にその記者会見の内容は事実と異なるというふうな記事が載りました。それを受けまして私どもは朝から、この記事がどういうことなのかということで諸見里前教育長に電話等で連絡を試みたわけなんです。そうしたらつながりませんで、なぜかといいますと、実は前教育長はその日は東京のほうに出張されていました。連絡がとれたのが７時半ごろだったと思いますけれども、それで私のほうから本日の21日のマスコミ、一部マスコミに20日の記者会見の際に介入の働きかけはなかったとの発表に対して否定的な意見が出ているようですけれども、前教育長の見解、また本当はどうなんですかというのを確認したいのですがということを電話で話しました。そうしたら前教育長からは、記事の内容は私の発言ではないけれども、18日に指導統括監に依頼などなかったと返事をしたけれども、先輩諸氏などのさまざまな意見を受けて現時点では考え直しているという話がございました。それはじゃ本当はどういう働きかけがあったのかと、働きかけがあったということですかということに対して、事実とは違うので修正したいと考えていますということでございました。それはどうするんですかという話の中で、いろいろやりとりする中で、例えば書面などで意思を伝えていくという形になったと認識しております。そして書面の受け渡しとかそれについては別途指導統括監と調整していきますという話だったものですから、指導統括監につないだというところでございます。それを受けて翌日に書面が出てきたという状況でございます。その書面を受けまして、私どもはまた――ただ書面だけではそれでというわけにはいきませんので、先ほど来質問いただいている関係者にこの書面を持参して、こういうことになっていますけれどもどうですかという話を確認に行ったわけでございます。それを踏まえてそれを肯定する意見が、前とは話が翻っていますけれども証言がありましたので働きかけがあったと考えざるを得ないというような記者会見をさせていただいたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　百条委員会が設置できればこんなやりとりも本当はしないですよ。

教育長に１点だけ確認しましょうね。平成28年度の教育長時代に、口ききとかそういった那覇市の教育行政の体制についての議論は前副知事とあったけれども口きき人事介入はなかったとおっしゃっていますが、これは間違いありませんね。もう一度確認です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　28年度に人事体制について意見交換をしたというのは申し上げました。採用試験に関しての話ですけれども、これもまさにこの採用試験について訴訟になっていますので、実は私もこれに関して検察庁のほうにも呼ばれて事情を聞かれてございます。そういうことで訴訟にもなっていますので、弁護士のほうからもこの件は控えるようにというふうな助言もいただいていますので、証言は控えさせていただきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　人事体制の議論があったと言いますが、その中に人事介入はありましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時12分休憩

午後０時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　前副知事と話をしましたのは29年度、次年度の幹部体制、統括監等ですけれどもどう考えているんですかと問われたものですから、私としては現在の体制を変える予定はないですよというふうなお話をしました。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　具体的に誰をどういう部署にというような人事介入はなかったというふうに理解していい

ですか。もう一度答弁お願いします。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　その際、特定の人事について明確に指示を受けたことはございません。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　わかりました。
　あと１分少々しかありませんけれども、農林水産戦略品目、水産物につきましてですけれども、現在沖縄県全体のマグロの生産量そしてそれに占める那覇市の生産量をお答えください。漁獲量です。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後０時13分休憩
　午後０時14分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　直近のお答えをいたします。
　直近の平成28年から平成29年２月までの泊市場でのマグロの水揚げ量5753トンですけれども、全体のほうでちょっと取りまとめが今されておりません。県全体では約8000トン前後だというふうになっております。
○山川　典二君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後０時15分休憩
　午後０時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　山川典二君。
○山川　典二君　拠点産地認定を那覇市はさっきも言いましたけれども、県全体の47％も水揚げをしているところです。そこが今産地認定をしようということでやっておりますが、県はけんもほろろに全然認定要件を満たしていないというふうな状況なんですよね。
　先ほど説明がありましたけれども、10件の県の認定した市町村の中で協議会もなくて――現在もですよ――申請をして認定を受けたところもあるんですよ。どこかわかりますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　午後０時17分休憩
　午後０時17分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　水産関係で現在拠点産地に認定されている中で、協議会は全て一応設置させてもらっております。その中で部会が設置されていないのが――これは要件入っておりますけれども、伊平屋のほうについては部会というか漁協でやっているものですから、そこはひとつ部会というか漁協の取り組みの中で認定をさせてもらっているということです。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　認定を受けて協議会をつくったりあるいは直前数カ月前に協議会つくったところが多いんです。それでも認定している。ところが那覇市は全然この認定要件に入らないということで今はねつけられているんですよ。なぜですか。何が足りないんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　拠点産地を認定させていくためには、まず先ほども説明しましたように定時・定量・定品質、こちらのほうの出荷原則に基づきまして、消費者ないしは市場のほうから信頼され得る産地というようなことを条件にさせてもらっております。今回我々が一つの要件としております部会、ないしは産地協議会につきましては、生産者あるいは出荷団体、関係市町村、例えば団体のほうでいえば漁協等ですけれども、こちらのほうが一緒になって販売、生産量もそうですけれども、生産対策、販売対策をやっていくというような形で一つの産地の中で取り決めをやっていくというようなことになっております。今回少し那覇市のほうでちょっと取り組みが弱いのが生産の取り組み、いわゆる全体的な取り組みと販売戦略のブランド化とか、その辺がまだ一つの組織の中で十分取り組みがされていないというようなことを去年末から関係機関のほうと一緒に取り組んでいるという状況でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　定時・定量・定品質、そして泊の漁港はちゃんと出しているじゃないですか。そして美ら海マグロも今売れているじゃないですか。何でこれが認定要件に入らないんですか。いかがですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと恐縮なんですけれども、具体的に言えば、例えばちゅらマグロ祭り等がありましたけれども、こちらについても今出荷団体等の仲卸等含めて中止にされておりますけれども、生産団体も含めて一緒にやっていこうということで、ブランド対策含めてこの辺の強化をやっていきたいということで今関係機関のほうと一緒にやっております。この辺含めて、我々のほうとしてもやっぱりブランド化協力をやっていくということの中で、拠点産地の認定については、県と市町村ないしは生産団体のほうと一緒に取り組んでいくということは共通に認識

しております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　答弁になっていませんけれども、拠点産地認定することによってのメリットはいっぱいあるんですよ、生産者にとっても、沖縄県の観光あるいは産業にとってもですね。ぜひこれは引き続き委員会等でまたやっていきますけれども、認定は急ぐようにお願いを申し上げまして質問を終わります。
ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後０時20分休憩
午後１時40分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
座波　一君。
〔座波　一君登壇〕
○座波　　一君　それでは、通告に従いまして、質疑をいたします。
１つ目に、南部東道路整備事業についてであります。
これは平成23年度から事業化された事業でありまして、大変期待は大きいものであります。沖縄県は今年度の重点施策で幹線道路網としての整備の推進を挙げております。しかし現時点での進捗状況がおくれており、平成30年前半の供用開始の予定に対しては難しいということに議会の答弁で、そのようになっております。
同時に那覇空港自動車道直接乗り入れ、この事業では最大の要望事項でありますが、これを絶対に実現しなければいけないと地元では、住民総決起大会、南城市あるいは南城市議会及び南部市町村からの要請も相次いでいるのであります。
まず１番目に(1)、現在までの進捗状況について。
ア、当初計画に対する進捗率及び執行状況と供用開始おくれの原因について伺います。
イ、第４工区及び全区間の供用開始に向けた予定と実施計画を伺います。
(2)、今後の取り組みについて。
ア、用地買収及び事業予算確保への取り組みについて伺います。
イ、事業執行を加速化するための人員及び体制の強化について伺います。
(3)、那覇自動車道直接乗り入れについて。
ア、技術的課題は何か及び工事費の概算について伺います。
イ、費用対効果の見通し及び関係機関との協議について伺います。
次に、ＭＩＣＥ施設整備事業について伺います。
(1)、進捗状況と財源計画について伺います。
ア、これまでの進捗における問題や課題点は何か。
イ、一括交付金における財源対策はあるか。
ウ、入札説明書の停止条件と契約履行への努力責任について伺います。
(2)、沖縄担当大臣及び内閣府との協議についてであります。
ア、現在までに一括交付金の交付要件が成立していない理由（用地及び事業費）について。
イ、事業計画に対する指摘事項は何か。
ウ、指摘事項に対する協議内容と県の取り組み状況について伺います。
(3)、知事の取り組みについてであります。
ア、この事業の必要性と達成への決意を改めてお伺いします。
イ、なぜ東浜マリンタウン地区を選定したのか。
ウ、地元の熱意をどう受けとめているか。
エ、県民世論への喚起と２町２村によるサンライズ協議会の拡大についてを伺います。
大きな３番目です。
この問題はことし２月議会で、県の答弁から県職連合と県職労の関係には法的に問題があることがわかりました。第１に、公正公平な行政の執行者であるべき公務員として、あるべき立場を確認し、沖縄県の将来を担う若い職員が法令と規律を守り、行政実務に専念し県勢の発展に尽くしてもらうために問題として取り上げていきます。
３の(1)、県職労と県職連合の関係について。
ア、県職連合は労働組合か職員団体か（労組法２条、地公法52条より）。
イ、県職連合における一般職員の活動は地公法（36条、58条）上、問題ないか。
ウ、県職連合は労組活動と政治的活動の二面性があるが県当局は把握しているか。
エ、県職員が県職連合のもと政治集会、反対闘争に参加への県当局の見解を求める。
(2)、行政財産使用許可について伺います。
ア、県職連合に対し、県庁14階を減免措置で貸与している理由は何か。
イ、県職員退職連合が14階を事務所として登録しているが県当局は許可したか。
(3)、県職員の組合費の天引きについて。
ア、組合費の天引きを県職連合から県職労へ変更した理由を改めて確認いたします。
イ、平成29年２月までに県職連合で天引きした処

理手続の根拠は何かを伺います。

大きい４です。知事の政治姿勢について。

(1)、差しとめ訴訟について。

ア、埋立承認撤回を必ずやると明言したが、なぜ差しとめ訴訟なのか。

イ、提訴に必要な法律上の争訴と言えるのか、行政上の義務履行要求ではないか。

ウ、この訴訟で沖縄県はどのような財産上の権利及び利益を守ろうとしているのか。

(2)、撤回必至発言についてであります。

ア、撤回をする明確な理由を伺います。

イ、知事は民意を盾にしていると思うが、即時撤回ができないのは民意だけでは不十分なのか伺います。

次に、我が党の代表質問との関連につきましては、具志堅透議員が行った４、子ども・子育て支援、(2)、待機児童解消に向けた保育士不足への取り組みについてであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座波一議員の御質問にお答えをいたします。

ＭＩＣＥ施設整備事業についてに関する御質問の中の２の(3)のア、大型ＭＩＣＥ施設建設の必要性についてお答えをいたします。

ＭＩＣＥは、沖縄観光の課題である観光消費額の引き上げ、入域観光客数の平準化及び付加価値の高い観光振興施策に寄与する事業であり、ＭＩＣＥ振興により県経済の活性化や産業振興が図られるものと考えております。そのため、沖縄県では、成長著しいアジア地域や国内のＭＩＣＥ需要を取り込み、沖縄観光にビジネスツーリズムという新機軸を打ち出し、大型ＭＩＣＥ施設を核とした戦略的なＭＩＣＥ振興を図ることとしております。大型ＭＩＣＥ施設の必要性や沖縄振興特別推進交付金の活用については、国へしっかりと説明を行い、平成32年９月の供用開始に向け鋭意取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、南部東道路についての御質問の中の(1)のア、南部東道路の進捗状況及び供用おくれの原因についての御質問にお答えいたします。

南部東道路の事業全体に対する進捗率は、平成28年度末の時点で約30％となっております。地元の強い要望を受けて、平成25年度からは４工区を重点的に整備するとともに、平成27年度からは、３工区及び５工区の用地買収を実施しております。なお、４工区については、平成29年度末供用を目指して鋭意取り組んでおりましたが、一部用地買収の難航により、現在おくれが生じております。このようなことから、工程を見直しているところであり、平成31年の供用に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(1)のイ、４工区及び全区間の供用開始の予定についての御質問にお答えいたします。

４工区については、今年度内の用地取得に鋭意取り組むとともに、橋梁工事等を実施して、平成31年の供用開始を予定しております。また、４工区に続いて、現在は、３工区、５工区、２工区、１工区の順で整備を進めて、平成30年代前半の暫定供用に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

同じく１の(2)のア、用地買収及び事業予算確保への取り組みについての御質問にお答えいたします。

用地については、沖縄県土地開発公社を活用するとともに、南城市と協力して早期取得に取り組む予定であります。また、用地取得が難航する場合には、土地収用法に基づく裁決等を活用して早期解決に努め、予算についても、南城市等と連携しながら所要額の確保に取り組んでいきたいと考えております。

同じく１の(2)のイ、事業執行を加速化するための人員及び体制の強化についての御質問にお答えいたします。

計画的な事業執行に向けては、今後の予算規模に応じた適切な職員配置に加えて、積算業務や用地買収等の業務の一部において、民間コンサルタントを活用するなど、事業推進体制の強化に取り組んでいきたいと考えております。

同じく１の(3)のア及びイ、那覇空港自動車道接続の技術的課題や関係機関の協議等についての御質問にお答えいたします。１の(3)のアと１の(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

南部東道路と那覇空港自動車道との接続については、合流部の交通安全や費用対効果、多大な予算の確保などさまざまな課題があります。このため、今年度から国及び南城市と検討会を組織し、これら課題の克服に向け、調査検討を行っているところであります。なお、さまざまな課題について検討段階であり、確定した数値は今後精査した上で、検討会においてお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２のＭＩＣＥ施設整備事業についての(1)ア、(1)イ、大型ＭＩＣＥ施設事業のこれまでの進捗における課題や問題点、財源対策等についてお答えいたします。２の(1)ア及び２の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備することとしております。これまで県は、基本設計、実施設計及び建設工事等を一括して契約することとしていましたが、国からは一括交付金の活用について、ＭＩＣＥ施設の整備に多額の費用を要することから、基本設計、実施設計、建設工事、それぞれの進捗に応じた判断が必要であると指摘がありました。これを受け、県としても、それぞれの進捗に合わせて交付申請を行うため、契約を分割することとしました。

同じく２の(1)ウ、大型ＭＩＣＥ施設の停止条件と契約履行についてお答えいたします。

本事業は沖縄振興特別推進交付金の活用を前提としており、同種の事業と同様、交付決定がなされなかったなどの場合は、契約を締結しない旨、入札説明書に停止条件として明記しております。現在は、交付決定に向けて国と協議を重ねているところであり、基本設計及び実施設計等に係る契約をそれぞれの交付決定が得られ次第､順次締結していきたいと考えております。

同じく２の(2)ア、(2)イ、(2)ウ、大型ＭＩＣＥ施設整備事業に対する国の指摘事項と県の取り組み状況について。２の(2)アから２の(2)ウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設に係る用地費及び建設費については、国は基本設計の成果を確認して事業化の可否を判断するとしていることから、現在、県は基本設計の交付決定に向け、協議を重ねているところです。その中で、国から需要推計や周辺環境整備等について指摘があることから、県としては、具体的な情報を提供するなど、引き続き丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

同じく２の(3)イ、大型ＭＩＣＥ施設建設地の選定についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の候補地については、平成27年５月に、2020年度の供用開始が可能であること、将来的な交通アクセスの向上、ＭＩＣＥエリアとしての成立の可能性の高さ、東海岸地域の振興、県土の均衡ある発展などの総合的な観点から、中城湾港マリンタウン地区に決定いたしました。

同じく２の(3)ウ、(3)エ、大型ＭＩＣＥ施設建設に係る地元からの要望、県民世論の喚起及びサンライズ推進協議会の拡大についてにお答えいたします。２の(3)ウと２の(3)エは関連しますので一括してお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の建設予定地となっている地元近隣自治体の与那原町、西原町、中城村及び北中城村で組織する東海岸地域サンライズ推進協議会等からは、大型ＭＩＣＥ施設の着実な整備、まちづくりや交通インフラ整備などの課題への取り組みに関する要請があることから、同協議会と連携し、積極的に課題解決に取り組むこととしております。今後は、南城市、うるま市など中城湾に位置する関係市町村との連携も視野に入れ、協働して東海岸地域の振興を図っていきたいと考えております。また、沖縄県では、ＭＩＣＥ誘致や受け入れ体制を強化するため、経済団体、民間企業、大学、行政機関で構成される沖縄ＭＩＣＥネットワークを来月25日に設立し、全県的なＭＩＣＥ振興に取り組むこととしております。当該ネットワークの取り組みの一環として、シンポジウムや県民向けイベント、企業向けの勉強会等を開催し、ＭＩＣＥ振興の意義や効果について県民全体で共有する機会を設けることとしております。

沖縄県としては、こうした取り組みを通じて、ＭＩＣＥに関する県民の機運をさらに高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３、県職員の組合活動と沖縄県関係職員連合労働組合との関係についての御質問の中で、(1)ア、沖縄県関係職員連合労働組合の法的性格についてお答えをいたします。

いわゆる県職連合は、県との労使関係においては、労働組合法上の労働組合にも、地方公務員法上の職員団体にも該当しないものと考えております。

次に、３の(1)イと(1)のエ、県職連合における職員の活動について、関連しますので恐縮ですが一括してお答えをいたします。

一般職員については、地方公務員法上、政党の結成等への関与や、特定の政治的目的を持った勧誘活動や署名運動など、一定の政治的行為が制限されています。県職連合の活動に職員が参加することについては、職員も一人の国民として政治的活動の自由があるという前提において、参加すること自体が直ちに違反

になるものではありません。職員の活動が地方公務員法に違反するかどうかは、具体的な事案があった場合において、その行為の主体、目的、態様等の具体的な内容を踏まえて、法と照らし合わせながら、慎重に判断することになります。

次に、(1)のウ、県職連合の活動内容についてお答えをいたします。

県職連合は、職員の勤務条件の維持改善を主たる目的として活動しているほか、社会的目的や文化的目的、あるいは政治的目的を持った活動も行っていると聞いております。

次に、３(2)のア、県職連合に対する減免措置で貸与している理由についてお答えをいたします。

県職連合の事務所については、同組合からの申請に基づき、その主な事業、活動内容が組合員である県職員の労働条件の維持改善・福利厚生等に関することであることから使用を許可し、使用料は全額免除としております。

次に、３(2)のイ、沖縄県職員退職者会への使用許可について。

県においては、沖縄県職員退職者会に対して使用許可はしておりません。なお、県職連合の事業である自動車共済の退職者が対象となる事務については、県職連合の依頼により退職者が事務所内にて実施していることは確認しております。

次に、３の(3)ア、(3)イ、組合費の天引きについて関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

県は、県職労の組合費を沖縄県職員の給与に関する条例第３条の３に基づき、現業労組及び病院労組の組合費を労働基準法第24条に定める書面協定に基づき、給与から控除しております。組合費の控除については、従来から各団体ごとに行っておりますが、給与支給明細書の標記が適切ではなかったため、平成29年３月に、給与支給明細書の標記を県職連合から各団体ごとに変更したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　４、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、撤回と差しとめ訴訟について。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。今回の差しとめ訴訟は、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、これをとめるため、訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に、(1)イと(1)ウ、これは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。差しとめ訴訟の法律上の争訴性についてでございます。

沖縄県としては、今回の差しとめ訴訟は、公法上の義務の履行を求めるものであって、沖縄県漁業調整規則等の法令の適用により解決できるものであるため、法律上の争訟に当たるものと考えております。

次に、４の(2)アと(2)のイ、撤回について、これも関連いたしますので恐縮ですが一括してお答えいたします。

撤回は、埋立承認以後に生じた事由に基づき、承認の効力を失わせる処分であります。

県としましては、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５の我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、待機児童解消に係る御質問にお答えします。

県では、包括外部監査人からの意見等を踏まえ、今年度の指導監査において、保育士の処遇状況や労働環境について、重点的に確認することとしております。また、社会福祉充実計画に位置づけられた処遇改善等の取り組みの実施状況についても確認していく予定であります。

県としましては、これらの取り組みを通して、保育士の処遇改善が図られるよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　南部東道路についてであります。

私が申し上げたいのは、ただ一点であります。

事業進捗のおくれというのは、今回はっきりしているわけですので、このおくれを取り戻して、加速化するために何をすればいいかというのを聞きます。それをどういうふうに考えているかをまずお聞きしたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、今回用地難航がございます。そこの取得をしっかり取り組んでいかないといけない。早期取得に

取り組むということがまず一つでございます。そのときに、やはり南城市、地元の皆さんの協力ももちろん必要としておりますし、用地取得のめどが立った時点で、その先の工程というのが明らかになると思いますので、４工区について今現在31年の供用を目指しておりますけれども、その時点で31年のいつごろかということがはっきりできるのではないかなと思っております。それ以外に３工区、５工区について次々と発注、今用地取得を行っておりますが、ある一定の用地確保をできた時点で工事にもそれぞれ取り組んでいかなければいけないと。そのときに、議員御指摘のように、やはり体制強化というのもしっかり検討していかないといけないと考えております。これは事業費に応じて確保していくことを内部でも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　用地取得だけが問題だというわけではないと思うんです。さらにまた、この用地取得に関しては、用地関連については事前のアセスもやっているはずなんです、この事業。だから、ある程度めどをつけて走ったと聞いておりますから、それほど用地で大きな問題にぶつかることはない。ぶつかることがあってもできるはずなんですよ。ですから、それだけの問題ではないということ。同時に予算の要求の仕方が非常に少ないと思います。昨年が２億9000、沖縄県の要求がです。他の同規模の事業は10億前後をつけているんです、県外の場合は。ですから、沖縄県のこの事業は少ないということは、はっきりこれ言えます。ですから、体制の問題と今部長も申し上げているわけですが、この体制の問題をどのようにするかというのが私は大きな問題だと思っています。具体的に体制強化というのをどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今、議員も御指摘ありましたように、この後の事業費確保ということをまずは大前提にして、その事業費に応じた形で執行体制というのもしっかりつくっていかないといけないというふうに考えています。今現在、南部東道路の現場事務所においては県の職員、南城市の職員、それと外部の職員含めて14名体制で取り組んでいるところでございますけれども、これは、事業費の規模に応じてその増員というのもしっかり確保していくということは引き続き検討していく予定でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　事業費の規模だけではなく、おくれもはっきりしていますから、さらに目玉事業というか大型事業が伊良部架橋も済んで、モノレール事業に移る段階で南部東道路も体制強化すべきだった事業なんです。しかしながら今、モノレールのほうにかなり投入されているという現実がはっきりしています。そういうものを見据えて、人数がどうのではなくて、建設事務所というものへ格上げも含めて体制強化を検討しなければいけないと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

引き続き今おっしゃるように、建設事務所への格上げということも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　事業ベースが17億円で推移してきていますから、これを残りの180億の総事業の中の60億ぐらいですか、あと残り。これを17億ベースで割ると、六、七年かかってしまいます。そうなると30年代前半という計算が成り立たないんです。明らかです。ですから、それを早める。早めるためには同時並行でもできるような陸上工事ですから、架橋工事とは違いますので、ぜひこれを体制強化で一気におくれを取り戻してやってほしいと思っております。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　引き続きしっかり取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　次に、ＭＩＣＥ事業について。

これはもう午前の島袋大議員からの指摘もあったとおり、かなり今沖縄県の交渉状況、厳しい状況であります。そこで、これは一括交付金が一番の今の課題であるというわけなんですが、内閣府からの指摘事項に具体的にどのようなものがあるんですか。明確にもう一度お願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

内閣府からは、大きく２つ課題として指摘されております。

１つは、需要推計、基本的にそういうような大型Ｍ

ＩＣＥ施設がどの程度実際に稼働するのかという、稼働の状況を見ながらそこで収支をどううまくつないでいくかという、そういう考えのもとでの御指摘でありました。

私どもはＭＩＣＥ会議インセンティブ旅行、それからコンベンションイベント、それぞれに関しまして、我々だけではなくて東京の専門のコンサル含めまして、さまざまなコンサル調査機関等からヒアリングしながら、ある程度稼働率の予測も押さえながら提示をしたところでございますけれども、その提示した数字になかなか科学的な根拠がないという形の指摘もありました。

我々からすると、ちょっと認識の違いなのかなという気がいたしますけれども、１つ目はそういう指摘がございましたので、もっと数字の精度を高めてさらにもう一度内閣府のほうに資料を提供しながら説明を尽くしたいと思っております。

また、もう一つは、ＭＩＣＥ施設の周辺にどういった娯楽施設、商業施設、複合的な施設を呼び込むかという中で、ひとつ宿泊施設、ホテル関係の課題として指摘されております。我々の今の想定では、大型、中型あるいはいわゆるラグジュアリー、割と単価の高いホテル、あるいは中ぐらいのホテル、あるいはビジネス系のホテルとか、そういったことを含めまして、最大2000室ルームのホテルを誘致していこうというもくろみで、先ほども午前中も申し上げましたけれども、県外あるいは海外系の国際系のホテルにヒアリングを行ってまいりました。そういったヒアリングをもとに資料を作成しまして、大型ＭＩＣＥ施設周辺にきちんとホテル進出の見込みがあるということを御説明申し上げましたけれども、なかなかそれが裏がとれないと。もっと具体的にホテルの名前を言ってくれということもございました。

ただ、その企業においても進出に関しましては一定の企業秘密等がございますので、そこのところの情報開示の部分でギャップもありまして、そこで内閣府からホテル系のホテル進出の可能性に関して少し疑義があるということもございました。我々といたしましては、対策といたしまして、ホテルの実名が出せるかどうか含めまして、さらに内閣府に説明を尽くしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　このＭＩＣＥ事業が沖縄のアジア戦略構想の中で欠かせない事業であるという位置づけがされているわけですから、これを計画だからお願いしますではなくて、絶対に不可欠であると。沖縄の今後の自立経済に不可欠なんだという強い根拠を示さないといけない。だから、この手先の数字のどうのではなくて、問題は熱意ですよ、決意ですよ。知事を含めた、三役含めた。そこら辺はどうなんですか、知事。あるいは富川副知事、どうですか。不可欠なんだという、これなしでは沖縄経済成り立たないと、自立経済はできないんだというぐらいの根拠を持っていないといけないと思うんですよ。経済的に総合的に判断しないといけない。どうですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

議員御指摘のように、この大型ＭＩＣＥ施設というものは沖縄がこれから発展していくための大きな礎だと思っております。2020年、東京オリンピック・パラリンピック開催がありますし、それと並行して那覇空港滑走路増設、そしてこの大型ＭＩＣＥ、３点セットで沖縄経済の底上げをする大きな施設というふうに理解しております。それについて、今後、鋭意取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　これだけ非常に大事な事業なんですから、そこはある意味、一括交付金ではなくてもやるんだという強い決意を示すぐらいの気迫でもって進めないと、これ、国は動かないと思います。本当にそういう決意が必要だと思います。

次に移ります。

県職労の問題。

これは２月の議会で指摘されたことにつきましての答弁は、確かにきょうも同じことを申し上げましたので、法律上、これは不適切な部分もあるというのは、認識は一緒であります。組織するのは認められますよということでありますが、ただ私が問題として言いたいのは、この連合そのもので活動を把握していますか。この広報紙がありますね、機関紙が。それを見たことはありますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県職労の機関紙を読んだことはございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そこには明確に、反自民、非共産の政治スタンスで、いろいろな各主要選挙に取り組むというのが活動に明記されています。県内の各主要選挙で、運動員としてこの組合から、連合から派遣されている。さらにまた、それに対して報酬も受ける。この連合の年間の収入が３億あるんです。３億から二、三千万は活動費あるいは反対運動に闘争に使われてい

るという現状は知っていますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　組合費の使途の問題、それについては承知しておりません。ただ、この職員団体等の運営については、やはり自主運営の原則、あるいは同種会による原則ということがございますので、組合費の使途について、各団体の自由意思により決定されていくものということで県が関与すべきものではないというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　全然、内容を把握していないんですね。ですから、職員団体としてやっているのが県職労。県職労がまた組織として県職連合を組織してやっている。いつの間にか、一般職員が県職連合としての活動の主体になりつつあるんですよ、今。それを指摘しているんですが。そういう構造を理解していますかということです。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　県職連合の中の職員の個々の活動につきましては把握しておりませんが、構成員に限らず職員一般に対しては、やはり政治的行為の制限というのがございますので、その辺はしっかりとこの辺の注意はこれまでもやってきておりますし、今後も折を見て周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　正当な組合員活動はそれは認めるところであり、またそれがなければだめです。組合活動をしっかりやらないといけません、職員のためにも。しかし、これを逸脱した行動が今余りにもひど過ぎるということです。また、14階の使用問題も非常におかしい。これは、実際に本当に組合活動だけ、職員の福利厚生だけをやっているのですか。内部に立ち入ったことはありますか。どうですか。それだけでやっていますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。
　県職連合の主な事業活動、活動内容というものは先ほど申し上げましたように、組合員である県職員の労働条件の維持改善、それから福利厚生、これが県職連合の主な事業内容でございまして、そういう意味でこれにつきましては従来から使用許可をしているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　主な活動というのは表面的なものであって、実態はこれは反基地あるいは反対闘争のための活動体を組織するというふうに明記されています。それを把握するようにしてくださいということです。できますか。知るようにしてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時26分休憩
　　午後２時27分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　先ほど答弁しましたように、組合員の個別の行為に対する不介入という原則がございまして、個別の活動まで県としては把握はしておりませんけれども、いずれにしても、個々の職員の行動そういうものを見ながら、もしいろんな問題がございましたら、適切に対応していくということでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　団体として、ある団体にかかわっての行動は認められるが、個々の活動には問題があると今はっきり言っているわけですから、個々の活動として県職員がかかわっているということはまた明確なんです。そこをしっかり県当局は把握しないといけない、指摘しないといけないということをお願いします。
　それと、人事委員会のほうが認めていない非登録の県職労に給与天引きしていたと。過去一定期間あったわけです、平成22年度からことしの２月まで。それについては、何の根拠でやったかというのもないし、不適切だったから改めました。これで通るんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　先ほど答弁しましたけれども、要するにこれは県職労の場合は沖縄県職員の給与に関する条例に基づいて、給与から控除をしている。それから、現業労組、病院労組の組合については、労働基準法24条に基づく書面協定に基づいて給与から控除しているということで、ただ先ほどございました給与支給明細書、この標記の仕方がそれぞれの団体で本来ならば標記すべきものを県職連合という形で標記をしていたということで、これについては適切ではなかったということで３月から訂正をしたというところでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　標記の問題ではないんです。協定して登録しないといけないんですね、給与天引きは。標記の問題ではないでしょう。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　根拠を申し上げます。
　例えば、沖縄県職員の給与に関する条例、これの３

条の３項、給与の支給に際しては、次の事項については控除することができるということがございまして、法第35条の規定により登録された職員団体の組合費は控除できるという規定がありまして、その規定に基づいて控除していると。これが根拠になります。ただ、給与明細書、職員に配る明細書の中にこういう標記の仕方が本来県職労では県職労という形で標記すべきものが県職連合になっていたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　これは後に問題残しますよ。これは、引き落としたけれども、これ標記に問題があったという理由で、そういう問題だったら、ほかにも間違いが起こり得るわけです。このような答弁ではちょっと問題がまだ残っていると思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　この県職連合問題は、もっともっとしっかりと県職員のあるべき本分にちゃんと戻ってやっていただければ、この組合活動には異論はありませんので、しっかり整理をして指摘されないようにお願いしたいと思います。今後もあらゆる選挙において、そういう運動がやられている可能性もありますので、しっかりと監視の目を向けていただきたいと思っています。

最後に、保育所の問題ですが、また同じく総務部長になりますけれども、包括外部監査の指摘を受けまして、社会福祉法人法の改正に伴い、社会福祉法人の内部においての問題を保育士の処遇改善まで及ばないといけないんじゃないかというような考えをお持ちのようですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

社会福祉法人、当部が所管しておりますので、今回の包括外部監査で当部の所管の社会福祉法人の件について、包括外部監査をやられたところでございます。

社会福祉法人におきましては、社会福祉事業の中心的な役割を果たすという責務がありますので、今回の法改正によりまして、社会福祉充実計画を策定するということが定められています。その中で、まず、社会福祉事業を公益事業を優先して検討していくということになっておりまして、所属の当部、また市町村におかれましては、計画に記載された事業の規模ですとか、内容が地域における需要及び供給の見通しに照らして適切であるかどうか。そういったことを審査しながら、しっかりその社会福祉法人が役割を果たしていけるように県としてはきちんと対応していきたいと考えています。

○座波　　一君　時間、終わり……。

○議長（新里米吉君）　時間です。

○座波　　一君　終わります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　沖縄・自民党の砂川です。

質問させていただきます。

まずは、尖閣諸島の問題に対してですが、尖閣諸島に対する認識をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定により、正式に我が国の領土に編入された石垣市に地番を有する本県の行政区域であります。日本政府は尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないとの立場をとっております。

沖縄県としましては、尖閣諸島に対する日本政府の見解を支持するものであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今公室長が、領土問題はないよという答弁でございました。

それで今回、尖閣諸島の天気予報、これ過去にも質問があったかなというふうに思います。それで、先ほど言った領土問題は発生をしないということであるならば、まずはこの尖閣諸島、天気予報をメディア含めて取り扱いができないのか、そしてまた県の考え方をひとつお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

尖閣諸島の気象に関しましては、水産庁漁業取締船及び気象庁から提供されます風向、風速、波高等の情報を沖縄県漁業無線局が毎日各漁船及び漁業協同組合に対して周知しているところであります。

県としましては、本県漁業者が安心して操業できるよう、引き続き一般社団法人沖縄県漁業無線協会への通信委託業務やソフト交付金を活用した漁業無線機の設置支援などに取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　もちろんそのことは大事であります。私が言いたいのは、しっかりと尖閣地域、その尖閣という文字を表示していただきたいということなんです。このことについて答弁を求めます。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今議員の御質問の件は、石垣市議会から意見書が提出されているものと認識してございます。意見書につきましては、先ほど農水部長から御答弁ありましたけれども、「尖閣諸島周辺海域を航行する漁船や船舶の安全運航、国民世論の啓発を図る上で気象庁をはじめ、日本放送協会（NHK）及び報道機関各社による気象情報に尖閣諸島を含めることを求める。」ものでございます。
　こういった石垣市の意見書に関しまして、実は国会で議論がなされてございます。尖閣諸島の天気予報を出すことにつきまして、政府におきましては、尖閣諸島を特出しして天気予報をすることについて技術的な観点から可能という気象庁からの答弁がございました。また安倍総理からは、日本全国を142区域に分割して天気を出している――今現在ですね――それを、143にさらにふやすことについて気象庁に検討させたいというような答弁があったと認識しております。
　県としましては、気象情報に尖閣諸島を含めることについて、政府における対応を注視してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　まさに今参議院の委員会の中で言われたとおりであります。
　そこで、そこまではっきりと気象庁が出すことは可能であるということを明言しておりますよね。そういった中で、そこまで言うのであれば、沖縄県としても石垣市議会がこれだけ要請していますので、しっかりと要請をしていく、やっていただきたいという旨の意見書なり要請書なり出せるか出せないか。私は出していただきたいというふうに思っていますがどうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほどの要請は石垣市議会からですけれども、石垣市も同様の考えかどうかというのも確認の上で、やはりこれは我が国の固有領土、それから、漁民の安全・安心にもかかるものですので、そういったところを含めてまずは政府の動きを注視したいと思います。石垣市とも連携しながら対応する必要があるかなというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ積極的に、何ら領土問題も発生しないのであれば、堂々とこれは要請。もちろん石垣市も同じような考えですので、沖縄県も当然行政区域の一つですので、しっかりと対応していくというのは私は当然のことだと思います。知事、この件に関してどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。まずはしっかりとこの件につきまして情報をとりまして対応したいと思っております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　技術的にも可能だということをはっきり言っているんで、難しい話だったらこれはいろんな課題があるかと思うんですが、これ技術的にも可能ですよと、こういう領土問題も発生しませんよとはっきり言っている中で、沖縄県としてやってくださいよということに私は何ら支障ないと思うんですが、知事どうですか、これ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　領土問題発生しないというよりも領土問題はないという認識でございます。そういったことから領土問題は発生しないという御趣旨の御意見だと思います。この件につきましては、市議会から出ておりますけれども、石垣市のほうのことも踏まえながら対応することが肝要かと思っております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ならば、石垣市からやっていただきたい旨があったら、同じような行動ができるんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　それは石垣市の御意見をしっかりまた踏まえて対応をしたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　じゃ石垣市の要望があれば、しっかりとともに行動するという認識でよろしいですよね。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　石垣市の御意向を確認した上で対応したいと思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ結果を出していただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。
　当然、気象庁もはっきりと申し上げていると思うので、当然ながらメディア等でもしっかりと尖閣地域、尖閣諸島含めた報道がなされることを私は期待しております。そのことが多分中国は今でも中国の領土だということで天気予報を出しているんで――対立するわ

けではありません。我が国は、当然のことですので、結果が出せるように公室長もまたひとつ努力、頑張りを期待しています。

次に行きます。

家畜の輸送体制について。

今年度、家畜輸送船が２億3000万円ぐらいかけて整備されると、多分ことしじゅうに運用が開始されるのかなというふうに思っております。この件について、農水部長の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

宮古・八重山地域の離島から家畜を輸送しております船舶が老朽化しております。そのため、廃船の予定もあることなどから、離島の家畜輸送体制を確保するため、県では家畜輸送体制確保対策事業で輸送船の改造工事に取り組んでいるところであります。改造された新しい家畜輸送船は、ことしの29年10月以降就航する予定であります。

今後とも、宮古・八重山地域の家畜輸送体制が安定的に継続されるよう関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この結果は生産農家にとっても安心できることかなというふうに思っております。これは５年ぐらいの運航かというふうに思いますが、５年後もまたやらなきゃいけないということで、多分船をつくることが前提になってくるかと思うんです。新造船について何か動きがあれば教えてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほども説明しましたように、宮古・八重山については、肉用牛、素牛の産地でありますし、また県外からの購買者が安心して購買に来られるようにということを考えますと、やはり家畜輸送船については、重要な課題というふうに認識しております。そのために、今回の改造船についても関係機関のほうと連携をとって改造に向けて取り組んでおりますけれども、約５年程度ということの今回の改造船の耐用年数を考えますと、その後のことも去年あたりから関係者、ＪＡ、船会社のほうと調整させてもらっております。船会社によりますと、今後古い船舶については改造できないという構造になっているようですけれども、そういうことを考えますと船会社のほうについては、改造することなく輸送ができるような、家畜が輸送できるようなことで今話を進めているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ということは、要するに協議会みたいなものがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

まず、今回の事業実施主体については、家畜輸送体制（協議会）を設立させてもらって、事業実施主体させてもらっておりますけれども、その母体となっております競り牛事故共助積立基金運営委員会があります。こちらのほうで実務的に船会社あるいは市町村、生産農家、ＪＡのほうで取り組んでおりますので、この辺での積み立ての中を将来的にどうするかという話をしているというふうに聞いております。その中には県も入っておりますので、とにかく継続的に安心してできるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これは多分新しい船しかないかなと、今の答弁を聞きますとそういうふうになるしかないのかなというふうに思いますが、これ新造船するのに通常何年かかるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと具体的な交付金は確認しておりませんけれども、船会社のほうとは、今おっしゃったように家畜輸送について支障がないようにということでやっております。ですから。５年の間にその辺については関係機関のほうと調整しながら、支障がないような形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今の答弁を聞くと、５年以内には必ず新しい船が多分でき上がるという解釈でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　特にＪＡのほうからの話とか船会社の話を聞くと、そういう形で今進めているということにしております。とにかく農家関係機関のほうから不安がないような形で継続的な運送、船舶の輸送については対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今の答弁を聞くと、しっかりと５年後にできるという方向性を見出せているのかなというふうに思いますので、ぜひ県も中に入ってしっかりとまた協議会のメンバーと知恵を出し合っていいものをつくっていただければというふうに思っております。

次に移ります。

口蹄疫対策について伺いたいと思います。

現在、口蹄疫の対策どのようにされているのかちょと答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

近年クルーズ船等の増加に伴いまして、口蹄疫等の家畜伝染病の侵入が懸念されております。現在県内では、那覇空港、那覇港、新石垣空港、石垣港、平良港が家畜伝染病予防法に定める指定港になっております。その中で、入国者に対する靴底消毒や注意喚起による水際対策を実施しております。

さらに、県内の生産農場での対策強化をするために、法律に基づく農場への立入検査や飼養衛生管理基準の指導、発生に備えた防疫実働演習、防疫資材の備蓄などを行っております。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携しながら県内の防疫体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　口蹄疫が入れば、家畜だけじゃなくて全てに影響があるというのは、これはもう当然皆さんわかっているというふうに思っています。

それで、今外国からクルーズ船を含めて、飛行機でも多分観光客たくさん来ていますが、現在この外国から来る地域の中で口蹄疫が発生している地域は何カ所ありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

特に、クルーズ船等を含めますと近隣の諸国ですけれども、中国で2017年５月15日に広東省の農家で１戸確認されております。それと、台湾につきましては、2015年５月に金門島で発生しておりますけれども、現在ちょっと発生していないということで、接種清浄地域に今認定されております。一方で、韓国につきましては継続的に発生しておりまして、2017年２月13日に忠清北道の農場で発生しております。さらに、ロシア、モンゴル等でも散発的に発生しておりますので、近隣の東アジア地域を考えますと、非常に危険な状態というふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これだけたくさんの海外からの入域があるということで、近隣でも発生しているという現実ですよね。それでやっぱり靴底だけの消毒でいいのか、それともミストというんですか、そこまで踏み込んだ施設があるところはどこですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今議員がおっしゃったような具体的なミストは設置しておりませんけれども、指定港におきます動物検疫所の対応につきましては、旅客の手荷物検査の実施、口蹄疫の発生国からの旅客に対する質問の実施、あるいは消毒が必要な物品の消毒の実施、渡航者や旅行者に対する注意喚起などを、防疫機関を中心に関係機関のほうと水際防除を実施しているところであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これは本当に大変な問題なんです。だから、絶対に水際でとめていくという決意というんですか、その取り組みというのは、私は人が多くなればなるほど可能性があるんで、徹底した対策をとる必要性があると思います。

今、空港とか行くとマットは敷いてあります。ただマットももう完全に乾き切って、本当にこれで消毒されるのかなという不安があるんです。これはそういうものですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　観光客なり旅行者に対して、目立たないようにしっかり市町村ないしは動物検疫、県の職員が管理しているというふうに聞いております。一般的には、乾燥しているというふうに見えるかもしれませんけれども、しっかり湿って防除をやっているということを聞いておりますので、この辺大丈夫かなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これは、これからも多分クルーズ船の数というんですか、どんどんふえてくると思うんです。徹底した対策をやっていただくように期待したいし、また、やっていただきたいというのが私たちの願いなんで。起きればもう全てが終わりますから、必ず事前の対応というんですか、これをしっかりやっていただくように要望したいなというふうに思います。

次に移ります。

ヤギのことについてですが、 県職員の専門の獣医さんの中で、ヤギのことについて物すごく詳しい方は今現在いますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

最近ヤギについては増頭とともに、多頭飼育農家がふえている反面、衛生対策とか獣医師の診療のニーズも多くなっているというふうに認識しております。

県では、衛生対策の飼養管理衛生基準の指導を行ったり、あるいは安定的な診療対応について地域の開業獣医師、農業共済組合、あるいは沖縄県獣医師会との意見交換会を行いながら検討しているところであります。

先生が今おっしゃるように、ヤギに対する専門的な獣医というふうな特定はございませんけれども、一般的な獣医師を含めて開業医だとか農業共済あるいは企業との部分含めて今対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ある大きな生産農家に聞いたら、なかなか専門の獣医さんが沖縄県にはいないそうです。それで、病気もなかなか解析できないということをちょっと聞いています。だからこの質問をしたんですが、私がこれで何が言いたいかと言うと、やっぱり先進地、海外に、アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ、ここは結構進んでいるんですね。そういう病気とかヤギに関して。そこに、県の職員を派遣して勉強、技術を習得してきて――今沖縄県だってヤギを増頭していこうということで力を入れていますよね。やはりそれぐらいの専門がいないことには、大量にまた病気が発生したら誰も手が打てないよと、これじゃ困ると思うんです。

その点についてどういう認識があるのかちょっとお答えをお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

ヤギ専門の獣医師の育成については、議員がおっしゃるように経済的な部分あるいは獣医診療所の割高とかいろんな面で現場のほうとミスマッチもあるのかなという気がします。ただ、県のほうといたしましても、ヤギ生産については21世紀ビジョン振興計画についても位置づけしておりますので、この辺の衛生面については先ほど言いましたように、開業獣医師なりあるいは農業共済、獣医師会等を含めて専門部会の中で検討しながら少し改善していきたいなというふうな気はします。

ただ、八重山地域については、一部獣医師の、管理獣医師と契約している事例もあるということですので、ちょっとその辺の組合との意見交換もしながら衛生面、いわゆる獣医師の対応については少し検討していきたいと思います。

それと今ヤギだけではなくて、獣医師そのものが県全体、あるいは各方面の中で不足しております。ヤギ専門だけじゃなくて獣医師全体の中でも今、獣医師会のほうと、農業共済とかそういう関係機関の中でも意見交換しておりますので、その辺の技術向上と獣医確保については関係機関のほうと対応しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　いや、私が言いたいのは、要は日本で技術があればいいんです。ないからわからないだけであって、あれば別に日本でやればいいんですよ。ただないから海外まで行って勉強してくる必要性があるんじゃないかということなんですよね。技術があれば誰も問題ないです、こんなもの。ないから言っているんです。

知事、こういう大事な局面だと私は思うんですけれども、このことに関してちょっと海外まで派遣させて勉強させるという取り組みができるかできないか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほど言いましたように、ヤギのほうがふえている手前、多頭飼育というか狭いところで飼っている部分等があって、非常に病気が発生しているという衛生面的な課題を現場のほうで抱えているというのは承知しております。そのために沖縄県では、平成28年１月に山羊飼養管理マニュアルを作成して、衛生の対策を講じたりしております。

先ほど外国のほうでの研修等については、今後現場等含めてどういう可能性があるか、ちょっと検討させてもらいたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これぜひやっぱり技術のあるところで学んでこない限り、全然進歩しませんよ。何回も言っているように、優秀なところに行って優秀な技術を学んでくるというのは当たり前の話じゃないですか、これ。できないところでいつまでも待っていても始まらないですよ、これ。いいところに行ってしっかり技術を身につけて、それを普及していくというのは私は当然の話だと思います。これ知事、今の私たちの質問聞いてどうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今、優良ヤギ等のものも外国から輸入したりしているところがありますので、この辺と絡めて少し関係機関のほうと前向きに検討させてもらいたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　改めて私は知事から答弁いただきたい。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　砂川議員の御質問にお答えいたします。
　今、砂川議員と担当部長と意見交換をする中に、また沖縄におけるヤギの重要性、これは食べ物としても大きな要素を持っていますけれども、観光という意味でも大変大きな地域振興という意味でもあります。今おっしゃるようなものが可能性として、国内・県内で難しい場合には、やはりそういったヨーロッパ、オーストラリア等々に行って視察をするというのは大変有意義なことだと思いますので、担当部局長とも相談しながら、改めてこの実情もお聞きしながら、そういった方向性はしっかり考えていきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　知事、よろしくお願いします。やっぱり、これだけ県のいろんな分野でしっかりと連携していけるヤギの生産について、後押しをしていただければというふうに思っております。
　もう一点だけ、琉大の砂川教授が退職されたんです。それで琉球大学の中で現在どういう状況になっているのか、専門の研究員がいるのか答弁してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時０分休憩
　　午後３時０分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　県のほうでは、経営全体の中で今検討する必要があるのかなということで、事業の中で山羊経営技術検討委員会を設置しております。その中で、先ほど議員がおっしゃるように、砂川先生が退官されて、その後琉球大学の波平先生が今ヤギを専門にされているということで、県のほうもそこの検討委員会のメンバーに入れさせてもらっております。そういう関係で経営面、衛生面含めてヤギの振興についてはしっかり対応していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ波平先生にも頑張っていただいて、いろんな意味でまたヤギの発展につなげていただければありがたいと思います。
　次に移ります。
　竹富町の光ファイバーについて。
　これ竹富町の島々全てに配備される予定なのかちょっとお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　沖縄県では、離島・過疎地域における光ファイバー網を整備するために、15市町村を対象に超高速ブロードバンド環境整備促進事業を平成28年度から32年度にかけて実施しております。竹富町の区域につきましては、平成29年１月から整備に着手しておりまして、竹富町は多島で島の数が多うございますので、28年度から着手しておりますが、29年、30年以降も引き続き調整してまいりたいと思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　今事業の中で予定されていない島というんですか、地域はどこですか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　今、明確に予定を立てておるのは、小浜島、波照間島は今着手しております。それから西表島の大原地区及び黒島は予定が立っておりまして、30年度以降は西表島の上原地区、竹富島でございまして、今申し上げられなかった中には西表島の船浮地区、新城島――上・下ですね、それから鳩間島がございます。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　今、部長が言われた船浮、鳩間、新城、これは今後どうなるんですか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　今申し上げました島々は、住民が少ないという難しさがございますが、整備資本の検討、整備費用、維持管理費用等を町や推進事業者と調整をして、前向きに検討してまいりたいと思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　費用対効果でしゃべったら全てがだめでしょう、これ。実際、少ないところ、そしてまた過疎地域、難視聴地域、こういうところこそまさに欲しいんじゃないの。もう一度答弁してください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　難しいとは申しましたが、やりたいという気持ちはございまして、しかし課題がございますので、通信事業者と調整して捻出できる費用とかございますものですから、前向きに検討したいということであります。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　難しいことに取り組む、そしてまた、少ない地域、過疎地域、そしてまた弱いところに力を入れていくのが政治というか行政じゃないの、これ。これが私は光を当てていくというのは行政の務めでしょう。もう一度答弁してください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　繰り返しになって恐縮です。今の計画は予算上のことが立たないものですから、前向きに検討してまいりたいと。通信環境を整備するのは、全部の島にということは目標として持っておりますので、今具体的にやるということまではちょっと申し上げにくいのですが、実現できるように努力を続けるということでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　知事、この今の答弁聞いて、やります、やりたいですという世界じゃないと思うわけ。こういうところにやっぱり政治の力、一括交付金もあるんだから、こういうので対応していくというのが常識じゃない、これ。私的に考えてもこの地域こそやっぱり学校もある、特に鳩間、船浮は学校もあるし、そういうことを考えていったらこれやらざるを得ないじゃないんですか。人口少ないところは、こういうのは恩恵を受けられないよということで一発で締められたら、これ、前に行かないんじゃないですか。どうですか、知事。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　現在、今御指摘の新城、船浮、鳩間も確かに御質問の海底光ケーブル中継伝送路は通っておらないのですが、今現在は通信技術も大変進んできておりまして、携帯通信事業者におけるＬＴＥサービスが提供されつつあるということでございます。だから、全体のことをちょっと考えて、後になるかもしれませんが、いずれは沖縄の全ての島々の通信環境をひとしく強化していきたいという志は維持しておるわけでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やっぱり情報の格差があってはいけないと私は思うわけです。当然それをつくっちゃいけない、また。情報の格差是正というのは、離島に行けば行くほどあってはいけないと私は思うので、ぜひ取り組んでいただきたい。

時間がないと後ろから来ていますので、次に、上原港のしゅんせつについて、このことについてどういうふうな今把握がされていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

竹富町の船浦港、上原地区については、平成28年３月までに、物揚げ場あるいは泊地こういった整備を完了しているところでございます。ただ一方、整備完了後に港湾利用者のほうから、もう少し泊地を広げてほしいという要望が出されていると、これも承知しております。

今現在、港湾利用者のほうと調整をしながら対応策というのを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これは補正でもいいんですが、調査費をつけられませんか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず地元で、このしゅんせつの必要性というものを確認させていただきたいと思っています。このしゅんせつの必要性というのがもう明らかであれば、実は先ほども申し上げましたように、28年の３月、27年度で一旦泊地の整備というのは終わっているという状況もありますので、本当にそれだけではだめなのかどうかも含めて、再度確認はさせていただきたいと思っています。その上で、現地調査等が必要だということが明らかになれば、それは対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　現地の八重山土木事務所の所長とも話をしたんですが、いろいろ調べていると。ただ、調査費まで何とかやっていきたいということなんですね。これは、冬場、絶対風が強くて船が振られて、結局新しくつくったんだがうまく利用できないという苦情がこれ３月にありました、私にも。結局使えてはいるんだが、何かが起きたら困るよということは明白なんですよ。だから今年度、補正をつけて調査して、次年度に事業化を持っていくぐらいのことをやらないと、何かあったら困りますよ、どうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今、議員御指摘のように、北側の風向きの強い時期には、船舶が水深の浅い側に流されていっていると。そういうことで、その可能性があるということは聞いています。実際まだ我々その状況というのが具体的に確認できていないものですから、港湾利用者と十分調整をした上で、必要性が確認できた段階で当然ながら予算の確保等にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ補正を組んで、まずは調査をするということをやっていかないと、せっかくつくったこのバースが生かされないし、またここで何かが起き

たら責任とれないと思うんで、ぜひ早目の対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、八重山地域における公共工事。

本年度の予算と発注件数、これは土木、そしてまた農林もあると思うんですが、その辺も聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　土木建築部の状況についてお答えさせていただきます。

平成29年度の八重山地域における土木建築部の工事発注見通しの件数としましては、県道石垣空港線あるいは小浜港船揚げ場の工事こういったものを含めて約40件程度予定しております。現年度予算における工事費総額としては約37億円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産部関係の八重山管内の29年度の発注予定工事件数は約23件、発注予定金額につきましては17億3000万を予定しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この間、建設業団体から土木工事が少ないという指摘があったと思うんです。これ、前年度と比べてどのくらいの激減ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず土木建築部についてお答えさせていただきます。

平成28年度は、予算としては49億ございました。発注件数としては62件という状況でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林関係につきましては、28年度が14億相当です。発注件数が32件です。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　そこで、土木のほうのアクセス道路等これ完成予定はいつなのか。それと与那国町の県道217号線の着工と完成はいつなのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時14分休憩

午後３時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　工事の進捗状況についてちょっと今手元に詳細な資料がないものですから、少し調べてまたお答えさせていただきたいと思います。

○砂川　利勝君　後でと言ったの、後で。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今、やっぱりアクセス道路にしても、要するになかなか予算の確保が難しいと思うんです。だからなかなか進捗していかないんじゃないかなと懸念されるのが一つと、農林のほうの、国営土地改良事業が始まりましたが、国営はばんばん進んでいます。県営と市営はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　国営のほうについては今事務所を構えて八重山地域はやっておりますけれども、県営等含めてこちらについてもしっかりはやっているつもりですけれども、今、議員がおっしゃるように進捗状況については17億3000万を予定している中で、鋭意努力しながら円滑にやっていきたいというふうに思っております。

詳細についてはちょっと事業ごとの把握を今手元に持っておりませんので、改めてまたこの辺の進捗状況等については報告したいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひいろいろ採択、上げてもなかなか、要するに規模を上げても採択されないとかいろいろ聞いているんで、ぜひ努力して、せっかく自由化した事業化ですから一日も早く進めていってほしいと思いますので、ひとつまた努力をしてください。

次に移ります。

八重山病院の医療機器の購入についてです。新八重山病院です。新が抜けていますので、申しわけないです。

これ14億円の予算がついているということでした。これで大体どの程度の機械を購入しようとしているのか説明できますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

高額の医療機器を挙げますと、まずＣＴ、それから電子カルテシステム、これバージョンアップですけれども、それからあとはエックス線の透視の機械とか、それから乳腺の単純撮影をする診断機器、こういったところが主な高額機械になるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　職員からちょっと聞いたら、国庫補助金の入った医療機器は再度新病院でも使うと言っていたんですが、どの機械なのかちょっと答弁してください。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

まず、主なもの二つあるんでございますが、一つは、磁気断層の共鳴装置、いわゆるＭＲＩという機器ですね。それから血管撮影装置。ＭＲＩに関しましては、設置してからまだ４年足らずという状況で、平成30年度の当時ではまだ耐用年数を過ぎていない。それから、血管撮影装置に関しましても、３年足らずということで、今のところは現有の機器を移設するというふうなことで考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　高圧酸素の潜水病に関する機器はどうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　この件につきましては、地域のいわゆるスキューバ等の観光面でも非常に必要な機器だというふうに考えております。八重山病院の経営だけでこれを購入しますと、非常に厳しいものがあるものですから、現在のところは地域の自治体を含め、観光面で何らかの援助ができないかということをいろいろ関係機関と調整していきたいというふうに考えております。ぜひ必要なものだというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　予算の中で、厳しいところもあると思うんですが、ただ、今までちゃんとあったものがなくなるということは私には考えられません。

知事、これどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　ぜひ頑張って設置できるようにやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　大変厳しいとは思うんですけれども、せっかく新しく巨額の金を投入して建てかえをしました。やっぱり安心・安全は離島の住民の大きな課題でもあるし、それをやっていただくことによって、観光客も含めて、今後伸びるであろうという予測の中でしっかり対応していただきたいという意味でよろしくお願いいたします。

それでは最後に、具志堅透議員からありました代表質問の中で、北部振興の(7)の改正国家戦略特区の成立、外国人労働者の農業就労が可能になったということで、これについて農水部長からいろいろありました。ただ、現実が本当に離島においては大変厳しいです。ぜひそういうところが出てきたら積極的に手を挙げていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産業における労働力の確保は重要な課題というふうな認識をしております。先日、具志堅議員のほうにお答えしましたように、改正国家戦略特区法につきましては、さきの通常国会において成立しておりまして、特区のメニューとして外国人の農業就労が追加されることとなりました。今後国におきましては、９月下旬ごろをめどに具体的な農作業の内容、あるいは外国人労働者の資格要件、雇用条件、受け入れ機関の要件などの内容が政令で定められて、その後同法が施行される予定となっております。これにつきましては、ＪＡとか市町村、関係機関のほうと連携をとりながら、特区のほうで活用できるものについて早急に検討していきたいというふうに思っております。

それと、具志堅議員のほうにもお答えしましたけれども、ＪＡのほうもやはり現実的に非常に厳しいということで独自でベトナムのほうから研修生の確保も予定しております。その辺についても関係機関のほうと連携をとりながら、この特区も有効に活用できるように関係機関のほうと調整していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　研修制度を利用して漁業者そしてまた建設業を含めて、今言った形でやっているんですよね。これ大変画期的なことだし、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと。そしてまた、当然ながらこれは宿泊施設とか含めていろんな相談があると思います。その辺の対応も含めて、いろんな知恵を出していただかないと多分うまくいかないのかなというふうに思っています。なかなか労働力を確保できない現実をしっかりまた聞いていただいて、これがいつできるのか、これ何年度ごろできるということはわかりますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほどもちょっとお答えしましたけれども、国のほうでは９月下旬ごろをめどに、政令のほうで具体的な内容等が決まるということを聞いております。その中で、管理団体なりあるいはどういう資格の方々がいらっしゃるのかどうか、従来の研修生との区別もあるというふうに聞いておりますので、その辺については必要に応じて地域の実態があるかと思います。

議員がおっしゃるように、宿舎等についてはどの分野においても課題になっておりますので、この辺についてはまた全庁を含めての検討になるかわかりません

けれども、関係機関のほうと地域のほうと相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川議員、ちょっといいでしょうか。

先ほど土木建築部長の答弁で保留にした部分が一つありましたので、土木建築部長から発言の申し出があります。

これを許可します。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　失礼いたしました。

先ほどの新石垣空港線と与那国空港線のスケジュールについてお答えさせていただきます。

新石垣空港線については、平得交差点から市道タナドー線まで、新八重山病院前の部分ですが、あの部分は平成29年２車線供用を予定しております。全線については、平成31年までに２車線の暫定供用、４車線化は、平成30年代前半を今目途にしております。

与那国空港線につきましては、平成32年度を今目途に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○砂川　利勝君　はい、わかりました。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　いろいろ申し上げましたが、ぜひ申し上げたことが実現できるように努力をまたひとつよろしくお願いします。

終わります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い、順次質問を行います。

１、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練について。

ア、米軍は嘉手納飛行場において、５月10日にパラシュート降下訓練を実施した。パラシュート降下訓練は、平成８年の日米特別行動委員会（ＳＡＣＯ）の最終報告で伊江島補助飛行場への移転が合意されている。しかし、合意後も周辺住民の反対の声を無視した降下訓練が実施されたが、県の取り組みについて伺いたい。

(2)、嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用について、三連協初め地元住民からの強い反発の声が上がり、旧駐機場の使用禁止が求められているが、県の対応について伺いたい。

(3)、翁長知事は県の最高責任者として、たび重なる米軍人・軍属による事件・事故、基地問題解決にどのような形で取り組むのか伺いたい。

２、犬・猫殺処分について。

(1)、犬・猫殺処分ゼロにするための課題と今後の取り組み、目標数値を伺いたい。

(2)、平成26・27・28年度の犬・猫の収容された頭数と殺処分された頭数。また、沖縄県殺処分頭数は全国的にはどうか。

(3)、平成26・27・28年の譲渡会の回数と譲渡頭数について。

(4)、犬・猫殺処分ゼロの愛護団体との連携による県営保護シェルターの設置について伺いたい。

３、土木行政について。

(1)、北谷町砂辺浜川地域（嘉手納基地第１ゲート前・旧コザ信用金庫北谷支店前）の国道58号の出口は、朝夕の渋滞はもとより日中も大きな交通渋滞があり、地元地域から問題解決の要請を受け、私は平成24年７月、平成27年６月に一般質問で取り上げて地元住民と防衛局に要請行動した。県はこれまで問題解決のためにどのような取り組みをしてきたか。

(2)、比謝川下流堰が建設された経緯について伺いたい。

(3)、比謝川下流堰撤去に伴う要請について、関係者や住民との協議を十分に行い、河川環境に最大限配慮し環境影響調査を実施するとともに、その結果を反映した整備について伺いたい。

(4)、嘉手納漁港内及び航路など、河川に堆積する土砂を県の責任において定期的にしゅんせつすることについて伺いたい。

４、観光振興について。

(1)、那覇空港滑走路増設事業総予算と現在の進捗状況について伺いたい。

(2)、平成33年度に向けた入域観光客数の新たな目標フレーム設定の裏づけとして、クルーズ船客の大幅な増加を挙げているが、現状は大型クルーズ船寄港への対応や受け入れ体制の未整備が指摘されている。今後のハードやソフト面での対策について伺いたい。

(3)、那覇市と沖縄総合事務局で実施した貸切バス路上混雑対策実証実験事業と県で委託したレンタカー観光利用実態調査について、その調査結果とその後の対策について県としての見解を伺いたい。

(4)、国は、沖縄観光ステップアップ戦略2017を発表した。その内容と沖縄観光のさらなる底上げを図るため、県の考えを伺いたい。

(5)、那覇空港滑走路増設に伴い1000万人観光立

県・１兆円観光産業を目指していたが、1000万人観光から1200万人への引き上げに伴い国道・県道の交通渋滞が予測されるが、その対策と課題について、私が提案した２次交通による高速船の活用、那覇から北谷まで15分、名護まで30分、本部まで40分（海上タクシー）についての検討はしたか伺いたい。

５、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化について。

(1)、那覇軍港は復帰前、現在の那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地と軍港が同じ一団の基地でしたが、那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地は市街化調整区域で、那覇軍港だけが市街化区域・準工業地域と仮定している状態について、県の認職について伺いたい。

(2)、那覇軍港の市街化区域・準工業地域指定によって固定資産税に影響した問題は、翁長知事が那覇市長時代からの問題であり、県は那覇市と話し合いをして約709名の那覇軍港地主の要請に応えるように平成28年２月一般質問を行ったが、その後の取り組みについて伺いたい。

(3)、那覇軍港について、優先的に市街化区域として定める区域の設定基準について伺いたい。

(4)、復帰当時の県の市街化認定当時、那覇軍港は上記基準に該当していたか。

答弁を聞いて、再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

観光振興についてに関する御質問の中の４の(4)、沖縄観光ステップアップ戦略2017の内容と沖縄観光の底上げについてお答えをいたします。

国においては、沖縄観光関連の取り組みをさらに加速させ、沖縄県の掲げる目標値の達成を後押しするため、ゲートウエー機能を拡充する基盤整備や各地域における２次交通の充実など、６つのテーマから成る沖縄観光ステップアップ戦略2017を策定しております。当該戦略は、増加するクルーズ船の受け入れに対応した環境整備、スポーツ・ヘルスケアを軸とした沖縄観光の新展開、新たな体験型観光の開発・回遊性向上に向けた交通手段の多様化の３つを重点化アクションとして、今年度の取り組みを定めております。

沖縄県としましては、観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標の達成に向けて、国との緊密な連携を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)ア、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練について。

嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。

県としては、パラシュート降下訓練は沖縄県民の基地負担の軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後、三連協と連携し、政府に対し、地元の意向を踏まえ米側と交渉を行うよう要請いたします。

次に、(2)、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の使用について。

嘉手納飛行場の旧海軍駐機場については、平成８年のＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用が行われるべきであると考えております。航空機が旧海軍駐機場を使用することは、ＳＡＣＯ合意における騒音軽減イニシアチブの趣旨に明らかに反するものであり、到底容認できるものではないと考えております。

県としては、旧海軍駐機場を航空機が使用することがないよう、三連協と連携し、政府に対して、地元の意向を踏まえて米側と交渉を行うよう要請いたします。

(3)、米軍人・軍属による事件・事故、基地問題解決への取り組みについて。

これまで、県は、米軍基地から派生する事件・事故を防止するため、渉外知事会や軍転協等とも連携し、日米両政府に対して、抜本的かつ実効性ある措置を講ずるよう求めてきたところです。米軍人・軍属による事件・事故が繰り返される大きな要因は、国土面積の0.6％にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.4％に及ぶ広大な米軍基地が存在することによる過重な基地負担やこれまで一度も改定されたことのない日米地位協定にあると考えております。

県としましては、今後も粘り強く、日米両政府に対し、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直し等を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の犬・猫殺処分についての御質問の中の(1)、犬・猫殺処分ゼロに向けた課題、取り組み及び目標についてお答えします。

県は、沖縄県動物愛護管理推進計画において、引き取り数の削減、返還数及び譲渡数の向上などを殺処分ゼロに向けた課題として位置づけ、各施策に取り組んでいるところであります。目標については、平成27年度の殺処分数が3292頭となり、平成35年度に3302頭まで削減するという計画目標を既に達成したことから、次期改定を行う平成30年度までの暫定的な目標値を1500頭と定めたところであります。

県としましては、引き続き殺処分ゼロを目指し、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

次に、(2)、平成26年度以降の犬・猫の収容頭数と殺処分数についてお答えします。

本県の犬・猫収容頭数は、平成26年度が5336頭、平成27年度が4392頭、平成28年度は速報値で2956頭となっております。また、殺処分数については、平成26年度が4250頭、平成27年度が3292頭、平成28年度は速報値で1532頭となっております。殺処分数について他の都道府県と比較すると、平成26年度が全国で７番目に多く、平成27年度が９番目となっており、平成28年度につきましては、現在、環境省が集計中であります。

次に、２の(3)及び２の(4)の平成26年度以降の譲渡数等と保護シェルターの設置についてお答えします。２の(3)と２の(4)は関連しますので、恐縮ではございますが一括して答弁いたします。

県は、動物愛護管理センターにおいて、犬・猫の譲渡会を年間35回程度開催しております。また、動物愛護団体等と連携したボランティア譲渡にも取り組んでおり、動物愛護管理センター等で実施する譲渡会とボランティア譲渡における譲渡数の合計は、平成26年度で557頭、平成27年度で565頭、平成28年度は速報値で942頭となっております。

県としましては、引き続き動物愛護団体等と連携・協働して、譲渡数の向上に向けて取り組んでまいりますが、保護シェルターの設置につきましては、他県の状況等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　３、土木行政についての御質問の中の(1)、北谷町砂辺第１ゲート近くの交通渋滞対策の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国道58号の北谷町砂辺第１ゲート前の砂辺南交差点について、防衛省は、近接する交差点を集約し、渋滞解消に取り組むとのことであります。当該交差点の渋滞解消については、渋滞対策交差点に位置づけされておらず、また、県は道路管理者でないことから、主体的に取り組むことは困難でありましたが、その他の交通渋滞対策については、引き続き国と連携して取り組んでまいります。

同じく３の(3)、比謝川下流堰撤去に伴う河川整備についての御質問にお答えいたします。

比謝川下流堰撤去に伴う河川整備については、現在、河川整備計画の変更を進めているところであり、地域住民の皆様には、関係機関等と調整した後、説明する予定であります。また、堰撤去前には環境調査の実施を予定しており、その結果も踏まえて、自然環境に配慮した河川環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、４、観光振興についての御質問の中の(1)、那覇空港滑走路増設事業の総予算と現在の進捗についての御質問にお答えいたします。

総事業費は1993億円で、平成28年度末における事業費ベースの進捗率は約59％とのことであります。現在の進捗状況は、国に確認したところ、おくれが生じているとのことであり、今後も気象・海象状況によって、工程が大きく左右される可能性があると聞いております。

同じく４の(2)のア、大型クルーズ船受け入れのハード対策についての御質問にお答えいたします。

クルーズ船の大型化に対応した港湾施設の整備については、各港湾管理者等において取り組んでいるところであります。那覇港について、那覇港管理組合は、22万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備を港湾計画に位置づけており、早期事業化に取り組むとのことであります。平良港及び石垣港について、国は、それぞれ14万トン級及び20万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備を進めるとのことであります。県は、本部港において、20万トン級の大型クルーズ船に対応するため、岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指して、整備を進める予定であります。また、中城湾港においても、16万トン級の大型クルーズ船に対応できるよう、国と連携して取り組んでいるところであります。

次に、５、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化についての御質問の中の(1)、那覇港湾施設を市街化区域・準工業地域としていることについての御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設について、昭和46年那覇市発行の「那覇市建設計画」には、軍用地の解放後の土地利用とし

て、那覇港湾施設がある那覇港南側地域は、軍港の埠頭用地として使用されており、今後港湾の重要性は高まることが必至であり重要な港湾として活用すると明記されております。また、昭和50年県発行の「沖縄の米軍基地」には、那覇市では、急速な経済成長や観光客の増加等を受け、那覇港が過密状態になっており、その早期返還を強く望んでいることが示されております。一般的に、港湾施設は港湾施設用地のほか、背後の民地と一体的に開発されるものであることから、那覇港湾施設は、那覇港と同様に市街化区域にしたものと理解しております。一方、同建設計画では、空港施設等がある小禄地域について、那覇飛行場を擁するこの地域は、軍用地の中でも広大であり、今後増大する航空需要に備え、解放後も那覇空港として活用することが示されており、復帰後も継続利用が予定されていたことから、市街化調整区域にしたものと理解しております。このように、当時の判断に矛盾はないものと考えております。

同じく５の(3)及び(4)、那覇港湾施設を市街化区域に定める基準についての御質問にお答えいたします。５の(3)と５の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

市街化区域は、都市計画法第７条第２項において、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されております。また、同法第13条第１項第１号において、市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めることとされております。このような規定に加えて、当時の公聴会資料には、那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の設定基準において、「軍用地として利用している所であっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含める。」との基本方針が記載されております。この基本方針は、復帰当時において軍用地の返還が予定されていた沖縄の状況を踏まえて定められたものと考えられ、この基本方針にのっとった那覇港湾施設や牧港住宅地区、キャンプ・マーシー等の軍用地は、当時の市街化区域の設定基準に適合しているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　３の土木行政についての御質問の中で(2)、比謝川下流堰が建設された経緯についてお答えします。

昭和36年12月、那覇市の泊浄水場に原水を供給するため、当時の琉球水道公社によって長田川取水ポンプ場が建設されましたが、河川からの取水を効率的に行うため、河川下流部に同時期に設置された堰が現在の比謝川下流堰であります。その後、昭和47年の本土復帰に伴い、琉球水道公社から県企業局に施設が引き継がれることとなり、水資源の乏しい本県においては、安定的な水資源を確保する施設として現在も大きな役割を果たしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、土木行政についての御質問の中の(4)、嘉手納漁港のしゅんせつについてお答えいたします。

比謝川下流にある嘉手納漁港は、県管理の第一種漁港であることから、これまでも土砂が堆積した際には、必要に応じ漁港管理者である県がしゅんせつを行っております。

県としましては、漁港内及び航路に堆積した土砂のしゅんせつにつきましては、これまでと同様に適正に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光振興についての御質問の中の(2)イ、クルーズ船寄港に伴うソフト面の対策についてお答えいたします。

クルーズ船寄港に伴うソフト面での対策については、船内で乗客向けの沖縄イベントの開催、各港のクルーズ促進協議会と連携した観光案内所の設置等を継続的に行うとともに、外国人観光客を円滑に案内するため、特例通訳案内士制度を活用したガイドの育成をさらに行い、クルーズ船客の満足度向上を図ってまいります。また、ＣＩＱの人員体制の拡充等を関係省庁へ引き続き求めていくとともに、寄港地及びその周辺地域への経済波及効果を高めるため、関係者と一体となってさまざまなツアー商品の造成を促進していきたいと考えております。

同じく４の(3)、貸し切りバス及びレンタカー調査結果とその対策についてお答えいたします。

昨年度、那覇市と沖縄総合事務局で実施した貸切バス路上混雑対策実証事業では、仮設待機場確保によ

り、交通渋滞緩和や違法駐車防止につながったとのことであります。那覇市は同事業効果を踏まえ、引き続き乗降場及び待機場確保に向け調整しており、県も、市と連携して課題解決に取り組みたいと考えております。また、昨年度県が実施したレンタカー観光利用実態調査においては、那覇空港において、ピーク時間帯でレンタカー送迎の乗降場に多くの観光客が滞留するという結果が出ております。当該調査結果を踏まえ、今年度、夏季ピーク期における那覇空港の混雑緩和に向け、送迎に路線バスを活用した実証実験を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、観光振興についての中の(5)、高速船を活用した交通渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄県は、自動車への依存度が高い地域であり、県民の自動車保有台数も年々増加するなど、日常的に交通渋滞が発生する状況にあります。加えて、沖縄を訪れる観光客の急激な増加により、今後さらなる交通渋滞も予想されることから、本島内の移動については、陸路のみならず、海路も含めた多様な交通手段を検討する必要があると考えております。そのため、県では今年度、県北部と南部を結ぶ高速船等の導入について、想定される需要量や採算性、利便性の高い運航形態等の調査を実施する予定であります。

次に、５、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化についての中の(2)、那覇軍港の固定資産税についての御質問にお答えいたします。

固定資産税は市町村税であることから、県において個別の評価額を把握しておりませんが、那覇市は、地方税法及び固定資産評価基準に基づき、不動産鑑定による評価を用い算定しているものと聞いております。

御質問内容等につきましては、那覇市において丁寧に説明を行い解決することが望ましいと考えているところです。那覇市にこれまでの状況等を再確認したところ、那覇市と那覇軍用地等地主会との間で、毎月１回程度の意見交換を実施しているということです。また、市街化区域と指定されていることにつきましては、県土木建築部と同地主会との間で意見交換がなされていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行いたいと思っています。

実は、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練につきましては、知事、私ども沖縄・自民党会派も照屋会長初め役員で、この海軍駐機場のことも含めて、また、飛行機の騒音問題これ以上許さないということで、防衛局初め関係機関に抗議・要請してまいりました。

きのう三連協から知事のほうに要請がありましたが、知事のその要請についての所見を聞きたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　中川議員の御質問にお答えいたします。

ことしに入りまして、今御説明のありました嘉手納飛行場のパラシュート降下訓練、これは４月、５月と来て、６月は天候不良で中止にはなりましたけれども、常態化しつつあるというような認識。それから、旧海軍駐機場は、騒音・異臭という中で、本当に20年来の解決をするということで、北側に、この南側にですか、移転させて、そこは解放されるというふうに大変喜んでいるところが、たった二十日間で外来機が来て、その目的が達成されていない。両方ともＳＡＣＯの合意について相反する状況に対して、沖縄市、嘉手納町、北谷町、大変な怒りでありまして、今日までいろんな形で日本の安全保障というものを考えてきて、大変厳しい中を一つ一つ前進させるということで頑張ってきたことについて、このような形でないがしろにされるということについては、同三連協の１市２町も大変な思いでおります。沖縄県もその実情は大変把握しておりますので、それぞれ御連絡を申し上げながら、日米両政府にしっかりとそれを伝えていこうというようなことで合意に達しまして、きのう、県庁においでをいただいて、４者でそろって、今回は国内のマスコミ等に報告をさせていただいて、７月７日に外務大臣、防衛大臣と要請をさせていただくような、今段取りを進めているところであります。その意味での沖縄の基地の過重負担もそうですが、特に嘉手納飛行場の今の現実というようなものも踏まえて御理解をいただかないと、これは大変厳しいことになるということを、きのうそれぞれの発言で御理解を求めたところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私ども沖縄・自民党会派も、今知事答弁ありましたけれども、これまで日米安全保障条約を理解しながらも、しかしながら、基地の周辺の地域住民の被害状況は無視するわけにはいきませんと。そういったことで、政府に対しても、党本部に対しても、その都度要請、また米軍に対しては抗議をしてまいりました。しかしながら、なかなか肌で感じられる

ような基地の整理縮小はされていないということも事実であります。

そこで、知事にお伺いしたいんですが、知事はこれまで沖縄の基地は経済の最大の阻害要因であるということを一般質問、代表質問でもよく答弁しておりますけれども、知事が言う基地の阻害要因であるということは――これまで75％の米軍基地が70％に減ってきました――今後、知事が言う返還させる基地というのはどの基地でしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々基本的には、ＳＡＣＯの最終報告に従って整理縮小がなされることが適切だと思っております。ですから、今県のほうで考えております整理縮小というのは、ＳＡＣＯの合意に基づいた基地を――普天間飛行場だけは見解が違いますけれども、県内移設ではなく県外ということがありますが、それ以外はＳＡＣＯの合意に基づいて着実に実施していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ＳＡＣＯの合意を尊重するといいながら、普天間だけはＳＡＣＯの合意を尊重しない。使い分けしているような感じがしてなりません。私が言っているのは、嘉手納飛行場を含む、トリイステーション、例えば嘉手納マリーナを含んで、基地の全面返還を知事は考えているのか、知事の覚悟を聞きたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、我々ＳＡＣＯの最終報告で示された土地の返還、そういったものが示されてございますので、嘉手納飛行場南の返還も含めて、そういったものは着実に実施されるべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　じゃ確認したいと思っています。ＳＡＣＯの合意で進められていないのは、基地の返還に行動しないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基本的には、地元から返還要望、そういったものを踏まえて、県としては対応するということになります。今時点で出されているものは、それぞれ基地の負担軽減という観点から、ＳＡＣＯの最終合意がなされたものと理解しておりますので、そういったＳＡＣＯの最終報告で示された土地の返還については、着実に実施されるべきだというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私は知事に聞いているんですけれども、今知事公室長の答弁は、知事の答弁ということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々知事の補助機関として、知事のお考えをベースに今発言させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再度聞きますけれども、地元からの要望があれば、どんな基地でも知事は地元と要請行動を、返還行動を行うということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地元の要望のまた内容・程度等にもよると思います。やはり、実現可能性等いろんなさまざまな課題が基地問題にはあると思いますので、そういったものをしっかり検討した上で対応することになろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　わかりました。継続して軍転協とかそういったところだけに任せるのではなくて、私は、知事が訪米してこの沖縄の基地問題の被害状況を数字で示して、ワシントン事務所を通して数字で示してやるべきだと何度も申し上げましたが、嘉手納基地、普天間基地の訓練においては、ワシントン事務所からそういった情報はとれないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この外来機の飛来につきましては、昨今は沖縄防衛局も十分情報がないような中で飛来されております。そういった中で、ワシントン駐在のほうがそういったことを把握するというのは、現実的には困難だろうと思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　最後になりますけれども、嘉手納飛行場は全国の飛行場と違って、予測不可能な外来機の訓練、また、我々が想像もできないようないろんな飛行機が嘉手納飛行場に飛来しております。そういった意味では、数字で理論武装して、米軍関係、政府関係に要請すべきだと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○中川　京貴君　これ知事が答えたほうがいいんじゃないの。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。私のほうで答弁させていただきたいと思います。

外来機の飛来につきましては、我々在来機も含めて、やはり地元住民の負担の増加は決してあってはならないものと考えております。當山嘉手納町長からも先般要請を受けたところでございます。しっかりと嘉手納町とも連携しながら、実情等も把握しながら、県として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　次の質問に移ります。

２番目の犬・猫殺処分について再質問したいと思っています。

先ほど答弁聞きました。わずかこの二、三年で5000頭処分されたのが4000頭、3000頭と、これもう目に見える形で少なくなっております。しかしながら、ゼロに向けては、今のままでもゼロには厳しいのかなと。やはりペットを飼う県民の意識改革が必要だと思っております。そういった意味では、私は各市町村に県が呼びかけて、その市町村の土地を提供していただいて、この愛護団体と連携をとって、県営の保護シェルターをつくるべきだと。先ほど答弁では、シェルターも含めて検討するという答弁がありましたけれども、やはりこの譲渡会も含めて、このシェルターで一つの動物広場をつくって、そこでペット広場をつくってやるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほど殺処分数の推移を述べてまいりましたけれども、やはり引き取り数を減らすというところと、殺処分を減らしていく、譲渡していくというのが一番大事なことではあると考えております。また、ゼロを目指していくためにも、やはり住民、県民の意識を十分変えていかなければ、殺処分ゼロというのは厳しい状況になるというのも考えております。今議員おっしゃいましたシェルターの件もありますので、今民間のほうでは３件ほどございますけれども、そういったことも含めて、今後この殺処分の数も推移を見ながら、市町村とも連携しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、実は、我々前に土木環境委員会で現場視察してまいりました。その現場を見たときに、ガスで動物を殺傷するんですよね。そして、その後焼却と。

私は、ぜひその一つの方法として教育長にお願いしたいんですが、小学校の子供たち、この子供たちからの動物に対する教育が必要ではないかなと。なぜかと言ったら、親はおもちゃのように子供たちに動物を与える。知事、これは県民所得が低いせいもあるそうなんですよ。実は、本土のほうでは、ペットを飼ったら、たとえ10万円で買っても、病気になったら20万、30万でも治療します。しかし、沖縄は、なかなか金がかかると獣医師にも連れていって、ペット病院に連れていって見せないと。かわいそうだから、家で死んだら困るということで放すらしいんです。そういった意味では、この子供たちからペットに対する意識改革が必要かなと思っています。ペットはおもちゃじゃないと。家族と一緒に暮らせるような仕組みをつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか、教育長。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　小学校でも当然命を大切にするということは大切なことでありますし、一旦ペットとして飼った以上は、最後まで責任を持って預かるというのが大切だと思いますので、教育の一環としてそういう命の大切さという意味で、いろんな取り組みの中、教育に取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、一つ提案なんですが、先ほど申し上げました。市町村と連携をとって、土地は市町村に提供していただいて、箱物は県のほうでつくっていただいて、管理はボランティア団体に指定管理をして、全てそこにまた１人獣医師もつけて、そこである意味では喫茶店みたいな、ちょっとした食事ができるような仕組みをつくって、そこで譲渡会もすると。譲渡会もしながら、そして殺処分ゼロにするような仕組みをつくらないと、箱物さえつくれば、じゃ誰が責任を持つかという責任問題も出ますけれども、それを公募して、ペットショップでも構いません。人が集まる施設をつくっていただきたい。そこで浄化槽をつくって、きっちりとした環境整備を整えれば、病気になったり、けがをしている動物はもらい手がいません。そこで、命が続く限り、最後まで面倒を見るという仕組みをつくっていただきたいんですが、知事いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の今の殺処分についてと、それからペットに対する愛情という思い、それから命ということを考えても、大変有意義な、あるいは重要な提言だと思っております。私も市を預

かっているときには、この殺処分の問題とそれから国際通りの猫をある意味でみんな捕まえて、そして避妊の作業をしたり、今国際通り、猫がいなくなっていると思うんです。だから、そういったようなこと等を市町村もやっていると思いますし、それから、私那覇市の出身ですから那覇市の話をしますけれども、最終焼却炉のほうにも犬を大体常時二、三十頭ぐらいおいでになる方々に見ていただいて、もらっていただくような仕組みづくりもやっておりました。ですから、こういった思いがよくわかりますので、今言うように、市町村と連携して、それから県がそれを支援して、それからボランティアの方々も大変多くの方々が、本当に猫１匹、犬１匹に対する思いはたくさん聞いておりますので、こういったものが三角形で、トライアングルでできるようになればいいことだと思います。きょう提案を受けましたから、その仕組みでやっていけるかどうかというのを担当部局と一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ県営による保護シェルターを実現していただきたいと思っております。

次に、高速船について再質問行います。

先ほど答弁いただきましたけれども、私は、これまで過去２回、高速船については質問しております。当時、知事公室長が企画部長のとき、県は検討しておりませんと、考えておりませんという答弁でありました。また、知事は、大田県政のときにうまくいかなかったと。高速船はつくったけれども、第三セクターがうまくいかなかったと答弁ありました。しかし、その後ぜひ検討していきたいという答弁もありましたけれども、この二、三年で検討したんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

今年度調査を始めるということにしておりまして、内容としては、旅客の需要であるとか、今非常に検討すべき項目が幾つかあるものですから、今年度県が調査をした上で、具体的に検討を進めたいということでございます。この二、三年でやったということではございません。

○中川　京貴君　ではない。

○企画部長（川満誠一君）　はい。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、僕はそのとおりだと思っています。県の腰が重たいものだから、我々照屋会長初め自民党会派で二階幹事長、そして菅官房長官、鶴保沖縄担当大臣に直接要請しました。それで、内閣府も新聞に載っているとおり（資料を掲示）　こうして国も挙げてやっていきたいという方向性で進んでいるんですが、国単独でやろうとしているのか、県単独でやろうとしているのか、一緒にやろうとしているのか示してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

内閣府が本年５月に策定しました交通モードの多様化等の取り組みについて承知しておりますが、それらを見ながら、県が単独で調査をしようということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　ぜひ高速船につきましては、沖縄観光に欠かしてはならない高速船だと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、那覇軍港、再質問を行います。

市街化につきまして、先ほど部長の答弁では、市街化はおおむね10年以内と、昭和50年にこの市街化に指定されたとありましたけれども、私はここで前にも質問しました。そぐわないと。その市街化区域については、軍用地地主会の皆さん方は瑕疵があるんだと。当時、地主の皆さん方はその話は聞いていないということでありました。那覇軍港に関する移設条件つき返還合意については、具体的な内容について説明してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほど答弁でもお答えさせていただきましたが、まず公聴会、原案をつくるという作業の前に素案を作成して、それを公聴会、住民の意見を聞いた上で原案を作成するという形をとります。その後住民説明会――失礼しました。原案を作成して住民説明会、それから公聴会で都市計画の案をつくると。都市計画の案をまた縦覧をした上で、案の意見照会をする。そして、関係市町村との調整をして、都市計画審議会という流れでございます。その後、当時は建設大臣の認可というのが必要ですので、建設大臣の認可をいただいて、都

市計画の決定告示をするという流れになります。

もう一点、牧港住宅地区とか、あるいは小禄・金城、こういったところが市街化区域であって、那覇軍港についてはちょっと違うんじゃないかというお話ですが、当時、那覇軍港も、あと牧港住宅地区もそれと小禄・金城地区も、具体的に整備の手法というのが決まっている状況ではございません。これは、恐らく軍用地を特有とする形でやられたものだというふうに理解しております。その後、当時は、例えば牧港住宅地区でお話しさせていただければ、返還合意は昭和49年１月30日に牧港住宅地区は設定されています。その後、昭和49年８月１日、これは那覇港湾施設も、牧港住宅地区も、小禄・金城地区も全て一緒ですが、市街化区域に指定すると、市街化区域とするという都市計画の告示をやっています。ただその後に、全部返還までは牧港住宅地区も非常に時間がかかっておりまして、昭和62年５月に全部返還というのが決まっています。その後、土地区画整理事業の都市計画決定というのが昭和63年に行われていますので、那覇港湾施設だけが特別に事業も決まっていない中で、市街化区域に指定されたということではないという理解をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今、答弁したとおりであるならば、都市計画決定されて、10年も20年も返還されないのに、都市計画決定してよろしいんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

市街化区域として都市計画決定する際に、一般的には、議員も御承知だと思いますけれども、事業手法というのをセットにして都市計画決定をします。計画的な市街化を進めるために、ただ軍用地については、当時恐らくですが、この辺は我々も細かい資料というのが残っていないものですから、一部想定になってしまいますが、当時線引きが、この市街化区域、市街化調整区域が指定されるというか、沖縄に導入される時点で、この軍用地の返還という議論もなされているという状況だったと理解しております。ですので、軍用地がいつ返るかというのは、その時点でははっきり把握しないまま、恐らく今後返還されたときに円滑に市街化が進められるようにということで、当時は明確な事業手法が決まらないまま、市街化区域として位置づけてきたということであります。ただ残念ながら、返還までそれぞれの地域に応じてではありますけれども、時間がかかってしまったというのは大変残念なことだというふうな理解をしております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど部長が相応の地域においては、建設大臣の認可を得ていると言いますけれども、建設大臣が許可したのは、天久新都心とその地域なんです。那覇軍港は入っておりません。その証拠に、衆参両院で審議討論された記録がありますか。那覇軍港において。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

都市計画決定のプロセスの中で、先ほど申し上げましたように、都市計画審議会を開催する前に、関係市町村等の意見照会を行っております。また、その中で、防衛側にもこの意見については照会しているという資料は残っております。その上で、建設大臣の認可というのを受けておりますので、我々は、土木建築部としては、都市計画決定の際に、明らかに市街化区域に設定されると、那覇港湾施設は市街化区域として残っているというふうな理解をしております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今の答弁、間違っていることを指摘します。那覇軍用地等地主会は、防衛局に対して、軍用地内において市街化区域に指定することに対して照会しました、照会。そうしたら、その結果、那覇港湾施設は、日本国とアメリカ合衆国の間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２条に基づき、アメリカ合衆国軍隊に使用を許している施設・区域であり、現時点では、市街化区域としての開発行為は困難であるため、沖縄防衛局としては、市街化区域への指定は適当ではありませんと、このように書面が出ているんです、証明書が。今部長は、防衛局の了解を得ていますということとちょっと意見違うんじゃないですか、考え方。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　当時の那覇防衛施設局からの意見についても少し触れさせていただきたいと思います。

昭和48年８月６日に、那覇防衛施設局長宛て、計画案を通知しております。その中には、那覇港湾施設も入っております。一方、那覇防衛施設局長からの要

請としましては、８月17日付で、まずフェンスを境界とみなして線引きがなされるのについては、この施設・区域の境界を基準に明確に線引きを決定していただきたいということ。それと、普天間飛行場に示す滑走路南側の施設・区域については、航空機の離発着の安全を図るため、駐留軍の用に供される提供地であるので、これは市街化調整区域に変更されたいということ。もう一つ、那覇空軍・海軍補助施設の中の同地域に航空機燃料タンクが設置されている部分については、市街化調整区域に変更されたいと。そういう御指摘はありますが、那覇港湾施設について、市街化調整区域とするようにという要請はございません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　じゃ沖縄県で、米軍基地で、那覇軍港以外に市街化区域があるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

昭和49年８月１日の当初の線引き、市街化区域、市街化調整区域の決定の際に、軍用地が幾つか市街化区域として設定されていますが、現在、軍用地として市街化区域、返還されないまま軍用地として市街化区域に残っているのは、那覇港湾施設だけでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　軍用地の中に日本の法律が適用されるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時25分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

米軍サイドが建物を建設するとか、そういう場合には適用されませんけれども、例えば県が主体になる、あるいは国が主体になるものについては、国内法が適用されるという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　翁長知事にお伺いします。

翁長知事が市長のとき、これは平成21年２月13日、翁長知事が不動産鑑定を那覇軍港に入れております。この鑑定を入れた趣旨を説明ください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

一般的に、市町村が不動産鑑定を入れるのは、固定資産の評価基準に基づいてやる事務でございまして、通常は首長までは内容について逐一上がることはないのではないかと思います。だから、事務処理として、課長等におろされている事務が市長名でなされているものが通例かと思われます。

○中川　京貴君　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

中川京貴君。

○中川　京貴君　実は、翁長知事が那覇市長のときに、この市街化区域に設定したのは市ではない、沖縄県がやったんだから県に聞きなさいということでありました。そのときは、恐らく翁長市長は知事になる考えはなかったかもしれませんけれども、今県になっています。市街化区域決定は県なんです。その結果、知事が市長のときに鑑定評価を入れたその中身を書いてあります。後でコピーを渡しますけれども、この中に、米軍施設であっても、市街化がうたわれているので、制約のないものとして評価する。財産価値が上がったんです、それで。そして、道路、水道、下水道の公共施設の整備がされていませんけれども、評価としては上がったんです、入れたおかげで。その結果、何が起きたかというと、那覇軍港はもともと垣花の末吉町の住民であり港町でした。約50坪、30坪、50坪の地主の皆さん方が住んでいたんです。知事の言葉をかりると、地主の皆さん方は銃剣とブルドーザーで追い出されたかもしれない。そういう困っている方々のために、何とか救済措置をしてほしいという質問なんです。その当時、１平米4000円だったんです、4000円。これが、今現在、６万5000円に上がっているんです。この上がったのが16倍です、評価が16倍。固定資産税においては、１平米56円でした。今現在は509円、約９倍に上がっています。この方々に負担が来ているんです。これを何とか、だからといって、軍用地が３倍４倍に上がっていればいいんですよ。軍用地は２倍３倍には上がらないのに、評価だけが上がっていると。それでこの約九百何名の皆さん方が困っているということで、今那覇市や県のほうで、その要請を受けているんです。ですから、私は前にも質問しま

したけれども、これをそのままほっておくんじゃなくて、那覇市と県と一緒になって、救済措置をしていただきたい。話し合いをしていただきたい。今後どうするかという、解決していただきたいんです。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

那覇市と那覇軍用地等地主会との間で意見交換をされているということも聞いておりますので、状況をさらに県のほうとしても、市町村課の固定資産税の担当を通じて、よく聞き取りをして、土木とも相談しながら、対応について検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私も基地問題は少し詳しいつもりなんですが、その市街化区域、そして今知事が言った評価を入れた、不動産鑑定入れたのは、この総務省から入ってくる基地交付金、また防衛省から入ってくる特定防衛施設の調整交付金、その交付金を国から上げるためにそういった手続をしたのか聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　基地交付金の算定については、不動産評価は項目はなくて、不動産の鑑定額を基地交付金の算定のために報告するということはなく、総務省に対しては、面積であるとかその当該基地の、基地交付金の対象となっている土地の現況を報告するにとどまっているということになっています。不動産鑑定の金額を報告しないと基地交付金の算定ができないということではないということです。

○中川　京貴君　ちょっと確認だけ、議長お願いします。確認だけ。

○議長（新里米吉君）　もう終わっているので質問はできませんから。

○中川　京貴君　質問じゃなくて確認。

○議長（新里米吉君）　だから座ってどうぞ。

○中川　京貴君　済みません、確認。

先ほどの私の質問に対して、県と市と地主会と今後話し合いをするということでよろしいですよね。よろしいですね、確認です。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　沖縄・自民党、又吉清義です。

一般質問通告をしていますので、進めていきたいと思います。

まず１、西普天間住宅地区跡地利用についての県の取り組みについて。

(1)、普天間高校移転に関する県の姿勢と今後の対応方について伺う。

(2)、琉大附属病院の移設進捗状況について伺う。

２、基地行政について。

(1)、辺野古埋め立てについての訴えの提起について。

ア、補正予算の517万円の根拠について。

イ、岩礁破砕について。

ウ、那覇空港第２滑走路埋め立てと辺野古埋め立ての漁業権問題について。

エ、一日も早い危険性の除去に向けた現実的な県の取り組み方はどのような政策か。

３、観光立県を目指した県の環境整備について。

(1)、安全にリゾートを楽しむための各ビーチへの避雷針対策について。

(2)、世界から訪れる観光客をしっかりとお世話し、県民の経済活性化に向けた取り組みの整備について。

４、学童保育について。

(1)、沖縄県の実態はどのようになっているか。

(2)、県の支援策等や今後の取り組みについて伺う。

５、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　又吉清義議員の御質問にお答えいたします。

観光立県を目指した県の環境整備についてに関する御質問の中の３の(2)、観光客への対応に伴う県経済の発展についてお答えをいたします。

沖縄県では、県民の観光意識の高揚を図ることによって、県民一丸となった観光客の受け入れ体制づくりを推進し、地域社会の活性化等に寄与するため、めんそーれ沖縄県民運動推進協議会を設置しておりま

す。また、増加する外国人観光客を文化や習慣の違いを乗り越え、県民が温かく迎え入れる機運を高めるため、ウエルカムんちゅになろう運動を実施しているところであります。これらの運動を通して、沖縄を訪れる観光客の満足度の向上を図り、リピーターの拡大等さらなる観光客数の増加につなげるとともに、付加価値の高い観光・リゾート産業を推進し、県経済の発展につなげていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、西普天間住宅地区跡地利用における県の取り組みについての(1)、普天間高校移設に係る県の姿勢と今後の対応についてお答えいたします。

普天間高校の移設については、これまで同校の同窓会やＰＴＡからの教育環境の改善を求める移設要望を踏まえ、県教育委員会とともに検討を行ってまいりました。現在は、これまでの県議会における議論や宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、引き続き、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。

次に、同じく(2)、琉大附属病院の移設進捗状況についてお答えいたします。

琉球大学は、医学部及び同附属病院の移設について、平成28年３月に移転整備基本構想を、平成29年３月には同基本計画を策定しております。現在、同大学において、宜野湾市と連携しながら、用地取得を進めているところであります。琉球大学医学部附属病院の移設については、平成36年度末を目途に完了する予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、基地行政についての中の(1)ア、補正予算額の根拠についてお答えいたします。

県は、今回の差しとめ訴訟に係る費用として、517万2000円を補正予算に計上しております。当該費用は全て弁護士への訴訟委託料となっております。

次に、(1)エ、普天間飛行場の危険性除去についてお答えいたします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去は、県政の最重要課題であります。特に５年以内運用停止については大変重要であるとして、去る５月17日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。

県としては、今後も引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において、普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、基地行政についての御質問の中の(1)のイ、普天間飛行場代替施設建設工事における岩礁破砕等許可の必要性についてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則第39条に規定されている岩礁破砕等許可は、「漁業権の設定されている漁場内において、岩礁破砕等行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない」とされております。今回、沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において、繰り返し確認されてきております。そのため、県としては、知事の変更免許が行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。

以上のことから、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可が必要であります。

次に、(1)ウの那覇空港と辺野古における漁業権問題についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設工事に当たり、漁業権者が総会でいわゆる漁業権の一部放棄を議決したことをもって、漁業権は消滅しているとして、新たな岩礁破砕等許可を受ける必要はない旨を県に通知し、海上工事を行っております。一方、内閣府

沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所は、普天間飛行場代替施設建設工事と同様に漁業権者から漁業権の一部放棄の議決を受けた上で、その区域も含めた新たな岩礁破砕等許可申請を行い、県の許可を受けて工事を継続しております。沖縄防衛局と沖縄総合事務局は、漁業権者から漁業権の一部放棄の議決を受けるという同じ条件であるにもかかわらず、同じ国の機関でありながら、異なった対応を行っていると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、観光立県を目指した県の環境整備についての御質問の中の(1)、各ビーチへの避雷針対策についてお答えいたします。

沖縄県のビーチにつきましては、国内外に誇れる重要な観光資源の一つと考えています。雷による災害から身を守り、観光客が安心してビーチリゾートを楽しむためには、急な天候変動に注意し、落雷注意報など気象情報を把握した場合は、すぐに遊泳をとめ、近くの建物の中へ避難するといった迅速な避難活動を実施することが重要であると認識しております。

県としましては、今後とも観光客に対して安全・安心な観光地を提供するため、関係機関と連携し、体制整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４の学童保育についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの実態についてお答えします。

放課後児童クラブ実施状況調査の速報値によりますと、平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は402クラブで、前年度と比較し29クラブ増加し、登録児童数は１万7483人で、前年度と比較し1982人増加しております。また、登録できなかった児童は844人となっており、前年度と比較し183人増加しております。

次に、４の(2)、放課後児童クラブに対する支援策や今後の取り組みについてお答えします。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに478カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、市町村に対してクラブの新規設置のための施設改修や運営費等を支援しているところであります。また、利用料の低減を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村が行う公的施設を活用したクラブ整備に対して支援を行っており、今年度は20施設への補助を予定しております。

引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブへの支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず１の(1)、知事のほうからも、自民党を代表して質問した具志堅透議員へ、普天間高校移設問題は議論の結果、跡地利用モデルとして積極的に取り組んでいきたいとの御答弁がありました。ぜひそれを信じておりますので、今企画部の川満部長からもありました。去年の11月におきましては、教育長はこれは非常に難しいと、予算がないということで答弁しておりましたが、それに関して教育委員会のほうも今企画部と歩調を合わせて進めていくというふうに理解してよろしいか。その確認を改めてさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　昨年11月25日に市のほうから期限を振られまして、そのときには財源のめどが立っていないということで困難という回答をさせていただきました。ただ跡利用のモデルという形で、県で一体となって取り組んでいくという方針になりましたので、教育委員会も企画部と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　知事を初め企画部としても教育委員会としても取り組んでいくということですね。ぜひこれ進めていかんとあかぬなということになるんですが、そこで改めて質問いたします。

県のほうは、宜野湾市の普天間高校移設問題の説明会におきまして、８月から普天間高校用地の買い取りを進めていきたいとそういうふうに説明がありました。ですから、まずこの買い取りをする面積、財源確保について伺います。どのように計画しておられるか、その点について御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　面積の規模につきましては、西普天間住宅地区跡地利用計画における人材育成拠点ゾーンの約５ヘクタールを予定しておりまして、ただ減歩等も考えて、さらにこれより大きな買い取りが必要、7.5ヘクタール程度は買い取りが必要じゃないかと考えております。それで財源につきましては、土地取得基金を活用して買い取りを進めてまいりたい

と考えております。
○又吉　清義君　ごめんなさい。ちょっと聞こえづらかったね。ちょっと聞こえづらかったです。
○議長（新里米吉君）　答弁がよく聞き取れなかったということですが。
○又吉　清義君　聞き取れないですね。ちょっと聞こえないな。
○議長（新里米吉君）　もっと大きな声でお願いします。要するに、何ヘクタール買い取るつもりかということですよ。
○企画部長（川満誠一君）　失礼しました。
7.5ヘクタールを買い取りする考えでございます。7.5ヘクタール。
基金の名称は、正確な名称を申し上げます。沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金でございます。
○又吉　清義君　ちょっと休憩してもらえませんか、議長。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時13分休憩
午後５時13分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
又吉清義君。
○又吉　清義君　ありがとうございます。なかなかちょっと聞こえづらくて大変申しわけございません。御迷惑をかけました。
面積、資金も確保していることを今企画部長がおっしゃっておりますが、これについて企画部、総務部また財政等も詰めてのお話だと理解してよろしいですよね。財政課は知らないよとまた言われたら大変な問題ですから、これも間違いないですよね。財政とも詰めてのことだと理解してよろしいですね。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。
企画部そして教育委員会含めてこれまでいろいろと調整をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　財政とも詰めているということであればより現実的に進んでいくと思いますが、そこには自民党の税制調査会でもいろいろお互い御尽力する、またみんなで御尽力をいただいた結果かと思いますが、そこでもう少しお伺いいたします。
やはりこの先行取得を行うからには期限がどうしてもあるかと思うんです。ですからこの地権者約263名でしたか、その方々を来年の３月31日までにしっかりと意思表示をさせないといけないと。そういった体制のもとでしないとこの用地取得は無理かと思うんです。それにおいて県としてこれをしっかりと行動を起こす、実行する、実現するためにはどのようなまず計画を持っておられるか。買う意思はできた、財源は確保することも約束をした。これを行動を起こす場合にどのように進めていくのか、その点について御説明お願いしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
沖縄県としては現在、用地取得に向けた法的な手続、つまり特定事業の見通しを立てることや地権者の受け付け窓口となる宜野湾市と協議を行っているところであります。なるべく早く着手できるように取り組んでいるところでございまして、これの準備や協議が調い次第、８月ごろには先行取得を実施したいという考えで今作業を進めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　今イヤホン調子よくて、途中から大変よく聞こえますので、少し聞こえない分がありましたから。今宜野湾市と詰めながら進めていくということでとても大切なことかと思うんですよ。やはりこれを263名の地権者の方々をしっかりと説得する、そして用地を確保するというのはこれは並大抵じゃないものですから。そしてこれについて案があるんですが、まず土地開発公社にも皆さん委託もするでしょう。また皆さんとして積極的に宜野湾市までも出向いて行くでしょう。その中でやはり地権者といかに常々心を通わす。そして敏速に対応する。こういった一つ一つが私はこれ用地取得の大きな実現のスピーディーにつながるかと思うんです。ですから県としてぜひ、例えばこの執行部職員として宜野湾市に派遣ができないかということと、やはりそういった対策みたいな事務所等を設置してスピーディーに進めていくと。県が用地買収をするのにこちらわざわざ那覇から普天間まで出向いて行って購入するのではなく、むしろ普天間近辺に事務所があって、そこに地権者も毎日来てもらうと。そういうふうにすると私はかなりスピーディーに行くかと思うんですが。そういった対応策等もやはり残された期間においては実現するためには必要かと思いますが、その点についても御検討はできないかどうかちょっとお伺いしたいのですがいかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時19分休憩
午後５時19分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

土地取得の加速という御指摘は非常に重要な点でございますので、宜野湾市とも相談しながら御指摘の点は検討して、つまり宜野湾市の中にサテライト機能を持つかどうかというような御提案も今あるものですから、それらについても検討して加速化に努めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひそういうこともしないと残りあと約９カ月ですか、かなり大切な事柄でもあるし本当に国としても予算をつけていただいたものに関してしっかりと執行をする。私は大切なことだと思いますので、ぜひそういったあらゆる角度からいかに実現できるか。単なる普天間高校の普通高校の移転だけじゃなくてやはりスーパーハイスクールを目指す、社会どころか世界にこれから役立つ人間の人材を育てて大きな展望と計画を持ってやっていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

では引き続き、基地行政についてのまず補正予算517万の根拠についてですが、その点についてほかの角度からまずお伺いいたします。

この差しとめ費用、この517万の弁護士は一体何名の方が担当するかまずお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

現時点で３名の方にお願いしたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　現時点は３名ということなんですが、以前これまで皆さん裁判を４回行ってまいりました。費用は約１億円近くかかりました。ほとんどの裁判が弁護士の皆さん大体７名ぐらいだったかと思いますが、今回あえてこれが517万で弁護士も３名で足りるという根拠はどこにありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　前回は一連の訴訟、代執行訴訟から抗告訴訟、関与取り消し訴訟、不作為違法確認訴訟とずっと続いたわけですけれども、今回は岩礁破砕等の差しとめに関する件ということで、事案も漁業調整規則に基づくものでございます。これまで公水法の関係ではいろいろ沖縄県の基地の形成過程とかさまざまな分野も入れて７名ということをやったわけですけれども、今回は漁業調整規則に基づく漁業権の設定のものが争点になりますので、今の３名で十分対応できるという判断をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　３名で十分足りるということなんですが、非常に私気になるのがあるんですが、これまで皆さん４回の裁判を行ってきました。費用は約１億円近くかかりました。もちろんそこには県民の大切な税金で賄われ、結果は敗訴でございます。しかし敗訴したにもかかわらず何の謝罪もなかったのも事実でございます。このようにまた今回も517万という県民の大切な税金を投入して裁判を行おうとしているんですが、これには勝てると勝算はあるのかないのか、その点は皆さんどのような思いのもとに行動を起こしているか、それについて御答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々行政としては無許可な行為を放置できないということで、法律による行政の原理の観点から差しとめ訴訟を起こすというふうな決意に至ったわけですが、その過程の中でさまざまな論点が当然ございますけれども、その点につきましては弁護士ですとか行政法学者等々、検討を重ねた結果、提起できるというふうな判断に至ったところでございます。訴訟について現時点で見通しということは申し述べることは差し控えたいと思いますけれども、県としてはしっかり裁判において県の主張の正当性を主張してまいりたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　私はどうも県の主張についてこれは間違いじゃないのかなという観念があるものですから、ですからやはり皆さんこのように裁判をする中で基地問題は解決するどころかむしろ難しくなってしまったなと。こういうふうに多くの県民の方が嘆くこの言葉をたまたま耳にするものですから。もし皆さんこの裁判に負けたら誰がこの無駄な税金の使いよう、賄いの責任を負うのか。その辺は裁判の結果はどうあれ皆さんとして裁判を行うのか、責任の所在云々はあるのかないのか、それについてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々先ほど言いましたように、無許可の岩礁破砕行為を黙認できないということで、国において県の指導に応じていただければよかったわけですが、指導に応じないという意思が明確になりましたので、訴訟の提起をせざるを得ないという事態に至りました。ここに至るまでは弁護士、行政法学者と十分に検討を重ねた上で法律構成は可能だというふうに認識したわけでございます。したがいまして、県としてはしっかりと県の正当性を主張してま

いりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　じゃ別の角度からお伺いいたします。
　差しとめ訴訟において県はどのような財産上の権利、利益を守ろうとしているのか、具体的にお答えしてもらえませんか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県は差しとめ訴訟において、岩礁破砕等行為を一般的にしてはならないという不作為の義務履行その請求権を求めているわけでございます。ですから県が求める訴えの利益といいますのは、その作為義務の請求権というふうになると考えております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　作為義務の請求権というと、どうも弱くないのかなと。本当に財産上の権利、利益、これでいいのかなと、この観点からだったらですね。じゃ別の角度でまたお伺いいたします。
　知事は３月25日に埋立承認撤回を必ずやると断言いたしました。撤回ではなく差しとめ訴訟を提起するのはどのような理由からですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　撤回というのは、適法になされた行政行為について、事後的な要因によって放置できないということで将来的に効果を取り消しということでございます。
　今埋め立てに関しましては、公水法の埋立承認がなされておりますので、撤回という場合は公水法に基づくものということになると思いますけれども、今現時点で国の沖縄防衛局の対応といいますのは、県が問題にしておりますのは、無許可の岩礁破砕等の行為でございます。これについてまずはとめる必要が喫緊の課題ということで、撤回ではなく無許可の岩礁破砕等行為の差しとめを求める訴えを提起しているということでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　３月25日に埋立撤回を必ずやるんだと力強く明言したことはどうも信頼性はないですね、これからすると。私からするととりあえず言っとけやと、そのほうが県民受けするからこれ言ったのかなとしか思えないんですが、これから本題に入っていきたいと思います。
　まず、漁業権とはどのようなものか御説明ください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　漁業権とは、「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。
　この説明でいいんですか。皆さんはそのように理解しているんですか。
　皆さんは本当にこういうふうに理解しているんですか。
○議長（新里米吉君）　答弁していますから、再度質問してただしたらいいですよ。
　答弁はしていますから。補足しますか。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　漁業権は、知事の免許により漁業協同組合等に付与されたものであり、伊勢エビ漁業やシャコ貝漁業など一定の水面に地元漁業者が共同に利用して営むもののこれが共同漁業権、クルマエビ養殖やモズク養殖など一定の区域において養殖業を営むための区画漁業権、大型定置網漁業を営む定置漁業権といった種類があります。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　肝心なところ抜けておりますが、あえて述べておりませんので、それを言わずに次に進ませてもらいます。
　沖縄県内の海岸線において、漁業権が存在しない海域はあるか。あればどのような地域か御説明ください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時30分休憩
　　午後５時30分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　沿岸部分等については共同漁業権は基本的に設定されております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　私は設定ということは一言も言っておりませんよ。漁業権が存在しない海域はあるかと聞いたんですよ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時31分休憩
　　午後５時32分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　先ほどちょっと説明しましたけれども、沿岸部分のほうについては共同漁業権は設定されておりますけれども、那覇の一部のチービシのところでは共同漁業権が設定されていない地域もございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、漁業権が設定されていない地域じゃなくて、漁業権が存在しない海域について聞いているんですよ。漁業権が存在しない海域。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと再度の説明になるかもしれませんけれども、まず漁業権とは「一定の水面において特定の漁業権を一定の期間排他的に営む権利」ですけれども、これについては漁業権については知事の許可というかそこにあるんですけれども、先ほど説明したように一部知事のほうでされていないチービシとか、那覇市の那覇近郊の、そういうところがありますので基本的には漁業権は知事のほうで設定されていると。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　こういう解釈だから多分今回もあれでしょうね。今黙っておきますが、次に進みたいと思います。

平成25年９月１日、辺野古地域海岸一帯に漁業権免許の申請をした団体はどの団体ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

申請されたものは各漁業協同組合、法人、あるいは個人等で申請されております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　きのう皆さんから資料をいただいたんですよ。手元に来ていないんですか。改めて担当に聞いてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　済みません。

再度繰り返しになるかもしれませんけれども、免許申請されたものは名護漁業協同組合を初め、法人、個人を含めて申請されているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　先ほど名護漁業協同組合が聞こえないものですから、改めて再度確認しております。

次、お伺いします。

県内の海岸線地域で漁業権の設定されている海域と、そうでない地域があるかを伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　恐縮ですけれども、再度答弁になるかと思いますけれども、沿岸部については共同漁業権は基本的には設定されているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから漁業権と漁業権の設定されている海域と私聞いているんですよ。皆さん混同したらだめですよ。漁業権と漁業権の設定はじゃ皆さん一緒というふうに理解しているわけですね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時40分休憩

午後５時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　済みません。繰り返しになるかもしれませんけれども、漁業権について再度説明いたしたいと思います。

まず漁業権とは「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」です。漁業権は知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の答弁はとにかく私はさっきから間違えていますよと。私は漁業権を聞いているんですよ。漁業権の設定は聞いていないですよ。

次に移ります。

漁業法第31条において組合員の同意を必要とし準用するのはどのような項目があるかお答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　法律第31条は、漁業権を変更等しようとするときの「組合員の同意」に関する規定であります。その第１項では「第８条第３項から第５項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組

合連合会がその有する特定区画漁業権又は第１種共同漁業を内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。」と規定されております。なお、同条で準用する法第８条第３項は、漁業権行使規則に定める際は総会の議決前に関係地区の区域内に住所を有する者の３分の２以上の書面による同意を得なければならないことを規定しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　それでいいかと思いますよ。ですから「組合員の同意」で同意事項で「共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。」、これは先ほど言われたとおりであります。ですからこの中で漁業法第22条において都道府県知事に申請をして、その免許を受けなければならない行為はどのようなものが明記されていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　法律第22条は「漁業権の分割又は変更」に関する規定であります。その第１項で、「漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。」と規定されております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから知事の免許を必要とするのは「漁業権を分割し、又は変更しようとするとき」ですよね。先ほどの放棄は知事の免許要らないんですよね。その確認です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権は漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であります。漁業権の放棄に関してその全部を放棄することは免許を返上することであり、漁業権の内容を変動させるものではないことから、県としては漁業権者の意思表示により可能であると解しております。

再度繰り返しますけれども、漁業権の放棄に関してその全部を放棄することはということです。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから何かちょっと私もわけがわからなくなってきたのですが、多分部長も全然わけわからなくなっていると思いますが、放棄をすることは要するに知事の免許は要りませんということが第22条でうたわれているのはもう間違いないというのは確認いたしました。ですから平成28年11月28日、名護漁業協同組合、辺野古埋立地におきましては漁業権をどうしましたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

いわゆる一部放棄を行ったということです。一部放棄です、いわゆる。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　一部放棄という皆さん解釈は、どのくらいの面積を予定しておりますか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権は漁業の種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であります。面積的な概念等はございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　面積等はないかもしれないんですが、逐条を見ると一部放棄においても影響を及ぼすのか及ぼさないのか。一番大事なのは漁業権というのは何かという解釈で皆さんとも私と大きくずれているんですが、漁業権とは公有水面において水産動植物を採集したり養殖したりして生計を立てる権利なんです。生計を立てる権利ですよ。これを知事に免許により設定されて初めてこの漁業権が生きてくるわけですよ。沖縄中全部漁業権あるんですよ。沖縄中全部、全部あるんですよ。岩礁破砕もしていいんですよ。しかしそこで知事に免許を出して制定をされるとそれができない。知事の許可を受けなければならない。先ほどの22条でちゃんとおっしゃったじゃないですか。「漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならないと。」。

一部放棄をした、じゃ伺いますよ。先ほど漁業権、生計を立てる権利があると。立てるためにですね。名護の辺野古埋立地、放棄をいたしました。そこで生計を立てる方々というのはどのような方々がいるんですか、皆さん。知事の許可をもらわないといかんという漁業権が設定されているという言い方するんですが、

どのような方々がそこで生計を立てようとしているんですか、お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時49分休憩

午後５時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

共同漁業権の免許を受けた名護漁業協同組合の組合のほうですね。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　皆さん、大丈夫ですか。名護漁業協同組合は第１号議案、第２号議案でこれを消滅にかける同意、公有水面埋め立てに係る同意、放棄したんですよ。どなたですか、今あなたがおっしゃった地域というのは。申請書出ているんですか。辺野古埋め立てに対する申請書が出ているのは名護漁業協同組合ですよ。どこの団体ですかこれ、潜りですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後５時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと説明が重複するかと思いますけれども、再度説明したいと思います。

漁業権は漁業の種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であります。漁業権の放棄に関してその全部を放棄することは免許を返上することであり、漁業権の内容を変動させるものではないことから、県としましては、漁業権者の意思表示により可能であると解しております。今般問題となっておりますいわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであることから、その法的効果を生じさせるためには知事の変更免許が必要であります。このことについては従来の水産庁長官通知や、政府見解等において繰り返し確認されてきたところであります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、ごめんなさい。一生懸命答弁していますが声が小さくて全然聞こえません。申しわけございません。私のほうでするべきでございました。

一部放棄、皆さんはこの消滅でわかりますか。名護の漁業権がどのぐらい大きい範囲に……、ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時52分休憩

午後５時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、いいですか。（資料を掲示）小さくて済みません。この大きな範囲が名護漁業協同組合が漁業権を知事に免許申請した部分です。この一点のところを放棄したわけですよ、一点のところ。わずか一点ぐらいが該当するところを。ですから申請する必要がないんですよ。逐条全部出ておりますよ。一部放棄も――これが漁場計画であり、これが計画に影響するものは改めて申請しないといけないと。ここは生計を営む人誰もいませんと、誰もいませんと。いないものを皆さんは免許を出しなさい出しなさい。誰がそこで生計立てるんですか。ですから私は聞いているんですよ。それについてどうお答えになりますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

再度繰り返しになって恐縮ですけれども、今般問題となっておりますいわゆる漁業権の一部放棄とは漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであることから、その法的効果を生じさせるには知事の変更免許が必要であります。このことについては従来の水産庁長官通知や政府見解などにおいて繰り返し確認されてきたところであります。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、22条では知事の免許を受けるのは分割であり、そして変更だけですよと。放棄に関して一切うたわれてないですよと。そしてその中で皆さんも実はこれよく御存じなんですよ。平成29年４月５日の普天間飛行場代替施設に係る海上作業の進捗について、こういうふうに皆さん防衛省にどういうふうに求めているかというと、当該漁業権が設定されているとの前提のもと、皆さん前提のもとですよ。法的根拠何もないですよ。そしてそれだけが……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。もう時間相当過ぎています。

○又吉　清義君　はい、はい。もう一つ６月７日にあった差しとめ訴訟においても弁護団どのように言っ

ているかというと、請求の趣旨は何に違反しているというのは出てこないと。違反は出てこないという中で皆さんやっているわけですよ。私はこれ皆さん裁判にすること自体、漁業権というのは認識の大きな違いだと思いますよ。漁業権というのは……

○議長（新里米吉君）　まとめて……。終わってください。終わってください。

○又吉　清義君　お互い生活を営むものであり、そこでやっていいかの許可を得るために知事に免許を申請する……

○議長（新里米吉君）　先ほどから終わるように話しております。

○又吉　清義君　要らないというものに免許は要りませんよ。

以上です。

ありがとうございました。どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　沖縄・自民党、花城大輔です。

きょうもよろしくお願いいたします。

まず、教育行政についての給付型奨学金についてですが、やっとスタートすることができました。25名の若者が夢をかなえたわけですけれども、ことしの25名に対してのみではなくて、ほかにもスーパーグローバルに合格した人がいたのかとか、この25名が主にどのような有名進学校に進んだのか、特徴的なものを紹介していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時58分休憩

午後５時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今年度は25名が給付決定を受けましたけれども、進学先がスーパーグローバル大学、Ａタイプと言われておりますけれども、世界レベルの教育研究を行う大学ということで10校、12名の方が合格されています。大学としては北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京工業大学などなどになっております。

あとタイプＢというのが、我が国の社会のグローバル化を牽引する大学ということで、10校13名、千葉大学、金沢大学とか岡山、熊本大学とか、法政、明治等々の大学に受かっています。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この25名にとっては非常によかったことだと思うのですが、やはり100名以上の生徒が一度夢を見ながらもかなえられなかったという結果も非常に残念に思っています。この中で、例えば、この25名の中に入らなかったけれども、スーパーグローバルは合格して別の方法で進学した子がいるのかとか、その辺も特徴的なものがあれば教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時59分休憩

午後６時 ０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　申しわけありません。

採用された方、候補者として採用しまして、そこが合格したかどうかで給付決定になっていますので、採用されなかった方の大学の行き先は、把握していないようです。済みません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　昨年、一般質問でも質問させてもらって、そのときはいろいろと県に全てを要求を僕はしたわけですけれども、例えば、就学支援を受けて、高校に進学した子供の枠をつくってほしいとか、児童園に通っている子供たちの枠をつくってほしいとか、幸い子どもの未来県民会議のほうが児童園の枠をつくっていただいて、そしてまた今度、30年度の入学予定者の枠を国がつくった。この２つの支援策がまたふえたことについてどのような評価をしていくか教えてください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　国におかれても給付型奨学金が創設されました。沖縄県の枠で800名近い枠が日本学生支援機構のほうから届いているようであります。またいろんな企業さんも基金とかそういうものを設けまして、それぞれに特色ある給付型奨学金が創設されております。そういう意味で、こういう動きが広がっていくことは、経済的に厳しい生徒の大学進学の機会が広がるという意味でありがたいことだと考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　国のもので非常にいいものができてきたなと私は思っていて、例えば、学習成績だけではなくて、部活動やその他の活動にも秀でた人、生徒、または何か困難を克服したというような表現がありましたけれども、人間的に成長した生徒、そのような人たちがこの学業だけではなくて、いろんな可能性を求めていってさらに進学に挑戦ができる。このような制

度ができたことをとてもうれしく思っています。

今、子どもの県民未来会議やこの国の制度がふえたことも踏まえて、沖縄県これからどのような方向で進めていこうと思っているか、聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 実は、今回25名採用された生徒さんのデータといいますか、家計の基準とかその辺を見ますと、ひとり親世帯が44％、25名のうち11名いらっしゃいます。これは重複しますけれども、住民税非課税世帯が６割、25名のうちの15名という形で結構厳しい家庭の中の生徒さんも頑張って、評価もされて採用されているということでありますので、ただし、どうしても財源の面で25名、４年たてば100名規模になります。25名が採用されて２年生になるとまた新しい１年生が入ってくると。そういう形になりますので、どうしても毎年毎年の財源の確保が課題になりますけれども、これの今すぐに拡充というのは財政的な問題がありますので、国の支援の状況もかなり大規模になっておりますので、その辺も踏まえて全体でそういうものを支えていくという形かなと考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 国が非常に大きなものをつくっていますから、その動きを確認しながらということになるんでしょうけれども、ぜひ、やはり一度夢を見て、努力をして、そしてかなわなかった。そこにも何かしらの光を当てていただきたいと今後期待したいというふうに思っています。

次の質問、泡瀬特別支援学校についてなんですけれども、先日、縁あって学校に寄らせてもらって、先生たちが非常に一生懸命活動されている姿を見せてもらいました。特に防災訓練は非常に力を入れてやっていまして、こういう先生がいるんだったらとても安心だなということがあったんですけれども、実は、本来の避難先が数キロ離れたホテルだったんです。そこに行くためには歩道橋を渡って国道を横断しないといけない。車椅子の児童は4.5センチ以上からバリアですから、渡れないわけです。ベッドで避難する子もいます。ベッドに医療器具がついている子もいます。避難することがまず無理だということで、自治会長とか周辺地域の人がいろいろ協力して知恵を出し合って、数百メートル離れた建設会社、小高い丘にある建設会社にお願いして、そこを避難先にしてもらっています。そこに食料の備蓄もして何とかやっているところなんですけれども、そもそもこの子たちが避難をする必要がないところで教育を受けさせてあげるべきではないだろうかということを考えました。

また、学校から外に出る間も、３階から１階におりるにはスロープが１本しかなくて、そこは混み合うわけです、ベッドとかがあると。また屋外にエレベーターがあるんですけれども、２つ。１つは壊れていました。しかもおりるのに１分、上がるのに１分。少ない人数しか乗れないのに非常に時間かかると。学校の外に出るだけで一苦労という状況なんです。しかも、その地域、津波の避難としては少し距離があるということで、外には出ないというふうになっているんですけれども、このような状況を聞いてどのように感じていますか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 泡瀬特別支援学校は海抜が低い位置に立地しているということは承知しておりまして、データで見ますと、海抜５メートル、海からの距離は600メートルの地点にあるというふうに承知しております。それで現在の対応としては、その辺の防災・減災の取り組みとして東日本大震災を踏まえまして、20年度に学校防災システムというのを導入いたしました。そして、26年から安全体制の整備研究校という形で指定をしまして、避難訓練と安全確保の体制に努めておりますけれども、確かに、移動の状況といいますと、車椅子の生徒が９割を超えているという形でありました。そういう意味で、今の学校のほうでは、先ほどお話しありました建設会社さん、太田建設さんですけれども、あちらのほうに協力いただいて、学校から480メートルほどの距離ということでありますけれども、私も学校訪問した際に、そういう建設会社さんに協力いただいているということのお話もいただきました。倉庫の３階に生徒、職員の避難スペースというのが設けられて、備蓄もされているという形で非常にありがたい御協力だと思っております。

そういうものとか、津波の高さとか、到達時間、それによって避難する場所をそれぞれいろいろあらかじめ設定しているという状況でありますので、まずはその部分の減災という形の取り組みをしっかり確立していくというのが大事かなと考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城　大輔君 本当に、防災と減災の面で多くの方が努力されて苦労されていることは知っています。しかしながら、地震が来た際にあの地域は液状化が非常に危惧されているということで、建物の中に残っていても安心できない環境だというふうに思っているんです。なので、この努力していることは認めますけれども、いっそのこと思い切って高台に移転することを検

討して実行されてみてはいかがかと思うのですがどうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　泡瀬特別支援学校は近隣の、先ほどの民間企業の敷地の避難場所を提供いただいたり、自治会さん、あとは県立教育センターと協力連携して、地震、津波の避難訓練も実施してまいりました。実は、泡瀬特別支援学校には、現在隣接して中部療育医療センターというのがございます。そちらの生徒が学ぶ学校という位置づけもございまして、そちら抜きでの移転とか、そういう検討は簡単にはできないところもございます。そういうことで防災対策、これまで取り組んできた減災・防災の取り組みの成果とか課題も検証しながら、学校とか関係機関と意見交換を行ってまいりたいと、その後でどういう対応がより妥当なのかということは検証していく必要があろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　実際、問題はたくさんあるということは私も理解しますけれども、高台に上がるということの必要性はもう認識としてされていると思うんです。何かあったときに、この責任の所在や心配する人たちを減らすためにもぜひ今後決断いただきたいと思って期待をしています。

次の質問に行きます。

海洋資源開発についてなんですけれども、ことし世界で初めて採掘・揚鉱という実証試験が行われます。簡単に言うと、海底鉱物資源を一度とって陸に揚げてという作業なんですけれども、世界で初めてです。伊是名沖でやります。

沖縄県は25年・26年度で、可能性実証試験をして、27年度には海洋産業創出協議会を設置する、そんな取り組みをしています。実際、この海洋資源の鉱物の話が出たときに、こんなに早く進むと思っていた方は少なかったんではないかなというふうに思っております。なので、県も物すごく進んでいるのかなと思ったら今年度予算が下がって、それでとても気になっていたところなんですけれども、この沖縄県の本気度、これから取り組む姿勢について聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国が揚鉱・採鉱ということで初めてやるということです。伊是名沖のほうで今年度にやるわけですけれども、ただ、これは試掘でありまして、その内容を分析した結果、平成30年度後半以降に商業化できるかというような判断をするということがございます。それで急に産業化という話にはなりませんけれども、ただ私どもとしましては、これまでどういう関係ができるかという調査とかいろいろやってまいりました。

そういう意味では、まずこの試掘に対する協力とか、それからその精錬までいく過程の中で、沖縄県でどういったことができるかということを調査し、できることから初めようということで今取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ただ、国はもうやることを決めてロードマップまで出しているわけですよね。来年度中には第２次の海洋基本計画をつくる。そして、30年代半ばまでに第３次の海洋基本計画をつくる。そして、採掘法など法整備をしっかり行う。そして、30年代後半には商業化を進めていくというふうに大まかではありますけれども、ロードマップがもう出ています。

県もこれに先駆けてこのロードマップみたいなものを作成していく必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国のほうでは大まかな、先ほど言いましたように、30年度後半に向けてのスケジュールができております。我々もそれをにらみながら、何ができるかということを今調査検討してるところでございまして、それの具体的なことでどこまでできるかということを国と調整しないといけないものですから、そこら辺を今詰めながら具体的な話を出していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、答弁がありました国との調整、また海洋産業創出協議会でどのような議論がなされているか、幾つか代表的なものを教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時13分休憩

午後６時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　協議会につきましては、２年前に開きまして昨年度は開いてないんですけれども、その２年前につきましては、まず当初の話でございまして、沖縄県、どのようにして拠点になれるかということをそれぞれの委員の皆様に話していただいたということでございまして、具体的なこれこれやったほうがいいというような提言は受けなかったわけです。ただ、進めていくべきだということの方向性を示していただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　国は来年度には経済性調査も行います。どんどんどんどん前に進んでいきます。県も予算を減らして、国の動向を見ていく時間はないと私は思うんです。例えば、お金はかかるかもしれないけれども、しっかりと精通した専門家を入れるとか、それに基づいて国のロードマップにあわせて県も前倒しでやっていくとか、そのようなことがどうしても私は必要だというふうに思っています。これまで、沖縄の近海でとれた鉱物資源は、沖縄のものではありませんでしたけれども、しっかりと沖縄で活用できるように協力してくださる人もたくさんいると思っています。部長、今後の計画についていかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時15分休憩

午後６時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　長期的には国との計画とすり合わせないといけないんですけれども、我々としては、まず先ほども申しましたように、できるところをやるということで、彼らは採掘に当たってはそれぞれ長期かかりますので、まず寄港地、調査船の寄港地を沖縄県に置いてもらうというような話、それからいろいろ海底から持ち上げてきますと、それは環境の話が出てきますので、環境についての連絡調整を行っていくということをまずは考えております。その次の段階といたしましては、出てきたものはせん孔し精錬していくという過程がございます。それにつきまして、じゃ沖縄県でできるかということを実地で見てきまして、我々のどこにどういうふうに立地したほうがいいかということの検討を行っていく予定でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　部長、今、支援拠点のお話をされているかと思ったんですけれども、やっぱりどの港を使うのか、そこにどのような研究機関を置くのか、保管庫はどうするのか。その辺をしっかりと一つのパッケージとしてやっていかないと、国が動き始めたときに沖縄が間に合わなくなるのではないかなという心配があるんです。なので、やっぱりロードマップはつくって進めていただきたいというふうに要望いたしますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　これから我々直接的にそういった施設、まず取り上げてサンプリングとか分析調査センターも当然対象に入りますけれども、そこら辺をじゃどの段階でどこまでできるかということで、当然、国との了解も得ないといけないわけですから、そこら辺とすり合わせながら何とか一つでも沖縄県でできるような方向でやりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　以前もお話ししたと思うんですけれども、この法整備がしっかりできて、沖縄を物流の拠点とする、製品化する、もとにする。これができれば、県民所得も260万どころか1000万超えるんじゃないかなという学者もいます。300以上の企業が興ってくるという話もあります。あと夢を描く事業だとこれは思うんです。例えば、世界に一個もない海洋ミュージアムをこの沖縄につくる。海洋学者が集えるような博物館をつくる。海洋学部がある大学を誘致する。海洋高専のような特別なものを沖縄につくっていって、沖縄の子供たちをどんどん育てていく。このようなこともぜひ盛り込んでやっていただきたいというふうに思っています。

あと前からとっても気になっていたので、きょうちょっとお伺いしたいんですけれども、この夢のある海洋資源の事業を最初に沖縄県議会に持ってきたのは浦崎副知事だと聞いています。今回、富川副知事が来てもう担当が変わったというふうにも聞いているんですけれども、この機会にぜひ浦崎副知事のこの事業に対する思いみたいなものを聞かせていただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　花城議員の御質問にお答えします。

私も県議時代から、いわゆる海底資源、これからは海底資源の時代になるんだということで取り組んでまいりました。そして、時代の経過とともに今おっしゃったような状況になっていることを大変喜んでおります。

商工労働部長も答弁されておられましたけれども、結局、この海底資源が出てきたときの最初の取りかかりの中でどういうことができるかということが大事なことだろうと思います。そしてそれが発展することで、今議員がおっしゃるいろんなことまで影響を与えて、県内の産業に大きな影響を与えていくということで、これからも大きく期待しておりますけれども、担当部局として商工労働部も変わりましたので、また皆さんの期待も富川さんが引き継いでいくと思いますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ありがとうございました。

ぜひ部長、昔、魚は要らないから釣り針をくれといった沖縄県知事さんいらっしゃいましたけれども、これ多分一生使える大きな釣り針になると私は思っています。見たこともない新しい沖縄をつくる可能性がここにあると思っています。ぜひ期待していますので、一言決意を述べていただけますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　将来的には本当にこれがうまくいけば、大きな話になるということは私も認識しております。まずは取っかかりをつかみ、ここら辺に引っ張ってくるというふうな形をし、それからそれをまた新たな別の産業に結びつけていくというのは多分長期的な取り組みになるかと思いますけれども、まず初めが大切だと思っていますので、そこら辺をしっかり捕まえながら、この事業に関しましては力強く取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　よろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

知事の政治姿勢の中の差しとめ訴訟についてですが、先ほど又吉議員の質問を聞いていていろいろと考えていたんですけれども、謝花公室長、今の時点でこの訴訟、勝訴する見込みどのくらいあると思っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　勝訴する見込みはということですが、我々弁護団とか行政の専門の先生方と意見交換して、訴えの提起は可能だというふうなことで今回、本議会に提案させていただいているところでございます。しっかりと県の主張を裁判において正当性を主張してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先ほどの又吉議員の質疑に対する答弁を聞いていると、517万円の補正予算も通らないんではないかとそんな気さえしております。そして、今県民が一番望んでいるのは、このように時間をかけてまた裁判をすることではなくて、撤回をすることだと私は思っているのですが、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど来撤回の御答弁させていただいておりますけれども、撤回というのは先になされた行政行為です。今回で言えば、公水法に基づく埋立承認です。これを撤回するということですが、これにつきましては、さまざまな要件の欠缺、事後的な要件の欠缺というところが必要となってございます。現在、埋立承認が有効であるということを前提に土木建築部そして農林水産部でさまざまなやりとりを沖縄防衛局のほうとやっているわけでございますけれども、まず、今の時点でＫ９護岸のところの護岸工事が始まっているということで、これにつきましては今行政としては無許可な岩礁破砕等行為がなされる確率が高いということで、差しとめ訴訟を提起せざるを得ない状況になっているということで、まずはそれを行うべきであろうと。撤回につきましては、またさまざまな日々の国の動き等を見ながら、しっかりと法律要件を確認しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　代表質問からずっとそうなんですけれども、公室長の答弁は全部手続論ですよね。私は、撤回はやらないんですかと、いつやるんですかというふうに聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　撤回は、同じような答弁になって恐縮なんですけれども、やはり、事後のいろいろな事情の変化を放置できないというような時点になった場合に、確認された場合にこれを将来に向かってその行為を取り消すと無効にするというようなことでございます。今現在、例えば、土木建築部において留意事項に基づいて事前協議等いろいろやっておりますけれども、その中でもさらに、さまざまな例えば、環境の保全措置等いろんなものが出てくると思います。それについて、土木建築部のほうでは粘り強く沖縄防衛局等とやりとりをしていると思います。そういった中でやはり県としてそれはもう放置できないという段階になったときには、しっかりと撤回はやることになると思いますけれども、今時点ではＫ９護岸についての無許可な岩礁破砕等行為をしっかりとめる必要があるということで、今回訴えの提起を提案させていただいているということでございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　2014年12月に就任をして……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○花城　大輔君　多くの県民が望んでいたことがなかなか行われない。そして、ことしも３月になって大勢の皆さんの前で撤回をすると言って、それからまた３カ月たった。きのう言われたんですけれども人に、これではやるやる詐欺と言われても反論できないです。長い間反対しながらつくらせるという、そういう手法

をとっていきながら、県民に約束したことをなかなかやってくれない。これは理解しがたいことだと私は思っています。

もう一つは、議会の承認が得られれば、訴えの提起をするとありましたけれども、議会の承認がなぜ必要なんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地方自治法の96条で、訴えの提起については議会の議決を要するというふうになっております。それで、提起をしているところ、お願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今までの訴訟でも、訴えの提起をやる前に議会を通していましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地方公共団体の、今回の場合には沖縄県としてやるわけですので、その場合に議会の議決が必要ということです。知事が県知事が訴える場合には議会の議決は要らないということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私、この報道を見たときに非常に違和感がありました。そして、一つの報道を思い出しました。いつかは覚えてはいませんけれども、今後知事が何らかの手続を踏まえて工事を妨害した場合に知事を訴えるというような報道でした。それに対しての準備は謝花公室長、前回の議会で何もさわっていないということでございましたけれども、そのようなことが実際に起こるというふうには理解はしていますか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時27分休憩

午後６時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　訴えるには法的な根拠が必要だと思っております。例えば、国家賠償法ですと個人の過失等があるとか違法性があるとか、そういった要件が整わなければできないだろうというようなことです。それぞれいろんなどういった事情に基づいて損害賠償を請求するかわかりませんけれども、我々はそういったことがないように、少なくとも違法性ということがないようにという形で丁寧に対応していただいていますので、現時点では私どもとしては損害賠償を請求されるということは想定してございません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今回の訴訟が門前払いになった場合、また、今回の訴えの提起の後に工事がとまった場合には、知事を訴える理由ができると思います。そのときには2013年10月にとめた13日の分も上乗せして多分訴えられることになると思うんです。そして、もし、知事の次に知事に就任した方が知事のこの判断が誤っているというふうにやった場合には知事個人を訴えることだって可能だと思います。民間から訴えを起こされることだってあると思うんです。税金の使い方がよろしくないということで。そういうことも踏まえて、今回県議会に諮ることに対して私はすごい違和感を持っているんです。例えとしてどうかとは思いますけれども、連帯保証人になるような気持ちです。ぜひこれはやめて、何らかの形で、知事個人の権限で知事の政治責任でやっていただきたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　いずれにしましても、訴えの提起というこれが沖縄県が当事者の場合にはやはりそれは議会の議決が必要になってまいります。そういった中で、我々として今回の差しとめ訴訟は何度も申し上げて恐縮なんですが、やはり無許可の岩礁破砕という行為を行政として放置できないという観点から行うものでございますので、御理解いただければと思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　では、議会でこの案が否決された場合には裁判を起こさないということで理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　議会の議決が要件となっていますので、我々は議会の議決、御賛同得られるように丁寧に説明をしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　もう裁判は嫌だという声や、税金を水に溶かすような決断はもう私は要らないと思っていますので、一人でも多くの議員の仲間をふやしたいと思っております。

そして、我が党関連の質問になるんですけれども、具志堅透議員の質問の中で、宮古島市と石垣市の自衛隊配備についての知事の見解を伺うという質問がありました。これについて、謝花公室長は自衛隊の存在価値について認知するような意見と、緊急患者空輸や不発弾処理に対する意見は述べていましたけれども、知事の宮古島と石垣島に対する自衛隊配備の見解は述べ

ておられないんですよ。知事、直接聞かせていただけますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　やはり我々沖縄県といたしましては、自衛隊が今花城議員がおっしゃったように、大変役割については評価しているところでございます。そういった評価をする一方で、新たにこの自衛隊が配備されるところにつきましては、やはり地元としてはさまざまな思い、意見があることもまた承知しているところでございます。そういったことから、配備につきましては、地元の理解と協力が得られるように丁寧に説明していただきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　なのに、地元に対する理解を求めるのは国の仕事でしょうとか、自衛隊がやっている仕事に対する評価ではなくて、宮古島と石垣島に自衛隊を配備することについてどういう考えを持っているんですかと言っているんです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自衛隊配備の意義については我々十分に承知しております。ただ、繰り返しになりますけれども、一方で配備される先、地元の方々にとりましてはいろんな思いがやはりあると。我々沖縄県としまして、その方々の思いをしっかりと踏まえて、しっかり説明して、理解と協力をとっていただきたいというようなことでお願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事、僕このコメントいただけたら終わるので、ぜひお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　花城議員の質問を聞いていますと、自衛隊の配備そのものをどう思っているかという話ですよね。私たちは公室長が申し上げているように、自衛隊は救急搬送から不発弾から、また離島の救急搬送もみんなやっていて、それぞれ地域において自衛隊が定着しているというようなことはございます。しかし、この自衛隊の配置ということになりますと、やはり配置される人たちの理解がなければ、嫌だ嫌だというところに置くわけにはいかぬでしょう。嫌だ嫌だというところに置くということであれば、沖縄市だろうがどこだろうが、みんな置いていいという話なんですよね。そのとき、自衛隊配置どうしますかと言ったときに、いや、自衛隊配置はベースとしてオーケーだから沖縄市だろうがどこだろうがオーケーですよという話ではないんですよ。ですから、丁寧に地元の理解を得て、理解を得る中から自衛隊の配置というものは考えてくださいという話を従来からずっとしているわけです。ですから、何か花城さんの話を聞いていると、ではもう国が自衛隊を置くというならどこでもオーケーというような話に聞こえるものですから、それはやはり置かれる側の地元が聞いてなるほどねという形で御理解をいただくことが大切ですという話をしているわけです。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　済みません。終わらないであと少しお願いします。国がそこに配備するから、オーケーだとは私も思っていません。いろんな考え方があるということもわかります。ただ、知事はどう思っているんですかと聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私が思っているのは、さっき申し上げたとおりでありまして、それ以上でもそれ以下でもないと思っています。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　さっきの答弁が知事のこの問題に対しての答弁だとすると、とても距離があるように感じます。距離があるように感じます、この宮古島や石垣市と。国が決めてそっちにやろうとしているんだけれども、いい人もいるし反対をする人もいるし、何か大変だねと言っているようなそんな気がします。なので、いろんな方が知事がこの計画についてどう考えているか聞きたいんだと私は思っているから質問しているんですけれども、ずっとこのような答弁だと、だめだと思います。ちょっと今、上からに見えたかもしれませんけれども、この答弁だと納得する人はいないと思います。では、一言お願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　それは花城議員が納得しないのであって、自衛隊というものについては、全国民、全沖縄県民、宮古・石垣みんなそれぞれお考えがあると思うんです。私の場合には自衛隊を認めているわけですから、そしてまた地域においての救急搬送等についても、特に離島などからすると大変ありがたいものだということもよくわかります。だけれども、置かれるということにつきましては、やはり丁寧に説明をして、なぜ反対する人がいるかということにはそれなりの考え方があるはずですから、その考え方についての御理解を得るということは大変重要であって、そういうことはお構いなしに自衛隊は配置すれば、それでいいんだというのであれば、全国津々浦々、国が決めれ

ばどこでも４割ぐらいの反対とか何かだった場合にはそのまま置いていいというようなこういうものではないと思うんです。やはり、ある意味で国民から愛される自衛隊ということからすると、できるだけの説明責任をもってやるということが大切なのであって、これを怠るようなものがありましたら、むしろそちらのほうがおかしいと私は思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この件については、また、後日議論させていただければというふうに思っています。

終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

休憩いたします。

午後６時37分休憩

午後６時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

午前の本会議で沖縄・自民党の中川京貴君から提出されました動議については、提出者から撤回したいとの申し出がありましたので、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、沖縄・自民党の中川京貴君から提出されました動議を撤回することは承認されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「議場の秩序維持を求める決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、日程に追加し審議することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**議員提出議案第１号　議場の秩序維持を求める決議**を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

比嘉京子さん。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　議場の秩序維持を求める決議、文面を読み上げまして提案をしたいと思います。

〔議場の秩序維持を求める決議朗読〕

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後７時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　議場の秩序維持を求める決議案に対する質疑をさせていただきます。

私ども沖縄県議会は、当然議場の秩序というものについては、県議会議長が権限を負って今まで取り組みをしているわけでありますけれども、今なぜあえてこのような案が出されたか、そのことも含めて質疑をさせていただきます。

まず１点目、過去に沖縄県議会でこのような決議を行った経緯があるか、もし提案者がわかれば教えてください。

２点目、このような決議案は本来は議会改革推進委員会なるものがありますけれども、そのような委員会やあるいはまた各派代表者会等を通じて協議を行った後に、共通認識のもとにやるべきではなかったかというふうに思うわけでありますけれども、そのことについてもお伺いします。

３点目は、今回は与党議員だけで、それもまた前触れもなく急なやり方であります。これはまさに異常なやり方というふうに映っておりますけれども、そのようにお感じにならないかお伺いをします。

４点目、今回の決議案は、タイトルは議場の秩序維持とありますけれども、内容は抗議決議のような感がいたします。どうしてそのような内容になっているのでしょうか。

５点目、この決議を提出する意味は、新里議長が議場の秩序維持を怠っているとの印象を県民に与えるものであります。提案者はそのように思っているのでしょうか。

６点目、今回の決議案は、新里議長が議長としての職務を全うすることができていない。自覚して取り組めとの願意を含んでいるのかお伺いします。

次に、新里議長には本会議運営の全責任が与えられております。議員の発言やあるいはまた執行部の答

弁、議事整理権等大きな責任があり、そのようなことに不満があるのであれば、不信任案を提出したほうがよいのではないかお伺いします。

次に、議長に対して議員の発言が事実に基づいたものであるかないか。そのことを確認し、議長職権で発言の修正や削除することを自信を持ってやるよう決議に入れるべきではありませんか。議員の発言権・質問権を議長は保障すべきであり、今回の決議案は議長に反省を促す内容であるのか。議長は中立公正で、与党議員や執行部寄りの議会運営にならないように文言も入れるべきではないか、事実と異なる発言を県議会で行うことは……

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時52分休憩

午後７時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　今議会で、議員の再質問の答弁に向けて議長と議員が調整中に、執行部が議会事務局職員と打ち合わせするなどの行為が行われておりました。議長はそれを制止することもせず、執行部の答弁を許したわけであります。このような執行部の本会議における対応を戒めることもこの決議の内容に入れるべきであると考えるものであります。いかがでしょうか。

次に、このような決議をしないと県議会議長としての権限が発揮できない。提案者はそのように考えているのでしょうか。私どもは本来はこのようなことをやらなくても議長の権限で秩序の維持が保たれるものと考えているわけでありますけれども、そのことも含めて御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　それでは、答弁をお願いします。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　10項目でしたか質問あったと思いますので、私のほうで一通り答えまして、抜けていましたらまた残りの提出者が答弁したいと思いますのでよろしくお願いします。また、抜けていたら御指摘をお願いしたいと思います。

まず、議会基本条例というのがありますけれども、議会基本条例の７条の３に、「議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。」というものがあります。（「それはわかるからいいよ」と呼ぶ者あり）　一応言わせて。会議規則106条「議事妨害の禁止」というのがあって「何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。」というのが会議規則にちゃんとうたわれております。それから、沖縄県議会提要の中の194ページの「議長の職務権限」について、「議場の秩序を乱す議員に対する制止、発言取消、発言禁止又は議場外へ退去を命ずること」などがうたわれております。

先ほど質問にあった過去にこのようなものがあったのかということですけれども、県議会が発足してからのものについてはちょっと今すぐ答弁できませんけれども、私たちが議員になってからはこのような決議というのは今までなかったのじゃないかなというふうに理解をしております。

それから、これは議会改革などの場とか各派代表者会などでやるべきじゃないかというのもありましたけれども、実は議会運営委員会でこの一般質問のあり方について議論したときに、この問題、ほかの議員が発言しているときに、発言者以外の議員が不穏当発言とかをやって議事をとめたりすることはやめようじゃないかということも提案をして、これも議論にはなりましたけれども、一応結論的には、どんなふうなやり方ということにはなっていません。一応は議論としては私も意見を言いましたので、それはこれまでもあったと思います。

それから、与党の異常なやり方じゃないかということですけれども、おとといの代表質問に対する不穏当発言というのは、逆に私たちから見ると異常だと思います。知事の答弁中も、知事の答弁が聞こえないぐらいの物すごい不穏当発言だったので、これは逆に野党側の正常じゃないやり方だと私は思います。

それから、次に、議場の秩序維持を議長が怠っている、維持に対する抗議決議みたいなものじゃないかということですけれども、この文面見てもわかるとおり、こういったことは正常じゃないよということをお互いがしっかり確認して今後こんなことはやめようじゃないかという意味が含まれていますので、その辺はぜひ理解していただきたいと思います。

それから５点目、議長の秩序維持を怠っているという印象を与えるんじゃないかということですけれども、議長は、おとといー生懸命制止をしたりいろいろやっておりました。やっておりましたけれども、これをやはり議会全体で議長の権能を維持するためにしっかりとやったほうが今後の議長の秩序維持に役に立つんじゃないかという意味合いを込めて、私たちは出したものであります。

次に、議長が自覚して行えとの願意を含んでいるのかということなんですけれども、これをこのような決

議が確認されると、次から議長の議事整理権の問題もしっかりと行使できるんじゃないかということでの議長の後押しの意味もあるということも御理解していただきたいと思います。

それから、議長に対する不満があれば不信任決議を出したらどうかということなんですけれども、議長が一生懸命この前も秩序維持のために奮闘していたということを私たちは理解していますので、それをしっかりと後押しするという意味での決議でもあるということを理解していただきたいと思います。

それから、次が議員の発言、議員の発言権については、しっかりと保障すべき、当然です。保障すべきです。議会というのはお互いに賛否両論ありますから、意見の違いがあるのは当然です。その意見の違いがあるものを自分の意見に沿わないものに対しては、不規則発言とかそういったものでとめてもいいということにはならないと思いますので、そこはしっかりとお互いの意見の違いを認め合って議論するということに持っていってもらうべきだと思います。

それから執行部の対応も決議に入れるべきじゃないかということですけれども、議長がしっかりと執行部に対して指名をして知事などが発言しているわけですから、やっぱりそこは議長の議事整理権に従うべきであります。

それからこのような決議をやらなければ秩序が維持できないのかということですけれども、この間の議会の対応を見ていると、２月議会でもこのような事態が起こりました。これは、みんなで改善しなければ絶対ならないと思います。本当に真摯に議論をして言論の府のように意見を闘わす議会でなければなりませんので、それぞれの議員の発言が、不穏当発言などで妨げられたり妨害されてはならないという思いでこの決議を出してありますので、どうぞ皆さんの御理解と御賛同をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　答弁で漏れているのがあったら別の説明者お願いしたいのですが、よろしいですか。いいですね。

それでは２回目の質疑。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ありがとうございました。

議場の秩序、大変重要ですね。このような決議を、沖縄県議会では恐らくまだやっていないと思いますね。それほどこの議会というものは、議長に全権的に職務権限を与えて議事整理も含めて対応していくということがなされてきて、その範疇で来たと思うんです。それで、特に今回の与党議員の皆様方だけの提案については、先ほど提案者の答弁にもありましたように、もしそういうふうなことがあれば、これは全議員がひとしくこの現状についてお互いでしっかり確認していくという手順を踏みながらやらないと、一方的にこのような形で一部の皆様方が急にこしらえたような形で決議案をつくって提案するということになると、そこはやはり無理があるんだろうという感じがするわけです。

もちろん議場の秩序も大事ですけれども、私どもがせんだっての本会議における議員の発言、このことについては事実に基づいていない発言がこの本会議場で行われている。当然そうすると、これは議長の裁量で、議長の修正する権限やあるいはまた削除する権限でそこはしっかり対応すべきだというふうに思っているわけです。

ですから、そういうふうなことがしっかり確保されないと議員は幾ら間違ったことを言ってもそれでいいのかというふうなことで、それはこの秩序とかというものについてはこの議会の問題ですけれども、県議会議員の発言となるとそれが非常に県民も含めて大きな影響を及ぼしていく、社会に混乱を与えていくという、そういうふうな可能性も秘めているわけです。秩序も大事ですけれども、議員の発言を議長がしっかりとその事実に基づいた内容であるのか、そこは議員にももちろん確認をしないといけませんけれども、議長の裁量でそこは修正するなり、あるいは削除するなりということは当然議長の権限として行っていく。そのことが私はより大事なことだろうと思っているんですね。沖縄県の県議会の品位ということからすると。ですからこのような決議の中にそういう部分も組み込んで、こういうことを全会一致でやるということが沖縄県議会の対応だと思うわけでありますけれども、残念ながら、そういう内容にはなっておりません。

ですから、こういうことも含めて、これはやはりなかなか対応は難しいなという思いがしますけれども、先ほどから申し上げておりますように提案者にお願いです。議長がこの議員の発言に対するその修正とかあるいはまた削除する、そういうふうな権能を発揮していく、そのこともぜひこの決議案の中に盛り込んで一緒に考えてもらえませんか。それがないと、幾ら全体的な秩序は保てたにしても、議員それぞれの発言をしているこの部分の事実関係がこれははっきりしないと、これは社会に非常に大きな影響を与えますよ。ですから、そのことも含めてこの決議案の中に組み入れていただいて対応していただければというふうに思う

わけですけれども、ぜひこれは要望申し上げます。

先ほどもありましたように、これまでの沖縄県議会でこういうふうな決議はなかったということについて、これは保守や革新も含めて議長の裁量で、議長の権限で秩序ある議会運営が行われていたわけです。ですから、こういうことをやらないと議長の職責が果たせない、議長の後押しをするというふうな提案者の考え方ですけれども、これはやっぱり議長に対して失礼じゃないですか。これは議長の権能をしっかり発揮をしていくということで今やっているわけですから、それもこの決議によってそういうふうなことで議長の権能が発揮できるということになれば、じゃ我々は毎回毎回決議をして、議長どうぞ頑張ってください、頑張ってくださいという形で、議長の権能を発揮させるために県議会が決議をしますかという話ですよね。

ですからそういうことも含めて本来は、こういう本会議場ではなくて、このことについてはそれぞれ各派代表者会なりも含めて問題点をしっかり踏まえて何が問題なのか、議員の発言なのか、議長の整理権なのか、そういうことも含めてしっかりやったほうがいいんじゃないかというふうな思いがします。ぜひそのことも含めてこの決議案に組み込んでいただいて全会一致ができるようなその対応を改めてお願いしますけれども、御見解を賜ります。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　ただいまの再質疑にお答えをいたしたいと思います。

どうしてこういう急な、しかも一方的なと言われるような提案をしたのかということですけれども、去る28日の社民・社大・結連合会派の代表質問の再質問において、まず皆さんとの意見の違いがあったにしても、これは皆様、事実に基づかないとおっしゃいましたけれども、その事実に意見の違いがあるということは先ほど渡久地議員も言いました。その発言があったらそれは議場のルールにのっとってその人の発言が終わった後にきちんとそれなりの手続をとって、それをただしていく。テープ起こしをしてやるんだとかということでやっていく。それが議場であって、そのときの議長は、あの大きな体から精いっぱいの大声でも皆さんの声に届きませんでした。これはもう異常事態だなということでこのような緊急の提案になっています。これまでにもたびたび議場において不穏当発言または不規則発言がかなり起こっておりました。しかしながら、せんだってのものは議員の発言、また執行部の発言をかき消すほどの皆さんの大声です。これは、議論をする、そして議論の場としての言論の府としての議場のあり方というのももう異常だと。そのように私たちは認識をいたしております。そういうことで、皆さんの意見の違い、これはもう明らかに意見の違いです。

そして、先ほど事実に基づかないとおっしゃいましたけれども、皆さんの言う事実とは何なのかということもまた議場で言う機会をつくるわけです。

そういうことで、人の意見に対して違う意見であればかき消してもいいのか、ルールを踏み外してもいいのか。そういうことが今問題になっているんだろうと思うんです。これ以上、議長の議事整理権を聞き入れない状況、これを改善しないといけないし、それからこれ以上議会運営の混乱を招いてはならない。そういう思いで今回の提案になっているということがまず一つです。

そして私は、今回の提案に対してその言論の府である本議会が、秩序と品格がもっと保てるよう議員一人一人がさらに謙虚になって、私は内省をすべきだと思うんです。そのことも踏まえて、こういう提案をさせていただいております。

皆さんの、事実に基づかないと言うんであれば、どれが事実なのかという証明を皆さんがやらなければいけません。それは皆さんがやらなければいけない。でも人の意見をかき消して押し込めてやろうという姿勢は議場では言論の府としては、私はいかがでしょうかと申し上げたいと思います。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後８時15分休憩

午後８時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を求めます

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　会派おきなわ４番、新垣光栄です。

議員提出議案第１号「議場の秩序維持を求める決議」に賛成の立場から討論を行います。

私たち沖縄県議会は、地方自治法に基づく議事機関として、立法院からの伝統である自由闊達な議論の尊重など県民を代表する議会としての役割がある中、今県議会では、言論、品位を重んじなければならない本会議場で、沖縄県議会会議規則第106条「議事妨害の禁止」、同第107条「離席」が繰り返され、同第104条「品位の尊重」、同第48条「発言の場所」等の規則で定められている条項が守られていない現状がある。

よって、地方自治法、会議規則を尊重し厳守する立場から、議場の秩序を乱し、また会議を妨害するものがあるときは、毅然とした措置をとっていただきたいとの思いから、私は本決議案に対し賛同いたします。

以上、賛成の立場から、皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げ討論にかえます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　「議場の秩序維持を求める決議」に賛成の討論を行います。

一昨日の本会議で、議員の発言中、執行部の答弁中、議長の制止に従わず、大声での不規則発言、テーブルをたたくなどの行為が繰り返され、そのたびに議事が妨害された。言論の府である県議会の品位をおとしめる行為は、ひいては議員の発言権、質問権を脅かすものであり、県民の代表として断じて許されるものではない。決議案の内容です。この間、このような議事妨害が何度か繰り返されました。

議事録から２つの事例を紹介します。

2017年３月29日の本会議の会議録で議長発言です。

議員名と政党名を言いかえますが、議長「席に戻ってください。（発言する者多し）　○○議員、席に戻ってください。○○議員、席に戻ってください。」、議長「議員の皆さんに注意をいたします。みだりに席を離れてはいけません。みだりに席を離れてはいけません。」、議長「○○党が勝手に出ていった形になっています、今は。注意もしていますから、出ていくなと言ってありますから、今は勝手に出ていっている状況です。」。

2016年７月21日本会議の状況です。

議長「質問者じゃありませんので、座られてください。（発言する者多し）（中略）ちょっと静粛に願います。（発言する者多し）　静粛に願います。（発言する者多し）　静粛に願います。まずは座られてください。説明しますから、説明をします。（中略）１人は座ってください……」。

このような状況が何度か繰り返されてきました。

議場の秩序維持について地方自治法ではどのように定めているか。

「第９節　紀律」で、「議場の秩序維持」、第129条では、「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」、２項、「議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。」。「品位の保持」、第132条です。「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」、第120条「会議規則を設けなければならない」と定めた法のもとに、沖縄県議会の会議規則が定められています。「議事妨害の禁止」、第106条があります。「何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。」とこのようにあります。

もう一つ、沖縄県議会基本条例、この前文の一部と政治倫理を紹介します。

「復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一歩を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊達な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。」と前文で述べています。そして「政治倫理」、第５条です。「議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。」と規定しています。

最後に、「議場は神聖な場」と発言した議員もいます。

県民の代表としての政治倫理を自覚するよう強く求めて、「議場の秩序維持を求める決議」に賛成の討論とします。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　今回の決議提案に至るきっかけとなった経緯もありますので、発言の取り扱いに関するみずからの認識も含め、決議に対する賛成の立場から討論を行います。

藤田幸久議員「つまり、これは、辺野古の新基地が建設されても、アメリカ側との調整が整わなければ普天間基地は返還されないということで間違いございませんですね。」。

稲田防衛大臣「米側との具体的な協議、またその内容の調整が整わない、このようなことがあれば、返還条件が整わず、返還がなされないことになりますけれども、そういったことがないようにしっかりと対応をしていくということでございます。」。

代表質問で取り上げた、６月15日の参院外交防衛委員会における稲田防衛大臣の発言です。

辺野古新基地が建設されても、それ以外の協議、調整が整わなければ、「返還がなされないことになります」とまさに稲田大臣は明言している。翁長知事は、この大臣答弁について、「大きな衝撃」との表現で見解を述べたが、知事に限らず、県民誰もが耳を疑うのではないか。政府はこれまで、普天間基地の運用停止、危険性の除去を実現するには「辺野古が唯一の解決策」と繰り返し表明してきた。しかしここに至って、普天間基地の運用停止、危険性を除去するには返還条件が幾つもあり、それらがクリアされなければ、「返還がなされない」こと、辺野古がつくられても、普天間が継続して使用される可能性があることを明言したのだ。「唯一の解決策」という言葉は一体何だったのか。しかも、現時点で確認できるめどの立った返還条件は８つのうちの１つ、ＫＣ130の岩国移転のみで、シュワブに建設予定の回転翼機使用の滑走路では「普天間の運用停止」には到底至らないということが浮き彫りになってきた。

さらにことし４月、米会計検査院がまとめた連邦議会向けの報告書には、「沖縄の施設維持」に関し、同会計検査院の勧告に従えば、「関連再編活動が完了するまでの間、施設がその任務を遂行するのに十分であることをより確実に保障することができる」とか、「施設の整理統合の前に完了すべき移転活動に関する遅延や不確実性によって、予想されたよりも長く施設を維持しなければならないことから生じる費用超過のリスク」など、返還条件が整うまでの施設使用の延長を想定したコストが現実的な課題であることを指摘し、リスク管理の徹底を促している。これらを背景に、稲田大臣の答弁はさらに繰り広げられていく。

藤田議員「相手との調整が付かなければ５年以内の運用停止も実現しないということで間違いございませんですねと。」。

稲田防衛大臣「相手があるということでございますので、今の御質問に限ってお答えをすればそのとおりでございますけれども、しっかりと今後とも取り組んでいくということでございます。」。

藤田議員「相手との調整ができなければ、まず普天間の返還がされないということを確認された、それから５年以内の運用停止も実現できないということも、そうですとおっしゃった。ということは、普天間飛行場が返ってこないわけですから、危険の除去も実現できないということで間違いございませんですね。」。

稲田防衛大臣「今、委員がおっしゃいましたように、仮定の話ではございますが、その前提条件が整わなければ返還とはならないと。危険の除去ということについては、できることは今でもやってまいりましたし、これからも行っていくということでございます。」。

藤田議員「いや、ですから、米側との協議が整わなければ返還されないということもお認めになって、５年以内の運用停止も実現できないとおっしゃったわけで、であるならば自動的に危険の除去も実現できないということにならなければおかしいですよね。逆に言うと、返還されないまま危険の除去ができるというのであれば、その方法を教えていただかなければ答えにならないので、恐縮でございますが、（中略）このことについて論理的にお答えをいただき」たい。

稲田防衛大臣「仮定を置いた上で、協議が整わなければ、普天間の前提条件であるところが整わないということになれば、究極の危険性除去という意味においては実現はいたしません」。（発言する者多し）

私が、代表質問で取り上げた論点は、まさに、稲田防衛大臣が統合計画に盛り込まれた「返還条件」が整わなければ、「辺野古新基地建設がなされても普天間基地は返還されない」、よって「危険性の除去にはならない」と認識し、繰り返し答弁していることであり、この点に係る知事の受けとめ、県の認識について見解を求めたところです。

藤田議員「辺野古の新基地が建設されても、アメリカ側との調整が整わなければ普天間基地は返還されないということで間違いございませんですね。」。

稲田防衛大臣「このようなことがあれば、返還条件が整わず、返還がなされないことになります」。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　これは少し早くまとめてください。

○仲村　未央さん　こういった国会でのやりとりを踏まえて、みずからの視点、議員としての問題認識を明らかにし、知事の所見を求め……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○仲村　未央さん　県の認識をただすのは、議会の常のことであり、質問の趣旨に曲解、ましてや偽りがあったと言われる性質のものではありません。

議場においては、ある議員から、辺野古ができれば普天間は返すんだよとの発言がありましたが、その発言の根拠こそ何か。国会における大臣答弁の中に、そのことを裏づけるものはむしろ見当たらない。何度も何度も、辺野古新基地建設だけでは条件が整わず普天間返還とはならないと言っている、そうではないのか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　まとめてくださいと先ほどから言っております。

○仲村　未央さん　議長の制止を無視した不規則発言によって、あげく知事の答弁も聞こえず、発言時間を残したまま私の質問、我が会派の代表質問は遮られた。

議員は、それぞれが、県民代表としてその責を負託され……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○仲村　未央さん　限られた時間の中で正当な議論を全うしようと努めている。論点を明らかにし、建設的な議論を通じて、高め合うことが我々に求められる態度ではないのか。

以上、代表質問に関する我が会派の立場、これを侵害された不規則発言に対し、断じて看過できない旨をあわせて表明し、「議場の秩序維持を求める決議」への賛成討論といたします。

○島袋　　大君　議長、今のもので賛成答弁とどうつながっているんですか、説明してください。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号「議場の秩序維持を求める決議」を採決いたします。

○島袋　　大君　議長。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今の話聞いて何の討論か全く理解できません。議会をしっかりと問いただすのであれば、明確な決議の討論をするべきですよ。自分自身の弁解を含めて、わかりませんけれども、代表質問の延長みたいなことをして、これ到底我々は採決に参加できません。

退場させていただきます。

○上原　　章君　議長。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　公明党会派としても退場をさせていただきたいと思います。

この議場の秩序維持進行は、全議員が協力して進めることが重要ですが、一方でそのときどきのテーマに対して激しくぶつかるときもあると思います。議事進行を正しく調整するのはあくまでも議長の役割であり、今回あえてこのような決議を出すことは望ましいとは思えませんので、退場させてもらいます。

○大城　憲幸君　議長。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　維新の会です。

同議案については、内容については、我々賛同をいたします。

ただ、議運でも話をしたんですけれども、やっぱりこの提案理由を見ても議場の秩序維持について議長に要求するためと。この提案理由についても、やはりこの本会議場で議論をするべきもの、あるいは諮るべきものではないという判断から採決に加わらず退場させていただきます。

○議長（新里米吉君）　自民党は代表して発言終わりましたが、まだあるんですか。

○照屋　守之君　議長、私も先ほど質疑を通して、この決議案に対するものも含めて、修正とかあるいは理解を示して対応したいという思いがありますけれども、今の賛成討論を聞いても、これはまさに決議案とは名ばかりで、何か一方的な抗議決議、こういうことを堂々と議会の秩序の維持という名目で抗議決議をするというこういうふうな意思決定には到底加わることはできないなという思いがあって、退席させていただきます。

ただ、与党が多数であるというそういう中で、それぞれが主張し合って別の議員の意見も聞かなくて、この議会の秩序を考えるという、この横暴なやり方に対しても、私は改めて抗議をさせていただきます。本来は、議会の秩序ということであればそれぞれの会派の考え方も含めて、これまでの経緯も含めてどういう部分で問題があったかというところも含めて考えないといけないところが、一方的に言いたい放題、抗議のやりたい放題みたいな感じの、今のあり方については、到底理解ができないどころかその意思決定に加わるそのもの自体を控えさせてください。

以上です。

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立全員であります。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、７月３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時37分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年7月3日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　5　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成29年７月３日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第5号

平成29年７月３日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　訴えの提起について
乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

出　席　議　員（46名）

議長	新里米吉君	11番	座波　一君
副議長	赤嶺　昇君	12番	比嘉瑞己君
1番	瀬長美佐雄君	13番	西銘純恵さん
2番	玉城武光君	14番	平良昭一君
3番	親川　敬君	15番	上原正次君
4番	新垣光栄君	16番	当山勝利君
5番	次呂久成崇君	17番	亀濱玲子さん
6番	宮城一郎君	18番	當間盛夫君
7番	大城憲幸君	19番	上原　章君
8番	金城泰邦君	20番	山川典二君
9番	西銘啓史郎君	21番	花城大輔君
10番	新垣　新君	22番	又吉清義君

23番	末松文信君	35番	中川京貴君
25番	渡久地修君	36番	座喜味一幸君
26番	玉城満君	37番	嘉陽宗儀君
27番	仲村未央さん	38番	新垣清涼君
28番	照屋大河君	41番	狩俣信子さん
29番	仲宗根悟君	42番	比嘉京子さん
30番	崎山嗣幸君	43番	大城一馬君
31番	金城勉君	45番	糸洲朝則君
32番	砂川利勝君	46番	照屋守之君
33番	具志堅透君	47番	仲田弘毅君
34番	島袋大君	48番	翁長政俊君

欠席議員（1名）

39番	瑞慶覧功君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	大城玲子さん
副知事	富川盛武君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
政策調整監	吉田勝廣君		
知事公室長	謝花喜一郎君	総務部財政統括監	宮城力君
総務部長	金城武君		
企画部長	川満誠一君	教育長	平敷昭人君
環境部長	大浜浩志君	公安委員会委員	天方徹君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君	人事委員会事務局長	池田克紀君
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城理君	沖縄海区漁業調整委員会会長	金城明律君
企業局長	町田優君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　一般質問を行う前に訂正があります。２点あります。

まず、件名４の観光客税の導入についての「ホテル宿泊税・レンタカー税」の「導入」していますかを「検討」していますかに訂正させてください。

そしてもう一つ、件名５の北朝鮮問題についての小項目(2)、「知事はなぜ北朝鮮における全国知事会に出席しないのか」という文言がありますが、正式名称が、「知事はなぜ北朝鮮問題による拉致被害者を救出する知事の会に出席しないのか」に訂正させてください。

それでは、一般質問を行います。

件名１、戦後処理について。

小項目(1)、糸満市における慰霊塔及び慰霊碑は、どのくらいあるか。また、ひめゆりの塔と白梅之塔を存続し、その他の塔は糸満市摩文仁の国立墓苑に整理統合すべきだと考えますが、県当局の見解を求めます。

小項目(2)、平成28年11月定例会でも質問しましたが、慰霊塔及び慰霊碑は県内400余りあります。遺族会の解散や高齢者問題等で維持管理等の問題で苦慮していますが、糸満市摩文仁の国立墓苑に慰霊碑及び慰霊塔を１カ所に整理統合すべきだと考えますが、進捗状況及び見解を求めます。

件名２、平成29年６月19日における記録的大雨について。

小項目(1)、大雨被害の状況等をどのように把握していますか、お伺いします。

小項目(2)、農業関係者の被害はどうなっていますか。また、農業関係者に対する支援は早急に行っていただきたいのですが、お伺いいたします。

小項目(3)、糸満市三和地区における大雨冠水改善対策はどうなっていますか、お伺いします。

件名３、農水振興について。

小項目(1)、第１次産業等の関係者における所得向上の計画をお伺いいたします。

小項目(2)、農家・畜産・漁業等の関係者から大きなニーズがあります振動型瞬間冷凍の導入を求める声がありますが、メリットを理解していますか、お伺いします。

件名４、観光客税の導入について。

観光客税導入については賛成の立場でありますが、県当局に提言いたしますが、ホテル宿泊税・レンタカー税は検討していますか。また、県の観光客税導入についての中身をお聞かせください。

件名５、北朝鮮問題について。

(1)、北朝鮮における拉致問題及び北朝鮮に拉致された可能性を排除できない行方不明の問題について、県の相談窓口や支援体制の取り組みをお聞かせください。

小項目(2)、知事はなぜ北朝鮮問題による拉致被害者を救出する知事の会に出席しないのか、見解を求めます。

大項目６、ＭＩＣＥについて。

(1)、ＭＩＣＥ建設に向けての進捗状況をお聞かせください。

小項目(2)、ＭＩＣＥ建設の財源は一括交付金でしょうか、それとも県独自での財源なのか、お聞かせください。

件名７、知事の政治姿勢について。

小項目(1)、知事は、宮古島市長選挙で南西諸島における自衛隊配備計画に反対の市長候補を支持しましたが、南西諸島における自衛隊配備計画は反対の立場なのでしょうか、見解を求めます。また、来年３月に行われる石垣市長選挙でも南西諸島における自衛隊配備計画の反対市長候補者を支持なされるのか、明確な答弁を求めます。

小項目(2)、知事は、浦添市長選挙の争点になったＳＡＣＯ合意に基づく那覇軍港の浦添移設容認の立場だが、知事を支えるオール沖縄関係者等や与党県議は、那覇軍港浦添移設反対の関係者が大勢だが、那覇軍港を浦添移設計画における真意を改めてお伺いします。容認ですか、反対ですか、明確な答弁を求めます。

件名８、次年度予算について取り組みをお聞かせください。

件名９、我が党の代表質問との関連について。

具志堅透議員が述べた普天間移設問題について。そしてもう一点。沖縄防衛局は水産庁の法解釈を受けて、新たな岩礁破砕許可は必要ないとしている。そして、あと２点あります。もう一点、県はサンゴ類の特別採捕許可を得るよう沖縄防衛局に求めているかについて。知事は、去る３月25日に正式に埋立承認を撤回すると表明について関連質問をいたします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の７の(1)のイ、石垣市長選挙で支持する候補者についてお答えをいたします。

来年の石垣市長選挙については、いまだ立候補者もわからない状況で明確にお答えすることは困難ですが、これまで、私は、信条、政治姿勢を同じくする候補者を応援してきたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　おはようございます。

それでは、１、戦後処理についての御質問の中の(1)と(2)、糸満市及び県内における慰霊塔・慰霊碑の整備統合についてお答えします。１の(1)と１の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

県が平成24年６月に行った慰霊碑の管理状況調査によりますと、県内に建立されている戦没者の慰霊碑440基のうち、糸満市内に建立されている数は125基であります。これらの慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有物であり、その管理等については建立者の責任において行うべきと考えております。慰霊塔・慰霊碑は、戦没者のみたまを慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立されております。

御提案のあります慰霊塔・慰霊碑の整理統合については、建立者の意向を尊重しなければならないとともに、各建立者等関係者が思いを込めて建立したものでもあるため、慎重に対応する必要があると考えております。

次に、５、北朝鮮問題についての御質問の中の(1)、北朝鮮における拉致問題への取り組みについてお答えします。

拉致被害者及び北朝鮮による拉致の可能性の排除できない行方不明者の問題につきましては、政府が主体的に北朝鮮に対する毅然とした姿勢を貫くことが第一と考えております。政府においては、内閣官房に拉致問題対策本部を設置し、外務省は外交交渉、警察庁は捜査、法務省は啓発活動と４つの省庁にまたがって対応しております。県においては、拉致問題に対する国民一人一人の関心と認識をより一層深め、早期解決を訴えることを目的に、平成20年に北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会が設立されており、沖縄県としても参加しております。

沖縄県内における北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者につきましては、警察が家族等からの北朝鮮による拉致ではないかとの相談・届け出を受けた事案等のうち、拉致の可能性を排除できないと判断したものについて対応しているところであります。

県警で捜査中の事案につきまして、県に相談窓口を設けるのは適切でないと考えております。

次に、(2)の拉致被害者を救出する知事の会への出席についてお答えします。

北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会等が主催し、例年４月及び９月に東京において開催する国民大集会への参加につきましては、東京事務所長などが沖縄県知事の代理として毎回参加しております。

県としましては、今後とも同会等と連携し、国への要請や情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、平成29年６月19日における記録的大雨についての御質問の中の(1)、大雨被害の状況等についてお答えいたします。

平成29年６月19日から20日にかけての長雨による災害の被害状況については、人的被害はありません。また、住家被害については損壊はありませんが、床上浸水は西原町等で15件、床下浸水は中城村等で47件が報告されています。非住家被害は、うるま市の家畜小屋の半壊１件となっております。その他、崖崩れは北中城村や南風原町等で14件、道路損壊等は豊見城市や西原町等で12件報告されています。

次に、７、知事の政治姿勢についての(1)のア、自衛隊の島嶼配備についてお答えいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、(2)、那覇港湾施設の移設について。

那覇港湾施設については、平成13年11月に浦添市長が移設受け入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置されました。これまで、移設協議会が24回開催され、国、県、那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設の実現に向け、代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、こうした経緯を鑑み、認めるこ

とになると考えております。

次に、９、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、知事権限についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破砕等許可手続及びサンゴ類の特別採捕許可手続や、公有水面埋立法に基づく設計変更申請等さまざまなものがあります。

次に、９の(4)、撤回についてお答えいたします。

撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しております。撤回については、埋立承認に付した留意事項や、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、平成29年６月19日における記録的大雨についての御質問の中の(2)、大雨による農林水産業関係の被害と支援についてお答えいたします。

今回の大雨による農林水産業関係の被害は、６月27日時点で25件、約２億5400万円となっております。その内訳は、１、農地・農業用施設は10件、約１億5300万円、２、林業関係は10件、約7300万円、３、水産業関係は５件、約2800万円となっております。農業者等に対する支援対策としては、１、低利の制度資金や農業・漁業共済等の活用に関する相談の対応、２、普及指導員による被害を受けた圃場の病害虫防除等の営農指導などを行っております。また、農道や林道等の公共施設については、災害復旧事業を活用するなど、早期の復旧に向けて取り組んでいるところであります。

次に、(3)、糸満市三和地区における冠水対策についてお答えいたします。

糸満市三和地域における冠水対策については、真栄平南及び真壁南流域において、県が事業主体となり、計40万トン規模の調整池等の整備に取り組んでいるほか、農研センター周辺において、糸満市が事業主体となり、排水路整備を行っているところであります。今回の豪雨については、昨年同時期に発生した豪雨と比較すると、日最大雨量で70ミリメートル程度超える規模でありましたが、冠水範囲としては縮小しており、対策の効果が発現しつつあると考えております。

県としましては、引き続き糸満市等の関係機関と連携を図りながら、冠水被害の解消に努めてまいります。

次に、３、農水振興についての御質問の中の(1)、農林水産業における所得向上についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策を展開しております。これらの取り組みにより、農業産出額は、平成23年の800億円から４年連続で増加し、平成27年には935億円となっております。

県としましては、引き続き、１、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、２、流通・販売・加工対策の強化、３、フロンティア型農林水産業の振興などの施策に取り組み、農林水産物の生産拡大や高付加価値化による農家所得の向上に努めてまいります。

次に、(2)、農畜水産物の振動型瞬間冷凍技術についてお答えいたします。

細胞を振動させながら急速冷凍する技術は、農畜水産物を冷凍する際にできる氷結晶を微細化し、解凍しても品質劣化が少ない高度冷凍技術の一つであり、農畜水産物をよい状態で長期貯蔵することが可能であります。県では、平成27年度から鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業により、高度冷凍技術等の検証を行っているところであります。平成28年度には、本技術を活用した冷凍カット野菜の試作や市場調査及びマグロのこん包資材の検証等を行いました。また、平成29年度においては、鮮度保持技術と連動したテストプロモーションの実施や高度冷凍技術等の費用対効果を検討し、本県農畜水産物流通の高度化につなげてまいります。

次に、９、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、県が岩礁破砕等許可申請を必要としていることについてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可は、「漁業権の設定されている漁場内において、岩礁破砕等行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない」とされております。今回、沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。

このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において、繰り返し確認されてきております。そのため、県としては、知事の変更免許は行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。

以上のことから、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可が必要であります。

次に、(3)、沖縄防衛局への特別採捕許可手続の指導についてお答えいたします。

造礁サンゴ類の採捕は、沖縄県漁業調整規則第33条第２項の規定により、周年禁止されております。当該規定は、造礁サンゴ類を移植・移築する場合においても適用されることから、その実施に当たっては、事前に、同規則第41条に規定される知事の特別採捕許可を受ける必要があります。

そのため、県としましては、当該制度を適切に運用する観点から、平成29年４月13日付文書により、沖縄防衛局に対し、特別採捕許可の必要性を通知しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光客税の導入についての御質問の中の(1)、観光税の導入についてお答えいたします。

県においては、観光税の導入は行っておりませんが、平成22年度から平成25年度にかけて、観光にかかわる法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について、租税法や観光などに関する専門家に加え、関係業界の意見を聴取し、庁内関係部局で検討を行いました。その結果、税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。

今後、観光目的税については、その検討結果を踏まえつつ、沖縄観光のさらなる振興の観点から、適宜検討していきたいと考えております。

次に、６、ＭＩＣＥについての御質問の中の(1)、(2)、大型ＭＩＣＥ施設建設の進捗状況及び財源についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設については、ことし４月に施設整備運営に係る事業者の選定を行いました。同施設は、沖縄振興特別推進交付金を活用し整備することとしており、国と協議を重ねているところであります。

県としては、国に課題として指摘されている需要推計や周辺環境整備等について、引き続き丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　８、次年度予算についての御質問の中で(1)、平成30年度沖縄振興予算についてお答えをいたします。

平成30年度沖縄振興予算については、改定された沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、残された課題や重要度が増した課題に対応した施策展開を図るため、一定規模の沖縄振興一括交付金を含む所要額を確保する必要があります。このことから、平成30年度の沖縄振興予算の確保に向けては、内閣府沖縄担当部局と一層緊密に連携するとともに、市町村等と協力し、知事を先頭に国政与党、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御理解と御支援を賜りながら、所要額が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　まず、予算の件から再質問を行います。

ぜひ来年度予算、毎年予算が減って、仲井眞知事が最後のときに3740億と、ことしは3130億と600億余りも予算が削られているものですから、ぜひ知事、知事を先頭に、しっかり各省庁、きれいにきめ細かく仲井眞知事や稲嶺知事が頭下げたように、セールスを行っていただきたいんですけれども、まずは知事を先頭にしないといけないので、知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

昨年度は、振興予算の所要額確保のために、知事が８月に菅官房長官、それから沖縄担当大臣、自民党の高村副総裁や二階幹事長等に直接お会いして要請を行っております。また、内閣府による概算要求が前年度予算から減額になったことを踏まえて、11月に知事が鶴保内閣府沖縄担当大臣や杉田官房副長官、二階自民党幹事長、猪口沖縄振興調査会会長、山口公明党代表等にお会いをして、直接要請を行っております。

平成30年度の沖縄振興予算につきましても、知事を先頭に、市町村と協力し、鶴保沖縄担当大臣を初めとする関係要路に対して、丁寧に沖縄の考え方をお伝えし、御理解と御協力を得られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　私が言っているのは、前回の代表質問でも言っているんですけれども、事務レベルまでしっかり知事が回ってほしいと言っているんです。稲嶺、仲井眞知事は、回っているんですよ。そこを聞いているんですよ。もう一回答弁を求めます。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　事務担当者とは、私を初め副知事も含めて事前のいろんな調整をこれまでもやってきましたし、昨年もやりましたし、ことしもまた５月から既にそういう話し合いを進めているところでございます。必要に応じて、また知事が要請にお伺いするときに、その辺の対応については今後検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　稲嶺、仲井眞前知事のすごいところは、予算決まった後、事務レベルまでお礼回りに行ったんです。そこまできめ細かくぜひ頑張っていただきたいと思います。
　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時28分休憩
　　午前10時28分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　新垣　新君。
○新垣　　新君　件名１をお伺いいたします。
　先ほど答弁を伺いました、この整理統合の問題ですけれども、まず６月23日の慰霊の日に、遺族会の会長がどのような御挨拶をしましたか。この慰霊塔・慰霊碑の件についてです。誠意ある答弁を求めます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時29分休憩
　　午前10時30分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　今手元に挨拶文自体は持っていませんけれども、基本的には、72年目を迎えて、その慰霊をしっかりやっていくということとあわせて、慰霊塔・慰霊碑については、整理統合のほうについても、言及したというふうには記憶しております。
○新垣　　新君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時30分休憩
　　午前10時31分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　今手元にないものですから、しっかり覚えていませんけれども、実は、この慰霊塔・慰霊碑については、平成25年度に我々慰霊塔・慰霊碑に対するあり方検討というのをやりました。その中で、当然遺族会も参画しています。その中で、いろいろと早急に対応を要するものであるとか、あと長い時間検討を要するものということで項目を分けて整理をしたところでございます。そういうふうな考え方が一定あって、今回の挨拶にもあったと思うんですが、まず早急に対応すべきものとしては、例えば建立者とか管理者が不明で、その当初の目的は果たして、もう形骸化しているので、それについては撤去を希望するような場合はそれもやろうとか、長い時間かけて検討するということで、これは相当の期間が必要だと思いますけれども、多くの人が集まるような場所に移転集約していくとか、もしくは慰霊塔・慰霊碑の周辺の環境整備とか、観光客等の誘致のためにも、平和学習として活用できるのではないかということで、当面、国のほうでは、まず早期に対応するものとして、維持管理をしっかりやっていただきたいというふうなことで、申し出をしたところでございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　まず県の認識を伺います。
　この国が起こした責任でこの慰霊碑・塔とか石碑が県内各地に、誰の土地かわからないまま石碑が建っているという問題も沖縄県はあります。現実問題あります。その問題において、正直申し上げます。糸満地区において、糸満市長もしっかり沖縄県と協力して、摩文仁の国立墓苑の１カ所に整理統合してほしいと――ひめゆりの塔と白梅之塔を除くですね――地域も住民もオーケーなんです。管理しているこの所有者は誰かと、そういった情報も含めて、今後、市と県の協議会を早急に開いていただいて、そして、摩文仁の国立墓苑に国の責任で、国が起こした戦争ですから、国の責任で、国の予算でしっかり国立墓苑に整理統合してほしいんです。その件に関して、県の見解を求めます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時33分休憩
　　午前10時33分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　議員おっしゃ

るとおり、この慰霊塔はさきの大戦に起因したものでありますので、沖縄戦がなければ建立されることはなかったということもございますので、県においては、国の責任でその民間建立慰霊碑・塔の整理事業をしっかりやっていただきたいということでお願いしているところでございます。ただ一方で、やはり慰霊塔・慰霊碑については、いわゆる建立者の思いというのもありますので、その辺はしっかり意見を酌みながら、どういう形で整理、どういう形で取り扱いができるかしっかり考えていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　建立者の思いって非常に大切だと思います。実は、戦争があったことによって糸満市は大きな犠牲者なんです。まだ戦後の処理は終わっていません。それはなぜかと言うと、2020年の第２滑走路オープンに目がけて、糸満の真栄里、そして三和地区に、西海岸にホテル進出という話がたくさん来ているんですよ。ですから、これも指摘事項があるんです、ホテル関係者からの。整理統合してほしいと。でも、今までこうやったら戦争に対する哀悼の意がないのかという形で動けなかったんです、糸満市も。同時に、二男、三男も帰ってこられない。来たい企業も来られない。何も変わらない。本当の犠牲者なんです、三和地区が、糸満市が。だから今、糸満市長も先頭に、協議会を行ってほしいと。もう二度と戦争はしていけないと、そういった問題もしっかり糸満市民は心に刻んでいます、地域住民も。地域住民も行ってほしいって声があるから、代表して私は質問しています。ぜひこの件において、知事を先頭に行っていただきたいんですけれども、知事、これ本当に糸満市民は注目しています、関心を持っています、この問題において。本当に、観光客、ホテルが足りないという時代なんですよ。その件に関しても、糸満市民の苦労に十分御配慮いただきたいんですけれども、知事の答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、実は、平成25年の５月から平成27年の３月までにかけて、糸満市も含めて、学徒、それと遺族関係者で構成する慰霊塔の管理のあり方検討協議会というのを設けました。その中で、いわゆる提言をいただきました。先ほど早期に実施する、長期にやるものというのがございましたので、そこについては、しっかり国のほうに、平成27年８月には、民間建立の慰霊塔・慰霊碑について整理統合を行うようにということで要請いたしましたので、そこについては国のほうにしっかり求めていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私も国とのパイプがありますので、しっかり協力していきます。

以上です。

休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　件名２に移らせていただきます。

糸満市三和地区の大雨改善。前年度よりは、大分沈砂池等で改善されているという答弁がありました。しかし、県道、米須地区の子供たちが三和中学校に行く通学路が今度は通学ができないという、非常にまだまだ改善されない問題があるんですけれども、専門家と協議はやっていると聞いています。専門家に委託してしっかり調査したことがありますかと。平成24年度からこの協議会が発足しているのはわかっています。本当にありますかと、まず見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

三和地区については、恒常的な冠水等の被害がありまして、先ほど答弁したように、県のほうでは独自の調整池等の整備を行っておりますけれども、確かに農地だけの被害ではなくて、宅地を含めた広域的な対策が必要であるということは、以前から地域のほうでも意見が出ているというのは承知しております。そのために、農林水産部といたしましては、糸満市南部湛水地域対策検討委員会について、地元の関係機関のほうとも連携をとりながら、関係部局のほうと情報共有を図りながら対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひこの協議会もしっかり行って、専門家に調査して、万全な体制でこの改善を強く要請いたします。

ちょっと休憩を求めます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　北朝鮮問題に移ります。

知事、代理出席させていると先ほど答弁がありました。全国の知事で、出席していない知事はどの県の知事ですか、伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会ですけれども、これにつきましては、全都道府県が参加をしております。この全国知事の会につきましては、拉致問題に対する国民一人一人の関心と認識を一層高めるというふうなことで、活動をやっているところでございます。

今手元にある直近ですけれども、国民大集会というのを知事会も含めて５団体で開催をしておりますが、直近の秋の出欠では、知事会の会長である埼玉県知事だけの出席というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　副知事含めてほとんど顔を出していると、私情報を聞いています。ぜひこの問題、県民は関心があります。ぜひ知事、この問題に出席なされるよう強く求めます。知事の見解を申し上げます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　北朝鮮における拉致被害者を救出する知事の会の活動は、全国的に展開をしておりますので、極めて重要というふうに考えております。しっかりその知事の会への出席については、取り組みは進めていきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひこういうのは知事が前に出ないと県民には伝わりません。強く申し上げます。

続きまして、ＭＩＣＥの問題を申し上げます。

沖縄振興調査会、ＭＩＣＥに対する指摘をどのように受けとめていますか。ＩＲで、民間でやりなさいという指摘をどう思っていますか。伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　沖縄振興調査会等合同会議では、知事のほうも出席していただきまして、大型ＭＩＣＥ施設の整備の要望をさせていただいたところでございます。結果的には、骨太の方針につきましては、観光振興という形で少し残念な結果に終わってしまいました。確かにＩＲに関しましては、一部出席議員からお話がありましたけれども、現在、県政の方向性としては、ＩＲについては取り組みは今しないという状況でございますので、あくまでも大型施設の整備ということで取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　今、国は民設民営でやりなさいと、ＩＲしかないんです、正直言ってＭＩＣＥは。じゃもう落としどころも何もないと言ったら、あの与那原・西原の場所、インフラ周辺整備もできてない、国からの指摘事項。同時に、渋滞を起こす交通、そして赤字、マーケット。そういった問題等々もあるんです。ＭＩＣＥってほとんど赤字なんですね、世界的に見て。その件に関してどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ＭＩＣＥ施設自体は収益施設ではなくて、一種の投資インフラ、そこに外から人・物・金を呼び込む施設という認識がございまして、その大型ＭＩＣＥ施設の周辺に娯楽施設、商業施設、物販施設、そういったことで、地域で一体になって、そこに人が行き来し、地域が反映していくという形でございます。ただ大型ＭＩＣＥ施設そのものに関しましても、やはり他県の状況を見ても、最初はやっぱりなかなかそういう稼働率が高くないということで赤字ではございますけれども、次第にそれが改善されまして、私どもの大型ＭＩＣＥ施設につきましても、一定の期間が来るとその収益が黒字転換するように、そういう計画と目標を立てているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私、ＭＩＣＥは賛成の立場なんですね。あくまで私は民設民営という立場の、賛成派の立場なんです。でも今の話を聞くと、一向に前に行かない。県は、一括交付金をもらって箱物をつくるというスタンスですよね。もう一度原点に戻ってほしいというものがあるんです。あの場所じゃ、はっきり言ってだめなんですね。宜野湾の県施設のコンベンション、あそこに持っていったほうがいいんじゃないかなと、交通渋滞も緩和できますよ。選んだところ、ミスマッチがあるんです。仲井眞試案に戻す。アッパーな箱物から仲井眞試案に戻す。そうしたら国はつけてくれる可能性があると思うんです。私もＩＲの専門家からも聞いています。だから、皆さんの計画はずさんなんですよ。どうですか、伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　場所の選定に関しましても、当初は宜野湾を含む５カ所程度候補地がございまして、いろいろ専門家の意見も聞きながら議論して、それで一長一短を比べながら最終的に東浜のマリンタウン地区が交通インフラ、あるいはその他の2020年という、一つの大きな完成の供用開始

の目標もございますので、そういったことを総合的に見た結果、東浜、今のマリンタウン地区が最適だと。ですから、そこに大型ＭＩＣＥ施設の整備を進めていくということに変わりはございません。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　もういいです。ずさんな管理で、これから前に行かないという結論が見えていますので、次に移らせていただきます。

知事の政治姿勢について、知事、まず……

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　知事の政治姿勢の小項目(2)、去ることし２月12日に行われた２期目の浦添市長選挙の公約に掲げたＳＡＣＯ合意に伴う那覇軍港浦添移設に伴う浦添市西海岸開発をどのように評価していますか。まず伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

浦添市長は、キンザーも含めて、西海岸地域の開発については大変意欲を示しているというふうに考えております、後背地の活用も含めて。27年には、コーラルリゾート地区の開発計画の見直しなども提案したということです。今回、再選を果たすに当たって、そういったことを実現したいということで、大変意欲を持ってこの分について取り組まれるということを表明したものと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　２点申し上げます。

知事は、ことし２月20日に松本市長と会談していますが、その中身をお聞かせください。

もう一点、ことしの６月27日、浦添市議会で那覇港那覇埠頭地区に関する３者協議の早期実現を求める要請決議の中身、具体的な明確な中身をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず浦添市長との面談、これ２月20日に松本市長が就任挨拶でいらっしゃいまして、知事と面談を行っております。その際に、知事は浦添市の発展、那覇市の発展、沖縄全体の発展について一緒に築いていきたいというような発言をしてございます。

それともう一点、この浦添市議会の決議のほう、６月27日のほうですけれども、浦添市議会において、那覇港浦添埠頭地区を含め、浦添市の西海岸計画のあり方について、那覇港を管理する構成団体の長である沖縄県知事、那覇市長、浦添市長の３者会談を早期に実現することを求める意見書を可決してございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　これ、知事は、基地が沖縄の最大の阻害要因だと、跡地利用を明るくしようというのは当然の話です。しかし、びっくりする話があります。浦添市議会、この跡地利用をよくしよう早期の３者会談を共産党の議員が反対。これ跡地利用に対する、明るくするというのも反対なんですかっていう形で、浦添、沖縄県民も向いています。オール沖縄の７名の議員が退席。知事は、容認という立場なんですね、この那覇軍港浦添移設。ＳＡＣＯ合意の容認の立場なんですよ。でも、ほかのオール沖縄の県議イコール市議会議員は反対の立場なんですよ。この整合性はどうなのかと、県民、また浦添市議会、経済界はどうなのかと質問してくれと言うから、市議会も。質問しているんですね。整合性、実態どうなんですか。わけわからんという意見が多いんですよ、整合性が。ヌーナトーガと。お伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　その浦添市議会での決議で一部の政党が反対または退席というようなことについての整合性ということですが、県のスタンスをちょっと答弁させていただきたいと思います。まず那覇港湾施設につきましては、当時の平成13年に儀間浦添市長が受け入れを表明してございます。稲嶺県政のもとの平成15年１月に第４回の那覇港湾施設の移設に関する協議会において、当時の防衛施設庁から、施設面積が縮小され、那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案が示され、その際に、県、那覇市及び浦添市は了承してございます。また代替施設は、現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることが確認されていると。そういった流れの中で、これまで24回、協議会がなされているということです。去る４月では、移設協議会において、新たな２つの代替施設案と報告結果が示されているということで、こういった経緯を見ますと、県としては、先ほども答弁いたしましたけれども、認めているということでございます。この姿勢は、しっかりと持って対応したいと

いうふうに考えております。
○新垣　　新君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時50分休憩
　　午前10時51分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　政党との関係は、私のほうでお答えできるようなあれではありませんが、先ほども答弁させていただきましたように、県としては、移設協議会における取り組みをしっかり踏まえて、この那覇港湾施設、浦添市長も大変期待を持っておりますので、県、那覇市、浦添市連携して、しっかり協議会の場で取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　知事にお答えをお願いします。
　知事は、２月20日の松本市長との会談で、３者協議会、早期に開こうと。前向きに動かしていこうと、跡地利用の問題でと。この基本策定計画を明るくしていこうと、那覇軍港を浦添移設の立場で――知事は那覇市長時代、賛成の立場をとっている。今でも賛成と私は思っています。ぜひ３者協議を行っていただきたいんですけれども、議会終了後に。お互い公務が忙しいのはわかります。浦添市長も、知事も。ぜひ行っていただきたいんですが、意欲をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えをいたします。
　２月の時点で、当選の報告で松本市長おいでになりまして、大変ざっくばらんに話をさせてもらいました。そういう中で、いろいろこれからも意見交換をしてくださいねとおっしゃるので、意見交換そのものはいろんなところで今日までもやってはきておりますけれども、那覇市と浦添市と県と、ということになりますと、軍港移設に関する協議会、あるいはまた那覇港管理組合、こういったこと等との整合性というのはどうするのか、あるいはそれとは関係なくざっくばらんにお話をしましょうかというようなこと等とか、具体的には何も決めてはいないわけです。ですから、３者で話をするなら何も構いませんが、それと管理組合とそれから移設に関する協議会と、そのこととの関連性はしっかり踏まえた上で話をしないといかぬと思います。
　それで、松本市長が例えばあしたおいでになるというのであれば、それはそれでまたあいている限り、いつでも対応させていただきますし、３者協議会ということになると、その性格をやはり少し決めていかないと、行政としてそれを踏み外してやったりするとこれもどうかと思いますので、その辺も話し合えばわかると思いますから、そういったことも含めて話し合うことについては、私も何も抵抗感はございません。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　知事、前向きな答弁ありがとうございました。
　この３者会談が実現するために、調整役に友党でもあらせられます、私が最も尊敬する浦添市選出の公明党の金城泰邦議員が調整役となりますので、ぜひ浦添市もこのまちづくり、本当に基地の跡地利用を阻害する要因は共産党だと、浦添市、また経済界、沖縄県民も（発言する者あり）　第２滑走路もだと、そういう県民の声があるということも、だからこうやって不満の決議が出ているということも御理解を賜りたいと思います。
　ぜひ知事、期待しております。
　次に、移らせていただきます。
○議長（新里米吉君）　休憩ですか。
　休憩いたします。
　　午前10時55分休憩
　　午前10時55分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　新垣　新君。
○新垣　　新君　時間がありませんので、我が党との関連質問に一括して質問いたします。
　去年、辺野古における最高裁で敗訴した見解を求めます。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　最高裁で一度も口頭弁論が開かれずに敗訴したことは、極めて残念でございます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時56分休憩
　　午前10時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　新垣　新君。
○新垣　　新君　この結果を見て、基本的なベースと考えていますが、知事権限に含まれる岩礁破砕許可や特別採捕許可や設計変更、埋立承認は違法でなかったんですよ。司法の判断に、和解条項に従うと言ったから、県も。そういう形で、もう私は終わっていると思っているんです。裁判やっても一つ一つことごとく負けるんですね。そういったやさきに、また来年11月には県知事選があるので、それを迎えるのかと、県

民は危惧している声があるんです。国との対立は避けるべきだと。落としどころがないのか、対話がないのかという声があるんですが、見解を求めます、知事。これは知事ですよ、謝花公室長じゃないですよ。知事ですよ、こういう大きなものは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず事実関係から答弁させていただきたいと思います。

今、新垣議員がおっしゃいますように、さきの最高裁判決で県は敗訴いたしましたので、判決に従いまして承認取り消しを取り消したところでございます。その結果、議員御指摘のように、その後の行政手続につきましては、公水法に基づく埋立承認が適法であることを前提に手続を行っているところでございます。ただ今般の差しとめ訴訟を行ったというのは、沖縄防衛局において、無許可の岩礁破砕等行為が行われていると。これ県は再三にわたりましてお願いをしたわけですけれども、聞き入れていただけずに、これをとめるために、訴訟を提起するという判断に至ったことでございます。最高裁判決で確定して、承認取り消しを取り消したからこそ、埋立承認が適法であるということで手続はみんな進んでいると。ただその後、何をしてもいい、また県は何を主張してはならないということではないということでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　もう時間がありませんので、簡潔に質問します。

知事権限で一つ一つ裁判やっても、全て敗訴し、今度は国から沖縄県に対して損害賠償が確実になり、責任は誰がとるのか。また忘れてはならない問題があります。大田元知事時代に予算がとまった沖縄県を県政不況。今度は翁長知事が予算をとめるのか。可能性が高くなるのではないかと、沖縄県民や多くの関係者は、苦い経験と恐怖におびえています。どうか着地点と落としどころ、何かないのか、ぜひこの問題について知事の答弁を求めます。知事ですよ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　着地点というのは、国も心やわらかく接してくれなきゃいかぬと思います。

今なかなかお会いしに行こうとしてもお会いができない。これは申し込む場合でもやはり段階というのがありますので、この段階というところでは新議員が期待するような回数でお会いできるということは、今なかなか難しいところがございます。それでも私も就任以来、集中協議含めいろんな形で話をしてまいりましたが、私は話をするんですけれども、答えが返ってこないんです。このむなしさというものは、ちょっと説明しにくいところがあって、いろいろ集中協議で、総理も、官房長官も、外務大臣も、沖縄担当大臣も、みんなおられるんですが、私がいろいろ説明をさせていただきますけれども、そのときの記者会見でも私は話してありますので、なかなかできない。ですから、今おっしゃるように、こういったこと等の落としどころというのは、しっかりと話をさせていただければ、私からすると大変歓迎をすることでありまして、ぜひともいわゆる担当大臣、いろいろ項目によって違うとは思いますけれども、お会いをさせていただいて、いろいろお話をさせていただけるといい形で物事も見えてくるのかなという感じがします。やっぱり国政与党でありますから、その辺のところ、間に入っていただけると大変ありがたいというふうに思います。

○新垣　　新君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信でございます。

議長のお許しがありますので、通告に従い一般質問を行います。

(1)、普天間飛行場の５年以内運用停止について。

知事は、この間普天間飛行場の危険性を除去するため、５年以内の運用停止を政府に求めております。

そこで、ア、日米両政府の取り組み状況については、平成26年８月ＫＣ130空中給油機15機を山口県岩国市へ移駐を実現されました。また平成28年９月の日米合同委員会においてオスプレイの訓練移転の枠組みを新設し、グアムを初め新潟県や群馬県での訓練を実施するなど取り組みを続けているところであります。さらに、山口県岩国市が厚木基地の艦載機を受け入れ、佐賀県がオスプレイの配備を受け入れるなど日本全体で安全保障体制を維持するための取り組みが進められているようでありますけれども、知事の御所見を伺いたいと思います。

次に、イ、沖縄県の取り組み状況について伺います。

(2)、埋立承認に係る判決について。

知事は前知事の埋立承認取り消しに係る訴訟等において、高裁及び最高裁でも敗訴し、知事みずから埋立承認取り消しの取り消しを余儀なくされました。

そこでア、知事はみずから了として許可した埋立事業を促進しなければならない立場と思いますけれども、全面敗訴したにもかかわらず、同埋立承認に基づく埋立工事を差しとめる法的根拠と、その可能性について伺います。

イ、甲第１号議案及び乙第９号議案について。

(ｱ)、訴訟委託料は、仮処分に係る費用も含まれているのか、伺いたい。

(ｲ)、当該水面は、漁業権を放棄し漁業補償も措置され、漁業権が消滅したとの認識ですが、改めて御見解を伺います。

(ｳ)、現段階で漁業権が設定されているか否かは法定受諾事務との関係で、所管する水産庁の見解が示されたと思いますけれどもいかがでしたか。伺います。

(ｴ)、沖縄防衛局へ行政指導された根拠法について伺います。

(ｵ)、知事は、工事が着手されたとの認識ですが、そのとおりでよいですか。伺います。

(ｶ)、岩礁破砕が確実な状況とは、どのような状況あるいは事象かをいうのですか。伺います。

(ｷ)、名護市は、大浦湾における沖縄防衛局のサンゴ幼生の流入調査について、不同意との報道がありましたが、県の御見解を伺います。

大きい２、ヤンバル地域の振興について。

(1)、交通渋滞の解消と観光振興について。

近年、観光客の増加に伴い沖縄自動車道、国道58号、329号、449号、505号及び一部供用されている恩納バイパス、名護東道路など交通の渋滞が厳しくなっております。通常、那覇空港から名護まで約75分かかるところ120分以上を要するとのことであります。また、逆にヤンバルから那覇空港への到着時間が予測できず、観光を予定よりも早目に切り上げるケースがふえ、ヤンバルでの滞在期間が短くなり、観光初め産業経済への影響も大きいと言われております。

そこで、ア、海上交通・高速船等の導入について伺います。

我が会派の中川京貴議員の質問と重なるかもしれませんけれども、那覇と座間味航路のように高速船を導入することによって、那覇と名護間が60分に時間が短縮され、定時定速運航が可能となります。また、長崎と五島航路のように時速80キロのジェットフォイルを就航させることによって那覇と名護間が約40分に時間が短縮され、定時定速運航が可能になりヤンバル地域の振興に大きく寄与するものと考えますけれども、高速船並びにジェットフォイルの導入について知事の御所見を伺います。

次に、イ、レンタカー貸し渡し拠点の整備について伺います。

観光客が那覇空港におり立ってレンタカーの貸し渡しに60分程度かかるそうです。それからヤンバルの目的地に到着するまで、一、二時間合わせて二、三時間も費やすと言われております。観光はある意味、時間との勝負とも言われておりますので、名護漁港周辺にレンタカー貸し渡し拠点を整備し、その拠点からヤンバル各地域へアクセスすることにより、交通渋滞の解消と時間の短縮が図られヤンバル地域の観光振興等に大きく寄与するものと考えておりますが、レンタカー貸し渡し拠点の整備について知事の御所見を伺います。

ウ、名護漁港の機能拡充と利活用について伺います。

市街地のへそに当たる名護漁港周辺を海上交通と陸上交通の結節点として機能の拡充が求められております。漁業振興はもとよりでありますけれども、時代のニーズに対応した高速性やジェットフォイルが寄港できるよう、名護漁港の機能を拡充することについて知事の御所見と、名護漁港の現状及び将来構想計画について伺います。

次に、エ、鉄軌道導入の進捗状況と見通しについて。

鉄軌道の導入について、県独自の調査も進め、幾つかのルートも設定されているようでありますが、国との調整など計画の進捗状況とその見通しについて伺います。

(2)、基幹病院設置の取り組み状況と見通しについて。

ア、これも重複するようでありますけれども、ヤンバル地域の基幹病院の設置に向け、県立北部病院と北部地区医師会病院との統合など、多くの課題がありますけれどもその後の取り組み状況と見通しについて伺います。

(3)、教育の機会均等について。

ア、ヤンバル地域にも中高校一貫の進学校設置が急務と考えておりますけれども、教育長の御所見を伺います。

イ、ヤンバル地域の高等学校の定員割れについて、その実態と原因、そして対策について伺います。

(4)、伊平屋空港整備の取り組み状況と見通しについて。

伊平屋空港の整備につきましては、滑走路上の変更に伴う環境影響評価の補正と航空会社の就航意向取りつけ及び需要喚起策が課題となっておりましたけれども、その後の取り組み状況と見通しについて伺います。

(5)、伊是名・伊平屋架橋整備の取り組み状況と見通しについて。

伊是名、伊平屋架橋の整備については、環境アセスや建設費用の縮減、特に費用対効果についての課題があったかと思いますけれども、その後の取り組み状況と見通しについて伺います。

(6)、地方における公共事業の費用対効果いわゆる

ビー・バイ・シーについて。

地方における公共事業のビー・バイ・シーの算定については、都市地区と同じ指標で計算すると成立がなかなか厳しいと思いますので、国土利用や県土の均衡ある発展、そして地方創生の観点から地域の多様性を生かしたさまざまな効果、沖縄では海が10分程度見えると効果が評価できるそうでありますけれども、そういったものを付加し、新たなビー・バイ・シーシステム、指標を編み出し、費用対効果に反映させることが肝要かと思いますけれども、御所見を伺います。

3、我が党の代表質問より具志堅透議員の代表質問で、金融経済特区から撤退した企業はないとの答弁がありましたけれども、事実関係を確認したいと思います。

そこで名護市が金融情報特区に指定され、また金融経済特区に指定されてからそれぞれ何社が入居し、何人の雇用が創出されましたか。また、それぞれ何社が撤退し、何人の雇用が失われましたか。撤退したとなると、その撤退した理由もあわせてお伺いします。

後は、2次質問で行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、1の(2)のア、差しとめ訴訟の法的根拠と見通しについてお答えをいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。

行政としては、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、(1)イ、5年以内の運用停止に関する取り組み状況についてお答えします。(1)アと(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県は、平成25年12月に普天間飛行場の5年以内運用停止を含む4項目を要請したところですが、政府においては、5年以内運用停止の一環として平成26年にＫＣ130空中給油機15機を山口県岩国市へ移駐しております。県が要請したオスプレイ12機程度を県外の拠点に配備することについては、県外拠点はまだ整備されていないものの、県外における一時的な訓練等が実施されており、本年3月6日から3月17日まで、オスプレイ6機程度等の一時的な訓練が県外で実施されました。4月21日には、防衛省が平成29年度の訓練移転年間計画を公表しております。

県としましては、去る5月17日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府に対し、5年以内運用停止について、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。

次に、(2)イの(ｱ)、仮処分の申し立てに係る費用についてお答えいたします。

県は、今回の差しとめ訴訟に係る弁護士への訴訟委託料として、517万2000円を補正予算に計上しております。当該費用は、仮処分の申し立てに係る費用も含んだものとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)イ、(ｲ)の漁業権の一部放棄に関わる国と県の見解及び沖縄防衛局への行政指導の根拠についてお答えいたします。1の(2)イ(ｲ)から1の(2)イ(ｴ)までは関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。平成29年3月14日付通知で示された水産庁の見解は、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。今般の水産庁の見解は、漁業法の規定や従前の政

府見解等に照らしてみても、従前の解釈、運用とは異なるものであり、水産行政の運用の面からして合理性が見出せないことから、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場として、今回の水産庁の見解は採用できないものと判断しております。そのため、県としては、知事の変更免許は行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。

以上のことから、沖縄防衛局に対し、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則に基づき、岩礁破砕等許可が必要であることを、５月29日付文書により指導したところであります。

次に、(2)イの(ｶ)、県が岩礁破砕が確実な状況にあるとすることについてお答えいたします。

沖縄防衛局による普天間飛行場代替施設本体部の埋立計画に関しては、３区域に分割して、各工区ごとに埋め立てを行い造成するとされており、現在、沖縄防衛局は、最初の埋立区域の護岸に当たるＫ９護岸の築造に着手しております。県が、今回の差しとめ訴訟において、沖縄防衛局により、岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあるとすることについては、そもそも、沖縄防衛局みずからが、平成26年度の岩礁破砕等許可申請において、最初の埋立区域の造成に当たり、護岸や中仕切り岸壁の築造のほか、しゅんせつ・床堀工により、岩礁破砕等行為を行うとしていたためであります。これに加え、公有水面埋立承認願書の添付資料においても、例えばＫ９護岸の陸側付近の海底に岩盤が存在するとされていることから、現在の工事が進められることで、岩礁破砕等行為が差し迫っているとする県の判断は、妥当であると考えております。

次に、ヤンバル地域の振興についての御質問の中の(1)ウ、名護漁港の海上、陸上交通の結節点としての機能拡充についてお答えいたします。

名護漁港は、北部圏域最大の市街地を背後に抱え、圏域各地から漁獲物が集まる流通の拠点として重要な役割を果たしております。このため、県においては地元要望等を踏まえ、必要な漁港施設の整備を推進してまいりました。海上、陸上交通の結節点としての機能については、現在、名護漁港の東側にあり、漁船以外の漁業取締船等を対象としたマイナス6.5メートル特定目的岸壁の活用が考えられます。

県としましては、今後の名護漁港の利活用について、漁業への影響に配慮しつつ、関係部局や名護市と連携して適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイの(ｵ)、普天間飛行場代替施設建設事業の工事着手への認識についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業について、沖縄防衛局から、４月25日に護岸工事に着手し、辺野古の海において捨て石の投入を開始したとの連絡を受けて、県としても、現地で工事に着手した状況を確認したところであります。

同じく１の(2)のイの(ｷ)、普天間飛行場代替施設建設事業における幼サンゴの加入状況調査についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、サンゴ類の事後調査として、幼サンゴの加入状況調査を実施するとしております。沖縄防衛局は、当該調査に係る名護市の「同意いたしかねる」との文書を添付した上で、県に、公共用財産使用協議書を提出しております。当該協議については、関係部局の意見も聞きながら、内容を確認していきたいと考えております。

次に、２、ヤンバル地域の振興についての御質問の中の(4)、伊平屋空港の整備についての御質問にお答えいたします。

県は、現在、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、関係機関と需要喚起策等についての意見交換を行っているところであります。あわせて、滑走路長見直しに伴う環境影響評価書の補正に必要な低周波音の実機測定についても関係者と調整を進めていく予定であります。また、今年度は、伊平屋・伊是名両村の住民や本島在住の両村出身者等を対象にアンケート調査等を実施して、潜在需要等を確認する予定であります。

県としては、引き続き、関係機関と協議・調整を行い、早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

同じく２の(5)、伊是名・伊平屋架橋の取り組みの状況と見通しについての御質問にお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋については、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しました。当該調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県としては、伊是名・伊平屋両村からの要望等を受けて、今年度も、引き続き建設工事費の縮減等に向け

た調査検討を進めていきたいと考えております。

同じく２の(6)、地域の多様性による効果をビー・バイ・シーに加えることについての御質問にお答えいたします。

ビー・バイ・シー、いわゆる費用対効果については、事業の効果を金銭的表現であらわすことが可能な全国一律の算定方法であり、補助事業を行う上で重要な指標となっております。一方、国土交通省所管事業の一部においては、費用対効果分析マニュアルにおいて、評価自体に独自の項目や手法の追加等を検討し、説明責任の向上を図ることが重要とされております。他方、マニュアル以外の効果を算定し、事業化に導いた事例は非常にまれであり、客観性のある評価手法の確立は難しいと認識しております。

土木建築部としては、さまざまな観点から効果を検証し、沖縄の特殊性を考慮した評価項目の追加が可能か検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、ヤンバル地域の振興についての(1)のア、海上交通、高速船の導入についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、自動車への依存度が高い地域であり、県民の自動車保有台数も年々増加するなど、日常的に交通渋滞が発生する状況にあります。加えて、沖縄を訪れる観光客の急激な増加により、今後、さらなる交通渋滞も予想されることから、本島内の移動については、陸路のみならず、海路も含めた多様な交通手段を検討する必要があると考えております。そのため、県では今年度、県北部と南部を結ぶ高速船等の導入について、想定される需要量や採算性、利便性の高い運航形態等の調査を実施する予定であります。

次に、同じくヤンバル地域の振興についての御質問の(1)のエ、鉄軌道導入の進捗状況と見通しについてお答えいたします。

県では、鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを、５つのステップに分けて段階的に進めているところであります。現在は、７つのルート案について比較評価を行うステップ４の段階に入っておりますが、評価項目が多岐にわたることに加え、ルート案が追加されたことから、検討作業に時間を要しているところであります。次回の委員会においては、各ルート案について、利用者数や概算事業費等の定量的評価を行うこととしており、７月から８月にかけての開催を目指して作業を進めているところです。

次に３、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、金融特区への企業の立地数、撤退数及び雇用創出等についてお答えいたします。

平成14年度に創設された金融業務特別地区は、平成26年度より経済金融活性化特別地区として、対象業種を広げるとともに、これまでの税制上の特例措置など制度が拡充されております。平成14年度から平成28年度末までの間に、名護市においては、新たに金融・情報通信関連74社、このうち経金特区前が60社、後が14社が立地しております。このうち41社、41社のうち――前が27社、後が14社です――が他地域への移転や本社との統合、廃業等により撤退しております。この結果、平成28年度末現在で、金融・情報通信関連33社――つまり経金特区前が21社、後が12社であります――が立地しておりまして、964名の雇用が創出されております。また、平成26年度に経済金融特区が創設されて以来、所得控除制度の適用に必要な事業認定を受けた企業は５社となっておりまして、いずれも現在業務を継続しております。平成28年度末現在の金融・情報通信関連企業33社を業種別で申し上げますと、金融商品取引業等が４社、その他金融関連が９社、インターネット付随サービス業が６社、情報処理・提供サービス業が６社、ソフトウエア業が４社、コールセンター等が４社となっております。また、今後の企業立地予定につきましては、インターネット付随サービス業、宿泊業など数社から同制度に関する相談があると伺っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、ヤンバル地域の振興についての御質問の中の(1)イ、レンタカー貸し渡し拠点の整備についてにお答えいたします。

沖縄本島北部に位置するヤンバル地域は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、美ら海水族館や古宇利大橋など人気の観光スポットが多く、魅力ある地域となっております。現在、同地域を訪れる多くの観光客が、那覇空港近隣でレンタカーを借り受けておりますが、同空港内における混雑を緩和する観点から、大型バス等により観光客をヤンバル地域に運び、当該地域でレンタカーを貸し渡しする拠点の分散化を図ることは重要な課題であると認識しております。

このようなことから、県では、中北部を周遊する観光客に対して、宿泊先や観光施設、商業施設等を拠点とするレンタカー貸し渡しモデル事業を今年度実施することとしており、その成果を見据えた上で、本格的

な貸し渡し拠点の設置について、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、２のヤンバル地域の振興についての御質問の中の、基幹病院の設置の取り組み状況等についての御質問にお答えいたします。

県は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、北部地区医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、同病院の職員の身分の取り扱い、新病院の建設など、統合に当たって整理すべき54項目の課題を抽出し、現在、その処理方針の検討を進めているところであり、年内を目途として、統合の是非に関する県の方針を決定したいと考えております。仮に、統合を是とする方針が出された場合は、北部地区医師会病院及び北部地域の市町村と、統合の条件及び進め方等に関する協議を行うこととしております。その結果、関係者間で合意形成が図られた場合は、統合に向けた具体的な作業を開始することになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２のヤンバル地域の振興についての御質問の中で(3)のア、中高一貫の進学校設置についてお答えいたします。

中高一貫教育校につきましては、中高６年間における計画的・継続的な教育システムを構築することで、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るため、平成28年４月に開邦中学校及び球陽中学校を開校したところであります。現在、両校におきまして、その設置目的が達成できるよう取り組んでいるところであります。

今後、他地区での設置につきましては、両校の実績や課題等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(3)のイ、北部地区の県立高等学校の定員割れについてお答えいたします。

県立高等学校の入学定員につきましては、地域の生徒数の推移、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して適正な設定に努めているところであります。平成29年度高等学校入学者選抜において、北部地区では、定員1160名に対し合格者数は960名であり、空き定員は200名となっております。その要因としましては、北部地区の生徒数の減少や他地区への進学等が考えられます。

県教育委員会としましては、定員確保に向けて、各学校の教育課程の工夫や、学科改編等による地域特性を生かした魅力ある学校づくりを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは、その前に御答弁ありがとうございました。

それでは２次質問を行いたいと思います。

まず後ろのほうから、教育の機会均等について教育長、ひとつまたお願いしたいと思います。

教育の機会均等については、人材育成はもとより地域づくりに最も重要な要素であると考えております。そこで教育の不均衡が経済の格差、貧困を生み出す要因になるのではないかというふうに心配しております。中南部一極集中ではなく、ヤンバル地域の教育環境の整備充実にも力を注いでいただきたいとこのように思っておりますけれども、もう一度教育長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県教育委員会といたしましては、北部地区の教育環境を充実させていくため平成27年度に名護高校に大学進学に特化したフロンティア科というのを設置いたしました。フロンティア科につきましては２年目以降、また２年連続定員割れをしている状況でございますけれども、１期生の生徒が順調に成績が伸びているという状況にあると伺っております。順調に伸びておりますので、大学入試におきましては、結果が期待できるのではないかというふうに考えております。１期生の結果が出ましたら、フロンティア科への受験生の増加も期待できるのではないかと考えておりますので、当面はこのフロンティア科の卒業生の進路実績が当初の目標を達成できるよう、引き続き支援してまいりたいと。その後に、中高一貫校の設置につきましては、現在ある中学校と、その辺の状況と課題等も検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　よろしくお願いいたします。

それでは次に移りますけれども、岩礁破砕についてですけれども、これは水産庁の見解を見てみますと、埋立実務において漁業権の変更と一部放棄が混同されていた実態があったと。こういう指摘がされておりますけれども、この件についていかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権は、漁業の種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　もう一つ、こうも指摘しておりますけれども、漁業権の変更と一部放棄を混同することのないように適切に対応されたいと、こういう指導もありますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県におきましては、水産庁の３月14日の文書だと思いますけれども、こちらについての混同はあるという指摘ですけれども、県のほうではこれについては混同はしておりませんので、適正に事務処理をやっているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　今部長のお話し聞くと、その法律を所管する官庁の指導も受けない、県の考え方が見解が正しいとこういうことをおっしゃっているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成29年３月14日付通知されました水産庁の見解につきましては、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条の規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。このいわゆる漁業権の一部放棄に関しましては、昭和60年政府見解を初めとして、直近では平成24年の水産庁長官名で発出されました漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言においても、その性質が漁場の縮小という、漁業権の内容を変動させるものであることから、漁業権の変更に該当するとして、漁業権者の議決により漁業権は当然に変更されるものではないとされてきた経緯があり、県としましても、そのような解釈、運用をしてきております。

今回の水産庁見解に関して過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対して２度にわたり文書照会を行いましたが、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないとしているものであります。

そのことから、県としましては、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域に対して知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているものであります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　法律の所管官庁の見解も受け入れられない、こういう法定受託事務があるんですか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

共同漁業権については、自治事務でありますけれども、昭和60年の政府見解におきまして、埋立計画に対して共同漁業権の一部放棄が総会で議決された場合、共同漁業権はその決議によって一部消滅するかとの質問に対し、漁業権を変更しようとするときは漁業法上都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではないと回答されております。それを踏まえると従来の水産庁見解は、漁業権の一部放棄は漁業権の変更として精査されてきたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　平行線のようですが、部長、水産庁に行政指導してください。

それでこの地図を見ていただきたいのですけれども、これは辺野古の件ですが、当初のこの埋め立ての範囲、これ最初権利消滅をさせていただいております。それから次にこの外側ですけれども、これは工事で影響するということで２度の消滅を漁業組合にお願いしてこれ同意を得たと。このことについて確認したいのですが。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時47分休憩
午前11時47分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
臨時制限区域の消滅の総会の議決は確認しております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　そうするとこっちは権利消滅しているわけですから、岩礁破砕の申請は要らないですよね。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しになりますけれども、従来の考えでいきますと漁業権が存在するということですので、岩礁破砕等の許可は必要というふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　それも見解の相違ですからしようがないとして、次に行きます。
これは那覇空港の第２滑走路の航空写真ですけれども、今現在こういうことになっているようであります。那覇空港について、岩礁破砕の申請が出ている背景には何があるかというと、この埋立部分の外側、工事に必要なこの汚濁防止膜であったり、そういったものを設置するための岩礁破砕が伴うということで岩礁破砕の申請が行われているというふうに認識していますけれども、このことについて確認したいと思います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時48分休憩
午後11時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
今議員がおっしゃるような部分含めて、全体的に岩礁破砕等の許可申請が上がっているというふうに認識しております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　そうするとさっきのこの図ですけれども、これも当初は岩礁破砕申請していたけれども、３月31日をもって期限切れということでこの対応をしている。これはなぜそういう対応したんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時49分休憩
午前11時52分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
今回沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経ていわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって漁業権は一部消滅したことから岩礁破砕等許可は受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条により規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等においても繰り返し確認されてきております。そのことから、沖縄防衛局に対しては、許可権者である県の指導に従い、速やかに岩礁破砕等許可申請を行うべきであるというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　何かこれ以上議論しても前に進みませんので、最後に、知事は前知事の埋立承認取り消しの際、第三者委員会を設置し訴訟の根拠となる瑕疵を恣意的に拾わせ、埋立承認取消訴訟を提起いたしました。その結果、根拠となる瑕疵もなく知事の取り消しが高裁と最高裁で違法と確定し、敗訴した経緯があります。今回も、法律を所管する水産庁が漁業権の設定は存在しないとの見解を示しているにもかかわらず、これを無視し、漁業権が設定されているなどと根拠のない口実を並べ、工事の差しとめの訴訟を提起することは、埋立承認取り消し同様、闘わずして敗訴が想定できる事案であります。そういうことからして、本件について到底容認できるものではありません。
顧みますと、名護市は普天間飛行場代替施設建設に係るさまざまな議論を積み重ね、22年の歳月が経過いたしました。また、紆余曲折の中で知事が提訴した訴訟も、高裁及び最高裁でもことごとく敗訴し、代替施設建設も着々と進められている状況に鑑み、また、市長や知事の公約も総合的見地からすると実現性に乏しいと言わざるを得ません。このような中、これ以上代替施設建設の是非を問うことは不利益をもたらすだけで現実的ではないと考えております。一日も早く、もとの平穏で活気に満ちた名護市を取り戻すため一歩も二歩も前に進めたいと考えておりますけれども、知事の御所見を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
さっきの知事の……
○末松　文信君　何で知事がこれ答えないの。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　事実関係等も踏まえて答弁させていただきたいと思います。

さきの一連の訴訟も踏まえて、議員の御質問も最高裁判決も出ているということで、着実に協力すべきではないかというような御趣旨だと思いますけれども、最高裁の判決を受けまして、県は承認取り消しを取り消したということです。ですから、公有水面埋立法に基づく承認が適法であるということを前提に作業は進んでいるということでございます。そういった中で、たださきの判決は埋立承認という辺野古新基地建設に関する手続の一つについて判断が示されたということにすぎないのでありまして、最高裁で敗訴したからと、また和解条項があるからということで今後全ての一切の手続とか作業等を追認ないしそのまま放置していいということにはならないというふうに県は考えております。今回の岩礁破砕手続についても法令に基づいて適正に審査を行う必要がありますけれども、やはり無許可の岩礁破砕等行為を放置できないことから、今般はやむを得ず差しとめ訴訟を提起するというふうな判断に至ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　もう少し時間がありますので。

皆さん、最高裁の判決もこれは納得いかない、法治国家といって最高裁を批判しているのはあなたでしょう。それはどういうことなんですか。法治国家の立場の人が最高裁の判決も認めないというのは、どういう了見ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県は、最高裁判決の結果は残念ではありますけれども、判決に従いまして埋立承認を取り消したところでございます。ですから、先ほども答弁いたしましたように、今作業は埋立承認が適法であることを前提に作業は進んでいると。ただそういった中においても、やはり法令に基づく手続というのは当然なされるべきであると考えておりまして、今般、無許可の岩礁破砕等行為がなされているということも県は放置できないということで差しとめ訴訟を行っていると。決してこの最高裁判決を無視しているとか、県が法令違反を行っているというようなことではないと考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長の話は全く筋違いの話で、最高裁の判決、この前の訴訟については、皆さんは瑕疵があるということでこの辺野古の工事を阻止するために提訴したわけですよね。これが否定されたわけですよ。そもそも否定されていることについて何でこんなに時間をかけてやるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　一連の訴訟の流れは、沖縄県が行いました知事が行った承認取り消しに対しまして、政府のほうからこれは代執行訴訟を起こしたということがさきになされたところでございます。それに対して県は、いろいろ国地方係争処理委員会に提起したりとかそういった一連の流れがあって、最終的には、国において違法確認訴訟がなされてそれが高裁で県敗訴し、最高裁でも同様に敗訴したというような流れでございます。その後の結論は先ほど来申し上げていますように、承認取り消しを取り消してその後は埋立承認が適法だったという前提で作業が一つ一つ進んでいると。この作業の一つ一つについて、県は行政として丁寧に審査を行っているということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　県は、今までの一連の作業の中で、埋立承認をしたことについての責任はないんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 0時 0分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　承認をしたことの責任ということに対しての答えですが、承認をしたということで今埋立承認取り消しの取り消しで承認が有効になったということで作業は進んでいると。その後の作業はやはり行政ですから、さまざまな行政手続を法令に基づいて適正に厳正に行うということが県の責任だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　同じことを土建部長、答えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木建築部は、今現在公有水面埋立法に基づいて承認の内容について実効性を確保する、確認するための事前協議等を行っているところでございます。引き続き法令にのっとって適正に審査をしていくというスタンスでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　最後に、知事、私がさっき述べたことについての御所見をお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　末松議員の御質問にお答えをいたします。

最高裁の判決、これはもう詳しく話をすると、是正の指示の判決とか不作為の違法確認訴訟とかいろいろあることはあります。取り消しの取り消しということ

で、この意味合いはいわゆる原点に戻ったということなんですよ。前知事が承認をした。そうすると、承認した後何をしてもよろしいですかということについては、和解の９項とも合いませんし、それからしっかりとこれは岩礁破砕許可も得ていただかなければいけない。文化財が発見されたら文化財のこともやらなければいけない。みんな蹴飛ばしてどんどんどんどん埋めていくんだという話じゃないんですよ。ですから一つ一つ、いわゆる原点に返ったところからまた留意事項含めやるわけです。これは適法にしっかりと、やはりあの美しい海も守れるような形で物事を進めていくわけでありますから、これを最高裁があの判決を出したから、もう県は何もしないでそのままあっちも見もしないで埋めるだけ埋めさせなさいというような問題ではないんですよ。ここのところを御理解いただいていないから、今接点がなかなか合わないんですね。ですから、私たちは岩礁破砕許可もやってもらわなきゃいけませんし、文化財が発見されたら文化財もこれどう措置しますかというのも出てくるわけです。こういうところをぜひ御理解いただきたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いやこれは、私が聞いているのは埋立申請に対して許可をした知事の責任について、前向きにそれをやる必要があるんではないかということを聞いているんです。土建部長が言っているようにそれは淡々とやればいいんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県は、承認が有効だということを前提にしてさまざまな手続、農林水産部、土木建築部それぞれの部署部署において法令に基づいて適正にそして厳正に対応しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは一旦許可した埋め立てについて、責任を持って完成させるようにひとつ頑張ってください。

以上、終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後 ０時 ４分休憩

午後 １時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

○照屋　守之君　質問の前に所見を申し述べます。

７月１日の香港返還20周年の式典で、中国の国家主席の、中央政府の権力に対するいかなる挑戦も決して許さないとの発言の報道がありました。私はこの報道を見たときに我が国日本が自由主義、民主主義国家として国を批判する立場も保障、反対する立場も尊重されている、もちろん、報道の自由も尊重されているわけであります。改めてこのことを誇りに思うわけであります。

今、基地問題で反対を唱える県民も、国を批判し続ける県知事も、まさに日本は民主主義国家でよかったというふうに思っているのではないかと考えるものであります。

同時に、尖閣諸島周辺が中国の公船によって領海侵犯が繰り返されている報道に接するとき、改めて領土・領海を守る立場から、海上保安庁や警察そして自衛隊、あるいは米軍がより一層力を合わせて領海・領土を守るようにお願いをするものであります。

同時に、先ほど新垣新議員の質問に対して、誰かがお膳立てをしないと政府との交渉ができないかのような表現をしておりましたけれども、みずからの公約を実現するために、みずからの力ではなく周りの力に頼ろうとするそのありさまは残念であります。ましてや選挙で戦って潰した相手にそれを期待するという、そのこと自体が異常になっていると私は考えております。

それでは、以上を申し上げて質問をさせていただきますけれども、順番変更をして、まず、辺野古工事差しとめ訴訟について伺います。

これからは裁判による解決ではなく、県知事の政治交渉による解決を目指したほうがよいと考えておりますけれども、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時23分休憩

午後１時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げて当選し、県政の最重要課題だということで取り組んでおります。

知事はこれまで、普天間飛行場の辺野古移設問題について、知事みずから参加した集中協議で４回、政府・沖縄県協議会で３回、また副知事が参加した和解条項に基づく協議に関する作業部会でも４回などさまざまな形で政府との協議を行っておりまして、知事は、こういう形でみずから政治的な手法も用いながら国と対応しているところであります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この埋立事業については、国が必要

性を認めて、県が承認をした。前知事が承認し、そしてまた翁長知事がそれに異議を唱えて、結局翁長知事が負けて県が承認をしているわけです。そうすると、普通は常識的に考えていくと、承認したものについてはお互いに協力をして、それが実現していくというふうな方向でありますけれども、なぜか県はことごとく、ありとあらゆる手段をつくってそれを反対する。つくらせないというふうなことになっている。ところが、みずからは、承認を認めてその方向性をその埋め立てが進んでいくという仕組みをつくりました。今回の差しとめ訴訟も全くそのとおりですけれども、まさに常識的には考えられません。国は埋立承認を出した。県は認めた。認めたにもかかわらず、本来は一緒になって協力をするというのが法の趣旨であり、裁判の判決の内容ですね。それを反対するために、そういう差しとめ訴訟を行っていく。常識的に考えても異常な状態だと思っていますけれども、どういうふうに捉えていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

知事はさきの最高裁判決に従いまして、埋立承認取り消しを取り消してございます。ただ、しかしながら、そのことが今後のさまざまな手続、変更申請など手続がありますけれども、必ずしもそれに基づいて埋め立てを進める方向で承認をしなければならないということを意味するものではないと考えております。公有水面埋立法ですとか、今回の場合は漁業調整規則ですけれども、関係法令にのっとって適正に審査を行ってそれぞれの要件を判断するということはある意味当然でありまして、知事が当然であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、和解条項、裁判の結果だけではなくて和解条項で丁寧にお互いに協力をしてやっていくというふうなことでやりながら、一方ではそういうふうな裁判を起こして、またそれを阻止しようとするということですから、これはやっぱり常識的に考えても、翁長知事や県のやっている分についてはこれは認められませんよ。

もう一つ、この工事差しとめ訴訟、本来は漁業権を有する者がその利益を守るためにその岩礁破砕について物言いしたりとか裁判を起こすということは理解できます。ところが、沖縄県とか翁長知事は、この漁業の権利を持っているんですか。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県知事は、免許を付与する立場ですので、免許を持っているということではありません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だったら、その岩礁破砕の件で、これは漁業権をという形で規則の中にも入っていますよ。漁業権を持たない沖縄県がこういうふうな岩礁破砕について物言いができますか。裁判を起こす資格そのもの自体がないんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄県の漁業調整規則では、漁業権の設定された漁場において岩礁破砕等行為を行う場合には知事の許可が必要となっております。

沖縄県としましては、漁業法の趣旨、それから従来の水産庁見解や政府見解や水産庁の技術的助言などに照らして沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権の設定されている漁場に当たるものと考えまして、無許可な岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況であることから、差しとめ訴訟を提起するというふうに至っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、県は漁業権を設定するというふうなものはあっても、権利は持っていても、漁業権そのもの自体は持っていないんですよ。だって、岩礁破砕というのは、漁業に影響があるから岩礁破砕の手続をしてそういう漁民に対する漁業権を持っている者に対する利益を守りなさいよというのが、岩礁破砕、漁業権の意味なんでしょう。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県は免許権者といたしまして、漁業権の設定されている海域において無許可の岩礁破砕等行為をしてはならないという工法上の義務履行請求権を有しております。そういったことから、工法上の義務履行請求権を実現するために今回差しとめ訴訟の提起が必要だということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、この一般的に、常識的に考えてもそういうようなものはあり得ないものを今のような理屈をつけて、岩礁破砕に対して漁業権がどうのこうのと裁判を起こそうという、これは沖縄県の行政としておかしいですよ。絶対まともではありませんよ。

今回、弁護士は、弁護団はこの漁業権を持たない沖縄県が県知事がこの問題について裁判を起こすことについて何と言っているんですか。資格はあると言っているんですか。私は資格はないと思っていますよ。弁護団は何と言っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　弁護団といいましょうか、弁護団はこの議会の議決を経た後結成いたしますけれども、県が御相談申し上げております弁護士の先生方からの助言では、先ほど言った漁業法の趣旨ですとか従来の水産庁、政府見解、水産庁の技術的助言などに照らして、そういった法の訴えは十分可能だというようなことを助言指導いただいているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　いや、はっきりさせてくださいよ。弁護士は、漁業権を持たない県がこういうふうな裁判を起こすということについて、この趣旨の裁判を起こすことによって、県に対してそういう資格があるのかどうか。これ資格があるってはっきりしているんですか。漁業権を持たなくてもあると言っているんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この辺のところは、照屋議員とちょっと我々の見解が違うと思いますが、漁業権があるからどうのこうのではなくて、先ほども答弁いたしましたように、県は漁業調整規則等に基づきまして、無許可の岩礁破砕等行為をしてはならないという工法上の義務履行請求権を有していると。そういったことから差しとめ訴訟を行うことは可能だと、法的論点について弁護士とも十分検討を重ねて、しかもまた行政法学者からも意見を聴取して、そういった今回の訴えの提起を議会に提案することに至ったわけでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　これはっきりさせてください。漁業権を持たない県が、このような裁判を起こすことができるのかどうか、弁護士はだから何と言っているんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど来この部分は見解がちょっとすれ違っていると思いますけれども、漁業権があるかないかということではなくして、県は、漁業権の設定されている漁場においては無許可の岩礁破砕等行為をしてはならないという工法上の義務の履行請求権を持っていると。その義務履行請求権を実現するために差しとめ訴訟が可能だというふうな助言をいただいているということでございます。
○照屋　守之君　議長、休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時32分休憩
午後１時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
まず、漁業権が消滅しているかということを前提に議員は立論なさっていると思いますけれども、この件につきましては、これまでも農水部長が答弁していますように、漁業権の一部放棄、これによって漁業権は消滅するものではないと。これは漁業権の縮小であって、これは漁業調整規則の22条で言う変更に当たると。この変更手続がなされない限りは漁業権は残っているということで、沖縄県は漁業権の設定されている漁場に当たるものとして、工法上の義務履行請求権を有していると、そういうような立論でございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　余り県民を混乱させないでくださいよ、皆さん方の都合で。いいですか。国はそういう形で漁業権が消滅しているから岩礁破砕の手続は必要ない。これは、農水省の見解も含めてそうなっていますよね。皆様方はある。そうであれば、こういう裁判を起こす前にまず、この漁業権がそこにあるのかないのかということをはっきりさせるのが皆様方の責任でしょう。それはやらないで、裁判を起こしてお金をかけて我々議会でどう判断するんですか。こんな曖昧なやり方で。まず、漁業権がそこにあるのかないのか、そこをはっきりさせるというのが皆様方の仕事でしょう。何でそれやらないんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件につきましては、今般水産庁が、従来の水産庁みずからの技術的助言指導、そして政府の見解、これと異なる見解を沖縄防衛局からの照会に応じて行ったと。ただ、従来の見解を変えていないということですけれども、我々からしたらこの分について判然としないものがあるものですから、農水部のほうで２回にわたって照会を行ったと。ただこの件についてやはり農水部としては、こういった今までの水産庁の見解等々比べて、やはりこれは県としては納得できないということで、この漁業権の設定等についての解釈は自治事務だということで、沖縄防衛局に対し、沖縄県の行政指導に従って岩礁破砕等の許可手続を行ってくださいと再三にわたって要請してきましたけれども、それに応じていただけないということで、今般訴訟を提起するということになったわけでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、皆様方はそれの言い分です。国の言い分は違いますと。じゃ我々は何を信じた

らいいんですかと。だから、こういうふうな形で皆様方はずっと裁判を起こす、お金をずっとかけてきたんでしょう。こんなお金をかけて負けて、負けてこういうふうな状況になって、工事はどんどん進めさせて、お金はかけて負けて、曖昧なものをまた裁判を起こして金をかけようとする。自分のお金でやるんだったらいいですよ。知事が自分のお金でやるんだったらいいけれども、それも議会を巻き込んで説明も曖昧にして、漁業権のそういうふうな問題についてもはっきりしないままやる。まずじゃ先に漁業権の確認を起こす裁判からやったらいいんじゃないですか。それやってください、まず。はっきりさせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　漁業権があることを確認する裁判ということよりも、県は自治事務として、今回の沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権の設定されている漁場に当たるというふうに判断をしたわけでございます。そういったことで、沖縄防衛局に対して、行政指導を行ってきたということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今まであなた方が判断したものが裁判で負けたんでしょう。法律違反として。前知事がきちっとやったものをそれに異議を唱えてやったのが、最高裁で負けたんでしょう。そういうふうなことを堂々とやりながら、今のようにじゃきちっと漁業権の問題について確認してからやりなさいよというのをまた自分の都合のいいように、あそこの解釈とここの解釈と違うと言って、また裁判所にそういう手を煩わす。こんないいかげんなやり方がありますか。同時に、この不思議なことは、岩礁破砕のおそれだけで裁判を起こそうとしているんですか。大丈夫ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業法はその第１条において、「この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。」とされております。

漁業法に関する文献等では本法の制定に際し、その目的を達成するため新たな漁業制度として漁業権の設定に係る漁場計画制度の創設がされたことがその特徴の一つに挙げられております。この漁場計画制度は知事が水面の漁業上の総合利用と漁業生産力の維持発展の観点から、漁業調整その他公益上の支障を勘案し、あらかじめ漁業種類、漁業の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項を漁場計画として定め、これに漁業協同組合等からの申請を受け、知事の免許によって漁業権が設定されるというものであります。そのことから、漁業権の設定を受けた漁業権者の意思表示のみでその漁業権の内容を変動できるとすることは漁場計画制度の趣旨にそぐわず漁業法の根幹に違背するものであります。

今回、名護漁業協同組合の臨時総会で議決された、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであります。そのため、県としましては、いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するとしているものであり、漁場計画制度の趣旨からしても適切な解釈、運用であると考えております。

これらのことから、県としましては、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域に対して、知事の変更免許がなされてない以上、現時点においても共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているものであります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、こんなこと聞いていませんよ。岩礁破砕のおそれ、事実もない。おそれだけ、おそれでこういう裁判が起こせるんですかという話ですよ。私の隣に人が立っています。この人が殴りもしないのに、この人が殴るからと警察呼んで私、訴えることできますか。裁判というのは事実があるから訴えることができるんでしょう。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄防衛局が出した埋立願書に今、Ｋ９護岸のほうやっていますが、その先には岩礁等があるわけです。そういった中でしゅんせつ等を行うということが明示されているわけです。そういった中において、現時点で既にもう工法上の義務履行請求権が発生しているということです。

ちなみに、一般的に差しとめといいますのは、いまだなされていないことをしてはならないということを意味しまして、既に侵害自体がなされた後でも、また、あるいはなされていない段階においても、いまだなされていない将来の行為を予防的に差しとめること

を裁判所に求めることは可能だというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、岩礁破砕の事実はないんですね。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　現時点において岩礁破砕が行われているという事実はございませんけれども、今後先ほども答弁いたしましたように、公水法の埋立願書において、岩礁破砕等行うことが確実な状況にあるということで、現時点においても差しとめ訴訟の訴えの提起が可能だという判断をしたところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　余り県民をないがしろにしないでくださいよ。県議会を何と思っているんですか。裁判というのはそういう事実があるから、問題があって訴訟を起こすんでしょう。事実もないのに裁判所にこうこうですからと上げたら、裁判所は、事実がないね、こんなのは審理できませんねと突っ返されるんじゃないですか。どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この点につきましても、弁護士とそしてまた行政法学者とも十分に検討を重ね、意見聴取も行った上で可能だというふうに判断したところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　弁護士の責任にしたら、過誤、弁護過誤という仕組みがあるらしいですね。弁護士の不要なアドバイスによって、県民が不利益をこうむったりするとか、そういうふうな仕組みがあるというんでしょう。これ県民からそういうふうな事実もないのにそれを裁判で闘います。裁判で受け付けられない場合は、これは弁護士そのもの自体の責任が問われてきませんか。私たち素人でもわかりますよ。事実がないのに裁判起こせますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件につきましては、我々しっかり裁判において県の正当性を主張してまいりたいと思いますけれども、こういったことについては、我々十分に弁護士それから行政法の学者の方々と検討、意見交換を重ねてきた結果でございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　翁長知事になってから本当にひどいやり方ですね。億単位のお金をかけて、裁判弁護士費用もかけて、成果もない。そのことについて県民にわびるのでもない。今みたいに事実もない。そういうふうなことで裁判を起こすといって平気で議会に議案も出す。これが勝てる可能性も全くない。これを県議会を巻き込んで、県民を巻き込んで、共同責任でやろうとする。何なんですか、翁長知事、今のやり方は。とてもじゃないけれども、到底、これは県民には理解できないと思いますよ。
　次、ＭＩＣＥ施設事業の現状ですね。
　国の一括交付金による財源の確保をさせることができていない現状で、県が発注をしております。これは県単独事業でも進めるということですか、説明してください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。
　大型ＭＩＣＥ施設整備事業につきましては、国の特別推進交付金を活用して進めるということで取り組みを続けております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　513億かかるんですかね。その財源も決まらない。工事は発注した、事業は発注した。平成29年10月の建設事業の契約とか32年の供用開始の計画がなされています。どうやってやるんですか。お金ないんでしょう。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　契約のほうはまだやっておりませんで、契約につきましては基本設計、実施設計、建設工事と国の特別推進交付金の交付決定を受けた段階で暫時進めていくことになっております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、513億円の財源を、いつ、誰が確保させるんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　513億全て一括ということではなくて、基本設計、実施設計、そういう建設工事、段階ごとに国にお願いをすることになっておりまして、現時点では基本設計の部分を今国と、その交付決定をいただけるようにやりとりをしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　県の基本設計、実施設計は一括交付金事業で財源の確保はできたんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　基本設計、

実施設計ともまだ交付決定を受けておりません。ただ、今現段階では、基本設計のみで国とやりとりしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　議会を余りないがしろにしないでくださいよ。皆様方はこの予算も上げているんじゃないの。財源も決定しないのに、14億でしたか、基本設計も含めて。冗談じゃないですよ。これがいつ財源が決まるかもわからない。どうやって責任とるんですか、皆さん方は。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国のほうときっちりと特別推進交付金の対象として観光振興というのがきちんと位置づけられておりますので、我々国の理解をいただきながら基本設計、実施設計、段階を踏んで御理解いただきながら交付決定を得たいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いつ受けるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　基本設計につきましては、今月末をめどに国の交付決定をいただけないかということで、今まさに、新たな資料等つくりながら、提出しながら、やりとりを進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　実施設計はどうするんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　基本設計の交付決定をいただいて基本設計を実施しながら、次の実施設計をできれば今年度中に交付決定を得たいというふうに目標を立てながら取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　基本設計、実施設計もできていないのに、513億というその建設費が出ますか。これトータルも含めて。どういうことですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国は基本設計、実施設計と段階を踏んで交付決定をするということになっておりますので、基本設計、実施設計をきちんと出しながら、次年度建設費を交付決定いただけるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　国のお金をあなた方の一部の都合でこんなことできますか。自分たちがしっかり事前に事業をやる前に、知事がですよ、これは。翁長知事が、こういう形でＭＩＣＥやります、500億かかります。ぜひ財源を一括交付金で認めてください。そういうようなお願いをして、それを国もオーケーした後に皆さん方に行くんでしょう、実務者に。それを言っているんですよ。だから、そういうふうにこんな大きな事業を小出しで、これを認めてください、あれを認めてくださいと言って国民が納得しますか。これ、国民のお金ですよ。沖縄県のお金じゃないよ。

富川副知事、私はあなたに言ったんじゃないですか。与那原町長が来たときに自民党のせいでこうなっているとかって、いろんな不満があって、これは副知事はまだ就任してないからわからないけれども、翁長知事が国と513億、この財源をしっかり一括交付金で認めるということができてないから、今混乱しているのよと。そうしたら、あなたは、じゃ知事を動かしてやりますと言ったんじゃないですか。どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　私どもの内閣府との事務的なやりとりのほかに知事、副知事を筆頭に、官邸のほうにも動いていただいております。３月の上旬には知事に官邸に出向いていただきまして、杉田官房副長官並びに鶴保大臣にも要請をしていただいておりますし、富川副知事も別途行っていただきまして、三役含めて国の理解を得るように一生懸命取り組んでおるところでございます。

○照屋　守之君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　御質問にお答えいたします。

ＭＩＣＥの重要性につきましては、これまで申し上げてきましたように、沖縄経済を底上げする非常に重要なものということは多くの県民が御理解しているというふうに理解しております。現在、内閣府とのやりとりにおいては、向こうとのやりとりの中で、需要推計とか周辺環境整備について、詳細な部分ですり合わせをしているところでございます。この前も、新しいデータを置きかえしまして、また今、鋭意取り組んでいるところでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先ほども申し上げましたけれども、３月の上旬に、知事、官邸のほうに行って要請をしていただきましたけれども、また週明けにも改めて官邸のほうに行っていただきまして、強く要請を、要望をする予定にしております。

以上です。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　先ほどから休憩が何回も続いておりますので、質問の中でまたただしてください。

○照屋　守之君　おかしくないですか、議長。私は前、古堅与那原町長とか向こうの議員団と我々話し合いをしたときに、副知事はまだ就任間もないから、事情がわからないはずだけど、この事情については財源一括交付金500億余り、これは県知事が政治的に折衝して、まず、それを決めるのが先だよと。これわかっていないでしょうと。じゃ、あなた、副知事から知事にお願いして、知事を動かして、そういうことやりなさいよと言った答弁を今求めているのよそれを。部長に求めているんじゃないですよ。副知事にどうなりましたかと求めているんですよ、私は。何で部長が答えるの。

○議長（新里米吉君）　いや、よく御存じだと思いますけれども、知事の答弁も部長がかわってやることができるわけですから、副知事のものも……

○照屋　守之君　いやいや私は部長には聞いてない。そのときに副知事に聞きました。だから副知事へどうなっているんですかと聞いているんですよ。そんないいかげんな議会ありますか。

○議長（新里米吉君）　それに対する答弁を部長がやっていましたので、改めて質問でただしてください。

○照屋　守之君　聞いているさ、だから。何で、答えないんだのに、副知事は。

○議長（新里米吉君）　いや、質問者が指名してその人が答弁しなければならないという規定はありません。

○照屋　守之君　規定はない。

○議長（新里米吉君）　それはもうわかっているはずです。

○照屋　守之君　規定はないけれども、何でそのときに部長はいなかったよ。富川副知事に……

○議長（新里米吉君）　部長がかわって答弁することができるというのはよく御存じのはずです。

○照屋　守之君　何であなたはそういうふうにやるの。我々議員のものを何であなたがそういう解釈でやるんですか。

○議長（新里米吉君）　副知事も答弁して、その後部長が答弁しています。

○照屋　守之君　やっているんだったら、やっている。やっていなければやっていないで、こっちが答えるべきでしょう。何でそういうのは議長が……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　このような形でずっと、質問じゃなくて、休憩中に何回もただしてきていますので、もう新たに質問してくださいと言っているんです。（発言する者あり）

照屋守之君。

○照屋　守之君　もう一回繰り返しますよ。

富川副知事、聞いてください。あなたと直接話したんでしょう、我々は。それをどうなったんですかと、知事との話はどうなったんですかと、それすら答え切れないんですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　照屋議員の御質問にお答えいたします。

自民党会派との会話の中では、基本的にはこれ進めていくというふうに理解いたしました。その中で、照屋議員から、知事が政府に会うようにということは承りました。それを受けて、今現場で調整をしているところでございます。私の理解では、国庫要請とか、必要に応じてこのＭＩＣＥの件ではちゃんと手続が済んだら、知事も一緒に要請に行きますという意味でお答えをいたしました。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　もう非常に残念ですね。事業はスタートしているんです。意味わかっていますか、皆さん。事業はスタートしているのに、この財源は500億決まってないんですよ。それを何、部長たちが調整した。そういうふうにやって、それから知事が出ていく。とんでもないですね。何なんですか、沖縄県知事は。翁長知事は。（「殿様、殿様」と呼ぶ者あり）　お殿様で周りが段取りして。いいですか、これは異常な状態なんですよ。事業がスタートする前にこの財源を決めるのが翁長知事の責任なのに、それをやらなくて、副知事にも言ったら、それは直接知事にも言わぬで部長クラスでそういうふうな話をする。まさに、もう県庁の組織崩壊じゃないですか。知事も余りそういう意欲はないようですから、基地問題だけで。本当に情けない状況ですね。言っておきますよ。これは知事が政治的に何回も何回も繰り返し交渉して、交渉して、よし、この全体を一括交付金事業でやろうという

形で決めることができるのか。それができなければ自主財源でやったらいいですよ。今さらやめるということはできませんよ。与那原とか、経済界、県民みんな期待していますよ。知事が財源確保できていないから、我々できませんというふうな言いわけもしないでくださいよ。しっかりやってくださいよ。

済みません。ちょっともう一度休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　次、２点目の安慶田前副知事の口きき問題の第三者委員会の設置です。

県議会で百条委員会の設置の動きに合わせて急に第三者委員会の設置を決めたというふうに思っております。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

第三者委員会、県民に多大な不安と不信を招いた事態を重視いたしまして、県民の信頼回復に向けて改めて調査と防止策の検討が必要と考えまして、客観性、公平性を確保する見地から、知事部局と教育委員会の共同で外部専門家による委員会を設置したところでございます。同委員会につきましては、県議会の２月定例会において、外部有識者による調査委員会の設置も含め検討するというふうに答弁しておりまして、その後委員会の設置方法等について教育委員会とも調整を重ねまして、結果として、３月27日に設置要綱を策定したという経緯でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　この第三者委員会は、もう既に教育委員会が調査をして口ききがあったという事実を公表していますから、余り県民にとって問題ないんです。むしろ、翁長知事が教育長人事の関与とか、あるいはまたもちろん安慶田前副知事が教育長人事に関与している、病院事業局長人事に関与しているということは明らかになっています。議会でもね。この第三者委員会をそこの中で、調査して県民に明らかにすべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

この件に関しましては、知事が２月定例会の一般質問におきまして、２年前のこの教育長人事に関しましては、安慶田副知事に対して一貫して続投でいくという考えを伝えていたという答弁をしております。前副知事と前教育長の間でどのようなやりとりがあったか承知はしておりませんけれども、話し合いの結果、１年間継続することになったものと理解しております。そのようなことから、前教育長の人事が第三者委員会の調査対象になることは想定はしておりません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は富川副知事が就任挨拶で来たときにはっきり言いました。問題じゃないよと。教育長人事に関与する、こういうのを調べたほうがいいよと、病院事業局長もやったほうがいいよという形で申し上げて、この前その第三者委員会の新聞報道があったときに、そのときも直接電話を入れましたよ。何で富川副知事、教育長人事に関する第三者委員会立ち上げないのかと。あるいは、病院事業局長の人事の第三者委員会立ち上げないのかと。そう言いましたよ。何でやらないんですか、富川副知事。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

前教育長の人事につきましては、２年で交代するということでこれまでの慣例に沿って、本人の意向を確認したという経緯がございますけれども、そのこと自体は特に問題があるとは考えておりません。また、病院事業局長の人事に関しましても、本人の意向確認を行った経緯がございますけれども、これにつきましても必要に応じて本人の意向確認を行うことは特に問題はないというふうに考えております。

そういう意味で、前教育長、それから病院事業局長の人事につきましては、第三者委員会の調査となることは想定をしていないところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは２月20日の参考人招致、安慶田前副知事、それと３月27日の諸見里明前教育長の参考人招致、そこの中に明確にありますよ。特に３月27日ですね。諸見里前教育長、私の質疑の中で、安慶田前副知事が教育長人事についても関与していたとの認識かというふうに聞きました。前教育長は、2015年２月ごろ教育長をやめるような指示は確かにありました。安慶田氏が教育長人事に介入したかについては、介入していたと思うという形で言っています。この参考人招致の内容と２月20日、これは教育長もあるいは県の執行部も持っていませんか、議事録は。議事録ありますか、参考人招致の。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　持っております。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　こちらも持っています。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　もう一回読み返してください。そこの中に与党議員の質疑の中にも、知事に相談した、知事三役と話し合ってあと１年やりたいということになった。知事三役とはっきり入っていますよ。諸見里教育長は安慶田副知事から関与がなければ、平成29年３月31日まで任期を全うしていたかについて、そう、それがなければ務めていた。諸見里教育長は任期１年残してやめております。やめさせられております。やめさせられております。安慶田前副知事、翁長知事が関与しております。ですから、第三者委員会をつくってしっかり調査をしていただきたい。その要望を申し上げて終わります。

逃げられませんよこれは、知事。しっかりやってください。教育長も逃げられないよ。副知事も。言っておきますよ。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　こんにちは。

沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

御存じのように、普天間飛行場は町のど真ん中にあり、航空機事故の危険性や騒音被害等の大きな負担を強いられてまいりました。このような普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を進めることは、私たち沖縄県民の願いであることは言うまでもありません。同代替施設については、知事の判断のもと、政府と訴訟を繰り返し、既に司法での最終判断となる最高裁判所の判決が出ておりますことは、周知のとおりであります。

にもかかわらず知事は、さらに差しとめ訴訟を提起することを発表し、裁判の長期化による普天間飛行場の固定化が危惧されております。平成８年４月、橋本・モンデール会談の普天間飛行場の返還合意から既に20年以上が経過しております。その間に、アジアにおける安全保障環境は大きく変化し、特に北朝鮮の核開発や弾道ミサイル開発の進歩発展は、我が国に対する明白な脅威と言える状況であります。米国による抑止力の強化が必要不可欠であります。日米同盟を否定しないと常に発言をしている知事に、普天間飛行場の危険性除去と早期返還を実現するため、現実的な解決策を期待する立場から質問を行います。

ア、知事は辺野古の工事が行われている海域は漁業権が設定されている漁場であり、岩礁破砕等の許可申請が必要であると申し上げておりますが、その根拠は何か伺いたい。

イ、岩礁破砕等によるサンゴ類の保存も大きな課題であり、その移設・移築について考え方を伺いたい。

ウ、漁業権の設定されている漁場であるとする県の見解は、漁業法を所管する水産庁から否定されていると理解しておりますが、それでも差しとめ訴訟を提起する必要性について、知事の説明をお聞きしたい。

エ、差しとめ訴訟が県から提起された場合、訴訟そのものが裁判所の審理の対象になるのかとの指摘があります。平成14年７月の最高裁判所判決で行政上、義務の履行を求める訴訟は裁判所の審判対象とならないとされておりますが、知事の見解をお伺いします。

オ、知事は、これまでの訴訟や敗訴が確定している中で、確立された最高裁判例が簡単に変更されるとは考えられません。さらに県民の貴重な税金を費やしてまで差しとめ訴訟を行うということであれば、判決の見通しについて具体的な説明をお願いしたいと思います。

カは取り下げます。

(2)、西普天間住宅地区の跡地利用について。

政府は６月９日、2017年度の経済財政運営指針、いわゆる骨太方針で、人材育成の推進やキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区への普天間高等学校の移設・移転、また、那覇軍港の浦添移設推進などが閣議決定されます。素案になかった案件が、自民党の提言や議論を踏まえての追加であり、特に県出身の国会議員の尽力を高く評価するものであります。

また、５月24日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会においては、宮崎代議士の数々の質問に対する鶴保沖縄担当大臣の答弁に、沖縄振興推進への力強さを実感しております。これまで普天間高校の早期移設移転を要請してきた宜野湾市、議会、高校同窓会の意を受けて新たな局面を迎えますが、応援団の一人として以下の質問を行います。

ア、知事は、常に米軍基地は県経済の阻害要因であると述べております。跡地利用について知事の所見をお伺いします。

イ、平成27年３月返還されました同地区跡地利用について、宜野湾市との協議の必要性について伺いたい。

ウ、県は、宜野湾市から県立普天間高等学校を同跡地へ移設・移転の要請を受けてきておりますが、その経緯をお聞かせください。

エ、昨年11月、県は財源確保が困難との理由でこの移設・移転問題が厳しいと正式に発表されたと承知しております。急転直下、知事から前向きに検討する変更になったその理由についてお伺いします。

２、不発弾処理に関する条例について。

ことしも６月23日、沖縄全戦没者追悼式がとり行われ、県内外の皆さんとともに、戦没者のみたまを慰め、世界の恒久平和を願い、不戦の誓いを立てたところであります。沖縄戦で熾烈な地上戦となった県内には、今なお多くの不発弾が埋没しているとの調査報告もあり、本県における負の遺産として戦後処理の大きな課題の一つであります。

現状は国の責任のもと、各年度、確実に着実に処理されてきており、安堵する反面、全ての不発弾処理にあと70年を要するという見通しは正直に長いと感じております。その危険性から県民の不安を取り除くため、県当局も最大限の努力をしていただきたいと思います。

また、条例については、総務企画委員会で審議されておりますが、多種多様な意見があることから、さらなる議論が必要だと考えております。

そこで伺います。

(1)、国から不発弾処理に関する過去５年間における予算の経過を伺いたい。

(2)、予算執行の状況についてお聞きしたい。

(3)、過去５年間の実績とそれに伴う課題等は何か、お伺いします。

３、教育問題について。

教育は国家百年の大計、そのことを常に申し上げてまいりました。我が国の教育基本法は、平成26年６月までに数回の改正を重ね同27年４月から施行されております。教育委員長と教育長の一元化や、チェック機能の強化と会議の透明化等が改正の要点となっております。これからの新たな時代の社会ニーズに応えるため、学校は何をなすべきか。教育委員会の教育的課題も価値観の多様化により、解決には困難を極める中、教育委員会の果たす役割は大きく、その使命と責任は最も重いと考えております。このような中、資源の乏しい我が国において、また全国唯一の離島県沖縄は教育による人材育成こそ、私たち大人に課された最大の責務だと考えております。

そこで伺います。

(1)、不登校児童生徒について。

ア、本県における小・中・高の生徒数の推移と現状について伺いたい。

イ、文科省ではフリースクール等での学習や民間団体等との連携のもとに学習支援を行うなど報告がまとめられております。県教育委員会の所見を伺いたい。

ウ、不登校問題と子供の貧困問題の関連と課題について、教育長の対応策を伺いたい。

(2)、教育環境・ＩＣＴ活用について。

ア、県内での実施校があるか。あれば何校で、実施時期・実施状況等についてお聞かせください。

イ、将来に向け、ＩＣＴを活用する教育システムについて方向性を伺いたい。

ウ、ＩＣＴ整備について、学校現場や市町村との情報交換等が必要と考えておりますが、御意見を伺いたい。

４番の関連質問は取り下げます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(2)のア、西普天間住宅地区の跡地利用についてお答えをいたします。

今後返還される駐留軍用地は、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり、各返還地の特性を生かした跡地利用を進めることが重要であります。西普天間住宅地区跡地では、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む沖縄健康医療拠点の形成を目指し、国、県、宜野湾市、琉球大学、市地主会等で構成する国際医療拠点協議会において、検討を進めているところであります。また、よりよい教育環境の創出はもとより、駐留軍用地の跡地利用として、さらには宜野湾市のまちづくりの課題克服の契機となることから、普天間高校の移設についても、県教育委員会と連携して検討を行っているところであります。

沖縄県としましては、同地区を跡地利用の先行モデルとして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、県が岩礁破砕等許可申請を必要としている根拠についてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可は、漁業権の設定されている漁場内において、岩礁破砕等行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならないとされております。今回、沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。

しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、

いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において繰り返し確認されてきております。そのため、県としては、知事の変更免許は行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。

以上のことから、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可が必要であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、普天間飛行場代替施設建設事業に伴うサンゴの移植・移築についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書において、沖縄防衛局は、サンゴ類の環境保全措置として、事業実施前に、移植・移築作業の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導・助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図ると記載しております。

県は、沖縄防衛局に対して、当該図書に記載したとおり環境保全措置を確実に実施するよう、求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ウ、差しとめ訴訟の必要性について。

漁業権の設定に関する事務は、自治事務となっております。沖縄県としては、漁業法の趣旨、従来の政府見解や水産庁の技術的助言等に照らし、沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権の設定されている漁場に当たるものと考えております。

県は、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に、(1)のエ、宝塚判決との関係について。

宝塚判決は、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟については法律上の争訟に該当しないと判示しています。今回の差しとめ訴訟は、国に対して提起する訴訟であって、宝塚判決の事案のように国民に対して提起する訴訟ではありません。

沖縄県としては、今回の差しとめ訴訟は、宝塚判決とは事案が異なるものと認識しており、法律上の争訟に該当するものと考えております。

次に、(1)のオ、差しとめ訴訟の見通しについてお答えいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に、２、不発弾処理に関する条例についての御質問の中の、過去５年間の不発弾処理に関する予算及び執行状況の推移について、２の(1)と２の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

過去５年間の不発弾処理に関する当初予算につきましては、平成24年度24億8800万円、平成25年度26億4700万円、平成26年度27億2200万円、平成27年度28億8200万円、平成28年度28億8400万円となっており、毎年増加しております。

執行額及び執行率につきましては、平成24年度20億1000万円、80％、平成25年度23億2000万円、87％、平成26年度20億6900万円、76％、平成27年度27億4000万円、95％、平成28年度26億9200万円、93％となっております。

過去５年間の執行率の平均は86％でありますが、ここ２年間の平均は94％と執行率が高くなっております。

次に、２の(3)、過去５年間の不発弾処理実績とそれに伴う課題等についてお答えいたします。

過去５年間の実績につきましては、磁気探査件数655件、うち不発弾処理件数53件、不発弾処理数2067発、不発弾処理量19.6トンとなっております。特に、昨年度の広域探査発掘加速化事業においては、旧石垣空港跡地を重点的に磁気探査した結果、不発弾処理量は9.6トンと大幅に増加しております。課題と

しては、住宅等開発磁気探査支援事業においては、交付申請に係る交付決定までの手続が改善され、期間短縮ができておりますが、申請件数が住宅着工数に比べ、非常に少ない状況となっております。

県としては、広報活動を通して、より周知を図ることにより、事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のイ、西普天間住宅地区跡地利用に係る宜野湾市との協議の必要性についてお答えいたします。

沖縄県においては、西普天間住宅地区の跡地利用に関して、駐留軍用地の跡地利用の先行モデルとして、国、宜野湾市、市地主会、琉球大学等と連携しながら、跡地利用計画の策定や土壌汚染・不発弾等の支障除去措置、沖縄健康医療拠点の形成に関する協議を行ってまいりました。今後は、普天間高校の移設に向けた用地の確保に関して、宜野湾市及び市地主会との連携・協力が一層重要となることから、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のウ、普天間高校移設の要請経緯についてお答えいたします。

普天間高校の移設については、平成25年12月、同校の同窓会より県知事及び県教育長への要望をいただいております。翌平成26年４月には、同窓会は、同校移設を要望する署名活動を行い、１万7000名以上の署名を集め、その後ＰＴＡとともに同様の要望を複数回行っております。また、平成26年11月には宜野湾市長より同様の要望、平成29年４月には宜野湾市議会より移転整備に関する意見書の御提出がありました。

次に、同じく１の(2)のエ、普天間高校の移設についてに関する御質問にお答えいたします。

普天間高校の移設については、これまで同校の同窓会やＰＴＡからの教育環境の改善を求める移設要望を踏まえ、県教育委員会とともに検討を行ってまいりました。現在は、これまでの県議会における議論や宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、引き続き、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育問題についての御質問の中で(1)のア及び(1)のウ、不登校の推移と現状及び子供の貧困との関連についてお答えいたします。申し上げましたように、(1)のアと(1)のウは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

文部科学省の調査によりますと、本県の不登校児童生徒の総数は、平成25年、26年度はともに3374人、平成27年度は3459人となっております。高等学校では減少しておりますが、小中学校は増加傾向にあり、大きな課題であると認識しております。不登校の主な要因として、小学校においては、漠然と、身体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しないなどであります。また中学校、高等学校においては、遊び・非行などとなっておりますが、不登校と子供の貧困との関連性については、確認することができません。

県教育委員会としましては、引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員などを活用した学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭、地域、福祉部局等の関係機関と連携した支援体制の充実に努めてまいります。

次に、同じく３の(1)のイ、フリースクール等との連携についての御質問にお答えいたします。

文部科学省が設置したフリースクール等に関する検討会議の報告書によると、不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かい支援を行うためには、教育委員会・学校とフリースクールなどの民間の団体等とが連携し、相互に協力し合うことが大切であるとされております。

県教育委員会としましては、国の動向や県内外の状況を踏まえながら、県内におけるフリースクールなど民間団体等との連携のあり方について研究してまいりたいと考えております。

次に、同じく３の(2)のア、ＩＣＴ活用の実施状況等についての御質問にお答えいたします。

本県における１校当たりのタブレット端末整備台数は、平成29年３月時点で、小学校8.2台、中学校8.1台、高等学校14.2台、特別支援学校28.8台となっております。全校種合計では、平成27年の１校当たり4.8台から、平成28年は9.1台、平成29年３月には9.7台と着実に整備が進んでおります。

また、電子黒板が整備されている学校の割合は、平成29年３月時点で、小学校89.1％、中学校86.6％、特別支援学校66.7％であり、高等学校では100％全ての学校において整備されており、全校種合計でも88.8％と前年度末80.4％から8.4ポイント増加しております。

次に、３の(2)のイ、ＩＣＴ教育の将来の方向性に

ついての御質問にお答えいたします。

情報教育については、今後、新学習指導要領によるプログラミング教育が小学校でも実施されることとなっており、本県においても小学校を対象にプログラミング教育の充実に向け研修等を行っているところであります。高等学校においては、平成15年度より全ての学校で教科「情報」が開設されております。また、現在、一部の高等学校で実施されているプログラミング教育は、次期学習指導要領において、全ての高等学校で実施される予定であります。

県教育委員会としましては、多様化・高度化する社会の変化に対応できる人材の育成のため、学校現場におけるＩＣＴ環境の整備促進及び児童生徒の情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

次に、３の(2)のウ、学校現場や市町村との情報交換等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会においては、各市町村教育委員会の情報教育担当者との連絡会議を定期的に開催するなど、ＩＣＴ環境整備の必要性について理解の促進に努めております。また、学校現場との連携については、圏域や校種別に開催する教育情報化推進講座等の研修会において、全小・中・高校及び特別支援学校の情報教育担当者や管理者に対し、文部科学省における教育情報化の方向性や、沖縄県教育情報化基本計画等の説明、及び他県の先進的な事例を紹介するほか、現場におけるＩＣＴ環境整備の課題や改善の工夫など、さまざまな情報交換を行っているところです。さらに、県立学校に対しては、ＩＣＴ環境整備に関する各学校の課題や要望を調査しており、今後の取り組みにも反映させていくこととしております。

引き続き、学校現場や市町村との情報交換や意見聴取を行いながら、教育の情報化が県全体として効果的に推進できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　答弁ありがとうございました。

再質問を行いますけれども、時間の配分がちぐはぐなときは、後と先が交互になるかもしれませんがよろしくお願いします。

まず最初に、サンゴ類の保存について、土木建築部長から答弁がありました。これは、ことしの５月15日付で、部長は事業実施に向けてサンゴ類の移植・移築をやるべきだ、このように認識しているという明言がありますが、これは移植・移築そのものを望んでいらっしゃるということでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

移植・移築そのものを望むとかということとは別で、沖縄防衛局が環境保全措置として、図書に記載している内容をそれを確実に実施していただきたいということを求めているということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これもし、事業実施をするということで、移築を望んでいるということになれば、これは防衛局から要請があれば許認可を出すということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今の御質問は、サンゴの採捕許可ということでしょうか。

○仲田　弘毅君　移植・移築。

○土木建築部長（宮城　理君）　移植・移築は特に手続上許可が必要なものではないものでございます。

○仲田　弘毅君　部長、もう一度。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

サンゴの移植・移築については、特に今許可が必要だというものではございません。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　ことしの５月15日付の文書で、部長は、願書の記載どおり事業実施に向けてサンゴ類の移植・移築は実施すべきだというふうに明言していらっしゃるわけです。その方からすれば、県としては移植・移築を望んでいらっしゃるということで理解してよろしいかということです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、承認が今現在適法になされたという判断のもと、承認取り消しを取り消したところでございます。

その中で、普天間飛行場代替施設建設事業の環境保全図書の中には、沖縄防衛局は事業実施前にサンゴ類の環境保全措置として必要な措置を講ずるということを明記されています。

現在、土木建築部として、それを事前協議等の中で、事業実施前に講ずる措置は確実に実施してくださいということを求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　そのことを踏まえて、サンゴの特別採捕許可に向けてそれは可能であるということでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄防衛局から、申請書が出された場合は、実施計画書にある具体的な内容をもとに審査し、規則の趣旨

に沿って厳正かつ適正に審査を行うこととなります。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　ちょっと若干変えますけれども、一般論として那覇空港第２滑走路工事も同じく移植・移築がなされたと思うんですよ。その申請があれば、移植・移築が実現可能、あるいはその審査対象になるということでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　那覇空港につきましては、申請がありましたので、そこについては厳正な審査を行ったところ許可したところでございます。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　例えば、漁業権云々の話が、それを所管する農林水産省の水産庁がこの法令を管理していると思うんですが、法解釈によってそこまで県と国がこじれた状況で、本当に前向きに問題解決に向かっているとは思えないんですが、そのことについていかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時40分休憩
　　午後２時40分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　この辺の申請というか、内容等につきましては、規則に沿って適正に対応していきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　それでは改めてお聞きしますけれども、所管する水産庁の法解釈と県側の解釈の違いの中身、具体的あるいは合理性がないという県側の主張でありますが、不合理なところはどういった点を不合理だと指摘していらっしゃるのでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　平成29年３月14日付で通知されました水産庁の見解は、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。このいわゆる漁業権の一部放棄に関しては、昭和60年政府見解を初めとして、直近では、平成24年の水産庁長官名で発出されました漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言においても、その性質が漁場の縮小という、漁業権の内容を変動させるものであることから、漁業権の変更に該当するとして、漁業権者の議決により漁業権は当然に変更されるものではないとされた経緯があり、県としましても、そのような解釈、運用をしてきました。
　今回の水産庁見解に対して、過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対し２度にわたり文書照会を行いましたが、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないとしているものであります。
　そのことから県としましては、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域に対して、知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているものとするものであります。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　ちょっと質問を変えますが、知事は去る３月の支援者の皆さん、国頭大会において、埋立承認撤回は必ずやりますという明言をしていらっしゃいます。明言をしていらっしゃるのに、どうして撤回ではなくて差しとめ訴訟なのか、そこのところお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回、先ほど来答弁が続いておりますけれども、漁業権の設定されている海域において無許可の岩礁破砕等行為を行うことは禁止されております。沖縄県は、沖縄防衛局に対して、再三にわたり行政指導を行ってきたけれども、残念ながら沖縄防衛局には水産庁からの意見等も恐らく要因だと思いますが、聞いていただけないと。こういった事態に至っては、岩礁破砕行為が切迫した、差し迫っている状況にあるということでございます。
　沖縄県としましては、行政のいわゆる法律なり行政の原理の観点から無許可な岩礁破砕等行為を行うことは放置することができないということから、差しとめ訴訟の訴えの提起を議会にお願いしたという流れでございます。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　必ずやります、撤回が必ずできるというその理由を、こういったことだから撤回は必ずできますというものがありましたらお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　さきの集会における知事の発言は、そういった多くの県民の期待に応える意味で知事の強い思いを語ったものだと考えておりま

す。撤回といいますのは、行政行為の適応な成立後に公益上の理由が生ずるなどの後発的な事情の変化によって当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とするというものでございます。撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行いまして、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところでありますけれども、昨今の日々の国の動きなど全体的な流れを勘案しながら、あらゆる状況を想定して今現在検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　いたずらに問題解決を引き延ばすための時間稼ぎではないかという指摘もありますけれども、その御意見に対してどういうふうな考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県は、さきの最高裁判決に従いまして承認取り消しを取り消してございます。その結果、公有水面埋立承認が今適正になされたということで手続を丁寧に行っているところでございます。

先ほど、土建部長からの御答弁・御発言それから農林水産部長からの答弁もありましたけれども、沖縄県は関係法令に基づいて厳正に法律を解釈、運用して――今回訴訟の提起をせざるを得ない状況になったことは残念でありますけれども、我々いたずらに恣意的な判断でもって今回の訴訟を行っていると、そういったことはないと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これは、漁業法を所管する水産庁との兼ね合いですから、大変高度な司法判断を求められると思いますが、しかし今現在までの知事の曖昧な態度は、やはり県民、特に支持者の皆さんからは、知事発信の根拠が大変乏しいと言われざるを得ないと思うんです。

知事、もう一回お聞きしますけれども、いつごろには撤回をするという意思表示ができれば、ぜひお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。

先ほども御答弁させていただきましたように、撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行う必要があるというふうに考えてございます。どのような事由が撤回の根拠となり得るか、日々の国の動き等を全体的な流れを勘案しながら検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　最高裁判決に関しましては、これは訴訟合戦にならないようにやはり双方で和解をしっかりしながら円満に解決してほしいというのが最高裁の判決の趣旨だと思うのですが、今それが相入れないような状況に来ていると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県としましては、国地方係争処理委員会では、今議員が御発言になったような趣旨のこの問題の解決には双方の協議が解決するのが望ましいというような判断が示されたものと認識しております。

ただしかしながら、最高裁判決につきましては、残念ながら県の求めていた口頭弁論等も開かれずに、高裁判決に従いまして沖縄県の敗訴の判断をしたというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　西普天間住宅地への普天間高校の移転について質問をいたしますが、知事は昨年11月には、財政難で移設するのは大変厳しいという発表がなされたわけですが、これでは急にことしの３月前後から５月の振興審議会等に含めて前向きに検討するという方向転換をした理由は何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県教育委員会では、これまでも財源が確保されるのであれば、生徒に良質な教育環境を提供することは望ましいという考え方は持ってございました。こういったいろいろ検討していく中で、現行の国庫補助制度等も踏まえて、移転整備に必要な財源の確保という面でなかなかめどがたっていないという状況がございました。

そういった中で、宜野湾市からは昨年の11月25日という回答期限で、移転整備をするかしないかということで求められまして、その時点で財源のめどがたっていない状況も踏まえまして、教育委員会として移転整備は困難である旨回答をさせていただいたところでございます。こうした中、また引き続き宜野湾市議会のほうからも西普天間への移設について意見書も頂戴しました。要請の場においては、11月25日の回答後も普天間高校の移設につきまして再度検討の余地とい

いますか、それがあるのであれば引き続き関係部局等とも移設の可能性について調整していきたいということでお答えをさせていただいたところでございます。

こうした中、跡地利用――これまで学校の狭隘とかそういう面だけではなくて跡地利用の観点から関係部局とも調整をさせていただいたところでございます。５月10日には、沖縄振興調査会の場でも、普天間高校の移設はよりよい教育環境の創出だけではなくて、跡地利用の先行モデルとして、さらには跡地周辺と連携したまちづくりにも大いに貢献するものであり、前向きに検討するようにというふうな知事の発言もございまして、跡利用の観点から県全体で普天間高校の移設に取り組むということになりました。

県教育委員会としても、関係部局と連携して良質な教育環境の整備に努めてまいりたいということで今取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　県は、宜野湾市に県有地を持っていらっしゃいますよね。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　現在の普天間高校の土地・建物という意味ではそこは県の財産でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これ教育長では答弁できないと思いますよ。

私が聞きたいのは、県有地を所有しているのであれば、その現在の普天間高校跡地をどうするかということを聞きますので、これはやはり企画のほうだと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

普天間高校の移設が実現した後は、現在の普天間高校の県有地は、その後のまちづくりの大きな種地と申しますか、有効な空間として都市計画上非常に有効な都市が実現することになるものですから、宜野湾市と協議をしてよいまちづくりに協議を鋭意進めてまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　時間がありませんので、最後に不発弾処理について。

県は70年かかるというと、もう早目早目に処理していかないと、これは大変なことだと思うんですが、その迅速化に向けてどうでしょうか、公室長。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

やはりこの不発弾処理につきましては、県議会においても条例制定の動きがあるということもございます。我々も不発弾の予算につきましても、先ほど御答弁させていただきましたように、予算をふやす等の作業を行っているところでございます。

一方で、やはりさまざまな交付申請等のネックがございましたので、これについても改善しております。

あと県職員の執行体制、これについてもやはり重要だということで、今年度から１人増員をお願いして実現したところでございます。あとやはり不発弾を処理する業者との連携というのも不可欠でございまして、その業者の専門家といいましょうか、そういった方々のまた御意見も伺いながら、より県民の生命財産を守る体制をいかに構築するか、こういった観点から今取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　民間住宅等の開発の応募者が極端に悪いというお話でしたが、これはやはり行政サービスという観点から、手続が２カ月も３カ月もかかるという時期があったわけです。そのことに対する改良というか、改正がなされておりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、申請手続を簡素化いたしまして交付申請から交付決定までの期間を短縮することによって改善しております。

ただ、それでもなおかつ件数が少ないというのがありますので、広報等の周知活動を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○仲田　弘毅君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは、通告に従って一般質問を行います。

私が自民党の一番のしんがりでございますので、知事と議場で対峙することを大変楽しみにいたしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず知事の政治姿勢についてでありますけれども、４月に富川副知事と吉田さんの人事が行われました。特に吉田さんについては、知事の特命でなったというふうにも報道されております。

そこで、吉田政策調整監の役割、待遇を明らかにし

てください。業務の範囲、議会で何について答弁するのかも知りたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　吉田政策調整監の役割等についてお答えをいたします。

新たに設置しました政策調整監は、基地問題を初めとする高度な政策判断及び困難な対外折衝等を要する重要な政策課題について、庁内の調整及び国等関係機関との調整など、知事が特に命ずる重要事項を処理することとしております。また、政策調整監の身分は、任期の定めのある一般職の地方公務員で、勤務時間、休日、休暇及び服務は、任期の定めのない職員と変わりません、同様でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、吉田さん、私質問しますので。

吉田さんについては、元は社会党、そして仲井眞県政においては与党、選挙においては公明党の推薦をいただいて、今では翁長県政のブレーンの一人であります。オール沖縄にこれまで長い変遷をしてたどり着いたわけでございますけれども、この変遷がいわゆる行政の場でどういう形で生かされていくのか。そこはちょっと聞きたいと思っているところなんですよ。そして、日米安保についても、いわゆる吉田さんがどういうお考えを持っているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（吉田勝廣君）　知事の政治姿勢についてお答えをいたします。

私は、先ほど説明あったように、1970年の沖縄復帰闘争時に社会党へ入党いたしました。それから、金武の町長、そして国会議員の秘書、上原さんの秘書、そして金武の町長、それから県議としてやってまいりました。そういうことで、これから私の経験を生かして、さまざまな基地問題、それから知事の特命を受けて、いろんな課題について解決していくために努力をしていきたいと、私はそう思っております。

○翁長　政俊君　日米安保については。

○政策調整監（吉田勝廣君）　現在、日米安保については、私は、従来から安保条約については、これは今後の将来について、今後については容認をしているということであります。容認をしているということであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　新聞の報道でしかわかりませんけれども、吉田氏は、いや対話がなければ前に進まないと。日米関係者とも話し合うという意気込みを見せておいでになりますけれども、今の県政の状況が、国と辺野古の問題で対峙しているという形になりますけれども、その突破口をどういう形で開いていこうというふうに考えていますか。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（吉田勝廣君）　お答えいたします。

私は、これまで町長時代から県議含めて、さまざまな政府の要人とも話をし、対話をしてまいりました。ある意味では、これからの基地問題は、やっぱり対話を通じ、お互い胸襟を開いて、率直な意見交換をすべきだろうと私は思っております。そういう意味で努力していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あの当時の人脈ということになると、もう随分年月もたっておりますし、さびついていると思いますよ、きっと。

それで、これは私の指摘なんですけれども、いわゆる翁長県政における、私は大変象徴的な人事であったというふうに思っています。翁長知事が言われる腹八分論。それの最たる人事だろうなという思いもいたしております。今後あなたがどういう形で県政に貢献されるのか、見守っていきたいとこのように思っております。

それと次に、公安委員会の人事についてでありますけれども、公安委員会の人事に関する議案がまだ提案されておりませんけれども、いつ行われる予定ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

公安委員会の委員お一人につきまして、平成29年７月21日に任期満了となるということで、候補者を選任する必要があります。現在、本日関係書類を提出しておりまして、あす議会運営委員会のほうで諮られて、あさって知事のほうから提案理由説明をするという流れになっております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　本来であれば、任期つきの人事であれば、事前に人選が終わって、冒頭から出して、議会の議論に付すべきだと私は思っています。そういうあり方が、ベターなあり方だと思います。これまでもそういうやり方が慣例としてやってこられたとこのように思っております。

天方委員の人事、これは追加提案ということでございますので、再任されるんですか、それとも再任されないんですか。もし再任されないのであれば、その理由をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

公安委員の任命に関する議案につきましては、先ほど答弁いたしましたように、本日関係書類を提出し、あす議会運営委員会の開催が予定されていると。さらに、あさって知事から提案理由説明を予定しているところでございまして、現時点では、この具体的な中身については発言を控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　きょう提案するんだったらわかるじゃないですか。どうして言えないんですか。

それと、私が持っている情報も含めてでございますけれども、当初、この人事案については、これまでの慣例として２期か３期、私は公安委員会の人事というのは、継続して再任をされてきたというふうに思っています。追加提案で出される以上は、これはここに随分狂いが出てきたんだろうなというふうに推察をいたしておりますけれども、当初、知事部局は、天方委員を再選する予定であった。６月上旬に行われた与党の調整会議の中で、共産党を含む会派から反対意見が示されて、その理由が何だったかというと、いわゆる高江のヘリパッド等に関する議会答弁が看過できないというような理由で、急遽差しかえという形で人選作業が進んで、追加提案という形になったというふうに私は、私なりの情報を持っておりますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

現公安委員につきましては、２月議会において、前副知事が刑事告訴をした訴訟の代理人となった弁護士とその公安委員会の事務所との関係が問題視されたといいますか、いろんな疑問が提案されたところがございまして、そういうことで、現委員の再任も含めて、慎重に検討して……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。時間がなくなります。

○総務部長（金城　武君）　きたということで、人選に時間がかかって、追加提案というふうになった次第でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　幸いにもこの議場に天方委員がおいでになりますので、天方委員、私は、当初、天方委員は知事部局のほうから再任に向けて打診されたと思っておりますけれども、それは了解をしていたんじゃないですか。そこの部分を差し支えなければ、ぜひ御答弁をお願いしたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。（発言する者多し）

公安委員会委員。

静かにしてください。今答弁します。

○公安委員会委員（天方　徹君）　差し支えの範囲で答弁をさせていただきます。

私の再任につきまして、沖縄県の総務部のほうから一度お話にいらして、再任のない方向でというお話があったことはありました。ただその後、やはり再任でという話も出たは出たと。最終的に再任はなくなったということで、私は、結論としては了承、もちろん御意向ということで承ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　何か御無理な答弁をさせたように思いますけれども、申しわけなく思っています。

知事、今お話があったとおりですよ。最初は再任がされない、そして後で再任の要請があり、そして追加提案で出されるということは、多分再任はされないという方向の議案が出てくるだろうということで、私は推察をいたしております。

仮に、知事、この与党の意向で公安委員会人事がゆがめられたということになると、これは大変なことですよ。公安委員のこのいわゆる責務というのは、公平中立をもって行われるのが旨ですよ。それを知事が与党側の圧力によって、そこをゆがめていったということになると、これは前代未聞だと思っています。

それについて、知事、どうお考えになられますか。最終的には、これは知事の判断ですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

公安委員会委員の任命につきましては、現委員の再任も含めて、幅広く検討しておりましたが、現委員につきましては、同氏の所属事務所、弁護士が前副知事の裁判にかかわっているということもありまして、法令上問題がないかどうかも含めて、弁護士等といろいろと相談はしたところでございます。その結果として、法的には特に問題はないということでありましたが、やはり県民からの疑念を抱かれる可能性もあるという判断のもとに、そういう手続を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　人事については、何の不都合もありませんよ。これ手続上どうなんですか。６月４日に与党、いわゆる連絡会議があったようです。この代表者会議ですね。その以前は、私は、天方さんの再任を皆さん方が提案する予定だったと思っています。その後の６月９日の幹事会、ここで議案の提案をやる予定と

いうことで説明されています。しかしながら、６月12日の庁議において、この議案が取り下げられるんですよ。そして、６月13日の議会運営委員会においても、これがスルーされる形で、公安委員会の人事については、追加提案として提出をしていく。与野党の説明会においては、この公安委員会の追加議案の説明がないままに議会に上がってくるというのが一連の経過です。これ、知事、知事の持っている権限をもう少しフェアにやられるということは当然知事の胸のうちにはあると思いますけれども、与党の圧力によって行政がゆがめられるというやり方は、これは県民に言いわけができる話じゃないですよ。ここは明確に示すべきだと思っています。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど天方委員からも退任のというような少し話があって、そうでないというような話もありましたが、これは大変微妙なところでありまして、人の人事といいますか、しっかりとした公安委員の人事でありますから、それは大変慎重にさせていただいております。そして、その中でも、今与党の圧力という話がありましたけれども、そういったものではなくて、議会全体あるいはまた県民という、そういったようなこと等も私なりに総合的に判断をさせていただいて、内々の意向、打診等もやりながら、そして、その方向性をしっかりと踏まえて、あしたその新しい人事案は出させていただくということであります。ですから、そのやりとりとかそういうようなものは、決してどこかの圧力にどうのこうのということではなくて、本当に公安委員としてやっていただくときに、御本人も含めて、御理解をいただけるような、そういったようなこと等にいろいろ工夫をしたというようなところでございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は、天方委員が本当に辞任に値するような、再選されないに値するような不祥事があったかというと、私はなかったと思っていますよ、私どもは。どういう理由があって再任されないのか。そこはもう一度お聞かせいただけませんか、その理由。先ほど説明した理由では、余り理由になっていませんよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　知事のほうからも御答弁いただいたところでございますが、いろいろその天方氏の所属の弁護士が前副知事の裁判にかかわっているということもあって、法令上の問題がないかどうかいろいろと検討したということでございます。先ほど申し上げましたように、法的には特段問題はないということではございましたが、やはりそれが一般県民から見た場合に、何らかのそういう疑念を抱かれる可能性もなきにしもあらずということもございまして、（発言する者多し）　そういうことで最終的にはそういう判断があったということでございます。

○議長（新里米吉君）　静粛に。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　天方さんにしてみれば、片腹痛い話だと思いますよ。

次に移ります。

経済シンクタンクについて。

安慶田前副知事は、経済シンクタンクを設立しましたけれども、このオール沖縄を支える人選で結成されています。知事は、このシンクタンクを活用する意図はありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、設立した経緯を答弁させていただきます。

安慶田前副知事が、沖縄の経済振興に関する研究機関を立ち上げるという話は、新聞報道等では承知しておりますが、どういった経緯で立ち上げたのかということも含めて、知事も沖縄県としましても、それ以上のことについては把握してございません。ですから、今どう活用する意図があるかとかいうような御趣旨についても、今全く見解を持っているわけではございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　このメンバーは、時々上京して、官邸サイドと会食をしているんです。これについては、知事も承知していますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今その件につきましても、報道以上のことは全くわかりませんで、今報道でも一、二度というようなものがありましたから、一、二度あったのかなというぐらいでありまして、それ以外の情報はございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　ただ知事、これに関して言えば、いわゆる会食した中には、沖縄コンベンションビューローの会長が入っているんですよ。一方では、沖縄県の事業を受託する公務の立場であります。一方では、知事の選挙を初めオール沖縄を支える方です。さらに一方では、民間人として前副知事と一緒に官邸サイドと会食を繰り返しているという報道であります。知

事、ここはどう思いますか。彼の公職という立場も含めて、あなたが任命されたんですから、そこはどういうふうに感じますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　御承知のような経緯でおやめになったわけで、そしてその中で、第三者委員会も立ち上げると。ある意味では、白紙の――白黒という意味では、白紙の状況の中で、これから第三者委員会でもやりますので、私がそういう中で接触をするというのは、これもまた一つ、別な面でいかがなものかというようなこともございます。ですから、その意味からいうと、そういう形でおやめになってからは、こういう議論とかというのは全くございませんで、その中で今おっしゃるような状況というのは、推測で話をしたらいけませんけれども、彼は彼なりに、それなりに生きてきていますから、そういう生きてきたものの中で、何かお考えになったのかなとは思いますけれども、それがそういう形になったという意味からすると、私からするとわからない話でございました。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　ただこの官邸人脈は、副知事時代に培ってきた人脈です、その人脈は。それを生かして、いわゆる彼はシンクタンクをつくるということになりました。報道によりますと、官邸サイドに取り込まれて、政権と翁長知事への揺さぶりに利用されるのではないかという報道がありますし、さらには、県幹部は、不祥事でやめた安慶田氏に、知事がかかわったり、県民目線からするとマイナスしかないという見解も示しておいでになります。そういう意味では、この県政とのかかわりというものについて、知事はどういうふうに、報道のあり方を全面的に打ち消されますか。もしかすると、そこは通じているんじゃないですか。おおむね通じているんじゃないかという話です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今お聞きした中では、副知事になってからの人脈という話がありましたけれども、恐らくはそういうことではなくて、彼の政治生活の中でつくられた人脈だというふうに思っております。また官邸とという報道もありますし、そういうようなものは、私からしても、今先ほど申し上げましたように、いわゆる白紙の状況の中で、こういうような形でかかわるということは、それはよろしくないだろうというふうに思います。

　そして、今もかかわっていますかという話ですが、この私がお会いをしたというのは、ある意味で偶然の１回だけど、少なくともこの二、三カ月もお会いしてないんじゃないですかね。そういうことです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　行政官としての知事とのかかわりという目においては、やっぱり今、県民目線からするとそういうことなんでしょう、きっと。ただ、お互いよく知っている中ですから、彼が副知事時代に培ってきた人脈ということは、私はよく承知いたしておりますし、そういう意味では、知事の側近中の側近であったことも事実でありますので、そこはどういうおつき合い方になるのかわかりませんけれども、私どもも注視をしていきたいとこのように思っております。

　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後３時22分休憩

　　午後３時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　次に、順番違いますけれども、市場の問題についてでございますけれども、泊市場。これも知事、これは今もう、いわゆる第二豊洲、さらには築地という形に沖縄県ではなりつつあるんじゃないですか。ましてや、知事の後継者であった那覇市長と知事がトップ会談をして、移転についての話し合いを進めれば話がつくことじゃないですか。何でこういったことをやらないんですか。事務レベルに任せていることがおかしいですよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

　県といたしましては、糸満漁港における新市場整備につきましては、市場関係団体等の理解を得ながら進める必要があるというふうに考えております。そのため、泊漁港及び糸満漁港の双方が発展できるよう、引き続き県、関係市及び団体で構成するワーキングチームなどにおいて、市場関係団体等に対し、泊漁港の消費地市場としての再整備方針及び糸満漁港における新市場の整備計画について、丁寧に説明し理解を得ていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、この問題が出てから、那覇市は、補助金を出して、那覇市の漁協幾つかありますけれども、この団体にいわゆる将来構想をつくらせているんですよ。ですから、もっとこれが火に油を注いで、いわゆる混乱のきわみになってしまっているんですよ。ですから、ここの部分は、知事が将来の市場のあり方を真剣に考えて、沖縄県の将来どうあるべきだというしっかりとした認識や決意があれば、これは

トップ会談をして、こういう形でもっていこうという話し合いできるんじゃないですか。なぜこれを事務方に任せて、こんな混乱を招くようなことをやっているんですか。それともさわりたくないんですか、こういった問題は。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この糸満のほうに漁港を移すというのは、私の県議会議員時代からのことだったと思います。ですから、そのときにそういう認識もございますし、それから那覇市長を務めたときには、そういったこと等、那覇市の立場からそれも見ております。今那覇市長とのトップ会談という話をされましたけれども、行政が違って、あるいは私が卒業して向こうに戻っていってどうこうという話じゃないものですから、基本的には、その意味では対等な立場で話し合うときには話し合うことにもなろうかと思います。去年もいわゆるそういった泊の漁協の方々と県の漁連も含めて、話し合いもさせてもらいましたけれども、そういう中で、大変根の深いものがあって、私からすると、今日こうして知事をしながら、20年前の経緯からすると、あるべき姿というのは私からも見えます。やはり糸満の漁港に第３の漁港としてしっかり位置づけて、沖縄県全体という視点というものはございますが、この泊のイユ市場というようなものが、それに見合うような――見合うというのは、何も金銭的に見合うとかそういうことじゃないですよ。今日まで歴史を持って、消費地のニーズに応えるような形でやってきたものとの、その何といいますか、話し合い、そうしますと、これは那覇市長との話も必要かと思いますけれども、やはり泊漁港の漁連の方々とも話をする必要があるんだろうなという中で、議員も御承知かと思いますが、沖縄鮮魚卸流通協同組合の国吉理事長が、やはり糸満のほうに移転をしたほうがいいと、基本的には持っているようなものが――これは６月23日ですけれども――確かに泊も押さえるのはリスクがあるけれども、やはり大きな流れの中では、そういうふうにやりたいということで、記者会見をされたのかどうなのかわかりませんが、新聞のほうにも出ております。ですから、今この機運というようなものが出てきている中に、ただやはり泊の流通のところはしっかりと対応してもらいたいという考え方があるようでありますから、それの規模の問題。そして予算措置の問題とか、そういうふうに那覇市と話をするときには、県と那覇市との関係がどうなるのか、国との関係がどうなるのかというようなこともしっかりとこれから対応させていただいて、早目に解決をしなきゃいかぬなと。これはまたこれからも５年も10年も伸ばすというようなことは、これはやはり得策ではないと、いい方向性ではないというふうに思っておりますので、今政俊議員の提案も真剣に受けとめて、何がそれに近づいていくかということについて、改めて私も動いてみたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、今の知事の答弁聞いていますと、何の意欲も感じられませんよ。どうしたいと思っているんですか。これ、知事の今の答弁で事務方に動けと言ったって、事務方が動けませんよ。どうやっていいかわからないのに。何をしようとしているんですか。トップがこうするという方針を出さぬ限り、それは前に動かないじゃないですか。だから決意を見せてくださいと私は言っているんですよ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　動くということは、今までにない動き方をするということを議会で政俊議員の御質問にお答えをしているわけでありまして、そして問題点も、今那覇市が補助を出して、そして構想をつくって、この構想を去年ぐらいからでき上がって、ことしの３月、那覇市長のほうに提案して、それはできるだけやりましょうなどというようなことも流れとして全部承知はしております。承知をしておるんですが、その糸満のほうにどういう形で動かしていくか。向こうの荷さばき倉庫とか、そういったような形の第３漁港としてのあるべき姿とか、よくわかります。ただし、泊の漁業組合の人たちの、いわゆる感情的なものもよくわかります。それをやる気があるのかという形で、やる気があればあの人たちの気持ちがすっきりするのであれば、もともとそういうあれじゃないわけで、さあ予算はどうしますかというようなこと等も踏まえないと、例えば極端な話、今年度中には解決しますとか、こんな話ができるわけじゃありませんので、やはり全力投球をするというこの中で、今言った問題点等をやる。もし、議員のほうにまた御提案されるような案がございましたら、それも承ってやりますけれども、今私自身は問題点は十二分に承知しているつもりでありますので、これに全力投球したいと。事務方も含めてそういうことであります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、そこは知事が決意を見せて、

乗り込んでいってでもいいから解決をしていくという姿勢がない限り、20年もかかったんですよ、これ。説得に行くという気持ちは、あなたは南風原のコンポスト工場も自分で出ていってやったって自慢するじゃないですか。そういう気迫があることが大事なんですよ。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は、この問題も、何も気迫なくして逃げ回ったわけじゃないんです。その当時の副市長を含め、担当部長、何回も議論をしながら、それから那覇市議会議員もそれなりに御意見をお持ちで、いろんな方々から意見を聞きながらやっているわけでありますが、今こういう形で提起をされていますので、今の私の答弁の中で、これはしっかりと対応していかなきゃいかぬと。今まで以上に力を入れていかなきゃならないなとそういうことでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　こういう問題は、いわゆる先送り先送りしちゃだめですよ、やっぱり。やるものはやっていく。

それと質問を変えます。

那覇の軍港移設についてでございますけれども、浦添の市議会で決議がなされました。このことについて、どういうふうに感じておられますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

浦添市の市議会は、今回の今後この那覇港湾施設を受け入れる施設につきましては、しっかり那覇港管理組合の構成メンバーである沖縄県、そして那覇市長しっかりと協議をすべきだというような意見書を可決したものと認識してございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いや、今まで、きょうの議場でも聞いていたんですけれども、この軍港の移設については、いわゆる那覇港管理組合、さらには移設協議会で話してくれというのが皆さん方の答弁ですよ。知事、これをずっと続けるつもりですか。県議会でこの議論をしないと前に進みませんよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今議員からもございましたように、移設につきましては、これまで県、那覇市、浦添市、那覇港管理組合を初め、防衛省、内閣府、国土交通省で構成されます移設協議会、またそれ以外にも本協議会の下部組織である担当者会議ですとか、那覇港管理組合の構成団体調整会議や構成団体調整会議幹事会などを通して調整が進められまして、これまで24回にもわたって議論がなされてきたところです。今般浦添市の意向も受けて、案を移設協議会で検討しまして、浦添市については、その際副市長が出席しておりましたけれども、配置案の選定については、持ち帰り、時間をかけずに後日改めて回答したいという発言があったということです。そういった流れからしますと、浦添市の協議会の今後の回答を踏まえて、その移設協議会の枠組みの中で進めることが現実的だと思っておりますけれども、そういった意見書もありますし、けさの知事の御答弁もありましたように、もし申し入れ等があれば、県としては、意見交換をすることはやぶさかではないと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　浦添の市長は、この浦添の民意を最大限尊重してくれと言っているんです。浦添市の自己決定権を尊重してほしいという呼びかけをしているんです、知事。あなたは一度たりとも、この那覇軍港移設の問題で３トップが会ったこともないし、松本市長とじかに話し合いをされたことがありますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　こういう議論は２度ほどしたことがございます。１番は、軍転協の中で、そういった基地を抱えている市町村長、全部そろっている中で、浦添市の考え方が話し合われました。そうしたときに、浦添市の考え方は、大体今の考え方のお話をされたんですが、那覇市の副市長が来ておられて、那覇市もそれでいいですよねと言ったら、今浦添市の新しい考え方をみんなで議論しているじゃないですかと。私たちも譲って議論している中で、自己決定権とはそのとき使っていませんでしたが、那覇市にも自己決定権があると思うんですね。ですから、みんなそういう意味からすると、この那覇港管理組合にある立場の者は、ある意味で――県は大きかったり、また人口がどうだったりありますけれども、あるいは受け入れているときと出すところというのもあるでしょうけれども、それぞれの違いの中で話をするわけで、その意味からいうと、直近の選挙で当選をされた浦添市のほうが新鮮な感じはいたしますけれども、今日まで十数年にわたっての移設協議会の民港をどうやって生かしていくかという、こういったこと等の議論を重ねてきた、24回も重ねてきたという、そういったこと等も踏まえた中での話でないと、私が直接松本市長と会って、よっしゃこうしようななどというようなことでは、防衛省もおられますし、国土交通省もおられますし、そういったこと等の議論をやるときのあり方、議

論そのものは問題ないですよ。議論そのものは問題ないんですが、それをする中で、どのように前に進めていくかということについては、やはりしっかりとしたものがないといかぬのじゃないかというふうに思っているわけです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この知事との議論は、いつも状況の説明ばかりで、これがなかなか県民に、私にもわかりにくいし、県民にもわかりにくいんですよ。私が言っているのは、この問題が３者で、母体の３者で話し合うことで政治的決着ができる、だから３者で話し合うべきだと言っているんですよ、私は。浦添に那覇の軍港を移設する。両方で話し合ってみればいいじゃないですか。これを主導しているのは、沖縄県が主導しないといかないじゃないですか、知事の立場で。こういう議論もしないのに、この問題が解決できるわけがないじゃないですか。今どうなっているかと申しますと、那覇の港湾はとまっているんですよ。整備ができなくて。約３年近い、予算もつかないんですよ。皆さん方が言うように、クルーズ船を受け入れようと言ったって、整備がおぼつかないんだよ。クルーズ船が遠くへとまっているんだ。こういったことを考えてみて早目にこれを決着させて、位置を決着させるまで、いわゆる港湾改定計画が進んでいくんですよ。そうなると、クルーズ船の整備も始まっていくわけだよ。どんなに国に要請したって、那覇の軍港の配置位置が決まらない限り、動きませんよ、これは。だから私は言っているんですよ。だから、それを知事が主導して、３者首長集めてやってみたらいかがですか。浦添市もそうやってほしいという決議が出てきたじゃないですか。それをあなたがどう受けとめているかですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

移設協議会の件……

○翁長　政俊君　そっちじゃないよ、知事の。３者のトップの話だのに。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません、ちょっと経緯を答弁させていただきたいと思います。

一昨年の４月に、浦添市のほうからは、浦添埠頭コースタルリゾート地区開発の見直しということで、建設地についていろいろ協議会で議論していただきたいということがございました。２年ぐらいかけて、今般ようやくその検討結果がまとまったということです。その際、那覇港管理組合の副管理者の発言ですけれども、個々の取りまとめを行うに当たりまして、那覇港を利用している港運事業所、船会社、クルーズ船の代理店、また運航安全面からは、那覇海上保安部からも意見を伺って、那覇港管理組合が主催する部長級の構成団体調整会議を２回、課長級の構成団体会議を９回開催して、各構成団体の合意が得られたということで発表がありました。２案についてです。これについて、浦添市の副市長は、持ち帰って、そんなに時間をかけずにやりますということがあって、我々としては、早目に浦添市のほうから御回答があると思っていたところです。ところが、こういう今いろんなまた流れが出てきていますけれども、いずれにしましても、県といたしましては、まずは浦添市のほうからしっかりと御見解をこの協議会のほうでまた出してもらうと。それからまた下部組織等もいろいろございますので、調整を行うと。やはり、この見直しにつきましては、議員からもありましたように、民港との関係は大変重要ですので、さまざまな方面から意見交換を行った上でやることが、結果としては、近道になるのかなと思っております。ですから、我々は移設協議会でしっかり議論していくことが大事だというふうに考えているわけでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　事務方が説明するとこういう説明になるんですよ。だから私は管理者であり、また知事である翁長知事に御答弁を求めているわけです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私も管理組合の長になって２年半ですか。翁長政俊議員も港湾の議員として長年やっておられますし、たくさんそれにかかわっている方もおられます。私は、２年半の中で、また浦添市さんの考え方が何回か変わられたこともよくわかります。変わって、そして私どもが検討して、これをまた考えていただくような形にしたときに、また数カ月すると新しい案が出てきたりとか、そういったこともあるわけですから、その意味で一貫してこの案でというようなことだった場合には、少しまたいろいろ議論の進め方もあるんですが、やはりちょっと壁があったか何かわかりませんが、新しい案が二、三回出てまいりましたので、この二、三回は真摯に県もそれから那覇市も国のほうもやって、国のほうも大変その意味では御理解もいただいているような言葉も出しております。ですから、後は浦添市さんがこういったような形でもう一回出す中で、その前にどうしても私と会いたい、あるいはまた那覇市も御一緒したいというようなことがありましたら、これはそこで何か決定がということではないんですが、一つの認識を深めるという意味で、話をすることはそれは私からしてもよろしいの

ではないかなというふうに思っております。そういうことを経ながら前に進めていくんであれば、それはいい方向に行けばありがたい。しかし、那覇港管理組合も議員の方もおられますし、そのような形で物事が進むことについても、御理解をいただかなければいかぬだろうなというふうには思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　こちらに軍転協の議事録があるんですけれども、知事、あなたはいろんなことを言っているんだよ、軍転協で。行政それぞれあるからなかなかあちこちで言えないという話もしていますし、県議会で議員の質問があれば、それにきちっと答えていきたいと。だから、軍転協の場では答えられない。那覇港管理組合では、民港の整備が問題だから、そこでは軍港については答えられないという答弁をずっとしてきているんですよ。だから、私はここで聞いているんです。この県議会の場で聞くしかないんですよ、あなたには。だから、きちっとした対応をしてくれるようにということで、民港の問題も含めて、軍港の位置が決まらない限り話にならぬという話ですよ。だから、どうですか、スケジュール的にきっちり合わせて、浦添市長とこの問題でじかに会ってみたらいかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　いや、政俊議員のこの議事録を見たら、何か私が逃げているような感じがしますけれども……

○翁長　政俊君　そう、逃げているように見える。

○知事（翁長雄志君）　そこで、軍転協の中で、沖縄県知事としての考え方を聞かせてくれとか、20名ぐらいおられるようなところで、そこで浦添市と那覇軍港の議論をしますかということなんですよ。それはそれで、ここは日米地位協定の問題とかいろいろあるじゃないですか。そういうようなものの……

○翁長　政俊君　軍転協の中に入っていますよ、全部、沖縄の基地は。

○知事（翁長雄志君）　あるでしょう。そういうような中で、そういったこと等について、議論はできますけれども、そういうような知事として、さあどうするんだというようなことが、やはり今までやってきた移設協議会とかある中で、私がそこで別の方向性の解決策を見出すような、こういうものじゃないと思います。ですから、あったらどうかというようなことについては、水面下でそういったものが生きていけるような形で話し合いはしますよという話をしている。この前、おいでになったときもその話はして、松本市長も了解ということであります。ですから、特にまたそれから以降、会いたいということもないものですから、そのままになっておりますけれども、いわゆるそういった議論をする中で、物事を解決していくという気持ちはずっと持っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、お隣の市ですよ。あなたと会おうと思ったら簡単ですよ、これは。なぜ公式の場で会わないんですか。水面下とか言わないで。知事就任当時――いや、そうじゃないの。知事就任当時、政権に対して何と言ったんですか。冷遇されているとずっと言ってきたんですよ。私は冷遇されている。会ってもくれない。全く同じことを浦添市にやっているじゃないですか、今。冷遇して。もう少し言葉のいい――使い分けではなくて、きちっとした対応をやるべきですよ、それは。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この知事の忙しさなどと言ったら、また逃げ回るという話になるんだろうけれども、隣の那覇市の……（発言する者あり）　いいですか、那覇市にも１回も行ったことないんです。

○翁長　政俊君　何で、こんな御本人のへ理屈は言わぬほうがいいよ。言わぬほうがいいよ、こんなへ理屈は。簡単な話……

○知事（翁長雄志君）　いやいやいや、隣の浦添市、こんなあなた、どうのこうのという話は、おかしいんじゃない。これを言えば、私はどこにも不義理をしていますよ。いろんなところも50回行かなきゃいかぬところを10回で我慢したりとか、あっちこっち行かなきゃいけませんから。そういった話をして、このことについての解決策を求めるということについては、それは私はおかしいと思います。ですから、松本市長ともしっかり話し合いもしますし、漁港の問題もまた那覇市とも話をしようという、きょう２つ宿題がありますから、しっかりとやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　差しとめ訴訟までいこうと思っていたんですが、時間がありません。

知事、ただこういう議論をすると、私は忙しい、とんでもないですよ。総理はもっと忙しいですよ。あなたがそういう理由でこういった問題に対峙しないということは、やっぱり問題ですよ、それは。もう少し、きちっとした対応をすべきだと。これ、沖縄県全体の発展のために必要だから言っているんですよ。

終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後４時 ５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

まず通告に基づいてやらせてもらいますが、１の知事の政治姿勢についてであります。

辺野古の埋立承認取り消しは敗訴になりました。県は和解条項を守ることなく、漁業権、岩礁破砕の許可申請をめぐって新たな提起をしようとしております。

ア、漁業法、水産資源保護法は漁業調整、水産資源の保全が目的であって県と国が争うことは想定外のことであります。そもそも地元漁業者をないがしろにして、県は利害関係者になり得ないし原告者ともなり得ないと思います。法の目的を逸脱した係争は明らかに私は敗訴になるというふうに思っておりますが、この基本的なことで負けた場合の責任はどうなるんだということを伺います。

イ、地元漁協は埋め立てを承認し、漁業権を放棄しました。県も埋立承認をしました。埋立承認取り消し訴訟でも敗訴しました。県は漁業調整委員会に諮り、漁業権の放棄手続を踏むのが筋です。平成25年９月１日の漁業権設定の経過と根拠について、漁業調整委員会の見解はいかがでしょう。

ウ、県はサンゴ礁を重要な水産資源と位置づけながら漁業調整規則では保全海区の指定すらされてないばかりか、問題とする岩礁破砕に係る定義、審査事項、基準などが示されておりません。それについて伺います。

(2)、公安調査庁の国内情勢報告（高江辺野古）に係るについて。

ア、辺野古反対闘争は、破防法の指定団体等が動員されているとの報告について見解を伺います。

次に、知事はオール沖縄の名のもと、このような極左的な団体が過激な反対運動していることを激励し支持するのか伺います。

(3)番目に、沖縄振興の社会基盤整備のための特別措置について伺います。

ア、全国並みの補助率と沖縄県の補助率のかさ上げ率はいかほどか。また、29年度予算ベースで全国並みの補助率にすると幾らの減額になるのか。

イ、高率補助の県・市町村の財政における効果と社会基盤整備事業量及び県経済に及ぼす経済波及効果について伺います。

２、離島振興についてですが、(1)、下地島空港の利活用で県と三菱地所の協定が締結され前進しました。空港の活用とあわせて、残地の生かし方は重要な課題ですが、残地活用の取り組みについて伺います。

(2)、宮古広域公園整備事業の基本構想と事業の進捗について伺います。増加する入域観光客に配慮した整備計画について伺います。

(3)、宮古空港の平成28年度の利用実績は150万人と計画の100万人施設規模を超え、受け入れ体制が課題となっております。

待合室の整備拡充について、保安検査場の増設について、駐機場の整備について、ＣＩＱ施設の整備について、誘導滑走路の整備についてどうなっているか伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えいたします。

離島振興についての御質問の中の２の(1)、下地島空港周辺用地活用の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、下地島空港周辺用地の有効利用を図る指針として、下地島土地利用基本計画を策定しております。同計画では、農業的利用ゾーン、観光・リゾートゾーン、空港及び空港関連ゾーンなど７つのゾーンに区分し、土地利用に当たっての指針を示しております。周辺用地の活用につきましては、農業的利用ゾーンにおいて、宮古島市を中心に農業的利活用に向けて取り組んでおり、観光・リゾートゾーン等においては、今後も利活用事業の募集・選定等を進めてまいります。

沖縄県としては、宮古島市と連携を図りながら、今後のさらなる活用促進に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、差しとめ訴訟の提起と敗訴した場合の責任についてお答えいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。

行政としては、無許可の行為を放置することはでき

ないという法律による行政の原理の観点から、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

現時点で敗訴することを前提とした御質問にお答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

次に(2)のイ、反対運動を支持するのかについての御質問にお答えいたします。

個別の反対運動についてコメントすることは差し控えさせていただきますが、反対運動を行う際には、法令を遵守するとともに、地域住民の安全・安心を考えながら、憲法で保障されている表現の自由を行使することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　沖縄海区漁業調整委員会会長。

〔沖縄海区漁業調整委員会会長　金城明律君登壇〕

○沖縄海区漁業調整委員会会長（金城明律君）　漁業調整委員会の金城でございます。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のイ、平成25年９月１日の漁業権設定の経過と根拠についてお答えをいたします。

漁業権の免許に関しては、漁業法第21条によりその存続期間が定められております。共同漁業権においては10年とされ、平成25年９月１日に全国一斉の漁業権切りかえが行われたところでございます。

漁業権の設定の流れといたしましては、まず初めに法第11条により、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞いた上であらかじめ漁業の種類や漁場の位置及び区域等を定めた漁場計画を樹立しなければならないと規定されております。この漁場計画に対し、漁業協同組合等は法第10条に基づき知事に免許申請を行い、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で免許の可否を判断することとされております。平成25年の漁業権免許に際し、当委員会は、県の諮問機関として平成25年１月25日付沖縄県諮問農第37号による法第11条第２項に基づく漁場計画樹立に関する諮問に対して、同年４月26日付漁調委第11号により答申を行い、また同年８月９日付沖縄県諮問農第12号による法第14条に規定される申請者の適格性と、法第15条から第19号に規定される免許の優先順位に関する諮問に対して、同年８月９日付漁調委第45号により答申をしたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ウ、岩礁破砕に係る定義、審査事項、基準等についてお答えいたします。

岩礁破砕等の許可は、水産資源保護法第４条第２項第５号に基づく沖縄県漁業調整規則第39条に規定されており、漁業権漁場内の水産資源の保護培養のために定められたものであります。漁業権漁場内において岩礁を破砕し、また土砂もしくは岩石を採取する行為は、水産動植物の産卵成育等に影響を与えるため、これらの行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合にのみ解除しようとするものであります。許可においては、当該規定の趣旨に即して具体的な要件や手続方法等を岩礁破砕等に関する取扱方針により定めており、この取り扱い方針に基づき厳正かつ適切な審査に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中で(2)ア、破防法の指定団体等についてお答えをいたします。

破壊活動防止法に関しましては、警察が所管する法律ではございませんので、県警察が答弁する立場にはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、補助率のかさ上げ率と平成29年度予算における影響力についての御質問にお答えいたします。

国の財政措置の特例については、沖縄振興特別措置法第105条に根拠があり、具体的な対象事業及び補助率が定められております。平成22年度に実施した総点検において、平成20年度県当初予算を個別事業ごとに沖縄と全国の補助率を比較しかさ上げ額を算出しており、それによると国庫補助負担金予算総額1677億円のうち、約34％に当たる570億円がかさ上げ額となっております。これを平成29年度の県当初予算の国庫補助負担金予算総額に照らし合わせて推計しますと、約530億円がかさ上げ額と思われます。なお、平成24年度以降は沖縄振興特別措置法第105条の２及び第105条の３に基づき、他県にはない沖縄振興特別推進交付金が創設されましたので、県分の同交付金額を加えるとおおむね950億円が同法に基づく特例的財政措置額と考えられます。

次に、同じく知事の政治姿勢についてのうちの１の(3)のイの(ｲ)、高率補助の経済波及効果等についての御質問にお答えいたします。

本県では、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度による振興施策の展開により、社会資本整備を中心とした格差是正が図られ成果を上げてきました。社会資本整備を行う公共事業については、平成26年度の県内総生産に占める道路・港湾・ダム等の公的資本形成の割合が9.6％と、全国平均4.4％の２倍超となっていることからも、本県の経済発展に果たす役割は大きいものであると考えております。また、県経済へ及ぼす波及効果について、高率補助分を切り分けて算出することは困難でありますが、一般的に申しますと、公共事業を担う建設業は他産業への影響力が大きいことから、社会資本整備の効果は、県経済に広く波及しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中で(3)イ(ｱ)、高率補助の財政効果についてお答えいたします。

高率補助の財政効果としましては、事業執行に当たり、県や市町村の財政負担が他県より小さくなることが挙げられます。また、地方債の発行が抑制され、後年度の義務的経費である公債費負担も小さくなります。財政負担が小さくなることで、さらなる事業促進や県民ニーズに対応した施策展開へ柔軟に活用できる財源が創出される効果があると考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、離島振興についての御質問の中の(2)、宮古広域公園の事業進捗及び観光客に配慮した整備計画についての御質問にお答えいたします。

宮古広域公園については、平成26年12月に基本構想を策定し、平成29年２月には基本計画を策定しております。現在、基本設計、環境アセスに取り組んでおり、平成31年度の事業着手を目指しております。基本計画においては、施設整備として、観光や多彩なイベントに対応する芝生広場、ビーチハウス、林間キャンプ場などを位置づけ、利用プログラムとしては、海と海辺の環境を活用した体験プログラムを複数案計画しております。

県としては、地域住民はもとより観光客にも十分配慮して、着実に計画を進めていきたいと考えております。

同じく２の(3)のア、宮古空港ターミナル待合室の整備拡充についての御質問にお答えいたします。

宮古空港については、本土便の新規開設や那覇便の増便、機材の大型化等により、時間帯によっては、同空港ターミナルの搭乗待合室に混雑が生じておりました。そのため、宮古空港ターミナル株式会社において、既存待合室の改修等に取り組み、工事は去る６月10日に完了しております。改修によって、座席数は、これまでの276席から410席にふえ、現在、混雑は緩和されていると認識しております。

同じく２の(3)のイ、宮古空港ターミナル保安検査場の増設についての御質問にお答えいたします。

宮古空港の保安検査場は、現在２カ所設置されており、航空機の離発着が集中する時間帯によっては混雑が生じております。

現在、宮古空港ターミナル株式会社と航空会社において、保安検査場の増設等、混雑解消策について協議中とのことであります。

同じく２の(3)のウ、宮古空港駐機場の整備についての御質問にお答えいたします。

宮古空港については、機材の大型化や運航便数の増加に対応するため、平成29年度から駐機場の拡張事業に着手する予定であります。

同じく２の(3)のエ、宮古空港におけるＣＩＱ施設の整備についての御質問にお答えいたします。

宮古圏域における国際線については、去る３月に策定した下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画に基づき、下地島空港で受け入れる方針であります。そのため、ＣＩＱ施設については、下地島空港において整備することとしております。

同じく２の(3)のオ、宮古空港の平行誘導路の整備についての御質問にお答えいたします。

宮古空港において、乗降客数は増加傾向にありますが、機材の大型化により、離発着回数はほとんど増加しておりません。平行誘導路の整備には、定期便によるピーク時間当たりの離発着回数が継続して一定数を超えることが必要であり、宮古空港はまだその条件を満たしておりません。

県としては、引き続き、就航路線の増便や施設の利用状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　再質問させていただきます。

ちょっと順不同になりますが、まず土建部長に確認をいたしたいのですが、沖縄県の観光審議会の中で目

標のさらなる変更等々の中で宮古空港も離島空港も非常に重要な拠点であると。そしてＣＩＱ等の国外の客を入れなければならないということが新聞報道で出ました。だけれども県はＣＩＱの整備についてはちょっと後ろ向きなんですが、文化観光スポーツ部と土建部の調整等はどうなっているか。ＣＩＱの必要性については文化観光スポーツ部長、審議会の答申を踏まえてちょっと答弁願いましょう。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　宮古空港のＣＩＱ審査体制の強化について、宮古島市の平成28年度入域観光客数は、伊良部大橋開通やクルーズ船の寄港回数の増加を受けて、過去最高の70万3000人となっております。ことし１月には、平良港が官民連携による国際クルーズ拠点に選定されたほか、下地島空港においては、下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画において国際線等旅客施設の整備が予定されていることから、外国人観光客を初めとした観光客数のさらなる増加が期待されるところであります。

県としましては、平成26年６月にＣＩＱ審査の簡素化及び人員に対する拡充について、知事が関係省庁を訪問し要請を行っており、人員増等の一定の成果をおさめているところでございますが、今後改めて宮古圏域を含めた空港港湾におけるＣＩＱ審査体制の強化については、関係機関、土建部等含めて働きかけながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　下地島空港のＣＩＱを含めた計画もあるけれども、宮古空港と下地島空港の仕分けの問題等々あって、もう宮古空港も国際線を使いたいという話等もありまして、今後非常にその辺は整理をせんといかぬと思うので、離島の観光振興という意味においても、やはり受け入れ体制の強化というのは大事なのでよろしくお願いしておきます。

それと広域公園の話なんですが、今マスタープランが出ているんですが、今後の外国人が沖縄の宮古の海はすばらしい、空気もおいしい等々いる中で、せっかくのマリンをテーマとした浜辺をテーマとした公園をもう少し民間参入型の、そして外から来るお客さんが魅力ある施設として活用して観光客にも貢献できるような、ゆとりのある民間参加型の公園整備というものを考えていく必要があるのじゃないか。その辺を含めて、ちょっと前倒しも含めてやっていく必要があると思うんですが、その辺をちょっと伺いましょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほど答弁でお答えさせていただきましたように、現在環境アセスあるいは基本設計等を進めているところでございます。この後、都市計画決定を経て事業着手、実施設計ですが、平成31年度から事業に取り組んでいくと。実際の実施設計に入っていくという予定でございます。その中で、観光客利用を想定したプログラムというのも今現状考えております。例えば美しい海辺の景観や自然を守り育てるというプログラムであったり、あるいは海や海辺での多彩な多様なレクリエーションのプログラムであるというのは現在検討しております。この後、実施設計等の中で、例えばＰＩとかそういうものも活用しながら、幅広い意見というのを取り入れられるかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ぜひ前向きな取り組みをお願いしておきたいと思います。

せっかくおいでいただきましたので、漁業調整委員会の委員長、ちょっと基本的なことを伺いますが、辺野古関連でちょっと伺っておきたいんですけれども、25年９月に漁場計画変更に伴って漁業権免許の更新していますね。その前段に辺野古はもう漁業権を消滅する総会を開いていますね。その辺はこの漁場計画というのは、地元の意向なしに無条件に更新していくということになるのか。その辺は漁業調整委員会の中では、どのような議論がなされたかちょっと教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

沖縄海区漁業調整委員会会長。

○沖縄海区漁業調整委員会会長（金城明律君）　共同第５号の漁業権についてでございますけれども、先ほども申し述べましたけれども、平成25年１月に県から諮問を受けまして、４月に漁業調整委員会として答申しております。この共同第５号につきましては県と関係機関、あるいはその漁業組合も含まれるものと考えておりますけれども、事前調整において、辺野古埋立区域に対して特に県の漁場計画に異論がないという

ふうなことがございました。当委員会では、このような状況を受けて、審議の中で特にこれに対する異議は認められず、県に対してその旨答申をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっとあわせて伺いますが、岩礁破砕等のことは非常に資源を守るという意味で大事なことなんだけれども、沖縄県内におけるこの岩礁破砕等の申請手続等それに関しては何件ぐらいあるということになりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

岩礁破砕等の申請についてですけれども、平成25年が52件、26年が57件、平成27年が43件、平成28年が61件でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　あわせて漁港区域、それから港湾区域内において、陸上部分も含めて漁業権がある地域というものはどういう実態になっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁港や港湾施設のところについては、共同漁業権は設定されておりません。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっとごめん。本当に港湾区域内に……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時36分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　全てということではございませんけれども、漁港等の一部に養殖等の漁業権が設定されている場所はございます。

○座喜味　一幸君　ちょっと防波堤だとか、テトラポットの地域とか、そういう港湾区域内の施設の中も漁業権があると私は聞いているんですけれども、ないという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

港湾施設については基本的には除外されておりますけれども、面積的な広域的な意味合いで全てが除外というかそういうことではございませんけれども、基本的には港湾施設等については除外されているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　今回の提起の一番肝心かなめは、漁業権の変更、それと一部放棄ということが大きな課題になるはずなんですが、それについて県の具体的な例題を含めてわかりやすい答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今回、名護漁協の臨時総会で議決されました、いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業権の設定された漁場の区域の一部を除外するという点で、漁場の縮小という漁業権の内容を変動させる性質のものであることは明らかであります。そのため県といたしましては、いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法第22条に規定されております漁業権の変更に該当しているものであり、漁場計画制度の趣旨からしても適切な解釈、運用であると考えております。

これらのことから、県としましては、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域に対して、知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているものであります。

○座喜味　一幸君　この答弁は、議長、今までも同じような繰り返しで、この変更という一部放棄というものの違い、理解はどういうことですかと求めているんですよ。同じ答弁ばかりしているもので、なかなか理解ができない。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

昭和60年の政府見解におきまして、埋立計画に対して共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合、共同漁業権はその決議によって一部消滅するのかとの質問に対し、漁業権を変更しようとするときは、漁業法上の都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより

漁業権が当然に変更されるものではないと回答されております。それを踏まえると、従来の水産庁見解は、漁業権の一部放棄は漁業権の変更として整理されてきたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私が聞いているのは、物事を進める場合には、いろんな事業にあっても重要な変更に関するものはこれを重要変更として各確認をする。その中でも軽微な変更を含めて、部分変更だとか軽微な変更というのがあって、漁業権の変更というのと、この一部放棄というものは、具体的に示されなければこれは法廷闘争にならない。これを求めているんです。具体的な事例を挙げてください。説明願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時42分休憩

午後４時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと恐縮ですけれども、繰り返しになるかもしれませんけれども、いわゆる漁業権の一部放棄は漁業権の設定された漁場の区域の一部を除外するという点で漁場の縮小という漁業権の内容を変動させる性質のものであることは明らかであります。そのため県としましては、漁業権の一部放棄は漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであり、漁場計画の趣旨からしても適切な解釈、運用であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　それじゃ今回の提訴で、何を県は保全しようとしているのか。県は提訴でもって漁業、水産資源含めて、何を今回の提訴の中でこの漁業の権益を守ろうとしているのか、それを具体的に御説明ください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○座喜味　一幸君　何で農水部長でしょう。水産資源行政の話だよ。とんでもないよ。法律の話は後で部長に聞きます、公室長に聞きますから。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権は漁業生産に関する基本的制度の一つであります。その設定に関しましては、知事が水面の漁業場の総合利用と漁業生産力の維持発展の観点から、漁業調整その他広域上の支障を勘案しあらかじめ漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業地域、その他免許の内容足るべき事項を漁場計画として定め、これに漁業協同組合等からの申請を受け知事が免許を行うという漁場計画制度が採用されております。そのため漁業権の設定を受けた漁業権者がその私的恣意により漁業権の内容を変更することができるとすることは、漁場計画制度の趣旨にそぐわず、水面の漁業上の総合的利用と漁業生産力の維持発展の面で問題を生じさせるおそれがあります。また、岩礁破砕等許可制度の面でも、岩礁破砕等行為が直接的に水産動植物の保護培養に必要なものの採取または除去という性質を持つことから、水産行政の視点から欠落した状態で行為が実施されることは、水産資源の保護培養上の影響を最小限に抑え、また懸念される事項の未然防止という観点で大きな問題があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こういう漁業調整規則、漁業調整の絡みで全国的に私もいろんな判例等を調べてみたら、他府県ではこの漁業者間の利益の調整だとか、あるいは漁場におけるこの土砂だとか砂の採取だとか鉱物の採取等についての争いはあるけれども、この岩礁破砕ということにおいて、国と県が争った事例が見つからない。全国的にこれありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

全国的に見てそういうものについては承知しておりません。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こういう法定受託事務で国と県が争うことってあり得ない。利害関係者がいない。あり得ないと思うんですが、先ほど漁業調整委員会に聞きましたら、肝心かなめのその辺野古を含む漁業権の放棄、変更、放棄に関して何ら諮問を受けていない。何で知事は肝心かなめのこの部分について諮問をしないんですか。一番肝心かなめなものは漁業者、水産資源の保全をすべき漁業者、そこを管轄する漁業調整委員会に諮らないということは県行政の怠慢でしょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時48分休憩

午後４時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権の設定というか免許については海区調整委員会のほうに諮ることになりますけれども、漁業権の除

外については特に根拠はございません。
○座喜味　一幸君　なければおたくは権限ないんだよ。
○農林水産部長（島尻勝広君）　再度お答えしますけれども、除外について、意見を聞くことというふうな規定はございません。
○座喜味　一幸君　埋立承認のときに各利害関係者に対して各部局に全部おろされていたはずなんだけれども、そのときについては農水部としては水産課としてはどういうことを回答したんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時50分休憩
午後４時51分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
埋め立てに関する農林水産部への意見照会については、うちのほうとしてもその辺については意見を出して回答しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　少し確認をしますけれども、防衛省防衛局は、この漁業法、漁業調整規則を所管する水産庁として、防衛局は漁業権のあるところは岩礁破砕の申請は要らないと言っている。県はこれは変更に当たるから岩礁破砕の手続を、漁業権があるから変更も一部放棄も認めぬから岩礁破砕申請をしなさいと言っている。ということはこの問題点は、沖縄県とその法の所管たる水産庁の争いなんです。意見の違いなんです。それは合っていますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
平成29年３月14日付の文書の28水管第2332号による漁業権の一部放棄と岩礁破砕等許可についての水産庁長官通知に示された見解は、これまでの政府見解等の整合性が見出せないものでありました。そこで今回、水産庁見解に関して平成29年４月25日、５月15日付文書により水産庁長官宛て照会したところ、いずれに対しても個別具体的な質問に回答がなされませんでしたので、そのため県といたしましては、自治事務であります漁業権免許制度を運用する立場として、今回の水産庁長官の見解は採用できないというふうな判断に至ったものであります。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　それはわかっておりますけれども、防衛局はあらかじめ知事があらゆる手段を使って辺野古はつくらせないとわかっているんで、所管庁から本庁の見解を聞いて照会をつけて岩礁破砕の申請はしませんということで県には出ているはずなんです。いいですか。そうすると、防衛省は、どうぞ沖縄県と水産庁の法律の解釈の問題なんで私たちはこういうふうな理解をしていますので、岩礁破砕申請はしませんのでどうぞ県と水産庁で解決してくださいということでボールは県に投げられているんです。そうであれば、今度の提訴すべきは、提起は、防衛局じゃない。水産庁と県の法律の解釈による争いなんです。勘違いしてもらいたくないと思うんですがどうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件につきましては、訴えの提起を総括しておりますので、私のほうで答弁させていただきたいと思います。
防衛本省が今回の岩礁破砕等の許可手続について水産庁に照会を行って、水産庁のほうから従来の見解とは我々からすると異なる見解を出したということです。これについて農林水産部のほうから２回にわたり確認をしたところ、やはり従来の見解と変わっていないと言いつつも、我々からすると変わっているということで納得できないということで、この点につきましては自治事務ということをベースにして、我々は沖縄防衛局に対して行政指導を再三にわたって行ってきたところでございます。しかしながら、それについて沖縄防衛局がその指導に従っていただけなかったということで、切迫した状況を回避するために訴えの提起をせざるを得なかった、状況になったということでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　少なくともこれは漁業法、調整規則の問題であって、厄介なんだよ、沖縄県と本庁が合わなければ。意見が違うんであれば本来、法務省あたりではそういうことに関してはしっかりと信頼関係を持って協議しなさいというのが普通の慣例なんです。水産庁の法律の解釈の違いでもって、国と県が争う。そのとばっちりを結局食っているのが辺野古、知事が辺野古をつくらせないと言ったからそんたくしているんでしょう。そういうようなやるべきは違うんです。したがって私はこれは裁判にならんじゃないかと僕は個人的に思っているんですけれども、相手たるべきは、相手をとって争うべきは本庁ですよ。照会をもらって防衛局出ていますから、県は違うというんだったら水産庁としっかりとした法律の解釈について指導ないし、すべき解決策を示してください。どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　水産庁を相手に訴えるべきではないかという御趣旨の御質問だと承ります

けれども、その場合に本当にこの場合にいわゆる裁判所法３条で言う法律上の争訟性がまさしく問題になってくるかと思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これは多分知事公室にも聞く件ですけれども、和解条項の９項について説明ください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

和解条項９項、２つほどありますけれども、まず「直ちに、同判決に従い、同主文およびそれを導く理由の趣旨に沿った手続きを実施する」ことということがございます。

この趣旨ですけれども、まず是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。沖縄県が是正の指示の取り消し訴訟で敗訴した場合その判決主文は請求を棄却するとなりまして、判決が確定したとしても裁判所が県に対して埋立承認を取り消すことを命ずるわけにはいかないと。そういったことで敗訴判決確定後は県が司法の最終判断を尊重し自主的に埋立承認取り消しを取り消すという当然のことを明示するために、「直ちに、同判決に従い、同主文およびそれを導く理由の趣旨に沿った手続きを実施する」との文言が入ったと考えております。一方で９項はもう一つありまして、「その後も同趣旨に従って互いに協力して、誠実に対応する」という意味でございますけれども、和解条項９項は是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。

是正の指示の取り消し訴訟において沖縄県が敗訴した場合の請求を許可するとの判決主文には拘束力がございません。そういったこともありまして、混乱が生じないようにということで、その後のそういったことを避けるためにそういった「同趣旨に従って互いに協力して、誠実に対応する」という文言が入ったというふうに我々は理解しております。

県としましては、是正の指示の取り消し訴訟で避けられた主張、つまり前沖縄県知事による埋立承認は取り消し得べき瑕疵があるとの主張を再度出すことはせずに、変更承認申請などは当然の承認が適法であることを前提に対応することになると考えています。今まさしく承認取り消しを取り消してそれに従った行動はなされているものと考えています。

ただ我々からしますとこの９項の適用場面でもないというものと考えておりますが、我々は最高裁判決に従って承認取り消しを取り消したということで、今申し上げましたように承認が適法であることが前提に今作業が進んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　もう一点、何で不作為での違法確認を認めたんですか。なぜ違法確認訴訟、何で県は不作為の状態でほっといたんですか。これ弁護団ちょっと無能じゃないの。県の言い分があるんだったら、はっきりとした提訴をして、指示取り消しに関して堂々とやるべきであったんですよ。なぜ弁護団はこういう不作為をしたんだろう、何か考えがあったんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員のおっしゃっているのは国地方係争処理委員会で判断が出されたと。なぜ直ちに和解勧告の指示に従ってやらなかったかということだと思いますが、我々からしますとこの和解条項に示された５項にも６項にも該当しないということでございます。むしろ国地方係争処理委員会はしっかり協議しなさいということがございましたので、我々は国に対して協議を求めたということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　いずれにいたしましても、この和解条項そして最高裁の判決というのは、今後のこの今提訴する問題にも伏線となっておりますから、どう考えても前知事の行った埋め立ては違法ではないと、取り消すほうが違法だという結論なんだよ。その部分があって、手続が不作為だった部分についても違法ですねと二通りで最高裁は答弁しているんですよ。そういう意味では極めて今回の問題の提起というのは、意味曖昧、全国的にあり得ない、国と県の対立をあおる何物でもないというふうな指摘をして、ちょっと次に移ります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私が補助率の話を出したのは、議会のやりとりの中で高率補助について段階的な低減については、ちょっと検討しないといかぬじゃないかというようなこういう流れを少し感じたもので、あえて出しました。企画部長の答弁からすると高率補助、平成16年も三位一体改革の中で沖縄県としても、もしくは補助率の話が議論されている。私は県の企画部のインターネットを見ると、この沖縄県はそんなに金たくさんもらっているんじゃないとネットで書いてある。本当に沖縄県の財政依存型のこの状況を我々が大

上段に発信することが今後の沖縄県の振興にとって大事なことなのか。国民目線で見ると基地とのリンクとは必ずしも言わないまでも、それ相当の要因に基地との関連で沖縄の振興予算というものは成り立ってきたと私は理解をしているんですが、富川副知事、今後その辺も含めてどうしたらいいか、この補助率がなかりせば、本当に地方の市町村の財政はもたないんじゃないかと私は思っていて、この件に関しては基地と経済がリンクしてもいいから高率補助というものをしっかりと特例措置を守っていかんといかぬと私は個人的に思っておりますが、どうでしょう。

○議長（新里米吉君）　どなたが答えますか。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

高率補助も含めた特例的財政措置は、沖振法の立法目的に由来するものでありまして、４つの特殊事情、それらの立法目的が失われない限りは、沖縄という地域の振興を図る必要があると考えます。その地域振興を図る上で最も有力な方法が財政措置であるということからすると、必要な額は今後総点検等やって、残された政策課題を把握した上で求めてまいりたいと、求めることになろうと考えます。

○座喜味　一幸君　ぜひともに謙虚な部分は謙虚な部分として誤解のないような発信の仕方を希望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時５分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　皆さん、きょうの最後でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、平成30年度の国庫要請についてでありますが、通告後の事案でありまして、きのうの東京都議選、まさに、国政、いろんな形で影響を与えるんだというふうにも言われておりました。我々も自民党さんに言えないんですけれども、自民党さん、自民党惨敗23議席、我々維新の会、辛うじて１議席確保したんですが、この分で、知事、今回の国政にも影響を与えると言われている東京都議会選挙のこの結果、知事としてどのようにお考えになるか、ちょっと感想をお聞かせいただけますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　感想といいましても、ずっとこの一、二カ月、目まぐるしく状況が変わってきて、いろいろございました。やっぱり、小池百合子知事の去年以来のいろんな活動等々が都政の中で大変今日までの反省も含めて、評価もされたんだろうというふうに思っております。その都政の中で、今度は国政のほうで、いろいろなことがございまして、これも皆さん方も承知をしているような、やっぱり一強の大きな力が、今日までちょっと緩んだのかなという中で、いろんな失言とかございました。そういったこと等も政治全体に対する不満といいますか、不信といいますか、そういうのもあっての結果かなというふうには思っておりますけれども、ただ厳密に私自身がこれを分析するとかそういうことではありませんので、私自身のこの一、二カ月見聞きした中では、そういったことが一番大きいかなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　でもうらやましい限りですよね。東京も我々と同じ都道府県ということで、都道府県の議会議員選挙が、フジテレビとかもう全国版で８時からずっと選挙速報をやるというような、これだけ都議選が影響を与えるのかなという思いでうらやましい限りだなと、我々地方からすると。沖縄もそれぐらい影響を与えるぐらいのものがあってもいいなと。今度日曜日には那覇の市議会議員選挙ということもありますので、どういうふうな影響が出てくるのかなと、我々もしっかりとまた選挙戦対応していかないといけないなというふうにも思っております。

早速なんですが、今回の国庫要請の分含めて、骨太方針に大型ＭＩＣＥ施設整備が組み込まれていないと思いますが、その大型ＭＩＣＥ施設の見通し、ちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設については、沖縄振興特別推進交付金を活用して、整備することとしておりまして、所要額の確保に向けて国と協議を重ねております。今後は経済界や地元自治体の代表とともに、私が官房長官や沖縄担当大臣に直接お会いをして、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る国の支援について要請をしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　もう要請をしているのは次年度から土地の購入だとかいろんなものがあってわかるんですが、今回もいろいろと質問がありました。国の懸念として、事業運営もう赤字が、当初から皆さんが12年で18億も組んで赤字になるであろうからというような部分で、事業のものを組んでくるということが懸念

されているはずでしょうし、周辺整備、ホテルもないですよねという分だとか、交通体系はどうなっているんですかというもろもろがあるわけですから、答弁の中でも。そのこと含めて今年度で予算をとらないといけないわけですので、皆さん、14億上げているわけですから、ましてや500億は全部一括交付金でやると言っているわけですから、部長として見通しはどうなのかちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設、大変期待のできる、その地域のみならず、県全体に大きな経済効果をもたらす大型ＭＩＣＥ施設、ぜひ取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、段階を踏みまして国とは調整しつつ、交付決定を受けることになっておりまして、今、基本設計の交付決定に向け、国とやりとりをしているところでございます。

先ほど議員がおっしゃったように、需要、運用面に関しまして、あるいはその周辺施設に関しまして課題が指摘されておりますので、我々は、これまでとは違う精度の高い、あるいはこれまでの説明を補強するような資料を整えまして、改めて国とやりとりをして、交付決定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　当初からＤＢＯ方式、全部設計から建築からこの運営から一緒になってプロポーザル出して、１社しか応募しないというところもやっぱり問題だったんですが、国からも、図面も設計も何もない中でどう我々評価するんですかと言われて、皆さん慌ててこれから設計を分けてやってくるということなんですけれども、これＤＢＯはもう崩壊しているというようなことで受けとめるようなのがあるんです。従来でしたら、設計をやってそのことができて、じゃ建築、運営という形になるんですけれども、これまた今度、設計を分けて出すわけですから、従来の方式とは何ら変わらないと思うんですけれども、どうなんですか、その辺は。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ＤＢＯ方式と申しますのは、議員おっしゃるように設計と建設と運営を一体となって進めていくところなんですけれども、そこに関しては公募の時点で運営業者は決まっています。この先といたしましては、設計、基本設計、実施設計、そして建設と分けて行いますけれども、その委託する契約する先としては、ＤＢＯで定まった業者ということで、ＤＢＯ方式というのはまだ生きていると理解しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕はその辺が公平性だとか透明性に欠けていると思うんですよ、今度のやり方は、皆さんね。もうこのことを言っても延ばすだけになりますので、言いませんけれども、もう一度原点に戻って、このＭＩＣＥ、大型ＭＩＣＥ建設の目的、何ですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　まずは、勃興する地域アジア経済のダイナミズムを取り入れて沖縄をさらに経済を発展させようという大きなもくろみもございます。あわせまして、ＭＩＣＥを国のほうも進行しておりますし、県のほうにおきましても、21世紀ビジョンの改変の中で大型ＭＩＣＥの振興を位置づけております。現状としまして、沖縄の地域特性を生かす形で、県外・海外からＭＩＣＥのそれぞれの需要もありますけれども、現状といたしまして、万国津梁館、あるいは沖縄コンベンションセンターという器に限界があるということで、いわゆる機会損失といいますか、沖縄でイベントをやりたい、沖縄でいろいろと展示会をやりたいという点に関しても、それを我々はきちんと引き受け入れていないという現状がございます。そういった意味では、大型ＭＩＣＥをつくることによって、県外・海外から大型の展示会等イベント等含めまして、導入することによって地域のみならず、県全体の経済の活性化につなげていこうということでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それだけ言うんでしたら、皆さん何で建築費も500億かけてやるのに、当初その分での赤字だと。国からも皆さん、赤字は大丈夫かと言われ、何で赤字になるということを言われたんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　赤字といいましても、大型ＭＩＣＥ施設は、やはりその施設自体が収益を生むものではなくて、大型ＭＩＣＥの周辺に娯楽施設、商業施設、物販施設を集めまして、そこで地域一帯となってそこにお金が落ちる仕組みをつくろうということでございます。ただ、大型ＭＩＣＥ施設自体も他府県の例を学んでみても、なかなかおっしゃるように当初は赤字運営になるんですけれども、我々の大型ＭＩＣＥ施設に関しましても、目標を達成すれば早い時期、早くて６年、あるいはそのちょっと先ぐらいで大型ＭＩＣＥ施設自体も黒字転換してき

ちっと運営ができるように、そういう目標を立てて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　当初から赤字になるような計画つくる必要ないはずですよ。去るＡＫＢの総選挙もああいう形で豊崎でやろうとしたものが、結局雨が降って、ああいう部分が沖縄ではあるわけですよ。ＡＫＢであったり、サザンオールスターズであったり、いろんな形で沖縄でファイナルツアーをやりたいというような、コンサートというのはざっと年間を通しても20件ぐらいあるはずなんですよ。その辺のものはどう見られているんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるように、沖縄でツアーの最初か最後をやりたいというコンサートの希望等も聞いておりますし、またおっしゃるとおりＡＫＢ、雨が降って残念でございました。そういったことからも、やはり屋根つきの雨の日でも安心してできる大型ＭＩＣＥ施設というのが沖縄に必要ではないかということを改めて認識した次第でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だからそういうコンサート、沖縄はそういうことに恵まれているはずですよ。ぜひそのことも含めながら、また沖縄でもやっているイベントがあるわけですよね。例えば、産業まつりでもその分では奥武山でしかやらない。皆さん、大交易会ということでこれコンベンションだとかやっているんですが、あれをもう少し広げるんだとか、離島まつり、離島フェアだとか、そういったものを数えるだけでも沖縄だけでやる分でも10件近くあるんですけれども、そういう沖縄がやるべきものということを組み込んだらどうなんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるように県外・海外からこれまで沖縄で開催できなかったイベント等展示会等を誘致するのももちろんではありますけれども、沖縄を主体として沖縄主催として新たに大型イベントもそういった大型ＭＩＣＥ施設ができるとその可能性ができてきますので、そういったことも視野に入れながら、大型ＭＩＣＥ施設の稼働率を上げるための需要を今現在、今の段階から、いろいろと模索しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今言いましたイベント関係を通しても、決して赤字にならないような形のイベントが、私ＭＩＣＥができれば可能性があると。皆さんこの部分で、皆さんの維持管理運営費ということで年間10億組んでいる。この中には、その修繕費だとかも組まれているわけですよ、この10億の中に。そういった修繕費とかいうのは、これはＭＩＣＥは県の財産であるわけですから、県のものであるわけですから、それは義務的経費だというふうに考えるんですけれども、どうですかその辺は。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、平成32年９月を供用開始目標としておりますけれども、それから約11年８カ月、約12年の間に18億4000万、年平均１億5300万の指定管理料を予定しております。その中に修繕費等も含まれております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから、そういったのは必要ないんじゃないですかと。これは県の財産であるわけですから。県の一般財源なり県の分で、必要経費という義務的経費としてやるべきであるというのが持論ですよ。皆さんがどうあるかわからないですけれども。そのＭＩＣＥの誘致、誘致活動に関してもこういう分に組まれているわけですよ。そういったのを除けば、別に18億の指定管理料というのも必要ないんじゃないのと。逆に500億つくって、皆さんが18億も出してやるくらいじゃなくて、本当は受けるところは、ただ。指定管理も何も要らない。自分たちの自主管理のもので、運営ができてもうかるというようなものがあってしかるべきだというふうにも思っておりますので、これぜひそういった形になれるように、また頑張ってください。

次移りますが、２番目、半世紀を迎える沖縄振興の実績と課題をお伺いさせてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

本土復帰以降、45年にわたる沖縄振興施策の展開により、社会資本整備を中心とした格差是正及び民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、成果を上げてまいっております。沖縄県は、社会資本の整備や観光、情報通信関連産業の成長など、着実に発展を続け、県内総生産は復帰直後

の4592億円から、平成26年度は４兆511億円と約8.8倍に増加しております。これに伴いまして、県民生活の利便性が大きく向上したことに加え、教育環境の整備や福祉の向上など生活の充実も図られてきているものと考えております。しかし、その一方で、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も残されておりますことから、一層の取り組み強化を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君　45年たっての分いろいろとあるんですが、これから、これまでもそうだったんですけれども、やっぱりこの沖縄振興のものというのは県民の豊かさを目指してという部分で県内企業の活性化、そしてまた人材育成ですよね。そして就労支援、失業率が高かったという分が今は３％、４％まで来ているんですが、この就労、若い人たちの就労をどうするのか。ミスマッチがないような形でどうするのかという分で、翁長知事が今やられている子供の貧困対策、僕は子供貧困対策はやっぱり人材育成だというふうにも思いますので、そういった面をこの振興でこれからどうしていくかという形になるんですが、その分で今いろんな国政もそうなんですけれども、教育費無償化、保育も無償化ということをいろんな形で言われてきております。その予算財源をこども保険でやったりだとか、消費税の部分で穴埋めをしていこうとか、いろんな予算の話は出てきているんですけれども、知事、この知事が考えるその子供、保育の無償化だとか教育の無償化、そういった対策予算、どんなふうに知事、考えられますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　大変テーマの大きなもので、まだ日本維新が教育の無償化を含めて、そういった保育のこと、あるいはまた子供の貧困も共通するところがあると思いますが、やっぱり将来の人材というような意味からすると、先進国のどこそこを見ても教育にお金を入れるというものが日本は大変少ない。そして、人材を育成するということが先々の状況にいい形であらわれてくるというのは、基本的な認識として持っておりまして、シンガポールとかいろいろ行っていろんな話を聞きましても、やっぱりそういったところは、相当前に進んでいまして、日本のほうが後進国であるという状況でありますから、これをぜひ今皆様方が提案をして、その中でよりそれに近い形でやる中に、少子高齢化とかいろいろ人材の問題等みんな絡まってきますけれども、こういったものが生きていけるようになればいいと思います。今、當間議員の御指摘と、それから党がやろうとしていることは、私は大変、これからの日本にとって重要なことではないかなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今度の皆さんの国庫要請の分で一番最後に、国との厳しい予算折衝が予想されると。絶対厳しいですよ、30年度の予算というのは。じゃそれをこの保育の無償化なり教育の無償化を、国がお金を出したらやるということではなくて、我々維新の会が大阪でやったように、大阪は無駄の削減をして、自分たちの給与を削減して、知事、三役含めそして議会も数を減らし、給与を削減して、その公務員の皆さんにも給与の削減を求めて6000億という予算をつくって、その子供たちの教育費に向けていったというようなことを考えると、これはもう知事が先頭になって自分のそういった給与も削減して、議会にもそのことを求めて、我々、県の公務員のほうにもその削減をこれは緊急事態だと、危機的状況だということで、県の公務員の皆さんにもそういったものを求めて、県独自として予算をつくるというその考えはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

御指摘のように、いろんな施策を展開していく上で財源の確保というのが、当然のことですけれども非常に重要でございます。そういう意味で、県としては、新行革プランに基づきましていろんな事務事業見直し等を含めて取り組んでいるところでございます。今後も、いろんな意味で、そういう無駄な部分はしっかりと削減しながら、必要なところに財源の手当てをしていくという、そういうことにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　しっかりと検討してください。

それでは次、那覇空港の整備についてお伺いしますが、まず初めに、那覇空港の旅客数の実績、今後の予測についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

国の公表資料によりますと、那覇空港の旅客数は、平成27年度の実績で約1854万人、平成28年度の速報値で約2004万人となっております。旅客の予測値につきましては、国が平成25年１月に実施した滑走路増設事業の新規採択時評価におきまして、平成32年

度の旅客数は、上位ケースで1748万人と予測されておりましたが、現時点で実績が予測を上回っている状況にございます。なお、国におきましては、今年度に実施する滑走路増設事業の再評価の中で需要予測の見直しを行う予定であると伺っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　2010年から2015年までの旅客数が約1.3倍、1854万人になったんですね。それで先ほどありましたように、もう2000万人を超えましたと、もう約1.3倍になっているんですよ。これからまた５年間ということになると、2020年、平成32年になるとこの1.3倍、このまま行って。2019年には平行滑走路もできるわけですから、それになると2410万人、今の那覇空港のキャパはどうなっているんですか。予想、キャパの限度。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします

午後５時28分休憩

午後５時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　６時までには平良昭一が終われという話をしていましたので終わりますけれども、那覇空港の今の限度は2015万というものがあるんですよ。これは那覇空港の社長を含めてそれが限度だというふうに言われている。しかし、2020年になると240万もうオーバーしてしまうわけですね、300万人近く。それはもっと真剣に空港の平行滑走路できてから考えるではなくて、今からどうするかということを考えないといけないんですけれども、川満部長、2008年に国土交通省がこの那覇空港の施設のあり方を南北、南・北に延ばす計画をつくっているのですけれども、これはどういう計画でしたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ターミナルを延ばすという計画については、絵としては聞いたことございますが、詳細については申しわけございません。把握してございません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　2008年に国土交通省がつくったのは、この南側。自衛隊側にこう寄せてつくろうと。今北側は国際線をつくっていますので、それはあるんですけれども、やっぱり南側なんですね知事。

次の質問であるんですが、自衛隊用地を活用した空港の提案ということがあるんですけれども、これどう考えますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

現在那覇空港につきましては、国において滑走路や駐機スポットの増設、那覇空港ビルディング株式会社において、ターミナル施設の拡張等の空港機能の強化に取り組んでいるところでございます。しかしながら、御指摘のとおり同空港の航空事業は予測をはるかに上回って伸びておりまして、今後も第２滑走路の供用に伴い、需要の増大が見込まれ、駐機場の逼迫化や旅客ターミナルの狭隘化が想定されておりますことから、沖縄県で繰り返し国に対して空港エリア拡張の要請を行っているところであります。

県としては、エリア拡張の必要性など同空港の将来のあり方について国や経済会と議論を重ねつつ、那覇空港の機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は２番も飛ばしながら質問しながらもアワティーハーティしてやっているんですけれども、今でも知事、駐車場が足りないんですよね。もう間に合わないという部分があるんですけれども、今まだあるんですよね。観光バスの駐車場というんですか、あそこはまだ平地、あそこにも使う。もう一つタクシー、タクシーが今駐車している場所も、向こうもまだ使われていない。例えばバス、観光バスがとまっているところも１階は観光バスがとまれるような形で上に延ばす。タクシーのほうも今タクシーが待合をしている部分も１階はタクシー、タクシーが待ち合わしている中で炎天下にさらされた中で１階はタクシー、その上に今、国際線のターミナルの向かいにある職員駐車場はそこに持っていくとか。職員駐車場はそういう乗客の皆さん、那覇ターミナルを利用する皆さんに職員駐車場は使ってもらうと。職員はそういう部分での活用をするというような形があろうかというふうに思いますが、この提案どうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

現在のタクシーやバスの待機場につきましては、立体化する余地はあるものと考えておりますが、さらなる駐車場の整備につきましては、今後の空港利用者の動向を注視しながら、空港管理者である国でありますとか、那覇空港ビルディング株式会社等の関係機関と

連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、従業員の皆様の駐車場につきましては、公共交通機関の運行がない早朝や深夜の時間帯に働く従業員の方もいらっしゃいますから、一定程度の駐車場を確保する必要があると考えておりますが、御指摘の点も含めて関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は、知事、遅いと思うんですよ。もうこれだけ、2020年には空港自体がパンクしますよと言っているのに、その駐車場のあり方自体もまだそういう部分での検討でしかないというふうに思います。那覇空港は国土交通省管轄、大阪航空局というようなところもあるはずだし、敷地はどうなるかあれでしょうけれども、知事、もう防衛省、今言うやっぱり南側、自衛隊の施設を活用しないといけない。国土交通省が管轄しているわけですから、国土交通省含めて内閣府の沖縄担当大臣にこの那覇空港のことを知事から再度要請すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今當間盛夫議員の御指摘のいろんな駐車場の問題、そして、観光客の増大によって、いろんなところでいわゆる時間的な意味で間に合わない。こういったこと等は、経済界もそれから那覇空港ビルディングの役員の皆さん方とも話をしながら、駐車場を含めいろいろ議論もしております。ですから、今スピード感において、當間議員の話をされているようなものになかなか追いついていない。その中で、自衛隊のそういった土地とかそういったもの等については、経済界からも那覇港湾施設もそうでありますけれども、いろんな形で提案もされておりますので、これを集約しながら本当一つ一つ心臓が凍るような思いで今の発展ぶりといいますか、伸びぐあいについてはこの思いを抱きながら、それに追いついていない一つ一つの２次交通の問題、みんなそうですけれども、そういったようなことをしっかりと対応していけるように、部局含めみんなで力を合わせてやっていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは次に移ります。

３点目に、糸満水産物流通拠点整備計画なんですが、まず、糸満移転の進捗と県の方針、伺わせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

糸満漁港は、本県唯一の第３種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地として位置づけし、泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。平成28年度には、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設整備に関連した水産物一次加工処理施設の基本設計及び市場関連施設の配置構想を策定したところであります。

県といたしましては、引き続き、糸満漁港における新市場整備及び泊漁港の再整備について、県漁連などの水産関係団体や関係市との協議を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　もうこの分は県漁連のほうも29年度の事業計画で、市場移転に関しては県が糸満漁港で計画している高度衛生管理型市場整備を踏まえ、これに伴う市場業務の移転に向けてということで、もう県漁協もそのことをやるわけですよね。仲買の方も糸満競り機能の移転に向けてということで、そういった仲買業者、買い付け業者もやはり早期に糸満に移すべきだというような部分でのものを要請されているというふうに思いますが、先ほども翁長議員とのやりとりがありました。知事、これはもう知事決まっているんですよね。もう向こうでしか予算とれない。３種糸満でしか。泊では予算とれないです、これだけ莫大な予算というのは。知事が明確にそういった整理はしっかりと高度管理型を糸満でやる。泊は泊での再整備をする中での消費型のものを持っていくということを明確にされたほうがいいと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほどの翁長議員とのやりとりでもこの件についての迅速な行動についていろいろ議論をさせていただきました。方向性は今、當間議員がおっしゃるようなもので恐らくやっていかなきゃならんというのははっきりしていると思います。後は、今おっしゃったように、消費地として、それから観光というような意味でも、泊のイユ市場のいわゆるどういう形でどういう――今予算は向こうしか出ないんですよという話があったんですが、それは那覇市がやるのか今要望も出てきておりますので、こういったこと等も踏まえた上で方向性をしっかり持ちつつも、そこで泊のほうで頑張っておられる方の気持ちも酌みながら、解決をしていく方向性を模索してしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは、この２点目で泊漁港の再整備について伺いをいたします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、県では、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。去る６月21日には、県主催の糸満及び泊漁港流通拠点形成ワーキングチームにおきまして、泊いゆまちを活用した泊漁港再整備構想について説明し、既存の漁港を消費地として活用した先進地の事例を紹介するなど、関係者との調整を図っているところであります。
　県としましては、泊漁港及び糸満漁港の機能を踏まえて、役割分担することにより、共存共栄が図られるものと考えておりますので、今後とも、県漁連などの関係団体、水産関係団体や関係市との協議を継続してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　29年３月にこの泊魚市場の報告書が出されているんですが、水産拠点国際競争力強化計画事業というのが出されているんですけれども、この予算は那覇市の一括交付金で出ているんですか。ちょっと確認させてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時41分休憩
　　午後５時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　那覇市の補助事業、水産拠点国際競争力強化計画事業、地方創生の事業でございますけれども、これによって泊魚市場並びに、泊いゆまちの一体の将来構想を作成したというふうに聞いております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　予算額を教えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時42分休憩
　　午後５時42分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと手元のほうに詳細な数字は持っておりませんけれども、約800万くらいというふうには聞いております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この報告書の中で、地元の皆さん耳が痛いかもしれませんけれども、関係者のヒアリングということで東京水産振興会の方が糸満漁港についてはもうかなり長く投資を続けているようだ。糸満には行ったことがあるが、魚を売る市場なりマーケットが寂れていて驚いた。魚を食べる習慣や文化がなくなっているのではないか。消費のための背後地がないので、漁港として厳しい。そこで入札して消費地に運ぶということと、そこで消費する町があるということは異なるということを言っているわけですね。だから、泊だというような言い方、消費地が泊はあるんだからそれだということですよね。この那覇地区の山内組合長は今のところ、密閉型の高度衛生管理の市場にする必要はないのではないか。将来のことはわからないが、今は市場をきれいに保つ設備を、やり方ができればいいと。今、泊漁港の衛生管理はどういうふうな状況になっているんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　今現状については、開放型の場所になっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　衛生上、決して魚の漁獲の単価が上がるような施設じゃないわけですよね。マグロが生鮮で入ってくるのに、本来高く売れるはずだろうけど、なかなか衛生管理ができていないと、知事。そういういう形で漁獲が上がらないわけですよ、そのことが。それはやっぱり高度型にして漁獲を上げるようなことを早期にやらないといけないというふうにも思いますし、この泊漁港を整備するためにも、やっぱり市場企業、競りは糸満に早期に移さないと整備できないわけですから。余り糸満に早く移して消費型の整備を僕はやらないとだめですよと。お互いが云々ではなくて。やはりそういった消費型、泊は消費型、観光客含めてそういったことをいろんなレストランだとか、そういったことをつくっていくということを早期にやられてください。どうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　最近、観光客等含めて魚についてはやっぱり量販店のほうからも衛生面のことは指摘されているというのを聞いております。そういう面も含めて、それぞれの意見もあるかと思いますけれども、丁寧に説明しながら県の方針等あるいは先ほど報告されました泊の将来像構想等についても、それぞれまた関係者の中で意見交換しながらそれぞれ役割分担含めて、共存共栄の中でしっかり話し合いしながら早急に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　次に、国家戦略特区の実績と課題について伺わせてください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　沖縄県では、国家戦略特区制度を活用し、道路法の規制緩和による多言語案内板の設置など、既存の規制緩和メニューのうち４事業が実施されております。しかしながら、沖縄県が国に追加提案したビザ要件の緩和など、７事項のうち４事項につきましては、沖縄県の計画への追加認定前に全国制度となったこと等から、特区活用件数としてカウントされず、活用実績が十分でないとの指摘を国から受けているところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この戦略特区の専従の担当とか、専従の部署とかあるんですか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　企画部企画調整課において、全体の総括はしておりますが、相談等につきましては各部各課に行っているものと思います。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　企画部の中に置いてもいいんですけれども、やっぱりこの戦略特区の部署ということを知事、これつくらないと、４件くらいしかないということではやっぱりだめなはずでしょうから、これしっかりと専従の部署を設けてもらいたいなと。
　３点目のほうになるんですけれども、各種専修学校から出されている進捗状況をちょっとお伺いさせてください。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　専修学校各種協会から、昨年要請を受けました件に関しましては、所管する関係課におきまして、関係団体に外国人受け入れについてヒアリングを行ったところでございます。専門的知識や技術を求められる分野や、それから外国語のスキルを求める分野等においては、外国人材を活用することは本県の産業振興を図る上で有効であると考えております。こうした観点から、各種業界団体のニーズ等を踏まえ、所管する部局等と調整し、県内の雇用環境に配慮しながら、必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　２年間の目標なんで来年までいろいろとやるんですけれども、新たな残された岩盤規制の改革ということで、幅広い分野における外国人材の受け入れ促進ということでうたっているわけですから、これぜひ県頑張ってこの専修学校から出されている事業をかち取ってもらいたいなと思っております。
　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時48分休憩
　　午後５時48分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　それでは、県内の養護老人ホームの利用状況をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　平成29年の４月１日時点でございますが、養護老人ホームの措置人数は、定員300に対しまして170人となっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　それでは、41市町村の養護老人ホーム、この措置状況。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時49分休憩
　　午後５時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。
　市町村の措置状況につきましては、25市町村が措置をしており、16市町村においては措置がないというふうな状況でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　それで部長、沖縄県社会福祉事業団、この養護老人ホームの収支状況わかりますか。教えてください。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時50分休憩
　　午後５時50分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　社会福祉事業団におきましては、４つの養護老人ホームの管理運営をしております。ちょっと詳細についてはまだ分析をしておりませんが、１園では黒字で、３つ、残り３つの園では赤字というふうな状況になっています。

○當間　盛夫君　金額は。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　名護厚生園からまず申し上げますと、27年度の実績になりますけれども、名護厚生園が1561万3000円の赤字でございます。具志川厚生園が317万8000円の黒字となっております。また、宮古厚生園が555万5000円の赤字となっております。八重山厚生園が2446万5000円の赤字となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　もう時間がないもんですから、28年度で、知事、この社会福祉事業団だけで、この赤字が今4200万、去年は27年度は4200万。28年度の赤字が5300万、この養護老人ホームで。赤字なんですよ。もう充足率、入所の定数の300に対して170名、全体でですよ。皆さんが我々がこの養護老人ホームを……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○當間　盛夫君　やってくれということをやっている割には、そういった養護老人ホームに対してのものが全く市町村の認識も足りてない。本来、いろんな形でもっと市町村含めてやらないといけないはずなのに、やってないという状況があるわけですから、これは県がもっと率先をして市町村に対応のほうをよろしくお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会します。

午後５時52分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年7月4日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成29年７月４日（火曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第6号

平成29年７月４日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　訴えの提起について
乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

出　席　議　員（45名）

議長	新里米吉君	11番	座波　一君
副議長	赤嶺　昇君	12番	比嘉瑞己君
1番	瀬長美佐雄君	13番	西銘純恵さん
2番	玉城武光君	14番	平良昭一君
3番	親川　敬君	15番	上原正次君
4番	新垣光栄君	16番	当山勝利君
5番	次呂久成崇君	17番	亀濱玲子さん
6番	宮城一郎君	18番	當間盛夫君
7番	大城憲幸君	19番	上原　章君
8番	金城泰邦君	20番	山川典二君
9番	西銘啓史郎君	21番	花城大輔君
10番	新垣　新君	22番	又吉清義君

23番	末松文信君	36番	座喜味一幸君
25番	渡久地修君	37番	嘉陽宗儀君
26番	玉城満君	38番	新垣清涼君
27番	仲村未央さん	41番	狩俣信子さん
28番	照屋大河君	42番	比嘉京子さん
29番	仲宗根悟君	43番	大城一馬君
30番	崎山嗣幸君	45番	糸洲朝則君
31番	金城勉君	46番	照屋守之君
33番	具志堅透君	47番	仲田弘毅君
34番	島袋大君	48番	翁長政俊君
35番	中川京貴君		

欠席議員（2名）

32番	砂川利勝君	39番	瑞慶覧功君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君		
		代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事からお手元に配付いたしました議案１件の提出がありました。

次に、６月16日から29日までに受理いたしました陳情10件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君　おはようございます。

一般質問３日目、１番バッター、維新の会、大城でございます。

通告に従いまして、一般質問を始めます。

まず１つ目は、こども医療費助成事業の見直しについてであります。

同事業については、県の見直し案、部長は案ではなくて方向性というような表現をしておりましたけれども、それが示されたことによって今議会でも代表質問で各会派議論がありました。私も個人的な議論を聞いても、同事業のなかなか充実強化に今の案がつながっているのかなというような疑問を感じたところ。それからもう一つは、同事業は御存じのとおり市町村が行って、それに県が助成する事業であります。どうもやはり市町村の進める部分と県の思いというのが少し合致していないというようなところもあろうかと思います。

議論を深めて政策あるいは事業の充実に生かすために、まず２点お願いいたします。

(1)、同事業の充実強化に向けて多様な意見があるが、こども医療費の窓口無料化の導入を初めとする見直し作業の取り組み状況と課題について伺います。

(2)、現物給付を先に導入した南風原町の取り組みに対する県の評価とその対応について伺う。

大きな２番、県立農業大学校についてであります。

同校の移転計画については、議会の議事録等を読ませていただきましたけれども、これまでも議論があったようでございます。その多くはどこに移転するかというような議論が多かったような印象を受けております。

そこで２点お願いいたします。

まず(1)点目は、改めてその必要性及び大学校のあり方、今後の取り組みについて伺います。

(2)については、国の進める農業大学校から専門職業大学への移行について、認識と今度の取り組みを伺います。

３番、農業生産基盤の維持発展に向けた労働力不足対策についてであります。２点ですね、これも。

(1)、国家戦略特区に指定されている本県においては、去る国会で成立した改正国家戦略特区法により、外国人労働者の農業就労が可能となりました。認識と今後の取り組みについて伺います。

(2)、外国人技能実習生の受け入れについて、渡航費や研修費用及び居住確保にかかる費用負担が大きく、農家の経営課題となっているが、認識と今後の取り組みについて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　大城憲幸議員の御質問にお答えをいたします。

農業生産基盤の維持発展に向けた労働力不足対策についてに関する御質問の中の、外国人技能実習生受け入れ支援と今後の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、平成25年度より一括交付金を活用した海外研修受け入れによる農業農村活性化事業を実施し、アジア・太平洋地域の発展途上国からの研修生の受け入れ支援を行っております。当事業を活用した、これまでの外国人技能実習生受け入れ実績は、平成25年度26名、平成26年度は68名、平成27年度は67名、28年度は62名となっております。

沖縄県としましては、事業の効果等を検証しつつ、今後の取り組みについて、関係市町村、団体等と連携し、総合的に検討を行ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは、１のこども医療費助成事業の見直しについての御質問の中の(1)、こども医療費助成事業の見直しについてお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、沖縄県の子供の貧困の厳しい現状に鑑み、子供の貧困対策の視点も加えた見直しが必要ではないかと考えております。見直しの方向性としましては、医療機関の窓口で現金の持ち合わせを心配することなく医療を受けることができるよう、低所得世帯を対象に現物給付の導入、一部自己負担金の廃止並びに通院の対象年齢の拡大を検討しております。あわせて事業費の大幅な増加を抑制し、持続可能な制度とする観点から、所得区分の導入及び一部自己負担金の見直しを検討しているところであります。見直しに当たっては、事業の実施主体である市町村の理解を得ることが課題であると考えております。

次に、(2)の南風原町の取り組みへの評価と対応についてお答えします。

当該事業につきましては、県の要綱で基準を定め、市町村への補助を行っておりますが、各市町村長の判

断によりさまざまな取り組みが行われているところであります。具体的には、県の基準と同じ団体が14団体、対象年齢などで県の基準を上回る団体が24団体、その他自動償還に移行していない団体が３団体などとなっております。

県は今回、南風原町の現物給付の導入を受け、従前ならば補助対象外であった現物給付についても、県の要綱を改正し補助を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、県立農業大学校についての御質問の中の(1)、県立農業大学校の移転整備についてお答えいたします。

県立農業大学校は、沖縄県の農業を支える担い手育成の中核機関として、重要な役割を担っております。移転整備については、行財政的な側面を考慮し、全庁的な施策の中で推進する必要があることから、移転先決定には、なおしばらく時間を要する状況となっております。

県としましては、本県農業の実践的教育機関にふさわしい環境整備を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、(2)、国における専門職大学についてお答えいたします。

国においては、社会の変化に対応しつつ人材養成の強化を図るため、学校教育法の一部を改正し新たな教育機関として、専門職大学の設置が検討されています。専門職大学は、大学制度の中に位置づけられるとされ、国におきましては、大学設置基準等について検討していると聞いております。

県としましては、専門職大学に関する国の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

次に３、農業生産基盤の維持発展に向けた労働力不足対策についての御質問の中の(1)、国家戦略特区における外国人の農業就労についてお答えいたします。

改正国家戦略特区法については、さきの通常国会において成立し、特区のメニューとして外国人の農業就労が追加される予定となっております。今後、外国人労働者の資格要件や受け入れ機関など具体的な内容が示される予定となっております。

また、本県は既に沖縄県国際観光イノベーション特区として指定されておりますが、同メニュー活用のためには、改めて内閣総理大臣による計画認定を受ける必要があります。

県としましては、国の動向を踏まえ、関係団体等からの要望、期待される効果や懸念される影響など、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　順を追って質問を行っていきます。

まず１点目のこども医療費助成事業についてでありますけれども、まず現案の確認をさせてください。

新聞報道等によると、新報とタイムスで表現がちょっと違っていたんですよね。その対象、今回事業費を抑えるために、所得層を区切って対象を分けていくわけですけれども、低所得層だけが対象というのが新報の報道、タイムスさんの報道は中所得も含めて対象になるという報道でしたけれども、その辺の確認をお願いいたします。対象者。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

これは、見直し案ではなくて方向性という位置づけで公表したものでございます。

まず、所得区分を3つに分けてはいかがなものかということで、低所得世帯・中所得世帯・高所得世帯というふうに3つに区分します。給付方法につきましては、低所得世帯は現物給付を導入と、中所得世帯は現行のとおり自動償還、高所得世帯につきましては、そもそも制度からの対象外とするということでございます。

対象児童につきましては、まず低所得世帯、これは現行どおり中学卒業までで、通院については今就学前なんですけれども、これを中学卒業まで引き上げると。中所得世帯については、対象児童は現行のとおりと、一部自己負担金、今任意はとっていませんけれども、通院のほうで、ゼロ、２歳児はとってないところを、３歳から６歳児は１医療機関当たり月1000円とっているわけですね。これを一部自己負担金については、低所得世帯については入院・通院ともとらないと。中所得世帯については１日1000円、通院については医療機関ごと１日当たり1000円というような形の方向性で検討したらどうかというような御提示でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　対象になる、低所得、中間、そして高所得、それぞれの対象になる人数とか割合はわかりますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　極めて概括的な数字でございますけれども、まず低所得世帯が３割、高所得世帯が５％ぐらいですか、残りが中所得世帯というふうになります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　そのまま移行すると、事業費が約８億増加するというふうな話もありました。ちょっと確認の意味で、現状の事業費と増加数、現状で現物給付に移行したら幾ら増加するのか。そしてその根拠についてお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、現物給付を導入した場合、他府県の例で申し上げて、医療費が1.6倍ぐらい増加するというふうに見込んでおります。それを就学前の低所得世帯に導入すると、この事業費が8.1億ぐらいかかるというふうに見込んでおります。
　以上でございます。
○大城　憲幸君　根拠は他県の例ということですか。
○保健医療部長（砂川　靖君）　はい。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　南風原町が先行して１月から取り組んでいるんですけれども、その実績を見てみると、月によっては前年より減っている。あるいは、ふえたとしても0.5％とか４％ぐらいなんですよね。４月までの数字見せてもらいましたけれども。そういう意味で、他県の例と言いますけれども、1.6倍に上がるというのは非常に考えにくいんですけれども、その辺再度考え方お願いいたします。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　自動償還、あるいは償還払いから現物給付に導入した場合、ほかの県では最大２倍は増加している例もございます。一方、南風原町でございますけれども、これを１月分だけの医療費でございます。これが28年の１月分については、補助対象外も含めて全部で1185万1000円、これが29年１月には、1301万8000円というふうに9.8％超えている。一方で、南風原以外の市町村を見た場合、ほかのところは5.2％下がっているわけです。これを実質的に積算し直した場合には、1.3ぐらいふえているだろうというふうに見込んだということでございます。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　ほかのところは下がっているけれどもということ、このほかのところというのは全市町村の平均という理解でいいんですか
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほども申し上げましたように、各市町村取り組みがばらばらでございますので、主に市部の那覇、浦添、糸満、うるま、名護、宮古島、石垣、豊見城、南城市と、こういったところを比較して先ほどの数値は出しております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　事業費がこれだけ変わってくるということで、担当部長としては、公務員としては当然最小の予算で最大の効果が出るようにという考えだと、それは理解しますけれども、やはり今、さっき部長がやった、案でもなくてあくまでも方向性ですというようなことですから、ちょうど議論が必要だと思うんです。市町村からも危惧されている、高所得世帯というのは人よりも誰よりもたくさん税金を納めている。だけれども、子供たちが恩恵を受けられないという意味では二重負担ではないかという議論。それから、先ほど割合を聞かせてもらいましたけれども、全体の約７割が中間層になるんですけれども、やはりそこの低所得と中間・中所得のはざまの皆さんが非常に負担増になって厳しくなるんじゃないかなと危惧する声。そして、市町村の毎年毎年所得を把握してそれに対応するという事務量の増大を危惧する声。その辺に対して具体的に意見が出ているんですけれども、それに対して今どういう見解を持っているのかお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　事務量の増については、例えばマイナンバーを利用することで今よりも効率的にできるだろうと。方法としては、例えば前もって受給者証を交付するわけですけれども、この自動償還用の受給者証を交付して、自分はそういう低所得世帯に当たるんだという方が窓口で申請してきてもらったら、幾分事務量も緩和できるかなというふうに考えております。ただ一方、高所得世帯については、それでも厳しい面がありますので、ここは所得世帯３区分で方向性示しておりますけれども、あるいは２区分にするとか、そういうような弾力的な検討も必要だろうというふうに今考えております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　その辺は、事務的に手続はすると思います。ただ、やっぱり少し感覚的に違うというか、今、ほかの主な10市の平均が５％下がっているのに5.2％下がっているのに、南風原が６％上がっている。実質は約１割上がっているということですよね。そういうことなんですけれども、ただ冒頭の議論としては、やっぱり６割上がるというようなことで８億という数字を試算しているわけです。
　ただ、私は現実的にいわゆる過剰診療みたいな批判をする声も出てくるんですけれども、ただやっぱり子供の立場でやったら本当に子供を休ませて、無料だからと病院に連れていくかなというとそれはそんなにな

いと思うんですよ。ふえるとすれば、それは私は救うべき対象の子たちだと思うんです。手持ちの現金がないから行けなかったという子供たちだと思うんですよ。

そういう意味ではもう一度これ、試算、乱暴な他県で1.6倍になっているから多いところは２倍になっているからということではなくて、少しこのふえ方あるいはあり方というのは、８億を前提にやるんではなくて、南風原の今４カ月分出てきているけれども、前年比ではそんなに１％もふえていないわけですね。

そして、もう一つ言わせれば、南風原町というのは県の中でも若い人口が一番ふえている地域ですから、子供たちの数がふえている地域ですから、１人当たりの単価にすると本当にわずかしかふえていないんですよ、去年に比べて。その辺は再検証する必要があるんじゃないかなと思うんですが、再度お願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　1.6倍というのは、確かに実績見ないとわからないと思いますけれども、あくまでも他県の導入事例を見て勘案しているところでございます。

今回の見直しのポイントは、この事業費も抑制的な考え方もあるんですけれども、あくまでも我々はまず手始めにサービスを拡充する分野というのは低所得世帯じゃないかというような考えで提案したところでございます。この我々示した方向性については、県民初め市町村の多くのほうで十分理解が得られたりというのは我々も認識しているところでございます。

そういったことも踏まえて、今後この見直し案というのは策定していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事、お願いいたします。

部長との今議論を聞いてわかるとおり、やっぱり担当部長として今回21世紀ビジョンに貧困世帯に光を当てたい。これ新たに組み込まれたということで、そこに集中して優しい社会をつくりたいという議論はわかります。

ただやっぱり、全国的に見た場合に我々沖縄というのは14歳以下の子供たちが一番多い。そういう中でやっぱり子供たちの笑顔が一番あふれないといけない沖縄なんですけれども、現状になっている。そして、この助成事業を見ても現物給付も、もう10年も前から東京23区なんて中学生まで現物給付している。群馬県なんかもやっている。もう40近い都道府県が現物支給を既にやっているのに、沖縄はその取り組みもおくれているし、そして今回見直しの方向性については、やっぱり新たに負担を強いるものになっているという意味では、貧困世帯への対策という意味では評価しますけれども、やっぱり沖縄県全体の子育て世代を支える、支援するという意味では、ちょっと後退という評価になってしまうわけです。その辺はやっぱり再検証、あるいは来年に向けて検討すべきだと思うんですけれども、所見をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今、大城議員の御指摘、まさしくある意味ではあるべき姿だというふうに思っております。

県からすると、今部長が答弁したように、財政の問題も含めてそういう中から今課題として議論のたたき台としてその方向性を示したというふうに思っております。きのうも當間議員から、子供の保育費を含めいわゆる少子高齢化の中での特に沖縄の将来の子供たちのあり方、それがまたひいては沖縄の発展につながるんじゃないかという御質問もありましたが、やはり今おっしゃっている方向性は大事にしなきゃいけませんし、また部長とも話をしながら今の件についてはやりとりをして、何とかその方向に持っていくような方法はないかと、こういうことで議論もしているところであります。きょうこの今回の本会議でいろんな方から御意見がありましたから、そういったことと市町村、特にまた南風原が先行していますので、そういったこと等の吟味をさせていただいて何とか子供という視点でしっかりと対応できるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いいたします。

(2)に移りますけれども、南風原町が今先行して１月から進んでおります。これ我々、来年から取り組む沖縄県にとっては、非常に参考になる事例だと思うんですけれども、南風原町この同事業については市町村が行う事業に対して、半額を助成する仕組みなんですけれども、南風原町への助成の経費は、補助率は直近はどうなっていますか、部長。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　もともと現物給付というのは補助対象外だったんですよ。県の補助を受けられない分野になるわけですけれども、南風原町から県の要綱を改正していただきたいという強い要請がございました。今、県の基準以上のところは全て補助対象外でございます。それとの均衡を考慮した場合、現物給付といっても、基礎的な部分的医療費、助成すべき医療費というのがあるわけですよ。その分は、ちゃんと２分の１補助しようと。ただ、現物給付で増加す

る分については、他の市町村との均衡を考慮する場合、何らかの調整の必要があるだろうということで、２分の１の補助率に一定率を乗じて補助金を減額したということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　県としては、その辺ちょっとわかりにくいというか、この補助率の出し方わかりにくいんですよね。今回、他の市町村が助成は５割、半分ですけれども、南風原町だけは0.38343という数字を出しているんですよね。これ、どういう要綱に基づいて補助率を下げているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現物給付を導入した場合は、保健医療部長が定める一定の係数をかけるというようなものを根拠にして、南風原町の医療費の増嵩も見ながら、他の市町村との均衡を考慮してその一定の定数を定めたということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　もともとの要綱は、対象経費に２分の１を乗じていた額としていましたけれども、今回現物給付を南風原がやるということで、加えたのが現物給付を行う場合は保健医療部長が別途定めた率を乗じて出すとなっています。

知事が半額助成というふうに決めた要綱を医療部長の定めた額で減額するというのは、要綱としてこういうのはいいんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　もともとの要綱は補助率ゼロです。補助されません。ただ、現物給付を導入したとしても、補助する医療費はあるだろうということで、何らかの調整する必要があるということで係数を定めたということです。要綱自体は、各部長の決裁で定めることができますので、それに基づいて処理したということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　これは、こっちの役所の論理ではわかると思うんですが、市町村側からするとなかなか納得いかない部分なんですよ。どうも今、南風原町が県の言うことを聞かないから南風原町いじめみたいなふうに見えてしまう。感じてしまう。だからそれは、南風原町としては、もう子供たちの状況、うちの家庭の電気もとめられてしまって、歯医者にも行けない。病院にも行けない。持ち金がなくて、どうしようもない。そういうような状況を市町村が目の当たりにしたときに、やっぱりこれは国のペナルティーの改正を待っていられない。県の改正を待っていられない。だから、国保のペナルティーは覚悟をして、先にやったわけですよね。ところが国保のペナルティーだけではなくて、この0.38というともう個々のペナルティーよりも大きい県のペナルティーみたいな話になってしまうわけです、結果としては。

だからその辺は、先ほどからある限られた財源の中でという部分がありますから、部長もそれを悩みながらやっていると思いますけれども、やっぱり何かもう少しわかりやすい仕組みがないか。例えば、去年のものに対してふえた分とか、そういうようなものでやってこないと、これはあくまでも市町村が沖縄の未来を担う子供たちのために生活実態を見てやる事業、そしてそれに県が応援して助成をする事業ですから、やっぱり市町村との信頼関係という意味では、ちょっとこういうペナルティーみたいなやり方というのはよくないと思うんですよ。

特にまた来年我々はこれ改正して見直すとやっているわけですから、これは病院へのお願いも含めて、市町村が南風原町が頑張って先行事例をつくって、それが我々としては非常に参考になるデータですから。そういう意味では、ちょっと今後見直すべきなんじゃないかなと思いますけれども、どう感じていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　地方自治法の世界では、市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として住民の日常生活に直結する事務を担います。一方で、県は、市町村を包括する広義の地方公共団体として広域にわたる事務を担うわけですけれども、そういう広域にわたる事務を処理する県としては、こういった一定の行政事務の水準を確保する観点から、このこども医療費助成事業については、本来ならば県内どの市町村においても同じ内容のサービスを受けられることが理想であるというふうに考えます。しかしながら、住民の日常生活に直結する事務を担う市町村において、地域の実情を踏まえて市町村独自の判断に基づき制度を運用することも尊重すべきだというふうに考えます。

こういった考え方のはざまで、県としては、市町村間のあくまでも公平を図る立場があるというふうに考えました。そこで、現物給付、従来なら補助対象外です。南風原から要請を何回も受けましたけれども、そのたびに何らかの調整は必要ですねということは言ってきました。その上で、今回先行、南風原１町だけですので、何らかの公平な措置をとる必要があるということでそういうような調整を行ったということです。仮に、全県的に現物給付が導入されるとした場合には、補助率は県の基準で全県一律になると思います。

ただ、例えば年齢拡大とか県の定める部分以外に現物給付を導入する場合は、それをやらないところの市町村との公平性も考慮して、一定の調整は必要になるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　知事、所見いただければありがたい。

今少しあったように、担当部長としてはそうなんでしょう。ただやっぱり市町村側からすると、ある意味上から目線に見えてしまうんですよ。本当は対象にならないけれどもやってあげているんだよというような話に聞こえてしまう。それは限られた財源の中で、知恵を絞ったと思いますけれども、私はやはり子供たちの状況を見て、さっきも言ったように、もういてもたってもいられない状況で国のペナルティー覚悟で始めた。そして来年の移行に向けてぜひいろんなデータを県と共有して頑張っていきたいという中で、ちょっとこういうようなやり方はペナルティーに見えてしまうし、どうも前向きな信頼関係が結べないんじゃないかというふうに感じているんですよ。少し今後また北谷、沖縄市も始めたいという意見がありますけれども、信頼関係を結ぶという意味でも、もうちょっとこれ議論が必要じゃないかなと思いますが、知事、所見をいただければありがたいです。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　もし仮に、本当にペナルティーを与えるんだったら、補助要綱の改正はしませんよ。あくまでも南風原が現物給付を導入する。その上で補助対象外になるべきところを、仮に現物給付導入しても自動償還のときと同じような医療費も発生するだろうという発想に基づいてやったわけですね。確かに計算式がわかりにくいとおっしゃっていますけれども、このわかりにくくなっているのは、なるべく影響額を少なくしようというような形で試行錯誤して、担当が一生懸命頑張って、減額分を少なくするための計算方法であいうような複雑な計算になっているということでございます。決して南風原を上から目線で見て、言うことを聞かないからいじめてやろうとか、そういう発想で行政は行っておりません。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　頑張っているのはわかりますけれども、結果としてそう見えていますよと。私にもそう見えるんです。だから話しているんです。やっぱりそれは私は改めるべきだと思うし、ちょっとぜひ議論をしていただきたいなと、知事のリーダーシップもお願いしたいなと思います。

時間が大分過ぎましたので、次に進みます。

県立農業大学校についてでありますけれども、先ほど説明がありました。なかなかちょっと現状が見えない。もう少し時間がかかりますよということですけれども、大学校の整備基本構想の中で、その必要性等についての議論がされているはずですけれども、再度現状と方向性をちょっと具体的にこういうことで移転しないといけないんだよというところを説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県立農業大学校は、農業の担い手を育成する実践教育機関として、昭和54年に開学し、多くの卒業生が県内各地域においてリーダーとして活躍されております。しかしながら、農業大学校の前身であります、農業研究センター施設整備以来40年近く経過しておりまして、校舎や実習施設等の老朽化、あるいは道路建設による狭隘化、周辺の宅地化、農業機械実習圃場等の確保など、農業大学校の円滑な運営にさまざまな課題が生じております。その辺を踏まえて、農業大学校の移転、構想等整備したところであります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっと今、全庁的な行革の中でという話は聞こえはいいんですけれども、どっちかというともうその中に組み込まれてしまって順番待ちみたいになっているんですよ。だから見通せない。

29年度で企画部のほうが高等教育を受ける機会を創出しようということで、事業費をつけておりますけれども、企画部長、恐縮ですが事業の説明をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

企画部におきましては、高等教育を受ける機会の創出、環境整備等の検討に入っておりまして、今年度は沖縄県の現状を分析すると。内容といたしましては、県内の進学希望者の進学ニーズ、企業等の人材ニーズ等を把握いたしまして、今後の沖縄の発展を支える人材の育成輩出についての諸施策について幅広の検討を行いたいということを考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今度3200万ほど調査費がつきました。それで、今言うように世の中いろいろ変わっていますから、そういう中に対応できる子供たちを育てるために大学の設置・拡充等さまざまな調査をして、議論をしようということです。

だから今、農水部長が言った部分は、今までのとお

り２年生の30名、短期生の10名、40名で施設が老朽化するから移りますよということなんですけれども、私はちょっと哲学というかこうあるべきというところがやはり不足しているんじゃないかなと思うんですよ。

そういう意味で、この新たに産業専門大学ですか、そこは大学制度の中で農業高校を移行するというものは、私はいいチャンスじゃないかなと思うんですけれども、これについて取り組んでいくつもりはないですか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃるのは専門職大学の設置に関するのも含めてだと思うのですけれども、まずうちの沖縄県立農業大学校については、基本的な地域のリーダー、いわゆる担い手としての育成を今重点的に学校の目的としてやっております。

さらに、専門職大学等を含めて、科学的な実践教育とかその辺も含めて、今後国が今検討されております専門職大学設置に関する情報収集を含めて、どのような担い手育成ができるかどうか含めて、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　やっぱりちょっと待ちではだめで、私も農業大学校もそのまま移すようでは、なかなか難しいんじゃないかなと思う。せっかくこれだけ観光もふえて、産業もふえて、そして今部長からあったように沖縄県の課題としては人材育成ですよ。この１次産業、２次産業の割合を、３次産業に偏差した沖縄の経済構造をどう変えるか、その核となるのが農業大学校である。そして、新たな仕組みの中で大学制度の中でやると、それぐらいの方向性が私は必要だと思っています。ぜひ国の形が決まってからではなくて、これ31年４月予定ですから、静岡県立の農業大学校なんかはもう構想に入っているようですから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

お願いいたします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○大城　憲幸君　済みません。

３番目の、外国人の労働者の農業就労ですけれども、簡単になぜ外国人労働者が必要か、この技能実習制度今まであったわけですけれども、そこを総括してどうそれにつなげていくかというのは現時点でどういう議論になっていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県のほうで実施しております、外国人技能実習生受け入れの事業については、まずうちの事業でやっております海外研修受入による農業農村活性化事業について、亜熱帯島嶼地域に適合した沖縄独自の技術やノウハウ等を有する農林水産業において、アジア・太平洋地域の発展途上国から研修を受け入れております。農家におきましては、規模拡大ができたとか、あるいは農業所得向上が寄与できたというふうに評価しております。そのため、我々のほうも今地域のほうにおいては、労働力不足とかそういうのは承知しておりますので、その辺関係機関のほうと含めて引き続き事業に向けての農家からの要望等も含めて評価しながら、また次年度以降検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　２つここで私言っているのは、やはりこの特区を活用した外国人の農業就労、そこもやはり遅いと思うんです。基本的には国が９月ぐらいに省令・政令出すから、それが見えてきてからという話ですけれども、もう特区を受けていない５県、茨城初めどんどんどんどん国に対してやりたいという提案をしているわけですよ。特区を受けていないところが先にもう我々にくれということでやっているわけですよ。

やっぱりそういう意味では、特区制度の活用が沖縄は弱いんじゃないかという議論も含めて、これだけこの議会の中でも外国人労働者が必要じゃないかという議論もあるわけですから、やっぱり国が方向性出してからではなくて、沖縄県としてどうしても必要なんだというようなものを私はもっともっと先に出すべき。県内の労働者に対する影響があるんじゃないかとか、治安の問題があるんじゃないかとかというのは、すぐにでもここで議論できる話じゃないですか。そういうのをどんどん出すべきではないかなというのが１つと、もう一つは今技能実習制度で60名、70名入ってきています。そういう皆さんを、やはり今沖縄の県民、沖縄の労働者と同等以上で使いなさいということですから、やはりその皆さんに対する研修費・渡航費というのは、農家のプラスアルファの負担になっているんです。やっぱり離島も含めて今検討するということですけれども、そこをやはり補助する。前は、全額60名ぐらいに１億5000万ぐらいで補助しているわけですから、ここは応援してあげる仕組みを私は早急につくってあげるべきなんじゃないかなと。そこも29

年度でも、前回の研修生でみんな終わりますから、終わって切れてからではなくて、やはり前もって県が主体性を持って提案してほしいのですけれども、この２点について最後に部長の決意をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今回の国家戦略特別区域法の改正につきましては、３月時点でもうＪＡ団体等のほうからも要請を受けております。その中で、具体的に例えば外国人労働者の資格要件、いわゆる学卒とか、研修内容が従来の技術実習生とはちょっと異なっているということも聞いております。それで、今の内容等については、例えば農作業の内容、外国人労働者の資格要件、受け入れ機関の内容等について関係機関のほうと今調整させてもらっております。そういった新たな30年度の事業についても、事業内容等含めて総括しながら、引き続き何らかの形で事業化できるかどうかを含めて、関係機関のほうと今調整させてもらっておりますので、この辺については労働力不足については、現場のほう含めて共通認識の中で事業化できるかどうかを含めて、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

一般質問をさせていただきますが、その前に、今の沖縄の観光、大変好調でございます。観光入域客も本当に右肩上がりで、たしか2016年度で870万を突破したと、いわゆる1000万も本当に今年度あるいは次年度あたりにはできるんじゃないかという勢いでございます。県のほうも、ビジットおきなわ計画で、既に2021年に向けて1200万人と上方修正をしておりまして、今や間違いなく沖縄のリーディング産業として、雇用・経済というもので大変な牽引をしているというふうに高い評価をいたしています。

振り返ってみますれば、実は、この観光客誘客1000万ということを最初に言い出したのは、今は亡き白保台一元衆議院議員でございまして、衆議院に出るに当たって、あるいはまたその政策立案の中で、この観光産業というものについて、熱っぽく語っていたのを今思い起こしております。朝則、観光客が1000万という入客数を想定してごらん。裾野の広いこの観光産業が1000万人沖縄に来たら、どれだけ沖縄の経済が、雇用がどれだけ伸びるかということを熱っぽく語っておりました。したがって、これはある面で、白保さんの遺言でもあろうと思って、常日ごろから観光産業の振興については取り組みをし、また注目もしているわけでございます。

さて、今私質問するわけでございますが、国立沖縄自然史博物館の設立、これについても、私が最初取り上げたときは、そんなに反応もまだまだでしたが、今ややはり沖縄にとって、もしこの国立自然史博物館を設置するのであれば、これは日本のみならず、東アジア、東南アジアに向けての、あるいはそこを網羅した自然史の解明という大きな国際貢献やあるいはまた人材育成というふうにかなりのポテンシャルを持った大きな国家的プロジェクトでございますから、これは事あるごとにまた取り上げていきたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、国立沖縄自然史博物館の設立について。

日本学術会議は、平成29年２月８日付でマスタープラン2017を公表いたしました。いわゆる国立沖縄自然史博物館のマスタープランであります。国立沖縄自然史博物館は大学院に準ずる新しい研究教育拠点、つまり、博物館を持った研究所として６項目の実施要項を掲げ、設立地は多様な自然環境、東南アジア諸国との好位置関係、島嶼域としての特異な地史、気候帯の移行域であること、観光立地、そして予想される東南海地震による標本喪失のバックアップなどを考慮すれば沖縄県が最適であると、このように明言をしております。国立沖縄自然史博物館のマスタープランを公表しました。

日本の自然史博物館体制を一新する国家的構想である日本学術会議マスタープラン2017について伺います。

ア、国立沖縄自然史博物館の設立に対する知事の見解と取り組みについて。

イ、マスタープランでは、設立地となる沖縄県や琉球大学から選ばれた委員によって構成される国立沖縄自然史博物館設立実行委員会を組織して基本構想を策定するとありますが、県の見解と取り組みについて伺います。

ウ、国立沖縄自然史博物館設立に向けた県の取り組みについて、今後の工程や予算措置等具体的に御説明願いたいと思います。

(2)、てんかん拠点病院の指定について伺います。

てんかんという病気は100人に１人の割合でありふれた病気と言われておりますが、日本てんかん学会によ

りますと国内の患者は現在100万人いると言われております。また、同学会が認定する専門医は約350人ほどで専門外来も少ないとのことで、これらの問題に対応するため、厚生労働省は地域のてんかん治療の中核を担う拠点病院の整備を行うとして、現在８病院を選定しております。沖縄県にはまだ拠点病院がなく、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者や関係者は困っているのではないかと思います。

以下の質問をいたします。

ア、てんかん患者の実態把握はなされているか。

イ、てんかん患者の診療状況はどのように把握されているか。

ウ、沖縄赤十字病院では、平成21年12月から成人てんかんを対象とするてんかん専門外来を開設し、平成29年１月までに304人（延べ1841人）のてんかん症例を経験している。中でも、ビデオ脳波検査――これは県内唯一でございます――を64例、てんかんの手術――これも県内で唯一でございます――を32例経験しております。したがって、沖縄赤十字病院では、指定要件である、１つ、専門医がいる、２つ、診断に必要な機器がある、３つ、脳神経外科や精神科など複数の診療がある総合病院であること、こういった指定要件を満たしていると私は考えます。したがって、こういったことを精査して、拠点病院としての認定あるいは指定をやってはいかがなものかということで、県の見解を伺います。

(3)、国際性に富む人材育成留学事業について。

同事業は高校生交換留学プログラムと大学生等を対象とした事業ですが、平成30年度から大学生等を対象とした事業が廃止されると聞いております。グローバル化の時代に、国際性に富む人材育成は大変重要な事業であり、現場からも継続を求める声が多数あります。

事業の継続を求めて、以下、質問をいたします。

ア、沖縄の未来を託する国際性に富む人材育成留学事業は何よりも優先して行う事業であると思いますが、知事の所見を伺います。

イ、国の制度を活用すると言われるが、資料を見る限り狭き門であり、とりわけ海外留学支援制度に至っては全国で45人の枠となっております。従来の事業と比べてかなり厳しい状況になりますがどのように対応されるか伺います。

ウ、この事業を廃止するに当たって、学校現場や関係者とどのような話し合いをなされたか伺います。

(4)、那覇市の特別支援学校設置の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

(5)、環境行政について。

約4000ヘクタールの米軍北部訓練場が返還されました。やんばる国立公園に編入して、世界自然遺産登録へ向けて取り組む考えはないか。課題と取り組み、将来展望等について伺います。

大きい２番、福祉行政について伺います。

手話言語条例の施行について伺います。

本条例の施行２年目を迎えており、条例の実施状況や取り組みについて伺います。

(1)、手話施策推進協議会の実施について、現状と課題、今後の展望等について伺います。

(2)、手話推進の日（毎月第３水曜日）の実施状況について、現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

(3)、学校教育における取り組みについて伺います。

(4)、手話通訳者養成について、現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

(5)、手話通訳者の派遣事業の現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

大きい３番、離島振興について伺います。

(1)、小規模離島における屠畜の状況をどのように把握されておられるか。将来的にどういった考えを持っておられるか。どういう方向性を持っておられるか。これもこれまで何度も質問しておりますので、一歩でも前進ある答弁を期待しておりますので、よろしくお願いします。

(2)、小規模離島の小動物屠畜場の設置で課題は何なのか。また、解決策はあるのか。そういったことについても伺っておきます。

(3)、粟国村の航空路の路線の再開と安全性の確保、石垣―多良間線、石垣―波照間航空路線の再開についても、現状と今後の取り組み、展望について伺います。

(4)、多良間村の製糖工場の進捗状況と今後の見通しについて。特に今年度の製糖期に間に合うかどうか、地元では大変危惧しているようでございますから、その点を見据えた御答弁をお願いいたします。

大きい４番、文化行政について。

(1)、沖縄空手会館も完成し、沖縄が空手の発祥地、総本山的な役割を果たし、世界の空手愛好家たちが沖縄を目指して来ることも考えられます。したがって沖縄の伝統空手の三大流派の継承発展が望まれます。各流派の系統図等も空手会館に展示されておりますが、武士マチムラが興した泊手は仲宗根正侑氏で終わっております。琉球新報の連載小説「武士マチムラ」によりますと、泊手は松茂良興作が興し、伊波興達に受け継がれ、さらに仲宗根正侑に伝えられたとあります。仲宗根正侑は晩年、ある演武会においてこう言明いた

しました。「泊手の鍵は私が握っている」、松茂良興作の系統を継いでいるのは自分であるという宣言だ。仲宗根正侑はほとんど弟子をとらなかったが、例外として渡嘉敷唯賢だった。仲宗根は、渡嘉敷にだけ泊手の正統を名乗ることを許した。こうしたことを踏まえ、調査・精査の上、泊手の継承認定を行うことが三大流派の継承発展につながるものと考え、県の考えを伺います。

(2)、御茶屋御殿復元についてもこれまで何度も取り上げてきましたが、首里城復元事業としての位置づけであってほしいと私は思っています。国、県、那覇市でそれぞれの役割分担を担っていると思いますが、ワーキングチームの取り組みを初め、進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

(3)、御茶屋御殿復元事業で避けて通れないのが教会及び幼稚園の移転であります。代替地及び移転事業についても現状と今後の取り組みについて伺います。

大きい５番、土木建築行政について。

(1)、真嘉比遊水池が、当初50年に１度の大雨を想定して建設されましたが、その後、計画見直しを進めているとのことでした。６月19日の大雨でも際どい状況にあったようです。改めて、真嘉比遊水池の計画見直し及び実施状況について伺います。

(2)、安謝川、安里川の整備について、進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

(3)、県発注工事の入札不調、不落の実態調査について伺います。

大きい６番、我が党の代表質問との関連について。

福島・沖縄両県は、平成15年に県民同士の交流拡大を目指したうつくしま・ちゅらしま交流宣言を採択いたしました。平成６年５月に福島・沖縄両県を結ぶ航空路線を開設し、平成21年航空路線が廃止されております。この間、平成13年、９・11の風評被害のときも、この航空路線を利用して、多くの福島県民が沖縄を訪れ、沖縄の観光振興に大きな役割を果たしました。福島県は、まだ３・11の風評被害で、かつての観光客がまだまだ戻っていないと言われています。沖縄―福島航空路線の再開によって、両県の交流拡大による両県の観光振興にもつながるものと考え、航空路線再開に向けた県の取り組みを要望し、県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、北部訓練場返還跡地のやんばる国立公園編入、世界自然遺産登録についてお答えをいたします。

沖縄島北部においては、世界自然遺産登録に向けた各種取り組みが進められているところであります。昨年末に返還された北部訓練場跡地につきましては、今後、国による適切な支障除去等が行われた後に、やんばる国立公園への追加編入の手続が進められ、将来的に世界自然遺産区域の拡張が行われるものと考えております。

沖縄県としましては、国頭村及び東村の要望を踏まえて、返還跡地の遺産登録の早期実現に向けて国と協力して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、国立沖縄自然史博物館設立に対する見解と取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館は、本県の生物多様性の豊かさやその重要性がより多くの人に認識され、保全意識の向上が期待できるとともに、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であり、地域振興上も魅力的なものであります。

県としましては、平成29年５月に決定した沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定計画に、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけたところであり、沖縄県での設立実現に向けて、引き続き関係者と連携・協力して、全県的な機運を高めるための取り組みを推進するとともに、国への働きかけを積極的に行ってまいります。

次に、(1)のイ、自然史博物館設立実行委員会の基本構想策定についてお答えします。

平成28年10月に、日本学術会議の関係者などが中心となり、国立沖縄自然史博物館設立準備委員会が組織されております。県は、平成29年２月のマスタープラン2017公表後も、同準備委員会と、県民等への周知に使用するパンフレットの作成やシンポジウムの開催等について意見交換を行うなど、同博物館の設立に向けた取り組みを進めております。

県としましては、今後、準備委員会と連携・協力して、実行委員会の組織化や基本構想の策定等についても検討してまいりたいと考えております。

次に、(1)のウ、自然史博物館設立に向けた県の取り組みについてお答えします。

県は、これまで３回にわたり関係者と連携してシン

ポジウムを開催しており、引き続き県民機運を盛り上げるため、シンポジウムの開催や経済団体等の関係団体への説明などに取り組んでまいります。また、過去の誘致事例などを参考に、設立に向けた調査検討をしているところであり、今後、全県的な推進体制づくりなどについても検討してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　初めに、１の知事の政治姿勢についての御質問の中の、てんかん患者の実態及び同患者の診療状況の把握についての御質問にお答えします。１の(2)アと１の(2)イは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

沖縄県内のてんかん患者数は、自立支援医療の受給者数では4120名でありますが、厚生労働科学研究費補助金総合研究報告書によりますと、人口1000人当たり7.24人と推計されておりますので、県内には約１万1000人の患者がいるものと推計されます。現在、てんかん治療は精神科、脳神経外科、小児科等多くの診療科で行われているほか、複数の医療機関において、てんかん専門外来が設けられ診療が行われております。

次に、沖縄赤十字病院をてんかん診療拠点機関として指定することについてお答えします。

同病院をてんかん診療拠点機関に指定することにつきましては、患者団体、関係医療機関、医師会等関係団体の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての中で、国際性に富む人材育成留学事業につきまして、１の(3)アから１の(3)ウまで関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成を図るため、高校生や大学生等を対象に、海外留学事業等を行っております。そのうち大学生等につきましては、派遣辞退等に伴う不用額が毎年発生していることや、各大学等の留学制度及び他の制度を利用できることから、平成29年度より募集を停止したところであります。大学生等が利用できる留学制度としては、沖縄からアジアへトビタテ！留学ＪＡＰＡＮプロジェクト等があります。また、日本学生支援機構の海外留学支援制度があり、平成28年度募集枠は全国で２万3000人となっております。大学生等の募集停止につきましては、募集対象が個人であることから、各大学等への通知は行わずホームページで周知しており、問い合わせに対しましては、その理由等の説明を丁寧に行っております。

県教育委員会としましては、引き続き高校生を対象とした長期留学制度の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、１の(4)、特別支援学校設置の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

那覇市内への新たな特別支援学校は、施設規模や通学区域等を定めた県立那覇Ａ特別支援学校（仮称）学校設置基本方針に基づき、設置に向け取り組んでおります。現在、設計業務を実施しており、平成30年度末に建設工事に着手し、平成33年４月の開校を予定しております。

次に、２の福祉行政についての御質問で(3)、学校教育における手話の取り組みについてお答えいたします。

手話が言語であるとの認識に立ち、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が区別されることなく生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みは大切であると考えております。小中学校においては、各学校の状況に応じて、福祉ボランティア等の協力による手話活動に親しんだり、高等学校では、手話を科目として設置する学校や全国高校生手話パフォーマンス甲子園に出場する学校などもあります。また、沖縄ろう学校においては、特別支援学校のセンター的機能として、校内外で教員や保護者への手話研修等を実施するなど、地域における聴覚障害教育の理解と推進に努めております。

県教育委員会としましては、今後とも、学校教育における手話の普及のための取り組みを支援してまいります。

次に、４の文化行政についての御質問の中の(2)、御茶屋御殿復元への取り組みについてお答えいたします。

平成29年３月23日に那覇市が主催する第17回御茶屋御殿ワーキンググループの会議が開催されております。会議においては、同年２月に那覇市定例議会で可決された御茶屋御殿の早期復元を求める意見書について共通認識を図り、検討事項である教会等の移転先候補や文化財の登録等について意見交換を行いました。引き続きワーキンググループ会議において検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２の福祉行政についての御質問の中の(1)、手話施策推進協議会の現状と課題、今後の展望等についてお答えします。

県では、手話の普及に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図る手話推進計画の調査審議を行う手話施策推進協議会を平成28年８月に設置したところであります。手話推進計画の策定に当たっては、県内に居住する聴覚障害者のニーズや意見等を反映させる必要があると考えております。そのため、県では、手話を使い生活を営む聴覚障害者の実態等について、県内全ての市町村を通じてアンケートを実施し、現在、結果の集計・分析を行っているところであります。

県としましては、当該調査結果を踏まえ、手話施策推進協議会における調査審議を行い、手話の普及に向けた効果的な施策を盛り込んだ手話推進計画の早期策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)、手話推進の日の取り組みの現状と課題、今後の取り組みについてお答えします。

手話言語条例第９条により、毎月第３水曜日は「手話推進の日」と定められております。平成28年度は、条例の普及啓発パンフレット等を作成・配布し、テレビ・ラジオなど各種メディアを活用して、広く県民に条例や手話推進の日の周知を促す啓発活動に取り組んだところであります。また、県のホームページ等を通じて、基本的な手話表現について動画を交えて紹介する取り組みも行っており、平成29年度も引き続き実施しているところであります。

県民の手話推進の日に対する認知度の向上が課題と考えており、県としましては、今後策定される手話推進計画において、手話推進の日の認知度の向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、(4)、手話通訳者養成事業の現状と課題、今後の取り組みについてお答えします。

手話通訳者の養成につきましては、専門的な知識を有する沖縄県聴覚障害者協会に委託して実施しており、平成28年度は、本島中南部地区及び石垣地区で養成講座を開催し、延べ182名が受講しております。一方で、県内では依然として手話通訳者数が不足している状況にあることから、県としましては、本年度は、宮古・八重山地区を含む県内各地区で養成講座を開催することとしております。また、市町村の手話奉仕員に対し、手話通訳者養成講座の受講を促すなど、市町村と連携し、今後とも手話通訳者の養成に努めていきたいと考えております。

次に、(5)、手話通訳者の派遣事業の現状と課題、今後の取り組みについてお答えします。

手話通訳者の派遣につきましては、聴覚障害者の身近な市町村で実施しており、平成28年度の年間延べ派遣回数は4614回となっております。また、県では、専門性が高く市町村での対応が困難である場合に手話通訳者を派遣しており、平成28年度は年間延べ37回の派遣を行っております。課題としましては、日中活動が可能な手話通訳登録者数の不足から、派遣調整に苦慮する場合があり、また、手話通訳者未設置の市町村に対して、設置に向けた取り組みが必要と考えております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、手話通訳者を養成するとともに、派遣体制を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、離島振興についての御質問の中の(1)、小規模離島における屠畜の現状と将来の対策についてお答えいたします。

屠畜場の整備されていない小規模離島においては、既存の屠畜場に輸送し処理していると認識しております。現在、県内には、沖縄本島に２カ所、宮古島市、石垣市などの離島に４カ所、計６カ所の屠畜場が設置されております。これらの屠畜場の運営は、屠畜料金によって運営されており、本島以外の屠畜場においては、屠畜頭数が少なく維持経費等で経営的に厳しい状況であると聞いております。そのため小規模離島の屠畜については、現在ある屠畜場を地域で有効に活用することを検討していきたいと考えております。

次に、(2)、小規模離島における屠畜場の設置と課題についてお答えいたします。

小規模離島において新たに屠畜場を設置するためには、１、地元住民の同意取得、２、設置に必要な衛生管理者の確保、３、事業の費用対効果などの課題を解決する必要があります。

県としましては、屠畜場の設置者となる地元自治体の意向を踏まえて、屠畜場の設置について検討してまいります。

次に、(4)、多良間村製糖工場の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

多良間村製糖工場建設の６月末の進捗状況については、製糖機器製造・設置工事が、予定の83％に対し出来高78％、工場本体建設工事が、予定の43％に対し出来高39％となっております。

県としましては、ことし11月末の工事完了に向け、事業の円滑な推進を図るため、現地確認や工程会議へ

参加するなど、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、離島振興についての御質問の中の(3)、粟国航空路線及び石垣―多良間・波照間航空路線の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

粟国路線については、現在、第一航空において、大阪航空局の指導のもと操縦士の訓練等を行っており、本年秋ごろの再開を目指しているところであります。石垣―多良間及び石垣―波照間路線の再開に向けては、粟国路線を再開した後に、同社において新たな操縦士を確保し、多良間及び波照間の空港を活用した訓練等を行うとともに、関係機関と就航に向けた協議を行っていくこととなります。

沖縄県といたしましては、両路線の再開に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４の文化行政についての御質問の中の(1)、泊手の継承認定についてにお答えいたします。

沖縄空手会館の展示施設における各流派の系統図については、資料収集・調査を行い、空手関係者や学識経験者等で構成される監修委員会での議論を踏まえ展示しております。空手関連の書籍に、泊手の継承者である仲宗根正侑氏から、議員御質問の空手家が範士として認められた旨の記述があることは承知しております。沖縄空手の保存・継承・発展を図るためには、各流派の型や鍛錬法の特徴及び継承状況等を調査し、記録保存する必要があります。

県におきましては、引き続き設置する監修委員会、及び今年度新たに実施する沖縄空手流派研究事業において、泊手を含めた流派ごとに調査を行い、その継承状況を検証してまいります。

次に、６、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で(1)、沖縄―福島路線の取り組みについてにお答えいたします。

福島県におかれましては、平成13年の米国同時多発テロの風評被害により沖縄観光が大きな打撃を受けている中、福島県知事を先頭に沖縄支援ツアーを実施し、沖縄観光の復興に大きな貢献をしていただきました。一方、沖縄県及び県内経済団体においては、平成23年の東日本大震災発生時に、福島県ほか東北２県を支援することを目的として、観光応援ツアーを実施しております。このようなこれまでの両県の深い友好ときずなを大切にするとともに、今後ともより一層の交流を深めるために、沖縄―福島路線の再開は重要なことであると考えております。

沖縄県としましては、福島県と連携し、関係機関への働きかけなど路線再開の実現に向け、尽力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、文化行政についての御質問の中の、御茶屋御殿復元に係る教会等の移転についての御質問にお答えいたします。

教会等の移転については、国、県、那覇市で構成する御茶屋御殿ワーキンググループにおいて、事業主体や移転先選定、移転費用等多くの課題を関係機関で共有しているところであります。

土木建築部としては、同ワーキンググループにおいて、これらの課題解決に向け、引き続き意見交換していきたいと考えております。

次に、５、土木建築行政についての御質問の中の(1)、真嘉比遊水池の計画見直しの状況についての御質問にお答えいたします。

真嘉比遊水地は、安里川や真嘉比川等とあわせ、50年に１回程度の降雨で十分に機能を発揮する施設として整備しております。一方、下流の河川整備は用地取得難等でおくれが生じていることから、下流の浸水被害の軽減につながるよう遊水地の活用を検討してきたところであります。その検討結果を踏まえて、平成28年11月に分流堰をかさ上げし、暫定運用を開始したところ、去る６月19日の大雨時には、真嘉比遊水地上池の水位が２メートル61センチメートルまで上昇したことが確認されており、当該運用によって、下流部の増水軽減に効果があったものと考えております。

同じく５の(2)、安謝川、安里川の進捗状況と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

安謝川については、整備延長約５キロメートルのうち、河口部から古島までの約2.3キロメートルが概成しており、現在、上流に向け工事を進めております。平成26年度からは、上流の石嶺地区約0.6キロメートル区間の用地買収を進めているところであります。また、安里川については、整備延長約4.6キロメートルのうち、河口部からさいおんスクエアまでの約1.4キロメートルが概成しており、現在、さいおんスクエア

からひめゆり橋までの区間で工事を進めております。ひめゆり橋から上流約0.4キロメートルの区間については、現在、用地買収に取り組んでいるところであります。

同じく５の(3)、土木建築部発注工事の入札不調・不落対策についての御質問にお答えいたします。

平成28年度に土木建築部が開札した835件のうち、不調・不落が172件で全体の21％となっており、前年度に比べ１ポイントの減となっております。土木建築部が業界に対して実施したアンケートにおいては、技術者や作業員の不足のほか、工事内容や施工条件、規模の大小や離島工事等が入札辞退の主な理由として挙げられております。平成27年度の不調・不落工事187件について工事規模・内容等を分析したところ、アンケート同様、小規模、災害復旧等、離島の工事などに集中する傾向があります。このようなことから、土木建築部では、工事発注に際して複数の小規模工事をまとめたり、主任技術者等の兼任要件の緩和、余裕期間の設定、離島等で必要となる経費の精算対応、実施設計単価の年４回の改定による実勢価格の迅速な反映、入札参加要件の緩和の検討などにより、入札状況の改善に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　答弁ありがとうございました。

たくさん再質問準備したんですが、時間がほとんどないようですが、けさ起きて、琉球新報の朝刊を見て大変喜んでおります。沖縄に国立自然史博物館をということで、学術会議の自然史科学研究者有志が、設立実現に向けた活動母体となる国立沖縄自然史博物館設立準備委員会を立ち上げたということが載っております。当然、これ県がかかわってきてのことだと思いますから、そこら辺の御説明をいただければありがたいんですが。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

日本学術会議は、政府への政策提言ということを主にやっているということと、国際的な活動、それから科学者間のネットワーク構築ということで、役割を示しております。

先ほど申しましたとおり、ことし２月にマスタープラン2017を策定するに当たりまして、この国立自然史博物館を進めるに当たって、学術会議の関係者が中心となりまして、設立に向けた推進母体ということで準備委員会というのを設立しております。

県としましても、この自然史博物館に向けた研究者、数多くある分科会の方々が集まっておりますので、そういった方々をぜひ一つのほうにまとめて、推進母体としてやっていくのがいいのではないかということで、いろいろと連携調整している中で、そういった組織ができてきたということでございます。今後は、そこを事業の進展に伴って、実行委員会へ格上げしたいというふうな目標を持って、この学術会議のほうが組織を動かしているというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　マスタープランを読んでも、例えば、設立費用が453億という膨大な費用になる。運営費だけでも70億というこういうことを考えると、やはり国家的なプロジェクトだなという思いをいたしておりまして、それでいつも知事には、そのことについて御答弁をいただいているわけですが、この岸本健雄さんの話を、この記事にあるわけですが、「当面の課題について「地元沖縄で設立に向けて各界の総意を形成する必要がある」とし、沖縄21世紀ビジョン基本計画にのっとり「県が主体となって政府へ誘致を働き掛けることが望ましい」」とこのように言っております。ついては、知事を先頭にした、議会も含めた誘致活動というのが求められると思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

日本学術会議の準備委員会は、任意の団体でございますし、また人員的にも脆弱で、ただでさえも脆弱でありますので、今後は県が中心となって、国等への要請、それから県議会、経済団体、関係者への説明なども行って、全県的な機運を高めていきたいと考えております。県としても、知事を先頭に――体制で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　よろしくお願いします。

次に、てんかんの拠点病院についてですが、厚生労働省も今の状況を踏まえて、やはり拠点病院を認定していく、あるいは指定していくというこの事業をやっているわけですが、このモデル事業が平成29年度で終了するというふうに言われております。したがって、これは県が手を挙げていくということが第一義的じゃないかと思いますが、そこら辺に対する県の取り組みはどのように考えておられますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　非常に申しわけないんですけれども、先生から指摘があるまで私もこの問題について把握しておりませんでした。というのは、

患者団体とか関係医療機関から、てんかん拠点病院の話というのがなかったものですから、特に気にもとめていなかったんですけれども、そういうようなしっぽも決まっているということでありますので、先ほどの赤十字病院、向こう本当に――例えば拠点機関となると、協議会を立ち上げて、いろんな運営もしないといけなくなるわけですけれども、そういったことが可能かどうか、それから本当に患者からのニーズがあるのか、あるいはほかの医療機関、同じようにてんかんを診療しているところから、そういうものを必要としているのかどうかも確認しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　てんかんというのは、小さいころ随分いた覚えもあるんですが、やはり社会的な偏見とかそういったものもあるので、きちっとした診療機関というか、そういうシステムづくりが非常に大事ではなかろうかと思います。専門医とこの間会っていろいろお話を伺いますと、気を失ったり、いろいろけいれんを起こしたりという目に見えるものだけじゃなくて、例えば夢遊病者みたいにふらふら歩いているという、そういう発作もあるらしい。小学生の低学年なんかでそういうのが起きた場合、先生、そのてんかんだとわからないものだから、ふざけていると言ってたたいたりして、それからおかしくなるという。年寄りについては認知症と間違えられるという、そういったこと等も言われておりますので、これはぜひ県のほうで主導して、拠点病院あるいはまた診療のあり方というものをしっかり検討していただきたいということを要望申し上げまして終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

去る６月27日、2016年国民生活基礎調査が発表されました。子供の貧困率について全国の調査は、16.3％の前回調査から改善し、13.9％に下がっております。しかし、同じ16年に県が調査した沖縄の子供の貧困率は29.9％でありました。沖縄の厳しい現実がより明らかになったわけであります。

観光客の増加、ＩＴ関連企業など企業誘致、失業率の改善、有効求人倍率の改善等々沖縄経済は堅調に推移しておりますけれども、反面県民の生活実感、あるいはまた雇用環境等については非常に厳しい状況が続いております。今後の課題は好調な経済の流れを県民生活に具体的にどう反映させるかが重要になります。

以下、質問をいたします。

１、貧困対策について。

(1)、各種貧困対策事業の効果の検証はどうか。

(2)、ひとり親家庭の相対的貧困率はどうか。

(3)、子供の貧困と学歴の関係はどうか。

(4)、貧困の連鎖を防ぐにはどうするか。

(5)、給食費未納者数の実態と全国比較はどうか。

(6)、今後、強化拡充の必要な支援策、新たな支援策についてはどうか。

２、貧困改善のための雇用対策について。

(1)、自立型経済について。

ア、県の目指す自立経済とは何か。

イ、県内のワーキングプアや非正規雇用の実態はどうか。

ウ、最新の県民所得の数値は幾らか。全国順位はどうか。

エ、自立経済の視点から見る県民所得の目標値と達成年度はどうか。

オ、最低賃金と企業体力のバランスをどうとるか。

カ、労働生産性の実態と対策はどうか。

キ、労働分配率についての認識はどうか。

(2)、中小企業の体力強化、賃上げに対する県の支援制度はどうか。

(3)、全国一高い離職率と転職率の問題と改善策はどうか。

３、特別支援学校の受け入れ体制について。

４、情緒障害児短期治療施設の進捗状況について。

５、沖縄戦犠牲者遺骨のＤＮＡ鑑定について。

６、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

貧困対策についてに関する御質問の中の１の(6)、今後、強化拡充する支援策や新たな施策についてお答えをいたします。

子供の貧困対策は、乳幼児期、小中学生期、高校生期など、子どものライフステージに沿って、切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。このため、

沖縄子どもの貧困対策推進基金を活用し、妊娠期からの支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの市町村への設置促進、就学援助の充実、放課後児童クラブ利用料の負担軽減などを拡充することとしております。また、新たな施策としては、改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画に、貧困状態にある子どもの保護者等に対し、雇用の質の改善、可処分所得の向上を図ることを盛り込んだところであり、関係部局とも連携し、効果的な子供の貧困対策を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の貧困対策についての御質問の中の(1)、各種貧困対策事業の効果の検証についてお答えします。

沖縄県子どもの貧困対策計画の着実かつ効果的な推進を図るため、知事が議長となり、庁内全ての部局長で構成する沖縄県子どもの貧困対策推進会議において、施策の点検評価を行っております。平成29年度は、６月に１回目の会議を開催したところであり、子供の貧困に関する34の指標のうち、放課後児童クラブ平均月額利用料など24の指標が改善していること等について確認しております。

沖縄県としましては、今後、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議において意見を聴取するなど、各種施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図るための体制を構築してまいります。

次に、ひとり親家庭の相対的貧困率についてお答えいたします。

ひとり親家庭の貧困率は算出されておりませんが、沖縄県子どもの貧困実態調査において、世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯のうち、大人が１人の場合の平成26年の貧困率は58.9％、また、去る６月27日に公表された国民生活基礎調査において、同様に大人が１人の場合の平成27年の全国の貧困率は50.8％となっており、沖縄県が8.1ポイント高くなっております。

次に、(3)、子供の貧困と学歴の関係についてお答えします。

去る６月に公表した沖縄子どもの貧困実態調査事業報告書において、小学校１年生の父親の学歴別の経済状況を見ると、中学校卒業では困窮が約60％、非困窮が約40％となっています。また、高校卒業では、困窮が約37％と非困窮との割合が逆転し、各種専門学校、短大、大学等となるにつれ、その差が拡大しております。ただし、大学・大学院卒においても困窮が約８％となっており、高学歴でも十分な所得を得ることができていない側面も見られます。

次に、(4)、貧困の連鎖を防ぐことについてお答えします。

子供の貧困の問題は、経済的に困難な状況にある子供たちが、さまざまな可能性と選択肢が制約されることによって、子供の自己肯定感や学力が低くなる等、子供の生活と成長に影響を及ぼす子供たちが多く存在し、また、そのような影響が次世代に引き継がれることが問題とされております。

沖縄県としては、子供の自己肯定感を育む支援や学力の保障など、子どもの貧困対策計画に盛り込まれた重点施策を着実に推進することで、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、４、情緒障害児短期治療施設、児童心理治療施設の進捗状況についてお答えします。

児童心理治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、前年度及び今年度予算に施設整備に係る費用を計上し、法人や建設予定地である糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、法人において建設工事を開始したところであり、平成30年４月の開設を見込んでいるところです。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、５、沖縄戦犠牲者遺骨のＤＮＡ鑑定についてお答えいたします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定については、国において、平成15年度より、遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。県では、高齢化が進む遺族など関係者の要望を受け、平成27年８月に、ＤＮＡ鑑定対象拡大について厚生労働省へ要請を行いました。その結果、平成29年４月から厚生労働省では従来の歯に加えて手足など四肢骨も鑑定対象としています。さらに今後、国ではＤＮＡ鑑定呼びかけ範囲の拡大として、県内10地域の戦没者の遺族と思われる方に対し、広報を通じて広くＤＮＡ鑑定の申請を募り、遺留品や埋葬地名簿等がなくても、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合にＤＮＡ鑑定を実施することとしています。

県としましては、戦没者の御遺骨を一日でも早く御

遺族のもとに返還することが重要であると考えることから、厚生労働省と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の貧困対策についての質問で(5)、給食費未納者数の実態と全国との比較についてお答えいたします。

平成27年度、本県の学校給食費の未納者数は、小学校が4458人、中学校が2486人、合計6944人で、全児童生徒数に占める割合は、4.8％となっております。全国の未納者数は、平成24年度に文部科学省が583校を抽出し調査したところ、20万5802人中1910人で、その割合は0.9％となっております。

次に、３の特別支援学校の受け入れ体制についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会ではこれまで、特別支援学校の過密解消に向けて、美咲特別支援学校はなさき分校の設置や那覇市内における新たな特別支援学校の開校に向けて取り組んできました。しかし、美咲特別支援学校など一部の学校で児童生徒数が増加し、教室が不足しているため、間仕切り等の改修で対応している状況であります。

引き続き、特別支援学校における過大規模校の解消に向けて、増築等も含め、さまざまな観点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、貧困改善のための雇用対策についての中の(1)のア、沖縄県が目指す自立型経済についての御質問にお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済等とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した外貨が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。

次に、同じく２の(1)のウ、１人当たり県民所得と全国順位についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の１人当たり県民所得は、近年、増加傾向にあり、平成26年度は212万9000円となっております。全国順位については、47都道府県中47位となっております。

次に、同じく２の(1)のエ、県民所得目標値と達成年度についての御質問にお答えいたします。

１人当たり県民所得については、沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた各施策・事業が、着実かつ効果的に実施されることを前提に、社会経済展望値として、平成33年度には271万円程度に増加するものと見込んでおります。本県経済は、観光や雇用情勢の指標が過去最高を更新し、個人消費や建設関係の指標もおおむね高水準で推移していることから、着実に成長を続けているところでありますが、展望値の達成に向けて、本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成など、さらなる取り組みが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、貧困改善のための雇用対策についての(1)のイ、県内のワーキングプアや非正規雇用の実態についてにお答えいたします。

平成26年全国消費実態調査によると、勤労者世帯に占める年間収入200万円未満のいわゆるワーキングプア世帯の割合は、全国の5.2％に対し、沖縄県は15.9％となっております。また、労働力調査によると、沖縄県の平成28年の正規雇用者は33万人、非正規雇用者は23万7000人で、正規雇用者の割合は58.2％、非正規雇用者の割合は41.8％となっており、非正規の割合は、全国平均より4.3ポイント高くなっております。

次に同じく２の(1)のオ、最低賃金と企業体力のバランスについてにお答えいたします。

最低賃金は、最低賃金法により、労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとされています。また、労働局長は、公益、労働者、使用者、各分野同数の委員で構成する地方最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することとなっております。

これらのことから、最低賃金の決定については、企業体力とのバランスも一定程度考慮されているものと考えております。

同じく２の(1)のカ、労働生産性の実態と対策についてにお答えします。

平成26年度に沖縄労働局が発表したレポートによると、沖縄の労働生産性は製造業を初め、ほとんどの産業で全国平均より低い水準にあるという実態が指摘されています。

県としましては、各産業分野の事業者が計画的に雇用環境の改善や人材育成などを図り、労働生産性を高めることで企業利益を拡大し、それを労働者の処遇改

善につなげることが重要であると認識しております。そのため、引き続き正規雇用化や労働環境の改善、人材育成など企業の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(1)のキ、労働分配率の認識についてにお答えいたします。

平成26年度の県民経済計算から算出した労働分配率は、全国の64.4％に対し本県は64.7％とほぼ同水準となっております。一方で、本県の一般労働者の所定内給与額は、平成28年賃金構造基本統計調査によると、10人以上規模の事業所で23万6300円、全国平均30万4000円の77.7％の水準となっており、賃金を引き上げることが重要であると認識しております。

同じく２の(2)、中小企業の体力強化、賃上げに対する県の支援制度についてにお答えいたします。

沖縄県では、関係団体や各地域からの提言等を施策に反映した中小企業支援計画を毎年度策定しております。

県としましては、中小企業の体力強化や従業員の賃上げに資する観点から、同計画に盛り込まれている人材育成や設備の導入、経営力向上などの経営基盤の強化に向けた支援や、商品開発、販路開拓支援等の各種施策を総合的に推進しているところであります。

次に、同じく２の(3)、離職率と転職率の問題と改善策についてにお答えいたします。

総務省の平成24年就業構造基本調査によると、沖縄県の離職率は6.7％、転職率は6.1％で、いずれも全国平均の5.0％と比較して高くなっております。主な課題としては、企業と従業員間において、給与や雇用形態、資格等が一致しない労働条件のミスマッチがあると認識しております。離職率の改善を図るため、県では企業の雇用環境の改善や人材育成等の取り組みを支援するとともに、職業訓練等によるスキル獲得支援やキャリア教育などを実施しているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので金城勉君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 １時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城勉君の再質問を行います。

金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

この子供の貧困問題というのは、沖縄県民にとって非常に重要なテーマになっております。それで、県も先月21世紀ビジョンの改定をする中で、貧困対策の件についてもきちっとビジョンの中に位置づけて取り組みをしていこうということで、その意欲があらわれております。これまでやってきたその貧困対策についての検証も24の指標で改善が見られているということで、前進してきたなという思いをしております。それをさらに進めていきたいというふうに思っておりますけれども、ひとり親家庭の相対的な貧困率というものが58.9％ということで答弁がありましたけれども、県民全体としての相対的な貧困率というのはわかりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時18分休憩

午後１時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

一昨年、子ども調査によりまして、子供の貧困率は29.9％と合わせて大人が１人いる世帯の貧困率についても先ほど御答弁させていただいたところですけれども、県全体の貧困率というのはこの調査では特に推計はしておりません。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　数字がないんですか。

それでは次行きます。

子供の貧困と学歴の関係についても、これは経済的な理由が学歴にも大きく影響するということは、これは各種調査ではっきりしているんですね。ですからそういう意味で貧困の連鎖を防ぐには、先ほどの答弁では子供のプライドあるいはまた自己肯定感等を高めていくというふうな趣旨の答弁がありましたけれども、私はやはり貧困の問題とこの子供の貧困の連鎖を防ぐというのは密接につながっているという認識を持っておりまして、ですからそういう意味では経済的なサポートの必要性というのは非常に高まっていると思います。そういう視点からの子供の貧困対策というものは非常に重要だと考えておるんですけれども、それと教育長から答弁いただきました子供の給食費の未納の問題です。これが県内では4.8％、全国では0.9％というふうに答弁がありましたけれども、県内におけるこの4.8％というのは、その内容において貧困ゆえに未納になっているのか、あるいはまたそういう納める能力はあるけれども納められていないのか、この辺の内

容はわかりますか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　その内容、未納の理由についての分析、これ平成24年度の調査なんですが、文部科学省が抽出で調査を行ったものがございまして、これは全国的な調査なんですが――済みません、沖縄だけですね。本県の給食費の未納理由としましては、まず保護者の責任感、規範意識の問題に係るものが35.9％、保護者の経済的な問題が35.5％、その他今把握できない部分が28.6％というふうになっております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　貧困ゆえの未納というのは35.5なんだけれども、その規範意識の問題も同じような数字で35.9というのは非常にこれは憂うべき現実だと思います。この辺は県民意識のほうもやはりもっともっと高めていかないといけないなという気がいたします。
　それと先日６月27日に厚労省が発表した全国調査においては13.9％ということで子供の貧困率の改善が見られているんですけれども、我が県においてはその16年度の調査は29.9ということでありました。この全国で改善された要因についてはどのように受けとめていますか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　今回の国民生活基礎調査で明らかになりました子供の貧困率の件ですけれども、厚生労働省によりますと貧困率が改善した要因として、雇用状況が好転し子供がいる世帯を中心に所得がふえたためというふうなことで分析をしていると聞いております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　そこで全国的にはそういう雇用の環境改善、あるいはまた所得のアップ、賃金アップ等々がこういう貧困率の改善につながっているということになるんですけれども、我が県においてはそういうことがなかなか思うようにいかない。経済的なものは後でちょっと取り上げたいんですけれども、その貧困の連鎖を断つ、そしてこの具体的な子供の貧困の対策を立てるというところで、28年、去年の３月に子ども貧困対策計画、新しい計画が立てられていて、最近も目を通して見たんですけれども、いろんなメニューが計画されております。そういう中で、やはり私は先ほどから議論になっているこども医療費の問題というのも非常にこれは貧困対策にも通じる大きな施策だと思っているんです。
　それで今回議論になっているこの現物給付方式の導入、これが検討されているんですけれども、この現物給付方式の導入の目的、意義はどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　まず大きい目的といいますか、こども医療費助成事業そのものの目的でございますけれども、疾病の早期発見・早期治療を促進するということでつくられた制度、さらに、今回これに従来の政策目的に加えて、沖縄における子供の貧困問題というのが喫緊の課題であるということで、それを踏まえた見直しも必要ではないかということで方向性として示したのは、例えば本当にお金がなくて窓口で支払うお金がなくて、病院にも行けないという家庭、貧困世帯に対して給付水準を厚くして、７割の中所得世帯についてのサービスは一定程度薄いけれども、今はそういう貧困世帯にサービスを厚くしたほうがいいんじゃないかという考え方で示したというものであります。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　やはりこういうこども医療費の助成制度というのは、当然貧困層に手厚くしてサポートするということは大事なんですけれども、各種資料が示しているように沖縄の実情というのは、高所得者というのは極めて少なくて、中以下のところが非常に底辺が広いとそういう実態があるんですね。ですから今回、皆さんから提示されたその方向性、見直しの方向性という内容を先ほども大城議員とのやりとりで聞きましたけれども、今回所得区分を低・中・高この３つに分けてそれぞれの内容を検討しているということでありました。この低・中・高の区分の境界線、これはどういうふうに分けていますか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　方向性を示した段階では、特に明確な区分の基準は設けておりません。ただ考え方としては、例えば低所得世帯については住民税の非課税世帯、高所得世帯については児童手当の支給されない世帯というような線引きがあろうかというふうに考えておりました。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　沖縄県の県民所得の状況というのはまだ212万程度のレベルで、そして全国最下位というような状況。そしていろんな資料を調べてみても300万以下の所帯が半数以上という実態があります。ですからこの中身を見ると、低所得者は確かに現物給付を導入して軽くなるんですけれども、中間世帯のほうは自動償還払いのまま、そしてまた自己負担金に

ついてはこれまで3歳から6歳児については1医療機関、月1000円でとどまっていたものが、この見直し方針については1日1000円あるいはまた通院については1診療1000円というふうになっているんですね。ですからこういうふうなものを見ると、これは逆行しているんじゃないかと。逆に中間層については負担増になる。そういうふうに考えるんですけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　一部自己負担金につきましては、例えば負担金の額を抑えるとか、あるいは月の限度額を定めるとかそういった方策もあるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　よくわかりませんね。

先ほどの議論の中で現物給付にしたときには、医療費が膨らむという話があって、ある一定の抑制をしなきゃいけないと、財政的な問題があるというふうな話もありましたけれども、ほかの県の事例などをネットで調べてみても、例えば群馬県あたりが載っているんですけれども、現物給付に移行して極端に医療費が膨らんだかというとそうではないと。逆に特に歯科治療、虫歯の治療などはこれは診療を受ける人たちがふえたと。それは未然にそういう治療をすることによって子供の口腔ケアができたと。そういうことがあるんですね。

そしてもう一つは、これまで行きたいけれどもお金がないために逆に自己規制をして行けなかった、そういう人たちが正常に治療を受けるような形になると。こういうメリットも指摘しているんです。ですからその辺のところを考えると、特に沖縄の場合にはこの就学前もそうですけれども、小学生も虫歯の罹患率というのは全国ワーストなんです。これは御存じだと思うんですけれども、それはやはりそういう受診抑制というものがあってこうなっているんではないかという受けとめ方をするんですけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　確かに一部の世帯でそういう受診抑制があるということは十分理解できます。それゆえに本当に困っている貧困世帯、低所得世帯に対して手厚くサービスする必要があるんじゃないかというような考え方で立案された方向性であるということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　余り理解できませんね。

こういう現物給付制度の導入を促すために我々公明党、ずっとこの問題を取り上げてきて、そして国政において厚労省の考え方を変えなきゃいけないというところで、2015年２月の参議院の本会議において山口代表が代表質問でこの問題を取り上げて、従来のいわゆる国保の補助金についてその現物給付をしている自治体については減額措置をするというペナルティーを科してきた。しかし、少子化のこの時代にあってこのペナルティー制度というものは、全く現実に合ってないと。廃止すべきであるということを取り上げて、そこから動き出して厚労省はそのペナルティー制度の廃止に踏み出したわけです。ですから、そういうところで国もそういうほうにかじを切って、そして先ほどの答弁では県内の24市町村で県のサポート以上の内容の支援制度を各市町村が導入しているということで、市町村も積極的にこの子供の貧困の問題、あるいはまたこども医療費の助成の拡充、そういう方向で南風原町のみならず24の市町村で県のサポート以上の内容を進めている。そういう中で皆さんが示したこの方向性というものは、逆に市町村の一歩踏み出していこうというその勢いを抑制してしまうんではないかと、そういう気すらするんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　県としては、沖縄県内のどこに住んでいても同じようなサービスが受けられるというのが理想でございます。その意味で先行している市町村、あるいはおくれている市町村、それに対して公平に補助するために一定の基準を設けて補助する必要があるというふうに理解しております。

いずれにしましても、先ほど示した県の方向性というのは事業の実施主体である市町村のほうで十分理解が得られていない。むしろ否定する見解のほうが多いということは重々承知しているところでございまして、私どもとしては、そういった意見も踏まえてこれから成案といいますか、見直し案を策定していきたいというふうに考えているということでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひ、そういう方向で市町村の足を引っ張らないように、逆に県がどんどんどんどんリードしていって、こうした沖縄の子供の現実というものを踏まえるのならば、この見直しの方向性の案というのは、私は非常に内容的に問題が多過ぎる、こういう案だということを指摘しておきたいと思います。

次に、貧困改善のための雇用対策、あるいはまた経済対策についてですけれども、ちょっと時間がなくなりましたけれども、県の目指す自立経済ということが先ほど答弁がありましたけれども、もう一つ理解できなかったんでもう一度答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えします。
　沖縄県が目指す自立経済というのは、まず移輸出型産業で――これに観光等外からお金を稼ぐ産業も含まれますが、外から獲得した収益を地域産業に再投下して、域内の産業が活性化されることによって県内に雇用を創出したり、所得を向上させたり、それを地域制度全体が安定的に発展していく姿、好循環な状況が自立型経済と呼べるものであろうというふうに答弁したところでございます。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　要するに、循環型の経済システムをきちっと定着をさせるということですね。まさにこの御指摘のとおり、今沖縄の経済状況というのは復帰以来さまざまな振興策の予算が11兆円余り投下されたけれども、なかなか県民所得が最下位から脱出できない。ということは、逆にざる経済になって、どんどんどんどん投下した資本がどこかに流れていってしまって県内で滞留していないと。ですからそういう意味では、循環型の経済を目指すというのは当然考え方としてはあると思います。
　それで現実の問題は、さまざまな指標が沖縄の県民所得の順位もそうだし、あるいはまた貧困の各家庭の状況もそうだし、そして各従業員の賃金もそうだし、さまざまな数値が厳しい県民の経済状況を示しております。一方で今回、翁長知事はアジア経済戦略構想というものをつくって、アジアのダイナミックなそういう経済活動状況を県に取り入れていこうということを目指しておりますけれども、そういう中で具体的に県民生活の向上、所得の向上それをどう現実のものとしていくのか、この件についてお願いします。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略構想は、昨今県内市場だけでは狭隘になってきているものですから、アジアの成長を取り込むために、アジアの市場に向かって本県が出ていこうというようなものでございます。そういう意味では、県民所得を高めるためにも、高付加価値な製品を開発しそれをアジアに輸出していくとか、それから逆に言えば、観光でインバウンドで来る皆さんがおられます。そのインバウンドの皆さん方への県内企業の売り込み、それによっても所得が上がります。そういうことに対して具体的にそういう事業を組んでおりますので、そういった形で県民所得の向上につなげていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　富川副知事、専門家ですから伺いたいんですけれども、県民所得、歩どまりのある循環型の経済を構築しながら県民所得にも反映し、生活にも反映させていくそのかなめというのはどういうふうに考えますか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　繰り返しになるかもしれませんけれども、やはり全体の県民所得を上げるためには、それぞれの労働生産性、それから生産性を高めるということが必要になってきます。アジア経済構想の中でまた情報戦略センターも立てることにしておりますけれども、情報戦略センターでは各産業とコラボし――今で言うＩＯＴですね、それによりまして各産業の生産性を高めていって所得も上げるということになりますけれども、それプラスアジア市場に対して打って出るような企業を育てていくという形で、我々の目指すべき県民所得を達成させていきたいというふうに考えております。
○金城　　勉君　副知事がどうぞ。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　金城議員の御質問にお答えします。
　まず基本的には、沖縄は今非常に千載一遇のチャンスが来ていますので、今進行しているアジア経済戦略構想等々、そういう政策を進めていくと展開すると見ています。ちなみに、現在１人当たり県民所得は全国で最下位でございますが、ここ数年Ｖ字型で回復をしております。子供の貧困との関連で言えば、その連鎖を断ち切るためには雇用機会を改善して賃金を上げて１人当たり県民所得を上げていくということで、これまでの政策の中でも１人当たり県民所得を上げることを集中して今取り組んでいるところでございます。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　教育長、美咲特別支援学校の狭隘な状況、これは具体的にどう改善していく予定ですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　美咲特別支援学校、現在はなさき分校に分けた後にさらにまた分離前の状況に近づいてきているということで、私も学校でいろいろ過密な状態は拝見いたしました。現在短期的には教室の不足分の解消に向けて改築というんですか、増築も含めて今教室を少しふやす形をやっていますけれども、今後の中長期的な話に関しましては、中部地区の人口推移も見ながら、対象者数の見込みについて分析を進めまして、さまざまな選択肢がありますけれども、必

要な対応を考えてまいりたいと考えております。

○金城　　勉君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、こんにちは。

公明党会派の金城泰邦です。

そろそろ眠くなる時間と思いますが、元気にまた頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問に入る前に所見を述べさせていただきたいと思います。

きょうの地元紙に紹介されておりました、浦添市の西海岸にサンエーパルコの新商業施設が着工するということで、６日に着工するとニュースが出ておりました。非常に明るいニュースがありまして、沖縄の未来は明るくなるなと、このように民間の企業は非常に元気であります。そういった民間活力の元気を阻害しないように我々の県政がしっかりとそれを後押しすることが大事だと思っております。また、そうすることによって、昨今議論されている医療や福祉などのような施策が充実されていくものと思っております。この両輪はしっかりと回していく。これが我々の使命ではないかと改めて感じております。

それでは、質問に行きたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、那覇軍港の浦添移設における県知事と浦添市長の話し合いが持たれているか。ことし２月の浦添市長選以降の話し合いの進捗はどうなっているか。

２、産業振興について。

(1)、コンベンションビューローの台湾事務所を民間企業の出店調査のために短期使用で貸し出すことについて、半年スパンもしくは１年スパンで事務所スペースを分割貸与することで、県内企業が台湾での出店の可能性を調査し、販路拡大につなげることが可能になり、企業の育成に貢献できると思うがどうか。

３、港湾整備について。

(1)、本部港で大型クルーズ客船が寄港できる大型岸壁整備計画に際し、16万トン級以上のクルーズ船岸壁に対応する400メートル以上の岸壁延長を整備することについて。

(2)、那覇港におけるクルーズ船の対応について

４、福祉行政について。

(1)、認知症の見守りＳＯＳ事業に、知的障害者などのコミュニケーションができない人を対象に加えることについて。

(2)、発達障害児（者）への療育支援を拡充するために、専門士（臨床心理士・言語聴覚士・行動療法士）等を中心に、療育指導者育成プログラムを設けるとともに、行政窓口と連携した相談体制を確立することについて。

(3)、軽度知的障害者の就労支援について、ジョブコーチのフォローアップの実態調査や就労支援センターの実態調査の必要性について。

(4)、骨髄移植ドナー助成制度に関するアンケートのとり方について。

(5)、保育士の処遇が低い要因の一つである公定価格を改定することについて。

(6)、県内にない管理栄養士育成のための学部設置を推進することについて。

５、安全・安心なまちづくりについて。

(1)、浦西地域に交番所を設置することについて。

６、我が党の代表質問との関連について。

上原章県議の質問項目３の(2)、子供の医療費助成事業について。先ほど来質問等がありましたように、この所得の区分の基準割合についても伺いたいと思います。また、この中高所得層においての既存の助成事業の後退になるという批判がありますが、どのように考えていますでしょうか。

項目４の(1)、県内大学進学者への給付型奨学金についてであります。754人の推薦枠に対し、何人の申し込みがあったのか。国は８月４日まで受け付けを延長したそうですので伺います。

項目４の(5)、文化発信交流拠点整備について、今後のタイムスケジュールについて伺います。

再質問は後ほど伺いたいと思います。御答弁よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

港湾整備についてに関する御質問の中の３の(2)、那覇港におけるクルーズ船の対応についてお答えをいたします。

那覇港管理組合においては、近年の急激なクルーズ需要の増大を受けて、22万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁などを港湾計画に位置づけ、国と連携して早期整備に取り組んでいると承知をしております。今後ともクルーズ船を利用した観光振興に資するため、那覇港を初めとする各港湾の岸壁等港湾施設整備を積極的に推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、浦添市長との面談についてお答えいたします。

浦添市長との面談については、去る２月20日に、松本浦添市長が就任挨拶で知事と面談を行っております。その際、知事は、浦添市の発展、那覇市の発展、沖縄全体の発展について、一緒に築いていきたいと申し上げたところです。その後、４月６日に、浦添市から那覇軍港の浦添移設を含めた浦添西海岸開発の今後のあり方について、市長が知事と面談し意見交換したいとの連絡がありましたが、浦添市から希望のあった日時は、別用務のため知事の日程確保ができなかったことから、面談は行われませんでした。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、産業振興についての(1)、台北事務所の民間企業への短期貸し出しについてにお答えいたします。

現在、県では、県内企業の海外展開を促進するため、展示会等への出展や渡航費用の助成のほか、海外企業とのビジネスマッチングなどを支援しているところであります。この中で、台湾につきましては、その経済交流等を強化するため、沖縄県産業振興公社台北事務所を設置し、その中に、沖縄観光コンベンションビューローの事務所も併設しているところであります。

御提言の事務所スペースの短期貸し出しにつきましては、県では、アジア経済戦略構想を推進する観点から、経済界や企業ニーズ等を踏まえつつ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、４、福祉行政についての(3)、軽度知的障害者の就労支援の実態についてにお答えいたします。

県では、軽度知的障害者等の就労支援に向けて、県内５カ所に障害者就業・生活支援センターを設置して、沖縄労働局や沖縄障害者職業センター等の関係機関と連携体制を構築し、障害者雇用の促進に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、障害者や事業主のニーズを踏まえた適切な就労支援が図られるよう、効果的な方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　３、港湾整備についての御質問の中の、本部港の大型クルーズ船に対応する岸壁整備についての御質問にお答えいたします。

本部港では、北部地域の物流、観光振興、離島交通の拠点としての港湾整備に取り組んでいるところであります。ことし１月、本部港は官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾に選定され、県は、20万トン級の大型クルーズ船に対応した岸壁整備を、平成32年の供用を目指して進めております。なお、本部港は現在、鹿児島航路や伊江島航路の定期船が就航していることから、クルーズ船バースの整備に当たっては、船会社、荷役業者、地元本部町等の関係者と密に意見交換を行い、岸壁等港湾施設の安全な利用に支障がないよう十分調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４の福祉行政についての御質問の中の(1)、認知症の見守りＳＯＳ事業に知的障害者等を加えることについてお答えします。

平成28年７月１日現在で、独居高齢者や高齢者のみの世帯等を対象とした見守りネットワーク構築状況は７市町村で、高齢者の行方不明者の早期発見のためのＳＯＳネットワーク構築状況は８市町村となっております。認知症の見守りＳＯＳネットワークに知的障害者を対象とすることについては、知的障害者の実情について、関係団体や市町村等から情報収集を図りつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)、発達障害児（者）に対する療育支援及び相談体制についてお答えします。

県では、障害児等療育支援事業により、必要に応じ、保育所や障害児通所支援事業所に対して言語聴覚士や作業療法士等の専門職員を派遣し、療育技術の指導を実施しております。また、沖縄県発達障害者支援センターにおいては、臨床心理士や社会福祉士を配置し、市町村からの相談に対応できる体制となっております。

発達障害児（者）の相談支援については、身近な市町村での体制整備が重要であることから、引き続き、沖縄県発達障害者支援センターを中心に普及啓発や人材育成を図り、支援体制の整備促進に取り組んでまいります。

次に、(5)、公定価格の改定についてお答えします。

公定価格につきましては、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度以降、毎年改定され、28年度までに約８％改善が行われており、29年度は、さ

らに２％改善されるほか、技能・経験に応じた新たな処遇改善が図られております。また、公定価格の算定における地域区分について、本県は、全国市区町村の約70％が属する標準的な地域に区分されております。本県の保育士の給与は、平成28年賃金構造基本統計調査によると、月額19万8300円と27年に比べ１万6600円改善し、全国37位と上昇しております。

県におきましては、確実に保育士の給与改善に充てることが求められている額について、適切に保育士の給与に充てられているか、指導監査において確認することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、４の福祉行政についての御質問の中の(4)、骨髄ドナー助成制度に関するアンケートについてお答えします。

骨髄移植のドナーは、移植のための入院や通院等が必要となりますので、都合がつかないなどの理由で、実際には提供に至らない場合もあると聞いております。そのため、他県の一部の市町村では、ドナーの休業補償を目的とした骨髄ドナー助成制度を導入する例が見受けられます。そこで、県は、去る４月に市町村に対し、骨髄ドナー助成制度の導入に関する意向調査を実施したところであります。今後は、当該調査結果や他県の実施状況、事業の効果などを検証しながら、また必要があれば市町村に対する再度の意向確認調査を行うなど、制度の導入の可否について検討していきたいと考えております。

次に、(6)の管理栄養士養成課程の設置についての御質問にお答えします。

県は、健康長寿おきなわの復活に向け、食と栄養分野に係る人材育成や、沖縄の食生活と健康との関連についての研究拠点を構築するため、管理栄養士養成課程の設置に関する補助事業を行うこととしております。今回、当該補助事業について公募を行ったところ、１大学から応募がありましたので、今後、補助事業者としての適否について審査を行っていきたいと考えております。

次に、６の我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、こども医療費助成事業の見直しについての御質問にお答えします。

県は、沖縄県の子供の貧困は喫緊の課題であると認識しております。このため、こども医療費助成事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療を促進するという事業目的を損なわない範囲で、中所得世帯の助成内容を見直し、また、国保の減額調整措置が講じられたとしても、低所得世帯への支援を充実強化する必要があると考えたところであります。県の要綱は、市町村が実施する医療費助成に対する補助の範囲を定めるものであり、市町村独自の判断による制度の実施を否定するものではございません。現に、県内24市町村が県の基準を超えて事業を実施している状況であります。なお、市町村及び県民から寄せられた意見の多くが県の示した方向性に否定的であるということは十分に認識しているところであります。いずれにせよ県としましては、市町村初め関係機関・団体の意見及び議会での議論を踏まえ、今後、見直し案を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　５、安全・安心なまちづくりについての御質問のうち(1)、浦西地域に交番を設置することについてお答えをいたします。

浦西地域につきましては、現在、仲間交番と坂田交番という２つの交番が分け合って管轄をしているところでございます。通常、交番の設置につきましては、既存の交番等の位置、管内人口の変動、治安情勢等を踏まえて検討した上で、交番の統合等による大型化も含め、適正配置に努めているところであります。

県警察といたしましては、浦西地域における治安情勢や周辺環境の変化を注視するとともに、近隣の警察施設との位置関係も考慮しつつ、付近住民の方の安全・安心を確保すべく今後とも検討を行い、交番等の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の我が党の代表質問との関連についての中で(2)となっておりますが、国の給付型奨学金への申し込み者数及び対象校についての質問にお答えします。

国の給付型奨学金の平成30年度進学予定者につきましては、５月から募集が開始されております。なお、各高等学校等から日本学生支援機構への申込書類提出期限が７月24日であることから、申込者数については、８月以降、各学校に確認を行っていく予定であります。対象校につきましては、大学、短期大学、専修学校専門課程、及び高等専門学校にあってはその４年・５年生となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６の我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(3)、文化発信交流拠点の整備スケジュールについての御質問にお答えいたします。

県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。同基本計画におきましては、実施計画の着手から供用開始までに必要な期間をおおむね４年と見込んでおります。現在、実施計画の策定に向けて浦添市等の関係機関と調整を行っておりますが、施設整備についての条件整理や調整に時間を要しております。引き続き浦添市等の関係機関と調整を進め、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　一通り御答弁ありがとうございました。

順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

１番の浦添市長との面会ですが、先ほどの公室長の答弁だとなかなか日程が重なって会えなかったと。これ、何回アポイントがあって、何回だめになったんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　４月６日にありまして、そのときは先ほど答弁したとおりでございます。その際に、アポイントの内容など実は６日のアポイントの際に県のほうからも照会して、７日に先方から、那覇港湾施設の浦添移設についての再確認ですとか、西海岸開発計画についての説明とか、３者の意見交換による連携についてやりたいという話もありました。その後、事務方のほうで何とかやりとりして、結果として、そういった内容のものがある一方で、県知事ですとか那覇市長、浦添市長は移設協議会の構成団体でもありますし、それから、那覇港管理組合の構成団体でもありますし、また、あわせて、地方公共団体の首長として３つの側面があるわけでございます。そういった中で、この話し合いの中の移設協議会ですとか、那覇港管理組合での議論との整合性とか、ちょっと整理整頓してやったほうがいいんじゃないかという話し合いが３者で――那覇市と浦添市と県のほうで話がありまして、３者で話し合う趣旨、目的、会議の持ち方などを検討した上でやりましょうというようなことになったようでございます。その後、何度かやりとりしていますけれども、今の時点ではまだちょっと面談が実現していないとそういう流れでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　事前に事務方同士でいろいろ内容を詰めていくということであったかと思います。いよいよその後は各首長が、各リーダーがそれぞれの思いについて、構想について語り合っていくということが非常に大事ではないかと思っておりまして、この西海岸につきましては、先ほどパルコ進出の件もありましたけれども、非常に可能性、ポテンシャルが高い。だから、こういった西海岸の開発については、どういうふうにやっていきたいかというトップ同士の思いというか、そういったものをしっかりと意見を交換し合うことによって、より理解が深まる部分もあると思うんです。ですので、翁長知事にはぜひとも時間をとっていただいて、松本市長ともどのように考えているのか、そしてこの西海岸のゾーニングをどのようにしたいのか、そういった政策的に大きなテーマからそういうビジョンに立ってぜひ意見交換を夏にはやっていただきたいなと思っているのですが、知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　金城議員の御質問にお答えいたします。

今定例会でも別の議員からいろいろと御質問ございました。全くその件に関してノーとか、そういうことはございません。ですから、思いを聞く。その思いを聞く中でお互いの、それぞれの那覇市に、浦添市に、沖縄県にというそういったような気持ち等をしっかり持ちつつ、また、那覇港管理組合での議論に厚みを設けて、なおかつ移設協議会でもそういったものがいい形であらわれていくとこういう意味においては、やはりわかり合うということはとっても大切ですので、この件についてこれまで何か誤解があるかもしれませんけれども、会わないとかそういうのは全くないんですよ。私が記憶しているのは、おいでになるというのでずっと待っておりましたけれども、挨拶だけして、知事の秘書室のところから帰られたことも１回ございまして、あれ、きょうは話じゃなかったのかなというような感じのときもありましたので、決してそういうようなものではなくて、しっかりと今言うように来月というような御希望でありましたら、そういった形で議論もして思いをお互いに聞くということは大切だというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ありがとうございます。ぜひ前向きにそういった面談の場をつくっていただきたいと思い

ます。
　政治家同士の対話というものが非常に大事だと思っています。そういう対話が私は平和な沖縄を築いていくと思っていますので、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　次、２番の件につきましては、公社の台北事務所をしっかりとニーズを踏まえて、前向きに検討していただけるということでの御答弁、ありがとうございます。これはどうですか、早いうちにそういったものが出てくると、イメージが出てくるとうれしいんですけれども、いかがですか。時期的には。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　要は、現在の台北事務所のスペースの問題なんですね。今、ビューローと産業振興公社ということで、約７名の体制で見ています。海外事務所では一番大きい人数なんですけれども、いろいろ引っ越ししまして、ビルの２階にいますけれども、昨年度に当たりましてはデスク１つ分という形で、琉大のサテライトといいますか貸し出しはしました。そういう意味では、１つ、２つの話はあるんですけれども、そのニーズが多くなると今のスペースでは無理なので、その近隣でスペースが確保できるかというところを検討していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　振興計画も折り返しに入っていますから、ぜひ沖縄の発展のためにいい形で展開していただくよう頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。
　３番の港湾整備について、この本部港のクルーズ船について、先ほど部長の答弁から、平成32年の供用を目指しているということで、今後、この関係者と密に意見交換を行っていきたいという御答弁をいただきました。この本部港の港湾関係の皆様の御要望としては、やはり既存の港を活用して、そういった貨物の運搬等、主要作物の本土出荷などが非常に重要な役割を担っているということで伺っております。そういったことがこのクルーズ船の整備によって阻害されないかどうかという御心配があるようなんです。その辺は御理解しておりますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　今、議員御質問の件については、地元の懸念については、我々も十分承知しております。それで先ほども答弁させていただきましたが、地元との意見交換、港湾の施設の安全な利用に向けて十分意見調整をしていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　これまでも県のほうと意見、いろいろと御相談をしたというふうに聞いておりまして、どうしても港の整備でバースが足りないと、今の延長している部分が既存のバースに乗っかっている部分があるので、それが乗っかるんじゃなくて、新たに純粋な増設としてやっていただくことが、既存貨物船の運航の安全性に影響なくできるというお考えでいらっしゃるようなんです。ですので、そういったこの船をうまく操作したら狭隘なところでも入れるんじゃないかとかという話もよくありがちというんですが、そうではないという御意見でございました。この貨物船が最近やっぱりどうしてもニーズが高まっている。物流が多くなっている。その貨物船の接岸が、右側の右舷からこの物の出し入れをするということで、左から出し入れする場合だと、入港することも簡単にできるかもしれませんが、客船のような形だと。貨物船だと、右側からしかできないので、どうしても回ってこなくちゃいけない。そこから、クルーズ船が横切って入ることしかできない。そこが、非常に心配な要因であるというふうに伺っておりまして、そういった現場の声、しっかりとまた受けとめていただいて、この計画が途中までもう進んでいるからだめですよということではなく、よりその港が効果的に物流の拠点としても発展していけるためには今必要なものは何かということで、そういった声を優先していただきたいと思っておりますが部長いかがですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
　本部港の今の整備状況を改めて説明させていただきます。
　まず、本部港は、平成26年度にクルーズ船にも対応可能な岸壁、マイナス９メートル岸壁の220メートルを整備しております。その後、28年度までかけて、マイナス7.5メートルの岸壁240メートルも整備完了しております。現状この２つのバースを使って定期船とあとクルーズが来た場合の２隻同時接岸というのは可能な状況だというふうに我々は考えております。
　一方、現状の利用状況ですが、まず、定期船自体が毎日２回ございます。鹿児島航路ですね。あと実証実験中の京阪航路、東京航路が月４回程度、これは週１回となります。もう一つ、阪神航路が月２回、２週間に１回程度の入港という状況です。この鹿児島航路、京阪航路、いずれも１回当たり１時間という状況でご

ざいます。もう一つ、不定期船、貨物船が月４回程度ですので、週１回という状況です。こういう利用状況も踏まえて、もちろんクルーズ対応の岸壁220メートルを全てということではなくて、この定期船であったり、貨物船の入出港に影響のない範囲でどこまで伸ばせるのかという議論は当然ながら地元の意見も聞きながら、検討していかないといけないというふうには考えていますけれども、400メートルを全て出すというのは、今の利用状況、将来の需要推計を踏まえてもなかなか難しいのではないかなというのが、今現状、我々認識しているところでございます。地元の意見もしっかり確認しながら安全利用ができるような状況で整備は進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　利用頻度のお話もありましたが、そこはまたしっかりと協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

那覇港におけるクルーズ船につきまして、この港での貨物も非常にふえているということで、ニュースとか報道とかでも港に着港できなくて出港できなくて、ちょっと離れたところで待っていたとかという話もよく聞いたりします。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

那覇港は、現状クルーズ船の岸壁は１バース整備されておりまして、残りの部分については貨物の岸壁側、新港埠頭の９号岸壁であったりというのを活用しながら受け入れています。それですので、当然ながら、貨物船とのこの調整というのは非常に重要になってくるわけでございますけれども、現状やはり頻度の関係もあって調整自体はなかなか難しいという状況は聞いております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　わかりました。

ちょっと質問を変えます。この那覇港も非常に船の出入りが多いということで、最近、問題になっているこの外来種の問題があります。ヒアリなどがよくニュースに出ていました。こういったヒアリという外来種のアリ被害問題になっているんですが、県内の港湾においてはそういったヒアリの発見はありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県内の港湾ということでございますので、環境部のほうで答えさせていただきます。

県におきましては、外来種による生態系への攪乱を防止して、本県の豊かな生物多様性を保全するために、平成27年度から外来種対策事業というのを行っております。ヒアリ等の侵入防止対策につきましては、沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）などと協力して、連携して、県内25カ所において通年のモニタリングを行っております。

それから、沖縄本島、宮古島及び石垣島の港湾の周辺地域におきましても、現地調査などを実施しておりますけども、平成29年６月末、先月末現在、外来生物であるヒアリ等のアリ類は確認されていないというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　まだヒアリが沖縄県内の港湾とかでは発見されていないということで、ひとまず安心かなと思いました。ありがとうございます。

この福祉行政についてでありますが、発達障害児（者）への支援についてなんですが、この市町村の支援体制の整備に取り組むということで、先ほど御答弁いただきましたが、具体的にはどのような計画を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

発達障害者支援法がございますけれども、そこで、法で定める役割として市町村、県の役割が定められております。特に、市町村においては、その発達障害児（者）の早期の発見、早期の支援、それと地域での生活支援などを行うというふうになっておりまして、県はそれを技術的に援助していくということになっています。

県としましては、県が設置しています発達障害者支援センターで市町村の支援体制整備に関する情報の提供であったりとか、また、関係機関との連携の促進の仕方とか、あわせてどうしても人材育成が必要ですので、研修による人材育成、それと発達障害の普及啓発などをやることでその連携を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　この発達障害においては、早期発見、早期療育が非常に大事だということが言われてい

まして、乳幼児健診、１歳半や３歳児健診のような乳幼児健診の際に、保健センターにおいて保健師と発達障害センターが協力して気になる子にかかわっていく。そして、全ての部門につなげるという体制を構築していただきたいと思っておりまして、ぜひこれは県内全ての市町村と連携して推進してほしいと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

発達障害者支援センターには、専門職、ドクターですとか臨床心理士、それと社会福祉士を配置しているところでございます。

県としまして、まず市町村における主体的な支援体制が整備できるように、技術的な援助を行うなどして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）金城泰邦君。

○金城　泰邦君　そのセンターと保健師の連携が必要ではないかと私は聞いているんですね。保健師さんが健診しました。そこで発見しました。それをつなげるところに至っていないんじゃないですか、今。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　子供の育てにくさを感じる親に寄り添って支援を行うためには、我々が所管する母子保健の分野、特に乳幼児健康診査における障害のある子の早期発見、早期支援、そして親への支援に取り組むということは大変重要なことであるというふうに考えております。

そこで県は、保健所研修会や担当者会議などを通しまして、市町村の職員に対し、乳幼児健康診査の意義とか事後フォローの重要性、それから気になる子の支援体制などについてアドバイスを行っているところでございます。これを受けまして、市町村のほうでは、乳幼児健康診査に心理士などの専門職を配置して早期発見に努めているところであり、その結果、平成27年度の１歳６カ月健診においては725名、それから３歳児健診では812名の有所見児というものを把握しております。そして、必要なアドバイスとか相談を行うなど、適切な療育支援につないでいるというところでございます。

これに加えまして、県は妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、総合的にワンストップで支援する母子健康包括支援センター、この設置について市町村の支援に努めていくということで必要な支援体制の構築に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　このワンストップが大事だと思っているんですよ。この所見した子供たちが保育園に行きますね。保育園に行ったときに保育園で把握されていなくて、保育士さんが負担を負っているケースも結構あるんです。ですので、連携するということが大事だと言っております。先ほど、部長が答弁したワンストップの施設をやっているということがありましたけれども、それいつごろですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今は那覇市、うるま市、沖縄市でつくろうということで担当者が集まっていろいろと協議をしているところでございまして、それからこちらで得られました治験というか成果をほかの市町村につなげていって、法定で定められる期限までには設置していけるように努力したいというふうに考えております。

○金城　泰邦君　ちょっと聞こえなくて、いつというのが聞こえなくて。

○保健医療部長（砂川　靖君）　32年までに設置するという目標がございますので、それを実現できるように鋭意努力していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　32年ということで結構長いですね。もうちょっと早めていただければと思っております。

今、保育士さんのケアも大事だと言われているその一つは、こういった子たちの対応でもなかなか人が足りなくて困っているという状況もあるわけですから、そういったこともきちんと確保していただければと思います。よろしくお願いします。

あと軽度知的障害者の就労支援ということで、ジョブコーチのフォローアップなんですが、どうも現状はジョブコーチ、今もう那覇にしかいないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ジョブコーチという名目ですけれども、国がやっています沖縄障害者就業センターのほうでやっているジョブコーチにつきましては、それぞれ地域に配置されております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　その就労支援ということで、中ポツセンターと言われているところには職員が２人しかいない状況だと伺っているんですが、その辺は把握しておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　それぞれが職員派遣していまして、先ほど言いました、国の場合はそれ

ぞれ北部が２人、中部が４名、南部が４名とか基本的な話ですね。宮古とか八重山が14名とか、それから加配といいまして、登録者が多いところについてはまた１人ずつ加算していくということがあります。

東部のほうにおきましては、就労支援のアドバイザーという形で１人ないしは２人を置いていると。それから子ども生活福祉部のほうにおいては、生活支援担当者をそれぞれの５カ所の中ポツセンターに２人ずつ置いているというような配置でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　この高等特支を卒業した子たちが就職した後、一般就労する中で受け入れている企業側とのマッチングがなかなかうまくいっていないケースもあるらしいんです。ですので、こういった企業側とそういった高等特支を卒業したような一般就労を目指している子供たちの就労の中で定着率というのがなかなか今課題になっているという状況らしいんです。そういった状況は把握しておりますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　就業生活センター長とそれからうちの担当課、それぞれ意見交換の場を設けております。また、労働局とかハローワークが主催するような連絡会議の中でも意見交換を行っていまして、そういう状況を把握しております。

ただし、ジョブコーチの数がそれぞれ少ないということがありまして、なかなか細部までといいますか、就職先に訪問してそういう指導もするんですけれども、それが巡回する間にいなくなっていたとか、そういう状況も多々といいますか若干あるというふうに聞いておりまして、それへの対応等の話し合いはしているところであります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今、部長ぽろっとおっしゃったように多々あるらしいんですよ。なので、やっぱりマンパワーももっと必要なんだろうというふうに思っておりますし、何か問題が起こってから動くという状態に、後追い的になっているような状況らしいので、そういうことではなくして、起こる前にジョブコーチがちゃんと調整に入っていけるような体制をぜひ構築してほしいところが御要望としてあるんですね。今後どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　支援機関としましては、５者ほどあります。労働局とか障害者就労センター、それから高齢者求職者支援機構とか、県の子ども生活福祉部、それから我々ですね。その５者で毎月連絡会議を持っています。それぞれが過重といいますか、支援の方といいますか、そういうものについていろいろ情報交換していますので、そこについてどのように配置していくか、どのように増員していくかというようなことは検討しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ実態も調査をしていただいて、必要な措置を講じていただきたい。こういった知的あるいは軽度の障害の方が一般就労しても、結局定着率が悪くてなかなか続かない。その反面、どうなのかというと、結局は鬱になってしまったり、病気、２次障害になったりとか、そういったケースもあると。また場合によっては、犯罪に巻き込まれてしまうようなケースもあるというふうなことですから、そういった高等特支の話をよく聞くんですが、そういった方々が卒業生が安心して働ける体制というのはこういった就労支援といった部分で、定着率を高める施策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

骨髄ドナー、これは一度調査をされているということで、結果はもう集計されているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今回の調査は、市町村の担当がどこになるかというのも把握するための必要最小限の調査と位置づけてやっております。設問数も甚だ少ないということでありますけれども、まず、助成制度の導入予定があるかどうかということをお聞きしたところ、導入予定のところはありませんでした。検討中というところが３団体、それから導入予定はないというのが38団体でした。

次に、助成対象、もしやるとしたらどういうふうなものに助成対象するかと聞いたところ、ドナーの休暇制度と休業補償がないドナー及びドナーが従事する事業所に助成するというのが１団体、残りの２団体は未定ということでございます。これは、検討中である３団体の内訳ですね。

それから、県から助成があれば骨髄ドナー助成制度を導入しますかという設問に対しては、導入するというのが７団体、導入しないが23団体、検討するが７団体という結果になっております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今の調査を踏まえて、またさらに内容を深めていってぜひとも実施に向けて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

保育士の処遇については、これまでも昨年度も取り上げてきました。そういった国の補助もしっかりと活

用していくようにしてほしいと調査をしていただきました。ありがとうございました。

先ほど37位に上昇したとあったんですが、その前は何位だったんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

直近、平成27年ですけれども、そのときは月額18万1700円で全国44位ということで、今回の調査では、先ほどお話ししましたように１万6000円余り上昇したというふうな状況でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　また一歩前進したということで高く評価したいと思っております。ありがとうございます。

また、今後その保育士の確保ということが課題となっておりますが、ある意味大学や専門学校、資格を取る学校と連携を図ることで確保を強化する必要もあるのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

保育士養成校等は、随時県としても、いわゆる保育士確保に向けて意見交換を行っておりまして、課題を共有しているところでございます。保育士、保育所相互支援センターを設置しておりますので、そこでも保育所への就職意欲喚起を図るということで、そのキャリアガイダンス等の講座に対して講師を派遣するなど、連携を図っているところでございます。引き続き養成校と連携して保育士の確保には努めていきたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　そういった資格を取る学校には本土からもどんどん引き合いが来ているという話を聞いていますので、そういって持っていかれて沖縄には残っていないという状況はつくってはいけません。沖縄県が積極的にやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

管理栄養士の育成の学部についても、先ほど答弁ありましたように、ぜひとも創設に向けて頑張っていただきたいと思います。

交番所の設置につきましては、地域がずっとこれは求めております。人口変動も今後はモノレールの駅ができることによってふえるし、そうすることで治安の課題も確率は上がる可能性もあるというふうに思っておりますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

モノレールの延伸により駅の整備が予定されていることは承知しております。それによって人口の変動とか、人の流れの変動もあり得るかもしれないと思うところであります。

ただ、一般論になってしまいますが、県警としましては、既にある交番の位置や管内の人口の変動や治安情勢を踏まえて、今後も総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　こども医療費助成制度ですが、これまでの答弁では８億の医療費がふえるという御答弁がありました。どこの自治体を参考にしているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　ちょっと自治体数は手元に持っていないんですけれども、先行事例の８団体ほどを参考にしております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　この所得区分の中で、低所得層の対象というのが非課税世帯というふうにありました。非課税世帯の年収って具体的に幾らというふうに考えておりますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　これは家族構成等によって異なってくると思いますので、具体的に幾らというのは今数字を持っておりません。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　要するに、どのぐらいの年収の方々が負担増になるのかというのを考えないと、この視野に盛り込まれる数字としては非常に希薄な根拠ですよ。もうちょっときちっとした根拠を持ってほしいのですが、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　方向性を示した段階で、明確に所得の線引きをしたわけではございません。現に市町村には、仮に線引きするとしたらどのラインかということで、例えば、住民税の非課税世帯とか、あるいは住民税の所得割の非課税世帯、それから沖縄県のサラリーマンの平均年収である360万とか、いろんな基準を設けて意向を確認したことからもありますように、仮に所得階層を区分するとしたらどの範囲でやるかというのは、これからの検討ということになると思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　現段階で中所得、高所得の負担を求

めた場合、試算で幾らの金額になりますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時39分休憩
午後２時39分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　負担といいますと、事業費の話ですか。
○金城　泰邦君　今まで1000円の１診療をやって、それがふえますでしょう。そこです。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時39分休憩
午後２時40分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　現在、窓口における平均的な負担額というのが、ゼロ歳では1539円でございます。ゼロ歳では現行制度では負担なしでございますので、仮に、この方々に１診療当たり1000円負担をすると、539円が助成されて1000円負担になるという計算です。この方々の平均通院回数が1.61回、月でございますので、これを乗じると1600円ぐらいになるのかなというふうになります。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時41分休憩
午後２時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほどの話はゼロ歳児の平均的な状況を御説明したわけでございますけれども、仮に県全体の事業費ベースでいきますと、中所得世帯で上限額を設けるか、あるいは自己負担金を1000円か500円にするかで違ってきますけれども、仮に通院1000円でやった場合は中所得世帯で６億、高所得世帯で0.8億事業費が縮まると。これを500円でやった場合には、中所得世帯で約２億2000万、高所得世帯で8000万、事業費の抑制になるということでございます。
○金城　泰邦君　今通院分だけですか。
○保健医療部長（砂川　靖君）　全てです。
○金城　泰邦君　全て、入院・通院、両方で。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　６億ないしは２億と、非常に大きいなと思いますが、その辺はどういうふうに受けとめておりますか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　確かに大きな額でございます。その一方で、低所得世帯のサービス拡充に8.1億かかる予定でございます。差し引きすると、1.3億から5.1億の事業費増ということでございます。
○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。
○金城　泰邦君　低所得は、県が掲げる子供の貧困対策として当然やるべきことだろうなと思っております。そこと絡めてこの中間層の方々に７割の方々に負担増を強いるということはこども医療費の後退というふうに批判されても仕方ないんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　そういう意見もあろうかと思いますけれども、ただこのこども医療費というのは平成６年から始めて徐々に徐々に対象枠を拡大してきたという経緯がございます。一挙に事業費を増嵩させると後々この制度が続くかどうかという問題もございます。そういう財政的な視点も考慮して制度は考えていく必要があるのかなというふうに考えております。
○金城　泰邦君　じゃ時間ということなので、以上で質問終わります。
ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。（発言する者あり）
静粛に願います。
これから狩俣さんの時間になります。
〔狩俣信子さん登壇〕
○狩俣　信子さん　皆さん、こんにちは。
一般質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。
去る６月12日、沖縄の現状を憂い、基地の問題にとことん取り組んでこられた大田元知事がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈りいたします。
大田元知事のことで、とても印象に残っていることがいろいろありますけれども、その一つに1995年に起こった３人の米兵による少女暴行事件でございます。10月21日の県民大会で大田元知事は、一人の少女の尊厳を守れなかったことに、知事として心からおわび申し上げますと、悲痛な謝罪をしたことがありました。非常に印象に残っております。
あれから20年たちますが、事件・事故は後を絶ちません。これ以上基地は要らないという県民に、稲田防衛大臣の発言は大きな衝撃を与えたようです。私のところにも、どういうことかという怒りの問い合わせが寄せられています。会派代表の質問のところで、この件につきましては、質問させていただきます。
それでは一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、戦後72年、慰霊の日における知事の平和宣言は、沖縄の現状を訴えつつ安倍総理が言う基地負担の軽減とは逆行していると言わざるを得ないと述べました。多くの県民が納得したことと思います。辺野古が唯一と強調し、何としても沖縄に米軍基地を押しつけようとする安倍政権にノーを言い続けることが求められています。国内はもとより国外、国際社会にも辺野古新基地を沖縄は受け入れられないということを強く発信していただきたいと思います。国内では国に対し差しとめ訴訟を起こしつつ、国内外への取り組みについてどんな手法があるのかお聞かせください。

(2)、辺野古新基地建設反対の運動が毎日のように行われています。けが人が多数出ていますが、県としてただ見ているだけではいけないと私は思います。過剰警備をせず、けが人が出ないように県警に申し入れをすべきではないでしょうか。（発言する者あり） 人が発言しているときは静かにしておいて。

２、教職員の超過勤務について。

(1)、教職員の超過勤務の問題が大きな社会問題になっています。電通の過労死問題など月の残業時間が80時間を超えるなど自殺に追い込まれる超過勤務の実態が浮かび上がっております。県内の病休者は他県に比べて断トツに多く、超過勤務の実態と無関係とは思えません。具体的な改善策について伺います。

(2)、県教育委員会はことし１月から勤務実態調査を始めたようですが、調査結果の報告を改善にどう生かしていくのか教育長の見解をお伺いします。

(3)、小学校・中学校・高校・特別支援学校における超過勤務の実態はどうでしょうか。

(4)、1971年に設定された月８時間の残業代の対価として基本給の４％を月給に上乗せするという法律はいまだ改善されずそのままであります。しかし年々残業はふえ、月に８時間の残業をはるかに超えた超過勤務の実態であります。平均で92時間以上の残業をしていると教職員組合が言っておりますが、月８時間の残業時間とは大きな乖離があり、慢性的な超過勤務を改善するためにこの問題にも何らかの対応が必要ではないでしょうか。文科省への働きかけなどどう考えているかお聞かせください。

(5)、過去３年間の病休と鬱病――これは鬱病じゃなくて精神疾患に訂正をお願いします――精神疾患の実態を伺います。

３、教職員へのパワハラ・セクハラについて伺います。

(1)、学校現場における管理者からのパワハラ・セクハラが問題になっています。パワハラ・セクハラを受けたときどのように対応し解決を図っているのか伺います。

(2)、管理職の研修のときパワハラ・セクハラについてどのくらい時間をとっているのか。また、各市町村の教育委員会はパワハラ・セクハラ問題にどう対応しているのかお聞かせください。

(3)、琉球新報（2017年５月11日発行）によると、県教育庁は各市町村教育委員会からは2016年度にハラスメントの報告はないとのことです。パワハラ・セクハラを受けても相談しにくい状況があるのではないでしょうか。例えば、お前に担任をさせない、私の評価であなたたちの給与が決まる、お酒をつぐのは当たり前など、ある意味おどしではないでしょうか。強く正しいリーダーシップはおどしではつくれません。現場の声を反映させるシステムが求められます。改善策を伺います。

４、福祉行政について。

(1)、ひとり親世帯への医療費補助について今年度の取り組みを伺います。

(2)、ひとり親世帯の子供たちへの交通費の補助の状況を伺います。

５、教育勅語について伺います。

県内の保育園等で教育勅語を導入しているところがありますか。または、かつて導入したところがありますか。

６、積極的な女性登用について伺います。

2016年11月の代表質問で女性の積極登用について質問しました。今年度の人事において２人の女性統括監が誕生し喜んでおります。実力のある方々です。多くの女性たちからも祝福の声が届けられております。翁長県政の前向きな女性登用を評価します。今後の計画的な女性登用についても見解を伺います。

７、我が会派の代表質問との関連についてお伺いいたします。

仲村未央議員の代表質問に対し、翁長知事は、固定翼機が飛ぶようなものが確保されなければ、普天間は返還されないという最初の条件があるという認識を示されました。その背後にある、米会計検査院の報告書についても触れましたが、この報告書の中身についてお聞かせください。

２点目、米側との具体的な協議、またはその内容の調整が整わない、このようなことがあれば返還条件が整わず、返還がなされないことになりますとする、稲田大臣の国会での答弁はこの内容を指しているのですか。いわゆる返還条件とは何でしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　狩俣信子議員の御質問にお答えをいたします。

積極的な女性登用についてに関する御質問の中の６の(1)、今後の女性登用計画についてお答えをいたします。

沖縄県では、県職員の女性活躍推進及び仕事子育て両立支援プランにおいて、平成32年度までに管理職に占める女性の割合を15％にすることを目標としております。このため、さまざまな分野への人事配置や幹部養成研修への計画的な派遣など、女性職員が能力を発揮できる機会の創出を図っているところです。

また、本年４月には「イケ！ボス宣言」を実施し、男性職員の育児休暇等の取得促進やノー残業の推進など、組織のトップとして女性が働きやすい職場環境づくりに努めております。平成29年４月現在、知事部局における課長級以上の管理職への女性登用率は10％と、前年度より1.1ポイントの上昇となっており、今後とも積極的に女性登用の拡大を図り、女性活躍の推進に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、国内外へ取り組み手法についてお答えいたします。

辺野古に新基地をつくらせないという公約実現のため、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた知事の考えを広く国内外へ発信し、理解と協力を促すとことは非常に重要であると考えております。辺野古問題を広く国内外に理解していただくため、県は、ホームページを充実させるとともに、パンフレットを発送するなど、全国への情報発信を行っております。また、国外に対しても、知事訪米、ワシントン駐在による情報発信、英語版ホームページの活用のほか、自然保護団体へ書簡の送付を行っております。今後も、辺野古新基地建設問題に対する県の立場を伝えるべく、国内外へ発信してまいりたいと考えております。

次に、(2)、警備に関する県警への申し入れについてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺において、さまざまな憂慮すべき事態が生じていることは承知しておりますが、現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

次に、７、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、普天間飛行場を返還する条件についてお答えいたします。

政府はこれまで、普天間飛行場の返還実現のため、辺野古への移設を着実に進めていくと説明しておりましたが、今回の稲田防衛大臣の答弁により、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用の改善について米国との調整が整わなければ、普天間飛行場が返還されないことが明らかとなり、大きな衝撃を持って受けとめております。

日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教職員の超過勤務についての御質問で(1)、病休者の改善策についてお答えいたします。

平成28年度の教育職員の病気休職者数については413人、在職者に占める割合は2.77％となっており、平成27年度に比べ８人減少しております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については163人、在職者に占める割合は1.09％となっており、平成27年度に比べ13人減少しております。課題としましては、精神性疾患にはさまざまな要因があり、原因究明のための調査が困難であることなどが挙げられます。

県立学校においては、労働安全衛生法に基づき、教職員の健康管理を行うため、産業医等により健康診断等の結果に基づいた保健指導、相談等を行っております。また、小中学校におきましては、市町村教育委員会に対し、教職員の健康確保の観点から、労働安全衛生管理体制の整備の必要性など、研修会における周知や助言等を行っております。

次に、２の(2)及び(3)ですが、勤務実態調査結果と改善策等についての御質問にお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県立学校教職員を対象に、平成29年１月から３月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で161人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で128人となっております。

長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成、授業準備の順となっております。市町村立小中学校については、平成28年11月、勤務時間管理のための具体的な取り組みについて調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして確認をしている学校が全体の78.2%、検討中としている学校が21.8%となっており、現在、その後の取り組み状況について調査しているところでございます。

県教育委員会としましては、平成28年６月、県立学校及び市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っており、引き続き業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に、２の(4)、教職調整額についての御質問にお答えいたします。

教育職員に対しては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、時間外勤務手当等に代えて、給料月額の４％に相当する額の教職調整額が支給されております。この教職調整額を含む処遇のあり方については、去る６月22日、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、教員の勤務状況を踏まえた処遇のあり方はどうあるべきかなどについて諮問されたところであり、今後、中教審の議論の推移を注視してまいります。

次に、２の(5)、過去３年間の病休と精神性疾患の実態についての御質問にお答えいたします。

教育職員の病気休職者数は、平成26年度は420人で、うち精神性疾患に係る休職者数は174人、平成27年度は421人で、うち精神性疾患176人、平成28年度は413人で、うち精神性疾患163人となっております。

次に、３の教職員へのパワハラ・セクハラについての御質問で(1)、パワハラ等の対応についてお答えいたします。

県立学校については、県教育委員会のホームページに、パワハラ等に対応するための相談窓口を開設しております。具体的な対応については、まず、相談者から具体的な内容を聴取し、相談者の意向を確認した後、パワハラ等を行ったとされる職員からも事情を聴取した上で、パワハラ等に該当すると判断される場合には、当該職員に対して指導等を行うとともに、相談者に対して具体的な措置内容を説明することになります。

次に、３の(2)、管理職の研修等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、パワハラ等の未然防止を初めとする服務管理については、管理職研修会や評価者研修会において、管理職の注意を喚起しております。また、市町村立小中学校の教職員から、服務監督権者である市町村教育委員会に相談があった場合には、当該市町村教育委員会において、当事者双方から事情を聴取するなどして、適切な人間関係及び職場環境を構築するよう指導助言しているものと理解しております。

次に、３の(3)、パワハラ等の改善策についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで市町村立学校の教職員からパワハラ等の相談があった場合は、その相談内容を市町村教育委員会へ連絡し、当該市町村教育委員会が当事者双方から事情を聴取する等して、適切な人間関係及び職場環境を構築するよう指導助言しております。服務監督権者である市町村教育委員会に対しては、県の指針等を送付するとともに、パワハラ等の相談体制の充実等について通知しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４の福祉行政についての御質問の中の(1)、ひとり親世帯に対する医療費補助についてお答えいたします。

本県の母子及び父子家庭等医療費助成については、昨年度、給付方法の見直しを行い、今年度４月から宜野湾市、浦添市、西原町の３市町で自動償還がスタートしています。自動償還への移行を促進するため、市町村に対し、システム改修費の補助を行うこととしており、今年度中に計12市町が自動償還に移行する予定となっております。

次に、４の(2)、ひとり親家庭に対する交通費補助についてお答えいたします。

沖縄県におけるひとり親家庭の出現率は、全国平均の約２倍で、就労収入も低い状況にあり、ひとり親家庭の経済的負担を軽減することが重要な課題となっております。現在、ひとり親家庭に特化した交通費補助は実施しておりませんが、沖縄子どもの未来県民会議において、ひとり親家庭を含む低所得世帯のモノレールを利用する高校生等を対象に通学費負担軽減措置を実施しております。

引き続き、就労支援を含め、本県の実情に即した支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図っていきたいと考えております。

次に、５、教育勅語についての御質問の中の、県内の保育所等における導入状況についてお答えいたします。

県内の保育所等で教育勅語を導入している施設があ

るかについては、県において把握しておりません。また、過去に導入していた施設があったことは、新聞報道で承知しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　御答弁ありがとうございます。

１番目の、県がいろいろ取り組んでいること、これはやっぱりずっと続けていっていただきたいと思います。

それから、２番目の過剰警備について聞きましたが、法令にのっとってとか、表現の自由というのがあるとかおっしゃいました。それはわかりますよ。でも、現にけが人が出ているわけですよ、けが人が。いいですか、私向こうの皆さんに呼ばれて、これ事情を聞きに行きました。そうしたら、ごぼう抜きされたとき、手を引っ張られて、指をねじ曲げられて骨折しているんですよ。女性の指は細くて折れやすいんですね。それから、またあと１人、ごぼう抜きされて、ダンプをとめようという、道にいたら県警にフェンスに押しつけられて膝でも押しつけられて、肋骨にひびが入りましたと。それから歩道を小走りに走っていたら、機動隊が襟首をつかんで走ってみろよと言うので、性格が悪いと言ったら、もう一度襟首をつかまれましたと。ショックでしたと。それから、実際は押してないのに押さないでと機動隊に言われて、前にいた男性を機動隊が押したのでそのあおりで倒れましたと。そして後頭部を打ち出血し救急車で病院へ搬送されましたと。

いろんな状況が報告されておりますので、やはり私は法令にのっとってと県警本部長は言うけれども、それだけではこれだけのけが人が出て済むわけがない。やっぱり法令にのっとってけがをさせないようにこれはやるべきだと思っています。

これは県警本部長の答弁は要りません。どっちみち答弁は、法令にのっとって適正にやっていますとしか言いませんから。でもこういう実態があるということを承知して、やっぱりけがのないように、皆さんを御指導ください。

次行きます。

それでは、私は教職員の過剰勤務についてお伺いしたいんですけれども、実際に月に80時間を超える人たちが結構いるわけですね。そういう中で、先ほどの教育長の答弁にもよりますけれども、100時間を超える長時間、１月で149名、２月で87名、３月で147名、80時間を超える人も、１月で196名、２月で150名、３月で136名というふうな高い数値になっております。

これをどう改善していくかというのは、私、別に教育長とけんかしようという思いはありませんよ。ぜひこれを改善して、教職員が安心して働けるような、そういう環境をつくっていただきたいんですよ。だから、これを改善するときにどういう方法があるかということをまずお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この１月から３月の間の長時間勤務ということを調査を始めさせていただきましたけれども、この長時間勤務、要因で１番大きいのは答弁させていただきましたが、部活動の指導ということになっております。これにつきましては、ノー部活動の設定とかもありますけれども、あとは外部の指導員の活用というのも今、小規模でありますけれども進めていますが、この辺の活用の方向も進めていきたいと思っております。

また、学校においての、先ほどの校務関係といいますか、会議とかさまざまな行事の見直し等も進めていきたいと考えております。２番目に多かった報告書とか事務作業の関係、その辺も精選は進めているつもりでございますが、引き続きその辺はまたしっかりさらに検討しながら見直しも進めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　部活を外部委託というんですけれども、実際に外部で委託しているのはどのくらいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　現在、外部指導者、平成28年度ですけれども、中学校では外部指導者が977人、高等学校では274人という形で外部指導者を配置しています。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　これだけいると言っても、それでもなおかつ超過勤務なんですよ。部活が、これ見たって教育長、皆さんからもらった資料を見ても、断トツで多いわけでしょう。それをどう改善するかというのをもっと努力をせんと削減にならないんですよ。それでまた、ある事務職員の皆さんに聞きましたら、この人も４月で132時間超過勤務、５月で140.5時間、６月で119.8時間というふうにずらずらと並んでいるわけですよ。そういうことを考えると、80時間超えたらやっぱりもう危ないと言われている中で、こんな超

過勤務が実態としてあるわけですから、これをどう改善していくか。

例えば、事務職員だったら事務職員を臨任で雇うとか、１人ふやすとかそれぐらいの配慮がないといけないと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この勤務時間の状況も踏まえて、まず学校で業務配分とかいろいろございますでしょうけれども、即今人員をふやして対応して改善する部分もあるのか、さらに業務でいろいろ改善できる部分があるのか、現在業務の精選をやっているところでございます。

この人員配置につきましては、どうしても標準法でありましたり、その辺で対応しているところがございますので、それに応じて適正な配置をしているつもりではございますけれども、そうしたらその業務のあり方等について引き続き学校現場の意見も聞きながら改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　教育長、やっぱりそれは職員ともしっかり話をしてもらいたい。困っているのは向こうですから、そういう意味では。しかも、月に８時間分しか超勤が出ないわけですよ。その中で90時間も働くわけですよ。時間外手当というのはないんですよ、教職員は。そこを考えると、やっぱりもっともっと丁寧にやっていかないと困ります、これね。

それから教育長、先ほど文科大臣が話していましたけれども、昨年度各都道府県の人事委員会勧告及び報告において、教育委員会に学校現場の超勤問題の解決を求めて、教育委員会が出したのは36府県になるそうです。沖縄は出しましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（池田克紀君）　昨年10月11日に、沖縄県人事委員会から沖縄県議会議長及び知事宛てに職員の給与等に関する報告及び勧告を行っておりますが、この中におきまして、時間外勤務の縮減と勤務時間の管理という項目がございます。この中に、特に学校現場における教職員の勤務時間の管理については改善の余地があることから、管理監督者においては、所属職員の勤務時間を正確に把握するための取り組みを引き続き進めるとともに、任命権者においても学校現場の実態を把握した上で適正な勤務環境の確保に向け、勤務管理システムの導入等実効性のある具体的な取り組みを進める必要があるというふうに記載をいたしております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　やっぱり超勤があるからその実態を調べよという勧告があったんですよね。実際にどういうふうにそれをやっていますか、超勤を把握するために。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　１月から始めた長時間勤務なんですけれども、これについてはまず各学校で全ての職員が勤務時間をエクセルの様式で登録することになっております。そして、各校長でそれを把握した上で、先ほど報告しました80時間、100時間の長時間勤務者についての状況を教育委員会に報告するという形で把握しているところであります。また市町村に対しましては、勤務時間の把握に努めていただくように依頼をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　実際にそれがされているかどうかというのは、ちょっとわかりませんよ。各市町村教育委員会で本当にちゃんとやってくれているのかどうか。そして私は聞くところによると、ある中学校、出勤するときだけタイムレコーダーを押すそうです。出勤したらタイムレコーダーで、例えば７時50分とか押すそうです。帰るときは何時間残業しても押さないそうです。そこらあたりで実態はつかめるわけないと思うんですが、そこらあたりはどうですか。実態把握をしてほしいんですよ。

○教育長（平敷昭人君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時21分休憩

午後３時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　市町村の教育委員会に対しましては、昨年11月に勤務時間の管理のための具体的な取り組み状況を調査しました。現在その取り組みの状況、その後の状況を調査をしているところであります。

基本的に先ほど議員がおっしゃったような登録の仕方というのは本来あってはならないわけでありまして、しっかり実態に応じて勤務時間は管理者において管理すべきものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　ぜひそこらあたりしっかりやって

ください。

現場の声は、学校行ったときはタイムレコーダーで押します。帰るときは長時間労働したって何もないんだって。そういう状況の中では実態把握はできません。だから病休もふえるんです。教育長は、いろいろ病休やるのにさまざまな要因があるとおっしゃいましたけれども、さまざまな要因と言ったってこの長時間労働もあるんですよ。この長時間労働を改善していかないと疲れた体で翌日もまたやる。やっぱり精神的にも参ってしまいます。ということで、この調査を各市町村教育委員会も含めて徹底してお願いいたします。

それから、教育長、教職員が自分は１日７時間45分勤務だということはわかっていると思いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　基本的には承知していると思います。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　教育長、甘いですね。知ってないんですよ。７時間45分ってびっくりしていました。

要するに、45分の休憩時間も全部吹っ飛んで、休む時間がないわけじゃないですか。７時間と45分が勤務時間だったのと言われましたよ。だからそこもしっかりと浸透させていって、やっぱりこの時間が来たらもう帰るんだと、帰っていいんだというふうな状況をぜひつくっていただきたいと思います。

それで、あの、（発言する者あり）　いやいや、それから教育長、やりがい搾取って聞いたことありますか、やりがい搾取。この前テレビで、逃げ恥というのがあったんですよね、逃げ恥。逃げれば何だったかな。逃げるは恥だが役に立つというテレビドラマがあって、その中で……、町田さん笑っているな。新垣結衣さんと星野源さんという人が出ていて、その中で労働問題の価値の問題いろいろやっていたんですが、やっぱりあなたはこれでとてもやりがいがあっていいのよ、すばらしいのよ、すばらしいのよと言って押しつけて賃金払わないで、働かせる。これやりがい搾取と言うそうです。決して教職員をやりがい搾取にしないでいただきたい。残業したら残業分を出していただきたい。90時間も100時間もやるんですよ、残業。４％、本当に大変な状況ですよね。だからこれをしっかりと私はやっていただきたいと思っております。

それからあと、先ほどひとり親世帯の医療費問題についてなんですが、母子会の皆さんが非常に喜んでおりました。これは、システム改善のためにお金が出たと、１カ所で500万ぐらい出ているという話をやっていまして、これだけに先が明るくなったと話をしていまして、非常に感謝をしておりましたのでこれはお伝えしておきます。

それから教育勅語についてですが、これは那覇市であったんです、那覇市で。今はあるかないか把握していないということでございますけれども、実態としてありました。保育園の中で教育勅語というのを非常に大変だと思いますので、やはりそこらあたりはしっかり調査をしていただいて、ないというのを確認をしていただきたいと思います。

以上、私の質問時間終わりました。

教職員の負担軽減よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城武光君。

○玉城　武光君　日本共産党の玉城武光です。

三時ユクイの休みをもらいましたので、最後まで頑張っていきたいと思います。

翁長知事は、６月７日に行われた記者会見で、沖縄防衛局が県の岩礁破砕許可を得ずに工事を進めているのは、沖縄県漁業調整規則に違反しているとのことで、岩礁破砕行為を伴う工事の差しとめ訴訟を起こすと発表、その訴訟の議案を本会議に提案されております。私は、知事の提訴を予定している岩礁破砕等を伴う工事の差しとめを求める訴訟を支持しているものであります。

では、１つに、今議会に提案されている辺野古新基地建設に係る岩礁破砕等行為の差しとめ訴訟に関する共同漁業権について３点質問します。アからウについては、一括して質問し、答弁も一括してください。

ア、共同漁業は、漁業協同組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するというところにその特徴があると言われている。共同して漁場を利用するということは、どういうことでしょうか。

イ、漁業者が共同して漁場を利用する共同漁業権の免許事務はどこが行うのですか。

ウ、共同漁業権の漁場の区域設定はどこが行いますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えをいたします。

恐縮ですけれども、１の(1)アから１の(1)ウまでは関連しますので一括でお答えさせていただきたいと思います。

共同漁業とは、漁業法において、藻類、貝類のほか、伊勢エビ類などの水産動植物の採捕を目的とする漁業や、刺し網などの網漁具を移動しないように敷設して営む漁業を、関係地区の漁業者が一定の水面を共同に利用して営む漁業とされております。

共同漁業権の免許に係る事務は、自治事務であります。免許の流れとしては、知事が、水面の漁業上の総合利用と漁業生産力の維持発展の観点から、漁業調整その他公益上の支障を勘案し、あらかじめ免許の内容たるべき事項を漁場計画として定め、これに漁業協同組合等からの申請を受けた後、知事の免許によって漁業権が設定されるという手続が法に定められております。

漁場の区域については、その漁場計画の中で、漁業種類や漁業時期とともに、免許の内容たるべき事項として知事が定めるものであります。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　再質問をいたします。

漁業権の免許事務については、沖縄県は平成24年６月８日付の水産庁長官の通知「漁場計画の樹立について」の技術的な援助を受けて、平成26年９月に漁場番号共同第５号を免許しております。その免許更新の際に、水産庁長官の技術的援助の通知があったと思います。その通知の(3)、漁業補償契約等による漁業権の変更についての技術的援助についてお伺いをいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成24年６月８日付文書にて発出されました「漁場計画の樹立について」の中で、「漁業補償の際に、組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」と記載されております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　今の答弁は、漁業法第22条の規定上、共同第５号の漁業権は当然に変更されていないということの答弁でありました。そうであるならば、当然、沖縄県漁業調整規則第39条岩礁破砕等の知事許可を受けなければなりません。岩礁破砕等の許可も得ない違法行為を放置してはなりません。

次に、質問いたします。

知事許可の(2)、岩礁破砕等について、アからウは一括して質問します。

ア、岩礁破砕等の許可手続は水産資源保護法に基づくものです。水産資源保護法はどういう目的で制定された法律なのか、イ、沖縄県漁業調整規則の目的について、ウ、沖縄県漁業調整規則第39条岩礁破砕等の許可などについてお聞きします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

１の(2)アから１の(2)ウまでは関連しますので一括してお答えいたします。

水産資源保護法は、「水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的」としております。次に、沖縄県漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法の委任を受けて、知事が定める規則であり、「沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的」としております。

岩礁破砕等の許可については、水産資源保護法第４条第２項第５号に基づき、水産資源の保護培養に必要な物の採取または除去に関する制限または禁止の必要から、沖縄県漁業調整規則第39条に規定されております。漁業権漁場内において岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為は、水産動植物の産卵成育等に影響を与えるので、これらの行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合にのみ解除しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　沖縄県漁業調整規則の目的、漁業調整規則第39条岩礁破砕等の許可等について、農林水産部長の答弁がありました。沖縄県は、漁業法、水産資源保護法、その他漁業に関する法令のもとに、「沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期することを目的」とするために行政手続として、岩礁破砕等の差しとめ訴訟を行ったと思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次に、岩礁破砕等についての手続について質問します。

エ、沖縄県は、平成29年２月３日付で、沖縄防衛局に普天間飛行場代替施設建設に係る岩礁破砕等許可について、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破砕等許可手続について遺漏のないように、本件に関して疑義のある場合は、平成29年２月９日までに文書で回答を願いたいとの文書を発送していると思いますが、その文書で通知した県の見解、それに対する２月９日付の沖縄防衛局からどのような回答がありましたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成29年１月28日の新聞報道において、沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設工事に当たり、名護漁業協同組合が総会でいわゆる漁業権の一部放棄を決議したことをもって、漁業権は消滅しているとして、新たな岩礁破砕等許可申請を行わないことを検討している旨の報道がなされました。県は、沖縄防衛局に対し、平成29年２月３日付文書により、当該工事施工海域については、現時点においても、免許時と同様に漁業権が設定されていること、及び現行の許可期限である３月31日後も当該海域において岩礁破砕等行為を行うためには改めて知事の許可が必要である旨の見解を通知しております。沖縄防衛局は、県の通知を受けて、２月９日付文書により、漁業権者が法定の手続である漁業法第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法第50条の規定に基づく特別決議を経て漁業権を放棄してもなお、漁業権が設定されているとする理由等について、質問書を提出しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この沖縄防衛局からの回答は、第１回目の２月３日付の通知には回答しておりません。その回答はなくて、逆に沖縄防衛局から県に対して照会を求めているということですよね。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　沖縄防衛局は、どのような事実をもって、名護漁業協同組合が漁業権を放棄したのかと必ずしも明らかではありませんが、仮に、同漁協による共同第５号漁業権が一部放棄されたとしても、その意味するところは、漁業権者が一部放棄に係る海域において、免許を受けた漁業権及びこれから派生する権利を行使しないことを意思決定したものにとどまり、これにより漁業権は当然変更されるものではないと。そのことから、沖縄県は発したということですね。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　そのとおりでございます。

○玉城　武光君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時59分休憩

午後 ４時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城武光君。

○玉城　武光君　次に、岩礁破砕行為に伴う工事の差しとめ訴訟についてお伺いします。アからエにあるんですが、アは最後にしてイから入ります。

イ、県は、平成29年３月14日付の水産庁長官通知に示された見解は、従来の水産庁の通知や政府見解との整合性がとれていないと考えられたことから、水産庁長官に対して、その確認のための照会を行っているのですが、どんな内容を照会したのですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県は、３月14日付水産庁通知に係る見解について、従来の政府見解等との整合性等について確認するため、水産庁に対し、２回にわたり照会しております。その具体的な内容については、１回目の４月25日付文書で、平成29年４月18日の衆議院安全保障委員会における水産庁長官の答弁を中心に、従前の政府答弁書や水産庁通知等との整合性や、昭和27年漁政部長通知をもとに、沖縄県漁業調整規則の認可当時の水産庁における漁業法の解釈について、10項目の具体的事項でもって照会しております。また、２回目の５月15日付再照会文書においては、漁業権の設定された漁場の区域の一部を除外することが、漁業法上の放棄に該当するのか、変更に該当するのかという点を中心に、今回の水産庁長官見解と従来の政府見解等との整合性について、13項目の具体的事項でもって再照会したところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この再照会に対して、水産庁からどのような見解が、回答がありましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

２回の再照会を含めて、２回の照会はありましたけ

れども、２回以降の照会はやっておりませんので、また水産庁からの当然照会も回答もございません。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　沖縄県は、２回にわたって照会して回答がないということで、そういう水産庁長官の通知での見解には合理性がないと、見出せないということで、整合性がないとそういうことで岩礁破砕の手続を通知したということなんですが、この政府見解との整合性がないということについての見解を伺う。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　済みません。先ほどちょっと不十分な説明でしたけれども、もう一度ちょっと説明し直したいと思います。

今回の水産庁見解に対しては、過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対して、２度にわたり文書照会を行いましたけれども、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としましては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないものとしているものであります。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　その合理性がない、整合性がないということは、過去の水産庁の見解、それから技術的指導、援助については、漁業法第22条による漁業権は、一部放棄というのは漁業権の変更に当たる。それで今回の沖縄県の岩礁破砕について、一部放棄は漁業権の変更に当たるので、それもやらないのは、漁業権が沖縄県にはあると。だから、岩礁破砕の申請はしなさいという立場ですよね。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　行政は、一貫性、合理的でやらないといけないはずですが、水産庁、政府の見解は、これまでの見解を変えて、それから自分たちが指導的援助もやってきたのも変えて、言うことが合理性、一貫性、それが整合性がないということなんです。そういうことです。

今度の岩礁破砕に伴う工事差しとめ訴訟について、どういうことが争点になりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の差しとめ訴訟の争点でございますが、沖縄県漁業調整規則では、漁業権の設定されている漁場において岩礁破砕等を行う場合には、知事の許可が必要となっております。

沖縄県といたしましては、漁業法の趣旨、従来の政府見解や水産庁の技術的助言等に照らしまして、沖縄防衛局が工事を行っている海域は漁業権の設定されている漁場に当たるものと考えておりまして、訴訟ではこのことを中心に主張していくことになると考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　漁業権があるところに、漁業権は一部消滅したから漁業権がないという政府の見解は間違っていると。そういう立場で県は今回その差しとめ訴訟の提起をするということです。

行政は一貫性があって合理的があってやるべきというのはあるんですが、今の政府見解とか、それから安倍政権のやり方は、沖縄に関しても、自分たちの都合のいいように法律を変えていくということが今問われているんです。

知事、この岩礁破砕の差しとめ訴訟、沖縄県の知事の公約である辺野古には新しい基地はつくらせないと、その中の知事選挙で民意も示されてまいりました。その立場から、この差しとめ訴訟は、ぜひとも行って、勝利して工事をとめなければならないという立場で頑張らなければならないと思いますが、知事の決意をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今玉城議員と担当部長のやりとりは、まさしくそのような内容でありまして、昨年の最高裁の判決というものは、その前の埋め立ての原点に返っていくわけであります。それから以降は、いわゆる最高裁の内容とは別の一つ一つの留意事項に基づいて、一つ一つチェックをしていくわけですが、その中で、今いろいろやりとりがありました岩礁破砕行為のあり方、こういうことについて、大変私たちからすると、むしろ法治国家という言葉が通用しないようなやり方で、今までの考え方を曲げてやっているわけでありますから、これに従って沖縄県も今日まで来ているわけでありまして、これをいわゆるひっくり返すということにつきましては、やはりしっかりとそのものは争って、そして、間違いは間違いとしてただすというようなことが大切だということで、今回差しとめ訴訟をさせていただいているということだと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　その差しとめ訴訟のために、県民の大きな後押しがありますから、頑張っていきましょう。

次に、２番目の農林水産業の振興について伺います。

(1)、農業生産量・額の推移と量・額が伸びた要因をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策を展開しております。これらの取り組みにより、サトウキビやゴーヤー等の生産量が増加しており、農業産出額は、平成24年以降４年連続で増加しております。28年についても増加が見込まれているところであります。増加の要因といたしましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、一括交付金等を活用したさとうきび増産基金等を活用した増産対策、牛舎の整備や繁殖素牛導入による畜産の生産対策、災害に強い栽培施設の整備等による園芸品目の安定生産対策、流通コストの低減対策等の施策・事業の実施により、着実に成果を上げたものと考えております。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　県のいろいろな施策の結果、いろいろと生産量・額も順調に伸びているという答弁をいただきました。

それから、(2)の水産業の生産量・額の推移と量・額が伸びた要因についてもお伺いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

本県の漁業生産量は、平成23年の２万9235トンから27年の３万2581トンで推移しております。また漁業産出額は、23年の約147億円から27年の約195億円で推移しております。特に、マグロはえ縄漁業、ソデイカ漁業などの沖合漁業や、海ブドウなどの海面養殖業において増加傾向となっております。主な増加の要因としましては、マグロ類ではビンナガの漁獲が好調で毎年伸びていることや、海ブドウでは生産者及び養殖施設が増加していることなどが挙げられると思います。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　(3)ですが、水産業の生産量とか額も伸びていらっしゃるんですが、この振興に携わる担い手事業の現状と今後の振興策についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、平成27年度から、一括交付金を活用した新規漁業就業者の確保・育成を目的としました未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施しております。28年度は、合計13漁協で50名の新規漁業就業者に対して、漁具等の漁業経費の一部支援を行ったところであります。

県としましては、引き続き漁業関係団体等と連携いたしまして、漁業就業者の確保・育成の施策を積極的に推進してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この振興策の28年は13団体、それから50名という答弁でしたけれども、今後、この振興策の中で、どれぐらいの担い手の確保を目指しているのか、目標値についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今事業を含めて、新規漁業者の支援につきましては、平成28年度が50名でしたけれども、29年におきましても、52名を今育成を予定しておりますので、50名前後はしっかり育成していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　50名、50名で毎年その担い手を育成するということなんですが、現状として、その担い手は不足しているんですか。それとも充足しているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農業と違って、漁業については、新規に入るときには、漁船等の機材等の初期投資が大きいということも非常に課題を抱えております。最近、ソデイカとか、ちょっとほかの漁業に比べたら初期投資を要さないところもあるらしいんですけれども、そこら辺も含めて、新規のほうも大分入ってきているというふうに聞いております。絶対的ということはありませんけれども、高齢化が進んでいる中で、新規漁業者に対しては、しっかりサポートしながら支援していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　この新規の就業者に対するサポートとして、どういうことが今取り組まれているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほどもちょっと説明しましたけれども、初期投資が非常に大きいということで、漁具等の漁業経費の一部支援を現在、先ほどの未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業などで

支援しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　漁具等にはあるんですけれども、漁船の購入とかそういうものにはないんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　残念ながら、そこまではちょっと支援はしておりません。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　漁船の購入もかなりの額があるんですよね。だから、そういう新規の就業者に対するそういう振興もやるという、今後ですね、やるという考えはないですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　今現在、ちょっと高額というか、個人財産等も含めて、そういうところは補助事業等になじむかどうか、少し検討させていただきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　(4)についてお伺いします。
　沖縄観光が順調に推移して、1000万人の観光客もあると。そういう面で、沖縄県は人口もふえているという中で、農水産物の消費がたくさん見込まれるということで、そこの自給率がどうなるのかというのも、今沖縄県では非常に懸念されることが起こっております。
　そういうことで、地産地消の取り組みについて、どのように取り組まれているのかお伺いします。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　県では、地産地消を推進するため、平成25年度に第３次沖縄県地産地消推進計画を策定し、各種施策を推進しているところであります。具体的には、給食における県産食材の利用促進のため、学校栄養教諭等に対して、産地研修の実施や旬の県産農林水産物の情報提供、飲食店での県産食材の利用促進のため、県産食材を積極的に活用しているおきなわ食材の店の登録を260店舗に拡大などに取り組んでおります。
　県としましては、引き続き、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　地元の農水産物を消費するという部分はふえてきている。これ、ふえるでしょう、今後。観光客もたくさん入ってくる、それから人口もふえてくる。肝心の地元で生産するという分はまだまだ不十分なんですよね。その取り組みについての考え方をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　地産地消については、安全・安心、あるいは高齢の方々の生きがいを含めて、生産に対する役割もいろいろとあるかと思います。最近、ＪＡ等のファーマーズ等を含めて、非常に地域のほうで観光客も含めて、安全な農産物が提供されていると思っております。ただ、県内では、消費者としては非常に規模が小さいということもありましたので、復帰後、安定的な生産を確保するために、農林水産部のほうといたしましては、拠点産地、いわゆる戦略品目を持って、県外のほうに出荷するというような方針を持ちながら、地元のほうの安全・安心の地産地消のほうもあわせて推進しているところです。今農林水産部のほうとしては、災害に強い、いわゆる気象災害に影響を受けにくいような形で、施設整備あるいは不利性解消事業等で県外への輸送を促進したりしておりますので、その辺含めて、生産拡大を取り組んでいきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　生産拡大の面で、食料自給率の問題になると思うんですが三十何％ですよね、県内。サトウキビをカロリーベースで引けば数％、10％以内ということなんですが、そういうことを考えれば、今後の観光客の増加とか、そういう部分については、食料自給率というものは非常に大きな問題として、私は考えないといけないと思うんです。県外出荷も同時に、県内に賄える農水産物を自分たちで生産していくという観点は、もっと重点的に取り組む必要があると思うんですが、農林水産部長、どうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　沖縄県の園芸作物、冬春期を中心に県外のほうに出荷させてもらっておりますけれども、近年、台風等の気象災害を軽減するような形で、災害に強い施設栽培の整備事業等を今促進させてもらっております。去年まで約120ヘクタールほどの平張り施設、強化型ハウス等を入れさせてもらっていますけれども、近年、市場者のほうからは、安全というか計画的な出荷ができるというふうなことも信頼されるような状態も受けてきておりますので、その辺については、引き続き夏秋期を含めて、冬春期のみじゃなくて、夏秋期のほうも拡大できるように、施設のあり方も含めて検討していきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　玉城武光君。
○玉城　武光君　県内で生産できる品目がふえると。県外からも入っていく農水産物があるんですよね。そ

れじゃなくて、県内で生産ができるという、その台風に強いビニールハウスとかそういう施設をどんどんつくっていただきたいということを要望いたします。

最後に、養豚畜産の悪臭問題についてお伺いいたします。

八重瀬町で、豚舎悪臭問題に対する苦情とかが多く寄せられていると思います。それは、快適に生活する権利を侵害するようなところまで来ていると思います。そのような実態を早急に調査し、行政の立場から解決を図るべきだと思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

八重瀬町の豚舎悪臭については、これまで消臭用資材の活用、飼養頭数の削減、細霧装置稼働頻度の増加などの対策を講じているというふうに聞いております。県におきましては、新たな臭気対策指導体制を確立するため、今年度から３年計画で地域景観配慮型畜産臭気対策モデル事業を実施しております。具体的には、悪臭発生の実態調査を行い、客観的な数値により状況を把握いたします。さらに、生産者や市町村などの関係者が共通認識が持てるように悪臭発生源を見える化にしていきたいというふうに思っております。また、見える化された悪臭発生源に対し集中的な対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　ここの問題は、臭気指数もこの基準値を超えて、長年こういう実態があって、地元の皆さん、町も含めて悪臭の問題に対して移転を要求しているんです。そういう移転ができるような制度、要するに補助事業とか、そういうのは県のほうとして、促進するということはできないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今現在、当該の豚舎については、飼養頭数が8281頭というふうな大規模な農場になっております。以前から移転の話もあるということは伺っております。ただ、移転場所、経費、いろんな問題で、地元のほうの三者協、いわゆる八重瀬町と行政区と当該の農場の方、三者協で話しているというのは聞いております。先日、実は６月29日、県のほうとしては、立場上、家畜排せつ物法に基づいて立入検査をさせてもらいました。そちらのほうについても、臭気の問題等もあるということは聞いておりましたので、またそこら辺について、農場の方との意見交換もさせてもらっております。

長い歴史の中で、非常に今、議員がおっしゃるように、ずっと問題を抱えているというふうには認識しておりますけれども、さっき言ったように、三者協の中でも、あるいは県のほうも中のほうでまた入りながら課題解決に取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　課題は移転なんですよ。移転する方向でその業者とも含めて、町とも含めて、より知恵を出し合って、ぜひ進めていただきたいことを要望して終わります。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの新垣清涼ヤイビーン。

一般質問サビーシガ　クタンディンイジーンジブンナトイビーシガ　ナーイヒィグワァーヤイビーグトゥユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

１、辺野古新基地建設について。

辺野古新基地建設を絶対に許さない、認めない、多くの県民の反対があり、その先頭に立って頑張る翁長雄志県知事を私たちは心から支持し、応援します。

戦争につながる米軍基地は多くの県民が反対をしています。それなのに政府は0.6％の国土面積の沖縄にさらなる基地負担を押しつけようとしています。今でさえ米軍専用施設面積の約70％を押しつけているのにです。今を生きる私たちが子や孫たちのためにこれからの沖縄が平和で住みよい地域であり、それが続くように頑張らねばと思います。先日行われました沖縄全戦没者追悼式での遺族代表や翁長県知事の挨拶、児童生徒の作文などを聞いて強くそう感じました。それに対して安倍総理の挨拶がむなしく聞こえたのは私だけでしょうか。これからもできることは全て行う。沖縄の基地負担軽減に全力を尽くしてまいります。この発言が、できないことはやらない、沖縄に基地を押しつけるために全力を尽くすと冷たく聞こえました。

知事、知事の後ろ、周りには多くの県民がついています。健康に注意されながらこれからも県民の先頭に立って頑張ってください。私たち会派おきなわも、そして多くの県民が知事とともに頑張ります。次の世代、子や孫たちのために。

それでは(1)、岩礁破砕許可申請について伺います。

これまでに多くの議員とのやりとりで大方理解をしているつもりなんですが、質問の流れがありますので岩礁破砕許可申請について政府と県の認識に違いがあ

るようですが、その違いを伺います。

(2)、辺野古沖の活断層、ここは「活」をとって、辺野古沖の断層についてに訂正お願いします。

辺野古沖で多目的作業船ポセイドンの活動が陸域にある断層線の延長線上を調査していたのではないかとの話があります。防衛局からその調査報告はありましたでしょうか。なければ求めるべきだと思いますがどうでしょうか。断層があることによって埋め立てにどのような影響が考えられるのでしょうか。

(3)、ゲート前の機動隊の過剰警備について。

辺野古基地ゲート前で新基地建設に反対をする方々にけが人が多く出ています。座り込みをして排除をされるときの対応がひどいという声が現場からあります。先ほど狩俣議員からもその例がたくさん示されています。省きます。

過剰警備について見解を伺います。

(4)、違法トラックの取り締まりについて伺います。

採石を運び込むトラックの中には営業用の緑ナンバーではなく白ナンバーのダンプトラックが何台も入ってきます。またトラックの助手席の下のほうにある小窓が塞がれているトラックが多数見受けられます。それらの取り締まりについて伺います。

２、首里城公園の県管理移管について。

先日のマスコミ報道で国管理の首里城公園が県管理に移管することが検討されているとの報道がありました。

そこで伺います。

(1)、国、県による現在の管理の範囲と今後の計画について伺います。

(2)、移管後の県負担とメリットについて伺います。その報道の後に首里城の近くを通ってみました。歩道と車道の整備もバリアフリーの整備がされて、地元の皆さんはもちろん、観光客の皆さんにも散策するのに非常にいい環境ができているなと感じました。ところが緑が少ないのです。亜熱帯地域の沖縄県ではまちづくりの計画に緑の配置は欠かせないものだと考えています。

そこで伺います。

(3)、沖縄県景観形成条例について。

県条例の中で地域のまちづくりについて、緑の配置や歩道の材質などについて助言あるいは指導、それはどのように取り組まれていますか。

３、県内の雇用行政について。

県民所得がなかなか向上しないことについて、どうも雇用形態に問題があるのではないかという視点から次の質問を行います。

(1)、県職員の正規・非正規雇用の割合を伺います。

(2)、県内各市町村の割合を伺います。

(3)、県内観光産業関連の雇用状況、正規・非正規の割合を伺います。

(4)、観光関連産業従事者の給与と他の職種との平均給与の比較について伺います。

４、少子化対策について。

沖縄県も2025年以降、人口減少が起きると言われています。その対策について伺います。

(1)、国の対策と県の取り組みについて伺います。

(2)、県内で人口減少が起こっている地域はどこか、その原因は調査されていますか、対策について伺います。先日のマスコミ報道によりますと、沖縄県は生涯結婚をしないで過ごす方が他府県に比べて多いようです。

そこで伺います。

(3)、定住促進事業や婚活事業について取り組みの状況を伺います。県の取り組み、あるいは市町村の取り組み、その成果について伺います。

５、キャンプ瑞慶覧西普天間地域の跡地利用について。

返還跡地は支障除去の作業が行われているものと認識しておりますが、現場では土を高く盛り上げたり、深く掘り下げたり、あるいはブルーシートで覆ったりされています。支障除去など現在の状況を伺います。

(2)、跡地利用計画の進捗状況と今後の計画を伺います。

(3)、普天間高校移転に向けた土地取得状況と今後の取り組みを伺います。

６番目に、県警察官による不祥事についてであります。

先日のマスコミ報道に警察官の不祥事がとまらないという書き出しの記事がありました。

そこで伺います。

(1)、ことしに入ってから警察官による不祥事が多発しているようです。その件数と人員、その処分はどうなっているのか。また過年度との比較を伺います。

(2)、原因について調査をされていると思いますが、警察官としての資質の問題か、あるいはストレス性の問題か、何か伺います。

(3)、再発防止対策はどうなっているか伺います。

(4)、ことし１月に100人の警察官増員がありました。その中で県出身者は何人ですか、伺います。これは地域の警察官であれば地域での犯罪が恐らく自制といいますか、自己抑制が起こるであろうという想定のもとでこの質問をしております。

７、高江ヘリパッド工事について。

高江ヘリパッドの工事が１日から再開されています。昨年12月に高江集落を囲むようにして６つのヘ

リパッドが完成し、ヘリパッド移設は北部訓練場の約半分を返還するための条件で、政府は昨年12月に米軍関係者とともに返還記念式典を開いた。ではなぜ今工事の再開なのか。

(1)、現在の運用状況を伺います。

2016年９月ヤンバルの森北部訓練場のとなりは国立公園に指定されました。2018年には世界自然遺産に登録される予定と聞いています。

(2)、周辺地域における天然記念物の保護の状況について伺います。

８、循環型社会構築に向けた取り組みについて。

(1)、県内市町村では家庭から出るごみ、廃食油、生ごみなどを資源として活用する取り組みがあります。県の認識、所見を伺います。

(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画での位置づけと実行計画を伺います。

９、エネルギー政策について。

(1)、バイオマス発電事業など県内での取り組み状況を伺います。

(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画での位置づけと実行計画を伺います。

10、会派代表質問との関連で、赤嶺議員の１(10)の沖縄科学技術大学院大学の現状と課題についてに関連して伺います。その成果は県民生活や経済活動の向上にどのように生かされているのか伺います。

今、大学では学生による学内の見学ツアーなども行われているようですが、そこでの成果をぜひ県民の多くの皆さんが知ってほしいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣清涼議員の御質問にお答えをいたします。

少子化対策についてに関する御質問の中の４の(1)、国の少子化対策と県の取り組みについてお答えをいたします。

国は、深刻化している少子化問題へ対応するため、地方自治体に対し、交付金を交付し、少子化対策を支援しております。沖縄県では、同交付金を活用して、少子化問題を考える県民機運の醸成を図るとともに、安心して結婚し、出産・子育てができる社会の実現に向けて、待機児童解消、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおります。引き続き、取り組みを推進し、持続的な人口増加社会の実現に努めてまいります。

その他の御質問は、部局長よりお答えをさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、辺野古新基地建設についての御質問の中の(1)、県が岩礁破砕等許可申請を必要としていることについてお答えいたします。

平成29年３月14日付通知で示された水産庁の見解は、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。この、いわゆる漁業権の一部放棄に関しては、昭和60年政府見解を初めとして、直近では、平成24年の水産庁長官名で発出された漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言においても、その性質が漁場の縮小という、漁業権の内容を変動させるものであることから、漁業権の変更に該当するとして、漁業権者の議決により漁業権は当然に変更されるものではないとされてきた経緯があり、県としましても、そのように解釈、運用してきております。

今回の水産庁見解に対して、過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対して２度にわたり文書照会を行いましたが、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないものとしたものであります。そのため、県としては、知事の変更免許は行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているものとするものであります。

以上のことから、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには、沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可が必要であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、辺野古新基地建設についての御質問の中の(2)、辺野古沖の断層についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業において、沖縄防衛局は、護岸構造物の耐震性を一般的な構造体として設計しております。なお、辺野古海域においては、断層の存在は推定されておりますが、活断層については考慮されていないことから、施設直下や近傍などの海域

に活断層が存在することが明らかになった場合には、沖縄防衛局に対して地震時の安定性及び安全性並びに環境被害への対応策等について説明を求める予定であります。

次に２、首里城公園の県管理移管についての御質問の中の(1)、現在の管理の範囲と今後の計画についての御質問にお答えいたします。

首里城公園の管理の範囲について、国は、正殿等の主要施設がある城郭内の区域４ヘクタールを管理しており、県は、城郭外の首里杜館等を含む区域13.8ヘクタールを管理しております。今後の計画としては、今年度、管理運営のあり方について引き続き国等と調整を行い、その結果を踏まえ、平成30年度末を目途とした管理移管に向け、必要な諸手続等を進めていく予定であります。

同じく２の(2)、移管のメリット等についての御質問にお答えいたします。

首里城公園の県への管理移管に際しては、範囲、権限、管理体制、運営のあり方など、調整・整理すべき内容が多くあり、検討しているところであります。また、管理移管のメリットについては、沖縄文化の象徴である首里城が県に移管されることにより、当該施設を活用した観光・文化施策を主体的に進めることができるため、沖縄の振興に大きく寄与するものと考えております。

同じく２の(3)、沖縄県景観形成条例についての御質問にお答えいたします。

沖縄県景観形成条例は、地域の特性を生かしたすぐれた景観を守り育て、快適で魅力あるふるさと沖縄の創生に寄与することを目的としております。同条例では、県は市町村における景観施策の実施に必要な協力及び助言を行うこととしており、景観に係る人材育成、景観に配慮した公共施設の整備等、市町村を支援する取り組みを進めているところであります。首里城公園の周辺は、景観法に基づく那覇市景観計画において、首里歴史エリアとして区分され、歴史的・伝統的景観を保全する地域となっております。

県としては、市町村の景観計画を尊重し、連携を図りながら、引き続き良好な景観形成を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　１、辺野古新基地建設の御質問の中で(3)、ゲート前の機動隊の過剰警備についてお答えをいたします。

県警察といたしましては、抗議活動が適正・適法に行われている限り関与するものではございませんが、キャンプ・シュワブ周辺では、抗議参加者らが工事車両等の前の飛び出し、立ち塞がり、車両下への潜り込みといった危険かつ違法な抗議行動を行っていることから、交通渋滞となり、一般交通の危険など住民生活にも支障が生じているところであります。

県警察では、抗議行動の状況などを踏まえ、抗議参加者らを含む関係者の安全の確保、一般交通の安全と円滑の確保など住民生活に支障を及ぼさないことに配慮して違法状態を解消することとしており、抗議参加者らに対し、再三の警告を行った上で、警察車両などで設けた場所に移動させるなど必要な措置を講じております。

以上のとおり、県警察といたしましては、法令に基づき適切に対応していることから、過剰警備との御指摘は当たらないのではないかと認識をしております。

次に、(4)、違法トラックの取り締まりについてお答えをいたします。

マスコミ報道等により、自家用貨物自動車いわゆる白ナンバートラックによる資材搬送があるのではないか、また、助手席の巻き込み防止窓が塞がれているのではないか等の法令に違反しているのではないかとの指摘が、抗議参加者等からあったことは承知をしております。

自家用貨物自動車による資材搬送については、工事を受注した者がみずから所有する貨物自動車を利用して資材を運ぶ自家需要の場合は、いわゆる白ナンバートラックであっても、道路運送法等の違反とはならず、キャンプ・シュワブに資材搬送で出入りする車両の法令違反は確認されていないと承知をしております。また、助手席の下の巻き込み防止窓についても、現在のところ明らかな法令違反は確認されておりません。

県警察といたしましては、工事発注者である沖縄防衛局を通じて、工事受注者が各種法令を遵守するよう必要な指導を継続して行っているところであり、法令違反が確認された場合は個別具体的に適切に対処していく所存であります。

次に、６、県警察官による不祥事についての御質問の中で(1)、件数と人員、その処分についてお答えをいたします。

本年６月末現在、県警察における懲戒処分件数及び人員については、７件７名で、その処分内容は停職が４名、減給が２名、戒告が１名となっており、昨年中に比べて５件５名の増加となっております。

(2)、その原因等についてお答えいたします。

ことし確かに、５件５名と昨年に比べてふえておりますが、ことし発生した不祥事案については、その全てが業務に絡むものではないところ、その原因については、処分された者個人の資質によるところが大きいと考えております。

なお、処分に際しては、監察部門よりその処分された者から、事実関係等を聴取いたしましたが、ストレスが不祥事案の直接の引き金になったとの反応はございませんでした。

次に、(3)、再発防止対策についてお答えいたします。

不祥事案の防止については、これまでも指示を繰り返し行ってきたところではありますが、ことしに入ってからの不祥事案の頻発を踏まえて、例えば警察官としての職務倫理教育の徹底、生活上の問題やストレスの有無を含めた踏み込んだ身上の把握、風通しのよい職場環境づくり等を通じて、不祥事案の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)、ことし１月に増員された100人のうちの県出身者についてお答えをいたします。

昨年４月にうるま市において発生した米軍関係者による事件を受け、沖縄県の警察官が100人増員されたことに伴い、早急な治安対策の必要性から、ことしの１月から県外の出向者を受け入れて対応しておりました。この100人の増員分については、今年度を含めおおむね３年をかけて、今後、沖縄で新規に採用する警察官に全て振りかえることとしております。

なお、議員おっしゃる県出身者につきましては、例えば沖縄県に実家を有している者、沖縄県に過去に居住実績がある者等定義は必ずしも明確ではありませんが、１月に県外から出向者として受け入れた100名のうち、沖縄本島内の実家から通勤している者は、約２割となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３、県内の雇用行政についての御質問の中で(1)、県職員の正規・非正規の割合についてお答えをいたします。

平成29年６月１日時点の知事部局における、全職員に占める正規職員の割合は73.9％、4212名、それから一般職、非常勤職員、嘱託員等のいわゆる非正規職員の割合は26.1％、1489名となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　質問要旨３の(2)、市町村職員の正規・非正規雇用の割合についてお答えいたします。

平成28年４月１日現在、市町村の正規職員は、１万2277人で58.5％、非正規職員は、8712人で41.5％となっております。市町村における非正規職員の任用につきましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、非正規職員の担うべき役割を考慮し、地域の実情に応じ、配置先、業務内容等を総合的に判断し、任用されているものと考えております。

続きまして、４、少子化対策についての御質問の中の(2)、県内の人口減少地域とその原因及び対策についての御質問にお答えいたします。

平成27年国勢調査によりますと、平成22年の前回調査と比べ県内で人口が減少したのは、北部７町村、中南部２町、南部離島１町５村、宮古１市１村となっております。人口減少の原因としまして、都市機能が集中する中南部地域への人口流出等が考えられます。沖縄県では、沖縄県人口増加計画において、自然増の拡大、社会増の拡大、離島・過疎地域の振興に関する取り組みを積極的に進め、県全域でバランスのとれた持続的な人口増加社会の実現に取り組むことといたしております。

次に、４、少子化対策についての同じく(3)のア、定住促進事業についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、移住定住促進事業を実施し、移住に関するシンポジウムの開催、地域の世話役の養成等により移住者受け入れ側の体制を整備するとともに、移住希望者への情報発信として、移住フェアへの出展、移住体験ツアーの開催、移住応援サイトの運用等を行っているところです。また、県、市町村、民間団体等で構成する沖縄県移住受入協議会において、移住に関する情報や課題を共有し、課題解決に向けた効果的な取り組みや、地域の自主的な移住施策を支援しているところであり、今後とも市町村、民間団体等と連携し、移住・定住を促進してまいります。

次に、５、キャンプ瑞慶覧西普天間地域の跡地利用についての御質問の中の(1)、現在の状況についてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地では、現在、沖縄防衛局による支障除去措置と、宜野湾市による文化財調査が行われております。支障除去措置については、沖縄防衛局によると、昨年度より不発弾の有無を確認するため、地表面を順次掘り下げていく経層探査等を実施していると伺っております。また、文化財調査については、宜野湾市によると、昨年度から実施している喜友名及び新城地区の文化財調査に加え、現在、普天間地区の

調査も行っていると伺っております。

同じく(2)、跡地利用計画の進捗と今後の計画についてお答えいたします。

宜野湾市は、西普天間住宅地区跡地において、平成27年７月、国際医療拠点ゾーンや人材育成拠点ゾーン等の土地利用を配置した跡地利用計画を策定しております。琉球大学医学部及び同附属病院の移設については、同大学によると、平成28年３月に移転整備基本構想を、平成29年３月には基本計画を策定し、平成36年度を目途に移設を完了する予定と伺っております。現在、同大学において、宜野湾市と連携しながら、用地取得を進めているところであります。

普天間高校の移設については、これまでの県議会における議論や、宜野湾市議会からの意見等を踏まえ、県教育委員会と連携して移設に向けた検討を行っているところであります。

同じく５の(3)、普天間高校移設に向けた土地取得状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地への普天間高校の移設に係る用地取得については、現在、内閣府や宜野湾市等と協議を行っているところであります。地権者が譲渡所得に係る最高5000万円の特別控除を受けられるのは、今年度末予定の土地の引き渡しまでとなっていることから、用地取得の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、10、我が会派の代表質問との関連につきまして、(1)、沖縄科学技術大学院大学の効果等についての御質問にお答えいたします。

世界トップレベルの科学技術に関する研究と教育を行う沖縄科学技術大学院大学は、沖縄の地域特性や地域資源を生かした共同研究も実施しております。具体的には、泡盛の醸造過程で生じる排水を沖縄の微生物を用いて浄化する産学共同研究や、モズク、オニヒトデの全ゲノム解読など、沖縄の水の浄化や養殖技術の向上、サンゴの保全など、研究成果の産業利用が期待されております。また、大学院大学では定期的に国際会議が開催されることから、沖縄を訪問する研究者が多く、平成28年度には延べ8000人が訪れるなど、県の観光産業にも貢献しております。このほか、科学技術の魅力や不思議を伝えるため、日常的な県内小・中・高校の見学の受け入れや、離島を含めた科学教室の開催など教育活動や地域連携にも力を入れており、平成28年度には訪問者が３万3000人を超えるなど、県民に親しまれる面も大きくなっております。

沖縄県といたしましても、引き続き大学院大学の研究成果が沖縄の発展に資するよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、県内の雇用行政についての御質問の中の(3)、観光関連産業の雇用状況等についてにお答えいたします。

県が実施した沖縄県観光産業実態調査によると、平成27年度の観光関連産業における正規社員の割合は、55.0％で対前年度比0.8ポイントの増、非正規社員の割合は、45.0％で対前年度比0.8ポイントの減となっております。

次に、同じく３、(4)、観光関連産業従事者と他の職種との給与の比較についてにお答えいたします。

国が実施している毎月勤労統計調査によると、観光関連産業の代表的な職種である宿泊業、飲食サービス業の常用労働者５人以上の事業所における現金給与総額は、平成28年の一般労働者の平均が25万3138円、対前年比２万4708円の増、パートタイム労働者の平均が７万9992円、対前年比6705円の増となっております。一方、全産業の平均については、一般労働者が31万5737円で、対前年比5456円の増、パートタイム労働者が９万4301円で、対前年比2990円の増となっており、宿泊業、飲食サービス業の現金給与総額は、全産業の平均に比べ低い状況にありますが、双方の差は縮小する傾向にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、少子化対策についての御質問の中の(3)イ、婚活事業の取り組みについてお答えします。

本県の合計特殊出生率は、人口の維持に必要とされる水準を下回っており、全国と同様に未婚化・晩婚化が進行しております。そのため、県では、九州・山口各県と連携して、結婚・子育てポジティブキャンペーン動画を制作し、社会全体の結婚・子育てに対するプラスイメージの醸成を図りました。また、おきなわ出会い応援シンポジウムを開催して、地域や行政に加え、企業も含めた社会全体でできる出会い支援の必要性について理解を深めました。今年度は、シンポジウムの開催等のほか、県内外の先進事例を参考にしつつ、新たな施策の展開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　７、高江ヘリパッド

工事についての御質問の中の、北部訓練場ヘリコプター着陸帯の運用状況について、(1)のほうです。お答えいたします。

沖縄防衛局によると、米側から、新たに提供されたＮ１、Ｇ、Ｈ地区の４カ所のヘリコプター着陸帯について、「当該着陸帯に敷かれた芝が根付くのを待つ間、また侵食の有無を観察する観点から、６月まで使用することはないかと思われる。」との回答があったところですが、７月１日から、北部訓練場の工事が再開されたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　７の高江ヘリパッド工事についての御質問で(2)、天然記念物の保護の状況についてお答えいたします

文化財保護法では、天然記念物指定種を傷つけたり、滅失する等の直接的な行為を規制しております。ヘリパッドの運用など、人為的な騒音等による間接的な影響については、同法による規制はされていないものの、環境影響評価に基づく事後調査が行われることになっております。

県教育委員会としましては、今後とも沖縄防衛局の報告を精査し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　８の循環型社会構築に向けた取り組みについての質問の中の(1)、家庭ごみの資源活用に対する県の認識についてお答えいたします。

県内の市町村では、従来から、瓶、缶、ペットボトル、新聞紙等をリサイクルすることにより、資源活用する取り組みが行われております。また、近年では廃食油や生ごみを分別回収し、肥料や燃料として資源活用する取り組みも始まっております。しかしながら、平成27年度のリサイクル率は14.7％で、全国平均の20.4％と比較して低い値となっております。

県としましては、先進的事例を市町村へ周知することにより取り組みを促すなど、より一層、家庭ごみの資源活用を促進し、リサイクル率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、家庭ごみの資源活用に関する沖縄21世紀ビジョンでの位置づけについてお答えします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、持続可能な循環型社会の構築に向け、家庭ごみを含む全ての廃棄物の発生を最小限に抑えるとともに、廃棄物の再利用や熱回収の推進を掲げております。今年度策定する後期の沖縄21世紀ビジョン実施計画において、具体的な推進施策を位置づけたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　９、エネルギー政策についての(1)、バイオマス発電事業の取り組み状況についてにお答えいたします。

県内におけるバイオマス発電事業につきましては、メタン発酵ガスを用いた発電事業が２件、可燃ごみや廃食油など一般廃棄物を用いた事業が４件、国による事業認定を取得しております。また、最近では、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区へのバイオマス発電事業者の誘致のほか、石垣島における牛ふんを活用した発電事業や、北中城村による生ごみを活用した発電事業が計画されていると伺っております。

次に、同じく９の(2)、沖縄21世紀ビジョン基本計画等での位置づけについてにお答えいたします。

県では、沖縄の地域特性に合ったエネルギーの需給構造を構築するため、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実行計画において、クリーンエネルギーの推進を掲げており、バイオマス発電は、クリーンエネルギーの一つとして位置づけられております。バイオマス発電を含めたクリーンエネルギーについては、関係部局等と連携しながら、引き続き取り組みを促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ちょっと順番を変えてお尋ねしたいと思います。

高江のヘリパッド工事なんですけれども、先ほども申し上げたんですが、返還された地域は北部訓練場が半分返還されました。そこは恐らくこれから国立公園に指定されて編入されていくのかなと思うんですが、そこに住んでいる、要するに天然記念物、ノグチゲラやヤンバルクイナ。ノグチゲラは文化庁は古い木にしかすまないからそこにはいないんだというような捉え方をしていらっしゃるようですが、やはりつくった後に調査を――もちろん大事なことですけれども、その現在の使用開始前に天然記念物の生息状況、それから個体の数などについては調査されているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　昨年返還された跡地につきましては、現在支障除去作業が進められておりまして、その後地権者へ引き渡されることになります。その後、環境省におきまして、その区域の中の調査を行うという形になっておりますので、その際にしっかり国において調査がなされるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　文化庁も県の教育委員会と一緒になって調査をぜひしたいとおっしゃっているようですので、そこら辺についても、ぜひ個体の数などしっかりと調査をしていただいて、そしてその後運用が始まってからどういうふうに変化するかも取り組んでいただきたいと思います。

次に、警察本部長の答弁、予想どおりの答弁なんですけれども、現場で車の下に入り込むような人たちは今もういません。それを前回も高江の状況でそういうことを何度も何度も同じ答弁をされているようですけれども、今は私たちも現場でそういう反対運動に参加をしたりしておりますけれども……（発言する者あり）

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　ちょっと静粛にお願いします。

休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　以前はあったかもしれません。写真なんかも撮られているようですから。だけど今はそういうことはしないように私たちも注意をしておりますし、ゲート前で座り込みしている人たちが、その排除というんですか、されるときに必要以上に強く握る、そして隔離というんですか、そこに押し倒すような形が行われているんです。ですから、転んでこの間も頭蓋骨を陥没したとかというけが人が出ましたね。それはよく御存じだと思います。そういう意味では、もっと現場に合った答弁をしていただきたいなと思います。それはいいです。じゃ答えますか、どうぞ答えてください。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えをいたします。

幾つかお話があったと思うんですけれども、おっしゃるとおり先ほどの狩俣議員でしたか、あのとき知事公室長がおっしゃったように、表現の自由と法令の遵守の配慮は当然必要だと思いますので、それは警察も非常に大事なことと思って警備に当たっているところであります。

それで個々の警察官にも当然必要最小限の力の行使ということも言っておりますし、一人の抗議参加者に対して複数の人間が当たるというようなことをしてはおります。ただ個別具体的に議員がおっしゃったように、その時々でちょっと力が入ったとかということもあるかもしれませんが、そこは全般的に注意をするように申し上げているところでございます。

それとこの機会ですから申し上げますが、全般的に比べますと確かに高江のときに比べまして、抗議活動が何といいましょうか過激化していないといいますか、秩序立っているところはございますが、一つ今議員がおっしゃった潜り込みに関しましては、ついこの間も道路交通法違反で一人女性を潜り込みで検挙いたしましたので、ないことではないということはひとつ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それから、警察官の不祥事の問題ですけれども、再発防止対策いろいろとられているようですが、それはそういう事件が発生した後にちゃんと行われているのか、どの頻度で行われているのかお願いします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

職務倫理に関する教育につきましては日々行われておりまして、それは例えば警察署レベルでも毎朝行ったり定期的に行ったりしております。例えばことしに入って幾つかの不祥事が起きておりますが、それはその都度当然起きた所属ではきっちりやっておりますし、あと先般の宜野湾署の事件を受けて臨時の――違いますね、青少年健全育成条例の違反だったと思いますが――副署長会議を開いて、副署長、あと課の次席の会議を開いてそこで職務倫理なりその再発防止について徹底をしております。全般的に言いますと、日々やっておりますし、発生したらその都度監察から書面を出したり、職場において教育を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　日々行われているということですが、日々行われていてそういう事件が発生しているわけなんですね。ですからその事件が発生した後にしっかりと再発防止策をとっていただきたいなと思います。

それから次に、２の首里城公園の管理なんですけれども、移管後に管理する、整備すべきものがたくさんあるということなんですが、地下壕についての調査はどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時16分休憩

午後５時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　首里城の地下には司令部壕があったということでありますので、ぜひそこは放置されているようですから、調査をしていただきたいなと思います。

それから次に、新基地建設についてでありますが、今度の岩礁破砕についても水産庁は合理的な説明もしないで、何が何でも辺野古に基地をつくろうとする政府の行動、許せるものではありません。法の趣旨や解釈を変えてでも基地をつくろうとしています。先日も明らかになった辺野古が完成しても普天間基地は返されないという稲田防衛大臣の発言は、多くの県民がびっくりしたと思っています。そのときに知事の答弁が議員の発言で妨害されてよく聞き取れなかったんですが、稲田防衛大臣の発言や2017年のいわゆる４月の米会計検査院の連邦議会の報告書、どのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米側の報告書の件ですけれども、若干長いんですけれどもちょっと読み上げるような形にしたいと思います。

まず、普天間飛行場代替施設の滑走路の長さの縮小という項目のほうで、国防省はキャンプ・シュワブにおいて計画されている滑走路の機能上の欠陥について完全な解決をしていない。若干国連との関係がありまして、Ｖ字型の２本の5900フィートの滑走路が建設予定だが、むしろ海兵隊幹部によれば、これは特定の航空機にとっては短過ぎる。普天間飛行場を失うことは当該地域での固定翼機の緊急着陸場の喪失また国連が滑走路を使用できないことにもつながるという状態は依然として変わらない。我々が話し合いを持った海兵隊在日米軍関係者たちは、代替滑走路を満たす必要性は依然として残っていると述べた。国防省は沖縄において任務要件を満たす別の滑走路を特定し、この問題の解決に資するため日本政府において提示する可能性があると述べた。キャンプ・シュワブにおいて必要な能力を持たない滑走路の建設を計画することによって、さらには現地調査が完了し必要な能力を満たす代替滑走路を選定するまでは国防省は必要な任務要件は満たさないという危険を犯すことになるわけであり、この問題は未解決のままである。そういったことがある書かれています。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　今、滑走路の機能上の欠陥という、欠陥について完全な解決をしたわけではないという表現があったわけですけれども、この今つくられている辺野古は欠陥であるということですか。十分な代替施設とは何を示しているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　欠陥といいますのは、滑走路の長さが短いということですね。普天間飛行場の滑走路は2400メートルありますけれども、今代替施設は1800、オーバーランの部分含めて1800ですので、代替施設の場合は緊急発着する固定機によっては短過ぎるということを表現したというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　そうしますと辺野古ができたとしても、もう一つ滑走路、要するに9000フィートですか――を満たすものが必要だということで辺野古ができても普天間はそのまま使い続けるよということなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回代表質問でもいろいろ議論になりましたけれども、稲田防衛大臣の答弁によりまして、辺野古新基地が建設されても緊急時における民間施設の使用の改善について国との調整が整わなければ普天間飛行場が返還されないことが明らかになったということでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　政府は辺野古が完成する前に５年以内の普天間運用停止をするという約束をしました。でもその運用停止についても、翁長知事が協力しないからだというような話があるわけです。そうじゃないでしょう。これは、アメリカがそれ以上のものを求めている、そういう状況をつくっている。それを認めた前知事の責任ではないんですか。そういうことを指摘をして終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時22分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年7月5日

平成29年
第　3　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成29年７月５日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

平成29年７月５日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）
第３　乙第13号議案（知事説明、質疑）
第４　陳情第79号及び第81号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第９号議案　訴えの提起について
　乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
　乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
日程第３　乙第13号議案
　乙第13号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
日程第４　陳情第79号及び第81号の付託の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	6　番	宮城一郎君
副議長	赤嶺　昇君	7　番	大城憲幸君
1　番	瀬長美佐雄君	8　番	金城泰邦君
2　番	玉城武光君	9　番	西銘啓史郎君
3　番	親川　敬君	10　番	新垣　新君
4　番	新垣光栄君	11　番	座波　一君
5　番	次呂久成崇君	12　番	比嘉瑞己君

13番	西銘純恵さん	30番	崎山嗣幸君
14番	平良昭一君	31番	金城勉君
15番	上原正次君	32番	砂川利勝君
16番	当山勝利君	33番	具志堅透君
17番	亀濱玲子さん	34番	島袋大君
18番	當間盛夫君	35番	中川京貴君
19番	上原章君	36番	座喜味一幸君
20番	山川典二君	37番	嘉陽宗儀君
21番	花城大輔君	38番	新垣清涼君
22番	又吉清義君	41番	狩俣信子さん
23番	末松文信君	42番	比嘉京子さん
25番	渡久地修君	43番	大城一馬君
26番	玉城満君	45番	糸洲朝則君
27番	仲村未央さん	46番	照屋守之君
28番	照屋大河君	47番	仲田弘毅君
29番	仲宗根悟君	48番	翁長政俊君

欠席議員（1名）

39番	瑞慶覧功君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	宮城理君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般**

質問を行い、**甲第１号議案及び乙第１号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　おはようございます。

一般質問最終日、本日のトップバッターの会派、社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

それでは、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、自衛隊の島嶼配備について、11月議会で我が会派の亀濱議員の質問の中で、宮古島市議会で宮古島市の千代田へ陸自配備の反対と騒音についての訴えという２件の陳情が可決されていることについて、住民にきちんと説明できていないものについて配備を進めていくのはやめるべきだと県当局が防衛局に具体的な申し入れをしていただきたいという質問に対し、きちんとした地元の理解と協力が得られるということが絶対必要だというふうに考えている。県からも沖縄防衛局に対して申し伝えたいという答弁がありました。その後の取り組みについて伺います。

(2)、３月13日に石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会が防衛省沖縄防衛局を訪れ、自衛隊配備に向けた諸手続を中止するよう要請した際に、候補地周辺の４公民館の反対や地元住民の理解を得ないまま配備を進めることがあるかという質問書に対し、沖縄防衛局は、配備自体については地元の同意は必要ないと説明しました。住民の意思を無視して手続を進めることは地方自治、住民自治の侵害で到底容認できないと考えますが、知事の見解を伺います。

２、離島振興について。

(1)、離島航路運航安定化支援事業について、波照間航路の新造船建設の進捗状況について伺います。

(2)、昨年の11月に第一航空の担当者から運休している那覇―粟国路線の運航再開についてスケジュール等の説明があったようですが、石垣―波照間・多良間路線の運航再開の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

(3)、日台漁業協定の取り組みと沖縄漁業基金について。

ア、八重山北方海域に設定された日台共同利用の三角水域の操業ルールの改善等の取り組みについて伺います。

イ、沖縄漁業基金を効果的に実施するため当該公益法人に設置された沖縄漁業基金事業検討委員会において、八重山地域などの漁業者からの要望等を踏まえ、改善策等の検討を行っているということですが、具体的な取り組みについて伺います。

(4)、石垣漁港内の外灯・陸電供給システム設置について。

ア、石垣漁港では、近年マグロはえ縄漁に加えマグロ集魚灯漁に従事する大型漁船がふえ、特に４月から６月のクロマグロ漁の最盛期は、モズク漁の最盛期とも重なることから、夜明け前の早朝から水揚げ作業をしなければならない状況である。現状は漁港内に外灯が極端に少なく暗いため、自船のエンジンによる発電で照明を点灯し着岸作業等を行っているが、光量が限られており非常に危険である。また、冷凍機や冷海水循環装置を装備した船舶も増加し、停泊時に装置稼働に必要な電気を自船のエンジンによる発電で賄っており、騒音や排気ガスによる環境への負荷、燃料の消費量増加による漁業者への経済的負担も重くのしかかっており、外灯と合わせて陸電供給システムは必要不可欠と考えます。

そのことを踏まえ、石垣漁港における漁港内の外灯・陸電供給システムの設置状況、今後の漁港内の整備予定について伺います。

イ、漁業船舶が増加していることから、漁港内倉庫の不足や老朽化している造船場の改修等が急務ですが、施設整備計画について伺います。

(5)、県立高等学校の寄宿舎建設について。

ア、ことしの２月に修正検討の結果を得て、１人当たりの面積を7.8平方メートルまで広げることが可能だという結果を学校に報告・説明していくということであったが、進捗状況と今後のスケジュール等について伺います。

イ、寄宿舎に入寮している離島出身者の生徒がインフルエンザ等の感染症と診断された場合、また感染の疑いがある場合の対応と現状について伺います。

(6)、県立図書館八重山分館について。

ア、2012年３月31日に閉館いたしましたが、蔵書の保管状況並びに同館の管理状況について伺います。

イ、今後の蔵書の取り扱いと今後の分館の管理・活用等について伺います。

３、教職員の長時間勤務実態調査について。

(1)、県立学校に勤務する教職員の長時間勤務実態調査についてどのような結果だったのか、また今後の対応について伺います。

(2)、県内の幼・小・中学校の教職員の長時間勤務も深刻で、特に精神疾患や妊娠に起因する疾病等による病休者が全国でも飛び抜けて多い状況である。県内

各市町村と連携して幼・小・中学校の教職員の長時間勤務の実態調査を実施し、県や市町村予算での教員増や部活指導の外部活用など教職員の負担を軽減する対策が必要だと思いますが、見解を伺います。

４、沖縄県立農業大学校について。

(1)、設置学科と定員数及び現在の学生数について伺います。

(2)、昭和54年に設立してから37年が経過しており、施設や寮の老朽化が著しく寮生活にも支障を来しています。設立当時の周辺環境も大きく変化し、作物や動物の実習管理・資格取得の実習等には影響がないのか、また施設改修や移転も含めた今後の方向性・計画等について伺います。

５、新県立八重山病院の建設状況について。

(1)、進捗状況について伺います。

(2)、従来の県道石垣空港線について、新病院主入り口への市街地側より右折できる設計でした。しかし、新病院の隣接地に新石垣市庁舎の移転が決定し、市道旧空港跡地線の設置が計画され、石垣空港線の新たな設計にて新病院主入り口への中央分離帯設置が予定されていますが経緯について伺います。

(3)、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金について伺います。

６、我が会派の代表質問との関連についてですが、仲村未央議員の代表質問３の(3)で、稲田防衛相は辺野古新基地が建設されても、ほかの条件が満たされなければ５年以内の運用停止は実現しないとの認識を示しているということについて、改めて伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えをいたします。

離島振興についてに関する御質問の中の２(3)イ、沖縄漁業基金事業の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

沖縄漁業基金事業に対する漁業者からの要望につきましては、公益財団法人沖縄漁業振興基金に設置された沖縄漁業基金事業検討委員会において、改善策等の検討を行っております。沖縄県としましては、当該検討委員会の結果を踏まえ、漁業関係団体とともに、同基金の対象事業の拡充強化等について国に対し、要請を重ねているところであります。その結果、今年度からは、放置漁具の回収処分費用、及び取り決め水域内における我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用経費についても助成されることとなりました。

沖縄県としましては、引き続き国に対し、漁業者が求めている内容について検討し、見直しを求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、自衛隊の島嶼配備に係る県の対応についてお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、平成27年９月、宮古島、石垣島への陸上自衛隊配備計画等に関し、16項目の質問を沖縄防衛局へ照会しております。

県としては、回答で明らかとなっていない項目があること及び施設配置案が示されるなど、その後の事情が大きく変化していることから、平成29年６月、今後の具体的なスケジュールや環境に関する項目など31項目について再度照会するとともに、回答内容について、地元へも説明するよう要望しております。

次に、(2)、住民の意思を無視した自衛隊の島嶼配備についてお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、６、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、普天間飛行場返還を実現する条件についてお答えいたします。

政府はこれまで、普天間飛行場の返還実現のため、辺野古への移設を着実に進めていくと説明しておりましたが、今回の稲田防衛大臣の答弁により、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用改善について米国との調整が整わなければ、普天間飛行場が返還されないことが明らかとなり、大きな衝撃を持って受けとめております。日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　2、離島振興についての御質問の中の(1)、波照間航路の新造船についての御質問にお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造または購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。波照間航路については、去る５月に、竹富町、事業者、国、県及び住民代表等により構成される沖縄県離島航路確保維持改善協議会地域分科会が開催されております。同分科会において、事業者から、県事業を活用してフェリーを建造するとの当初の予定を変更し、自己資金により、大型高速船を導入する意向が示されたところであり、現在、事業者において、９月就航に向け準備が進められていると聞いております。

次に、同じく離島振興についての御質問の中の(2)、石垣―波照間・多良間航空路線の今後の見通しについてお答えいたします。

那覇―粟国路線については、現在、第一航空において、大阪航空局の指導のもと操縦士の訓練等を行っており、本年秋ごろの再開を目指していると聞いております。石垣―多良間及び石垣―波照間路線の再開に向けては、粟国路線を再開した後に、同社において新たな操縦士を確保し、多良間及び波照間の空港を活用した訓練等を行うとともに、関係機関と就航に向けた協議を行っていくこととなります。

県といたしましては、両路線の再開に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、離島振興についての御質問の中の(3)ア、八重山北方三角水域における操業ルールの改善等の取り組みについてお答えいたします。

日台漁業取り決めが発効した平成25年以降、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてまいりました。現行のルールでは、八重山北方三角水域の一部水域において、マグロはえ縄漁業を昼夜交代制で操業することとなっておりますが、定められた操業時間を守らない台湾漁船が多数確認されております。ことし3月に開催された日台漁業委員会において、日本側は、八重山北方三角水域全体での期間交代制の操業を求めましたが、台湾側の合意が得られなかったことから、ことし9月までに再度、協議を行うこととしております。

県としましては、引き続き、漁業関係団体と連携して、国に対し、取り決めの見直し等、国内漁船の安全操業確保に向けた抜本的な措置を講じるよう求めてまいります。

次に、(4)ア、石垣漁港における漁港内の外灯・陸電施設の設置状況及び整備予定についてお答えいたします。

八重山圏域における水産物の流通拠点として、重要な役割を担っている石垣漁港においては、夜間操業などに配慮し、臨港道路や岸壁、船揚げ場等に照明灯を適宜設置しておりますが、漁船への電気の供給を目的とした陸電施設は設置しておりません。現在、県においては、石垣漁港で不足している岸壁等の整備を行うため、新規事業の採択に向け、国等関係機関と調整を進めているところであります。

県としましては、漁港内の照明灯や陸電施設の整備について、地元要望や漁港施設利用状況等を確認し、適切に対応してまいります。

次に、(4)イ、石垣漁港の施設整備計画についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、離島の特色を生かした産業振興と新たな展開を図るための水産業の基盤整備に取り組んでいるところであります。平成29年５月に八重山漁業協同組合が中心となり策定した浜の活力再生プランによると、平成30年度以降に石垣漁港での漁具倉庫等の施設整備が計画されております。

県としましては、今後とも、本プランに基づく施設整備の要望を踏まえ、支援について検討してまいります。

次に、４、沖縄県立農業大学校についての御質問の中の(1)、県立農業大学校の設置学科、定員数及び学生数についてお答えします。

県立農業大学校の設置学科は、園芸課程と畜産課程の２課程あり、園芸課程は、野菜、花卉、果樹の３コース、畜産課程は、肉用牛コースの１コース設置しております。定員数は、本科及び短期養成科の２科で、本科は２年で各年30名、短期養成科は１年で10名となっており、現在の学生数は55名となっております。

次に、(2)、県立農業大学校の整備についてお答えいたします。

県立農業大学校は、設立から約40年が経過し、施設の老朽化や圃場面積の不足、周辺の宅地化等により整備が必要となっております。県立農業大学校の移転整備については、行財政的な側面を考慮し、全庁的な施策の中で推進する必要があることから、移転先決定にはなおしばらく時間を要する状況となっております。

県としましては、本県農業の実践的教育機関にふさ

わしい環境整備を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の離島振興についての御質問の中の(5)ア、寄宿舎建設の進捗状況等についてお答えいたします。

八重山農林高校の寄宿舎につきましては、学校からの要望を踏まえ、修正検討の結果、寮室の１人当たりの面積を当初の6.2平方メートルから7.8平方メートルに拡大することとしています。また、今年度に入ってから、改めて学校の要望を確認するとともに、５月時点の入寮者数等を踏まえ、整備内容について調整を行い、改築計画を進めているところであります。スケジュールとしましては、今年度に修正設計及び工事着工、平成30年度に工事完成及び移設解体の予定となっています。

教育委員会としましては、今後とも生徒の安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、２の(5)のイ、寄宿舎におけるインフルエンザ等の対応についてお答えいたします。

インフルエンザなどの感染症の取り扱いについては、学校保健安全法等に基づき、校長は、感染の予防のため、当該生徒に出席停止を指示することとなっております。そのことから寄宿舎においても、インフルエンザに感染またはその疑いのある生徒については、自宅療養としております。なお、離島出身の生徒については、保護者や保証人に連絡し迎えに来るまで、寄宿舎の隔離できる部屋にて、一時的に療養させております。引き続き、寄宿舎に入寮している生徒の安全等の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、２、離島振興についての御質問で、県立図書館旧八重山分館の管理状況と今後の活用についての質問にお答えいたします。２の(6)のアと２の(6)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

旧八重山分館は、現在、蔵書の保管庫として使用しており、定期的な換気や薫蒸処理等により、建物や蔵書の維持管理を行っているところであります。今後の蔵書の取り扱いについては、八重山地域での活用の観点から、現在、八重山３市町に対し、無償譲渡する方向で選別作業を進めております。また、建物については築42年を経過して老朽化が進み、耐力度調査でも基準値を下回り、安全性に問題があります。このため、建物を市町等が継続して利活用することは厳しいものがあると考えています。

次に、３の教職員の長時間勤務実態調査についての御質問で(1)、県立学校の調査結果等についてお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成29年１月から３月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で161人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で128人となっております。長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで、事務・報告書作成、授業準備の順となっております。

県教育委員会としましては、平成28年６月、県立学校及び市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っており、引き続き業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に、３の(2)、幼・小・中学校の長時間勤務の実態等についての御質問にお答えいたします。

市町村立小中学校については、平成28年11月、勤務時間管理のための具体的な取り組みについて調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして確認をしている学校が全体の78.2％、検討中としている学校が21.8％となっており、現在、その後の取り組み状況について調査しているところであります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対し、教職員の勤務時間の適正な管理について文書で依頼するとともに、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っております。引き続き、各地区ごとの教職員業務改善推進会議等を通じ、市町村教育委員会との連携を図り、学校における業務改善の推進に取り組んでまいります。なお、市町村立幼稚園については、設置者である市町村教育委員会が管理するものでありますが、県教育委員会では、全市町村の担当者を対象にした連絡協議会を開催し、業務改善策等について協議する場を設けているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中で５の(1)、新県立八重山病院整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、５月末現在、工事の進捗率が34.9％で、３階の柱や、はりの建方工事及び１階の内装工事を実施しております。

病院事業局としましては、平成29年度末の竣工・

引き渡しに向けて、引き続き工事の進捗管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　５、新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中の(2)、石垣空港線における新県立八重山病院主入り口前の中央分離帯設置経緯についての御質問にお答えいたします。

新県立八重山病院前の交差点については、平成28年３月に公安委員会との設置協議を終えておりました。その後、石垣市新庁舎の建設位置の決定及びこれに伴う市道旧空港跡地線の事業化により、交通量の多い市道との交差部にも交差点を設置する必要が生じました。公安委員会からは、両交差点が近接することから安全性の説明を求められており、現在、その安全性の検証を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは５の新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中の(3)、緊急医師確保対策基金についての御質問にお答えします。

同基金は、喫緊の課題である北部地域及び離島の医師不足を解消するため、緊急に行う事業を実施するための財源として、条例により平成26年度に設置したものであります。県は、当該基金を活用し、医学臨床研修事業、北部地域及び離島医療研究事業、地域産科医確保事業、北部地域及び離島医師供給体制緊急強化事業、北部地域及び離島連携専門研修プラットフォーム構築促進事業、北部地域周産期母子医療センター設置促進事業などを実施することにより、北部地域及び離島の医師確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　再質問を行います。

少し順番を変えて再質問をしたいと思います。

まず、５年以内の運用停止の件なんですけれども、返還条件は８項目あり、防衛省も従来この条件を満たさなければ返還されないという見解を示しています。昨日の新聞報道にもありましたが、その返還条件の一つに、長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善というのがありますが、具体的にどういうことなのか伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず、辺野古新基地の滑走路、普天間飛行場が2800メートルですけれども、1800メートルと短くなっています。そういった計画になってございます。

こういった中で実は、先般アメリカの政府会計検査院（ＧＡＯ）のほうから報告書が出ておりますけれども、辺野古の代替施設が緊急発着する固定翼機にとっては短い、短過ぎるんだと。その滑走路を沖縄で見出す必要があること、その欠陥が解決されなければ計画遅延の可能性があるというような発言がございます。

そういったことを踏まえますと、統合計画にあります民間施設の使用の改善というものの意味合いですが、我々としましては、辺野古新基地の滑走路ではこれまで普天間飛行場が担ってきた固定翼機の緊急発着に対応できないということで、辺野古新基地とは別の長い滑走路が求められていると。そういうようなことだろうというふうに認識しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　辺野古新基地の滑走路では短いから、それ以外に県内の民間空港の使用を米側は求めている。そういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど私が申し上げました米会計検査院の報告書では、12カ所というようなことが――これ日本国全体ですけれども、そのうちの県内の１カ所ということもありますけれども、その１カ所はどこかということは明らかにされていないということでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　つまり、この条件も含めた８項目、全ての返還条件が整わなければ辺野古新基地ができても普天間は返されないことになるというのが、稲田防衛相の発言の趣旨ということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の稲田防衛大臣の発言は８項目全てのことで言及したものではございませんで、今の民間施設の使用の改善につきましての質問に対する御答弁で、これが改善されなければというような前提での回答でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　続いて、新県立八重山病院のことについて伺いたいと思います。

この新県立八重山病院の主入り口の中央分離帯設置についてなんですけれども、当初、設計では分離帯はありませんでした。しかも、今回変更する際、八重山

土木事務所から県立八重山病院に対して、この中央分離帯変更の通達もなく、いつの間にか立派な中央分離帯が設置されている。これを業者さんが気づいて、八重山病院に教えてくれたと。中央分離帯が設置された場合は中央、新病院へ来院する患者の道路渋滞、また救急車入り口より一般患者車両がUターンする可能性等いろいろこういった懸念事項があるんですね。

新病院の引き渡し時期と開院なんですけれども、もう一度改めて確認しますけれども、29年３月末でよろしいでしょうか。予定ですね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　建物の引き渡し期は来年の３月末を予定に、進捗管理をしている状況でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　それでは、まだ建設が行われていない石垣市の新庁舎なんですけれども、いつごろから建設が始まるのか。また、この病院側と市役所との間の市道、こちらの供用開始というのは何年度を予定されているかというのは把握されているでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木建築部としては、この石垣市庁舎の建設の供用の時期といいますか、それと、市道、旧空港跡地線の供用の時期というものは承知しておりません。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今わからないということだったんですけれども、先に計画をされて、建設が始まっているのは新八重山病院ですよね。先ほど答弁の中にもあったんですけれども、将来的に市道ができた場合は交通量も多くなるということから、この交差点の設置もそこにずらしたということもあるんです。この八重山病院のほうは先ほど答弁にもありましたけれども、28年３月にもう既に公安委員会との設置協議というのも終えているんですね。なのに、まだ建設が行われていない石垣市新庁舎の設計変更を指示することはせずに、当初の計画どおり、しかも既に建設が行われているこの新八重山病院の主入り口を変更するというこの順序ですね。ちょっと私はやっぱりおかしいんじゃないかなと思うんですね。中央分離帯が設置された場合、本当にこの患者の道路渋滞とか救急車の入り口、そこを一般車両がUターンするというのは、私たち素人が考えてもこの可能性というのは十分考えられることなんです。八重山病院に事前にそういう協議もない。なのに、もう既に中央分離帯はできている。こういったやり方というのは、私からすると八重山郡民の命を守る最後のとりでとしての、新八重山病院というのを余りにも軽視しているのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、新県立八重山病院前の交差点というのは、平成28年３月に公安委員会との設置協議を終えて、交差点を設置するということで決定しておりました。その当時、市道の整備についても石垣市に照会をしております。市道整備というのがないと、そういう計画はないということで、当時は八重山病院前に主交差点といいますか、交差点を設置するということで協議させていただいております。その後、石垣市新庁舎の建設位置が決まり、また、それに伴って市道の整備というのも決定したということもありまして、その市道部分は交通量が当然ながら多いものですから、どうしても交差点を必要とするということで、現在協議を続けているところです。

新県立八重山病院前の交差点というものを閉じるということで決定したということではございません。今、両方の交差点をあけるということで公安委員会とは調整をさせていただいておりまして、その中では、近接しておりますので、安全性について説明を求められているという状況でございます。

我々としては、安全性をしっかり説明して、両方の交差点を設置するということで進めていく予定で今調整をさせていただいているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　新八重山病院なんですけれども、当初の予算よりも予想以上に建設費が高騰していて、建設費用も今倍近くですか、増大していると。これはやはり病院事業局としても予算を確保するというのはかなり難しいと思います。その上、この中央分離帯の設置によっていろいろまた設計変更すると。そしてまた、費用は病院持ちだということになると、これはやはり建設費用もかなりもっと厳しい状況になるし、また開院のおくれというのも生じる可能性もあるので、ぜひこちらはしっかり取り組んでいただきたいなとい

うふうに思います。

それと、次に脳神経外科が３年２カ月ぶりに再開されましたけれども、このような専門医が離島に赴任し、これまで診療に携わっていった同レベルの医療環境を新病院内に整備することで専門性を持った医療技術を十分発揮することができ、専門医の定着にもつながると思います。しかし、今建設費高騰の影響で医療機器の整備もかなり厳しいということなんですけれども、そこで先ほど質問のほうでもお聞きしたんですけれども、この北部地域及び離島緊急医師確保対策基金というのが確保できないのかということでお尋ねをしたいと思います。医療基金に対してですね。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

御質問の趣旨は基金を活用して八重山病院の整備をできないかということだと思います。この件については、今後、病院事業局のほうから具体的な申し出がある場合に、条例の目的である医師確保との関係、それから地方公営企業法で定める独立採算の原則とか、そして医療機器の必要性、緊急性などこういったものを総合的に勘案した上で判断していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この基金、たしか来年度で終了するということだったと思うんですけれども、この20億円、どれくらい今残っているのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現時点で約13億程度、残がございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この基金を活用する際、緊急に医師確保をするとか、先ほど医療機器についてはこれから協議するということなんですけれども、この金額、上限というのがあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　機器整備にどれぐらい充てるかという上限等ございませんけれども、あくまでも局のほうから具体的な申し出があった場合に、先ほど申し上げた諸項目に照らし合わせて、所要額を積算する一品査定になるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひ病院事業局ともしっかり協議をして、この基金を活用して医療機器整備やっていただきたいなと思います。

次に、県立高等学校寄宿舎建設について伺います。

以前から学校のほうと協議をしているということなんですけれども、どれだけ取り入れることができたのか、お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まず、部屋の１人当たり面積については、検討した結果、7.8平米に変更が可能だということで、それを取り入れる方向です。また、管理スペースと部屋の分離という意味では、学校調整により可能な限り対応するということになっております。あとは部屋の男女分離という意味では要望どおり計画をするということにしております。あとは部屋への空調機の設置は当然いたしますし、伝染病隔離室と申しますか、離島保護者の簡易宿泊室の設置ということに関しましては、予備室を設置するという形で対応する予定であります。いろいろございますけれども、その辺で調整をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君

○次呂久　成崇君　ありがとうございます。

今、予備室設置ということがあったんですけれども、インフルエンザ等になった場合、先ほど答弁にもあったんですけれども、保護者に連絡をしたり保証人に連絡したりして、引き取って自宅療養してもらうということなんですけれども、離島ですよね。離島なんですけれども、インフルエンザになっているのに、感染症になっているのに、船に乗って帰すというのが現状でやっぱりあるんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほども予備室と申し上げましたけれども、新たな寄宿舎では多目的室というのを１階に配置しまして、インフルエンザ等の罹患時にも滞在が可能とすると。ともに介護者も同伴できるように検討しているところでございます。ただし、他の生徒の感染ということも懸念されることですので、あくまで一時的に療養する部屋としての位置づけでございまして、基本的には保護者や保証人のもとで療養していただくという考えでございます。ただ、移動とか実際可能かどうかとその時々の状況もございますので、その辺は柔軟に対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この隔離する個室なんですけれども、親が保護者が来るまでに時間もかかる。そういっ

た場合に、昼間は舎監が一人体制ですので、結局、学校の保健室で見るしかないですよね、それが今現状です。やはり、こういうこともあるので、ぜひこの部屋は新しい寄宿舎のほうにはもちろんつくっていただきたいというのはあるんですけれども、結局はそういうのがあった場合にほかの教員が対応している。これが先ほどもあったような教職員の長時間の実態というのにもあらわれてきているんではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　長時間勤務の調査にこの部分がどのぐらいあらわれているのかというのは必ずしも明らかではございませんが、確かに、平日の昼間、土日の寄宿舎の運営につきましては、校長先生や教頭先生の監督のもとで学寮委員会というものを設置しまして、舎監、全教職員で連携して対応するという体制をとっておりますので、現状ではそれでしっかり対応して生徒の安全を確保していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ありがとうございます。

ぜひまた対応のほう、しっかりしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　日本共産党の比嘉瑞己です。

よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に少し所感を述べたいと思います。

私たち日本共産党は、那覇軍港は移設条件つきではない全面返還を求め、浦添のキャンプ・キンザーについては、軍港移設を条件としない跡地利用を積極的に提案してきました。今議会における新垣新議員の一般質問で、我が党が基地の跡利用を阻害していると県民の言葉をかりて述べたことは、事実をゆがめる発言であり、厳に慎んでいただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

沖縄県アジア経済戦略構想について伺います。

米軍基地は、沖縄振興発展の最大の阻害要因である。翁長知事が訴えたこのことを多くの県民が実感を持って確信を持つことができる時代が到来いたしました。沖縄の地理的優位性をアメリカ軍事戦略のかなめ石とするのではなく、アジアと日本を結ぶ経済の拠点、21世紀の万国津梁の島を目指していこうではありませんか。

それでは最初に、(1)ですが、成長著しいアジアの活力を取り込む沖縄県アジア経済戦略構想は、沖縄の自立型経済を構築する上で重要です。重点政策である物流拠点機能の推進について伺います。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

構想では、那覇空港の物流機能のさらなる強化や、臨空・臨港型産業の集積促進、那覇港・中城湾港の機能強化等を図ることを重点戦略としております。具体的には、国際物流ハブ機能を活用した県産品の販路拡大や、全国特産品の流通拠点化に向けた取り組みに加え、国際物流特区うるま・沖縄地区における賃貸工場や那覇港総合物流センターのインフラ整備などに取り組んでおります。

県としては、これらの取り組みによって、沖縄の強みを生かし、我が国とアジアのかけ橋となる国際物流拠点の形成を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　副知事、ありがとうございました。

沖縄21世紀ビジョンには2021年度（平成33年度）までに、１人当たり県民所得を271万円まで引き上げようという目標が掲げられております。アジア市場のダイナミズムを取り込むことも重要ですが、それが海外や県外の企業だけがもうかる仕組みになってしまっては本末転倒だと思います。

物流拠点機能を強化して企業誘致などを進めることも大切ですが、沖縄の企業の皆さんがどうやって成長につなげていくのか、また、雇用の機会をどうやって広げていくのか、そして目標である沖縄の自立型経済、県民所得の向上にどうやってつなげていくのか、このことが一番大切だと思いますが、この点についての部長の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略構想におきましては、地元の地場産業も産業成長戦略の一つとして位置づけております。地場産業につきましては、独特な文化とか、ソフトパワー、そういうことを背景としまして独自の製品開発を進めるとともに、またアジアからのインバウンド観光客をターゲットにした、そういう販路開拓の取り組みをしていただくと。それからまた、本土とアジアのかけ橋になろうということで、本土からの企業も立地いたしますけれども、そういう企業と地元企業がコラボして新たな高付加価値な製品をつくっていくというようなことにも取り組んでいるところでございます。それらをあわせまして、大きく成長するアジア市場を見据えた成長の支援を行っていくということで、雇用であり県民所得の向上につなげたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ県内企業につながるような仕組みをしっかりとつくっていただきたいと思います。

それでは、(2)番ですが、遊休化している那覇軍港や那覇空港周辺の自衛隊駐屯地を早期返還させ、地主の合意のもとで活用すべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

現在、那覇空港に隣接する産業集積用地には、大型のロジスティクスセンター等は整備されておりますけれども、将来の拡張用地がなかなか確保されていないことから、その対応が求められているところでございます。このため、アジア経済戦略構想にも書かれておりますけれども、那覇軍港、それから自衛隊駐屯地及び那覇港エリア等について、国際物流機能の拡充のための用地として考えております。

県としましては、同地域の活用について、国等の関係機関と調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　副知事、遅くなりましたが就任おめでとうございます。副知事の論文を幾つか読ませていただいて、大変胸が躍りました。

そこで副知事にもお聞かせいただきたいんですが、那覇市は1996年に那覇軍港の地主の皆さんとともに那覇軍港跡地利用計画調査報告書をつくっております。その基本コンセプトの中にもしっかりと、臨空・臨港という地域の特性を活用した、国際交流・交易を支援するまちづくりという形で描いております。遊休化している那覇軍港や、那覇空港の後背地にある広大な那覇駐屯地の早期の活用は、アジア経済戦略構想の中でも大変重要な課題だと思います。あの広大な跡地利用が進めばどういった展望が開けるのか、ぜひ副知事の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

昨年度実施した、国際物流拠点産業集積地域、那覇地区の物流需要調査において、同地区の施設現状では、2030年の時点では、貨物取扱量の確保が厳しいことを想定しているため、今後那覇軍港の国有地部分を活力に入れた検討を行ってまいりたいと思っております。

これが拡張していきますと、アジアのダイナミズムを取り込んで沖縄の経済が底上げをしていって、ひいては１人当たり県民所得の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございました。

ぜひしっかりと調整をしていただきたいと思います。

それでは通告の２番目ですが、宮古・石垣島への自衛隊配備についてです。

少し質問の順番を変えて、最初に(3)から聞きたいと思います。県の基本姿勢ですね。

領土問題については、日中両国間の対立や緊張を高めることがないように、歴史的事実と国際法にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るべきだと思いますが、見解を問います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県としましては、領土問題の解決につきましては、平和的な外交を通じて、なされるべきであると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それでは、(1)番目を聞きたいと思います。

防衛省は今、地元住民への十分な説明や合意などもなく、強引に自衛隊の配備計画を進めようとしております。宮古島では８月にも駐屯地建設に着手するとの報道もございました。

そこでお聞きしますが、沖縄県は自衛隊配備計画の詳細についてどのように把握されていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

宮古島につきましては、千代田カントリークラブにおいて、警備部隊、地対艦誘導弾部隊、中距離地対空誘導弾部隊で、700から800人程度の規模の配備が計画されております。それらの部隊につきましては、１２式地対艦誘導弾及び０３式中距離地対空誘導弾の配備が予定されております。

石垣島につきましては、平得大俣の東側にある市有地及びその周辺において、宮古島と同様の部隊等で、500から600人程度の規模としておりまして、同様の装備の配備が予定されております。

今後の具体的なスケジュールにつきましては、現在沖縄防衛局へ照会しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　スケジュールもまだ明らかにされていないわけです。

それで今、少し説明ありましたが、この警備部隊や、地対空ミサイル部隊、地対艦ミサイル部隊、大変物騒なお話なんですが、この部隊の規模とか目的、あ

るいは役割は何なのでしょうか。特にこのミサイルについてなんですが、この防衛範囲はどの程度のものなのか。また、米軍との共同訓練や共同研修なども実施されるのか、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

防衛省の住民説明会資料によりますと、１２式地対艦誘導弾の有効射程距離は百数十キロメートルとのことであります。また、０３式中距離地対空誘導弾の有効射程については明らかにされておらず、これらの具体的な射程などについては、これを公にすると防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に多大な支障を生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、お答えは差し控えたいとのことでございます。

あと御質問ありました、米軍との共同訓練の御質問ですけれども、実はこの件につきまして平成27年９月に自衛隊の島嶼配備等について、沖縄県から沖縄防衛局に照会いたしましたけれども、その際には現時点において具体的な訓練の計画はありませんという回答でございました。そのため、県としましては、改めてことし６月に具体的にスケジュール、それからその後の米軍との具体的な訓練の計画について照会をしているところですが、現時点でまだ回答いただいていないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　全く地元や沖縄県の疑問に対して答える姿勢すら見えていないわけです。

それで住民説明会とかでも大規模災害に対応するとかこういったことも言っているんですが、しかし今の計画の中身わかっているだけでも見ても、これはもう先島諸島の軍事拠点化であると私は言えると思います。沖縄戦の経験から特に先島でも軍隊は住民を守らないという、島の人たちの感情もあります。こうした島の人たちの住民の理解と協力を私は得ることができないと思いますが、皆さんはどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自治体に理解と協力を得ることは難しいのではないかということですが、自衛隊に対します理解のあるなしは別といたしましても、この新たな配備計画のある地域につきましては、いろいろな問題・課題があると認識しております。

そういったことから県としましては、地元の方々に対して、十分な説明がなされることが重要であろうと、そういった理解を得られない場合にはなかなか事は進まないのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今おっしゃったように、自衛隊を認める認めないは別にしても説明が全く足りないということは、みんなが言っていることです。

そこで次にお聞きしたい。

(2)番目なんですが、特にこれは生活にかかわる問題です。自衛隊の存在を認める認めないは別の次元の問題なんですが、土壌や水質汚染の懸念がずっと言われています。既に宮古島では地下水への影響が心配されていて、候補地の一つだった旧大福牧場は配備を断念しました。

そういった意味で、配備計画に伴う自然環境への影響について県はどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

宮古島に計画のある自衛隊の駐屯地の整備につきましては、沖縄県環境影響評価条例の対象事業とはなっておりません。しかしながら、県では、自衛隊の配備については地元の理解を得るため環境への配慮が必要であると考えており、去る６月20日付で沖縄防衛局に対し、自主的な環境影響評価の実施の意向及び環境影響評価を実施しない場合、地元の懸念事項についての調査の実施及びその結果の公表について照会したところであります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　環境部長、ちょっとやっぱりスピード感がないと思うんですよね。これだけ島の人たちが心配しているのに、６月20日に照会をしたという話です。しかも、自主アセスをやるのかどうかという実施する意向を伺っているだけなんですよね。もっと沖縄県としてしっかりと主体性を持って、自主アセスをやるべきだというふうに申し入れるべきだと思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども申しましたが、６月20日付で自主的な環境影響評価の実施の意向について照会をしておりますけれども、沖縄防衛局からの自主的な環境影響評価の実施を求めることについては、沖縄防衛局からの回答の内容、それから地元の宮古島市の意向も踏まえながら調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ県としての主体性を発揮していただきたいと思います。先ほど部長が述べたように沖縄県の環境影響評価条例では、今回の工事は対象になっていません。

そこで伺いますが、この県の条例の基本理念をいま一度お聞かせしてほしいと思います。

そして改めて聞きますが、この千代田カントリークラブへの自衛隊の建設は県条例の対象でしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

沖縄県環境影響評価条例の件ですけれども、環境影響評価法、国の環境影響評価法と同様なことですが、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者みずからが事業の実施が環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査・予測評価を行い、その方法及び結果に基づいて公表し、一般の方々、地方公共団体等から意見を聞いて、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成するということを目的にしております。

そのことから、千代田カントリークラブへの陸上自衛隊基地建設は県条例の対象かということにつきましては、沖縄県環境影響評価条例の対象につきましては条例の２条第２項各号において規定されておりますけれども、陸上自衛隊駐屯地の建設については事業の種類として対象事業となっておりませんので、対象ではないという形になっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　そこがおかしいと言っているんですよ。千代田カントリークラブの土地は21.5ヘクタール、規模としては条例の対象なんです。ですが、あの土地にゴルフ場をつくるときは、環境アセスをやらないといけない。だけどこれだけ大きな自衛隊基地をつくるときには対象とならない。著しい影響を与えることは明らかじゃないですか。

だから、県の条例を改正してしっかりと自衛隊基地も、そして米軍基地も加えるべきですよ。この改正についていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども申しましたとおり、土地の形状を変更するということでございますので、土地の形状をどの程度の変更があるかということも規模の算定に入ってくるかと思います。沖縄県環境影響評価条例の対象事業に新たに事業の種類を追加することにつきましては、他の事業への影響等もありますので、関係機関等からの意見を聴取していきたいということと、条例の平等性、それから比例原則の面からも検討していきたいというふうに考えております。

また、検討に当たりましては、環境影響評価条例を制定している各都道府県、また、政令指定都市の対象とされている事業の種類等につきましても参考にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　自衛隊の賛否を別にして水という大変重要な命にかかわる問題なんです。ですから島の人たちもしっかりと環境アセスやるべきだと声を上げていますので、真摯に対応していただきたいと思います。

それでは続いて、渡名喜村の振興についてお聞きします。

渡名喜漁港の沖合にある防波堤は、２年前の台風15号によって破損し、現在も修復工事が終わっていません。その原因は、災害復旧工事よりも米軍機による射爆演習が優先されているからです。

そこで(1)ですが、米軍射爆演習と沖防波堤の災害復旧工事についての報告をまず求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

渡名喜漁港の第２沖防波堤は、平成27年８月24日に襲来しました台風15号の波浪により、防波堤先端部の破損等被災を受け、現在、復旧工事を行っております。第２沖防波堤は、渡名喜島から４キロ離れた出砂島の射爆撃場演習区域にあり、演習等によって、工事の進捗に大きな影響を受けております。そのため、県では平成29年５月10日に外務省沖縄事務所、在沖米国領事館、在日米軍、沖縄防衛局に対し、災害復旧工事に係る連続的な工事日数の確保を目的とした、演習時間の配慮についての要請を行ってまいりました。その結果、７月における演習の一時中止及び演習時間短縮について協力が得られ、一定の工事進捗が図られている状況であります。

県としましては、引き続き沖縄防衛局、在日米軍等の関係機関と工事日数を確保するための情報共有を行い、復旧工事の早期完成を目指していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　島の人たちはあそこを出砂島と呼ぶんですけれども、出砂島というふうになっているそうです。

この米軍出砂島実弾射爆演習場、島からわずか４キロの沖合にある島で行われている演習です。こんなに近いところで実弾演習をやっていることというのは日本のどこにあるのかというふうに思いました。復旧工事の期間だけでなく、今後一切の演習の中止を私は求めるべきだと思います。

それでは続いて２番目ですが、渡名喜漁港の環境整備事業の推進についてですが、県がこの間実施してき

た整備事業について、漁民の皆さん大変喜んでいらっしゃいました。

特に、潮の高さに合わせて漁船が係留できる浮き桟橋の整備は、土産や積み荷などの作業が大変楽になったと感謝されていました。組合の皆さんからは、後継者育成のためにももっと浮き桟橋をつくってほしいとの要望があります。渡名喜村の水産業の発展のためにも漁港の整備事業を推進するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

渡名喜漁港は、渡名喜村の漁業の拠点のみならず、島唯一の玄関口として村の振興上、重要な役割を果たしていると認識しており、県においては、その機能の充実に努めてきたところであります。

県としましては、浮き桟橋の増設等による渡名喜漁港の漁業環境整備について、地元の要望を踏まえつつ、既存施設の利用実態等を調査いたしまして、事業化の可能性を検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、３番目ですが、渡名喜には港が１つしかありません。ほかの沖縄の離島でも、小さいけれども港が２つ、３つある島というのは決して珍しくはないんですね。そういった意味で、渡名喜のこの港をもう一つふやしてほしいというのが村民の願いなんです。

実は渡名喜村、冬場に特に風が吹いて決して強い風でなくても簡単に船が欠航してしまうという、長年の悩みがあります。そういった意味でも、これからの渡名喜の振興のためにも港をあと一つつくるというのは決して非現実的な課題ではないと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど言いましたように、渡名喜漁港につきましては、渡名喜村の漁業の拠点のみならず、島唯一の玄関口として村の振興上重要な役割を果たしているというふうに認識しております。

県におきましては、現在、水産生産基盤整備事業により沖防波堤の新設に取り組んでいるところであり、この整備により定期船就航率の向上が図られるとともに、漁業就業日数も増加することから、新たな港の整備に比べて効率的かつ効果的な事業計画というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今、就航率の話がありましたけれども、この率ではなくて欠航の回数で見ていただきたいと思うんですね。冬場の多い月では６日、７日等とまる月もあります。そういった意味でぜひ港の検討をしていただきたいと思います。

それでは久米島の振興についてですが、これは順番を変えて(2)番からやりたいと思います。

まず、久米島高校の教員不足の影響について県教育長はどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　久米島高校に限らず、県立高校の教員数につきましては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というのがございまして。この法律に基づいて、生徒数、また学級数等によって算定をしております。そして全県的な視点に立って、各学校の実態等に応じた適正配置に努めているところでございます。

久米島高校におきましても、生徒の実態等に応じた教育活動が行われるように、所要の教員数を配置しているものと認識しております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　教育長、そうおっしゃいますが、久米島高校の教員定数が一昨年度までは26人でした。ところが生徒数の減少で昨年度からは25人と１人先生が減っています。たった１人の減かもしれませんが、離島の学校にとっては大変大きな影響を与えています。１人減になったのは社会科の先生です。そのため社会科には選択科目が幾つもあるんですが、この選択科目の開設が困難になっています。昨年度は先生が２人になったために、日本史が通常の授業のこまで確保できなくなる。そのため授業外の講座として、受験対策の講座として対応したそうです。ことしはどうなったか。２人の先生が協力してくれてはいるんですが、免許を持っていない科目も受け持って対応しているということです。それでもまだ開設できない選択科目が残っているそうです。離島で学ぶ生徒たちの学ぶ権利を守るべきだと思います。

この点についていま一度見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいま議員からもございましたように、社会科の教員は２名配置させていただいておりますけれども、地理・歴史・公民の教員を配置しておりますので、受験に対応できると考えており

ますが、この離島・僻地の教員の関係、予算の充実については、全国都道府県の教育長協議会を通しても予算の充実等について要望しているところでもありまして、引き続きこの学校教育の充実に向けて国にも要望してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　教育長、おっしゃるように、１番の問題は責任は国にあると思うんです。沖縄県はちゃんと離島加配も含めてしっかりと標準法にのっとってやっているんですが、それでも足りないという現実をぜひしっかりと調査していただきたいと思います。

それを踏まえて、(1)に戻りますが、次、フェリーの問題です。

那覇―渡名喜―久米島航路ですが、今現在２隻のフェリーが就航しています。そのうちの１隻は５年前に造船されて、大変喜ばれていますが、もう１隻、ニューくめしま、名前こそニューがついていますが、造船から28年も経過していて老朽化が課題となっています。この那覇―渡名喜―久米島航路の代船建造支援について、県の考え方を伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

沖縄県では、御指摘のとおり離島航路運航安定化支援事業を実施いたしておりまして、同航路につきましては、平成26年度にフェリーの購入支援を行ったところであります。この事業は沖縄県離島航路船舶更新支援計画に基づきまして、国、県、関係市町村及び航路事業者で合意のもと計画を策定して支援をしたところであります。

２隻目の建造をという御質問でございますが、現在合意をされた16航路のうち、残り８航路についてまだ事業が未了となっておりますので、２隻目の支援につきましては、この８航路の更新を着実に実施した後に、あるいは実施していく中で検討したいと考えます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　前より半歩進んだかと思うんですが、ちょっとこの支援事業の中身で問題になっているのが、条件があるんですよね。その中で、小規模離島であり赤字航路であるところに支援をするという形で、現時点では那覇のニューくめしまは対象にならないんです。なぜ県がこの小規模離島という条件をつけたのか、そこら辺を教えてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

この計画におきまして、小規模離島と定義をいたしましたのは、高等学校または中核病院がない離島からの移動のほうが、本島等の学校へ進学するでありますとか、病気の治療に行くというような切実な問題を抱えておりますので、そちらのほうを優先していこうということが基本的な考えであるということでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この県の事業ですが、一括交付金を使っています。この事業は、国交省の離島航路運営費等補助金を受けたことのある航路が対象となっているんです。それでこの国の補助金の制度の中に、小規模離島というのは条件にありますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　航路の運営費等補助金における補助対象におきましては、御指摘のとおり小規模離島という要件はございません。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　これから検討していくという話ですので、この小規模離島というくくりをぜひ見直すべきだと思います。久米島に病院があるからと言っても、あそこではお産もできません。久米島に高校があるといっても、先ほど言ったように選択科目も選べません。他の小規模離島と同じように苦しんでいます。

ぜひこの代船支援を行うべきだと思います。この一括交付金があるうちに前倒しした支援について可能かどうか、いま一度見解を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

残りの８航路というのは、久高・粟国・多良間・船浮・津堅・大神等々でございまして、まさしく小規模離島での整備について、全体としての計画を持って進めているところでございますので、一括交付金という非常にこのようなところまで政策として展開できる間に最大の効果が発揮できるように努力はいたしたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この問題を浦崎副知事にもお聞かせいただきたいと思います。

この間、町長たちも来て副知事に直接要請もしてまいりました。副知事も離島の苦悩というか、しまちゃびはよく御存じだと思いますが、このフェリーの造船支援、副知事はどのように受けとめますか。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　せんだって町長それから村長、地域の商工会の皆様方から議員も一緒に要請を受けまして、まさに、病院の問題、学校の問題等も含めて要請をいただいております。今企画部長との議論の

中でも８航路の小規模離島についての航路に対して優先的にやっていきたいというのは、これ順序として今まで来ておりますので、それを踏まえながらも今御提案にある一括交付金を活用しながら動かすことができればその方向性でやれる分は、部とも相談していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ前倒しできるものは、しっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、続いて子育て支援についてですが、最初に待機児童の年齢別の内訳と、その対策についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県における待機児童数でございますけれども、年齢別ですが、29年４月１日時点の速報値で、ゼロ歳児が259人、１歳児が1200人、２歳児が459人、３歳児が265人、４歳児以上が64人の合計で2247人となっておりまして、ゼロ歳児から２歳児の待機児童数が全体の約８割を占めるような状況になっています。県のほうでは市町村において、従来の保育所整備に加えまして、いわゆるゼロ歳・１歳・２歳を受け入れる小規模保育事業等の地域の実情に応じた保育の受け皿整備に取り組んでいるところでございます。

県においては、去る５月になりますが、地域別及び年齢別の保育需要や保育定員の確保方策等について市町村と意見交換を行いました。またあわせてその際に、定員を一時的に変更するなどの対応を検討するよう助言しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この間沖縄県も、そして全ての市町村が頑張ってかなり対策は進んだと思うんですね。ただゼロにはなっていない。これを否定的だけに見るのではなくて、この新たな需要が掘り起こされたという側面が大きいと思うんです。年齢別や地域別いろんな課題があると思いますが、こういった掘り起こされた新たな課題に対して、新たな対策でしっかりと解決をしていくという視点が大切だと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　昨今の社会状況の変化ですとか、新制度の導入によりまして、女性の就業の増加ですとか、あとは保育等の増設への潜在需要の掘り起こしなどが新たな需要を生み出したというふうに考えています。

それで市町村では、平成27年に策定いたしました、子ども・子育て支援事業計画について、実際の申し込みの児童の区分、１号認定、２号認定、３号認定ございますけれども、それの人数と、現在の利用見込み数の児童数が乖離している場合には、今年度ちょうど平成29年は、計画見直しの中間地点というふうに位置づけられていますので、必要に応じて見直しを行うようにということで、市町村のほうには話をしているところでございます。

県のほうでは、市町村においてその計画が適切に見直されるよう助言をいたしますとともに、必要な保育所等の整備が行われるように、沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用して支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ありがとうございます。

続いて(2)番目ですが、病児・病後児保育の拡充について伺いたいと思います。現状はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

病児・病後児、いわゆる病児保育事業といいますが、平成29年の４月１日現在で15市町村20施設で実施しておりまして、平成28年度に比べまして、１市町村１施設増というふうになっています。当該事業につきましては、平成28年度から、保育所等において保育中に体調が悪くなった児童を病児保育事業を実施する施設に送迎し、保育するために必要となる看護師の雇い上げ費等について補助が拡充をされたところでございます。

県においては、病児保育の拡充を含め、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今答弁の中にあった、送迎に対応する病児保育事業というのが新しく始まりました。保育中に体調不良となった児童を保育士や看護師が病院に送迎して、一時的に預かる。保護者は病院にお迎えに行くだけで済むわけですよね。これが大変待たれていると思います。この送迎対応型の病児保育事業を市町村でもっと実施できるように、県としても支援を強めるべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　この事業につきましては、28年度補助が新たに拡充されたということで、保護者等のニーズが高まったのが背景にあるのかなというふうに思っています。県のほうでは、市町村担当者ですとか保育団体等に対する説明会で事業内容の周知を図りまして、積極的な事業の活用をお願いしているところでございますが、29年４月１日現在では、まだ未実施というふうなことになっています。

県としましては、引き続き事業内容の周知を図りまして、あわせて市町村とも連携を密にして、地域ニーズに応じた子育て支援の充実に取り組むように市町村を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　頑張ってください。

続いて、障害者支援、特別支援学校の件ですが、那覇市にいよいよ知的障害児のための特別支援学校が開校されます。児童、保護者、関係者の声が反映された学校とするべきですが、県の取り組みを伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　那覇市内への新たな特別支援学校につきましては、施設規模また通学区域等を定めた県立那覇Ａ特別支援学校（仮称）でございますが、学校設置基本方針に基づきまして、設置に向けて取り組んでいるところでございます。この学校設置基本方針の策定に当たりましては、近隣の特別支援学校の教職員、また保護者の意見さらにパブリックコメントについて、保護者代表、また学校関係者を委員とした学校設置基本方針検討委員会において議論を重ねてきたところでございます。

また、ことしの６月から開催しました設計業務検討委員会におきましても、保護者の代表、学校関係者に委員として参画いただくことで、意見の反映に努めていくこととしております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　御奮闘ありがとうございます。

関係者の皆さんから、特に特別支援教育のセンター的機能を発揮する学校、社会参加に向けた自立を促す生活指導が充実した学校が求められているそうです。この点はどう反映させますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まずセンター的機能につきましては、新たな特別支援学校においては地域交流室や研修室などを整備する予定でございまして、地域との連携、教職員の研修に取り組みまして特別支援教育のセンター的機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

センター的機能と申しますと、小中学校の教員への支援でありますとか、特別支援教育等に関する相談情報提供でありますとか、あとは小中学校の教員に対する研修の協力ですとか、あと障害のある幼児・児童生徒の施設設備の提供等々がございます。そういうものでセンター機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、社会参加に向けた自立を促す生活指導の件ですけれども、校舎内に家庭環境を再現した生活学習室の整備を予定しておりまして、その中で生活面における指導を行うことで、身の回りのことを児童生徒が行えるように家庭と連携しながら卒業後もしっかり社会で自立できる生活能力を身につけさせるような取り組みを考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　あと一つ、学校の予定地の前なんですが、道路は国道507号となっています。片道２車線の大きな通りですが、朝はバスレーンとなって那覇から与那原に向けては１車線になります。右折すると大変な大渋滞になることが予想されますが、その対策はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　新たな特別支援学校の進入道路、国道507号ですけれども、おっしゃるように朝のバスレーン時において与那原向け車線は１車線になるということでございまして、学校への進入に工夫が必要となっております。このため現在取り組んでいる設計業務において、学校への車両の円滑な進入方法等について検討しているところでございまして、交通渋滞の防止に努めてまいりたいということで今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　なごらん学徒隊は、また次回にやりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　それでは、社民・社大・結連合、当山勝利です。

一般質問を行わせていただきますけれども、１番、産業振興について。

最近、よく新聞でもものづくり、製造業が取り上げられて、沖縄の製造業について、また、将来についていろいろ特集なども組まれていますけれども、なかなか製造業というのが今御存じのように、沖縄県全体として2000億、全体の５％未満ぐらいの製造業しかないということで、まだまだという感もあるのですが、

しっかりそこを底上げしていって、また県は、新たなものづくり部会をつくってさらに推進していく、４番目の柱、そういうふうにやっていくということをおっしゃっているわけですが、さらに推進していただきたいと思っております。

そして、質問させていただきます。

(1)番、ものづくりについてのアですが、県は科学技術振興から商品化の支援、さらに販路開拓に至るまでさまざまな施策を展開しておりますが、ものづくりにおけるまず成果をお伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

県では、競争力の高いものづくり産業の創出を図るために、沖縄の地域資源や地理的特性を活用した付加価値の高い製品開発を行う戦略的製品開発支援事業や県産工業製品の海外展開を支援する県産工業製品海外販路開拓事業等を実施しております。これらの事業では、専門コーディネーターによるハンズオン支援等を行いながら、平成28年度は医療機器や健康・バイオ分野を含む７件の製品開発や12社の商談会出展等により、海外での売り上げ増加などの成果に結びつけております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ちょっと答弁される時間にもよるので、なかなか細かな成果をおっしゃっていただけないので、こちらから質問をさせていただきます。

戦略的製品開発支援事業というものがありますね、先ほど出ましたけれども。これの成果についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　開発事業で７件あるといいましたけれども、細かくいいますと、うるま市での次期脳外科用高倍率、手術用の顕微鏡の開発、それを中国向け製造販売の事業化に取り組んでいます。また、ガイド波式の超音波流量計流量コントローラーの開発を行ったと。また、次世代デバイス製造業における高純度の薬液流量制御装置の開発とか、世界初の綿形状の人工骨充塡剤としての外傷領域でのＦＤＡの販売認可済みであるレボシスの脊髄領域向け新商品としての改良・開発と米国での販売認可取得という、ちょっと難しい事業なども行っております。それから、シークヮーサーの搾り残渣を用いた排尿トラブル改善食品の開発、また、泡盛蒸留かすを乳酸発酵させた乳酸菌飲料――商品名で言いますと美らＢｉｏというやつを石川酒造さんのほうで開発させていただいています。もう一件でいいますと、県内での少量多品種の一貫生産性技術の開発と技術蓄積を見据えた県内産プリフォームのデザインペットボトルの開発というようなものを製品開発として行っております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ありがとうございます。

もう一つ、新産業研究開発支援事業というのがありますね。こちらでできたもの、何件あって、主なものはどのようなものがあるというので構いませんので、これの成果を御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　新産業開発につきまして、過去、平成26年から28年度に実施した件数で申し上げますと、採択件数は18件、分野別でいいますと、バイオが７件、ＩＴが８件、環境が３件というふうなことで、その中で、事業化・商品化達成件数というのは４件という実績でございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　私も資料をいただきまして、こういう今のやつで言うと、結構いいものができていると。先ほどの戦略的製品もできているというのがあって、本当に沖縄県のものづくり、どんどん前に進んでいて、いいお仕事をされているなという感覚を受けているんです。ですので、そこら辺はしっかりとＰＲしていただきたいなと思っております。

そこで提案なんですけれども、どんどん今新しいものができています、沖縄県の中で。商工さんだけではなくて、企画さんのほうでもやっていらっしゃるし、琉大でもやっていますし、それからＯＩＳＴのほうでもやっています。いろんなものができているんです。このできたものをぜひ県民の目の前に出してほしい。つまり、ものづくり展とか見本市とか、そういうのを沖縄県でできないかと、県内のものを。なかなかその情報発信というのが弱いんですよ、企業さんの。そこで、情報発信することによって、いろんな企業が集まる。企業が集まったら、またいろんな話ができて、いろんなコラボレーションができるんです。東京とか大阪とかでもやるんですけれども、そういうのをまず沖縄県内でいいものをこれだけつくっていますよと見本市をやっていただく。そうすると、関心のある高校生、関心のある大学生も来て、沖縄でこんなことやっているんだと。この道に行ってみたいなと、そういうふうなものにもつながると思うんです。ぜひこういう

見本市、できないでしょうか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　確かに、県外、国内、海外向けの見本市には出展補助ということで、ただいま言ったような企業とか、進出したい企業を参加はさせてございます。
　今の御提言の県内でそういう見本市ができないかということでございますけれども、ある程度産業まつりでの御紹介をやっているとか、それから台湾との関係で、お互いのベンチャー関係が集まっての商談会というのはやってございます。ただ大々的にやっている分については、今のところはそれほどないんですが、ただ食品関係につきましては、大商談会という形の、見本市というよりも商談会をやっている状況でございます。
○議長（新里米吉君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　商品段階のものはあるかもしれませんけれども、開発段階のものをその企業がどれだけのレベルのものを持っているかというのを出すということも必要なんですね、企業として。ですから、そういうものづくりの見本市があれば、別に研究開発の途中のものでもいいんですよ、そういうものを出して、しっかりとＰＲするということが私は肝要かなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。
　次に移ります。
　イ、企業間の連携、企業のニーズと研究機関のシーズとのマッチング、さらには企業のブレークスルーを促す技術的な支援について、現状とそれらに対する所見を伺います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。
　県では、企業連携とか技術導入を図るために、ものづくり基盤技術強化支援事業や先端医療産業開発拠点形成事業等を実施しておりまして、それらの事業の実施に当たりましては、工業技術センターや琉球大学、それから沖縄工業高等専門学校などとの産学官連携に加えまして、技術協力や共同開発等のマッチング支援を行っております。また、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等のインキュベート施設を整備しまして、企業の研究開発、それから人材育成などに取り組んでいるところでございまして、今後さらなるマッチング機能の強化を図りながら、事業化や受注機会の創出に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　続きまして、ウのほうも質問させていただきます。
　企画部と商工労働部とのものづくりにおける役割分担について伺います。また、分けることによるメリットとデメリットについて伺います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。
　基本的には、企画部におきましては、県内大学の研究シーズをもとにしました産学共同による基礎研究を実施しているものと思います。その基礎研究を受けまして、商工のほうにものづくりとしてつなげているというところでございまして、また、当部では、そういう基礎研究成果を応用した製品開発や生産性の向上、販売促進等の支援を実施しているところでございます。大学院大学でできましたベンチャー企業による事業化の事例というものもございますけれども、そういう事例をふやしていきたいと考えておりまして、このために、今後さらなる連携を強化しまして、切れ目のない事業化支援を推進してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　当山勝利君。
○当山　勝利君　多分問題ないですよということでおっしゃりたいと思うんですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、企画さんのほうでやっていらっしゃいます沖縄科学イノベーションシステム構築事業というのがあると思います。これについてちょっと御説明ください。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　企画部におきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄科学技術振興ロードマップに基づいた科学技術の振興を図るために取り組んでおりまして、これらの中で、県内大学等の研究技術発見を促進する基礎研究にとどまらず、民間企業との共同研究の成果の事業化についても積極的に支援しております。
　今御指摘の沖縄科学イノベーションシステム構築事業におきましては、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学、あるいは沖縄高専を核とした県内研究機関との研究シーズを収集しまして、実績豊富なコーディネーターによる企業ニーズとのマッチングを促進するという形で、基礎研究段階から企業を参画していただいて、出口指向型と申しますか、どのような形で成果で事業化できるかというところを重点を置きまして支援しております。
　今後、沖縄県では、こういう共同研究の成果をさらなるブラッシュアップをしたり、実用化に近づける応援研究を支援してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　この沖縄科学イノベーションですけれども、研究が終わって今年度から商品化に向けた支援をされていると、年間4000万の予算があってそれをやっていらっしゃるというふうに聞いています。

先ほど御説明いただきました戦略的製品開発支援も研究共同体と一緒になって、シーズをニーズ化しているわけですよね。余りこの部分の差が見えないんですよ、私。沖縄科学イノベーションと戦略的製品開発支援と。研究機関がいて、企業がいて、製品開発に持っていく、同じような事業なんですよ、この２つは。確かに、企画さんがやっている大学のシーズをニーズ化できるような企業をわざわざ探して、コラボして製品化するというのは、とってもいい事業だと私は思っています。なかなかこんな事業やっていないので。すばらしい事業だと思うんですけれども、だけどこれを商品化するに当たっては、商品化する――先ほど商工さんは、商品化は商工でやりますとおっしゃっていたんです。だけど、実際には企画のほうで引き取ってここはやっていらっしゃるんですよ。流れがあるからそうなっているのかもしれないですけれども、そこら辺ちょっと御説明とやっていることが違うと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘のところは、企画部としては、産業化に至るまでの前段部分を中心に、シーズをニーズにつなげる、出口戦略を持ったシーズを企業と共同で研究しようというところでございます。商工労働部のほうでは、商工労働部長も述べておられましたが、産業振興の観点から、産業化を実現するところに力点を置いて担当しているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　先ほども言いましたけれども、繰り返しになりますが、沖縄科学イノベーションシステム構築の中で、平成29年度から応用研究として１件当たり4000万、企業に補助を出して商品化しているということが今行われているわけです。そうすると、今の御説明とちょっと合わなくなってしまうので、そこら辺はぜひ整理をしてくださいという指摘ですので、よろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

当山勝利君。

○当山　勝利君　今回、ちょっと６月に山形県のほうに行きまして、意外と山形県は製造業の盛んなところなんです、中小の製造業。そこに行って、山形県産業技術振興機構というところでお話しして、山形県でやっている製造業の肝は何ですかと言ったら、開口一番、これを出されて、説明していただきました。何かと言うと、ここで一番の肝は何かと言うと、コーディネーターを４つ抱えていると思いますが、このコーディネーターが各地域に――広いものですから、４つの地域に分けてやって、２人ずつ合計８名配置されています。この方々、銀行のＯＢであったり、企業のＯＢであったり、行政のＯＢの方だったりして、さまざまな相談事に乗っているだけじゃなくて、じゃこの人たち何しているんですかというと、わざわざ小中の企業に出向いていって御用聞きしていますと言うんです、御用聞き。行っているんですよ、待ちじゃないんです。先ほどコーディネーターがいらっしゃるとおっしゃっています。企画のほうの事業にも、商工さんの事業にもコーディネーターさんいらっしゃいますけれども、こういうコーディネーターさん、企業にわざわざ行って、御用聞きされていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　まず誘致段階で言いますと、大阪事務所、東京事務所にそういう民間企業のＯＢさんを雇っておりまして、彼らはそれぞれの企業に出向いていきまして、沖縄に申請するに当たってどういった課題があるかとか、どういったサポート産業があるかとか、そういう情報を求めてきます。そういったことを細かに説明しながら、誘致活動をつなげていることもやっております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そのコーディネーターさんたちは、沖縄県のそういう製造業関係、企業関係を毎日足しげく回っていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　通常からそこら辺をずっと回っておりまして、それから今月になりますけれども、東京・大阪では、そういった企業を一斉に集めまして、知事を初めトップセールスで今後の我々の優遇措置とかそこら辺の説明会も開きながら、誘致活動なり相談会なりを行うという日程を考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　私が聞いているのは、県内の企業を回っていろいろな話を聞いてやっていますかということをお聞かせくださいと言っているんです。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほどの話は誘致段階の話でございました。誘致してきた企業につきましては、泡瀬ですとサポートセンターもございます。それから、各事業におきまして、産業振興公社を中心にそういった経験者を雇っております。その方々がハンズオンという形で、それぞれの企業に出向いて、そこら辺の相談なり、ニーズなりの把握に努めております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　多分そうおっしゃっていますけれども、来られた企業、相談に来られた企業に対してのハンズオンされていると思うんですよ。積極的に外に行って、一軒一軒訪ねてこうやっているというふうなことではないと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　相談に来る方々もおりますけれども、先ほど言ったような事業につきましては、企業に出向いていって、それぞれの課題なり、方向性なり、それから次の展開なりを相談するというのがハンズオンでございます。それはやってございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　だから、私がここで言っているのは、求められているわけじゃないけれども、この人たちは、企業に行っているんですよ。電話かけて来てじゃないんですよ。飛び込みなんですよ、この人たちは。言っている意味わかりますか。だから、御用聞きというのは、待って電話が来たから行きますじゃなくて、こっちから企業をどんどんどんどん回っていくんですよ。何か困ったことないですかというのを一つ一つ聞いていくんです。それはない企業もあるだろうし、ある企業もあるでしょう。そうしたときに、この人たちは、それぞれ必要なところにつなぐんですよ。金融機関であったり、研究機関であったり、それから県の機関であったり。そういうことをされているんです。そういうことができていますかということを私は聞いているんです。多分できてないと思います。だから、私はここでいいなと思ったのは、こういう人たちがいることと、これを組織化しているんですね、システム化。こういうふうなものがあったら、じゃこういうふうにつなごうねとか、こういう相談があったらこっち持っていこうねとか。これちょっと難しいから、いろいろ考えて研究機関につなごうねとか。そういうことをシステム化しているんです。ぜひこういうものをつくってはどうかということです。だから、企画さんと商工さんがばらばらだと、なかなかそういうのができないでしょうと。商工は商工でコーディネーター持っているし、企画は企画でコーディネーター持っているわけですから。今のところばらばらなんですよ。だからそれを一元化したほうがいいんじゃないですかということを言いたいんです。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　確かに、そういう機能があったら強くなると。今の体制というのもひとつありまして、サポートセンターがございまして、立地した企業に――彼らの仕事はそれぞれ立地した企業に赴いて、いわゆるかゆいところはございませんかという御用聞きもしてございます。そういう意味で、それを吸い上げると、今度はじゃそれをどこにつなげるかというようなことがありますので、つまりコーディネーター役になるわけです。技術力が必要でしたら工業技術センターにつなぐとか、そういったこともやっております。あと彼らは、誘致してきた企業はある程度サポート産業が必要になってくるわけです。どちらかというとそれが大きいです。そうすると、県内にそういう企業があるのかどうかという情報がありませんので、そこら辺をつなぐようなマッチング機能を強化するような事業も取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　なかなか平行線なのでこれで終わりますけれども、大阪にも行きました、ＭＯＢＩＯというところ。あちらも同じだったんですよ、コーディネーターが６人いて、このコーディネーターさんが大阪の企業をどんどんどんどん回っていたんです。全く一緒だったんです、やり方が。だから沖縄もぜひそういうふうなコーディネーターさんを使ってやっていただきたいという提案ですのでよろしくお願いします。

　次、エのほうに行きます。

　知的財産権の保護、利活用の取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

　特許権等の知的財産の活用によります県内企業の競争力強化を図るために、知的財産活用支援事業というものを実施しております。具体的には、外国特許等の出願に対する費用やノウハウのサポート、それから研究機関や企業等への弁理士派遣による知的財産の活用に関するアドバイス、また、県内の高校や大学等での弁理士による出前講座の開催、それから各種業界団体への専門家派遣等多面的な取り組みを行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　この件で１点お伺いします。

うるま窓口というのがありますね、あちらが本部だと思うんですけれども、州崎のほうに。外部窓口というのもあるんです、離島も含め那覇にも。このうるま窓口と外部窓口の違い、支援業務の違いはありますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時４分休憩

午後０時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ただいまの件は、多分沖縄発明協会の件だと思います。

彼らは我々の委託も受けていますし、国からの委託も受けていますので、多分両方でその相談に乗っているかと思います。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　発明協会さんにもお話を伺いまして、企業は那覇が多いので、ぜひ那覇の窓口をしっかりしたようなものにしたい。要するに、うるま窓口と同じぐらいの機能を持たせてほしいというような御要望があったので、それは要望は要望として伝えておきます。

次に移ります。

(2)番、ア、県産品の国内外への品目別輸出量、金額について伺います。また、今後の方向性についても伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

平成28年の貿易統計によりますと、沖縄から輸出された飲食料品などの県産品等につきましては、約21億2700万円となっております。上位輸出品目及び金額につきまして、１番が飲料で６億3600万円、調整食料品が４億3400万円、それから魚介類及び同調製品が３億5900万円となっております。また、県のコンテナスペース確保事業を利用して輸出された精密機械等が３億4500万円となるなど、飲食料品以外にも輸出がふえているという状況でございます。ただし、一方、沖縄から県外、海外への移輸出量につきましては、具体的な数値を把握することが困難でございます。県独自に、県外の移出販路を持つ県内主要メーカー50社を抽出しまして、試行的に調査したところ、平成27年度の県外取引額は240億円を超えております。

県としましては、今後も国内外に向け、飲食料品、それから半導体や流量計等の高付加価値工業製品など、県産品等の移輸出増大に向けまして、各種施策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今の県産品のものですけれども、毎年毎年統計的なデータはとられていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県産品というくくりでやりますと非常に難しいところがございまして、貿易統計は、結局中継といいますか、本土から来たものも外に出したら輸出額として統計になります。それから、本土との間の移輸入の関係というものは、ほとんど統計がとれないという状況がございまして、我々も試行的に50社の流通業者のデータを集めて、試験的に統計をとっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　結局統計はとっていらっしゃらないんですよね。なので、重点施策の中にも、県産品の県外云々に努めますとあります。要するに販路拡大とか、販売促進とか書かれています、文言として。私も出してくださいと出たのが、管内貿易統計だったんです。これじゃ県産品わからないんです。県産品を、これを販売促進しますよと、国内外に、アジアに向けて。データがなかったらどれだけふえたかわからないじゃないですか。どうするんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　確かに全体的把握はしにくいんでございますけれども、我々が持っています事業、事業において、どれだけふえたかというようなデータというふうな形で把握してございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　苦しい答弁だとは思うんですけれども、ぜひどういうものがどこにどれぐらい行っているかぐらいは把握したほうがいいですよ。これができてないのに、ふえましたとか言えないじゃないですか。ぜひこれお願いします。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　多分大きな調査になるかと思います。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひ検討課題でよろしくお願いします。

(3)番、伝統工芸についてですが……

○議長（新里米吉君）　当山議員、ちょっと済みません。

休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後０時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

当山勝利君。

○当山　勝利君　では、沖縄県の工芸産業の生産額、従業者数、事業所数の現状とピーク時との比較、また、それらに対する所見を伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

本県工芸産業の生産額、従事者数、事業所数のピークは、それぞれ57億5000万円ありました。それから3570人ありました。それから1446カ所とありました。平成27年度の本県工芸産業の生産額、従事者数、事業所数は、39億6000万円、それから1718人、762カ所となり、ピーク時よりも大きく減少しております。本県工芸産業の現状は、ライフスタイルの変化に伴う伝統工芸品市場の縮小や生産従事者の高齢化、良質な原材料の入手難などから、生産額や従事者数の減少傾向が続く厳しい状況にあると認識しております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　本当にそうだと思います。

イ、伝統工芸産業界における課題と解決するための施策について伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えします。

本県伝統工芸産業は、ライフスタイルの変化に伴う市場ニーズへの対応、それから生産従事者の高齢化に伴う若手技術者の確保や育成、良質な原材料の確保などの課題があると考えております。このような課題を踏まえまして、平成29年３月に第８次沖縄県伝統工芸産業振興計画を策定したところであり、人材の確保と育成、原材料の安定確保、製品開発力の強化及び販路の拡大などに加えまして、工芸産業の持続的な発展につなげるための沖縄工芸産業振興拠点づくりに取り組んでいるところであります。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　そういうことで、エのほうでやりますけれども、沖縄工芸産業振興拠点施設をつくられるということだと理解しておりますが、その前にウのほう、先ですね。伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品や沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づく伝統工芸品之証に何らかの理由により指定されない伝統工芸への対策をするべきだと思いますが、県の取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えします。

本県には、国の法律に基づき指定された伝統工芸品が15品目、県の条例に基づき指定された伝統工芸製品が26品目ございます。県指定の工芸品のうち、琉球ガラスと三線については、国指定に向けた取り組みを支援しているところであります。また、指定を受けていない伝統工芸品については、新製品開発や県外への販路開拓など、さまざまな支援を行っているところです。また、木工芸や金細工などにつきましては、技術者養成事業などによる人材育成を通して組合設立を促進しており、今後新たに指定を受けられるよう支援しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　この件で、組合形式とれない場合、今言ったもの、要するに公的な認証はとれないわけですよ。だけれども、沖縄にはそういうのがあって、例えば那覇の中には黄金ゼークという、先ほどおっしゃった金細工、黄金ゼークというのがあります。これをお一人で頑張っているんです。又吉健次郎さんという方。それから、ここに私持ってきましたけれども、これ何かわかりますでしょうか。(資料を掲示)これ芭蕉紙です。芭蕉を原料につくった紙なんです。これも安慶名清さんという方がお一人でつくっていらっしゃいます。いずれも500年、400年以上の歴史があるものなんです。だけど、組合形式とれないために、こういう伝統工芸として認められないんです。こういうものをぜひ何とかして伝統工芸のものとして認められるようなそういう制度をつくるべきだと思うんです。お二人ともそういうものを求めていらっしゃるんです。ぜひ公的なものにしてほしいと。技術的には問題ないし、それから歴史的なものも全然問題ないんです、このものに関しては。ぜひそういうのをつくっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　国にしろ県にしろ、要件がございますので、県は大体国にほとんど準じているんですけれども、その中で一定の地域での産地形成がなされているということが一つ入っております。そのためには、ある程度の量といいますか、メンバーが必要だということで組合設立ということが必要となるという条件がございます。そのために、人材育成を図り、継承者をふやしていきたいという取り組みをしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今紹介したお二人に関しては、なかなかそれができていないんです。できていないで、そのまま終わっちゃう可能性があるんです。途絶える可能性があるんです。そうなる前に手を差し伸べる必要があるんです。ぜひそういうのをしていかないと、公的に認めないと、なかなかどちらが卵でどちらが鶏か

という話になっちゃうので、ぜひやっていただきたいと思います。

知事、こういう２つとも那覇ですよ。那覇でやられている伝統工芸です。お一人で頑張っていらっしゃる。黄金ゼークの場合は、もう85歳の方です。そういう方が一生懸命頑張っていらっしゃるんです。ぜひそういう方々の伝統工芸品を何とかすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今当山議員がるる説明をされました伝統工芸品、那覇市のほうも大変これについての、なかなか進んでいかないことについては、苦労しながらいろいろ組合とも話をしながらやってきております。県のほうでも、これ漆も一つのそういうことになるんでしょうけれども、それからケネディ大使などにも万年筆に漆で加工しまして、そういった一つの試行錯誤はやる中で、今言うこういった大変すばらしい伝統工芸、こういった形のものをせっかく何百年にわたってつくり上げてきたものでありますから、今の仕組みづくりの中での一つ一つの過程、難しいのがあると思います。今おっしゃったようなものの視点、改めて議論をしながら、ぜひともこれが沖縄の誇れるものとして、しっかりと根づくように頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　1990年の沖縄県功労賞とか、1991年の沖縄県指定文化財指定書とか認定書にこの芭蕉紙が使われているんですよ、県が。ですので、ぜひそういう意味で、県産品、本当に100％県産品、原料にしろ加工にしろ何にしろ。ぜひそういうことを考慮しながらやっていただきたいなと思います。

次移ります。

エ、沖縄県工芸振興センターの役割と体制、そして沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）の役割と体制について伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えします。

工芸振興センターは、工芸従事者への技術指導を初め人材の育成研修、それから事業者が抱える課題解決に向けた試験研究や製品開発の支援等の役割を担っておりまして、企画広報グループ、染織グループ、木漆工グループの10人体制となっております。現在、整備を進めている沖縄工芸産業振興拠点施設は、工芸振興センターを移転するとともに、展示・販売や情報発信、工芸従事者と県民や観光客などが交流する場を新たに確保することから、あわせて組織体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　沖縄工芸産業振興拠点施設においては、指定管理者と県の職員が一緒に入ってやられるというふうに聞いています、運営を。このわけ、役割分担はどうなるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時19分休憩

午後０時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　工芸の杜（仮称）の今のところの計画で進めているものにつきましては、当然この施設は公の施設でございますので、指定管理者による管理運営を行うことを予定しております。収入に関しましては、県が負担する指定管理料、それから貸しアトリエも設けますし、体験工房等の部屋代の使用料等指定管理者が実施する自主事業収入等をもって運営していただくと。ただし、施設３階に入居する工芸振興センターにつきましては、県の出先機関であるため、工芸振興センター専有部分につきましては、センターが管理するということで考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　今貸しアトリエとかおっしゃっていました。技術的な支援がこれ多分ふえると思うんです、今の工芸センターより。圧倒的にふえると思うんです。だからそこら辺の技術的支援の体制というのはできるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時21分休憩

午後０時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　貸しアトリエといいましても、工芸振興センターから卒業した方とか、そういう方が入ってくるかと思います。そういう意味では、工芸振興センターとも連携をとりながら、そういう技術の向上を図っていくものと考えております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　ぜひその技術的支援がふえるので、そういう方々の職員の配置とか、そういうのはしっかりやっていただきたいと思います。

２番の(1)は取り下げます。

(2)番、那覇港浦添埠頭の整備における進捗状況と今後の予定について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

去る４月27日の第24回協議会では、那覇港管理組合から代替施設の新たな配置案と民港に与える影響・支障の評価結果の報告があり、代替施設の民港に与える影響・支障は、南側配置案は非常に大きく、北側配置案は小さいとの確認がなされたところであります。また、評価結果を踏まえた代替施設の配置案の選定については、浦添市の回答を確認した上で、改めて協議を行うことを確認したところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　浦添市案が提示される予定なんですが、それから評価までどれだけの期間かかるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　浦添市のほうは、評価結果を踏まえて、配置案の選定を持ち帰り、後日改めて回答したいというふうにしているわけですけれども、さきの浦添市議会におきまして、この件が市議会でも取り上げられております。その際に、現在評価結果に対する改善に向けた取り組みとして、支障となる内容の改善に向けた技術的検討と合わせ、牧港補給地区返還跡地を含めた一体的な西部開発のあり方について、幅広い視点から意見を伺い検討するため懇話会を設置し、また、那覇港管理組合の構成団体の長である沖縄県知事、那覇市長との３者会談の開催に向けて取り組むなど、整備開発のあり方や那覇港湾施設代替施設の移動や形状等に係る方向性などについて意見交換をしながら、浦添埠頭地区の施設整備計画を早期に進めるよう取り組んでまいりたいと考えているという答弁がございました。

こういったことからしますと、もう少し時間がかかるかなというふうに思っております。

○当山　勝利君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時24分休憩

午後０時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

出してからということですけれども、前回のコースタルリゾートの関係、出されたのが一昨年、27年４月でございました。それから約２年近くかかって、この４月の協議会になったということでございますので、なぜそのようにかかったかというと、那覇港管理組合として、船舶会社とかもろもろのところとの利害関係をまた調整しないといけないということで、それだけ時間がかかっただろうと思っています。ですから、今の時点で確定的なことを申し上げられませんけれども、運航事業者ですとか、クルーズ船の代理店とかさまざまな方々から意見を聞いたということが前回ございましたので、そういったことからしますと、やはり一定程度時間を要するのではないかと思っております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　わかりました。評価までにも時間がかかる。

それと長期構想というものがあります。それからその後港湾計画、変更があります。その港湾計画変更までどれぐらいかかるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　那覇港管理組合によりますと、代替施設の配置、これが決まってから港湾計画改定まで、おおむね20カ月程度はかかるだろうと見込んでいるというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

○当山　勝利君　浦添埠頭、３年余りとまっております。これは浦添市側が一方的に計画を変更するということでとまったものが起因していると私は理解しております。さらに今の答弁だと評価に時間がかかり、その後20カ月ということは、約60カ月以上はかかる。５年はとまるということになると思っています。結局これは、浦添市側が始めたことで、なぜここまで延びなきゃいけないのかなという思いは、私は思っております。

それでは、済みません。３番、教育行政……

○議長（新里米吉君）　時間が過ぎています。

○当山　勝利君　わかっています。警察行政については、済みませんが次回にさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時27分休憩

午後１時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　こんにちは。

会派おきなわの平良昭一でございます。

一般質問を行います。

１点目、知事の政治姿勢について。

(1)、子供の貧困問題について。

ア、近年になり子供の貧困問題は経済問題と直結

する問題であるとの認識が示されてきました。沖縄の子供の貧困問題に詳しい学者が言うには、沖縄の経済は基地と文化と社会に密接に結びついている構造的なものであり、貧困の原因は沖縄社会そのものにあると言っております。沖縄経済の構造要因を特定して行動を起こさなければならなく、すなわち所得を上げる必要があるとのことであります。保護者の低収入から来る子供の貧困の悪循環の連鎖も示されている中、沖縄の貧困問題の根源的な原因を特定して解決の道筋を模索するのが危機的状況を解決する手段だと思うが、悪循環の解消の手段を県はどう考えているのか伺います。

イ、沖縄振興開発金融公庫教育特例貸付制度の利用が伸びてきている状況と聞きます。その特例制度の実績と今後の方針について伺います。

(2)、アジア経済戦略構想は沖縄21世紀ビジョン関連施策を踏まえ、今後の経済産業成長に向けた大きな方向性を示すもので沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然力など沖縄の持つソフトパワーを生かし県民所得の向上を実現し、沖縄の発展を加速させる重要な施策である。この沖縄県アジア経済戦略構想推進計画の進捗状況について伺います。

(3)、沖縄県の雇用状況について。

雇用情勢については好調な県経済を背景に積極的な雇用対策などの取り組み継続や有効求人倍率の上昇などから改善し、完全失業率は４％程度となることが見込まれていると県は予測しておりますが、ア、県内有効求人倍率の今後の推移、イ、ミスマッチの課題について伺いたい。

(4)、日本経済はデフレからの脱却をなし得ない中、沖縄経済は好調に推移している状況と見ております。今後の沖縄経済の発展可能性について伺います。

(5)、国際物流拠点産業の集積を図ることは東アジアの中心に位置する地理的優位性の沖縄の強みを最大限に生かすことにつながります。産業等貿易の振興を大きく寄与することになる国際物流拠点産業集積計画の実施状況について伺います。

(6)、国家戦略特区の活用についてですが、特定の地域や分野を限定して、規制緩和や税制措置などを行うことで企業の投資や人材を呼び込み地域の活性化を目指すことが目的であります。国内で現在10カ所指定され沖縄県も戦略特区の対象区域に指定されている。しかし事業に関する基本的事項は観光分野に特定されているような状況であります。さきの国会で国家戦略特区法の改正が行われたが、観光分野以外での活用についての可能性について伺いたいと思います。

(7)、辺野古差しとめ提訴についてですが、今議会での最大の争点であると認識しております。国の主張の矛盾点をいま一度県にお聞きしたいと思います。

(8)、辺野古新基地建設石材投下の問題点について。

政府は４月25日、辺野古に石材を投下する護岸工事に着手しました。アセスの評価書や埋立承認願書では石材は事前に洗浄すると明記しているが、現場での石材が投下されるたび粉じんが巻き上がり、海が白濁している状況と聞く。那覇空港第２滑走路埋立事業では洗浄時間、120秒以上、水量600から800リットルとされています。辺野古の現場での洗浄状況はどうなっているのかお聞きします。

(9)、伊江島米軍基地内にある慰霊祭のあり方について伺います。

沖縄戦で激しい空爆と地上戦があった伊江村では戦闘が終結した日に当たる４月21日に毎年平和祈願祭が行われております。同日に伊江島灯台で勤務し殉職した３人とその家族５人の慰霊祭もこれまで行われてきました。灯台殉職者の慰霊碑は米軍基地内にあり、ことしは演習のためだということで21日に行われませんでした。毎年21日に行われることが確実な状況下で演習目的での中止に対し強い憤りを感じ、遺族関係者にとっては悲劇そのものであります。その件に関し県の見解を求めます。

２点目、観光振興について。

(1)、政府は古民家を活用した観光振興を推進する関係省庁会議を開き、地方自治体などに対する今後の支援策を協議したと聞きます。県の今後の古民家活動についての考え方をお聞きします。

(2)、県は教育旅行民泊の取り扱い指針を発表したが商業型民泊との区別が重要となります。法を守り安心・安全と快適を提供し、沖縄観光の一翼を担う民泊ブランドの構築について伺います。

(3)、那覇―北部高速艇導入について。

沖縄担当大臣は、本島北部は国立公園指定など観光資源としての価値が高まっており、慢性化する道路の渋滞解消に海上交通の必要性を強調し、交通環境の改善に向け高速船の実証実験に向けた検討を目指すことを示教しましたが、県の考え方をお聞きします。

(4)、ヤンバル世界遺産登録について。

国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がるヤンバル国立公園は世界遺産登録を目指す動きであるが、観光客誘致と自然保護の両立が課題であります。

ア、国立公園の観光・保護の両立について県の考え方を伺います。

国立公園指定の背景は奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産が登録実現に向けた前提

条件であります。今後は奄美群島国立公園との連携が必要不可欠であることから、その対応策をお聞きします。

(5)、クルーズ客への白タク行為について。

外国人クルーズ客を相手にした白タク行為が横行している状況だ。その実態と対応策について伺います。

３点目、環境行政について。

(1)、経済産業省の核ごみ処分説明会について。

経済産業省は原発から出た高レベルの放射線廃棄物の最終処分場の候補地選定をめぐり全国の自治体向けの説明会を開くようだ。沖縄でも開かれたのか、その詳細を聞きたいと思います。

(2)、沖縄市サッカー場汚染対策について。

米軍嘉手納基地跡地にある沖縄市サッカー場の土壌汚染問題で、沖縄市は汚染対策は完了したとして新たにアスファルト舗装の駐車場に変更したことにより、安全性や用途変更の手続に疑問の指摘があるが県の意向をお聞きします。

４点目、北部振興について。

(1)、高速道延長について。

北部地域の観光地へのアクセス構造や、名護市内の交通渋滞緩和などを目的に政府も沖縄自動車道の延長を検討していることが明らかになりましたが、名護東道路との関連を含めながら県の考え方を伺います。

(2)、伊平屋空港整備について。

空港整備は伊平屋・伊是名村、両村にとって長年の悲願であります。村民生活の安定、地場産業、観光の振興が図られ地域活性化に大きく寄与するものであるが、たび重なる要請を行ってきたにもかかわらず、いまだ目に見える形がない状況であります。長年の懸案事項の空港整備を県の重点施策に入れて本腰を入れてもらいたいが、県の意向を伺います。

(3)、北部地区の基幹病院整備について。

北部病院、医師会病院の統合問題は北部に暮らす住民が医療供給体制の確保維持が図れること、県の財政負担が抑制し、県民の理解が得られること、統合後の病院が北部地域に住む住民が一定の責務を担う仕組みを構築することが必要であります。その点からすると住民の責務を認識させることは、早急に必要であると考えるが県としてどう考えているかお聞きします。

５点目、我が会派の代表質問との関連についてですが、赤嶺昇議員が質問したＳＡＣＯ合意の再検証、見直しを求めることについてお聞きします。

そもそも1996年のＳＡＣＯ最終報告では十分な代替施設が完成し、運用可能になった後普天間飛行場を返還するとしていますが、2013年の統合計画ではどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平良昭一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、県内の有効求人倍率についてお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢については、好調な観光需要の増加等による県内景気の拡大に加え、みんなでグッジョブ運動の推進や、産業振興、企業誘致に取り組んだ結果、年平均の有効求人倍率は復帰後最高値を更新し続け、直近の平成29年５月においても1.13倍と、着実に改善してきております。

沖縄県としましては、引き続き、雇用の拡大に向けた施策を推進するとともに、働きやすい環境づくりなど雇用の質の向上に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　平良昭一議員の御質問にお答えします。

１、知事の政治姿勢について、(2)、アジア経済戦略構想推進計画の進捗状況についてお答えいたします。

県では、アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言を踏まえ、ことし３月に推進計画を改定し、４月から戦略推進室を設置して体制を強化しております。今年度は、全体で80事業、約225億円の構想関連事業を進めており、この中でも特に、大型ＭＩＣＥ施設の整備、航空機整備施設の整備、沖縄ＩＴ産業戦略センター（仮称）の設立、国際物流拠点形成に向けた総合物流センターの整備等に取り組んでいるところであります。

県としては、今後も、構想関連の取り組みをスピード感とスケール感を持って推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、子供の貧困の連鎖を解消する手段についてお答えします。

子供の貧困の問題は、経済的に困難な状況にある子供たちが、さまざまな可能性と選択肢が制約されることによって、子供の自己肯定感や学力が低くなる等、子供の生活と成長に影響を及ぼす子供たちが多く存在し、また、そのような影響が次世代に引き継がれるこ

とが問題とされております。

沖縄県としては、子供の自己肯定感を育む支援や学力の保障など、子供の貧困対策計画に盛り込まれた重点施策を着実に推進することで、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、(9)、伊江島米軍基地内にある慰霊祭のあり方についてお答えします。

県内では沖縄戦における戦没者のみたまを慰めるため、遺族や関係者により慰霊碑が建立されており、建立者が主体となり、慰霊祭がとり行われております。伊江島補助飛行場の施設・区域内には、沖縄戦当時、伊江島灯台に勤務し犠牲となった職員とその家族のみたまを慰めるため、伊江島灯台殉職者慰霊之碑が建立されており、例年、村主催慰霊祭と同日の４月21日に第11管区海上保安部主催により慰霊祭が開催されています。

なお、ことしは米軍演習の影響により、基地内への立ち入りが困難となったため、本慰霊祭については、翌22日にとり行われたと聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄振興開発金融公庫教育特例貸付制度についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の教育資金には、母子、父子家庭や離島居住者、低所得者などを対象とした低利な利率特例制度があり、本県の厳しい経済状況にある世帯の負担軽減が図られております。同公庫の平成28年度教育資金融資は、件数が2378件、金額が26億9900万円といずれも過去最高となり、その中でも母子・父子家庭利率特例の利用が増加しているとのことであります。

県教育委員会においては、同公庫の教育資金貸付を高校生等への修学支援の説明資料で紹介するなど、今後も引き続き周知広報に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　知事の政治姿勢についての(3)のイ、ミスマッチの課題についてにお答えいたします。

求人と求職のミスマッチについては、職種によって有効求人倍率に差があることや、給与や雇用形態、資格等が一致しない労働条件のミスマッチなどの課題があると認識しております。

そのため県では、業界等に特化した合同就職説明会の開催や、正規雇用化を行う企業を支援する正規雇用化サポート事業、求職者のスキルアップを支援する若年者ジョブトレーニング事業の実施など、沖縄労働局等関係機関と連携してミスマッチの解消に取り組んでおります。

続きまして、同じく１の(5)、国際物流拠点産業集積計画の実施状況についてにお答えいたします。

国際物流拠点産業集積計画の実施状況としましては、空港・港湾機能を高めるための設備の整備等として、那覇港国際コンテナターミナル施設を整備したほか、那覇空港の滑走路増設整備の促進に取り組んでおります。また、産業集積に資する施設等の整備として、賃貸工場や航空機整備施設の整備を進めているほか、那覇港総合物流センターの建築工事に着手しております。さらに、立地促進のための取り組みとして、国内外での企業誘致活動や立地企業への助成事業等を進めております。

県としましては、今後とも同計画に基づき、国際物流拠点産業の集積を図ってまいります。

続きまして３、環境行政についての(1)、経産省の放射性廃棄物説明についてにお答えいたします。

国は、原子力発電に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、国民理解の醸成を図るとともに、都道府県の理解を得ながら、全国の市町村に対しても情報提供を行い、理解と協力を得ていくとしております。説明会につきましては、全都道府県、市町村及び一般市民向けに、幅広く情報を共有するため、開催したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての中の(4)、県経済の発展可能性についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、アジアの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が持つ自然・伝統・文化等のソフトパワーを生かし、成長著しいアジアの活力を取り込むための諸施策を推進することにより、日本のフロントランナーとして、我が国経済再生の牽引役を担い得るものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、国家戦略特区の活用分野についてお答えいたします。

沖縄県は、県全域が国家戦略特区として、国際観光・イノベーション特区の指定を受けております。このため、地域の強みを生かした観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の整備などに資する事業であれば、観光に限らず、保育や農林水産業など、56事項ある規制改革メニューのいずれも活用が可能となっております。

次に、２の観光振興についての御質問の中の(3)、高速船の導入についての御質問についてお答えいたします。

沖縄県は、自動車への依存度が高い地域であり、県民の自動車保有台数も年々増加するなど、日常的に交通渋滞が発生する状況にあります。加えて、沖縄を訪れる観光客の急激な増加により、今後、さらなる交通渋滞も予想されることから、本島内の移動については、陸路のみならず、海路も含めた多様な交通手段を検討する必要があると考えております。そのため、県では今年度、県北部と南部を結ぶ高速船等の導入について、想定される需要量や採算性、利便性の高い運航形態等の調査を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、差しとめ訴訟についてお答えいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。

行政としては、無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から、沖縄県は、弁護士や行政法学者等と検討を重ねてきた結果、差しとめ訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、普天間飛行場の返還時期についてお答えいたします。

平成18年のＳＡＣＯ最終報告は、十分な代替施設が完成し運用可能となった後、普天間飛行場を返還するとの合意内容でした。平成25年４月の統合計画においては、普天間飛行場の辺野古への移設や緊急時における民間施設の使用の改善などの８項目が返還条件として明確に位置づけられております。また、返還時期について、「返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後に返還可能」としており、どの返還条件が満たされた場合に返還されるのかを明示しておらず、また、返還条件が満たされた場合についても「返還可能」とされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(8)、普天間飛行場代替施設建設事業における石材投下の問題点についての御質問にお答えいたします。

海中に投入する石材について、沖縄防衛局は、濁りの発生が少なくなるよう採石場において洗浄するとしており、また、周辺の水の濁りも環境監視等委員会の指導助言を得て設定した基準値未満であるとしております。一方、石材投入時の粉じんの発生や海の白濁等の情報もあることから、沖縄防衛局に対しては、改めてこれまでを含めた石材の洗浄方法等の詳細な資料提出及び現地確認等の実施を求める予定であります。

次に、４、北部振興についての御質問の中の(1)、高速道の延長についての御質問にお答えいたします。

沖縄自動車道は、名護市許田において、国が進める地域高規格道路名護東道路と連結することとなっております。名護東道路は、名護市伊差川から数久田までの6.8キロメートルについては、平成９年度に事業化しており、平成28年度末の進捗率は約45％とのことであります。平成24年３月には名護市伊差川から世冨慶の4.2キロメートルを暫定２車線で供用したところであり、幹線道路の渋滞緩和に寄与しております。数久田から許田までの1.6キロメートルについては、沖縄県北部地域の特性や課題等について、調査を行っているとのことであります。

県としては、地元北部の自治体と連携して、引き続き、国に事業区間の早期整備、及び調査区間の早期事業化を要請していきたいと考えております。

同じく４の(2)、伊平屋空港整備についての御質問にお答えいたします。

県は、現在、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、関係機関と需要喚起策等についての意見交換を行っているところであります。あわせて、滑走路長見直しに伴う環境影響評価書の補正に必要な低周波音の実機測定についても、関係者と調整を進めていく予定であります。また、今年度は、両村の住民や本島在住の両村出身者等を対象にアンケート調査等を実施して、潜在需要等を確認したいと考えております。

県としては、引き続き、関係機関と協議・調整を行い、早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の観光振興についての御質問の中の(1)、古民家を活用した観光振興推進についてにお答えいたします。

現在、政府においては、訪日外国人旅行者の受け入れを強化するため、古民家等の歴史的建築物を活用した、観光まちづくりの推進に取り組んでおります。本県における古民家については、沖縄独特の風土や文化に育まれた開放的な住空間を生かし、観光施設や宿泊施設、カフェ、レストラン等で活用されております。また、今年度の県の支援事業として、名護市内の古民家を活用した、ＭＩＣＥのパーティープランの開発に取り組んでおります。

歴史や文化などを体感できる古民家は観光振興を図っていく上でも、貴重な観光資源であると考えており、今後も古民家等の歴史的建築物の活用を推進してまいります。

次に、同じく２の(2)、教育旅行民泊の指針についてにお答えいたします。

教育旅行民泊取扱指針については、ことし５月に、県、沖縄観光コンベンションビューロー、地域観光協会等の関係団体で構成する沖縄県修学旅行推進協議会において策定したところです。当該指針では、受け入れ団体における安全対策等についてのマニュアルの作成や、学校、受け入れ民家等との調整を行うコーディネーターの配置を義務づけるとともに、県からコーディネーターへの安全対策等についての研修を行うこととしております。

県としましては、当該指針により、安全・安心で教育的価値の高い教育旅行民泊ブランドの構築に取り組み、沖縄教育旅行の新たな強みとして生かしていきたいと考えております。

次に、同じく２の(5)、クルーズ客への白タク行為についてにお答えいたします。

昨今、外国クルーズ船の寄港時に、レンタカー等を使ったいわゆる白タク行為が発生しております。白タク行為は道路運送法違反であり、タクシー等交通事業者への影響や事故時の補償問題等があると認識しております。

そのため県では、道路運送法を所管する沖縄総合事務局と共同で、船社に対し白タク利用を行わないよう乗客への周知依頼を行ったところであり、今後県の海外向け観光ウエブサイトでも同様の周知を行ってまいります。また、県では白タク行為に関して６月21日付で県知事名により、県内旅行業者に対し法令遵守について注意喚起を行ったところであり、引き続き防止に向けた取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の観光振興についての御質問の中の(4)のア、やんばる国立公園における観光と保護の両立についてお答えします。

やんばる国立公園は、世界自然遺産への登録を契機として、観光客数の増加、エコツアー等による特定の場所への利用集中や遺産登録地への無秩序な立ち入りなど利用形態の変化が予想されています。このため、国、沖縄県、地元関係機関等で、やんばる国立公園等における適正利用について協議を行っております。

県としましては、今後とも関係機関と十分連携を図りながら、エコツーリズムや適切な利用コントロールなど持続可能な観光を推進し、やんばる国立公園における観光と自然環境の保全の両立を目指してまいります。

次に、(4)のイ、奄美群島国立公園との連携についてお答えします。

やんばる地域及び西表島については、去る３月７日に新規指定された奄美群島国立公園の奄美大島、徳之島とともに世界自然遺産登録を目指しております。登録に向けては、昨年末に国、鹿児島県とともに、これら４つの地域から成る遺産を一体的に保全管理するための包括的管理計画を策定したところであります。

県としましては、国、鹿児島県、地元関係機関等とより一層連携を深め、世界自然遺産登録を実現するとともに、自然環境の保全とその適正な利用の両立による地域振興を図ってまいります。

次に、３の環境行政についての御質問の中の(2)、沖縄市サッカー場の汚染対策についてお答えします。

平成25年６月に沖縄市サッカー場の人工芝敷設工事中、地中から米国企業名が記されたドラム缶が発見されたことを契機に、沖縄市、沖縄防衛局及び県は連携しながら調査及び対策を講じてまいりました。汚染除去については、沖縄防衛局が本年３月までに廃棄物、ドラム缶等を全て県外へ搬出し適切に処分したことを県は確認しております。また、掘削部のくぼ地は、購入土等で埋め戻されており、沖縄市サッカー場における一連の汚染除去は全て完了しております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは４の北部振興についての御質問の中の(3)、基幹病院整備についての御質問にお答えいたします。

県は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、北部地区医師会病院が保有する資産及び負債の取り扱い、同病院の職員の身分の取り扱い、新病院の建設など、統合に当たって整理すべき54項目の課題を抽出し、現在、その処理方針の検討を進めているところであり、年内を目途として、統合の是非に関する県の方針を決定したいと考えております。仮に、統合を是とする方針が出された場合は、北部地区医師会病院及び北部地域の市町村と、統合の条件及び進め方等に関する協議を行うこととしております。その結果、関係者間で合意形成が図られた場合は、統合に向けた具体的な作業を開始することになると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　我が会派との代表質問の関連についてからお聞かせ願いたいと思います。

ＳＡＣＯ合意の再検証見直しを求めることということでありましたけれども、当初のＳＡＣＯ合意の検証の中では十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場は返還するということだったんですよ。しかし2013年の統合計画では、2022年度またはその後に返還可能ということに変わっているんです。これは明らかに後退しているというふうに私はイメージを持つんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　返還するから返還可能というような表現になっていること、我々もこのことについても日本政府から説明を受けてございません。政府においては、県民に対して丁寧に説明すべきではないかというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この統合計画の中で８つの条件が明記されたということですけれども、辺野古が唯一の解決策と言ってきた説明と、このほかの返還条件の整合性はどうなるんですか、どういうふうに考えたらいいですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

やはり最初のＳＡＣＯの最終報告では、代替施設が完成し運用可能となった後に普天間飛行場を返還するというふうになっていたわけでございますけれども、ただ今般、国会において質疑の中で初めて民間施設の改善がというような条件がなされなければ、辺野古が整わなければ返還がなされない旨の発言がなされたということで、我々としてもこの分についてやはり大きな衝撃を受けているところでございます。

これまでの政府は、辺野古が唯一の解決策、そして普天間飛行場返還の実現のため辺野古への移設を着実に進めるというようなことのみを繰り返し説明しておりまして、こういった条件について今回が初めての発言でございます。政府においてはこういったことが米国の検査院の報告でも出ておりますので、こういったことが返還の条件となっていると。しかも防衛大臣がこれが整わなければ返還されない旨明確に発言している以上は、辺野古が唯一の解決策というようなことを捨ててもう一度国際環境、そういったことの変化も踏まえて対応すべきでないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　午前中、次呂久議員からもありましたけれども、この会計検査院の報告書の中に現在予定されているキャンプ・シュワブの滑走路は任務上の要件を十分に満たしていない、普天間飛行場を失うことは当該地域での固定翼機の緊急着陸を喪失、また国連が滑走路を使用できないことにもつながるということで、新たな施設、要するに長い滑走路を模索しているわけですよね。それに間違いないですよね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　報告書では辺野古の代替施設が緊急発進する固定機によっては短過ぎるんだということが明確に報告がなされております。やはりさきの統合計画の中にもそういったことが示されていたというものの背景があって、それについての場所が日本全国で12カ所、うち１カ所が沖縄県だということもこの報告書では示されているところでございます。

こういったことから、この計画の中ではこの欠陥が解決されなければ計画も遅延の可能性があるということまで指摘されてございますので、沖縄県はこのことは大変重要視しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この12の選択肢の中で沖縄でも探しているということは、いわゆる沖縄におけるその代替滑走路を探しているということなんですか、日米両政府は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　報告書の中におきまして、その名称までを場所までを特定しているわけで

はございません。それから他の12カ所についても場所は示されてございませんけれども、沖縄県１カ所ということは記載されております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いずれにしても沖縄県で代替滑走路を探している。要するに辺野古では満たされないという条件がありますから、探しているということは、これは事実ですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　報告書を見ますと、沖縄における他の代替施設案について具体的な焦点を当ててはいなかった。すなわち12の選択肢の中で唯一１カ所だけが沖縄県内であり、また代替案は1500マイル以上も離れたところにあると意見する人たちもいたというような記述がございます。1500マイル以上というのは我々本土だろうというふうに考えておりまして、沖縄１カ所、そこについてどうするかというのは日本政府のほうにおいて対応されるべきだというような見解が示されているというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いわゆる長い滑走路を沖縄の中でも探さざるを得ない。これは大変な問題ですよ。民間空港を探しているということでありますから、であれば沖縄県内でそれが活用できるような民間空港というのはどこですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々県内の民間空港も全て列挙いたしまして、いろいろ調べてみました。那覇空港が2700メートル、増設して3000メートルですね。あと下地島空港3000メートル、久米島空港2000メートルというようなことで普天間飛行場の2800メートルに相当するというようなことを考えると、那覇空港のことを指しているのかというのではないかというように推察しているところでございます。

ただ、この件については、日米両政府において明示はされてはおりませんが、そういった全体的な報告書等を読む限りは、県内で１カ所というのは那覇空港ではないかというように推察しているところであります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　那覇空港という話が出てもうびっくりしていますよ。第２滑走路をつくる目的はそれじゃないはずですよ。沖縄がこれから観光の中でどう発展していくかということで我々は意見を一致してこれを提言してきたはずなんですよ。それが普天間の返還の条件に使われる。これはもうおかしい話ですよ。どう思いますか、知事、これ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　あくまでも今私どもの推察ということですが、仮の話で那覇空港を米軍が使用する場合は、現在滑走路を増設中であるものの、同空港は運航回数が過密な状況にあり、その上自衛隊も使用していることから危険性や騒音の増加、観光への悪影響等が生ずることも考えられ、那覇空港の米軍による使用は決して認められないというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いずれにせよ、この条件、要するに長い滑走路が整わなければ返還されないということなんですよ。実際この返還条件というのがですね。そうであれば、辺野古と普天間が同時に使用される可能性が出てくるんですよね。探せなかった場合には。普天間が返らないということにつながっていきませんか、これは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　さきの稲田防衛大臣のあの御発言は、条件が改善されなければということで普天間が返還されないこともあるというような趣旨の答弁だったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これは県民の認識として初めて聞くような問題じゃないかなと思うんですよ。いわゆるこれまでは辺野古が唯一だという、解決策だということで県民はそれを言われ続けて聞いてきているわけですねよ。全くそうじゃない。2013年度の統合計画の返還条件で、辺野古で確保されない長い滑走路を県内の民間空港下で確保するなどという条件があったらこれ大変なことですよ。これこそ県民は寝耳に水ですよ、はっきり言って。なぜ民間空港を例えば那覇空港であれ、久米島空港であろうが下地島空港であろうが、その民間空港を沖縄が提供しなければいけないんですか、この件に関して。この議場でも辺野古ができたら普天間は返ってくると発言している議員もいらっしゃいます。これはこの統合計画、いわゆる2013年にそういう背景がある中で埋め立てを承認する時点でそれがわかっていたらさらに大変な問題に私はつながると思う。これは前知事が県民をだましたのか、国が県民

をだましたのか。特に県民、あるいは私は特に宜野湾市民には明確にさせることが必要だと思います。そのためにはあの時点に戻りながら、この条件をわかりながら辺野古の埋め立てを承認したのかということで前知事、参考人あるいは百条つくって調査すべき大きな問題と私は認識しておりますけれども、県はその点どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　実は平成25年の４月６日に統合計画の説明のために当時の小野寺防衛大臣が参りまして仲井眞前知事と会談してございます。その際に小野寺防衛大臣が特に強調しておりましたのは、普天間の部分に関しては辺野古移設はあるけれども、ほかの施設、嘉手納より南の施設についてはリンクはしていませんよというような説明に終始していたと。その際には、仲井眞知事からは2022年以降とされたことについて着目して長過ぎるというようなコメントをしたということで、いわゆるただいま議論になっております民間施設による返還条件の話は一切先方からの説明もないし、こちらもそういったことについては認識なかったということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　いずれにしても、これまでの代表質問、一般質問のやりとりの中で、これは明らかに間違った情報が示されてきているんですよ。普天間の５年以内の運用停止は完全な空手形だったということをもう言わざるを得ない。辺野古が唯一の解決策というのは既にもう崩壊しているんですよ。今回の議会の中で、わかりました。返還条件という根本の議論が今後絶対に必要になってくると思いますので、そういう観点から県のこれからの考え方、姿勢を示していただきたい。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　代表質問でも答弁さしあげましたように、我々も大変な衝撃を持ってこの問題を受けとめておりまして、この件につきましては、政府に対してしっかりとした説明を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　次の問題に移ります。

国家戦略特区の活用についてですが、56の活用が可能であるというふうなことを示していただきました。これまで私は観光分野の中での問題だけだと思っていたんですよ。それ以外のメニューが十分に使えるということでよろしいんですよね。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の整備に資するという説明がつけば全て活用可能ということでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　大変これはいいことです。

実は伊江村とか離島は、この農業に関しての政策の中で、いわゆる民泊とかの中で、パートがみんなとられてしまって農作業する人がいないんですよ。これまで外国人の就業は研修目的に限られていたんですけれども、今回の改正によって農業、いわゆる刈り入れのとき忙しいときだけ短期間でもできるというような利点があるわけですよ。そういう観点の中で、外国人を採用できるということは非常にメリットがあります。本当に今のような状況の中での、可能ですかということをもう一回聞かせてください。今の制度の中で。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　御指摘の点もあろうかと思いますが、目下進められているもの、名前はまだ調整中なので実施主体名についてはコメントは差し控えたいのですが、例えば農家レストランとか、それから道の駅とか、操業する外国人の在留資格基準の緩和等が考えられておりまして、それらは調整中であって具体的な案件として今進められております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これは、当初の考え方、観光の分野だけを特定してきたものの中とは違って、大いなる分野に使えるということで私は理解しました。きのうの質問の中でも當間県議がおっしゃっていたのも、これからもっともっと広がりがあるということであれば、企画の中に担当を置くかもしれませんけれども、それ専属の部署を置いて戦略を立てる必要があると私は思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

おのおのの規制緩和でございますので、規制目的等についても精密に把握をした上で、規制緩和の果実と申しますか有用性を得たいということがございますので、企画部はもちろん頑張りますが、各部との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　伊江島灯台の慰霊祭の件ですけれども、毎年行われている４月21日、ことしだけは演習があったからできませんでしたと。こんなことで本当にいいのかなと思いますよ。６月23日の慰霊の日に演習がありますから延期しますということと同じ意味

なんですよ。そういう観点からすると全く配慮がないなというのを私は感じます。その辺、県としてこの慰霊祭に対する考え方、小さな慰霊祭かもしれませんけれども、同じ殉職した、戦争で亡くなった方々なんです。それに対してどう見解を持ちますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず米軍基地内の立ち入りにつきましては、日米合同委員会合意で申請手続が定められていますが、その許可は米側の裁量に委ねられているという条件があります。

ただ議員御指摘のように、十分な配慮をすべきではないかということですけれども、実は日米合同委員会合意におきましても、地域社会との友好関係を維持する必要性を認識し立入申請に対して全ての妥当な考慮を払うという文言が入ってございます。

そういったことからしますと、県としましても、やはり地域住民の要望を実現できるよう、こういったことが二度と起きないよう米軍に対して働きかけてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　基地の中にあるがゆえなんですよね。そういう観点から、以前に伊江村の議会の中でもそこを返還することが可能じゃないかと、一部ですよ。フェンスから200メートルも離れていなくて、非常に風光明媚な場所で観光にしても十分価値があるということで、そんなに大した返還の面積ではないと思いますよ。観光のメッカとしても十分生かせると思いますけれども、そういう観点から地元からの要請等があればそれなりの可能性があるかなと私は思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの件につきましては、伊江村に確認いたしましたところ、確かに伊江島灯台周辺につきましては村としては現時点で返還を求める意向はないとのことですけれども、同灯台周辺は風光明媚なことから観光資源として活用したいという意向は持っておりまして、米側と民泊利用者の立ち入りについて調整を行っていきたいとそういうようなお話があったところでございます。

○平良　昭一君　ありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　共産党の渡久地修です。

まずは、きょうは通告の後ろのほうから順次やっていきたいと思っておりますので、御了解願いたいと思います。

まず、首里のまちづくりについてです。

首里城の近くに伊江殿内があります。国指定史跡ですけれども、そのそばに住宅供給公社の市街地住宅があります。老朽化して今度那覇市の石嶺団地内に移転しますけれども、その移転後の跡利用については、城下町あるいは首里の景観にふさわしいものにしてもらいたいと。そして何よりも地元の意見を重視したものにしてもらいたいと思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県住宅供給公社の当蔵市街地住宅、この跡地利用について、那覇市は首里城下町としての景観や観光振興、伝統工芸や伝統文化の発信拠点などさまざまな側面からの利活用を地元の意見を聞きながら検討したいとしております。この同跡地を所有する沖縄県住宅供給公社においても、那覇市の意向を尊重するということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次、よろしくお願いします。

次、部長、今首里城周辺すごい交通渋滞です。これは緊急対策も求められています。そして、1200万観光となると、この交通渋滞問題抜本的に対策をとらないと大変なことになりますけれども、それについて見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　県では現在、首里城周辺の渋滞要因の一つと考えられる駐車場の不足について、首里城及び周辺駐車場の充足状況、これを調査しているところでございます。この結果を踏まえ、新たな駐車場の確保については検討していくという方針でございます。

また、抜本的には交通量の分散であったり通過交通の排除、こういったものが考えられますけれども、密集した市街地であり、まちづくりに及ぼす影響が非常に大きいと考えられますので、長期的かつ慎重な議論が必要ではないかなというふうに考えております。

現在、局部的な交差点改良あるいは、公共交通機関の利用促進、こういったソフト対策というものを優先的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この問題はぜひ抜本的な対策をとっていただきたいと思います。

次に、沖縄戦での捕虜がハワイに収容された問題で、収容された実態の解明とハワイで亡くなった収容者の遺骨の沖縄への帰還について、県としてやっぱり

きちんと国に要請していくということをやってもらいたいと思いますがいかがですか。
○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　お答えします。
私は去る６月４日、熾烈な沖縄戦を生き延び、捕虜となってハワイへ送られ、再び故郷の地を踏むことなく、病気等で亡くなられた12人のみたまの鎮魂と世界の恒久平和を祈願するため、御遺族、捕虜として収容された方々及びハワイ沖縄連合会等関係者の皆様とともに、ハワイ捕虜沖縄出身戦没者慰霊祭へ参列いたしました。
12人の遺骨の行方を含め、捕虜としてハワイへ送られた沖縄出身者につきましての詳細は不明であります。その実相につきましては、戦後72年が経過したこと、国外でのことなので情報の入手が困難な状況にあります。
そこで、県としましては、国に対して情報提供を行うとともに、遺骨の帰還及び実相の解明を要請してまいるつもりでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　浦崎副知事、本当に御苦労さんでした。この慰霊祭に元衆議院議員の古堅実吉さん、捕虜としてはお二人だったらしいんですけれども、古堅さんは15歳で捕虜になったそうです。最年少捕虜。その最年少捕虜だった古堅さんが今度88歳ということで、物すごい時代の流れを感じると言っていましたけれども、この解決は急がれますので、ぜひ、副知事全力でよろしくお願いします。
次に、国保についてお尋ねします。
まず、県内の国保加入世帯の負担実態について教えてください。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、この負担ということで、平成27年度の国保税の調定額で申し上げます。１世帯当たり、沖縄県の場合、11万5807円となっております。一方、全国平均を見ますと、15万2352円というふうになってございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この１世帯当たりの負担率、全国平均と沖縄県の負担率について教えてください。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　負担率のほうで申し上げますと、平成27年度の１世帯当たりの負担率、沖縄のほうは15.41％、全国は13.88％というふうになってございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　沖縄が全国平均よりかなり高いということですけれども、それと沖縄県と全国の所得階級別世帯数の分布について示してください。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　平成27年度の国保の加入世帯の所得階級別割合でございますが、所得なし世帯、沖縄が27.8％、全国23.6％、100万円未満の世帯が沖縄37.9％、全国28.7％、200万未満の世帯が沖縄20.2％、全国が24.6％、300万円未満の世帯が沖縄7.4％、全国が11.3％、400万円未満の世帯が沖縄が2.5％、全国が4.9％、500万円未満の世帯が沖縄1.7％、全国が2.3％、700万円未満の世帯が沖縄1.1％、全国が2.0％、700万円以上の世帯が沖縄が1.4％、全国が2.0％となっておりまして、100万円未満の世帯で見ますと、沖縄が65.7％で全国が52.3％という状況でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　それで、次に、この国保の運営主体になっている市町村の負担実態はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　市町村の負担ということで、法定外一般繰り入れがそれに該当するというふうに考えておりますが、平成27年度は37市町村でこの法定外繰り入れというのが実施されておりまして、総額は117億927万円というふうになっております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　次に、前期高齢者の算定で、沖縄が極端な打撃を受けていることについてちょっと説明してください。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄県の市町村国保においては、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べて極端に少ないということから、平成20年４月に前期高齢者財政調整制度が創設されて以降、多額の赤字を抱えている状況に置かれているというふうに考えております。
沖縄県としましては、本来であれば、制度移行時に沖縄の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和の措置が必要であったというふうに考えておりまして、そのために、市町村、それから国保連合会と連携しまして、平成30年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県に有利な制度設計となるよう要望したところでございまして、加えまして、本県の特殊事情に配慮した赤字解消のための特段の財政支援について、国と現在調整しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　先ほど市町村の負担117億円と――前年度かな、言っていたけれども、この前期高齢者制度ができて最近までの市町村の負担というのは、合計幾らになりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　御質問の趣旨は、平成20年度以降27年度までにどれだけ法定外繰り入れがなされたかという御質問だと考えますけれども、20年度から27年度までの累計額で645億繰り入れされているということでございます

○渡久地　修君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　沖縄の国保が大変厳しい実態というのが浮き彫りになったと思います。低所得者が物すごく多いということですよね。所得なしが27.8％、そして１万円から100万円未満が37.9％で、合計で65.7％、沖縄の国保加入世帯に占めているわけです。負担率は、全国が13.8％に対して沖縄は15.4％、先ほどの所得は、13.4ポイントも差があると、負担もかなり重い負担と。そして市町村の繰り入れも合計で645億円、前期高齢者のものが始まってこうなっているということが言えると思います。

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　これを解決するためにどうするかという点なんですけれども、先ほどあった前期高齢者の算定の問題です。これはもう知事、よく御存じと思いますけれども、沖縄戦の影響で前期高齢者の人数が少ないんじゃないかということで、この制度が始まって以来、全国は物すごく有利になっているんですよ。ところが、沖縄はこの部分、前期高齢者が算定になったものだから極端に影響を受けて、沖縄だけが前期高齢者で物すごい不利益をこうむっているというのがあるので、この問題解決しないといけません。ぜひこれは知事を先頭に全力を挙げてもらいたいと。この前期高齢者の制度をしっかりと沖縄に不利益が及ばないように改善してもらうと同時に、この間の645億の不利益をこうむったものは、やっぱり国に補塡を求めていくということが大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄の市町村国保の赤字が喫緊の重要な課題であるということは重々承知しておりまして、先ほど申し上げましたけれども、平成20年度の前期高齢者調整制度が始まったときに、この計算方法というのは、沖縄にとって有利に働かない計算だったわけです。その全国的に見て公平な制度だったかもしれませんけれども、不利になる沖縄のようなところに対しては、何らかの激変緩和のための措置が必要だったんじゃないかということを国のほうにも申し上げておりまして、今向こうの事務方とやっとこの問題についてどうするかというような、調整をするテーブルに着いているところでございます。事務方で詰められるところは詰めていって、最後は知事、それから国保連の市町村、こういった方々と一緒に強力に要請していって、必要な額の支援を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今あったように、これは政治課題に僕はなっていると思うんですよ。

それで部長、次に、2017年４月28日に沖縄振興会議が開催されましたけれども、その中で、国民健康保険財政について、全市町村から県に対する要望が出ていますけれども、この要望について紹介してください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　去る４月28日に要望のありました沖縄振興拡大会議におきまして、市町村のほうから議題として、平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、県が国保の財政運営の責任主体になることから、市町村国保の財政負担軽減のため、県も一般会計から赤字補塡のための法定外繰り入れを行っていただきたいというような要望がございました。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最後に知事にお尋ねしますけれども、先ほど部長からあった国保の前期高齢者の算定の問題は大きな政治問題で、知事を先頭にして頑張らないといけないと思いますので、知事、ぜひこれ、全力を挙げて頑張ってもらいたいと。そして、今あった41市町村からの要望、来年から県が主体となるけれども、今法定外繰り入れ、県は１円もやっていないんです。これを来年からは県が主体となるから県もやっ

てほしいと、県もですよ。市町村やらないんじゃなくて、こういう要望が出されています。知事は那覇市長時代、国保がどんなに厳しいかということで、大変苦労もして、その問題は共有していると思いますので、この要望は真摯に受けとめて、きょう今すぐここで、はい幾ら繰り入れしますとか、こういう答弁は私は求めないんですけれども、真摯に受けとめて、議論の俎上にしっかりのせて、知事も含めて、この要望も含めて議論していくということで答弁、この前期の問題と、この問題を知事にお尋ねしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

もう８年ぐらい前になるんですか、前期高齢者の件、沖縄県市長会でも、それぞれ今までは合計で30億ぐらいの赤字だったのが100億超えまして、その原因が不明だというようなことで、那覇市が引き取ってその原因究明をしましたら、前期高齢者制度が、沖縄は戦争中収容所に入っていますので、その間の子供ができなかった。前期高齢者が特段に少ないというようなことで、この恩恵にあずかることがなくて、大変な赤字がそこから来ているわけであります。その後、ずっと交渉もしてきて、昨年はまた集大成として、二階幹事長にも沖縄県の問題は何があるかと。いやたくさんあるけれども、じゃ一つだけ言えと言うから、一つだけ言うのであれば国保の問題ですと、何とかしてくれということで話をしましたら、担当の局長に東京のほうでお会いさせてもいただきました。しかし、やはりスピード感とかそういうものがなかなか、一応方向性はこうだけれども、来年から再来年からということであるので、これからまた詰めていかなきゃならぬなというふうに思っています。

金額の大きさからしますと、今市町村も大変でありますけれども、沖縄県もそれに全面的に応えるというのはなかなか大変なことです。来年からその仕組みが変わっていきますから、御一緒してやるという中に、なおかつ国の責任をしっかり問わなければ――前期高齢者というものは、もともと戦争で沖縄はそういう状況になったわけですから、その仕組みもわからないまま、こういう制度でもって沖縄県が特段の赤字を抱えているわけです。これをやはり強く主張して、そしてその中に沖縄県みんな、県も市町村も一緒でありますから、そこから新しい制度の中で、どのようにして分け合ってやっていくかというのは、これからまた議論をしていきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この繰り入れの問題、それもぜひ俎上にのっけて議論していただきたいと思います。

次に、基地問題について。

まずは北部訓練場の一部返還、高江ヘリパッドの問題ですけれども、そもそも負担軽減というのは、基地の負担軽減というのは何を指しているのかなと思います。皆さんはどう理解していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

負担軽減、例えばＳＡＣＯの最終報告ですとか、再編実施のためのロードマップ、そういったものでいろいろ記載がございますけれども、そういったものによりますと、政府は基地負担の軽減策として土地の返還、騒音軽減、兵力削減などを実施するとしているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この前の慰霊の日でも、安倍首相は北部訓練場の一部返還を復帰後最大の返還、負担軽減と自慢していましたが、もともと返された部分というのはほとんど使われていなかった基地ではなかったですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういった趣旨で平成23年２月16日に沖縄県選出の糸数参議院議員が政府に対して質問主意書を出しております。その内容といいますのは、北部訓練場における直近の使用状況という内容の質問主意書ですが、政府からの回答といたしましては、平成23年２月25日――16日の質問に対して25日に回答があったわけですが――「回転翼機ＣＨ53等を使用した訓練が年間を通して行われているものと承知しているが、その詳細については、把握していない。」と閣議決定したと回答しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　地元の人たちもほとんど使われていないと言っているところ。それで、日米地位協定２条３項「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため使用できなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。」と規定されています。まさに、速やかに返すべきものを返さなかったというのが事実じゃないかなと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　使用状況については先ほど答弁したとおりであります。

県といたしましても、個々のヘリコプター着陸帯の使用状況の実態について把握しているところではありませんけれども、仮に使用していない施設・区域があ

る場合には議員御指摘のように、日米地位協定の第２条第３項の規定に基づきまして、速やかに返還される必要があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　北部訓練場には新たに６カ所のヘリパッドが高江周辺につくられて、配備はないと言われていた、隠し続けていたオスプレイが飛び交う。墜落の危険の負担増加、爆音の負担増加、環境破壊の負担増加、税金の負担増加、まさに負担増加のオンパレードそのものだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

東村高江区で先行提供されました、Ｎ４地区でのオスプレイの運用によりまして、騒音が増加し、周辺集落の生活環境への影響が懸念されております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じてオスプレイの配備撤回を求めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、今度の裁判についてお聞きします。

今度の議会に知事から訴えの議案が出されていますけれども、それで、私はこれまでの経緯を振り返りながら自分の頭の整理も含めて、ちょっとその立場で質問したいと思います。

まず、県民はこれまで名護市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙、県議選挙、参議院選挙、何度も全県的な選挙で辺野古新基地建設反対の民意を示してきたと。私は民意は明確だと思うんですが、県の見解はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今、議員からございましたように、平成26年に行われました名護市長選挙、知事選挙、衆議院議員選挙、昨年行われました県議会議員選挙そして参議院議員選挙、これら一連の選挙において普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は選挙の結果においても示され続けているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は、民主主義国家というんであれば民意は一番尊重されなければならないと思うんですよ。ですから、この民意を尊重すれば、政府がやるべきことは、辺野古新基地建設を断念する。これが政府のとるべき道だと思いますけれども、知事、地方自治、民主主義の観点からどのように見ていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたように、一連の選挙において県民の民意は明確に示されていると思っております。こういった中で、やはり辺野古の新基地建設を強行しようとする政府の姿勢は、県としても到底容認できないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それで、辺野古につくられようとしている基地というのは、普天間の代替施設というものではないと何度も指摘してきましたけれども、機能が強化された最新鋭の基地じゃないですか。改めてお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

政府が推進しようしている辺野古移設計画、その中身を見ますと、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など現在の普天間飛行場とは異なる機能等が見受けられることは事実であります。そういったことから、単純な代替施設ではなく、新基地であるというふうに認識しているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　その辺野古新基地なんだけれども、アメリカの国防総省は耐用年数200年の基地を要求しているんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの件は1997年９月付の国防総省の文書だと思いますが、その際に、海上施設及び全ての関連構造物は40年の運用年数と200年の耐久年数を持つように設計されたと記述されております。ただ、この当該文書はＳＡＣＯの最終報告で述べている海上ヘリポートに関するものであると我々理解しておりまして、県が行った質問に対する沖縄防衛局からの回答の中では、辺野古埋め立ての設計供用期間は50年というふうにされております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　アメリカが求めているのは200年なんです。

それで今度の議会に出されている、訴えの議会同意を求める議案、この裁判というのは、この間の裁判とは全く違う裁判だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　一連の訴訟との関連でございますけれども、これまでの埋立承認取り消しに係る一連の訴訟は、公有水面埋立法に関する問題であります。さきの最高裁判決も公有水面埋立法に絡ん

で、不作為の違法確認訴訟における判決だということであります。ところが、今回の今般の差しとめ訴訟というのは、承認取り消しを取り消した後の埋立承認が適法であることを前提とした、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為をとめるための訴えの提起ということで、全くさきの最高裁判決とは関連するものではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この最高裁判決出されたけれども、全く違う裁判だと。

それで、政府は何度も裁判で決着がついていると。翁長知事や沖縄県が裁判の判決に従っていないということを繰り返す、明らかにごまかし、すりかえ、それこそ印象操作だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、全くさきの最高裁判決とは関連するものではございません。

県としましては、岩礁破砕等許可を初め、さまざまな行政手続が必要でありまして、これらの行政手続は改めて一つ一つ法令に基づいて適正に審査を行わなければならないということは当然だということでございます。

ですから、今、議員からもありました、最高裁判決によって辺野古新基地建設に関する決着がついたというような批判といいましょうか、そういった発言は当たらないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もっと具体的に、次、和解というものについて、いわゆる和解とは何の裁判でどういう内容ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　和解といいますのは、平成27年11月17日、県が行いました埋立承認取り消しの取り消しを求める代執行訴訟、これに端を発したものでございます。その際に出されたものは、これは平成28年７月でございますけれども、県が是正の指示に従わないことを違法であることを確認するための訴訟がなされております。いわゆる不作為の違法確認訴訟でありますけれども、和解条項の９項といいますのは、是正の指示の取り消し訴訟ということでございまして、今回の差しとめ訴訟とは無関係の事項だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　再度聞きますけれども、この和解の効力というのはどこまで及ぶんですか、今度の裁判にもこれは及ぶんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　若干答弁が重なりますけれども、平成28年７月に国土交通大臣が提起した訴訟といいますのは、県が是正の指示に従わないことが違法であるということを確認するための訴訟であります。いわゆる不作為の違法確認訴訟であります。しかしながら、和解条項は是正の指示の取り消し訴訟、それについて記載されておりまして、今回の差しとめ訴訟については和解条項とは全く関係がないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　全く関係ないのに、首相や官房長官が盛んに翁長知事は和解条項に従うべきだと主張していることについては、どういう見解ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件につきましても、やはり我々は最高裁判決に従って真摯に対応してございますし、そもそも和解条項、またそれ以外にも５項、６項の規定がございますけれども、それについても、国地方係争処理委員会が和解条項の５項、６項で言った事案と違っておりまして、そもそもこの地点で和解条項にはないこの事案が異なるものと和解条項が適用される場面ではなくなったものと考えております。

こういったことから、今回の差しとめ訴訟は和解条項とは無関係でありまして、和解条項の趣旨に従い云々を強調するようなことについては、我々はそういった批判も和解条項違反だということについても当たらないんだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　県内紙でもいろんな識者も、政府がこの別の裁判の和解条項を持ち出して、あたかも知事がこれに従っていないということを発信して、印象操作かということを報道しているわけです。やっぱりここでもさっき言ったすりかえ、印象操作、これがやられていると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　答弁繰り返しになりますけれども、今回の差しとめ訴訟は和解条項とは無関係でありますので、あたかも知事が和解に従ってないとの主張は当たらないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　あとは前知事の出した留意事項についてお尋ねしますけれども、この留意事項というのはどういうものか説明してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
普天間飛行場代替施設建設事業の承認書において、県は工事の実施設計に係る協議、工事中の環境保全対策等に係る協議、供用後の環境保全対策等に係る実効性の確保等、添付図書の変更に係る手続及び埋立工事竣工時の通知、このような５つの留意事項を付しております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この留意事項守られていますか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
留意事項に基づいて県は、事前の協議が調うまでは工事に着手しないよう求めてきたところでありますが、沖縄防衛局はことし４月25日に護岸工事に着手しております。また、サンゴ類の環境保全措置等は留意事項に基づく承認が必要な変更に該当する可能性、これを現在指摘しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　国・防衛局は、留意事項というのは守らなくてもいいんですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
承認の際に付した留意事項については、当然ながら守られるべきものと認識しております。県は今現在、沖縄防衛局に対して、工事を停止し、留意事項に基づく事前協議に応じていただきたいということ、また環境保全図書に記載されたとおりに、事業実施前にサンゴ類の移植・移築を確実に実施していただきたいということを求めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　次に、名護漁協が漁業権一部放棄したことをもって知事の変更免許は要らないと国が主張していることについて、県の見解をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
平成29年３月14日付通知で示されました水産庁の見解は、漁業権の設定されている漁場の一部の区域について、漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものでありました。いわゆる漁業権の一部放棄に関しては、昭和60年政府見解を初めとして、直近では、平成24年の水産庁長官名で発出された漁場計画の樹立に関する地方自治法に基づく技術的助言においても、その性質が漁場の縮小という、漁業権の内容を変動させるものであることから、漁業権の変更に該当するとして、漁業権者の議決により漁業権は当然に変更されるものではないとされてきた経緯があり、県としましても、そのように解釈運用してきております。
今回の水産庁の見解に対して、過去の政府見解や技術的助言との整合性を確認するため、水産庁長官に対し２度にわたり文書照会を行いましたが、個別具体的な質問に対する回答はなく、合理的な説明がなされなかったことを根拠として、県としては、自治事務である漁業権免許制度を運用する立場から、今回の水産庁の見解を採用できないとしたものであります。そのため、県としては、知事の変更免許は行われていないことから、普天間飛行場代替施設建設工事に係る海域は、現時点においても、共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されているとするものであります。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　部長確認しますが、今あった５年前、平成24年６月８日水産庁長官から県知事宛ての文書の中で、知事の免許が必要だというのが政府の見解だったというのが５年前にちゃんと県に届いているということでいいですか、再度その部分紹介してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
昭和60年政府見解や平成24年の技術的助言における記載を見ても、従来の水産庁見解は、漁業権の一部放棄は漁業権の変更であると明確に整理されてきたものであると認識しております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　次に、防衛局が岩礁破砕許可を県知事から受けずに工事を強行していることについて県の見解をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
岩礁破砕等の許可は、水産資源保護法第４条第２項第５号に基づく沖縄県漁業調整規則第39条に規定されており、漁業権漁場内の水産資源の保護培養のために定められたものであります。漁業権漁場内において岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為は、水産動植物の産卵成育等に影響を与えるので、これらの行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合にのみ解除しようとするものであります。今回、沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により

特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において、繰り返し確認されてきております。そのことから、沖縄防衛局においては、許可権者である県の指導に従い、速やかに岩礁破砕等許可申請を行うべきであると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　県はちゃんと許可が必要と言ったのに、防衛局は必要ないと言っていると。

それで、沖縄防衛局長が沖縄県知事に成りかわって許可権者として要らないんだと判断する権限というのがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県としては、いわゆる漁業権の一部放棄は漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当すると解釈しております。そのことから普天間飛行場代替施設工事に係る海域に対して、知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても共同第５号が免許されたときと同様に漁業権が設定されていることから、当該海域において岩礁破砕等行為を行うには沖縄県漁業調整規則第39条で規定される岩礁破砕等許可が必要であると判断しております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　以前、防衛局長は行政不服審査請求を出したときに、一般私人の立場で不服審査を出したと言っていたんですよね、一般私人の立場。沖縄県や市町村には、さまざまな一般私人や民間事業者への許可を与える行政行為というのはいっぱいあると思うんです。今回のように防衛局長、いわゆる一般私人だと言って許可は要らないと勝手に判断して事業を進めていったら、それこそ無法地帯、行政の大混乱に陥ると思うんですけれども、一般私人、民間事業者でもそういう判断ができるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今般、県は国を相手に差しとめ訴訟を起こしているわけですけれども、実質的に考えましても、国は一事業者としての地位にあるときでも一般私人のような営業の自由などの基本的人権の享有主体ではなく、地方公共団体から法令上の義務履行を求めて出資された場合は当然にそれを受けとめるべき存在であると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、本当にやりたい放題、私は暴挙だと思います。岩礁破砕許可は要らないと言ってみたり、判断は自分たちがやってみたり、そして工事は強行すると、二重三重の暴挙です。

これ聞いて質問で明らかになってきたけれども、今の政府のやり方は別の裁判を持ち出してごまかしたり、すりかえたり、あるいは勝手に判断したり、あたかも知事が裁判の判決に従わないという印象を与えようとする、そして工事を強行している。このやり方を見ていると、この戦後27カ年の米軍占領時代、あれに戻ったような気がしてなりません。沖縄では、当時、沖縄県の自治権侵害されてきた、自由と民主主義も脅かされ、有名なキャラウェイ高等弁務官は自治は神話だと、沖縄に自治はないんだと言ったんですよ。まさに今これが沖縄で進行している。だから、今度の裁判は岩礁破砕許可をめぐる裁判であると同時に、沖縄の自治権を取り戻す民主主義を取り戻すという大きな闘いになってきていると思うんですけれども、知事の見解とぜひこれを勝ち抜くという決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の差しとめ訴訟ですが、そもそも沖縄防衛局が従来の見解と異なる水産庁長官の文書を根拠として、沖縄県の行政指導に従わず、知事の岩礁破砕等許可を受けることなく、護岸工事に着工したこと。それに端を発したものでございます。こういった主張が許されれば、地方公共団体が行うどのような分野の事務につきましても、法令の所管省庁という立場を使って、国の都合のよい関与を行うことにつながりかねず、国と地方を対等・協力の関係とした平成11年の地方自治法の改正の趣旨にも大きく反するものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、私はこれは米軍占領下と同じだと思うんですよ。だから、絶対この沖縄の自治権取り戻すという闘いだとも思うんですけれども、もう一度どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今、公室長のほうから先ほどの御質問については話がございました。やはり、今の政府のやり方を見ていますと、私がよく法治国家は法治国家でも、放っておく国家だと、放置国家だというふうな話をさせてもらっておりますけれども、まさしく、地方自治というようなこと、または沖縄に対してという意味からする

と大変厳しい民主主義国家だなという感じがいたしております。

先ほど来、話が出ております稲田防衛大臣の民間の飛行場――固定翼ができる飛行場ですね――これを置かなければ普天間は返さないというようなことの質問に、あの外務防衛委員会で３回も４回も確認しているんですね。こういうようなものが、あの埋立承認時に全く話が出ない中で、５年以内の運用停止等々も含めて一体全体、法治国家とはどういうことなのかというような感じがいたします。そして、この４月には会計検査院がグアムは危ないよと、将来の見通しもないよと、国防省も海兵隊もそれについて何も言ってないんじゃないですかというような話を受けて、今度はネラー海兵隊総司令官が、北朝鮮の今のミサイルはグアムまでも覆ってしまうと。そうすると、グアム移転なんか意味がなくなってきたじゃないかと。そうすると、もう少し考え直さなきゃいけないよと。環境問題でグアムとテニアンもほとんど受け入れられない状況の中で、海兵隊と国防省はこういう形で将来の見通しもないようなものに突き進んでいくのかというようなことがあった後の６月に稲田防衛大臣のこういう発言があるわけです。今やっぱりこの辺野古の埋め立ての工事、今始まってまたこれからどういうふうにやっていくかわかりませんが、１年間とまっている間に私は米国の考え方も変わってきた。なおかつ、北朝鮮の国際情勢、こういったこと等も踏まえたりすると、これから10年間も１兆円近くお金をかけて海も埋め立ててやっていって、その間に国際情勢がどう変わるかわからんのに、でき上がってしまったら何の用にも立たないというこういったことさえ予見できるというようなものがマイク・モチヅキ先生なんかの今議論にも出てきておりますから、やはり私たちは冷静にこういったことを踏まえて、法治国家なのかどうかということも含めて議論をしていく必要がこれから余計出てくるだろうというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、ぜひ頑張ってください。

次に、普天間基地の運用停止と閉鎖撤去についてですけれども、先ほどの質問ともダブりますので、飛ばせるものは飛ばします。それでアメリカ会計検査院（ＧＡＯ）の報告で返さないということが書いてある趣旨のことがありました。これは、辺野古新基地ができても返しませんよというのを、今から沖縄県民に通告しておくというものじゃないかと指摘する人もいるんですけれども、その辺は皆さんどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

政府は普天間飛行場の返還については、これまで辺野古が唯一の解決策、普天間飛行場の返還実現のため辺野古への移設を着実に進めていくと説明してきましたけれども、今回の稲田防衛大臣の答弁により、米国との調整が整わなければ同飛行場が返還されないことを政府は初めて明らかにしたと考えております。

県としては、同飛行場の返還条件の具体的内容、米側との調整状況、及び同飛行場の返還の見込みなどについて、政府において県民に対し丁寧に説明すべきであるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、この統合計画、ＧＡＯと日米共同声明、統合計画で、民間空港の使用というのが書かれています。これ先ほどあったけれども、沖縄本島にある民間空港というのは、再度、沖縄本島にある民間空港というのはどこですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄本島にも12カ所、13カ所ですか、空港ありますけれども、この会計検査院の報告書ではどこだというような指摘はございません。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　沖縄本島にある民間空港というのはどこですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

お答えいたします。

沖縄本島にある民間空港は国が設置、管理する那覇空港のみとなっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は平成21年と22年に、この日米共同声明の中で民間空港の使用というのがあったものだから、民間空港である那覇空港、米軍が使用する危険があるよということを２回指摘して質問してきました。アメリカの会計検査院あるいはこの共同発表、そして、統合計画に民間空港の使用というのがある。沖縄本島にある民間空港というのは那覇空港だけだと。この２つ合わせると那覇空港を使うよということを米軍が言っているというふうに読めるわけです。ですから、知事、那覇空港は絶対米軍には使用させないということで知事に明言してもらいたいんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この定例会の代表質問・一般

質問のときにも３名ほどから御質問がありまして、その趣旨の中で、那覇空港は絶対使用させないというような答弁をさせていただいております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ぜひこれはもう使用させないでください。

そして普天間基地の５年以内の運用停止について、５年以内の運用停止というのは政府の県民への約束だと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　平成26年２月18日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、安倍総理は普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減に関する４項目について、政府としてできることを全て行うと述べているほか、平成28年１月の質問主意書に対する答弁書においても同様の政府見解が示されております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　最近になって翁長知事のせいでこれができないと、知事のせいにしているというのがあるんだけど、その点についていかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県は辺野古移設にかかわらず、普天間飛行場の５年以内の運用停止を実現するよう政府に求めてきたところであります。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、辺野古移設にかかわりなく、同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであり、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、積極的に県外移設に取り組むべきであると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ここにことしの新聞があるんだけれども、前の県政の副知事だった高良副知事が、辺野古前提にしない、リンクしないんだと、前提じゃないんだと、切り離すんだという議論のもとでやってきたということが報道されていますけれども、これについて皆さんどういう認識ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　御指摘の新聞報道、私も見て承知してございます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、県は辺野古移設にかかわらず、これまで従来ずっと一貫して普天間飛行場の５年以内の運用停止を実現するよう求めてきたところでございます。しっかり政府において普天間の固定化を避けて積極的に県外移設に取り組むべきであると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この政府が約束した運用停止の期限は何年何月になりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において、第１回会合が開催された平成26年２月を起点とすることが同会議の構成員である国・県・宜野湾市の間で確認され、その後平成26年10月に閣議決定されております。

県としましては、普天間飛行場の５年以内の運用停止は平成26年２月を起点とし、平成31年２月が期限であると考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　県議会でも全会一致の運用停止の決議を上げていますけれども、県としてどのように取り組んでいきますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

普天間飛行場運用停止の実現を求める意見書が全会一致で議決されたことは、県議会の強い意思のあらわれとして県も重く受けとめております。県は辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　さっきあった31年２月、これを月末とすると、最終日とすると、運用停止まであと何日ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　本日から数えますと、残り603日となります。

○渡久地　修君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、政府が約束した運用停止まであと603日なんですよ。今週になると600日切るんです。だから、このカウントダウンの表示板、残歴板というのを設置して、これは全会一致の決議でもありますから、県庁前、ゲート前に設置して、全県民で運用停止実現させようじゃありませんか。知事、その先頭に立ってこれもつくって、これめくるものやればいいんで、ぜひどうですか、知事の決意聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々、辺野古移設を前提とせずに政府においてはしっかりと県外移設の実現に努めてもらいたいというふうに考えております。

今議員の御提案の残歴板の設置につきましては、貴重な御意見として承らせていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　貴重な御意見じゃなくて、県議会の全会一致の決議、県民の総意だということを受けとめて、（「やったらいいよ」と呼ぶ者あり）　ぜひ頑張っていただきたいなと思います。やったらいいよという激励の声もありますので、ぜひこれ設置してください。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

と言いながら、私が一番元気がない宮城一郎でございます。ちょっとシナリオに小ネタとかも用意していたんですけれども、先ほどの平良昭一議員の質疑で明らかになったところ、それを聞くにつれて非常に何と言うんでしょう、ちょっと心が折れているというか、そういうふうな気持ちになっているところでございます。

ただし、通告させていただいておりますので、気を取り直して質問させていただきます。

まずは、沖縄県公安委員会についてです。

(1)、沖縄県公安委員会ホームページに掲載の沖縄県公安委員会定例会議の開催状況について。

ア、平成28年中の定例会の開催状況42回のホームページ公開日を伺います。定例会開催後、平均的に何日後の公開となっているのか教えてください。

イ、また、この平均的な公開所要日数から大きく遅滞した公開日があれば、これも御紹介いただきたいと思います。

続きまして、(2)、沖縄県公安委員の選任について。

ア、沖縄県公安委員の選任に際し、必要な手続、流れを伺います。

イ、沖縄県公安委員の選任に際し、委員に求められる資質などの基準、条件はどのようなものがあるのか伺います。

２、ＳＡＣＯ合意（沖縄に関する特別行動委員会・最終報告）について。

立て続けに起こっている嘉手納基地でのパラシュート降下訓練、同旧海軍駐機場の使用など、ＳＡＣＯ合意に違反する行為について。

(1)、新駐機場整備にかかった費用とその負担はどこが負ったのか伺います。

(2)、違反行為発生以後、米軍と日本政府においてＳＡＣＯ合意解釈の食い違いが見られましたが、ここに至って政府は閣議決定で旧海軍駐機場の使用について、継続使用を認めると変遷しました。これは、６月20日付で送付された照屋寛徳衆議院議員の質問に対する答弁書のことです。これについて県の考えを伺います。

(3)、津堅島訓練場水域で行われたパラシュート降下訓練について政府は、読谷補助飛行場で行われていたパラシュート訓練を伊江島に移転するとし、ＳＡＣＯ合意違反に当たらないとする閣議決定をしました。これも糸数慶子参議院議員の質問主意書に対して６月20日付答弁書で回答した部分ですね。

つまり、ＳＡＣＯ合意は読谷補助飛行場と伊江島補助飛行場の間にだけ成り立っている移転ということを指していて、嘉手納を含めて読谷補助飛行場以外のパラシュート訓練は違反に当たらないと解釈すべきなのか、県の考えを伺います。

(4)、知事は就任以来、普天間基地の辺野古移設を除いて、ＳＡＣＯ合意の着実な実施を求める立場と理解していますが、上述のように刻々と変わる、あるいは歪曲される合意内容を鑑みて、ＳＡＣＯ合意はこだわるに値するものなのかとお考えか教えてください。

３、キャンプ・シュワブ内Ｋ９護岸の基礎工事着工について。

(1)、県漁業調整規則、公有水面埋立法、埋立承認の際の留意事項等の観点から、Ｋ９護岸の基礎工事着工における問題点を伺います。

(2)、Ｋ９護岸基礎工事に使用される石材の洗浄について、洗浄が行われる場所、方法（回数、水量、時間等）は、埋立願書及び環境影響評価書での計画と、その履行状況をどのように把握しているのか伺います。また、洗浄場所における洗浄処理能力についてもあわせて教えてください。

４、県天然記念物宮古馬の保存の取り組みについて。

(1)、宮古馬保存の取り組みについて現状と、沖縄県のかかわり方を伺います。

５、沖縄福建友好県省締結20周年記念事業について。

(1)、事業の概要を伺います。

(2)、事業の目的、期待される効果、今後の展望について伺います。

６、クルーズ船客への白タク行為について。

(1)、白タク行為の仕組み、流れについて、県の把

握するところを伺います。

(2)、６月８日、逮捕にまで至った事案について県の把握するところを伺います。

(3)、関係するとされる旅行会社は、観光庁長官の認可業者なのか。あるいは、沖縄県知事の認可業者なのか教えてください。

７、我が会派の代表質問との関連について。

仲村未央議員より質問させていただいた、５年以内の運用停止についての質問。いわゆる、６月15日の参議院外交防衛員会における稲田防衛大臣の答弁です。新聞報道の記事からそのまま引用しますが、辺野古新基地が建設された場合でも他の条件が満たされなければ、返還、５年以内の運用停止は実現しないと明言したとの件について県の解釈をお尋ねいたします。

答弁によって再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　宮城一郎議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄福建友好県省締結20周年記念事業についてに関する御質問の中の、事業の概要、目的、効果、今後の展望についてお答えをいたします。５の(1)と５の(2)は関連しますので一括してお答えをいたします。

ことしは、沖縄県と福建省が友好県省を締結して20周年の節目に当たることから、友好関係のさらなる発展を目的として、記念事業を実施することとしております。

具体的には、沖縄県での記念式典の開催や福建省において開催予定の記念式典への出席、沖縄観光物産展の開催、両県省の芸能団体による合同公演の実施等を予定いたしております。加えて、外務省の事業で来日する福建省の大学生訪問団50名の地方訪問を受け入れることとし、現在、県内の大学生との交流の実現に向けて取り組んでいるところであります。これらの事業の実施により、友好県省締結の意義が再確認され、文化、経済等各分野での交流が一層進展すると同時に、両県省の若者の間で未来へと続くネットワークが構築されるものと期待をいたしております。

沖縄県としましては、20周年を機に、既に密接な関係にある福建省との多面的な交流、連携をさらに推し進め、成長著しいアジアにおいてともに発展してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　１、沖縄県公安委員会についての御質問の中で(1)ア、ホームページ公開日についてと、(1)のイ、公開がおくれた日についてお答えをいたしますが、関連しますので一括でお答えをいたします。

平成28年中の沖縄県公安委員会定例会は、42回開催されており、その会議録については沖縄県公安委員会のホームページに掲載されております。定例会の開催からホームページへの掲載までの平均所要日数は、約65日となっております。また、平均所要日数を一定程度超えた例といたしましては、平成28年10月13日、10月20日、11月24日、12月１日に開催された公安委員会定例会の議事録が約100日経過した後にホームページに掲載されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、沖縄県公安委員会についての御質問の中で(2)ア、公安委員会委員の選任手続についてお答えをいたします。

公安委員会の委員の任命に際しては、知事が候補者を選考し、その候補者を県議会に諮り、議会の同意を得た上で任命することとなっております。

次に、(2)のイ、公安委員会委員に求められる要件についてお答えをいたします。

公安委員会の委員については、警察法第39条第１項の規定により、「当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前５年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもの」と要件が定められております。また、同条第２項の規定により「破産者で復権を得ない者」、「禁錮以上の刑に処せられた者」は委員になることができないとされております。加えて、同条第３項の規定により、委員の「２人以上が同一の政党に所属することになつてはならない。」とされております。

公安委員については、これらの法的要件を満たすことに加え、警察の民主的運営等警察の政治的中立性を保障するための公安委員会制度の趣旨を理解するものでならなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、ＳＡＣＯ合意についての御質問の中の(1)、嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転費用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場において移転された新たな海軍駐機場

は、日本政府において整備し、日米合同委員会の承認を得て米国に提供されております。沖縄防衛局によると、海軍駐機場の移転のために新たに提供した格納庫や誘導路などの費用の総額は、契約ベースで約157億円となっているとのことであります。

次に、(2)、嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の使用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の旧海軍駐機場の使用について、政府はＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨にかなう運用を行うことが必要であると考えていると閣議決定しております。航空機が旧海軍駐機場を使用することは、ＳＡＣＯ合意における騒音軽減イニシアチブの趣旨に明らかに反するものであり、到底容認できるものではないと考えております。

県としては、旧海軍駐機場を航空機が使用することがないよう、三連協と連携し、政府に対して、地元の意向を踏まえて米側と交渉を行うよう要請いたします。

次に、(3)、読谷補助飛行場以外でのパラシュート降下訓練について。

国は、平成８年のＳＡＣＯ最終報告及び平成11年の日米合同委員会合意により、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場へ移転したとし、津堅島訓練場水域で訓練を行うことはＳＡＣＯ合意を無視するものではないとの見解を示しております。また、嘉手納飛行場の使用についても、基本的に伊江島補助飛行場を使用するとしつつも、例外的な場合に限って嘉手納飛行場を使用するとの認識を、平成19年に日米合同委員会で確認したとの見解を示しております。

県としては、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、津堅島訓練場水域及び嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施すべきではないと考えております。

次に、(4)、ＳＡＣＯ合意に対する県の見解についてお答えいたします。

県としては、ＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。しかしながら、嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の航空機による使用やパラシュート降下訓練の実施など、基地負担の軽減を目的としたＳＡＣＯ合意の趣旨に明らかに反すると思われる運用が行われており、このような状況は地元自治体、県として、到底容認できるものではありません。

県としては、三連協と連携し、政府に対して、地元の意向を踏まえて米側と交渉を行うよう要請いたします。

次に、７、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、普天間飛行場返還を実現する条件についてお答えいたします。

政府はこれまで、普天間飛行場の返還実現のため、辺野古への移設を着実に進めていくと説明しておりましたが、今回の稲田防衛大臣の答弁により、辺野古新基地が建設されても、緊急時における民間施設の使用の改善について米国との調整が調わなければ、普天間飛行場が返還されないことが明らかとなり、大きな衝撃を持って受けとめております。

日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、キャンプ・シュワブ内Ｋ９護岸の基礎工着工についての御質問の中の(1)ア、県漁業調整規則の観点からＫ９護岸の基礎工事着工における問題点についてお答えいたします。

岩礁破砕等の許可は、水産資源保護法第４条第２項第５号に基づく沖縄県漁業調整規則第39条に規定されており、漁業権漁場内の水産資源の保護培養のために定められたものであります。漁業権漁場内において岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為は、水産動植物の産卵成育等に影響を与えるので、これらの行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合にのみ解除しようとするものであります。

今回、沖縄防衛局は、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行ったことをもって、漁業権は消滅したことから、岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながら、漁業権は、漁業種類、漁場の位置及び区域等の要素により特定された権利であるところ、いわゆる漁業権の一部放棄とは、漁業権の内容である漁場の区域を変動させる性質のものであることは明らかであり、漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであります。このことは、これまでの水産庁通知や政府見解等において、繰り返し確認されてきております。

そのことから、沖縄防衛局においては、許可権者である県の指導に従い、速やかに岩礁破砕等許可申請を行うべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　3、キャンプ・シュワブ内Ｋ９護岸の基礎工着工についての御質問の中の(1)のイ、Ｋ９護岸着工の問題点についての御質問にお答えいたします。

県は、普天間飛行場代替施設建設事業について、留意事項に基づく事前の協議が調い、また、該当する全てのサンゴ類の移植・移築を実施した後で着工するとの認識であります。

沖縄防衛局に対しては、工事を停止し、事前協議に応じること、及び事業実施前にサンゴ類の移植・移築を実施することを求めているところであります。

同じく３の(2)、石材の洗浄についての御質問にお答えいたします。

海中に投入する石材について、沖縄防衛局は、濁りの発生が少なくなるよう採石場において洗浄するとしており、また、周辺の水の濁りも環境監視等委員会の指導助言を得て設定した基準値未満であるとしております。一方、石材投入時の粉じんの発生や海の白濁等の情報もあることから、沖縄防衛局に対しては、改めてこれまでを含めた石材の洗浄方法等の詳細な資料提出及び現地確認等の実施を求める予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の(1)、県天然記念物宮古馬の保存の取り組みについての御質問にお答えいたします。

宮古馬の保存については、その保護育成を目的として、宮古馬保存会が昭和55年に結成されており、同保存会は日本馬事協会や宮古島市の助成金を活用し、保存に取り組んでいます。

県教育委員会では、平成３年に県指定天然記念物に指定し、保存会の体制づくりのため支援を行ってきました。現在、宮古馬保存会において事務局体制や今後の活動のあり方等の検討を進めていることから、宮古島市と連携を密にしながら、宮古馬の保存に向けて指導や助言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６のクルーズ船客への白タク行為についての御質問の中の(1)、白タク行為の仕組み、流れについてにお答えいたします。

道路運送法を所管する沖縄総合事務局に確認したところ、クルーズ船客に対する白タク行為の仕組み、流れについては、外国の発地側にてスマートフォンを活用した自動車配車サービスアプリを使用して予約をとり、寄港地にて個人、法人の旅行業者等がレンタカーとドライバーをセットで提供しているケースがあるとのことでありますが、実態は不明とのことであり、現在、沖縄総合事務局において調査中とのことであります。

白タク行為については、県としても、引き続き実態把握に努めていきたいと考えております。

同じく６の(2)、逮捕事案についての県の把握についてにお答えいたします。

当該事案は、福岡入国管理局那覇支局によりますと、出入国管理及び難民認定法違反の疑いで、同法の在留資格の範囲を超えた活動を行った疑いのある者１名、その資格外の活動をさせた不法就労助長の疑いがある者１名、合わせて２名を、県警と合同で逮捕したとのことであります。また、沖縄県警察本部によりますと、逮捕した２名は、いわゆる白タク行為も行っていたとして、道路運送法違反の疑いで再逮捕したとのことであります。

県としては、今後とも関係機関と連携し、白タク行為の防止に取り組んでいきたいと考えております。

同じく６の(3)、逮捕された旅行会社の旅行業登録について。

去る６月８日に入国管理及び難民認定法違反の疑いで代表者が逮捕された旅行会社につきましては、第２種旅行業者として沖縄県に登録されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

まず１の沖縄県公安委員会の(1)、ホームページの件についてお尋ねします。

昨年、総務企画委員会において、沖縄県警本部警務部長が沖縄県公安委員会のホームページに、定例会の議事録を掲載していると答弁があったんですけれども、この警務部長が指す議事録は、ホームページに載っている「公安委員会定例会議の開催状況」のページとイコールと考えてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この議事録ですが、ホームページでの公開は何か公安委員会の運営規則とかに定められて

公開しているのか、それとも委員会が好意的に自発的に公開しているものなのかお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後３時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

沖縄県の公安委員会の運営規則はございますが、それに載っているものではなくて、議員がおっしゃるところの好意的というのもあれですけれども、規定があるからしているものではなくて、任意で議事録をつくってホームページに公開しているものでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この議事録公開の目的はどういったものでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　それは、繰り返しになりますが、規定はないんですけれども、まさに県民の皆様、国民の皆様に公安委員会でこのような議題を県警が報告していて、それでどんな議論がされてというようなことを公開して、説明責任を果たしているということが目的だと承知をしているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　せっかくのよい取り組みだとは思うんですね。ただ、答弁があったように、定例会があってから平均的には65日後の公開、早いものでは31日後とかあるんですけれども、遅いものでは117日後、約１年の３分の１ぐらいたってしまってから公開がなされるということでもありますので、取り組み自体大変敬意を表します。ただ、もう一つステップを上げて、リードタイムを短くした公開へのチャレンジをぜひ期待したいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

議員のおっしゃることは全くそのとおりだと私も思っておりまして、実はこの機会に私もこういうのを初めて知ったんですけれども、こんなに時間がかかっているというのは、正直私も承知しておりませんでした。やはりちょっと65日、場合によって100日というのはさすがにかかり過ぎですので、もうちょっと短くできるようにしたいと思います。

ただ言いわけになってしまうんですけれども、補佐室が少ない人数の中で、委員の方に全て了解をとって、その間に委員の方が県外への出張があったり、あと公安委員会への情報公開とか苦情の処理なども同時並行的にやっておりますので、なかなか大変ではあるんです。元に戻りますが、ただ65日というのは、さすがに余りにかかり過ぎですので、そこは改善を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございます。

期待しております。

続いて２のＳＡＣＯ合意の部分についてなんですが、再質問といたしまして、あくまで私の理解なんですけれども、知事が着実な実施を求めるＳＡＣＯ合意と、先ほど申し上げたように、旧駐機場の使用の問題ですとか、パラシュート訓練の問題、そういったものが違反でないとする閣議決定などを受けたＳＡＣＯ合意というのはイコールと考えてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

議員冒頭での御質問の際にも政府の見解がＳＡＣＯ合意の趣旨に反するというようなことをおっしゃっていたと思いますけれども、実は照屋寛徳議員の御質問に対する回答、先ほど私が答弁したとおりでございます。

ＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨にかなう運用を行うことが必要だというような答弁をしておりますけれども、その内容といいますのはある意味我々から見ますと、県が求めていた認識と一致していると。と申しますのも、例えば旧海軍駐機場の施設のうち、保管庫・倉庫等については取り壊し、格納庫等は残されるものと承知しているというようなものがあわせて照屋寛徳議員の御質問にはあるんですが、前後して我々も実は沖縄防衛局に対して照会しております。その際に、沖縄防衛局のほうも、ＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用を行うというような回答をすると同時に、その運用として残された駐機場は倉庫及び整備工場として使用されるというふうに回答しています。

移転される支援施設とはどういったものかということについては、駐機場及び格納庫が含まれているというような明確な答弁をいただいていますので、この件につきましては、我々政府と沖縄県との認識にはそごはないものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　それでは３番のキャンプ・シュワブ内Ｋ９護岸の基礎工事着工についてなんですけれども、この必須条件となっている採石場での洗浄を、その採石場が６月のちょっと日付が定かではないんです

けれども、国頭村から本部町に変更になったと聞いているんです。その事実関係と経緯を教えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今、議員御指摘の採石場自体の変更については報道等では承知しております。ただ中身については確認できておりません。それで我々今、サンゴの保全措置に関する再質問と合わせてこの石材洗浄に関する状況報告、先ほど御答弁させていただきましたように、石材洗浄に関する状況報告を求めるという予定で今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この件なんですけれども、伊波洋一参議院議員も参議院の外交防衛委員会で質問をされておられます。その答弁の中から得られる水量は定かではないんですけれども、秒数とか時間とか、その洗浄する時間とか答弁があるんですけれども、それから考えると今辺野古に100台当たりのダンプが出入りする中で、この100台、時間に換算したら洗浄だけで４時間ぐらいかかるということが判明しているんですね。その伊波洋一議員の質問の前後から採石場を変更したというところで、そもそも国頭の採石場にはこの量を洗浄する処理能力があったのかどうか非常に疑念を抱くところなんです。これについては事実関係の解明ですとか、そういったものを防衛局に強く申し入れすべきではないのかなというふうに考えるんですけれども、県のお考えを教えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

一部答弁繰り返しになりますが、海中に投入する石材について、そもそも沖縄防衛局は濁りの発生が少なくなるよう、採石場において洗浄するとしております。これは、どの程度の時間洗浄するとかということを明確にこの段階で規制しているわけではございません。もう一つ、周辺の水の濁りについても環境監視等委員会の指導助言を得た上で、設定した基準値、これはプラス幾らという基準値があるんですけれども、その濁りの中でおさまっているという回答をいただいております。一方、石材の投入時の粉じんの発生であったり、あるいは海の白濁等このような情報、これは報道も含めて我々承知しておりますので、改めてこれまでを含めた石材の洗浄方法、この詳細な資料提出ということとまた現地の確認、この実施を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　引き続きその情報提供を防衛局のほうに求めていただきたいんですけれども、要は言わんとするところは、採石場変更以前、国頭のときに採石された石材は場合によってはその洗浄処理のあり方として基準を満たしていないものが既にＫ９護岸のほうに投下されてしまったおそれがあると思いますので、非常に重大な案件だと思います。引き続き事実関係の解明のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、我が会派の代表質問との関連についてというところで公室長のほうに御答弁いただきました。関連質問、準備はしていたんですけれども、先ほども申し上げたように平良議員の質問でショックが大きくて吹っ飛びそうなぐらいなんですけれども、改めてお聞かせください。

政府は、これまで普天間の危険性除去を実現するには辺野古が唯一の解決策と重ね重ね言ってきたわけです。しかし今、辺野古新基地では機能の欠陥は解決されない。また別の長い滑走路がなければ返還条件をクリアしないというのが現実的な問題として今あらわれてきて、これらの条件が整わなければ辺野古ができても返還されないと稲田防衛大臣が答弁しているわけです。同時にそういうことにならないようにしっかり対応するとも言っていて、この条件を整える責任は誰に帰属するのか、県の所感をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

ことし４月５日のアメリカ政府検査院の米軍再編に関する報告書では、日本政府は別の場所においてより長い滑走路を提供することによって、失われた要件を満たす最終的な責任があるというふうにしております。また稲田防衛大臣の発言について、今、議員から御指摘ありましたように、そういったことがないようにしっかりと対応していくと答弁しておりまして、返還条件について国の責任において取り組むことを明言しております。

ただ、県としては、それをしっかりと取り組んでもらいたいということではなくして、こういうことに至った時点では日米両政府において辺野古新基地を拙速な形で進めるのではなくて、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この件について、安倍総理にしても、官房長官にしても、防衛大臣にしても、たびたび翁長知事に御協力いただけていない、だから普天間の

５年以内の運用停止の実現は厳しいと申しております。しかし今の公室長のお話とかを聞くと、決して事実はそうではなくて、まさに責任を翁長知事に転嫁しているというふうに私は受けとめざるを得ないわけです。しかしながら現実に辺野古の短い滑走路だけでは欠陥と言われています。別の滑走路、普天間の機能を満たす２本目の滑走路の提供もまた返還の条件とするならば、県民は到底認めることができないと思うんですね。さらには、先ほど平良議員のほうから長い滑走路というのは那覇空港の可能性も排除できないというところがありまして――まさに知事は那覇で生まれ育ち、那覇市長を経て今沖縄県知事になられていて、この那覇のいろんな声をあずかってここにやってきているわけです。もちろん沖縄県民全体ですけれども。また同時にこの条件が整わない場合、稲田防衛大臣が言うように普天間は返還されないということであれば、辺野古と普天間が同時に使用される可能性もまた排除できないわけですね。これについて私非常に何て言うんでしょう、前門と後門、どっちがオオカミでどっちが虎だったかわかんないですけれども、無理難題というふうにしか感じません。その辺知事はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　やはりこの件、先ほど来答弁しておりますけれども、政府においてはしっかりまた説明責任を果たしていただきたいと思っていますし、県の立場から言いますと、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなくして、国際情勢の変化も踏まえて、普天間飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　私、宜野湾市民の声を預かって今この場に立っている者としては、今回の稲田大臣の答弁は到底容認できないものです。宜野湾市民の中には、本当に本当に苦渋の決断で、涙をのんで辺野古移設を容認している人たちもいるんです。それは決して私たち70年余りも普天間を背負ってきたから、マーヤティンシムンヨと。辺野古ヤティチャーネンサとか、そんな人は一人もいないんですね、宜野湾市民には。それなのに、本当に苦渋の決断で辺野古移設を容認している人がいるんですよ。宜野湾市長にしても同じ思いだと思うんです。フェンスを、普天間のフェンスを取っ払おうというふうに、宜野湾が一番と言って市民の心を一つにしようとして当選された。そうしたらこのフェンスが気がついたらこの条件で言えば８枚重ねのフェンスぐらいで、１枚だけではなかったわけです。本当に私たちとしては裏切られた思い。辺野古が仮につくられても、普天間が継続しようということは断じて認められないことでございます。ぜひ知事並びに県の皆様におかれましては、断固たる決意を持ってこのような条件、到底受け入れられない。そして沖縄県民にとって本当の負担軽減というものはこういうものなんだというものをしっかり主張していただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

宮城一郎君。

○宮城　一郎君　４の県天然記念物宮古馬の保存の取り組みについてというところで、教育長の御答弁で予算については馬事協会と宮古島市のほうでというところで御答弁がありました。ただし県の天然記念物なんですが、県のかかわり合いをちょっと希薄に感じているのが私の正直なところです。またこの保存の現状なんですけれども、御答弁にはなかったんですが、今回10歳を超えて繁殖能力が低下した個体については、天然記念物の認定を外して補助対象となるというふうな事実が起こっています。私は保存は保存であって繁殖ももちろん保存の大事な一つの過程なんですけれども、繁殖能力が低くなったからといって天然記念物の認定を外す、そして補助がなくなっていく、それを養っている方は餌代に苦慮するという現状がある中で、今保存の基準、見直す時期に――基準では確かにそうなっているんです。この基準を見直す時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　議員が今おっしゃったように、宮古馬の保存計画策定委員会では、保存会が所有する10歳以上の老齢の宮古馬については新たな引き取り手が見つかった場合に限り保存対象から外すというようなこととしているようでございます。

宮古馬を保存対象から外すことにつきましては、観光でありますとか、学校教育に利用促進ができる一方、そういうふうになる可能性がある一方、保存にも影響を与えるというふうに考えておりますので、有識者を含めた審議会等で慎重に議論する必要があると教育委員会で考えております。

ですから県教委としては、今後とも宮古島市と連携を密にしながら保存に向けてさまざまな助言等を行っ

てまいりたいと考えております。

さらにありました県教育委員会、県のかかわりということなんですけれども、これまで県教委は、平成３年に宮古馬を県指定天然記念物に指定した直後でございますけれども、平成４年から平成８年の５年間、宮古馬の保存に係る設備の整備を目的に保存団体に対して補助等を行ったことはございます。その施設の整備については補助を行っております。現在この宮古馬の育成管理につきましては、所有者である宮古馬保存会から飼育者に管理を委託されて馬事協会と宮古島市の予算で運営されているところでございますけれども、現在宮古島市において保存に係る事務局体制の見直しでありますとか、老齢馬への対応について検討がなされておりますので、その動向を今注視しながら、補助等含めた支援のあり方については関係機関との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございます。

続いて５の沖縄福建友好県省締結20周年事業についてです。

これは質問ではなくお願いとして、非常に大事な事業だというふうに考えています。今、東アジアのほうで必ずしも我が日本国と円満でない、緊張を持った国もありまして、それについていろいろと武力によって安全を維持するというような考えもありますが、私はぜひこういった事業を試金石にして平和的解決の道などにつなげていっていただきたいと思いますので、ぜひ準備怠りなく進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうも懇切丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　グスーヨー　チューウガナビラ。

昔、ワラバーしていたころに、皆さんもハーヤー通ったと思いますけれども、ハーヤーというのは歯医者のことですね。そこに、歯医者に行って、大体の医者が痛いときは手を挙げてくださいと。そうしたら、余りにも痛いものだから手を挙げたから、この医者が、痛くないと言って下げるんですよ。これは当時は笑い話として僕はおもしろかったなと思っていたんですが、この前、ＮＨＫの辺野古を考えるという、若い人たちの集まりで、ウチナーの若い学生が、九州の学生を集めて辺野古問題を語っているんですね。そのときに、最後に一言言いたいことがございますかと言ったら、この若い青年がパネルに何を書いたかというと、沖縄の人が痛いとか言ったことに対して、うるさいとか、黙殺するのはやめてくださいというふうなパネルをこの青年は出したんですよ。僕らは、まさに今、沖縄県、この状況ではないかなと。ウチナーンチュがアガーと言っているのに、ヤマト政府は痛くないと言っているような、まさにそれとダブったんですね。だから本当に痛いときは、昔のヤマトの政府の皆さんだったら、どこが痛いの、こうすれば治るよ、こういう薬を上げようねとやっていたはずなんだけど、今は黙殺するか、痛くないと言っている、今ヤマトの風を感じて仕方がありません。

こういうこともあって、僕は、こっちがますます観光立県としてこれからやっていく中で、国際化するというのも大事なんですけれども、やっぱりウチナーの歴史、琉球の歴史みたいなものをしっかり僕らが認識しないと、今後は国際社会に出ていっても、一過性の中に埋もれてしまうのではないかという感じがしているんです。６月になったらロックの日というのもあります。いろんなゴーヤーの日というのもあります。僕は、あえて新しく翁長知事には琉球の日というのを制定していただいて、その日一日は沖縄の歴史、琉球の歴史、文化、それを島のみんな、そして観光客も体感させるような、そういう特別な日を設けていただけないかなという、これは要望でございますけれども、（「質問したら」と呼ぶ者あり）　後から考えてしまったもんだから、済みませんでした。

ということで、質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄県の国税徴収決定済額について知事の見解を伺う。

(2)、アジア経済戦略について展望と課題について伺う。

(3)、県民所得向上に向けた取り組みについて伺う。

２、文化観光関連について。

(1)、観光関連について。

ア、2020年までの観光客数の推移について伺う。

イ、宿泊施設の現状と課題について伺う。

ウ、離島観光の現状と課題について伺う。

エ、クルーズ船対応の現状と課題について伺う。

(2)、文化関連について。

ア、県立劇場の進捗について伺う。

イ、国指定重要無形文化財、琉球舞踊の保持者選考

について伺う。
ウ、しまくとぅば県民運動の成果と課題について伺う。
３、公共交通関連について。
(1)、鉄軌道関連について。
ア、進捗について伺う。
イ、県内の市町村との協議について伺う。
(2)、外国人観光客のレンタカー利用の現状と課題について伺う。
４、土木建築関連について。
(1)、離島の公共事業の現状と課題について伺う。
５、知事公室関連について。
(1)、沖縄県不発弾等対策条例の意義について伺う。
(2)、磁気探査事業の入札のシステムについて伺う。
６、我が会派の代表質問との関連について。
赤嶺昇県議の質問いたしました１の(12)の知事の公約の進捗についてなんですが、沖縄子どもの貧困対策推進基金、県民運動をどのように今組み立てて動かしているのかを教えてください。
以上です。
○議長（新里米吉君） 翁長知事。
〔知事　翁長雄志君登壇〕
○知事（翁長雄志君） 玉城満議員の御質問にお答えをいたします。
文化観光関連についてに関する御質問の中の２の(1)のア、2020年までの入域観光客数についてお答えをいたします。
沖縄県における平成28年度の入域観光客数は、４年連続で国内客・外国客ともに過去最高を更新し、対前年度比で約83万人、率にして10.5％増の約877万人となり、好調に推移しております。このような中、沖縄県では、本年３月に第５次沖縄県観光振興基本計画における平成33年度（2021年度）の目標値を観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人へと上方修正しました。これを受けて、2020年度を含む年度ごとの目標についても、国及び県の担当部局等で構成する沖縄観光戦略実行会議における議論を踏まえ、本年８月を目途に沖縄観光推進ロードマップにおいて改めて示すこととしており、目標達成に向け各施策を推進してまいります。
その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。
○議長（新里米吉君） 富川副知事。
〔副知事　富川盛武君登壇〕
○副知事（富川盛武君） 玉城満議員の御質問にお答えいたします。
１、知事の政治姿勢について、(2)、アジア経済戦略構想の展望と課題についてお答えします。
構想では、我が国とアジアのかけ橋として、物・情報・サービスが集まる沖縄、国内外から企業や人が集う沖縄の実現を目指しております。これに向けては、急速に発展するアジア経済へのスピード感のある対応やスケール感のあるインフラ整備、海外ネットワーク拠点の強化、グローバルな人材育成、規制緩和の拡大等の取り組みが必要であると考えております。県では、今後も、同構想推進・検証委員会による提言等を踏まえ、施策の改善等を行いながら、構想の実現に向け、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 総務部長。
〔総務部長　金城　武君登壇〕
○総務部長（金城　武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で(1)、沖縄県内の国税徴収決定済額についてお答えをいたします。
国税庁の統計年報によりますと、平成27年度の沖縄県国税事務所管内の徴収決定済額は、3508億円となっております。同年度の沖縄県経済動向において、観光、消費関連が好調に推移し、建設関連もおおむね好調に推移したことから、県内経済は全体で拡大していると分析しており、このようなことを背景に、国税徴収決定済額が伸びているものと推察されます。
以上です。
○議長（新里米吉君） 企画部長。
〔企画部長　川満誠一君登壇〕
○企画部長（川満誠一君） １、知事の政治姿勢についての中の(3)、県民所得向上の取り組みについてお答えいたします。
沖縄県においては、県民所得の向上について、地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業の活性化を図ることが重要であることから、臨空・臨港型産業などのさまざまな産業振興に取り組んでおります。この取り組みなどにより、１人当たり県民所得も前年比で1.4％増加するなど改善傾向にあります。
次に、３、公共交通関連についての御質問の中の、３の(1)のア、鉄軌道計画案づくりの進捗状況についてお答えいたします。
県では、鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを５つのステップに分けて段階的に進めているところであります。現在は、７つのルート案について比較評価を行うステップ４の段階に入っておりますが、評価項目が多岐にわたることに加え、ルート案が追加されたことから、検討作業に時間を要しているところであり

ます。次回の委員会においては、各ルート案について、利用者数や概算事業費等の定量的評価を行うこととしており、７月から８月にかけての開催を目指して作業を進めているところです。

次に、同じく３の(1)のイ、市町村との協議についてお答えいたします。

鉄軌道の計画案策定に当たっては、社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から総合的に検討を行う必要があり、市町村等の理解と協力が不可欠であると考えております。このため、情報共有やまちづくりの方向性等を含めた意見交換を目的として、平成27年５月に市町村会議を設置し、計３回開催しております。これまでの会議において、市町村からは、フィーダー交通の充実に向けた検討を求める意見や、駅位置の具体的検討に当たっては、関係市町村の意見も考慮してほしい等の意見がございました。

県としましては、今後も引き続き市町村と情報共有、連携を図りながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の文化観光関連についての御質問の中の(1)イ、宿泊施設の現状と課題についてにお答えいたします。

県内の宿泊供給量は、急激な外国人観光客の増加に伴い、夏場やスポーツキャンプのシーズンに宿泊客が集中することはあるものの、現時点でおおむね需要を満たしているものと考えております。一方、2021年度の目標である入域観光客数1200万人、平均滞在日数4.5日間の達成のためには、宿泊供給量の増加が不可欠であり、宿泊施設における客室が１日当たり約５万8000室必要になると試算しています。現在の宿泊施設の整備計画が全て実現した場合でも、宿泊供給量は約５万室であり、約8000室の客室が不足する試算となります。

県としましては、宿泊施設の需給バランスを考慮しつつ、引き続きホテル誘致に取り組むこととしております。

次に、同じく２の(1)ウ、離島観光の現状と課題についてにお答えいたします。

離島観光につきましては、航空会社等と連携したプロモーション、県外での商談会への出展及び旅行会社等の招聘による旅行商品の造成を促進した結果、離島における入域観光客数は好調に推移しているところです。一方で、本県の離島は、本島や本土からの交通アクセスや移動コストなどの課題を抱えているほか、一部の離島を除いて国内外での認知度が低いことなどが課題となっております。

このため、県としましては、チャーター便補助支援等を活用した離島航空路線の拡充や、小規模離島の魅力を生かしたウエブ動画を作成し、情報発信することにより認知度向上を図るなど、引き続き離島への誘客を強化することとしております。

次に、同じく２の(1)エ、クルーズ船対応の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

近年、中国や台湾などからのクルーズ船の寄港が増加するとともに、その大型化も進んでおります。そのため、それらに対応できる専用バースの整備や繁忙期や離島におけるバスの確保、通訳案内士の不足、観光地等における多言語対応等が課題となっております。また、誘致の面では、アジアからの寄港に比べ欧米豪州からのラグジュアリー船の寄港が少ないことが課題となっております。

次に、同じく２の(2)ア、県立劇場の進捗についてにお答えいたします。

県では、平成21年３月に閉館した県立郷土劇場にかわる施設のあり方について検討を行い、浦添市にある国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する基本計画を策定しました。同基本計画におきましては、実施計画の着手から供用開始までに必要な期間をおおむね４年と見込んでおります。現在、実施計画の策定に向けて浦添市等の関係機関と調整を行っておりますが、施設整備についての条件整理や調整に時間を要しております。

引き続き浦添市等の関係機関と調整を進め、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(2)ウ、しまくとぅば県民運動の成果と課題についてにお答えいたします。

県はこれまで、全県的な県民運動を展開するため、県民大会や各地におけるシンポジウムなどを開催してきたところであり、ＮＰＯや民間団体においても語やびら大会の開催や民話集の制作など、自主的な取り組みが行われてきました。これらの取り組みの結果、しまくとぅばの普及促進について、一定程度、県民の機運醸成が図られてきたものと考えておりますが、依然として、話す機会の不足や話者などの人材不足などが課題として掲げられております。それらの課題を踏まえ、しまくとぅば普及の中核的機能を担うしまくとぅば普及センター（仮称）を今年度中に設置し、講師や話者等の人材養成及び活用、出前講座の実施、５地域ごとの会話集の作成などに取り組むこととしております。

次は、３、公共交通関連についての御質問の中の

(2)、外国人観光客のレンタカー利用の現状及び課題についてにお答えいたします。

一般社団法人沖縄県レンタカー協会の調査によると、平成28年度におけるレンタカーの外国人貸し渡し件数は、前年度比約1.4倍の20万6413件となっております。外国人のレンタカー利用者については、ふなれな道路環境下の運転であること、本国との交通ルールの違いや標識に対する理解度不足などから、日本人と比較して事故率が高い傾向にあります。県では、これらの状況を勘案し、今年度レンタカー協会と連携し、外国人観光客にも理解しやすいような標識や交通ルール等を周知するレンタカー利用のウエブサイトを作成することとしており、今後とも安心・安全なレンタカー利用環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の文化観光関連についての御質問の中で(2)のイ、国指定重要無形文化財琉球舞踊の保持者選考についてお答えいたします。

文化庁は、国指定重要無形文化財である琉球舞踊を保存・継承することを目的に保持者を認定しており、平成26年11月、琉球舞踊保存会に次期保持者候補者案の提出を依頼しております。保存会は、有識者である保存会顧問の意見を聴取しながら常任理事会において内部基準を整備し、約１年間にわたる選考過程を経て、平成29年２月に候補者案及び対象となった全員の名簿や芸歴書等を文化庁に提出しております。県教育委員会では、その間、適切な内部基準の策定や公正な選考が行われるように随時、指導助言をしてまいりました。現在、文化庁においては、文化審議会で保持者の追加認定について審議が行われていると聞いております。

今後とも、文化庁及び琉球舞踊保存会と連携して、無形文化財の保存・継承に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、土木建築関連についての御質問の中の(1)、離島の公共事業の現状等についての御質問にお答えいたします。

平成29年度の土木建築部の離島における公共事業については、工事発注見通し件数が83件、現年度の工事費予算が約67億6000万円となっております。課題は、計画的事業進捗を図るための事業費確保や入札の不調・不落対策と考えております。

不調・不落の要因について、土木建築部が業界に対して実施したアンケートでは、技術者や作業員の不足のほか、工事内容や施工条件、規模の大小等が入札辞退の主な理由として挙げられております。このため、複数の小規模工事をまとめたり、技術者等の兼任要件の緩和のほか、とりわけ離島の工事においては、必要となる経費の精算対応や、鉄筋加工・組み立てなど市場単価の見積もり採用などの実勢価格の反映により、改善に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き予算の所要額確保や入札状況の改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　５の知事公室関連についての御質問の中の(1)、沖縄県不発弾等対策条例の意義についてお答えいたします。

現在、沖縄県議会において、不発弾等対策条例の制定に向け取り組んでいることは、承知しております。

県としては、条例を制定することについて賛同するものであり、条例制定に当たっては執行部と十分に意見交換を行っていただいた上で、県民の生命財産を守るためにふさわしい条例の制定がなされればと考えております。

次に、(2)、磁気探査事業の入札システムについてお答えいたします。

磁気探査は、県民の生命財産を守るため実施しております。県としては、十分な資格を有する事業者が磁気探査できるよう、指名競争入札により事業実施しているところです。事業者の指名に当たっては、不発弾等処理工事請負業者選定基準及び指名方針により、土木建築部の測量及び建設コンサルタント業務入札参加登録者名簿を準用し、主に磁気探査専業者の中から指名対象業者を選定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　６、我が会派の代表質問関連についての御質問の中の、県民運動としての子供貧困対策の取り組みについてお答えします。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、県民の幅広い理解と協力を得る必要があるため、昨年６月に、知事が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議が設立されたところであり、県内各界各層の関係機関が一体となって、子供の貧困を解消するための取り組みを推

進しております。昨年度は、企業や県民の皆様から約5000万円の多額の御寄附をいただき、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業を実施したほか、ことし４月から沖縄都市モノレール株式会社による経済的に厳しい世帯の高校生の通学費に係る運賃の割引が始まるなど、県民会議の会員の皆様がさまざまな取り組みを実施しているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　教育長、国指定重要無形文化財琉球舞踊の保持者選考についてなんですが、第１次で国に指定された皆さんがいるんです。もちろん、県指定の皆さんが対象になったかと思うんです。最初に選ばれた皆さんが、次の国指定の追加をするときに、残りの県指定の皆さんがいるじゃないですか。最初に選ばれた国指定以外の県指定の皆さん。もともとは同じ県指定だったわけです、この皆さんは。ところが、次のその国の認定に向けて、国指定の皆さんの弟子筋を次のまた第２次に上げているのではないかという、そういう新聞の報道もあったんです。これは、実際そうなんですか。要するに、自分たちの弟子筋を引き上げる。当時、一緒に県指定だった皆さんをほっておいて、自分たちの系列の皆さんの県指定を上げていくという、こういうつながりはあるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今の御質問なんですけれども、琉球舞踊保存会に対して、文化庁のほうから候補者の推薦という依頼が来ております。この保存会は、文化庁の無形文化財保持者認定基準というのを参考にしまして、有識者である顧問――顧問の方は数名いらっしゃいますけれども――の意見も聴取しながら、内部基準を整備しております。内部基準と言いますのは、いろいろございますけれども、その内部基準に従って候補者を選定したということでございまして、特定の門下だけを推薦したというふうには聞いております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　多分、教育長まだ就任する前なのかな、19名の県指定の皆さんが、多分教育委員会のほうに伺って、その辺の公正な審査にしてくれという陳情をしたかと思うんです。これ、新聞にも載っていますから、間違いなくその19人の皆さんがしているんです。

要は、何が言いたいかといいますと、教育長、沖縄には琉球舞踊のいろんな流派があるんです。例えば玉城盛重派とか、何々派とかたくさんあるんです、約７つかな。その中の、ほとんどの皆さんが、今、盛重派の皆さんになっている。ほかの派の皆さんたちが、少しばかりないがしろにされていないかという。その辺の判断をやはり指揮監督する行政がするべきだと僕は思うんです。その辺の認識はございますか、教育長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　琉球舞踊の多彩な系統を、これを保存継承していくことは非常に大切なことだと考えております。現在、確かに国の保持者は、ほぼ全員が一つの系統の方々となっております。そういうことで、その他の系統の保存継承についても、保存会とも意見交換を行いながら、また、文化庁の指導も仰ぎながら、そういう系統が衰退することがないように、継承されていくように検討したいと考えております。

今回の選考に当たっては、あくまでも作成された基準に従って推薦候補のリストがつくられておりますけれども、保存会、顧問会においても、少数派の伝統的な型を保存継承することの重要性については認識を共有していると聞いております。そういうことで、今回議員がおっしゃった要望書、嘆願書のことだと思いますけれども、これについては、保存会の選考経過に当たって初めての選考作業だったということもあって、さまざまな疑義とか批判があったということは承知しております。

教育委員会では、そういった経緯は文化庁へも報告しておりまして、今後の保存選考に当たっても、反省点などを踏まえて、またさらなる検討を行うよう、保存会とも意見交換をしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　もともと県指定だった人たちが国指定になったわけです。選考の仕方はもちろん承知していると思うんだけど、実技のテストをするというんです。実技を同じレベルで一緒にやってきた方が、こっち側にいて審査員になって、この目の前で踊る人の気持ちを少し考えてもらいたいなと思う。あり得ないです。本当に尋常じゃないような選考基準になっている。これはいろんなところから声が聞こえてくるので、これは指揮監督しないといけない立場として、例えば相

手にしっかり要求して、保存会のほうにもこうじゃないですかということをお願いして、わかりました、理解しましたって結果が、じゃ同じ自分たちの弟子筋の皆さんだけがまた国指定になりましたということで、結果が出たらどうするんですか。どうするの。ほかの系統の皆さんたち、ますます不満が出てきて、要は何が起こるかというと、琉球舞踊、せっかく今空手が一つになろうとしているときに、琉球舞踊も世界に誇る沖縄の文化だのに、結局仲たがいさせてしまうということになりかねないんですよ。その辺はしっかりと指揮監督していただきたいと思います。それとチェックを入れてください。よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時 ９分休憩

午後５時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　保存会が今回実技審査というのを取り入れたということでありますけれども、本来は文化庁がこの保存会に候補者を依頼したのは、文化財、その技能の保持者の状況を把握している団体として選考を依頼しているというふうに認識しています。この琉球舞踊が県内外にまで広く普及しているということと、流派、会派が多く存在してそれぞれ独自の活動をしていることから、保存会は個々の技量、現役性という言葉を使っていまして、無形文化財の保持者という意味で、実際に踊り、現役性という形を確認する必要があるということで、実技審査等確認したというふうになっております。

無形文化財を指定する目的は、芸能とそのわざを指定する。そのわざを体現できる方を保持者として認定するという形で、その現役性を備えているということの確認のために審査をやったと聞いております。いずれにしても、今回文化庁に対して、保存会としての候補者とその対象になった方全員のリスト、それと基準を一緒に提出しておりまして、その文化庁の審議会の中で慎重な審査が行われていると聞いております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　現役性とか、琉球舞踊の中には、若くてすごく体が切れた踊り、そして中年になってくると味が出てきて、そして年配になってくると枯れたい踊りとかたくさんあるわけです。彼らは、今国指定の皆さんは、最初実技審査なんかやらないで国指定の重要無形文化財になられた方たちなんです。だから、これはちょっとおかしいのではないかなと、根本から。僕は、多分文化庁から年間700万ぐらい補助金が出ているかと思いますが、実績報告書を持ってこいと言ったら、予算の紙しか持ってきていない。どういうことをして、どういう発表会をしてというところまでチェックしてもらわないと困るわけです。はっきり言って。県も予算出しているでしょう、少しばかり。これ簡単に文化庁と保存会に任せるのではなく、やはり指揮監督するということをちょっとここで明言していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　琉球舞踊、沖縄が誇る伝統芸能でもありますし、その保存と継承が適切に行われることが大切でありますので、教育委員会としては、保存会に対して、公平公正な運営といいますか、それが行えるように適宜、指導助言を行ってまいりたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　よろしくお願いします。

雰囲気を変えまして、国税徴収決定済額、先ほど3500億を突破したということで、九州の他都道府県、ちょうど中位にいる他都道府県とも比べてみたんです。そうしたら今29位かな、その上に大分であるとか熊本であるとか３県あるんですが、恐らく3500億突破するということは、九州で第２位になるかと思うんです。九州で第２位になる、一般会計予算もそんなに差がない。ところが、県民所得は相変わらず差がついているというところに、どこか仕掛けをもう一度見直す必要があるのではないかなと僕感じてはいるんですが、その辺の認識は、総務部長が答えるのかな、誰か答えるのかな。これ調べてみる価値はあると思いますよ。同じ国税徴収決定済額、それを上回る国税徴収決定済額を沖縄は達成しているわけです。ところが県民所得は相変わらず全国最下位であるということの仕組みはどうなっているのかと、それ感じませんか。どなたが答えるんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　国税の納税額は、全体の総額であると思いまして、沖縄の県民所得は１人当たりで低いという状況でございまして、これは、子供の数が多いこととか、いろんな要素がかかわっていると思いますので、ただ単純な比較は非常に難しいと思うんです。沖縄が全体として人口もふえていて、子供も多いということから、納税額全体としてはふえている

んです。ただやっぱり法人税は大変好調に納められているのですけれども、全体としての――何と言ったらいいですか、人口で割るものですから、県民総生産をふやして、申し上げたいのは、人口で割ってしまうものと国税総額を単純に比較するのは難しいと、そういうことでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これは、僕は県として絶対チェックするべきだと思います。やはりもう少し、どこかで仕掛け方によっては、本当に県民所得がアップするような、どこか気づくところが出てくる可能性があると思うんです。これから観光産業も、先ほど知事がおっしゃったように１兆円以上売り上げていくわけだから、その辺がちゃんと県民所得に反映させるような、やっぱりそういう仕掛けづくりを県が先導してやるべきではないかなと思うんです。ぜひこれは取り組んでいただきたいなと思っております。

それと、我が会派の代表質問関連で、子供の貧困なんですが、昨年部長は5000万円の寄附をいただいたというんですが、僕は毎回毎回寄附を募るようなやり方ではなくて、もう少し民間を活用することはできないかということなんです。なぜかというと、泡盛１本売れたらそのうちの何円かが子供の貧困に回るとか、そういう仕掛けづくりをやってほしいなと思うんです。例えば、沖縄にはいろんなアーティストがたくさんいます。ＢＩＧＩＮであるとか、そういう人たち。昔、この議場でも僕言ったことあると思うんですけれども、今から二十数年前に、マイケル・ジャクソンたちがWe are the worldということで、世界の子供たちを救おうということで、世界のアーティストが集まって、そのWe are the worldの売り上げがとてつもない額なんです。だから沖縄でも、やはりこういうアーティストの皆さんに県が呼びかけて、子供の貧困のために、この売り上げの一部をどうにかできませんかというような仕掛けづくり、それをあの県民運動の中に持ち込むんですよ。それぞれが例えば寄附をしていく、募るとかいうやり方ではなくて、そうするとどんどん僕はいろんな仕掛けが出てくると思うんです。例えば、沖縄の黄金クトゥバってやって、その売り上げの何％かは行くとか。そして沖縄のヒーローものであるマブヤーであるとか、ハルサーエイカーであるとか、そういうふうな売り上げのあれが子供の貧困に回っていくんだと。だから余り寄附、寄附ということでやるのではなく、民間をもう少し巻き込んだやり方があるんではないかなと思うんです。この辺どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　貴重な御提言ありがとうございます。

まず県民会議、しっかり皆さん子供の貧困に取り組んでいくということで、それぞれの団体、今いろんな取り組みをしています。ただ一方で、やはり県民会議としても、その取り組みを広げていきたい。厚みを持たせたいということで、今年度新たに子供未来ジョイントプロジェクトというのを今回提案しているところでございます。それでまた県民全体で広がるような機運を盛り上げるということを考えています。

それ以外に、今議員のありました御提案ですけれども、実は先日６月末ですけれども、波之上のうみそら公園でアーティストの皆さんを集めたイベントがございました。そこでもそのイベント会社が入場料をそのまま寄附していただくというふうなイベントも今回あったところでございます。いろんな取り組みで、県民全体で盛り上げるような機運は高まってきていますので、御提案のありました件についても、大変子供たちが夢を抱けるような御提案でございますので、ぜひ県民会議のほうに一度こういう御提案もあったということを投げてみたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　最後なんですけれども、本部長、レンタカーの話なんですが、先ほど僕、県警のほうからも課題の中で答弁があるかなと思っていたんです。なぜかというと、前回、交通部長に伺ったんですけれども、外国人観光客の事故が多発して、それでもっとひどいことに、検証している間に、あと１時間で飛行機出ますから帰りましょうねみたいな感じでそのままほったらかされるみたいな、そういうことを聞いたんです。だから、僕ら何がしかのルールを沖縄県の中でつくらないといけないと思っているんですが、これは県警としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　最後の点については、なかなか難しい問題で、今後の検討なんですけれども、ちょっと状況を申し上げます。外国人によるレンタカーの事故は、昨年中では57件発生しておりまして、ことし５月末で23件であります。数自体はふえているんですけれども、外国人がどれだけレンタカーに乗っているかという母数もすごくふえていると思いますので、数は外国人全体乗っている中では、むちゃくちゃ多いというわけではないと思います。

おっしゃるとおり、外国人が外国に帰ってしまうと

いう問題は確かにありまして、ただ被害者といいますか、例えば外国人が加害割合の多い第１当事者で、日本人が第２当事者だった場合など、外国人が帰っても、その事故はちゃんと処理はいたしますし、保険もおりますので大丈夫ではあるので、その被害者の方に不利益はないとは思います。ただ、その外国人の事故の捜査をどうやってやっていくかということについては、それは確かにちょっと問題はある点ではありまして、それは交通事故に限らず、例えば外国人が万引きをして帰ったというのと同じ状況がありますので、そこについては、すぐに今御提示できる有効な対策というのはないんですけれども、そこは検討していかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これぜひやっていただきたいです。何でこんな話をするかといったら、外国人が乗っていますという車で、片方みんなタッピラケているんですよ。タッピラケて走っているわけ。普通タッピラケた段階でとめて（発言する者あり）　済みません、タッピラケタってわからない、引っ込んでいるという、そういうことがあったもんでびっくりしたんです。だから、ある種、帰ってしまうということと、逆の場合もなきにしもあらずだと思うので、そういう意味では、何かのルールをつくらないといけないんじゃないかなというふうに私は思っております。ぜひ考えていただきたい。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第９号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　ただいま米軍基地関係特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案、乙第１号議案から乙第８号議案まで及び乙第10号議案から乙第12号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　**日程第３　乙第13号議案**を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平成29年第３回沖縄県議会（定例会）に提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は同意議案1件であります。

乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、委員１人の任期満了に伴いその後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

乙第13号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　日本国民の生命財産、暮らしを守るために日夜働く警察官は全国で28万人余りいます。その１％の約2800人の警察職員が沖縄県民の平和で安全・安心な生活を犯罪などから守っております。

私は日本の警察の仕組みを高く評価しております。沖縄の警察も同様に大変ありがたい存在だと思っております。特に沖縄の警察は、基地の過激な反対運動にも対応することを余儀なくされ、仕事とはいえ社会秩序をしっかりと守るために口には出せない苦悩の中で職務を全うしている姿に心から敬意を表するものでございます。地域住民のことを考え、反対する皆さんのことを考え、工事をする皆さんのことも考え、その精神的な苦痛に耐え、法律を守りながら適正に対応する現状には頭が下がります。

同時にその県警察を指揮監督する沖縄県の公安委員会の委員の皆さん、今現在で金城棟啓さん、與儀弘子さん、天方徹さんの３人の皆様方には深く敬意を表し

ます。今後とも中立公正に法律にのっとり政党や政治家に左右されない警察組織の運営をお願いしたいと思います。

それでは乙第13号議案について質疑に入ります。

まず公安委員についてですが、１、公安委員は誰のために何のために選任し、どのような決まり事で役割、責任を果たしているか説明を願います。

２、公安委員の任期について伺います。

沖縄県の公安委員の任期は１期３年で、３期９年が慣例となっています。天方委員は前任の與世田委員が那覇市長選挙に出馬のためにみずから辞任したことに伴い、その残りの任期を務め、これまでの慣例からしますと３期で平成35年まで務めることになったと思います。天方委員を辞任させる特別な理由はないのになぜ慣例どおりやらないのか説明を求めます。

３、公安委員を辞任させる理由は何か。

我が会派の翁長政俊議員から本会議でこの件につきまして質問がありましたが、その際金城総務部長は答弁で、法的に特に問題はないが県民から疑念を抱かれる可能性もあるという判断をしたと耳を疑うような説明をしております。県民から疑念を抱かれる可能性とはどういうことか。このことが再任を妨げる理由にはならないと思いますが、撤回をしたほうがいいのではないかと思います。見解を問います。

４、安慶田前副知事の訴訟で天方委員と同じ弁護士事務所の弁護士が安慶田前副知事を担当していることを問題にしているようですが、具体的にどのような問題があるのか説明を願います。仮に問題があるとすれば、安慶田前副知事の担当弁護士の就任時に対応すべきであったと思いますが見解を伺います。

５、与党議員会派の関与について。

今回の公安委員の人事については、警察行政に政治が介入した可能性があり、大変ゆゆしき問題であります。翁長知事は、天方委員の再任を考えていたようですが、６月８日の与党代表者会議で、共産党会派から反対されて、それに社民・社大会派も同調し、天方委員の再任はなくなったと思われます。その後、急遽沖縄弁護士会に公安委員の選任をお願いしたのではないでしょうか。このことを裏づけるように、天方委員は、県の人事担当者から最初は再任のない方向でという話があって、その後、やはり再任でお願いしますという話が出た。ところが、最終的にはまた再任はなかったということで、天方委員は、７月３日の本会議で本人から説明がありました。６月８日に与党代表者会議で反対されて、天方委員から説明があったような再任はなくなったのではないでしょうか。

そこで伺います。

なぜ現職の天方委員に一度も意向確認をせずに辞任させるのか。共産党会派並びに与党会派の意向によって、公安委員を辞任させることがあっていいのか。そして、沖縄県政史上、警察行政への政治介入疑惑は初めてではないか。これまであったら説明をお願いします。さらに、公安調査庁に依頼すべきぐらいのかなり重い案件ではないかと思いますが、見解を伺います。

（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　山川議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず最初に、公安委員会の役割という御趣旨の御質問でございました。

公安委員会の委員につきましては、法律でいろんな要件がございます。そういう要件に加えまして、公安委員会の制度というのがございます。これは警察の民主的運営とか、警察の政治的中立性、それを保障するための公安委員会制度、そういうことを理解して公安委員会の職務を理解するとともに、公安委員会の職務を適切に執行できるということでそういう考えの方でなければならないというようなところでございまして、そういう方が公安委員として適任ということでございます。

それから２つ目の任期でございますが、確かに公安委員というのは２期まで更新できるというのもございますけれども、現在の天方委員につきましては法的には特に問題はないんですが、同氏が所属する弁護士事務所の弁護士が前副知事の裁判にかかわっていたということもございまして、県民から疑念を抱かれることがないようにということで、今回新たな委員を任命することが適当ということで知事が総合的に御判断をしたということでございます。

それから天方委員の辞任の理由ですね。辞任の理由ということで3点目のそういう御趣旨だったと思います。

天方委員につきましては、ことしの２月定例会におきましても同事務所の弁護士が前副知事の裁判にかかわっていたという関係も取り上げられた経緯もございまして、そういうことで再任をしない方向で検討しておりますけれども、ただ法的に問題ないということで改めていろんな再任を含めて検討したところでござい

ますが、最終的には知事がいろんな県民視点も含めて総合的に判断をした上で新たに委員を任命することになったというところでございます。

それから政治的な介入があったんじゃないかという御質問がありました。

これにつきましては、これもちょっと繰り返しになりますけれども、２月定例会で先ほどいろいろ御指摘といいますか取り上げられたということもありますし、またこの間、議会の関係者含めていろんな方からいろんな意見が寄せられたということは当然聞いております。最終的には知事が総合的に判断して新しい方を任命したと、任命するということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○山川　典二君　県民から疑念を抱かれる可能性という質問に対して全然答えていません。答えておりませんのでもう少し明確にやってくださいよ。２月の裁判とか何とか、こんなこと聞いていませんので。県民から疑念を抱かれる可能性があって辞任をお願いしたということですから、この疑念は何なのかというのが全然答えになっていませんね。何ですか、この疑念て。法的には問題ないとおっしゃっているわけですから、その答えをちゃんと答弁やってください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

［総務部長　金城　武君登壇］

○総務部長（金城　武君）　補足して答弁させていただきます。

どのような具体的な疑念があるかというような御質問でございますが、２月議会でたしかいろいろ議論されたところもございますが、天方委員につきましては、安慶田前副知事の顧問を担当する弁護士事務所の所長で、その所属の弁護士さんが弁護を担当しているということで利害関係者ではないかというような疑念を持たれる可能性もあるというような、例えばの話ですけれども一例としてはそういうことでございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　２回目の質疑でただしてもらえませんか。

○山川　典二君　総務部長、公安委員の職責と重さをあなたは全然わかってないね。（発言する者あり）　公安委員は、県警本部長、池田県警本部長を任命するのは中央の国家公安委員会が県の公安委員会の同意を得て任命するというそれぐらい、2800人近くの警察官のトップを公安委員会の同意で承認するという、それぐらい重い職責を、あなたは今例えば、例えばの話をしたんですよ。こんなばかな話がありますか。ちゃんとしっかりとこの疑念を抱かれる――抱かれる可能性があるんですかこれで。全然関係ないでしょう。天方委員が直接担当の安慶田さんの弁護士ではないんですから。同じ事務所であるということで。何でこんな例え話をやるんですか、ちゃんと明確に答弁してくださいよ。これは政治が人事に、それも警察行政の人事に介入したかどうか大変大きな問題が含まれていますから。その確認の意味で今聞いているわけです。

よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

［総務部長　金城　武君登壇］

○総務部長（金城　武君）　補足して答弁したいと思います。

先ほど例示的に申し上げましたけれども、要するに法律的に問題があるということは私たちは最初から問題ないということは申し上げているところでございます。ただ公安委員会のそういう仕組みとかいろんなことを理解していない一般県民の方からすると、もしかしたらそういう疑問といいますか、そういうのを持つ可能性があるという意味でのそういう疑念でございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　２回目の質疑でまた問いただしてもらえますか。だから２回あるわけだから。（発言する者多し）　山川議員、今のものも含めて２回目で具体的にもう一度質疑してください。（発言する者多し）

いや答弁はしたけれども、納得していないということであって答弁はしているわけですよ。（発言する者多し）

だから２回目にもっと具体的に質疑して、答えさせたらいいですよ。（発言する者多し）

○山川　典二君　完全に答弁漏れ。また具体的に聞いているんですよ。それをまたそういうとかって、これ何ですか、そういう疑念って。これが聞きたいんですよ、そういうところが。だからそれを聞いているんですよ。あなたはそういう疑念がと、県民から疑われるというそういう部分は何ですかということを何回も聞いているじゃないですか。これを明快に聞いたら２回目の質問に行きますから。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　済みません。補足させていただきます。

最初から申し上げているように、法的に問題があるということは問題はないということを申し上げているところでございます。

ただ先ほども申し上げましたように、一般県民からしますとその辺のもしきっちりした制度とかいろんなことを含めてなかなか理解が難しいところがあろうかと思いますので、その中身というのが例示的に先ほど天方委員の事務所の所属の弁護士さんが前副知事の弁護を担当しているということが利害関係という意味の捉え方がされかねないというところも一つでございますし、それから山川議員のほうから本議会でも取り上げられてありましたように、同事務所の弁護士さんが安慶田さんの裁判を担当しているということで、知事に責任が及ぶことを回避するような対策云々ということもございました。そういう意味で一般の県民からするとなかなかその法的な問題はないということは我々も申し上げているんですけれども、その関係からいろんなことがそういう疑問とか持たれる可能性があるのかなということで申し上げているということでございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　本当にこの問題は、安慶田前副知事の口きき教育介入人事のものとは全く関係ないんですよ、公安委員の人事は。関係ないんですよ。公安委員は、通常、委員は「所定の任期の下でその身分が保障され、法定の事由に該当する場合を除き、その意に反して罷免されることがない。」と。これは一般の公安委員に対する重要な身分保障の条項なんですよ。「法定の事由に該当する場合を除き、」ということは、何か法律違反したとか何とかした仮に委員がいた場合は罷免されるけれども、（発言する者あり）　いや、それは似たようなものじゃないですか。通常慣例で大体みんなやっているんですよ、大体２期、３期、これまで。ところが今回、この問題は政治がこの公安委員の人事に介入しているかどうかという疑いがあるから今取り上げているわけでございまして、天方さんは、皆さんのほうから最初はやめてもらいますと。ところが途中で、いやまた再任お願いします。それからまた急にもうやっぱり再任しませんから。天方さんの人間性を皆さんは、そしてその能力を、公安委員ですよ、弁護士ですよ。それも知事が、ある意味知事部局が連れてきた公安委員じゃありませんか。それをいとも何か、いやだめです、今度はやってください、いやまただめですと。こんなふうにして県政の重要な職責の人事ができるんですか。

先ほど与党会議の６月８日という日にちにつきましてはちょっと指摘がありまして、間違っているかもしれませんが、いずれにせよ与党全体の会議がある中で、天方委員を最初に再任しませんという理由、明確に答えてくださいよ。

２番目に、やっぱりもっと続けてやってくださいと再任をお願いしますと言った理由､そしてまた（「やっぱりだめ」と呼ぶ者あり）　やっぱり再任できませんのでおやめくださいと言った理由、これの経緯がありますよね、それも短期間の経緯ですよ。（「誰が言ったか」と呼ぶ者あり）　そう、誰が、ですからどなたの指示で最終的に３番目の再任をしませんというふうに決めたのか。誰の指示でそういうふうに最終判断を天方委員に話したのか、お聞かせください。

そして、これは確認でありますが、この公安委員の選考委員会の基準を変える議論があったように聞いております。選考委員の基準を変えようという議論をしようということでもいいですよ。そういう議論があったやに聞いております。その事実関係ですよ。なければなかったでいいです。そのときに、共産党系の弁護士を入れるという話もあったかどうか含めて、なければいいですよ。あれば――ないかもしれませんが、一応それ確認ですから、質疑ですから。それをお聞きいたします。

いずれにせよこれは本当に、歴史的な前代未聞の問題ですよ、これは。だって本人は別にやめようと思っていないわけですから。こういうことは過去になかったと思いますよ。本人がやりたがって結局継続ができなかったということは。いずれにせよ明確に答えてください。最終的には知事にやはり任命権があるわけですから、知事もぜひ総合的な判断でということですが、総合的とはどういう意味ですか。それも知事に伺います。

終わります。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　皆、静粛にお願いします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛に願います。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、天方委員の一連のこの事実関係の流れといい

ますか、それをお答えしたいと思います。

天方委員につきましては、まず２月議会において同事務所所属の弁護士が前副知事の裁判にかかわっていた関係が取り上げられたという経緯もございまして、当初はそういう意味で再任しない方向で検討していたというところでございます。しかし法的には特段問題はないということから改めて再任も含めて検討した経緯がございますが、最終的にはやはり知事がいろんな御意見も踏まえて県民視点を含めて総合的に判断し、新たに委員を任命することになったところでございます。この間天方委員にはいろいろと御相談もさせていただきまして、いろんな御心配もおかけしましたが、結果的に快く県の考え方を受け入れていただいたところでございます。

それから２点目に選考委員の基準というのがあるのかということと、共産党系の弁護士のお話もあったのかということですが、選考に当たっての基準というのは特段ございません。そういう途中のほかの弁護士のお話も特段ございませんでした。

あと３点目に、総合的な判断とはどういうことかということでございますが、これにつきましては弁護士の方にいろんな御相談もしましたし、その間いろんな方から意見も寄せられていたということで、そういうことを全て意見も踏まえて知事が御判断をしたという意味が総合的な判断ということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○渡久地　修君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時10分休憩

午後６時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

ただいまの件につきましては、後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることといたしたいと思いますので、それでよろしくお願いします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ちょっと待ってください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　ただいま議題になっております件について質疑をさせていただきますけれども、質疑に関する事項について所見を申し上げながら行います。御理解お願いします。

今回の人事案については、天方委員を辞任させ新たな公安委員を選任するためのものであります。このように現職の公安委員の意向を確認せずに辞任させることは、我が沖縄県政史上初めてのことではないでしょうか。もしそうであれば驚くべきことであります。

沖縄県にはほかにも各種さまざまな委員会がありますけれども、就任のときも再任のときも退任のときも当然本人の意向が確認されていると考えますし、このことは当然であります。本人の意向を確認しないことは、その存在や権利を無視することになります。また再任されない公安委員は天方委員が初めてではありませんか。自主的に退任した人が２人いるということは聞いておりますけれども、県政史上において再任されていない公安委員は多分天方委員だけではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。であればあしき前例をつくることになるわけであります。

翁長県政で今、一体全体何が起こっているのでしょうか。

特に天方委員については、選任に当たって知事みずから天方委員を推薦したと聞いております。にもかかわらずやめさせるときには本人の意向も確認せずにやめさせる。全く異常なやり方ではありませんか。

沖縄県の公安委員は３期９年が慣例になっており、これまでにみずからやめた委員はお二人で、お一人は２期６年務めて、さらにお一人は１期途中で市長選に出馬のため辞任したものであります。そのほかについては３期９年務めているものと理解をしているわけであります。慣例とはいえ継続するときは本人の意向を確認の上で行われてきております。ところが今回だけは本人の意向確認なしで県当局の都合で行われております。本会議での説明で法的に問題なしとしながら再任しないことは、まさに政治的な理由で天方委員が辞任させられることを物語っております。このことは天方委員が７月３日の本会議で証明しているように、県当局から最初は再任しない、次は再任する、最終的には再任しないと県の対応が二転三転している状況からも、法的な理由ではなく政治的な理由でやめさせることになったと考えるものであります。

７月３日の本会議でありましたように、共産党を初め与党議員の皆様の反対によって、その声を受けて、翁長知事は天方委員の再任はしないと決めたのでしょうか。このことは、さまざまな情報が寄せられているわけでありますけれども、私は決めつけてはおりません。そういうふうなことがあったのかという、そういう問題提起であります。ですから、削除はしないでくださいよ。削除はしないでくださいよ。それを受け

て、県は、沖縄県弁護士会に依頼して、公安委員を推薦していただき、本日の新たな公安委員の提案になったものと思われます。

日本共産党赤旗新聞のホームページでしょうか、2000年３月30日付を見ていますと、「警察行政から腐敗・横暴をなくすために　国家公安委員会制度等の改革についての緊急提案」の中で、「警察から独立した国家公安委員会に」、「警察庁から独立した事務局体制を確立する」などの提案がなされており、まさに共産党は、現在の公安委員会、警察行政のあり方に大きな不満を抱き、改革を目指しているようでございます。この緊急提案に沿って、それぞれの都道府県でも積極的に改革を促しているものでありましょうか。まさに、その一環として、今回の公安委員の人事への介入も行われているのではないでしょうか。疑問があります。自民党を初め他の政党は、現在の公安委員会や警察行政について評価をしていると思いますけれども、共産党は公安委員会の制度を抜本的に変えようとしているのではと考えるわけであります。このような政党の意向や議員の意向によって、翁長知事が公安委員の選任に影響を与えたとしたら、大変なことであります。

以上を申し上げて質疑に入ります。

まず１点目、天方委員の評価についてであります。

天方委員の評価について、私は天方委員は警察行政が法に照らして適正に公平に運用されるよう指導・監督を行っているものと敬意と高く評価をしているわけであります。同時に私ども県民が安心・安全に暮らせる沖縄県づくりに貢献をしていると考えます。今回県は再任を妨げる要因があるようでありますけれども、天方委員をどのように評価しているのか伺います。

２点目、公安委員の任期についてでございます。

私は公安委員は１期３年、慣例で３期９年の認識を持っておりますけれども、歴代の公安委員は自主的に辞任した２人を除いてこの任期を全うしたのか、公安委員の任期について伺います。

３、公安委員の選任及び退任についてであります。

公安委員の選任や退任については本人の意向を確認することが必要だと考えております。ところが天方委員御本人が説明しているように、本人の意向確認がなされていないと感じております。なぜ本人の意向を確認していないのか伺います。

４、公安委員の再任について。

歴代でみずから辞任した委員を除いて、再任されないのは天方委員だけではないかと思います。説明をお願いします。

５、翁長知事の判断について。

天方委員は翁長知事が特命で公安委員に就任させたと聞いております。にもかかわらず、なぜ勝手にやめさせるのか御説明をお願いします。

６、今後の公安委員の選任について。

今回はこれまでの慣例を無視して本人の意向も確認せず辞任させ、新たな委員を選任しようとしております。今後も慣例や法を無視して知事や与党議員の判断で公安委員を選任していくのか伺います。

７、県議会の対応について。

公安委員の人事は沖縄県全体の警察を指揮監督する立場であり、一部の与党議員のみに説明して決めてはいけないと考えております。なぜ事前に野党や中立会派にも説明しないのか。その理由と今後も与党のみで決めていくのか御説明をお願いします。

８、県公安委員会のあり方について。

今回のように政治介入によって公安委員の選任がゆがめられるような疑惑を持たれてはならない。このように考えております。公安委員の選任の過程で政治介入ができない仕組みをつくるべきではありませんか。特にオール沖縄体制では必要ではないでしょうか。伺います。

９番目、公安委員の増員と公安調査庁との連携について。

今回このようなごたごたで天方委員を辞任させるのは、これまでの公安委員の人選の経緯やあり方からも好ましくないことだと考えております。私は天方委員を留任させ、新たな委員も含めて１名増員体制でやったほうがいいと考えております。いかがでしょうか。

あわせて、特に反対運動の現場は、一般県民もさることながら、極左の集団等の動きもあるということでありますから、公安委員と公安調査庁との連携を県から提案すべきだと考えております。私はつい最近知ったわけでありますけれども、共産党が破防法に基づく調査対象団体であることに関心を寄せているわけであります。公安委員とあるいは公安調査庁、その連携によって県民がより安心・安全なその仕組みをつくるのは、非常に重要だと考えているわけであります。見解を伺います。（発言する者あり）

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時23分休憩

午後６時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　10、本会議の７月３日の翁長知事の答弁について伺います。

せんだっての本会議で、高江ヘリパッド問題の天方委員の答弁を看過できないとする与党会派の圧力があったのかとの問いに翁長知事は、圧力ではなく議会全体や県民ということを総合的に判断したと答えております。この答弁は、議会議員や県民の声それぞれの立場を踏まえたことになりませんか。公安委員は議員、議会及び県民の代弁者ではないわけであります。議会全体や県民のことを総合的に判断するには、議会、その中でも与党の意向を受けた対応を県知事がみずからやった、そのことが議会全体や県民という表現にあらわれて総合的に判断したということにつながっているものと思っています。このことは、翁長知事は与党議員の関与を認めていることになります。いかがですか。

11番、一貫性のない法的に問題はないについて。

金城総務部長は天方委員を辞任させることについて、法的に特に問題はないが県民から疑念を抱かれる可能性もあるという判断をしたと本会議で説明しております。私は以前に、沖縄県の参与の立場で報酬をもらいながら一方で建設業の社長として３億円余りの工事を受注した件を取り上げたことがあります。参与は県内部の立場であり、入札情報を事前に知り得る立場から問題提起をしましたけれども、当時の総務部長は法的に問題はないとのことで、今でも県参与を務めながら県の工事を受注していると思われます。

今回の天方委員は法的に問題はないといいながら辞職させ、現在の県の参与は法的に問題はないといって参与の職を続けさせているわけであります。翁長県政の人事行政の一貫性のなさが露呈されております。説明を願います。

12、天方委員への不信を招く表現について。

金城部長は県民から疑念を抱かれる可能性もあるとのことですが、この表現は天方委員に対して誤解を与える可能性があり撤回すべきであると考えております。撤回の考えはございませんか。このことは天方委員の信頼を損ねる表現であります。弁護士の立場で社会的な地位も含めて著しく名誉を損なう発言であります。また天方委員の所属する事務所の弁護士が前副知事の弁護を引き受けたことによって天方委員が県民から疑念を抱かれる。大変失礼な話ではありませんか。天方委員に対して、また前副知事に対しても失礼な話であります。特に前副知事に対して今翁長県政でそのような仕打ちをするとは、私は非常に疑問に思っているわけであります。前副知事を既にもう切り捨てというそういう状況になっているのではないでしょうか。やめさせるのであれば事前に天方委員と相談をして辞任させるべきであります。それもやっておりません。県民に疑念を抱かせるこのことがやめさせる理由になるはずはありません。わびて撤回をすべきであります。そして新たにやめさせる理由を説明をすべきであります。いかがですか。

13、責任のすりかえについて。

県民から疑念を抱かれるとは天方委員のことではなくて翁長知事のことではないですか。翁長知事にとって天方委員の再任は困るということではないですか。安慶田前副知事の弁護を天方委員の弁護士が引き受けたことが翁長知事にとってどのような影響を与えているのですか。このことが都合が悪いというのですか。このことと天方委員の公安委員としての立場を絡めている理由がまるっきり理解できないわけであります。御説明お願いします。

14、天方委員の本会議における発言について。

高江ヘリパッド工事の警備をする機動隊が不当弾圧と指摘されていることに、天方委員は、県警の活動は違法行為などに対応するもの、弾圧や不当弾圧は主観的で若干先導的で必ずしも正しい表現ではないと述べている。このことに与党議員が反発し、公安委員の人事、再任に異議を唱えたということか御説明を願います。

15、７月３日の本会議の天方委員の説明について伺います。

天方委員は今回の人事について、県担当部局から１度は再任のない方向、２度目は再任、３度目は最後は再任はなくなったと７月３日の本会議で答弁しております。県の人事部局はどなたがどのような形でどのような経緯で天方委員と連絡をとったのか、県内部の調整も含めた形の御説明をお願いします。そしてこの責任者はどなたか明らかにしていただきたい。お願いします。

16、新たな委員について。

私は今、提案された新たな委員に異論を挟むつもりは全くありません。全会一致で選任すべきだと考えております。後任の公安委員には気持ちよく就任していただき職責を全うしていただく。このことが私どもの責務であると考えているわけであります。そのためには天方委員の辞任についても整理する必要がある。そのことが提案をする翁長知事やそれを承認する議会の責務だと考えているわけであります。翁長知事は辞任させる経緯をわびて整理をすべきではないか。これは知事本人にお伺いをしたいと思っております。

よろしくお願いします。

後ほど２回目の質疑をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　先ほど議長の発言に説明を求

めておりましたので、議長が先ほど発言したのは、本日の議案は、沖縄県公安委員会委員の任命についてであります。

先ほどの発言の中で、共産党が破防法の適用団体云々というのは、きょうの議案とは直接関係ないので、先ほどのような発言をして、発言は気をつけてくださいと言いました。そういうことです。

以上です。

休憩いたします。

午後６時33分休憩

午後６時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後６時34分休憩

午後７時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　それでは照屋議員の御質問にお答えいたします。

まず１つ目、天方委員への評価です。

公安委員会は個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務としておりまして、天方氏は法律の専門家として真摯に職務に取り組んでいただいているものと考えております。

次に、公安委員の任期でございますが、委員の任期は３年となっておりまして、補欠の委員の場合は前任者の残任期間を在任することとされております。また委員は２回に限り再任することができるということになっております。

３点目に、本人の意向確認をされたかという御質問でございますが、この間天方委員のほうにはいろいろとその都度お伺いもしながら御説明をしてきたところでございまして、最終的には御本人も快く県の考え方を受け入れていただいたというところでございます。

４点目です。再任は辞任を除いて天方氏が初めてかということでございますが、そういうみずからやめた方を除いては今回が初めての事例でございます。

それから５点目、知事が就任をさせてなぜ退任かという御質問ですが、これも繰り返しになりますが、この公安委員の任命に当たっては天方委員の再任も含めて検討した経緯がございます。それで法的には特に問題はないということでございますが、やはり天方氏が所属する弁護士事務所の弁護士が前副知事の裁判にかかわっていたということもございまして、新たに委員を任命することが適当ということで判断したものでございます。

それから６点目に、今後の公安委員の選任についてでございます。

これにつきましては、警察法に手続がございますので、警察法に基づきまして今後も適正に選任していきたいということでございます。

それから７点目に、県議会への対応ということでございますが、公安委員会の人事は知事の専権事項でありますので、知事が決定すべきものというふうに考えております。

８点目に、公安委員の選考のあり方についてお答えをいたします。

今回の公安委員の選任は適正に行われておりまして、今後も警察法に基づきまして適正に選任していきたいというふうに考えております。

９点目、公安委員の定員増についての御質問ですが、公安委員の定員につきましては、警察法で定員は３人という規定がございますのでそのとおり運用していくということになります。

○照屋　守之君　公安委員と公安調査庁の連携は。

○総務部長（金城　武君）　これはちょっと……。

済みません。次に行きたいと思います。

10番目が７月３日の知事答弁で与党の関与を認めたんじゃないかというような御質問だったかと思いますが、知事の表現の中に議会全体というような表現がございます。そういう意味で知事が答弁したのは議会全体を指してのそういう表現でありまして、これは議会での議論やそれから関係者からいろんな意見が寄せられていたと、県民という表現もございましたのでそういうことを指しての表現でございます。

それから11番目に、法的に問題ないのになぜやめさせるのかということでございますが、これもちょっと繰り返しになりますが、天方委員が再任されることについて法的に特に問題はないんですが、同氏が所属する弁護士事務所の弁護士が前副知事の裁判にかかわっていたということもございまして、総合的に知事が判断して新たな委員を任命することが適当ということになったということでございます。

それから12番目に、疑念という表現は撤回すべきではないかというような御質問がございました。

この疑念という表現につきましては、私としては天方氏の名誉を損なうような意味で使っているものではございませんで、これまで御説明したとおり、内容について一般県民が疑問を持ってしまう可能性もあるのかなということでそのような表現をさせていただいたものでございます。これについては、天方委員にはこの

間もいろいろと御相談をさせていただきまして、御心配もおかけしましたが、結果的に御本人も県の考え方を受け入れていただいたというところでございます。

それから14番目に、与党の反発が再任に影響したのかということでございますが、特段そういうことはございません。

それから15番目に、天方氏と誰がどのように連絡をとったのかという御質問ですが、天方氏の説明につきましては公安委員選任の検討過程のお話であります。そういう意味で具体的内容につきましては、いろいろと関係者に迷惑を及ぼす可能性もございますので答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

それから16番目……、以上15問についての答弁でございます。

○議長（新里米吉君）　答弁漏れありますか。（発言する者あり）

知事の答弁があるそうです。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

公安委員の任命に当たっては、現委員の再任を含め幅広く検討しておりましたけれども、天方氏の弁護士事務所に所属する弁護士が前副知事の刑事裁判にかかわっているということもあり、法的な問題がないか確認の指示を事務方へ行っておりました。結果、法的に問題はないとのことでありましたが、やはり公安委員を務める弁護士と同事務所の弁護士が前副知事の刑事事件を扱うことを考えると最終的には新たに選任することが適切であると総合的に判断したところでございます。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時24分休憩

午後７時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

法的に問題がないのになぜやめさせるのかということでございますが、先ほど答弁したとおりでございますけれども、現委員の……

○照屋　守之君　違う、違う、違う。ちょっと待って。参与のときは法的に問題はないとしてそのまま参与を続けている。今回は法的に問題はないとしてやめさせている……（発言する者多し）

○総務部長（金城　武君）　よろしいですか、わかりました。

お答えをいたします。

要するに、公安委員の任期というのは法令上３年ということになっておりますので、今回任期３年間、任期期間が終了したという意味でございまして、そういう意味では我々としては適正に判断をされているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　２回目の質疑をお願いします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質疑をさせていただきます。

先ほどの意向の確認です。

御説明ありましたように、何度も県の考えを伝えて受け入れてもらったというそういう説明ですけれども、本人の意向確認というのはそうじゃないですよね。相手にまずそういう意思があるのかどうかを確認するのが先で、県の考え方を押しつけていって相手も理解してもらったというのはこれは本末転倒じゃないですか。ですからそういうふうなやり方は非常におかしいということですよね。どう考えたって今回の公安委員というのは、先ほどありましたように３期９年間は継続して、その専門性も含めて県警察の状況をしっかり把握しながら、今起きている事態に対応していくためにはやっぱり１期３年というのは短いという部分もありますし、ある程度のそういう経験を積みながらこの県警察を指導していくということだろうと思っているんです。ですからこの県の考えを受け入れてもらったというのは、これは非常にやり方としては失礼な話で、本来は最初からそういうような任期が来たときに御本人の意向を意思をまず確認してからそれに対応する。本人が当然こういう流れですから、続けていくというのははっきりしていますよ。ですから３回も二転三転して本人を混乱させるわけですね。ですからそこは非常に県、知事主導の都合のいいやり方でそういう人事を行っているという、そういうふうなことになるわけですね。それとこれまで再任をされてないというのは初めてということですから、これは沖縄県政のあしき事例が公安委員の人事の件で、警察行政それを指導していくという人事の件であしき事例をつくったというのは、翁長県政の本当にあしき県政そのもの自体が非常に汚点を残したということになりませんか。私はそういうふうに思います。

先ほどの県議会の対応についてですけれども、知事の権限、専権で決めていく。すごいこと言いますね。先ほど総務部長からありましたようにいろんな意見が

あったと。そういうふうな問題でいろんな意見があったということを本会議で説明しているわけです。その答弁では知事の専権で、知事が決めていくという答弁です。これはそうであれば与党議員にも諮らぬで、先ほど妙なうわさが出て、与党議員の人が反対という表明をしてその取りまとめをしてまたその代表がその意向を知事に伝えに行ってという、そこから天方委員の再任はもうないという状況がつくられたというそういううわさまで出ているわけですよね。うわさまで出ているのに今の話ではあたかも知事の専権で知事が決めてきて、これからもそうやっていくという。こんな現実と口でやっているということはまさにこれは詭弁じゃないですか。

これは改めて先ほどありましたように、我々が言っているのは議会全体がどうのこうのという形で知事はおっしゃるわけですから、与党議員にそういうふうな説明してお伺いを立てるんであれば、当然そこは野党や中立会派にも伺いを立ててやるということが求められておりますけれども、これはやっぱり知事の姿勢としては非常に片手落ちだというふうに思うわけです。

同時に、先ほど翁長知事は圧力ではなくて議会全体や県民ということを総合的に判断したということですけれども、知事の専権で決めていくというそういう方が議員の意見を聞いたりとかあるいはまた県民の意見を聞いたりとかというふうな、そういう視点でこの公安委員を選任するわけですよね。それは議員とかそういう代表じゃあるまいし、それぞれの議会とかあるいは県民の意見を聞いて本当に公安委員を選任するんですか。これ大きな勘違いをしていませんか。ですから、私はそういう意味からも知事は政治的な観点でこれをやっているというということで思っているわけでありますけれども。

質疑をします。

先ほどありましたようにいろいろ答弁を聞いております。辞任させる理由、法的には問題ない。先ほどの弁護士事務所がどうのこうのということになると、これも理由にはならん。天方委員は最初は再任させない、次は再任させる、次は再任させないというふうなこと。それと知事が議会全体や県民というそういう視点で考えたと。当然もちろんこれは与党の議員の意見も反映されているんでしょう。そういうようなことからしていくと、この公安委員の選考、選任をしていく、今現在の公安委員をやめさせるというところも含めて、本人にも了解を得ないでやめさせて新たな委員を選任するという。そういうようなことが明らかになっているわけですから、これは政治的な中立性を求められる公安委員の選任ということからすると、今まさに知事がやっているのは政治的な中立性を脅かす、そういうやり方だろうと思っているんですね。ですから、これはぜひ天方委員の辞任、あるいはまた公安委員の人事問題については第三者委員会を設置して、この中身をきちっと整理する必要があると思いますけれども、これは富川副知事にお願いしておきましょう。いかがですか。このままでは新たな公安委員がかわいそうですよ。こういうごたごたの中で警察行政を担っていくのは。しっかり第三者委員会をつくって県民に説明ができるような、そこをぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

さらに総務部長は先ほど集まりの中で、議員の中で賛否さまざまな意見があったという説明をしておりました。これは与党の連絡会議のことでしょうか。そこの意見、もちろん反対の意見もあったということだと思いますけれども、そのときに議員から反対の表明があって、それを取りまとめて知事に伝えに行ったというふうなことも聞いております。その辺も含めて、そして同時にまたこの連絡会議は副知事を初め、各部長も一緒に参加をしていたのか。その経緯を御説明お願いします。

以上。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後７時37分休憩

午後７時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

［総務部長　金城　武君登壇］

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたしたいと思います。

まず１点目の、今回の議案についての第三者委員会を設置して検証すべきじゃないかという趣旨の御質問につきましては、我々としては適正に手続を進めたということでございますので、第三者委員会を設置する考えはございません。

それから２点目に、与党代表者説明会、いろいろとあったんじゃないかという経緯についての趣旨の御質問でございます。

この与党代表者議案説明会につきましては、執行部が提出する予定の議案の内容を説明する場でありまして、そういう意味でその場で具体的な発言内容等につきましては言及する立場にございませんで、発言を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋議員、答弁漏れはありましたか――ないですね。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第13号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

休憩いたします。

午後７時40分休憩

午後７時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第４　陳情第79号及び第81号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情２件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７月６日から13日までの８日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明７月６日から13日までの８日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月14日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時43分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章

平成29年７月14日

平成29年
第　３　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　８　号）

平成29年
第　3　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成29年７月14日（金曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第8号

平成29年７月14日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第３号議案及び乙第４号議案（文教厚生委員長報告）

第３　乙第５号議案（土木環境委員長報告）

第４　乙第11号議案から乙第13号議案まで（総務企画委員長報告）

第５　乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案（土木環境委員長報告）

第６　乙第９号議案（米軍基地関係特別委員長報告）

第７　甲第１号議案（総務企画委員長報告）

第８　北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

狩俣　信子さん	新垣　　新君	提出 議員提出議案第２号	
末松　文信君	照屋　守之君		
次呂久成崇君	亀濱　玲子さん		
比嘉　京子さん	平良　昭一君		
西銘　純恵さん	金城　泰邦君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第９　沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書

狩俣　信子さん	新垣　　新君	提出 議員提出議案第３号	
末松　文信君	照屋　守之君		
次呂久成崇君	亀濱　玲子さん		
比嘉　京子さん	平良　昭一君		
西銘　純恵さん	金城　泰邦君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第10　平成28年陳情第83号、同第114号、同第154号、同第162号、同第164号、同第170号、陳情第２号、第15号、第19号、第37号、第40号から第42号まで、第46号の３、第57号、第63号、第66号及び第73号（文教厚生委員長報告）

第11　平成28年陳情第31号、同第32号、同第41号、同第44号、同第46号、同第56号、同第57号、同第64号、同第65号、同第75号、同第84号、同第134号、同第156号、陳情第８号、第29号、第30号及び第35号（土木環境委員長報告）

第12　平成28年陳情第43号、同第80号、同第81号、同第129号、同第131号、陳情第５号、第６号、第17号、第43号、第47号から第52号まで及び第58号から第60号まで（米軍基地関係特別委員長報告）

第13　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案

乙第１号議案　沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例

日程第２　乙第３号議案及び乙第４号議案
　　乙第３号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
　　乙第４号議案　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第５号議案
　　乙第５号議案　沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第11号議案から乙第13号議案まで
　　乙第11号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　　乙第12号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
　　乙第13号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
日程第５　乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案
　　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　　乙第10号議案　県道の路線の認定及び廃止について
日程第６　乙第９号議案
　　乙第９号議案　訴えの提起について
日程第７　甲第１号議案
　　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）
日程第８　北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書
日程第９　沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書
日程第10　平成28年陳情第83号、同第114号、同第154号、同第162号、同第164号、同第170号、陳情第２号、第15号、第19号、第37号、第40号から第42号まで、第46号の３、第57号、第63号、第66号及び第73号
　　平成28年陳情第83号「沖縄県内で学ぶ学生への給付型奨学金」に関する陳情
　　平成28年陳情第114号　離島・北部地区における歯科衛生士の不足に対する学生就学支援に関する陳情
　　平成28年陳情第154号　医療ケアが必要な子供の就学支援と就学の改善を求める陳情
　　平成28年陳情第162号　意思疎通支援事業等の充実に関する陳情
　　平成28年陳情第164号　普天間高等学校の西普天間地区返還跡地への移転に関する陳情
　　平成28年陳情第170号　スクールカウンセラーに準ずる者の待遇改善に関する陳情
　　陳情第２号　ヤンバルに基幹病院の早期創設を求める陳情
　　陳情第15号　沖縄戦身元不明孤児の身元判明事業を求める陳情
　　陳情第19号　北朝鮮による拉致の可能性を排除できない沖縄県民の早期救出と真相解明を求める陳情
　　陳情第37号　北部地域における基幹病院の整備を求める陳情
　　陳情第40号　奨学金制度の拡充を求める陳情
　　陳情第41号　全ての子供によりよい保育を保障し、保育士の処遇の改善を求める陳情
　　陳情第42号　女性の政策及び方針決定過程への参画の促進を求める陳情
　　陳情第46号の３　平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情
　　陳情第57号　南部医療センター・こども医療センターに成人先天性心疾患外来設置を求める陳情
　　陳情第63号　新たな戦没者遺骨仮安置所の建築に関する陳情
　　陳情第66号「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情
　　陳情第73号　沖縄県立普天間高等学校の西普天間地区返還跡地への移転推進に関する陳情
日程第11　平成28年陳情第31号、同第32号、同第41号、同第44号、同第46号、同第56号、同第57号、同第64号、同第65号、同第75号、同第84号、同第134号、同第156号、陳情第８号、第29号、第30号及び

第35号
平成28年陳情第31号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第32号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第41号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第44号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第46号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第56号　本部港「立体駐車場」の早期整備に関する陳情
平成28年陳情第57号　本部港「立体駐車場」の早期整備に関する陳情
平成28年陳情第64号　玉城那覇自転車道の早期整備及び市道整備が重複する路線の早期整備を求める陳情
平成28年陳情第65号　南部東道路整備に関する陳情
平成28年陳情第75号　県内下請業者優先活用の周知徹底に関する陳情
平成28年陳情第84号　伊平屋空港の整備に関する陳情
平成28年陳情第134号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
平成28年陳情第156号　県営古波蔵第３市街地住宅の整備に関する陳情
陳情第８号　ペットに対する受動喫煙防止対策を求める陳情
陳情第29号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
陳情第30号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情
陳情第35号　県内各離島の港湾整備及び港湾環境の整備に関する陳情

日程第12　平成28年陳情第43号、同第80号、同第81号、同第129号、同第131号、陳情第５号、第６号、第17号、第43号、第47号から第52号まで及び第58号から第60号まで
平成28年陳情第43号　第353特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回を求める陳情
平成28年陳情第80号　Ｆ16戦闘機の嘉手納基地への大挙飛来に対する陳情
平成28年陳情第81号　Ｆ15戦闘機からのフレア誤射に対する陳情
平成28年陳情第129号　ＡＶ８Ｂハリアーの墜落事故に関する陳情
平成28年陳情第131号　ＡＶ８Ｂハリアーの墜落事故に関する陳情
陳情第５号　ＭＶ22オスプレイ墜落事故に関する陳情
陳情第６号　嘉手納基地における米軍機の騒音激化に関する陳情
陳情第17号　嘉手納基地における米軍機の騒音激化に対する陳情
陳情第43号　嘉手納基地から派生する夜間訓練による騒音激化に関する陳情
陳情第47号　嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める陳情
陳情第48号　米軍大型車両の小学校通学路への進入に関する陳情
陳情第49号　米軍ＣＨ53大型輸送ヘリコプターによるつり下げ訓練の即時中止を求める陳情
陳情第50号　嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の中止を求める陳情
陳情第51号　Ｆ16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する陳情
陳情第52号　たび重なる嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情
陳情第58号　嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める陳情
陳情第59号　Ｆ15戦闘機の部品落下事故に関する陳情
陳情第60号　米空軍兵のひき逃げ事件に関する陳情

日程第13　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	3　番	親　川　　敬　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	4　番	新　垣　光　栄　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	5　番	次呂久　成　崇　君
2　番	玉　城　武　光　君	6　番	宮　城　一　郎　君

7 番	大城憲幸 君	27 番	仲村未央 さん
8 番	金城泰邦 君	28 番	照屋大河 君
9 番	西銘啓史郎 君	29 番	仲宗根悟 君
10 番	新垣新 君	30 番	崎山嗣幸 君
11 番	座波一 君	31 番	金城勉 君
12 番	比嘉瑞己 君	32 番	砂川利勝 君
13 番	西銘純恵 さん	33 番	具志堅透 君
14 番	平良昭一 君	34 番	島袋大 君
15 番	上原正次 君	35 番	中川京貴 君
16 番	当山勝利 君	36 番	座喜味一幸 君
17 番	亀濱玲子 さん	37 番	嘉陽宗儀 君
18 番	當間盛夫 君	38 番	新垣清涼 君
19 番	上原章 君	41 番	狩俣信子 さん
20 番	山川典二 君	42 番	比嘉京子 さん
21 番	花城大輔 君	43 番	大城一馬 君
22 番	又吉清義 君	45 番	糸洲朝則 君
23 番	末松文信 君	46 番	照屋守之 君
25 番	渡久地修 君	47 番	仲田弘毅 君
26 番	玉城満 君	48 番	翁長政俊 君

欠 席 議 員（1名）

39 番　瑞慶覧功 君

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治 君	政務調査課長	宮城弘 君
次長	平田善則 君	副参事	前田敦 君
議事課長	勝連盛博 君	主幹	城間兼 君
課長補佐	平良潤 君	主幹	新垣勝弘 君
主幹	中村守 君	主幹	上原毅 君
主査	宮城亮 君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、狩俣信子さん外11人から、議員提出議案第２号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書」及び議員提出議案第３号「沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書」の提出がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案の条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県情報公開条例及び沖縄

県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義の明確化、その他所要の改正を行う必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、公布の日とするとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税のエコカー減税の見直し・延長、不動産取得税の居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る税額算定方法の導入、及び保育の受け皿整備のための課税標準の特例措置の拡充など所要の整備を行う必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新たな税額算定方法の導入により不動産取得税の総額はどうなるのか、また、今回の算定方法の適用物件はいつ完成したものからかとの質疑がありました。

これに対し、新たな税額算定方法は、タワーマンション１棟の税額を階層ごとの案分割合により補正するものであり、税額総額は変わらない。また、適用物件は、平成29年４月１日以降の新築完成物件が対象となり、平成30年４月１日以降から傾斜配分の課税がされるとの答弁がありました。

そのほか、タワーマンションの各階層ごとの税額案分方法を導入する理由及び固定資産税を含む税制改正の市町村との関係などについて質疑がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの導入に伴い、手数料等の徴収方法及び納付時期について所要の改正を行う必要があるため警察関係手数料条例、県税条例及び証紙条例を改正するものである。施行期日は、平成29年10月２日とするとの説明がありました。

本案に関し、電子申請及びワンストップサービスは個人の利用を想定しているのか、また、電子申請及び電子決済等は、24時間、年中対応可能かとの質疑がありました。

これに対し、申請及びサービスは個人での利用も可能であるが、スキャナーなどのパソコン周辺機器の整備が必要となるので、自動車関連業者が代理申請で利用すると想定している。また、電子申請等は24時間、365日申請可能である。ただし、夜間や休日の申請分は平日の勤務時間中に受理して処理することになるとの答弁がありました。

そのほか、車庫証明の年間処理件数、電子申請利用による手数料軽減措置の有無、電子申請及びワンストップサービスの導入による先進県の状況及び業務軽減見込みなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案の条例議案３件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案、乙第２号議案及び乙第６号議案の３件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第３号議案及び乙第４号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第３号議案及び乙第４号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第３号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法に基づく指定通

所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービスに関する基準等を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、指定放課後等デイサービスに関する人員配置基準を見直すこと、同サービス事業者に対し、放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表を義務づけること、及び公布の日から施行することであるとの説明がありました。

本案に関し、指定通所支援の事業の基準見直しに至った理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度に創設された放課後等デイサービス事業において、年々事業者が急増する中で、利潤追求を優先する余りサービスの質の低下が見られる事業所の存在が指摘されたことから、基準の見直し等を行うこととしたものであるとの答弁がありました。

次に、事業所が実施する事業内容に関する情報の利用者への提供について、努力規定から義務規定に変更される理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、障害のある児童の保護者が通所を検討する際に、事前に各事業所の支援体制や支援内容を把握できるようにするとともに、各事業者に対しよりよいサービスの提供を促進していくものであるとの答弁がありました。

そのほか、県から事業所への丁寧な指導助言の実施、自己評価のあり方とその公表方法の内容、県及び市町村の事業所に対する指導体制のあり方、児童指導員や障害福祉サービス経験者の定義、児童指導員等の待遇、事業所数及び通所している児童数、サービス提供対象者の年齢及び保護者の負担する料金などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことを踏まえ、就労継続支援Ａ型に係る運営に関する基準を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、利用者の希望を踏まえた就労機会の提供の義務化、利用者に支払う賃金及び工賃の適正化、また、運営規程の項目に生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加すること、及び公布の日から施行することであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正により、現在、賃金や工賃などに自立支援給付を充当できなくなる事業所は今後どうするのかとの質疑がありました。

これ対し、本改正により自立支援給付を賃金等に充ててはならない旨が規定されることから、同給付を賃金等に充当している事業者については、今後は生産活動を高めることにより、より収益を上げ、経営の安定化を図っていく必要があるとの答弁がありました。

次に、主に就労継続支援Ａ型の改正になるが、沖縄県の最低賃金とのかかわりについてどのようになるのかとの質疑がありました。

これに対し、就労継続支援Ａ型については、利用者が就労する事業者との間で雇用契約を締結するものであることから、利用者については最低賃金が保障されているとの答弁がありました。

そのほか、工賃の適正化の内容、事業所の生産活動を高めるための支援のあり方、事業所の特徴を出すための取り組み、就労継続支援Ｂ型の内容、事業所が民間企業と同レベルの収益が上げられるのかという疑問、農福連携推進事業の内容、就労継続支援Ａ型事業所の圏域別の充足率、経営コンサルタントの導入及び活用のあり方、利用者のモチベーションを上げるための考え方などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第３号議案及び乙第４号議案の条例議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案及び乙第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案及び乙第４号議案の２件は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第５号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第５号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第５号議案「沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例」については、包括的かつ円滑に景観形成を推進するため沖縄県屋外広告物審議会を廃止し、沖縄県景観形成審議会と統合するものである。

改正の主な内容は、沖縄県景観形成審議会の調査審議事項に沖縄県屋外広告物条例で規定している事項を加えるものであり、施行期日を公布の日とするとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県屋外広告物審議会を廃止し、沖縄県景観形成審議会と統合するメリット及びデメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、両審議会の委員の専門分野が重複していることや審議事項の関連性が強いため、行政の総合性、効率性の確保の観点から、統合によるメリットは大きい、デメリットは特にないと考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄県景観形成審議会に設置予定の屋外広告物部会以外にどのような部会が設置されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今後の審議会の中で、機動的に集中して議論する必要がある事項などについて、部会を設けることもあると考えているが、現時点で屋外広告物部会以外に想定している部会はないとの答弁がありました。

そのほか、審議会及び部会の委員数、条例改正による景観形成面への影響、条例違反の実態調査の状況、条例改正による効果、条例違反に対する指導状況、広告物の設置基準、広告物の内容の規制等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第５号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第11号議案から乙第13号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書(議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第11号議案から乙第13号議案までの同意議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員３人のうち１人が平成29年７月31日に辞職することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、委員が任期満了前に辞職する理由及び委員選任における地域バランスへの配慮の有無などに

ついて質疑・答弁がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員７人のうち２人、及び予備委員１人が、平成29年７月21日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が、平成29年７月21日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、委員選任要件の有無、現任・後任委員ともに弁護士を提案する理由、委員の再任慣例の有無、現任委員が１期で任期満了になる理由、知事の公安委員会委員任命権の根拠及び裁量等について質疑・答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち乙第13号議案については、沖縄・自民党及び公明党所属委員がそれぞれ意見を表明した後に退席し、採決の結果、乙第13号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

次に、乙第11号議案及び乙第12号議案の同意議案２件については、採決の結果、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第13号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま議題となりました乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」、賛成の立場で討論を行います。

私は、今提案の委員人事には賛同し賛成する立場であります。しかしながら、このたびの天方委員を辞任させた人事については、大きな疑問を抱いております。

天方委員は、県警の活動は違法行為に対応するものと明言し、県警察を指揮監督したわけであります。この天方委員に対して与党議員から不満の声が寄せられたと聞いておりますけれども、翁長知事が県警の活動は違法行為に対応するとした天方委員を辞任させたことは、翁長知事は違法行為を放置する公安委員を望んでいる、そのようなことにならないか懸念をするものであります。

公安委員会や警察行政の政治介入、警察行政の政治的中立性を損ない、基地反対運動の立場を優先した警察のあり方を目指すものであるというふうに考えるものであります。翁長知事は以前にも県警察本部に対して、反対現場の警察の対応に抗議した経緯もあり、県知事が県警に抗議する前代未聞のことを行い、今回また政治介入による政治的な配慮によって公安委員を辞任させる異常な事態であります。このようなことができるオール沖縄県政、翁長県政はまさに独裁政権であると私は考えております。諸見里教育長を辞任させた経緯、あるいはまた伊江病院事業局長を辞任させようとしたこと、特に翁長知事の人事行政は、相手の立場を無視した独裁的な対応であると考えております。

翁長知事就任以来、選挙功労人事、そのことについてはマスコミ等からも指摘されて、今なお翁長知事の都合による人事行政は全くあきれるばかりであります。何よりも与党議員や翁長知事の都合で沖縄県の人事行政が進められていることに県民の代表として憤りを感じているわけであります。

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　問題点を整理して述べさせていただきます。

何と言っても大きな問題は、天方委員本人の意向を確認せず、県当局、翁長知事の意向によって辞職させたことにあります。このことは法の趣旨に反する行為でもあり、法律違反の疑いがあります。天方委員も本会議で県当局から、１回目は再任なし、２回目は再任の方向、３回目、最終的には再任なしと、県当局の都合で二転三転したことを証言しており、翁長県政の公

安委員の人事について天方委員の意思を無視した対応を説明しているわけであります。

沖縄県には公安委員を含めて各種委員会があります。就任のときも、再任のときも、退任のときもまず本人の意思を確認することが一番でありますけれども、天方委員御本人の確認なしに辞任させることも県政史上初めてのことだと思います。翁長県政の人事行政の冷たさを感じるわけであります。特に理解不能なことは、天方委員を再任するのに法的に特に問題はないとしながら辞職させたことであります。天方委員は弁護士でもあります。通常、法的に問題がないのであれば当然天方委員は再任であります。翁長知事が政治的な理由で、天方委員を辞職させることがこのことからもよく理解できるわけであります。

沖縄県の公安委員は３期９年が慣例となっており、これまでにみずから辞任した委員は２人しかおりません。お一人は２期６年務めて御自身の御都合、そしてまたお一人は、１期途中で市長選挙出馬のために辞任し、そのほかは３期９年務めているわけであります。天方委員は１期で辞任させることになり、これまでの沖縄県の公安委員の任期からは特に異例中の異例でやめさせられております。翁長県政の人事行政の冷たさを感じます。

私は、天方委員は翁長知事の政治的な判断によって辞任させられたと考えております。７月３日の一般質問で、６月４日の与党連絡会議あるいはまた６月９日の幹事会、６月12日の庁議、６月13日の議会運営委員会等々の説明があり、与党の圧力によって行政がゆがめられているとの質問に対し、翁長知事は、議会全体あるいは県民そういったことを総合的に判断と答えております。まさにこのことからも、議会全体とは与党議員の声や圧力を認めたかの答弁をしているわけであります。このように政治的に中立公平を旨とする公安委員、あるいはまた警察行政に与党の声を反映させる翁長知事のやり方は異常だと思われます。公安委員人事への政治介入であります。天方委員は本会議で、与党議員の、高江ヘリパッド工事の警備をする機動隊が不当弾圧と指摘されているとの質問に、県警の活動は違法行為に対応するもの、弾圧や不当弾圧は主観的で若干扇動的で必ずしも正しい表現ではないと答弁をしております。特に与党議員の多くはこのような趣旨の質問で反対する立場で、公安委員に改善を求めるような質問が繰り返されてきたわけであります。

このように天方委員が与党寄りの答弁や警察に指示しないことに不満を寄せ、天方委員の再任に圧力をかけたものであるのではないかと考えるものであります。いずれにしても、本来は与党・野党それぞれの立場を超えて、天方委員の県警の活動は違法行為に対応するもの、この対応を評価し、県民にもその旨説明するのが当然だと思うわけであります。

今、高江も辺野古も工事が再開されて、改めて公安委員会が政治的に中立公正に、県警は違法行為に対応していく。このことを確認し、そのような公安委員を選んでいくのが当然のことであると考えているわけであります。今回の天方委員の人事について、政治介入の圧力や働きかけの疑念が残されたことは、まことに残念であります。同時に翁長知事の人事行政の中立公平性が改めて問われる場面でもございます。

特に気になることは、県政与党である共産党は、「警察行政から腐敗・横暴をなくすために　国家公安委員会制度等の改革についての緊急提案」の中で、「警察から独立した国家公安委員会に」、「警察庁から独立した事務局体制を確立する」などの提案がなされており、共産党は現在の公安委員会や警察行政のあり方に不満を抱き、沖縄県においても翁長県政の与党として公安委員の改革を進めようとしているのではないかと考えるものであります。このような意向を翁長知事が反映させていると考えると、政治的な中立性が危惧されるわけであります。

以上、申し上げてきましたけれども、天方委員を辞職させた今回の公安委員の人事については、県民からも警察行政の中立性や、あるいは政治的な立場の中立性の観点からも疑問が寄せられております。

県当局においては、天方委員の辞任に係る第三者委員会を設置して調査を行い、その結果を県民に報告することを強く求めるものであります。このことが公安委員会や警察行政、あるいはまた沖縄県当局に対する信頼の回復につながるものだと考えております。

今、翁長県政の人事のあり方は多くの県民から疑念が持たれております。前副知事の教育長を辞任させた問題、そのことも第三者委員会の設置を通して問題提起しておりますけれども、なかなか県当局は対応していない。このような実態がございます。ぜひ今回の天方委員を辞任させたその経緯についても客観的な第三者委員会の検証が必要だと考えておりますけれども、対応方を県当局に強く申し入れをしておきます。

なお、このたびの委員の選任については賛同し賛成をいたしますけれども、阿波連委員におかれては天方委員同様、県警の活動は違法行為に対応するもの、この理念や方針をしっかりと実践し県民の期待に応えていくよう強く要望するものであります。

以上で賛成の立場からの討論といたします。

御賛同いただきますようにお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　日本共産党会派を代表して、乙第13号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」賛成の立場から討論を行います。

先ほど沖縄・自民党会派からあたかも共産党が今回の人事案件に政治介入したかのような事実無根の発言がありましたが、意図的な公党への攻撃であり抗議をいたします。

やめさせた、辞任させたと意図的にゆがめているが、この人事案件は任期満了に伴うものであります。あたかも政治介入によってやめさせたとの攻撃は当たりません。委員の人事案件は知事が最終的に判断して議会に提案するものであります。

よって、乙第13号議案に賛成をします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより乙第11号議案から乙第13号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案から乙第13号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

──────────◆・・◆──────────

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

──────────────────────────

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案の議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第７号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成27年第８回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工Ｐ２～Ｐ３）の契約金額６億9768万円を278万1000円減額し、６億9489万9000円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の減額であるとの説明がありました。

本案に関し、減額の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、減額分と増額分を相殺した精算変更であり、減額分については、当初予定していた伸縮継ぎ手装置が施工できなくなったための減額であるとの答弁がありました。

次に、新設橋の完成年度と既設橋を含めた全体の最終完成年度はいつかとの質疑がありました。

これに対し、新設橋の完成年度は、平成30年度である。全体の完成年度については、平成31年度中に完成させたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、既設橋の工事内容及び工事期間等について質疑がありました。

次に、乙第８号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成29年第１回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その１）の契約金額７億9488万円を2372万5440円増額し、８億1860万5440円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、工事の見積もり段階で予測できるものではなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の増額変更は、去る２月に発生した大雨により、トンネル坑口部のり面が崩壊したことによる工事中止期間中の機械損料等について増額するものであり、このような大雨による工事中止は想定外のものであるとの答弁がありました。

次に、日ごろから崩落の予測調査は行っていないのかとの質疑がありました。

これに対し、工事区間内の状況は確認しているが、去る２月の大雨により、島尻層の弱い地盤が急に崩れたものであるとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「県道の路線の認定及び廃止

について」は、県道の路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第７条第２項及び第10条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、宮古島市道下里通り線の県への移管に伴い、県道平良新里線及び県道平良久松港線の起点を変更する必要があるため、県道の路線の認定及び廃止を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、宮古島においては、観光客の増に伴い交通量が多くなり、交通渋滞が起こっている。平良新里線の機能を十分発揮できるよう、最新の交通量調査を含め、対策が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、地元の意見も聞きながら、現況を確認した上で交通量調査の必要性があれば必要に応じて対応したいとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案の議決議案３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって乙第７号議案、乙第８号議案及び乙第10号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第９号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました乙第９号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第９号議案「訴えの提起について」は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件について訴えを提起するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設工事施工海域において、沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁破砕等行為を行おうとしていることから、これを差しとめるため提訴するものであるとの説明がありました。

本案に関し、差しとめ訴訟提起の目的は何か、また、岩礁破砕等の事実もなく、漁業権を有しない県が裁判を起こすことができるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄防衛局は県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっている。無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の原理の観点から差しとめ訴訟を提起する判断に至った。侵害行為がなされていない段階であっても、いまだなされていない将来の行為を予防的に差しとめることを裁判所に求めることは可能であるとされており、沖縄県漁業調整規則では、漁業権が設定されている区域において知事の許可を得ない岩礁破砕等を行うことを禁止し、一般的な不作為義務を課していることから、県は国に対する不作為義務の履行請求権に基づき差しとめ訴訟を提起するものであるとの答弁がありました。

次に、去る３月14日付の水産庁長官から知事宛ての文書において、漁業権が法定の手続を経て放棄された場合、岩礁破砕手続は必要ないと明記されているが、県がそれを否定することができるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該文書については、これまでの見解が変わる内容であったため、県として重く受けとめ水産庁に対し２度にわたり照会をしたが、具体的な内容の回答はなく結論のみ回答があった。また、去る５月24日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、水産庁の政府参考人から、各都道府県が事務を処理するに当たり誤解の生じないように念のためこういう形で情報提供をしたものであると答弁があり、当該

文書については情報提供であるとコメントされている。従来の見解を変えていないという答弁もあることから、水産庁の指導の重みからすると、平成24年の技術的助言の通知を尊重して運用することが適切であると判断しているとの答弁がありました。

次に、沖縄防衛局が岩礁破砕許可は要らないと解釈する権限を持っているのかとの質疑がありました。

これに対し、岩礁破砕許可手続は法定受託事務であるが、本県は国内においても非常に特異な海域特性を有しているので、その運用は県知事が担っている。今回、事業者は県に見解を求めることなく水産庁に照会した見解を示している状況である。また、岩礁破砕許可の前提となる漁業権の免許関連事務は自治事務であり、地方自治法において、「国は地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」と規定されていることから、解釈権限は県にあると考えているとの答弁がありました。

そのほか、漁業者との意見交換の有無、岩礁破砕手続の目的、弁護士の見解、弁護士過誤の可能性、弁護士の指導助言の内容、敗訴した場合の裁判費用の取り扱い、県が埋立承認をした目的、漁業権の一部放棄と岩礁破砕等許可に関する水産庁と県の見解、水産庁の回答文書の内容、埋立承認と岩礁破砕許可の関係性、情報提供及び技術的助言の文書としての位置づけ、これまでの裁判との関係性、水産庁の技術的助言の内容、名護漁業協同組合に対する漁業補償額、そのほかの知事の権限、訴訟を繰り返すことの懸念、漁業権の定義、水産庁とのさらなる議論の必要性等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から反対意見の表明があり、公明党及び維新の会所属委員が退席し、採決の結果、乙第９号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　沖縄・自民党の山川典二です。

本議会に上程されました乙第９号議案「訴えの提起について」、反対する立場から討論を行います。

この議案は、翁長知事が国を相手に岩礁破砕行為を伴う工事の差しとめを求める訴訟と判決までの工事中断を求める仮処分を同時に提起するものであります。今回このような提訴の論理構成や争訴の資格要件も疑わしく、明らかに無理がある訴えの提起をせざるを得ないほど追い込まれた翁長県政は、その行政能力に明らかに限界が見えてきたと言わざるを得ません。

翁長県政はレームダック県政と言えます。ちなみにレームダックとは、欧米でよく使われる政治用語で役に立たないとか、主体性がなく責任もとらず、やる気がなく、そして周りに全部お任せ状態の政治家を指す言葉です。任期満了間近の大統領や首相などがその政治的影響力が失われた状況を指しますが、翁長知事は約１年半の任期が残されています。ところがその影響力は失速しておりまして、まさにレームダック知事と言わざるを得ません。宜野湾市長選挙を初め、宮古島市、浦添市、うるま市の４つの市長選挙でトップに立って支援した候補者がことごとく落選しました。先日行われました那覇市議会議員選挙では、翁長知事の後継者の城間市長を支えていました与党候補者、特にオール沖縄の現職の議員が続々落選しまして、与党過半数を獲得できず、少数与党の可能性も出ております。翁長知事の影響力、求心力が弱まっていることを物語っております。

翁長知事の、知事選挙当選以来最大の公約であります辺野古へ新基地はつくらせないというスローガンは現実的には破綻をしております。ずっと反対を唱えながら、言葉とは裏腹に辺野古湾沿岸での埋立工事は現実に進んでいるからです。ことしの２月から沖縄防衛局がキャンプ・シュワブ沿岸でボーリング調査などの埋立本体工事に着手し、４月25日には護岸工事が始まり２カ月半が過ぎていますが、これから移設工事はさらに本格化していきます。翁長知事が公約を守るために残された道は撤回しかないと思います。しかし現実的に撤回を行うハードルは非常に高いと言わざるを得ません。仮に翁長知事が工事の撤回をすれば国は是正の指示を行い、国地方係争処理委員会の判断を経て県と国はまた裁判になることは間違いありません。撤回をめぐる訴訟では、高裁の判決が出るまでには国地方係争処理委員会の審理を踏まえても半年から７カ月

間ほどの時間だと言われております。仮に国が撤回の効力を停止する申し立てを行わないとしますと、工事停止期間は半年から７カ月間、国が執行停止の申し立てを行うと工事停止期間は１カ月程度の期間となるおそれがあると言われております。既に工事は進んでおりますので、国は執行停止の申し立てを行うと考えられます。撤回をしても１カ月程度の工事停止期間だと県にメリットはありません。

翁長知事は３月の辺野古移設反対集会で、必ず撤回をすると発言し会場から大きな拍手が沸き上がり大喝采を浴びたそうですが、あれから４カ月が過ぎようとしています。知事は必ず撤回をすると言い続けながらそういうアクションを起こしておりません。何らかの手段で県民の目をそらし、知事が国と闘う姿勢を見せなければならないというところに知事の苦しい現実が浮かび上がってきます。知事の支持者などからは撤回を強く求められ迫られておりますが、そのため撤回の理由や根拠探し、また裁判で負けない理論武装の構築までの時間稼ぎとして今議会で議案提案された訴えの提起がなされたのではないかと思わざるを得ません。なぜなら今回の訴えの提起は岩礁破砕の事実を確認したものではなく、今後破砕するであろうとの予測に基づき行うものであり、また岩礁破砕の許可を要しないとの法律の解釈権を持つ水産庁の見解さえも無視したものであるからです。レームダック翁長知事ですから、辺野古移設工事反対で政府との直接的な政治交渉は一切せず、全く勝つ見込みのない裁判を繰り返すばかりです。まさに県民の血税の無駄遣いであり、さきの最高裁での県の敗訴や和解条項を無視した知事の職権濫用と言われても仕方がありません。

本員は、本議会の６月30日の一般質問で知事の政治姿勢についての差しとめ訴訟について聞きました。その中で、さきの最高裁判決の内容は県に和解条項の遵守を義務づけていると思うが知事の見解はとの質問に、知事公室長は、最高裁判決は公有水面埋め立ての不作為の違法確認訴訟の判決であり、今回の工事差しとめ訴訟とは別のものであり、和解条項もこの訴訟には及ばない旨の答弁がありましたが、この答弁は全く解釈をたがえたもので間違っており、詭弁であることを指摘しておきます。そもそも和解条項が出た背景には、延々と続く裁判闘争、訴訟合戦を避け、双方の協議と並行し是正指示取り消し訴訟１本で最終決着をさせることにありました。そして国と県が合意した和解の趣旨は、国の是正指示に対し県は国地方係争処理委員会の決定が県に有利か不利かのあるなしにかかわらず、取り消し訴訟を提起し並行して協議を行うとされています。翁長知事は当時和解条項の件で、官邸の菅官房長官との会談で、裁判の結果にこだわらず和解条項の合意を守るという確認のための長官の質問に、異論はないですとはっきりと県知事として約束をしています。したがって、国地方係争処理委員会の決定が和解の想定外の内容となったとしても県の手元には国の是正指示が残ったままとなっていたのであり、そうであれば県は是正指示を取り消すためには国地方係争処理委員会の通知を受け、１週間以内に取り消し訴訟を提起しなければならなかったのです。しかし県はこれを完全に無視し、是正指示による取り消し訴訟を提起しなかったことで国は県の不作為を違法とし、違法確認訴訟を提起したのであり、和解条項に沿った是正指示からの一連の流れがこれでよく見えるというふうに思います。現に裁判所の判断も和解条項に沿ったものとなっておりました。是正の指示がなされた３月16日から１週間後の３月23日の経過により相当の期間が経過したとしております。相当の期間は本来法律で30日としている期間を和解条項では１週間とし、その間に県が取り消し訴訟を提起することを国と県も合意したのです。裁判所の判断も相当期間を１週間としていることは和解条項５項、６項を根拠としております。本来ならば高裁判決では被告の県は是正指示の取り消し訴訟を提起すべきであったのですが、それをしなかったために国が提起することになった本件訴訟にも国と県が合意して和解条項の効力が及び、また協議は並行して行うべきものと理解するのが適正です。なお、和解条項は国における代執行訴訟において被告である県が不作為の違法確認訴訟の確定判決に従うと表明したことが前提とされているところ、被告の県も原告の国も錯誤はなく、和解条項は有効に成立し不作為の違法確認訴訟にも和解協議の効力が及ぶことは明白です。さらに最高裁判決では、和解条項に直接触れていませんが、期間の経過、不作為の違法についての判断で和解条項５項、６項に規定される期間１週間を適用していることから、和解条項を前提に判断していることは明らかです。和解条項は埋立訴訟だけに限定するという県の見解がありますが、そうではないということをここで強調しておきます。

以上のことから、県は国との和解条項の合意を守るべきであり、最高裁での県の敗訴により翁長知事は和解条項の遵守を守らずほごにし、さらに工事差しとめ訴訟の訴えをすることは司法判断に対する裏切り行為であり、知事の法律無視、知事権限の濫用であります。国との約束を簡単に破るという信用を失う言動は沖縄県の県益に資するものでは決してありません。

1996年のＳＡＣＯ合意から21年が経過しました。当時の橋本龍太郎総理大臣が、米軍普天間飛行場の移設を一日も早くお願いしたいという宜野湾市民の切実な願いからこの話が始まりました。しかし既に21年、世界一危険と言われる普天間基地の危険性の除去、そして宜野湾市民に目に見える形での基地負担を減らすこと。そして代替施設の整理縮小など課題は山積しております。我々政治の立場にいる者も一日も早くこの問題を解決するのが県益に資するものだというふうに思います。今回の差しとめ訴訟に係る訴えの提起がなされても県が裁判に勝てる見込みは現実的には非常に低く、そしていたずらに時間がかかるだけで解決への道筋は遠のくばかりであります。そしてまさに税金の無駄遣いでもあります。

よって、乙第９号議案「訴えの提起について」は反対をいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

25日間にわたる６月定例会も本日が最終本会議となりました。去る２月定例会に比べ短い会期の中でしたが、与党、野党、中立会派そして無所属の方とも多くの県政課題について活発な議論ができたことは、私自身にとっては収穫の多かった議会となりました。皆様の御指導、御鞭撻に感謝いたします。

それでは乙第９号議案「訴えの提起について」、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

乙第９号議案は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件について訴えを提起するため沖縄県議会に諮られたものです。本会議及び米軍基地関係特別委員会においても多くの議論が交わされました。これらの議論の中から幾つか見えてきたものがあると思います。

まず今回提起される訴えとは、水産資源保護法の目的を果たすため沖縄県漁業調整規則に定められた手続を国にしっかりと遵守してもらうために行うということです。

４月25日キャンプ・シュワブ内の大浦湾では沖縄防衛局によって護岸工事が着工し、沖縄県漁業調整規則に定める岩礁破砕等許可を受けることなく岩礁破砕等行為が行われようとしています。県は防衛局に対し岩礁破砕等許可を受けるように再三行政指導を行ってきましたが、名護漁業協同組合が特別決議により工事施工海域、これは臨時制限区域とよく報道等で言われているところなんですけれども、この漁業権を放棄したことを根拠に知事に岩礁破砕等許可を受ける必要がないとの解釈をしているため、どこかで立ちどまって、すなわち護岸工事もストップして互いの主張のいずれが正しいのか、第三者を交えて法に照らして判断する必要性を求めているということを理解することができました。

次に見えてきたことは、沖縄防衛局が何ゆえ名護漁業協同組合が臨時制限区域の漁業権を放棄したことを根拠に知事に岩礁破砕等許可を受ける必要がないと解釈しているのかです。

これは防衛省整備計画局長が水産庁長官に対して行った照会によるところが大きいようです。水産庁長官の回答によると、当該区域は漁業権の設定されている漁場内に当たらず、岩礁破砕等を行うために許可を受ける必要がないと解されるとのことを回答したことによっています。なるほど、水産庁は防衛省の主張を後押ししているようにも感じられました。沖縄県知事にも水産庁長官から防衛省にはこんなふうに回答しましたよという通知が届いています。しかし今回の水産庁回答または通知は、過去の通知に比べ驚くほど変遷しており、180度正反対の見解になっております。参考までにどのように違うか例示してみます。

まず過去の通知です。これは平成24年６月８日付の水産庁長官からの沖縄県知事宛て「漁場計画の樹立について」という文書です。大事なところを抜粋しますとこう書かれています。漁業権の変更について、「組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」、すなわち変更（一部放棄）との表記はこれを同一とみなし変更するには知事の免許が必要ということなんです。これは昭和60年の政府見解において「「共同漁業権の一部放棄」が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」でも確認されていました。

今回の通知です。水産庁から防衛省にはこのように回答しましたよというやつですが、私はこの２つは明らかに正反対の結論を述べているように感じられました。しかしながら、ことし５月24日の衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、水産庁漁政部長によると、「見解の変更ではない。誤解のあった実態があった」と答弁しているわけですから、大変困惑している次第でございます。県民の皆様において

も、この２つの文書、同じように捉えることができるのか、これもまた同じように疑問を感じるところです。

この後、沖縄県は文書で２回にわたりこの誤解の詳細を水産庁に質問しているのですが、結論のみで具体的な誤解の例示がなされておりません。会話のキャッチボール、コミュニケーションが全く成立していないやりとりも今議会委員会での質疑に見えてきました。しかしこの状態、近年ではこの現象は余り驚くことではありません。少し時間差を置いて国会も開催されておりましたが、森友学園や加計学園の疑惑、さらには共謀罪に関する国連特別報告者の指摘などに対して、指摘は全く当たりませんというコメントを政権重要ポストの方々が多く発していました。普通こうこうこういう理由で、理由や根拠を添えて全く当たりませんというのであれば、全く当たらないに合理性が伴ってくるのですが、ただただ全く当たりませんでは、くだんの国連特別報告者に中身のない逆切れと言われても仕方のないところです。私はその方々のメンツに配慮して中身のない反論ぐらいに抑えておきたいと思います。

このように政府のその方々からしてこういうわけでありますから、行政庁もそうなってしまうのでしょう。テレビで見る乾いたやりとりが沖縄県と防衛局、そして水産庁の間でも行われているということです。ちなみにこれらの文書ですが、今回の質疑でわかったことは「このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」とする平成24年６月８日付の「漁場計画の樹立について」は、地方自治法第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であり、直近の水産庁長官の回答、当該区域は漁業権の設定されている漁場内に当たらず、岩礁破砕等を行うために許可を受ける必要はないと解されるという通知は情報提供ということです。この技術的助言と情報提供には私たちの考える以上に違いがあります。前者は助言・勧告、是正の要求、是正の指示といった行政庁の関与を伴う文書であり、後者の情報提供はその関与を伴わないという違いです。例えばもし後者の情報提供文書を根拠に沖縄県が事業を進め、後に何らかの問題が発生したとします。そのとき沖縄県が水産庁の情報提供を根拠にしたのでと釈明しても、いやいや沖縄県さん、水産庁の情報提供は関与ではありませんので私どもにどうかしろと言われても困ります。こういうことになってしまいます。一方、前者の技術的助言は水産庁の関与も伴いますので、問題発生時の解決について格段の違いがあります。沖縄県として、同一組織でありながら見解が異なる２つの文書が存在する場合、しっかりと関与を示す文書を根拠に行政手続を進めていく、これは当然のことではないでしょうか。その他にもそもそも漁業権とは何ぞや、漁業権の設定に対する漁場計画の樹立とは、計画を立てた後その後は、海区漁業調整委員会さんも登場して設定変更の際の手続にどのようにかかわるのかもわかり、今議会は辺野古埋立問題のことを行政手続の観点から読み解く大変有意義なものになりました。

これらの新しく私が身につけることができた知見に照らして、乙第９号議案普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件について、「訴えの提起について」に賛成いたします。

知事のあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという公約はそれはそれで大いに支持するものですが、今回特に農林水産部のとうとうとした答弁を拝聴する中で、手続なく進められる岩礁破砕等行為や漁業権の変更に係るしかるべき手続に携わる現場の最前線の県職員の真摯な取り組みは、政治的な思惑が陳腐に感じることもしばしばありました。漁業権の解釈を180度曲げる、必要な岩礁破砕等許可の手続をなきものにしようとする手法は、逆に中央政府のほうがあらゆる手段を用いてでも辺野古に基地をつくってみせるという姿に見えてしまいました。これまでたびたび行われた行政指導や事前協議の求めにも応じない政府・防衛局、そしてついに護岸工事が着手され時間との闘いの中で訴えを提起せざるを得ない現状は大変残念であります。中立会派の議員の方からもありましたが、いつまで訴訟、いつまで対立を続けるのかという質問がありました。これまでも県は鋭意協議の場を求めてきましたが、仮にこの訴えの提起が可決され司法の場で争うことになったとしても、これまでの努力をやめることなく今まで以上に県には努力して解決に向けた話し合いの場をつくっていくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

ニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　岩礁破砕の差しとめ訴訟について、反対の立場から討論を行います。

まず１点目、裁判の目的であります。

誰のどのような利益の追求か、全く疑問でございます。岩礁破砕のおそれで裁判が起こせるのか、これは本当に大きな疑問です。岩礁破砕によって誰がどのような利益、不利益になるのかが裁判では争点になるはずであります。沖縄県は漁業権における岩礁の件で利益を追求する権利は有しておりません。よって、県や翁長知事はその権利者ではありませんから訴訟にはそ

ぐわない、私はこのように考えております。

２点目は、岩礁破砕の件は本来は水産庁とより具体的に共通認識を図ることがまず優先されるべきであります。漁業権あるいはまた岩礁破砕、岩礁そのものの認識が異なること自体が異常であります。県はまず漁業権や岩礁について水産庁との協議をしてそれから訴訟を考えるべきであります。

３点目、岩礁破砕のおそれだけでは訴訟として提起することは厳しいと考えております。裁判は事実に基づいて行われるものであり、何とかのおそれ、犯罪のおそれ、その可能性では訴訟として提起できないのではないかと私は考えております。裁判は事実に基づいて法に照らして検証し、判断するものであります。県当局は岩礁破砕の事実はないと語っており、その意味からも訴訟は控えるべきであります。

４点目、軍特の議論で農林水産部の参事は、漁業権や岩礁の件は漁業者の権利を守ると説明しております。今回の裁判は、漁業権を有する漁業者が漁業権における岩礁の破砕で漁業に影響を受けるとのことで訴えると権利、利益がはっきりしますから訴訟として成り立つと私は考えております。ところが沖縄県や翁長知事は漁業権を有していないばかりでなく、今回の訴訟について権利を持つ漁業者や漁業組合と一度もこの件で話し合うことなく勝手に訴訟を提起しようとしているわけであります。今改めて権利者である漁業者や漁業組合との話し合いを行った後に対応を考えるべきであります。

５点目、漁業権における岩礁の件について。

権利を持つ漁民や組合の意向を無視する行為は違法行為であります。漁業法の定めと権利を無視するやり方はやめたほうがいいと考えております。

６点目、今回の訴訟によって県は埋立工事をとめることを目的としております。さきの最高裁判決で県は敗訴し、法律違反が確定し、また県、国との和解によって裁判の判決やその趣旨に従って手続を進めることに協力する旨の約束を行っております。今回の裁判の提起は、このように県も和解の条項に従うという条項に反する行為だと私は考えております。最高裁判決以降の和解条項、その趣旨は工事中止ではなく手続を進め、埋立工事ができるようにするのが和解の約束事項であります。今回の裁判は工事をとめるための手段であることから、和解に反する行為であると言わざるを得ません。

７点目、裁判費用について。

今回の訴訟で約500万円かかるとされております。県が負けてもそのお金は戻ってこないとのことであります。これまで県は約9000万円かけて裁判を行い、敗訴して問題は解決していないのが現状であります。本来は翁長知事は県民にわびて今後の対応を説明すべきであります。約9000万円は県民のための一般財源であります。翁長知事個人の予算ではございません。貴重な一般財源9000万円を使い、何の成果も出さずその説明も県民にせず、また新たな裁判費用約500万円をかけて訴訟を起こす、県民無視の県政であります。

翁長知事は、以前から指摘しておりますけれども、総理大臣と直接政治交渉によってこの問題解決を図るべきであります。何度言っても聞きません。大田元知事は、革新県政でありながら橋本総理大臣と17回にわたって直接交渉を行ってきたわけであります。なぜ翁長知事はみずから努力せず裁判闘争に明け暮れるか、全く理解ができません。今、辺野古反対や賛成の県民から翁長知事に不満と失望が寄せられていると私は聞いております。

８点目は、沖縄県の国からの情報隠しについてでございます。

せんだって本会議における防衛大臣発言について、県は驚きと怒りに似た答弁をしておりましたけれども、この問題については平成25年４月に国から既に説明があったようであります。その際には返還条件も８項目明示されております。軍特でそのことを確認すると、説明がなかったとのことでありますけれども、平成26年９月25日の代表質問で当時の公室長は、緊急時における那覇空港第２滑走路の利用についての質問に「「いわゆる再編実施のための日米のロードマップ」においては、「民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる」」と答弁をし、平成25年４月に国が示したその統合計画に沿った説明を既に県がやっているわけであります。平成25年４月には先ほど申し上げましたように８つの返還条件が既に県に示されているわけであります。この件をせんだっての軍特委員会で謝花公室長に確認をしました。その当時は謝花公室長は企画部長でありました。又吉知事公室長の答弁は私の隣におりましたので、承知をしております。そのときには「移設条件にはなっていないわけです」との説明であります。平成26年９月25日の代表質問ですから、国は平成25年４月には既に県に対して移設条件８項目を示しているわけであります。しかしながら謝花公室長は「移設条件にはなっていない」とせんだっての軍特では説明をしているわけであります。この答弁は事実と異なります。つまりうそをついたこ

とになっていると私は考えているわけであります。さらに民間空港の緊急時の使用というのは、石垣空港なり宮古空港なりそういったものがあり、我々からすると米軍の緊急時の使用は必要やむを得ない限り行うべきではないという答弁はしていた。このことをせんだっての軍特委員会で謝花公室長はこのように言っているわけであります。民間空港の緊急時の使用というのは石垣空港なり宮古空港なり、そういった米軍の緊急時の使用は必要やむを得ない限り行うべきではない、必要やむを得ないとその当時から謝花公室長は企画部長のときから認識をしている。これが事実であります。せんだっての本会議の答弁はこのことで全て覆るんじゃないですか。そのときは知らなかった、そのことを隠して平成26年に具体的にそういうことがあった、そのことを謝花公室長は企画部長として民間空港の緊急時の使用についてもやむを得ないと認めていた。これはまさに８つの移設条件の中に入っているわけであります。そのような形でこれまで県がみずから国からの説明を受けてやったことを隠して、あたかも全く初めての出来事かのようなあの本会議の答弁、それによってマスコミを初め県民に大きな誤解を与えている。この責任は大変大きなものがあると私は考えているわけであります。先ほどから言いますように８つの移設条件は既にそのときにあるわけであります。そこを隠してあたかも知らなかった、このような形で県民に誤解を与える。マスコミに対しても誤解を与える。このような県政は一体何だという怒りに満ちた思いもあるわけであります。

これはまさに県が与党議員を初め、我々野党議員に対しても本来はしっかりと平成25年あたりから現在に至るまで説明をし、その大事な問題について問題を共有しながら諮るべきでありますけれども、あたかも本当に何も知らなかった。軍特でも何度問い詰めてもそれは知らなかったというふうな全く誠意のない答弁に終始しているわけであります。

今、このような事実が明らかになった以上、防衛大臣発言に係る一連の知事を初め公室長の答弁は大幅に変更すべきであります。また同時に、県民に大きな誤解を与えたことを私はわびるべきだと思っているわけであります。同時にマスコミにもわびるべきだと思っております。これは事実を隠し、県政を挙げての隠蔽でございます。翁長知事はこの責任をどのようにとるか明らかにすべきであります。

いずれにしても辺野古反対、つくらせないの翁長知事の対応は手詰まりになっておりまして、事実も隠す、県行政がそのようなことをやる。闘う手だては裁判だけのことで今回の訴訟になっていると考えるわけであります。繰り返します。今回は、県や知事は裁判に訴える資格があるのか、その疑問です。

次に、仮に裁判になったとしても負けることはほぼ間違いないと私は考えております。これまで9000万円の予算をかけて、負けてその責任も県民にも説明なしで、また新たに500万円以上かける。約１億円かけて裁判を行う。これはむしろ県民の大切な予算ではなくて、翁長知事本人の予算で本人のお金でやるべきであります。これ以上、県民負担で裁判闘争に明け暮れる。その裁判闘争で判決が出た後に本当にこの問題、辺野古の問題が解決するのか、このことを非常に危惧するわけであります。

さらにまた、この裁判によって県民から弁護士に対する弁護士過誤の問題が提起されております。弁護士に対して県民から損害賠償の要求が出てくる、そういう可能性まであるわけであります。これは当然であります。弁護士は専門的に法律の観点からさまざまな手続も含めてこの裁判が成り立つのか、あるいは勝つ見込みがあるのか、そのようなことも含めて県当局にしっかりとアドバイスをしながらやるべきであります。そのしわ寄せは全て県民にかかっているからであります。

そのようなことも含めて今回の裁判は、私はほかの人たちに任せて翁長知事は国との政治交渉によって問題解決を図っていただきたい。そのことを強く改めて訴えるわけであります。同時に翁長知事は今反対をしながら辺野古をつくらせております。最高裁の判決で負けて、そのままほったらかせば工事は再開はしませんけれども、埋立承認取り消しを取り消すことによって国は工事が再開できる。その環境をつくったのは翁長知事であります。そのようなことも含めて、その責任も県民に対してしっかりと説明を果たしながら口では反対、つくらせないと言いながらつくらせている現状、そのことも含めて県民にしっかりと説明をする必要があると私は考えております。いずれにしてもこれまで最高裁判決も含めて裁判闘争で負けて県の言い分が通らないにもかかわらずまたさらに裁判を起こして問題解決を図ろうとする、このようなことはもう県民は理解しないし許せないと思っているわけであります。これ以上、無駄な予算をかけずに翁長知事はお金をかけずにしっかりと総理大臣と向き合ってこの問題の解決、政治交渉により問題の解決をしっかり果たしていただきたい、そのような思いを込めて反対の立場からの討論といたします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党県議団を代表し、乙第９号議案「訴えの提起について」賛成の立場から討論を行います。

この訴えの提起は、安倍政権・沖縄防衛局が前知事が出していた辺野古の海の埋め立てに伴う岩礁破砕許可がことしの３月31日で切れているにもかかわらず、新たに４月１日以降の工事許可を受けずに岩礁破砕行為を行おうとしていることから、その違法行為を差しとめるため提訴を行うととするものです。

沖縄防衛局は、突如岩礁破砕許可を受けなくてもいいと言い出してきています。その理由は、名護漁協が漁業権の一部放棄を総会で決めたから知事の岩礁破砕許可は要らないと言い出しているようです。これは、これまでの政府水産庁の見解を全く無視したものにほかなりません。水産庁は平成24年６月８日付県への技術的助言の中で、「漁業補償契約等による「漁業権の変更」について　漁業補償の際に、組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」と、県知事の変更免許が必要であると明確に述べております。さらに、沖縄防衛局は、勝手に岩礁破砕許可は要らないと解釈していますが、これもとんでもないことです。2000年に地方自治法の改正が行われ、これまで国が上位で県は下位という関係から、国と地方・県は対等・協力の関係になりました。以前の機関委任事務という国の仕事を地方自治体が肩がわりしていた事務も法定受託事務と自治事務に変わりました。自治事務というのはそれぞれの地方自治体が事務に関して責任を持つというものです。地方自治法第２条第13項は、自治事務について「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」と規定しています。今回の漁業権の免許関連事務は自治事務であります。つまり、この自治事務である漁業権についての解釈権は県にあることは明確であります。解釈権のある沖縄県知事が漁業権は存在しているから岩礁破砕許可の申請を出しなさいと行政指導しているのに、解釈権のない事業者である沖縄防衛局長が漁業権は存在しないから岩礁破砕許可は要らないというのは、自治事務を根底から覆すまさに無法に無謀を重ねる二重の暴挙と言わざるを得ません。漁業権の存在している海域での岩礁破砕許可をとらずに岩礁破砕行為、いわゆる埋立工事を強行することは違法であります。

安倍政権は法治国家といいながら、ここ沖縄において違法な工事を強行するのは断じて許せません。沖縄県としてちゃんと法律を守ることを求め、裁判に訴えるのは当然のことであります。

最後に、この辺野古の埋立工事は辺野古の海を埋め立て、２本の滑走路を持ち、弾薬搭載機能を備え、強襲揚陸艦を接岸できる軍港機能を備えた耐用年数200年の基地をつくろうとするものであります。そして、最近、アメリカの会計検査院の報告書には、辺野古の新基地ができても、滑走路が短いために民間空港の使用条件が満たされなければ、普天間基地は返還されないとの趣旨のことが明記され、稲田防衛大臣もそのような答弁を行い、県内に衝撃が広がっております。また、アメリカ会計検査院の98年の報告書には那覇国際空港は米軍基地の緊急着陸滑走路として利用可能だと書かれております。

辺野古新基地を日本国民の税金でつくる。これこそ税金の無駄遣いではないでしょうか。普天間基地はそのまま使い続け、那覇空港も米軍が使うというアメリカ側の理不尽な狙いは断じて許せません。辺野古新基地建設は即時断念すべきです。県知事の許可を受けることなく、違法工事を強行していることに多くの県民は抗議の思いを強めております。誇りある豊かな沖縄を目指す知事の決意が込められた今回の訴えの提起に賛同するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　ただいま議題となりました乙第９号議案「訴えの提起について」、会派おきなわを代表し賛成する立場から討論を行います。

この議案は、普天間飛行場代替施設建設に係る岩礁破砕等行為の禁止請求事件について訴えを提起するための地方自治法第96条第１項の規定により、議会の議決が求められている議案であります。

沖縄県漁業調整規則第39条第１項には「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」とされています。しかし、沖縄防衛局は沖縄県から再三にわたり岩礁破砕許可を受けるよう行政指導されたにもかかわらず、許可

を得ることなく、護岸工事に着手しました。今後工事が進められていけば、岩礁が破砕されることは明らかであり、違法な岩礁破砕行為が行われようとしています。このことは、公有水面埋立承認願書に記載されている工事の内容からも今後沖縄防衛局が岩礁破砕行為を行うことは確実な状況にあることから、沖縄県としては許可のない岩礁破砕行為が行われないよう、法的措置を求める提起であります。

沖縄防衛局は、今回の岩礁破砕許可申請を行わなかったのは、水産庁へ照会を行い、沖縄県漁業調整規則第39条第１項に規定する漁業権の設定されている漁場内には当たらないから、沖縄県知事の許可を受ける必要はないとしています。つまり、名護漁協が新基地建設にかかわる海域の漁業権の一部を一部放棄を決議しているから、沖縄県知事の許可は必要ないとしているのです。しかし、これらの主張は以下の２点からも適切な判断に基づく主張ではありません。

１つ目に、昭和60年の政府への質問主意書への回答です。こういう質問です。埋立計画に対して共同漁業権の一部放棄が漁協総会で決議された場合、共同漁業権はその決議によって一部消滅するのかという問いに対し、回答は、漁業権を変更しようとするときは都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではないとするのが従来の政府見解です。

次に、平成24年６月８日付水産庁長官から都道府県知事宛てに出された「漁場計画の樹立について」の通知です。この通知文の４、免許後の漁業権の変更について、「(3)　漁業補償契約等による「漁業権の変更」について」次のような説明があります。「漁業補償の際に、組合の総会の議決を経た上で、漁業者との間で「漁業権の変更（一部放棄)」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」。法第22条の規定は「漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。」との規定です。

以上のことから、沖縄県漁業調整規則第39条第１項により、「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」ことは明らかです。許可のない岩礁破砕行為は違法行為であり、基地建設を強行しようとするために法解釈を曲げることは断じて許されません。

以上申し上げ、乙第９号議案に対する賛成討論といたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○金城　　勉君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより乙第９号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、乙第９号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後 １時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第７　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号)」は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る訴えの提起に伴い、対応を要する経費について予算を措置するものである。補正予算案は、歳入歳出ともに517万2000円で、補正後の改予算額は、7354億4817万2000円となる。歳入の内容は、繰入金の財政調整基

金繰入金である。歳出の内容は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る訴えの提起に対応する経費であるとの説明がありました。

本案に関し、訴訟経費の内容はどうなっているのか、また、今回の訴訟経費は補正予算案に計上した金額で十分なのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の訴訟経費は訴状の作成や証拠の整理、裁判所での訴訟行為全般を行う弁護士３名分の委託料である。また、今回の補正額は一審の地方裁判所での訴訟対応分となっており、一審判決まで全てこの予算額で対応する予定であるとの答弁がありました。

次に、今回の訴えが裁判所に受理されなかった場合、補正に計上した経費はどうなるのか、また、門前払いの場合の責任は誰がとるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回計上した経費は、裁判所での訴訟行為全般に対応するための経費となっており、訴訟対応がなくなった場合でも、訴状の作成や証拠の整理の分が含まれており、弁護士に全額支払う契約を行う予定である。また、門前払いとならないよう県としては訴訟行為全般を行う弁護士とともに対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、財政調整基金繰入金の内容及び基金残高、普天間飛行場移設に係る過去４回の訴訟費用及び過去の訴訟と差が大きい理由、弁護士との提訴前の調整状況、調整記録の有無及び県訴訟理由開示の可否、提訴までの県庁内部手続の流れ及び訴訟理由の正当性、漁業権設定の根拠、理由及び権利者、漁業権放棄に対する水産庁のこれまでの見解及び新たな情報提供の内容、岩礁破砕許可手続に関する県と政府との調整状況、辺野古埋立承認を知事が撤回しない理由、那覇空港第２滑走路建設と辺野古埋め立てとでの岩礁破砕許可手続の違い、普天間飛行場移設に係る政府との協議回数などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から反対意見の表明があり、また、公明党及び維新の会所属委員がそれぞれ意見を表明した後に退席しました。採決の結果、甲第１号議案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　沖縄・自民党、又吉清義です。

甲第１号補正予算517万2000円の訴えの提起について、反対の立場で討論をいたします。

議案として提出された甲第１号補正予算517万2000円についてですが、この予算は辺野古埋立海域での漁業権設定をした海域の漁業権消滅が漁業法第31条において臨時総会で平成28年11月28日可決されたにもかかわらず、岩礁破砕に関する許可は知事側は必要である、防衛局側は許可は必要ないと、県と国の双方の解釈の違いによる法廷闘争に持ち込まれて争われるための弁護士委託料とのことです。

補正予算が議会で議決されると委託をお願いする３カ所の弁護士事務所に支払われていくとのことが委員会で明らかになりました。また、これまでの調査研究の結果を踏まえて、裁判に勝てる要素があるかとの質問に対しても、相談弁護士からの明確な判断の答弁もない状態の中、訴訟を行うという御説明であります。

補正予算の517万2000円は議会で議決されると、委託をする弁護士にすぐに一括払いされ、その後、裁判を行う岩礁破砕の訴えの提起の訴状が作成され、裁判所に提出されます。前もって支払われた金額517万2000円はたとえ訴状が却下され、差しとめ訴訟の裁判が行われなくても支払われた金額は１円も返金されません。裁判を起こすために組まれた517万2000円の補正予算は、裁判が行われるのか行われないのか明確でない状態の中、一括払いであることに県民は納得できるのでしょうか。

あえて申し上げます。訴状が受理されず、裁判が却下されても、支払った金額は１円も返金されません。今指摘した諸問題点を取り上げてみても、到底県民が納得できるものではありません。また、確実に勝訴できる確かな裏づけもない状態の中、翁長知事の裁判を行う今回の取り組みに、多くの県民は全く許しがたいことでしょう。これまで、翁長知事は４回の裁判において勝てるという意思のもと争われましたが、結果は完全に敗訴し、約１億円相当の県民の大切な税金が無駄になっただけであり、基地問題の解決に向けた取り組みは何の進展・効果もありません。今回も全く同じ

無駄な費用であり、５回目の敗訴と言っても過言ではありません。

そこで、平成25年９月１日、漁業権設定がされた辺野古埋立地域と那覇空港第２滑走路埋立海域において今日どのような違いがあるのか、少し御説明をいたします。

まず第２滑走路埋立海域においては、平成26年１月30日に申請された岩礁破砕等申請は翌月の２月14日に知事から許可されましたが、期間は平成29年２月13日でありました。引き続き２回目の岩礁破砕等申請が29年１月12日申請され、３月９日、知事から許可され現在に至っております。

辺野古埋立海域においては、岩礁破砕等許可の申請が平成26年７月11日に行われ、８月28日に知事から許可があり、岩礁破砕許可期間は29年３月31日でありました。そこで、辺野古埋立海域においては岩礁破砕等許可期間中に改めて28年11月28日、埋立部分と新規の埋め立て以外の臨時制限区域を名護漁業協同組合は漁業法第31条に基づき漁業権消滅の臨時総会を行い、漁業権消滅が可決されました。その時点で辺野古埋立海域の２カ所の岩礁破砕の知事への許可申請は29年４月１日から法的制限は排除され、必要なくなりました。漁業法第31条は「共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。」と明記され、第22条の「都道府県知事に申請してその免許の許可を受けなければならない。」と明記されているのは、漁業権の分割または変更であり、放棄は明記されておらず、知事に申請して免許を受ける必要はありません。その漁業権消滅手続を、31条を辺野古埋立海域は既に28年11月28日に完了しており、対する那覇空港第２滑走路においては31条の手続が行われてなく、岩礁破砕は那覇空港第２滑走路埋立地においては知事の許可が必要であり、反面辺野古埋立地、埋立海域では知事の申請許可は全く必要ないこととなります。

漁業権の設定がされているこの２カ所の海域の岩礁破砕の法的根拠は全く異なります。７月６日の新里勝也農林水産部参事の答弁において、内閣府沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所ですが、こちらも漁業権者、これは関係５漁協でございますが、５漁協の漁業権の一部放棄の議決を受けておりますが、議決権の消滅した場所も含めて消滅を決議した場所を含めて、岩礁破砕等許可申請を行っておりますと答弁がありましたが、とんでもない間違いです。那覇空港第２滑走路は平成25年９月１日漁業権免許の更新により、漁業権設定が復活したにもかかわらず、一部放棄の手続が行われてないため、知事への免許申請許可が必要になります。また、平成24年６月８日水産庁の「漁場計画の樹立について」の通達文により、一部放棄は変更に該当するとの県の判断でありますとの答弁ですが、通達文の４、免許後の漁業権の変更について、(3)、漁業補償契約等による漁業権の変更について、一部放棄は法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものでありませんとの解釈が正しい解釈であり、かつ水産庁は変更と放棄は混同しないようにと照会文書で丁寧にお答えもしております。

以上、県当局の答弁と解釈について述べてまいりましたが、１、那覇空港第２滑走路の埋立海域は平成25年９月１日に復活した漁業権設定がされた状態のままであり、漁業権消滅手続が行われてなく、岩礁破砕を行うのには知事への申請許可が必要であります。それに対して、辺野古埋立海域においては、復活した漁業権設定は28年11月28日、漁業権消滅手続が漁業法にのっとり完了しており、知事への申請許可は必要ありません。だから、２カ所の法的岩礁破砕手続はおのずから一緒ではありません。

２番目、水産庁から通達された文書に対して（24水管第684号）、解釈を明らかに誤解をしていると思います。

３番目、裁判費用として組まれた補正予算517万2000円は、訴状が受理されず裁判が行われなくても、その費用は既に前もって支払われており一切の返金もできませんと、御説明が当局からも明らかになりました。

４番目、岩礁破砕の差しとめ訴訟を行うのに、裁判で勝てるかどうか十分なる確信もない状態で訴訟を起こすには余りにも見切り発車状態としか思えません。

以上、何点か申し上げ、指摘すると同時に、甲第１号補正予算517万2000円に反対討論といたします。

基地問題を解決するに当たり、議員諸侯の良識ある御判断をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　社民・社大・結連合の当山です。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど午前中可決されました、訴えの提起に係る費用の補正予算であります。

さて、沖縄県の景気は好調に推移し、沖縄21世紀ビジョン基本計画中間報告の展望値として、平成33

年度の沖縄県総生産額は５兆円を超え、県民所得も270万円を余ると予測されています。好調な沖縄県内景気、そして、沖縄県の経済を支える一つの柱である観光も１兆円を目指し、その下支えをするための那覇空港第２滑走路埋立工事が現在行われています。

この那覇空港増設工事においても、辺野古新基地建設の埋立工事においても、既得権である各漁協は埋立事業における漁業権の一部放棄について同意することを議決し、あわせて当該工事に係る岩礁破砕行為を同意することを議決しています。そして、那覇空港増設工事におきましては、平成26年１月30日付で岩礁破砕許可を申請し、県は平成26年２月14日から平成29年２月13日までの許可期限を定めて許可を行い、さらにこの許可期限が来る前に、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所は新たな許可申請を提出しています。これは、水産庁が平成24年６月８日に長官から都道府県知事に対して技術的助言として出されたものに沿って判断し、新たな岩礁破砕の許可を行っています。しかしながら、沖縄防衛局の判断はそれと全く異なり、名護漁業協同組合が総会の特別決議を経て、漁業権の一部放棄を行ったことをもって漁業権は消滅したとして、岩礁破砕等許可を受ける必要がないとし、県がことし５月26日に岩礁破砕許可を申請するよう沖縄防衛局に行政指導したにもかかわらず、防衛局は許可不要、申請不要と回答、申請に応じておりません。国の機関で判断が真反対に分かれ、一方は水産庁が発した技術的な助言に従い再申請を行い、防衛省は再申請を必要なしとしてちぐはぐで御都合主義な判断をしています。

漁業権の設定されている漁場内において、岩礁破砕等行為を行う場合は知事の許可を受けなければならないと、沖縄県漁業調整規則第39条に規定されています。漁業権の一部放棄は漁業法第22条に規定される漁業権の変更に該当するものであり、岩礁破砕を伴う工事を行う沖縄防衛局は沖縄県に対して岩礁破砕許可申請をしなければならないのは明らかです。

新聞紙上で大学の先生が識者評論として次のようにわかりやすく解説していらっしゃいます。「自動車の運転免許を取得した者は自動車のみならず、原付も運転できるが、自動車の運転免許を取得した者が「原付き運転の権利の放棄」を決めたところで運転免許の内容が変わることはない。漁協が「漁業権の一部放棄」を決議したところで漁業権の内容が変わることがないのは、それと同じである。免許を受けた者の意思決定で、権利の内容が変わることはない。」。今、Ｋ９護岸は波打ち際から約100メートル沖合に造成され、消波ブロックも置かれています。公有水面埋立承認願書に記載されている内容から、岩礁破砕等がこれから確実に行われようとしていることは明らかであります。そして、差し迫った状況となっております。

沖縄県は国から全国10区域が指定されている国家戦略特区の国際観光イノベーション拠点となっており、世界水準のリゾート地の整備と環境や文化を生かした観光ビジネスの振興などで、外国人観光客をふやすことが期待されています。しかし、国土の0.6％しかないこの沖縄に米軍専用施設が約70.6％も集中している現状は余りにも差別的な扱いであり、さらに新たな基地をつくることは沖縄県民の理解を得られるものではありません。観光業は安定した平和な世界情勢の中で成長するものであり、その情勢の変化で大きく左右される産業であることは、あのアメリカで起きた同時多発テロのときに沖縄の観光が打撃を受けたことでわかります。

国は米軍基地が集中する沖縄にさらに新たな基地を押しつけようとしています。世界情勢の変化で基地が集中する沖縄の生活と経済が大きく揺らぐことは容易に想像できます。新たな基地を押しつける、普天間基地は閉鎖撤去すべきです。

最後になりますが、日本は法治国家です。日本国内で無許可の行為を放置することを許すことはできません。本来許可申請をしなければならないにもかかわらず、許可申請をしなくてもよいという身勝手な判断の上に立った工事に対して、差しとめ訴訟を沖縄県が提起することは当然です。県は弁護士や行政法学者などの方々と検討を重ね十分法律構成は可能だと判断していることから、辺野古新基地建設における岩礁破砕等行為の差しとめ訴訟に係る経費として517万円の補正予算は必要であります。

以上、申し上げて賛成討論といたします。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、こんにちは。

維新を代表いたしまして、甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」に対しての反対の立場での討論を行います。

まず、同議案はさきに議論いたしました、採決いたしました乙第９号議案訴えの提起に伴いその経費517万2000円を財政調整基金から繰り入れ、計上するものであります。我々は乙第９号議案訴えの提起に対しても反対をいたしました。そして、私たちは決してこの辺野古移設を容認しているわけではありません。1200メートル、1800メートル滑走路というものがこ

の安全保障、防衛上の効果・運用等に本当に適しているのかという疑問等もあります。そして、今6000億と言われる予算、それが本当に6000億で済むのか、約１兆円超という莫大な予算になるのではないかという点でも我々は辺野古容認ということに対しては反対をしております。

我々、日本維新の会、無駄遣いをなくすということが一番の政策でもありますので、この無駄遣いをなくすということは大変重要じゃないかというふうにも考えております。

今度の予算、我々２点考えております。

まず１点目、今回、第５回目の提訴ということになっております。これからあと何回提訴するのか、訴訟合戦をするのかわかりませんが、政治が安易に司法に頼る構造になっているのではないかということを指摘しておきます。亡くなられました大田元知事も先ほどありました、国との裁判やりました。しかし、その前に当時の橋本総理と17回にわたり直接交渉をやってきた。しかし、翁長知事は今、安倍総理と何回お会いし、直接交渉ができているのかということの疑問点もあります。そういった直接交渉もなかなかできない状況にあるのかということになります。辺野古に新基地はつくらせないために何でも反対では解決は遠のくのではないでしょうか。政治は妥協の産物だとよく言われます。妥協とは主張が対立している場合、お互いの主張を幾分かずつ譲り合って、一つの結論、取り決めを導き出すことであります。

今、県、翁長知事は政府が辺野古の新基地建設を進めるためには公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続等、今後もさまざまな知事の権限にかかわる手続を経る必要があるとありますが、しかし、これらの手続をやれば新基地はつくれることになるのではないでしょうか。辺野古に新基地はつくらせないどころか、司法の判断で新基地を翁長知事がつくらせているということにもなるのではないでしょうか。知事初め、我々政治、そして議会は政治の本来の役割をもっと自覚し、日本政府あるいは米国政府としっかりと議論すべき時期に来ております。

２点目であります。

今度の517万2000円、血税であります。この我々二元代表制の地方行政にとって、県民の税金である予算の決定権は議会であります。弁護士が裁判にするということで上げる、そして、行政もその分で提訴をやる。しかし、弁護士にもこの県行政のほうにも責任はありません。その予算を通すのは我々議会であります。議会に最も責任があると考えております。

今回は漁業権と岩礁破砕行為をめぐる国との解釈の違いを争点として提訴しておりますが、その意義や根拠、そしてまた仮処分の効果等には疑問が残り、そもそも裁判所にこの案件が受理されるのかという多くの世論の声があることも間違いありません。

517万2000円の予算に対し、受理されなくても経費であることで予算は戻ることはありません。無駄にならないようにしなければなりません。血税を無駄使いしてはなりません。提案する知事よりも決める議会の重い責任を自覚するということ、安易に賛同するものではありません。

よって、我々、甲第１号議案平成29年度一般会計補正予算に反対する立場で討論いたしましたが、議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号）」に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算517万2000円は、辺野古新基地建設をめぐり無許可で岩礁破砕を続けようとする国に対し、沖縄県として工事の差しとめを求める訴訟費用の予算であります。

今、安倍政権が行っている辺野古での埋立工事は、政府がこれまで示してきた法律の解釈を180度変えて強行している違法な工事です。法治国家にあるまじき違法工事である以上、沖縄県は正々堂々と司法に問うべきであり、翁長知事の決断を支持し、補正予算に賛成するものです。

今回の工事差しとめ訴訟の大きな争点は、名護漁業協同組合の行った漁業権の一部放棄によって漁業権が消滅するのかどうかが問われております。

安倍政権は名護漁協が漁業権を一部放棄したのだから漁業権は消滅した。だから知事からの岩礁破砕許可は必要ないと主張しております。しかしこれは従来の政府の法解釈とは180度違うものです。昭和60年の国会答弁では漁協が一部消滅を総会で議決しても直ちに共同漁業権が消滅するものではないとの見解を示し、平成14年の水産庁長官通達、そして平成24年の水産庁による都道府県への技術的助言など、どの政府見解をとってみても一貫して漁業権の一部放棄では漁業権は消滅しないというものでした。すなわち今回名護漁協の漁業権の一部放棄を特別決議は行っておりますが、それは漁業法第22条で示す変更に当たるものであり、翁長知事に変更申請をして免許を受けなけれ

ば漁業権は消滅しない。したがって工事施工区域は今でも漁業権が設定されている漁場であり、政府が岩礁破砕行為を行うには翁長知事の許可が必要であることは法に照らせば明らかです。

安倍政権はこれまでも沖縄防衛局が私人になりすまし、行政不服審査請求を行うなど法律の解釈をねじ曲げて基地建設を強行してきました。辺野古新基地建設のためならば法律さえも解釈で変えていく。法治国家にあるまじき強権政治を許してはいけません。沖縄県はこれまでも仲井眞前知事の埋立承認時の留意事項に基づき本体工事前の事前協議を政府に求めてきました。しかし政府は一方的に協議の打ち切りを県に通告したままです。沖縄県との対話を拒否する一方で、菅官房長官は最高裁判決で沖縄県は負けたのだから和解条項に従うべきだとの趣旨の発言を繰り返しております。しかしここで言う和解条項とは、昨年12月の最高裁判決、違法確認訴訟のものではなくそれより前の代執行訴訟で結ばれたものです。全く別の裁判での和解条項を持ち出し、論点をすりかえ、あたかも翁長知事が約束を守っていない、沖縄がわがままを言っていると意図的に印象づける発言は政府による印象操作だと批判されても仕方がないのではないでしょうか。

辺野古新基地建設反対、主権者である私たち沖縄県民の圧倒的民意を踏みにじり、事前協議にも応じず、辺野古が唯一と法律の解釈も変えて問答無用で工事を進めていく。今の安倍政権の強権政治は、復帰前の沖縄で自治は神話だと言い放ったあの米軍占領時代と何も変わりません。私たちの先輩たちは神話だと言われた自治をかち取るために県民みんなで力を合わせて歩んできました。

今回の辺野古埋立工事差しとめ訴訟も私たち沖縄県民が地方自治を獲得し、体現していく歴史の一歩になることに確信を持って、甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号)」の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　会派おきなわ、新垣光栄、甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号)」について賛成の立場から討論を行います。

本議案は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る費用について、その財源を財政調整基金から歳入に繰り入れるため必要な予算の補正を行うものとなっております。

私たち日本は法治国家であり、地方公共団体・県は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役目を広く担い、地域における事務及び法令で定められている他の事務を総合補完的に執行する主体となっていることが定義されております。みずからの判断と責任において実現させることを保障されている責任主体になっております。その県が今回法令で定められている岩礁破砕等の許可手続を不要にすることはできません。そこで差しとめ請求事件に係る経費として必要な予算であります。どう鑑みても沖縄防衛局はことしの３月31日に許可期限が切れた岩礁破砕等の許可更新を新たに手続を行うのは当然であり、県行政としては幾ら県であったとしても無許可の行為を放置することはできないという法律による行政の観点から当たり前のことであります。

例えば沖縄総合事務局は、那覇空港第２滑走路の増設工事でことし２月13日で岩礁破砕許可の期限が切れたもので県に対して許可の新たな更新手続を行い、県は３月９日に岩礁破砕更新許可を出しています。このことはつまり許可更新申請が必要であることを実証しております。確かに名護漁業協同組合が総会の決議を経て、いわゆる漁業権の一部放棄を行いました。沖縄防衛局はそのことをもって岩礁破砕等許可を受ける必要がないとしております。しかし、漁業権の一部放棄とは漁業権の変更に該当するものであり、そのために県に対して沖縄防衛局においては許可権者である県の指導に従い速やかに岩礁破砕等許可申請を行うべきであります。

よって、沖縄防衛局側に重大な違反があれば毅然とした措置をとることは行政として当然であり、本補正予算が原案どおりに可決されなければ、住民自治の根幹である地方自治の法令遵守、行政自治事務の遂行維持に大きな支障が生じ、地方自治の体をなくします。

以上のことから、甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第１号)」について原案のとおり決するべきものであると思っております。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき原案に同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○上原　　章君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、**日程第８　議員提出議案第２号　北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書**及び**日程第９　議員提出議案第３号　沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

狩俣信子さん。

〔議員提出議案第2号及び第3号　巻末に掲載〕

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　ただいま議題となりました議員提出議案第２号及び議員提出議案第３号の２件につきましては、７月７日に開催した文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第２号につきましては、北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第３号につきましては、沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第２号を朗読いたします。

〔北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号及び第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第２号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書」及び議員提出議案第３号「沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号及び第３号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　日程第10　陳情18件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました陳情18件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情18件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情18件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第11　陳情17件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕
○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情17件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情17件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情17件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第12　陳情18件を議題といたします。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕
○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました陳情18件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情18件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情18件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第13　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第３回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後２時12分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　比　嘉　瑞　己

会議録署名議員　　上　原　　章